

「思想統制」から「教学錬成」へ
——文部省の治安機能——

荻野 富士夫

文部省の治安機能

——「思想統制」から「教学錬成」へ——

はじめに

目次

I	思想統制の始動—社会科学研究の抑圧（一九二八年以前）	……1
1	「思想善導」の前史	……2
2	高校社会科学研究会の抑圧—岡田良平文相の登場—	……3
3	社会科学研究の全面的禁圧へ—京都学連事件とその後—	……6
II	思想統制体制の確立—学生課から学生部へ （一九二八年—一九二九年）	……13
一	三・一五事件と学生課の設置	……14
1	社研解散と「左傾教授」追放	……14
2	為政者層の懲遷—枢密院・議会	……15
3	学生課の新設	……17
4	抑圧取締の強行と空回り	……19
二	四・一六事件と学生部への拡充	……23
1	学生部への拡充	……23
2	思想善導の始動	……25
III	思想統制体制の展開—学生部（一九二九年—一九三四年）	……29
一	学生思想運動との全面的対決	……30
1	学連解体後の抑圧取締	……30
2	学生思想問題調査委員会	……33
3	思想善導の本格化	……35
4	ストライキ・学内騒擾の沈静化へ	……37
5	中学校・小学校教員・青少年団体への抑圧始動	……41
二	学生思想運動の逼塞化	……45
1	学生部＝「教育警察」の本領	……45
2	学生思想運動の封じ込めへ	……48
3	「転向」学生の処遇	……52
4	右翼学生運動への対応	……54
三	「思想対策ノ確立」へ	……56
1	国民精神文化研究所の設置	……56
2	長野県二・四教員赤化事件	……60
3	滝川事件	……66
4	思想対策協議委員	……69

IV	思想動員体制への転換－思想局（一九三四年－一九三七年）	……73
一	「思想上ノ指導監督」施設としての思想局	……74
1	文部省への逆風	……74
2	思想局の創設	……76
二	思想局の対策と施設	……82
1	学生思想運動への警戒の持続	……82
2	国民精神文化研究所の停滞	……89
3	日本文化協会の創設	……94
4	地方思想問題研究会と国民精神文化講習所の設置	……99
三	「国体明徴」と「教学刷新」	……106
1	「天皇機関説」問題への対応	……106
2	教学刷新評議会の設置と答申	……112
3	日本諸学振興委員会の創設	……118
4	『国体の本義』の編纂	……121
V	「教学錬成」体制への移行－教学局（外局） （一九三七年－一九四一年）	……129
一	「教学刷新ノ中央機関」としての教学局	……130
1	教学局の創設	……130
2	教学局の不振	……133
3	文部行政の迷走	……137
二	教学局の対策と施設	……140
1	「教学局行政の積極化」	……140
2	国民精神総動員運動と教学局	……142
3	国民精神文化研究所の拡充	……145
4	道府県思想対策研究会の設置	……153
5	東京における錬成教育	……158
6	日本文化中央連盟の創設	……161
7	『臣民の道』の編纂	……163
三	大学の思想統制・動員	……167
1	学生思想運動の剔抉	……167
2	修練体制の確立と学校教練の強化	……174
3	興亜学生勤労報国隊	……179
4	「国体学」「日本学」講座	……182
5	河合栄治郎事件と大学肅学	……186
四	「東亜教育」の推進へ	……193
1	「東亜教育」への着目	……193
2	「東亜教育基本理念」	……196
3	華北占領地域における文教工作	……199
4	朝鮮・台湾における「皇民錬成」	……204

VI	「皇国民」錬成教育の究極化－教学局〈内局〉 (一九四二年－一九四五年)	……211
一	「皇国民」錬成教育の完成へ	……212
1	「大東亜建設ニ処スル文教政策」	……212
2	戦時下学生思想指導の強化	……214
3	戦時下「国民思想指導」の徹底	……220
4	国民錬成所の創設と国民精神文化研究所の収束	……224
5	教学局の内局移行	……229
6	「東亜教育」の収束	……235
二	「皇国民」錬成教育の末期段階	……240
1	「文教維新」	……240
2	思想対策の最終段階	……243
3	教学錬成所の創立	……248
4	「皇国民」錬成教育の崩壊	……250
VII	文部省治安機能の復活－戦後教育への連続と断絶 (一九四五年以後)	……255
一	「教学錬成」体制の「解体」	……256
1	「国体護持」教育への固執	……256
2	GHQ教育指令への消極的対応	……259
3	「教育に於ける民主主義」の実施	……266
4	学園民主化の抑制へ	……270
二	新たな教育統制へ	……276
1	学生運動抑圧の再開	……276
2	「学生補導体制」の確立	……283
3	旧教学局官僚の延命と復活	……289

はじめに

戦後日本の教育改革が転機を迎えつつあった占領末期、日米の二つの編纂物が戦時下日本の教育のありようを次のように概括している。まず、一九五一年刊のGHQ民間史料局編『日本占領のGHQ正史』第二〇巻「教育」（民間情報局）の「降伏前の状態」の一節「文部省」の冒頭部分である（『GHQ日本占領史』第二〇巻）。

占領直前の数年間は公教育が優先的地位を享受し、文部大臣は内閣の中でも重要なポストの一つとみなされていた。同省は極度に中央集権化された教育制度の組織と指揮監督の責務を担うとともに、軍事教練、芸術、科学、文学、宗教、娯楽および青少年の活動と組織に関与していた。一九四四年にいたっては、一八〇〇万人以上の学生の生活に大きな影響を及ぼし、五〇万人の教師を指揮監督し、約二〇万人の僧職者を管理していた。その支配力はあらゆる村落にまで行きわたり、その影響力はあらゆる国民に及ぶものであった。同省はまた、軍国主義者や超国家主義者に支配され、その効果的な道具となった。彼らは同省を利用して思想統制を計り、軍国主義や超国家主義を国民に教化した。

さらに、本省の主役ともいえるべき「教学局」について、「教学局は自由主義的・左翼的思想を根絶させ、超国家主義的思想の教化の助長を司っていた。同局は公教育の計画、学生および教師の思想の調査・統制、図書・雑誌の検閲、宗教組織や秘密結社の統制を通しての青少年や成人に対する教化を行い、超国家主義の教育と発展を推進した。その影響力は学校制度を超えて図書館、ラジオ放送、博物館、その他の情報・レクリエーション機関まで及んだ」と記述している。戦時下の教育統制が重大であったという認識は一般に定着しているものの、文相を「内閣の中でも重要なポストの一つ」とみなす、このとらえ方は新鮮である。

もう一つは、一九五〇年に教育刷新審議会から報告書として公刊された『教育改革の現状と問題』の「序論」の、戦時下の教育についての記述である。「一貫してわが国民教育の大本」であった「教育勅語」の「基調をなすものは、皇室を中心とする日本国体観と、これに基づく忠君愛国の国民の養成に在った」として、さらに次のようにつづける（『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録』第一三巻所収）。

この教育方針は、満州事変を経て、日華事変に入るに及んで、更に極端化され、戦争体制に即応せしめるために、一九三七年（昭和十二年）に設置された教育審議会の決議による、いわゆる「教学刷新」において、頂点に達した観がある。これは、一に「皇国の道」を教育の基本とし、「皇国民の錬成」を目標とするということであった。「小学校」の名称を改めて「国民学校」とし、あるいは文部省に「思想局」や「国民精神文化研究所」を設置したのも、この時であった。それは、学校教育についてのみでなく、一般の社会教育についても同様であって、わが国の教育は、まったく、極端な国家主義と軍国主義的色彩に塗りつぶされるに至った。

今次の太平洋戦争は、実にかような教育精神によって錬成された国民と、米英の自由な国民との対決であったのである。

この戦前教育の「過誤」の痛烈な自覚から、戦後の「教育の根本改革と新たな再建」が導かれる。一九五〇年前後は「逆コース」のなかで戦後「民主主義」教育の方向転換がな

されつつある段階だが、GHQ民間情報局および教育刷新審議会ではそれぞれ戦時下の教育統制の実態を直視することから、戦後教育改革を総括しようとした。それらは、戦後「民主主義」教育が、「日本国民と日本教育者が、過去数十年、その下で窒息させられていた弾圧と拘束」（『教育改革の現状と問題』）からの解放のうえに構築されたものであることを再認識させてくれる。二一世紀となった現在、さらに戦後「民主主義」教育が解体されようとしているとき、あらためて「日本国民と日本教育者が、過去数十年、その下で窒息させられていた弾圧と拘束」の実際を考えることは、意味のあることであろう。

*

戦前日本の治安体制を強権的に保障する治安体制は、治安維持法を筆頭に各種の治安諸法令、警察・司法などの各治安機構、そして警察・検察・公判・行刑・保護という「思想犯罪」の一連の処理過程の具体的運用を構成要素とし、さらにそれらを統治目的・指針に応じて組立てる治安政策を推進力とする。この治安体制は一方で相互補完的な重層構造をもちつつ、相互に競合的な関係にある。本書では、戦前治安体制の一翼・一環として文部省によって主導される「思想統制」から「教学錬成」への、大きな流れとその特質を明らかにすることを目的とする。

明治維新以降の国家による教育体制の構築が大日本帝国憲法下の「臣民」育成を目標としたことは、これまでの分厚い蓄積をもつ教育史研究によって明らかにされてきたことではあるが、一九三〇年代後半からの「臣民」はそれ以前と質を異にするものであった。マルクス主義が強権的に弾劾されるのと軌を一にして、個人主義・自由主義・民主主義なども欧米からの輸入物として一斉に排撃され、その対極に絶対的に拠るべきものとして「国体明徴」・日本精神があらゆる領域を覆いつくした。その結果、「臣民」は「皇国民」として「教学錬成」に駆り立てられていったのである。そして、「皇国民」は、朝鮮・台湾、「満洲国」、占領・傀儡政権下の中国、さらに軍政下の東南アジア各地域でも育成されねばならなかった。それらでは日本国内以上に治安体制と「教学錬成」が密接不可分に結びつけられていた。

戦争遂行体制を主体的に支える「皇国民」の育成は為政者層全体の総意思であったが、その育成の具体的な企画者・執行者は主に文部省であった。直接的には文部省外局の教学局があたるが、その前身は思想局、学生部、さらに学生課という学生思想運動の抑圧取締機構にさかのぼることができる。すなわち一九三〇年前後の文部省の「思想統制」体制は、三〇年代中葉の「思想動員」（国民精神総動員運動への関与）の段階を経て、三〇年代末には教育行政全体を「教学錬成」の段階に移行させていくのである。しかも、思想局・教学局の時代においても、常に地表下から学生思想運動などが抉りだされ、その危険性・不逞性を振りまきつつ、「教学錬成」体制の完成に邁進した。

おおよそ学生部創設による一九二〇年代末の思想統制確立の段階（Ⅰ・Ⅱ）までは概観にとどめ、一九三〇年代以降に考察の重点を置く。Ⅲでは、学生部の機能が全開して学生運動と全面的に対決し、“教育警察”としての本領を發揮すること、「思想善導」がさまざまな諸方策の模索から本格的な実施に進むこと、そして中学校・小学校教員・青少年団への思想問題の広がりへの抑圧の始動、国民精神文化研究所の設置などがポイントとなる。学生運動の急展開・急拡大に追われながら強権的にそれらを押さえつけていく過程を概観するとともに、教育を「国体」観念・日本精神のもとで統制・動員していく萌芽を読みと

る。

IVでは、思想局（一九三四年～三七年）に焦点をあて、「思想統制」の段階から「思想動員」の体制へ移行する過程を追う。思想悪化・教育悪化への危機感から内閣に設置された思想対策協議委員の答申を受けて、学生部は思想局に拡充された。その機構と機能を概観したうえで、思想運動の逼塞化にはたした役割を具体的に明らかにする。思想局では対象を狭義の学生思想運動から小学校教育、社会教育の領域にまで広げ、「思想統制」の密度と強度を高めるために、各県に地方国民精神文化講習所を設置し、思想問題専任の視学委員も増員した。

VとVIでは、日中戦争全面化と軌を一にして発足した教学局（一九三七年～四五年）の解明が解題となる。従来の督学官に代わる教学官により教育刷新を図り、「皇国民」教育の完成に突き進む。しかし、外局として発足した教学局は、一九四三年には内局に縮小されてしまうことに示されるように、「教学錬成」体制の究極化は戦時下教育そのものの自壊の要因の一つとなったと推測される。こうした視点からのアプローチを試みたい。

なお、文部省の教育行政は「思想動員」・「教学錬成」一辺倒になってしまったわけではなく、常に潜在的な学生運動にも警戒の目を向け、俳句サークルや読書会的な組織さえ戦争遂行体制への異物とみなすと、萌芽のうちに抉り出すという取締機能を持ちつづけていたことを再確認したい。さらに、あらゆる領域で「錬成」が第一義的目標となること、「東亜教学体制」から「大東亜教学体制」への展開過程も視野におさめる。

マルクス主義の排撃が強権的な「思想統制」によって実現されていくのに並行して、一九三〇年代後半から、急速に個人主義・自由主義・民主主義を欧米の価値観・借り物とみなす大合唱がおこり、それらの排撃・掃討の対極に「国体明徴」・日本精神が位置づけられた。こうした潮流の醸成に大きく関わったのが、国民精神文化研究所であり、文部省であった。設置当初は人文科学中心であった国民精神文化研究所は、度重なる機構拡充を経て、法学・政治学などの社会科学、芸術・自然科学の領域にまで進出するようになり、一九四二年には「時局ニ鑑ミ政治・経済ノ指導原理」の確立をめざすべきものとされた。四三年には、「国体ノ本義」にもとづく国民の養成機関として設置された国民錬成所（四二年設置）と合体して、教学錬成所の設置となる。これらの機能や役割を解明する。

VIIでは、戦後教育への断絶と連続の問題を考える。戦前治安体制が戦後治安体制に連続継承していくのに照応して（もちろん「断絶」の意義も考えねばならないが）、戦前「教学錬成」体制の理念と人脈が戦後に継承連続していくことを明らかにしたい。たとえば、群馬・長崎の特高課長と大阪府外事課長を勤めた田中義男は、思想局思想課長・教学局庶務部長として「教学錬成」への道筋をつけたのち、文部省の中樞を歩み、戦後の公職追放後に文部省にカムバックし、初等中等教育局長・文部次官となる。文部行政における戦前と戦後の連続を示すこうした事例の意味を考える。

治安体制の一翼・一環として文部省の「思想統制」・「教学錬成」体制をとらえることにより、特高警察や思想検察とは異なる教育の場における抑圧統制の特性が浮かび上がるとともに、従来の教育史研究とは異なった観点からの戦時下教育・戦後教育の考察や、近年高まりつつまる植民地教育史研究とやや異なった視覚からの論点を提示できるだろう。憲法改正の論議と連動して、教育基本法改正の試みが現実化した今日、こうした観点からの考察が、あるべき教育の姿を論議するうえで、重要な問題提起となることを確信してい

る。

治安体制の一翼・一環として文部省の治安機能をとらえる研究は、これまでほとんどなされていない。寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育』は、やはり「教学錬成」をキー・ワードに戦時下教育の実態を多方面に、かつ詳細に分析して多くの示唆に富むが、それが「思想統制」体制の展開線上にあり、治安体制の一角を占めるという見方や「大東亜教学体制」への広がりをもったという視点は欠如している。歴史学の領域においても、国体明徴運動や国民精神総動員運動への個別的な論究は多いものの、「教学錬成」体制全体への関心は薄い。とりわけ、一九四〇年代の「皇国民」育成の具体相や戦後の教育統制へのつながりという点には、論じるべき点が多く残されている。

I 思想統制の始動

—— 社会科学研究の抑圧（一九二八年以前）

一 「思想善導」の前史

第一次世界大戦がおよぼした思想的影響は大きかった。民主主義・平和主義の思想は人々の心を捉え、ロシア革命・米騒動という内外の衝撃を機に、政治にとどまらずあらゆる分野に革新の風を吹きこみ、日露戦後から顕在化していた「思想問題」を一挙に社会問題・政治問題に押し上げた。政権獲得の二年後、一応の政治課題に目途をつけた原敬首相は「今後に於ては思想問題の解決の一事あり、此事容易に解決を見るべからざる至難問題なるも、国家のため必要と思ふ」（『原敬日記』一九二〇年九月五日、第五巻）と元老山県有明や陸相田中義一にしはしば語っている。議会においても、ロシア革命以降（第四〇議会）、「思想問題」が激しく論議された。「国民思想取締に関する質問」「思想悪化に対する質問」「国民思想善導に関する質問」という具合であり、どれも政府の積極的な対応を要望していた（掛川トミ子「天皇制国家における「思想問題」の問題的状況に関して」『東大新聞研究所紀要』第八号、一九五九年）。

一九一七年九月に設置された臨時教育会議は、国民思想の「悪化」の事態を予想し、第一次世界大戦後の教育改革の路線を構想するものだった。会議の方向は「国民教育ノ要ハ徳性ヲ涵養シ智識ヲ啓発シ身体ヲ強健ニシ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スルニ在リ」（海後宗臣編『臨時教育会議の研究』）という寺内正毅首相の言葉に明らかである。「忠良ナル臣民」の育成は、「思想問題」への対応に絞っていえば、「思想善導」と表現される。社会的・政治的に「思想善導」が論議されるなかで、文部省も対応を迫られた。寺内内閣の文相岡田良平は、一九一八年五月の地方長官会議で次のように「思想問題」への注意を喚起する（文部省『歴代文部大臣演説集』）。

欧州の大戦勃発以来各国民の思想上に及ぼせる変化は特に著しきものあり……我國民に在りては此等外来の思想に依りて容易に其の固有の思想に動揺を受くるが如き虞なかるべしと雖も而も國民的精神の涵養は不斷の努力を与ふるの必要あり若し夫れ戦時經濟上の変調に伴ひ漸く興らんとする浮華輕佻の風に至りては國民の健全なる元氣を傷け其の害の及ぶ所計るべからざるものあり

その後の各種会議における文相訓示も「浮華輕佻の風」の糾弾と「國民的精神の涵養」＝「思想善導」が同様の文脈で繰かえされている。この認識に立って文部省は観念的画一的な忠君愛國思想の注入を図る一方で、新たな対応策を講じはじめた。

その一つに、社会教育の本格的推進がある。一九一九年八月には通俗教育（社会教育）に関する臨時教育会議の答申を受けて、文部省普通学務局内に通俗教育主任官を新設した（一九二一年には普通学務局第四課に昇格。一九二〇年以降には各府県に社会教育主事が置かれた）。この主任官に任命された乗杉嘉寿の、社会主義のような「危険な外来思想に対しては、最公正にして且穩健な思想を宣伝し之を理解せしむることに努むるのが、社会教育の思想善導の施設となるのであつて、却て社会教育は今日の様な社会の思想傾向の險悪な場合に一層必要を感ずる」（『社会教育の研究』、一九二三年）という認識が、「思想善導」の有効な対応策と考えられた社会教育の本質をはっきりと物語る。

また、文部省は「思想善導」の施策の参考のために、「児童生徒の思想行為並に訓練に関する調査」や「生徒購読雑誌調査」を各道府県を通じて実施している。一九二〇年の調査回答を集計した普通学務局は「概して小学校児童は其の思想行為に於て著しく時勢の影響

を受けて居ると認むべき事項少く、中等学校生徒に於ては少々著しい様に見える」（『教育時論』第一二九〇号、一九二一年二月一五日）と報告している。この調査内容の詳細は不明だが、ある女子師範学校では「デモクラシー」「自由平等の意義」「社会主義とは何か」と質問して、その答を記述させたという。中学校の場合では調査結果の思想傾向を「物質主義、利己主義に影響されたと認められる事項」「自由平等の思想より生じたと思はるゝ事項」などに整理し、それらに対する「訓練上の注意並に施設事項」を列挙している（同、第一二九一号、二一年二月二五日）。「物質主義」「利己主義」「自由平等の思想」が排除すべき「危険思想」と考えられているのである。

おそらく文部省の指示を受けてであろう、各府県段階でも「思想善導」の具体化が図られた。一例だけを紹介すると、千葉県の場合、一九一九年の中学校首席教諭会議が、県当局の「生徒の思想善導上学校の施設すべき事項如何」という諮問に対してまとめた答申は、次のようになっている（『千葉県教育百年史』第四巻）。

- 一、勅語の御趣意徹底につき一層研究をなすこと（国民的精神の確立）
- 二、思想的学科の教授上其の内容につきては時代思潮に関係あるものは特に研究をなすこと
- 三、時事問題の調査研究をなすこと
- 四、生徒の有する思想調査をなし常に善導の方針を定むること
- 五、生徒の読物につきて調査指導をなすこと
- 六、講演会等につきては十分の注意をなすこと
- 七、生徒の諸会合等につきては適當の指導をなすこと
- 八、各種運動の奨励をなすこと
- 九、運動の選手等に対しては思想の指導を怠らざること
- 十、家庭と聯絡して特に思想上の指導を計ること
- 十一、修学旅行につきて研究改善に努むること
- 十二、教員の諸会合には常に思想善導に関する研究を付帯せしむること

さらに千葉県では一九二一年一二月、県下の中学生徒中から社会主義思想を持つ者がでたことを「痛恨事」として通牒を発し、各教科における注意事項を具体的に指示する。たとえば、作文は「生徒ノ思想ヲ知ルニ適當ナル一資料」だから「其ノ思想ニ注意シテ之ヲ指導スルコトヲ怠ルヘカラス」（同前）としている。

他府県の事例も大同小異だが、これらの会議や通牒で目につくことは、二〇年代後半の「思想善導」が学生運動の“温床”である大学・高校に重点を置いているのに比べて、中学校・師範学校を対象にしていることである。一九二〇年一〇月の『教育時論』に載った松浦鎮次郎専門学務局長の談話に「中等学校程度の学生は、既に普通学といふ立派に修得すべき課程があるから、其上更に思想問題等に触るべき必要を認めないのみか、之を研究せんとするも、基礎が十分に出来て居らぬから、不可能である」（第一二七七号、二〇年一〇月五日）とある。師範学校の重視は、次代を担う臣民育成にあずかる教員の養成という学校の本質に根ざしている。なお、先の松浦のような論理は、高校に社会科学研究会が樹立され、思想問題が尖鋭化する段階になると、高校まで拡張されていく。

思想問題への対応は、「思想善導」だけでなく弾圧もあった。ただ、二〇年代後半の高校・大学の社会科学研究会などに対する抑圧取締とは様相を異にし、弾圧の主な対象になった

のは、大正デモクラシー下に開花した「自由教育」である。茨城県石下小学校の自由教育への弾圧、新潟県の教員団体無明会への弾圧、長野県の川井訓導事件などがあげられよう。

文部省とは別個に、内務省＝警察当局も思想問題に取り組んでいた。早くから「因襲破壊、旧道徳打破、秩序無視ノ思想並非国家的世界主義思想ノ学生其ノ他多少智識アル青年ノ間ニ瀰漫滯漫セントシツハアル」状況（内務省警保局『特別要視察人状勢一斑 第六』、一九一六年五月調）に注意を向けていた警察当局は、社会主義運動の活性化に伴なって、まず社会主義者の学生への働きかけに警戒を向けた。ついで、米騒動後の社会運動の急激な進展に照応して学生運動が勃興し、新人会や建設者同盟が設立されてくる事態には、これらを「要視察思想団体」として周到な視察取締を開始する（一九一九年七月、警保局長通牒「思想問題等研究団体ニ関スル件」）。一九一九年末には、「近時学生ニシテ各種新思想ニ染溺シ不穩過数ノ言論ヲ為スモノアリ」という認識から、「学生ト要視察人トノ関係ニ就テハ将来最モ注意ヲ要スルモノアリ」（同『特別要視察人状勢一斑 第九』）とまで警戒を強めるようになるのである。

しかし、一九二〇年前後の時期、一つの社会運動を形成するまでに至った学生運動に対して、文部省が注目・対応した形跡はみられない。警察当局のように緻密な視察取締網を持たなかったことに一因があるが、それ以上に思想問題に対する無理解と社会情勢への認識の鈍感さを指摘できよう。「国民的精神の涵養」を鼓吹する一方で、「臭い物に蓋」式に「危険」図書・雑誌を閲覧禁止するなどの表面的な「思想善導」によって、深刻化した思想問題の解決が図れるはずもなかった。

二 高校社会科学研究会の抑圧——岡田良平文相の登場——

新人会の機関誌が『デモクラシイ』から『先駆』へ、そして『同胞』『ナロオド』と短時日に改題されていったことに象徴されるように、民本主義から出発した学生運動は、一九二〇年以降、急速に「社会主義」の研究と実践に進んだ。学内の自治獲得運動に力を注ぐだけでなく、積極的に学外へ出て、普選運動からロシア飢饉救済運動、過激社会運動取締法案の反対運動など、社会運動の重要な一翼を担って行くのである。しかも運動は全国的に拡大し、一九二二年一月には学生連合会（FS）が組織されるに至った。

当然ながらこのような事態を警察当局は「学生労働者等ハ国家及海外ノ思想家並ニ労資問題ノ趨勢ニ刺戟セラレ一般ニ思想荒廃シ動モスレハ主義的言動ニ出テントスル者続出スル状勢」（警視庁編『特別要視察人状勢調』、一九二一年末）などと捉え、嚴重な視察取締を加えていた。学内に運動の重点がある場合や研究に活動を限定している場合には、警察当局は比較的寛大であったが、運動が学外に進出し実践運動に移ると、特別要視察人への編入や治安警察法発動による「相当ノ取締」が断行された。少し先になるが、一九二五年六月調の『最近社会主義並社会運動ノ概況』では、社会主義運動の「最近ノ主ナル事件」の一つに「名ヲ研究ニ藉リ社会主義ノ研究ヲ為シ、漸次連絡ヲ取り、實際運動ヲ為スモノアルニ至」った「各種専門学校及大学生ノ社会科学研究会」の動向を危機感をもってとりあげている。

これに対して、文部省の対応は鈍かった。『帝国大学新聞』第一〇〇号（一九二四年一月一五日）には、次のようにある。

之（社会科学研究会への抑圧——引用者注）に対する問題が高等学校長会議に提出されたのは、今より三年前の事であつた。其動機となつたものは活動の便宜を得る為に、当時五高の研究会が一高三高の研究会の如く公認されたしと学校当局に訴へて容れられず悶着を起したに始まる。昨年は新人会から出た高等学校部報がリプリントされて之等の研究会が互に連絡をとつて研究を進めることを由々しき大事として対策を考へた。本年四月に入つては各高等学校内に於ける研究会の勢力動静更には弁論部、雑誌部及びその他の諸機関との関係等が精密に文部省より派遣された学務官の手によつて調査された形跡がある。

後半の「学務官」による調査について手がかりはないが、前半の「今より三年前」とは一九二一年のことになる。これについては「第五十一議会説明材料」（一九二五年一二月、文部省『帝国議会交渉書類 答弁資料』、国立公文書館蔵）に、「大正十年頃ヨリハ外部トノ連絡、宣伝、實際運動ニ参加スルコトヲ嚴禁スルト共ニ純粹ナル研究ノ範囲内ニ於テノミ特ニ命シタル教官指導ノ下ニ社会科学研究会ヲ存置スルコトヲ認メ来リシ」とあり、『帝国大学新聞』の記事と一致する。

一方、文部官僚の栗屋謙は一九二八年一二月の第一回学生生徒主事会議の訓示で、「私が専門学務局長をして居りました当時（二四年一月～二七年四月——引用者注）は私立大学に左傾のものが多くありまして官立学校では単に隠然たる勢力を有して居つたのみでありましたが既にその憂が感ぜられる以上之が対策として思想問題を取扱ふ専任者を置き文部省内にも亦この方面の機関を設置するの必要を痛感し毎年大臣に建議したのでありましたが不幸色々な事情よりして今日まで実現の機がなかつたのであります」（文部省『思想調査

参考資料』第二輯、二九年一月）と述べている。この栗屋の発言は、新人会員として学生運動を指導した菊川忠雄が、『学生社会運動史』のなかで、一九二二年頃までは「学校当局は、学生運動に対しては、事勿れ主義を以て臨」んでいたと述べることに照応している。すでにこの時点で松江・佐賀高などでは学校側から解散の強要がなされ、社会科学研究会は非公認の状態となっていた。

学生連合会（FS、一九二二年一月）・高等学校連盟（HSL、一九二三年一月）が相ついで結成され、社研の活動も活発化し、三悪法反対運動や軍事教育反対闘争に指導力を発揮するようになると、「学校当局の態度は、従来の事勿れ主義から、取締りに移つて行つた」（菊川前掲書）。菊川と同時期の新人会員林房堆も「十三年六月に於ける護憲三派内閣成立以来の学生運動の歴史は弾圧の歴史である」（「学生運動の歴史とその展望」『改造』二九年一月）と証言している。

すなわち、加藤高明内閣の文相に岡田良平が再就任することにより、学生運動に対する文部省の姿勢は抑圧取締へと転換したのである。加藤内閣から若槻礼次郎内閣にかけての三年近い岡田文相期は、学校軍事教練の導入・青年訓練所設立という文教政策の画期となっているが、それと密接に関連して学生運動への本格的対応もここにはじまった。第二次桂太郎内閣の小松原英太郎文相のもとで文部次官として日露戦後の思想的動揺や「大逆」事件後の思想引締めに対処し、前述したように寺内正毅内閣の文相として「思想善導」を打ち出していた岡田は、「国家ノ深憂ハ敵国外患ニアラズシテ、実ニ国民精神ノ頽廢ニアリ……今ニシテ時弊ヲ救フノ策ヲ講ゼランカ禍ノ及ブ所遂ニ国体ノ尊嚴ヲ傷ケ、国家ノ基礎ヲ危フスルニ至ルナキヲ期シ難シ、豈ニ深ク警戒セズシテ可ナランヤ」（「昇格反対質問演説」草稿、一九二二年 下村寿一『岡田良平』所収）という思想の持主であった。しかし、この抑圧取締への転換は岡田文相の個人的資質に理由が求められるわけではない。学生運動は岡田文相の就任後まもなく、一九二四年九月、学生社会科学連合会（学連）を結成させるまでになっていた。それへの危機感から必然的反動として抑圧取締への転換がなされたわけである。岡田文相の登場は、転換の速度に拍車をかけることになった。

まず抑圧取締の矢面に立ったのは、全国二五校中二二校に社会科学研究会（そのうち二〇校が学連に加盟）がある高校であった。各高校に社研が創設されるとともに、全国高校長会議でその措置が協議されはじめ、高校ごとに独自の禁圧が加えられていたが、全社研の一斉撲滅案が提案されたのは学生社会科学連合会の結成直後の一九二四年一〇月に開催された全国高校長会議であった。“メッテルニヒ”の仇名を持った五高校長溝淵進馬ほか新設高校長を提案者として、高校長会議の自発的決議のようにみせかけているが、背後に岡田文相が控えていたことは間違いない（事前に警保局長との協議・了解があったという）。「提案は決議となれば発表しなければならない不得策から、結局、各校の事情に応じて適当な方策を執らうといふ申合せに一致した」（『帝国大学新聞』第一〇〇号）というが、この「適当な方策」こそ、社研解散の強要にほかならなかった。五高社研の解散命令を手始めに、翌年一月中には大部分の高校社研は解散させられ、残る一高と三高の社研も一九二五年一〇月までに強制的に解散させられた。

ついで岡田文相は、軍隊の民衆化・国防の普遍化・国民総動員を意図した学生軍事教練案に対して、各地で巻き起こった全国学生軍事教育反対同盟の抗議運動の取締を各高校に指示した。各地で同問題批判演説会が中止を命ぜられたほか、各学校内において軍教実施

阻止などの運動に発展すると、小樽高商のように無期停学の処分などを行なった例もある。社研解散と相まって、「福岡の如きは二人以上の学生集合を禁止し山口に至つては、一々学生から該運動の渦中に立ち入らぬと云ふ血判書を取り佐賀高等学校では警察官を立会はせて学生所有の思想問題研究用書を焼却して了つた」（『教育時論』第一四二八号、二五年二月一五日）という高圧的取締が実施されたのである。

このような高校社研への厳重な取締の論理は次のようなものである。やや後になるが、治安維持法案の審議（第五〇議会）における文部省の政務次官鈴置倉次郎の発言を引く（『第五〇回帝国議会治安維持法案議事速記録並委員会議録』）。

社会科学と云ふ如きものは高等学校程度の学生の能力、若くは判断力に考へまして、此程度の学生が斯の如き研究を為す、特に研究を為し、若くは濫りに教師を備碑致しまして、講話を聴くと云ふが如き、名は研究であります、其結果必ず方向を誤る、必ず誤るべき危険がある、此危険を予防する目的を以て学校長を通じて斯の如き会に対しては断然解散を命じた次第でありまして、格別是は自由を圧迫したと云ふ意味ではなくして、学校長と共に、又文部大臣としても当然の措置であると考へて居ります。

さらに、二五年一二月の時点では、「高等学校生徒ハ其ノ先輩タル大学学生カ或ハ経済学研究会或ハ社会学研究会等ニ当リテ奇激ナル思想問題等ヲモ討究スルカ故ニ勢ヒソノ風ニ感染シ誤ツテ過激ニ傾キ易ク其ノ指導ト監督トハ実ニ大ナル努力ヲ要スルモノアリ」（「第五十一議会説明材料」）という認識であった。

一方、大学の社会科学研究会に対しては、「大学ハ科学ノ蘊奥ヲ研究スル機関ナレハ社会科学ノ如キモ之ヲ攻究スル必要アリ」という判断もあり、高校と異なり、この時点ではその全面禁止はまだなされなかった。「職業的主義者」による働きかけや軍教反対運動などに警戒を向けつつも、「全国官公私立学生生徒数万人中ノ大部分ハ如上ノ運動ヲ問題ニセス冷静ノ態度ヲ以テ之ニ対シツ、アリ尚反ツテ上述ノ如キ左傾運動等ヲナスハ甚シク学生ノ本領ヲ逸シタル行為ニシテ大学ノ權威ヲ軽カラシムル所以ナリトシテ反テ反対運動ヲ為スモノモ少カラス」という楽観的な観測は、大学における社会科学研究会の動静への注視をにぶくさせていた。京都学連事件についても、検束や家宅捜査が始まった段階では、「学生ニシテ不都合ナル行為ニ出テタル場合ハ大学ニ於テモ嚴重処分ヲ加フル方針ナリ」という程度で、その重大性をつかんでいなかった（以上、「第五十一議会説明材料」）。

全般的には大学における抑圧の度合いは弱かったものの、各大学の実情に応じて個別に対応が図られていた。なかでは私立大学の積極的な対応がめだつ。早稲田大学を例にとると、軍事研究団事件で反軍教闘争の先頭を切るほどの高揚に対し、大学当局は管理体制の強化をおこなっている。一九二四年六月には「学生ノ会ニ関スル内規」を設け、二五年一二月には「科外教育審議会」が新たに設置され、同時に先の「学生ノ会ニ関スル内規」も改正となった。科外教育審議会は総長の諮問機関で、その規則第五条は「総テ本大学ニ於テ学会ヲ設立セントスルトキハ科外教育審議会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス」となっている。改正「学生ノ会ニ関スル規則」では、会の設立認可制、集会開催などの事前認可制を定めている（『早稲田大学学生主事会記録』、早稲田大学図書館蔵）。

帝国大学においては、一九二三年、それまで専任の学生監によって「学生ノ取締」を執行してきた制度を変更し、「学生監ヲ教授又ハ助教授ヨリノ補職」として「学生ノ監督」を担当させた。この変更の事情は不明だが、表面的には管理体制の緩和とみることができる。

九州大学では各学部から選ばれた四教授が学生監となったが、当の学生監からも「在来の不徹底な学生監制度を、むしろ撤廃してはどうか」（『九州大学五十年史・通史』）という意見もだされるほどであった。二六年五月の新生宣誓式で、大工原銀太郎総長は「新生に於ては研究の自由は認むるが研究の範囲を脱し或は或種の宣伝或は実行に渉ることはこれ学生の本分を越へたものでありますから何処までも真理を研究するといふ態度を以つてかくの如き弊に陥らない様に深く注意せられんことを希望する」と訓示する一方で、「国民の多数が赤化し過激化するといふ事は私は決して信じない」と述べている。しかし、東北大学のように、法文学部の誕生とともに名目上は助教授として、実質は「学部には一切関係なく、本部に専属」（『東北大学五十年史』上巻）する学生監を置く、という場合もあった。

いずれにしても、「元来学生は研究の自由を有すべきものではない」という大前提を至上とする文部官僚にとって、実践活動への志向を一層強めた大学社研への禁圧も時間の問題であった。

三 社会科学運動の全面的禁圧へ——京都学連事件以後——

一九二四年頃からの学生運動の急進化と広範化は、支配層全体に強い危機感を与えた。この危機感は一九二五年に治安維持法を成立させる一要因となるだけにとどまらず、「危険思想」の嚴重取締と有効な「思想善導」を当局側に迫ることになった。幾つか事例を引こう。政府の治安対策に大きな影響力を持っていた枢密院では、「大学ハ思想文化ノ淵源ナルニ其ノ教授カ危激ノ言動ヲ弄スルカ如キハ思想上ニ重大ノ影響ヲ及ホスモノナルヲ以テ監督取締ヲ厳ニスヘキ」（「枢密院会議筆記」、普選法案審議）などの意見が続出し、内相若槻礼次郎に「学生生徒ニ対スル危険思想宣伝ハ危険思想ノ卵ヲ作ルモノナルニ付最注意スヘキ所ナルカ右宣伝ニシテ共產主義等ノ形ヲ備フルニ於テハ本法（治安維持法——引用者注）ニ依り取締リ得ヘシ」（同前、日ソ基本条約審議）と積極的な取締を約束させた。

議会からも同様な懲罰がなされた。第五〇議会では治安維持法案の審議を中心にして、さらに第五一議会では折からの京都学連事件をとりあげ、緊急対策を政府に迫った。後者では「吾々ノ考デハ赤化運動ノ中心地ハ、単ニ外蒙古ニ於テ熾烈デアルノミナラズ、帝国大学ノ教室ガ此思想悪化ノ源泉地」であるとして社研や学連の解散・左傾教授の罷免を要求し、岡田文相らから社会科学研究停止という「消極的」な取締だけでなく、「積極的ニ進ンデ適当ニ指導シナケレバナラム」（『衆議院委員会議録』 予算委員会、第五一議会）という約束をとりつけている。

また、内閣総理大臣の諮問機関として設置されていた文政審議会の席でも学生の「思想悪化」への憂慮が表明された。山川健次郎（枢密顧問官）、江木千之（貴族院議員）らの委員は議題をそっちのけにして文部省の緩漫な取締姿勢を詰問している（阿部彰『文政審議会の研究』参照）。

このように為政者層は一体となって政府当局に嚴重取締と「思想善導」を求めた。この為政者層の絶大な要望を担って、関係当局はより熱心に思想問題の解決にあたることになったのである。

抑圧取締の新段階を画したのは一九二五年末からの京都学連事件であった。学生運動が治安維持法の国内における最初の適用例となったことは、為政者層の思想・教育への危機感の大きさを象徴している。文部省の対応をみる前に、警察と司法当局の動きを概観しよう。この弾圧事件では特に司法省の張切りぶりが目につくが、この事件を機に司法省は思想問題への取組を本格化させた。「学術研究の範囲を超越し苟も国体を変革し又は社会組織の根底を破壊せんとする言論をなし、若くはその実行に関する協議をなすに至りては毫も仮籍する所なく之を糾弾せざるべからず」（一九二六年五月、警察部長会議における小山松吉検事総長の訓示、『日本労働年鑑』一九二七年版）という徹底した抑圧姿勢に特徴がある。一九二七年には、官憲側における最初の学生運動資料『学生社会運動真相』を編輯している。

警察の視察取締にも京都学連事件以後、変化がみられた。警察当局が公然と学内に侵入し、学内取締も「他の一般社会運動に対すると何等異らない状態に迄至つた」（菊川忠雄『学生社会運動史』）のである。講演会への警察官潜入（京大、九大）、ビラ撒布による検束（東大）、不法検束による警官の暴行事件（京大、九州歯科医科専門学校）などが頻繁に起こりはじめた。一九二六年七月には内務次官から文部次官に「学生ノ研究会ニ関スル件」が照

会され、それは警保局長通牒として各府県警察部にも関係学校との密接な連絡をとるよう指示された。この照会は社研や読書会などで発禁や輸入禁止の図書テキストを使用する事態に文教当局による取締について考慮を求めたもので、同時に「学生ノ禁止刊行物ノ入手其ノ他ニ就テハ当該学校当局ニ於テ常ニ地方当局ト協調連絡ヲ保チ取締ノ徹底ヲ期スル様相当御措置相成様致度」（山形県警察部『特別高等警察例規』下巻、『特高警察関係資料集成』）とも要請している（文部省の回答は不明）。こうして一九二七年末には学生運動の現状を、「裏面的ニハ無産階級運動ノ指導者トシテ相当策動セルモノアル模様ニシテ将来益々注意ヲ要スル所アリ」（内務省警保局『昭和二年中に於ける社会主義運動の状況』）と観察している。

京都学連事件に関して、文部省は検挙や取調の状況について詳しくは知らされなかったようである。関係大学の総長らに文官懲戒令による譴責処分をおこなうほか、面目上もあり、事後対策に狂奔した。岡田文相は、「被告学生の多くは高等学校、中学当時にかかる思想に感染せるもの、原因は健康上又は環境上に由来し深い根底はない、大学だけには研究の自由は許してあるが、一步實際運動に踏み出す団体あれば、断然禁止する」（『日本労働年鑑』一九二七年版）という談話を発表した。ここには「原因は健康上又は環境上に由来し深い根底はない」という皮相な観察にあらわれているように、学生運動の深刻化の事態に対しての真の理解はない。したがって、「深い根底はない」学生運動ゆえに一部の危険な禍根を絶滅すれば事足りるという論理により、實際運動の「断然禁止」＝弾圧という強権的な解決策が即座に導かれる。このような基本姿勢で文部省の思想対策が展開されていく。

その思想対策の第一弾は、一九二六年五月、全国の高校長・高等専門学校長および大学予科主任宛に通達した「生徒ノ左傾思想取締ニ関スル件」である。この通達は文相の「内訓」あるいは「思想令」と呼ばれ、五月の高校長及実業専門学校長会議に「本省（岡田文相）ヨリ案ヲ示シテ協議」した六項目の社会科学の研究に関する取締方針である（文部省学生部『第五十七帝国議会説明材料』、国立教育政策研究所「河村只雄文庫」所蔵）。

- (一) 社会科学研究会読書会等何等ノ名義ヲ用フルヲ問ハス左傾思想研究ヲ目的トスル団体ノ設立ヲ許ササルハ勿論生徒カ個人トシテモ左傾思想ニ陥ルノ虞アル研究ヲ為ササル様注意スルコト
- (二) 生徒カ左傾団体ニ加入シ實際運動ニ関与シ若クハ危険思想ヲ鼓吹宣伝スルヲ禁止スルコト
- (三) 弁論会講演会等ヲ開催スル場合ニ於テハ予メ其ノ演題並要旨ヲ報告セシメ出演者ニ於テ危険思想ヲ謳歌鼓吹スルカ如キコト無キ様注意スルコト生徒カ学校外ニ於テ演説ヲ為サントスル場合亦同シ
- (四) 雄弁聯盟等ノ名義ノ下ニ他校生徒ヲ参加セシメテ弁論会ヲ開催スルコトヲ禁止スルコト但シ外国語大会学術講演会其ノ他弁論会ニシテ参加学校ニ於テ第三項ニ準シ適当ナル監督ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス
- (五) 校友会雑誌等当該学校ノ機関タルカ如キ名称ヲ付スル出版物ニツイテハ発行前其ノ記事ヲ審査スル等学校当局ニ於テ適当ナル監督ヲ為スコト（後略）
- (六) 前記各項ニ依ル禁止又ハ命令ニ背クモノアルトキハ其ノ情状ニ応シテ相当ノ処分ヲ為スコト

一九二四年の社研の解散命令以来、読書会・文芸部などにカモフラージュして社会科学

の研究を続けていた高校の社会科学運動は、ここに個人の研究まで全面的に禁止されることになり、学校当局の監視と取締の規準は格段にきびしくなった。先の岡田文相の談話——「被告学生の多くは高等学校、中学当時にかかる思想に感染せるもの」——中の認識にあるように、“感染源”である高校社研への徹底した絶滅方針となったのである。さらに高校長及実業専門学校長会議では、「生徒の読書に就いても指示したる書籍雑誌を読むことを禁止す」（菊川前掲書）という申合せがなされ、社会主義関係の書籍はいうまでもなく、『改造』『中央公論』のような雑誌までが閲覧禁止の対象となった。

弾圧の実相を概観しよう。一つは厳罰主義の処分、もう一つは校友会などの管理体制の強化である。政治研究会に關係して論旨退学（四高）、市電争議応援によって放校（五高）、「プロレタリア科学を研究せよ」と呼びかけたことによって無期停学（一高）というように前者の事例では枚挙に遑がない。また、姫路高ではロシア歌劇団観劇により三名に退学を強制するとともに、七名の生徒には「私儀今後社会科学の個人的並びに団体的研究、校外社会科学の団体及び他人をそれに引き入れること有之間敷若しこの誓に背き候節は放校の処分を受くとも苦しからず今般父兄連名の上誓約如斯候也」（同前）という「始末書」までを提出させている。

管理体制の強化では、先の文相「内訓」の趣旨にそって演説会の事前規制などのほかに、軍事教練の励行、校友会の御用団体化などがある。弘前高では校友会会長を校長が兼ね、さらに「暴力団的な学生を総務庶務等に任命し」、生徒監を規約外の「総務顧問」という監督役に送りこみ、校友会費の一方的値上などを実施した（『無産者新聞』第八三号、二七年五月二一日）。二高では生徒の校友会の自治権剥奪、対抗競技・聯合演説会の禁止、神宮競技大会参加の禁止などを矢継ぎ早に命令し、学生寮では「舎監三名を置き、起床食事門限の厳守、手紙の検閲」までを強行した（同 第八八号、二七年六月二五日）。また、一高では作文の試験に「争議」という題を課して、生徒の思想審査をおこなったという（同 第三四号、二六年六月二六日）。

このような抑圧方針は高校長会議や高校生徒監会議の場で徹底された。一九二六年一二月の高校長会議では翌春の東大弁論部主催の全国高校連合演説会へ不参加の決議をおこなった（実際には四校のみ参加）。二七年一二月には高校などの生徒監を招集して会議を開き、「實際取締の責任者に対して思想問題に関し嚴重なる注意を為すべき事を示し」た（「思想問題ニ関スル件」、第五五議會説明資料、文部省『帝国議會交渉書類 答弁資料』）。

京都学連事件以降、高校に対するほど露骨な形ではないが、陰險な圧迫が大学にも加わるようになった。「帝国大学等ノ社会科学研究会ニ対シテハ爾後学聯其ノ他一切外部トノ聯絡ヲ絶チ指導教授監督ノ下ニ真面目ナル學術研究ニ限リテ認ムルコト」としたのである。東北大では一九二七年一月、「在学生及学生団体ハ国法ニ違反シ、本学ノ綱紀ヲ紊ス方法ニ依リテ、實際運動ヲ為スコトヲ得ス」などの「實際運動取締方針」と「在学生団体規定」の二つの心得を発表した（『東北大学五十年史』）。九大では一九二六年九月、学生社会科学連合会・京大事件家族慰藉発起人会・全日本学生自治擁護同盟を不適当な団体として、学生に脱退せよと告示した。京大では、京都学連事件後、四千の全学生を講堂に集め、総長が社会科学の研究の厳禁を訓示した後、社研に対して「（一）会則中から普及の文字を削除すること （二）学聯から脱退すること （三）監督教授を付すること （四）研究会の組織及事業に就いて定期に報告すること」などの申し渡しをおこなった（『日本労働年鑑』

一九二七年)。この条件下で社研の存続を認めた京大当局は、さらに「各学部ヨリ教官一名宛ヲ選出シテ特別委員会ヲ組織シ学生ノ指導監督ニ関スル総長ノ諮問機関」を設けている(『第五十七帝国議会説明材料』)。京都学連事件のお膝元という認識が、このような積極的な対策をとらせたことは疑いない。

京都学連事件で連座者を出した同志社や関西学院でもそれぞれ社研の学連からの脱退を強要した。同志社では一九二六年一〇月、総長海老名弾正が異例の合同教授会を召集、指導教授制・学連脱退などを内容とする社研に対する規制を決定した。さらに同大予科では「予科生は中学卒業後日浅く、年齒若くして思想が堅固でない」などの理由で予科生の社研加入を全面禁止にした。これらの措置に抗議した学生に、学生監は「文部次官から研究会の取締りを厳達して来た。その内意を忠実に果さなければ、文部省に交渉中の貳万五千円を頂戴するのに都合がわるいから」と暴露したという(『同志社百年史』通史篇)。関西学院では社研員が「キリスト教精神の遵守」に応じなかったために除名処分を受けた(『無産者新聞』第五七号、二六年一月二〇日)。また早稲田大学でも一九二六年四月、「学生ノ会ニ関スル規則」を再改正し、「学生ノ会ノ会長ハ本大学ノ教授タルコトヲ要ス」という指導教授制を盛り込み、この規則を活用して翌年一二月には会長不在となった社研を解散に追いこんだ(『早稲田大学学生主事会記録』)。

三・一五事件の公表される直前の二八年四月初め、東大では学友会の解散がなされている。学友会中の「文化科学部」が「マルキシズムの研究宣伝等」をおこなうため、それに反発する運動部などの学生との間で「争闘」が発生し、「事態益々険悪に陥」った。そこで、学友会理事会は「学友会の存在は反つて大学内の平和を攪乱するが如き情勢となりし」と判断して、自ら解散を決議したのである(「思想問題ニ関スル件」「公文類聚」一九二八年・第五二篇・巻四)。

文部省は各大学に社研抑圧を強要する一方で、組織的にも学生抑圧のための整備を図りはじめた。従来、教授・助教授の補職制であった学生監の外に新たに専任の学生監を設けたのである。文部省は第五二議会で関係予算の承認を得た後、一九二七年四月から東大・京大に学生監(書記官)各二名、書記各二名、東北・九州・北海道大に学生監・書記とも各一名の増員をおこなった。次のような増員理由によってである(「公文類聚」一九二七年・第五一編・巻五)。

近年一般社会思想ノ変遷ニ伴ヒ不健全ナル思想ハ学生生徒ニモソノ影響ヲ及ホシ到底外面的ノ諸現象ニ対シ監督ヲ為スカ如キコトヲ以テシテ之カ指導訓育ノ実ヲ挙げ得サルヲ以テ今後特ニ国家思想ヲ涵養シ正鵠ナル思想ノ指導誘液ニカメク其ノ本分ヲ誤ラセラシメンカ為ニハ右ノ補職制ノミニテハ支障尠カラサルニ由リ更ニ専任ノ学生監ヲ置キ専ラ主務者トシテ之ニ当ラシメ(後略)

単なる「外面的ノ諸現象ニ対」する監督、つまり強権的な取締では対応しきれないほど「不健全ナル思想」が一般学生にも悪影響を及ぼしているという認識をもとに、「国家思想ヲ涵養シ正鵠ナル思想ノ指導誘液ニカメ」ること——すなわち「思想善導」——を有効な対応策として持ちだしてきたことは注目される。しかし、実際には少数の専任学生監だけで思想善導策を具体化することができるはずもなく、当面の問題として学内の取締機構の整備・取締態勢の充実に全力がそそがれることになった。

以上述べたような抑圧取締により、表面的には「学生運動は悉く潜行的状態に没入し」、

「公然の活躍を試みる事が出来」（『日本労働年鑑』一九二八年版）なくなった。これらの情勢は、一通りの取締を実施し、ほとんどの学校騒動を強権的に解決させた一九二七年の第五四議会において、岡田文相に「各方面、各高等学校、其他ノ学校ニ於キマシテハ殆ド此不完全ナル思想ヲ有スル者ハ、跡ヲ絶ツト云フガ如キ状態ニナツタ」（『衆議院議事速記録』第五四議会、二七年一月二七日）という楽観的な発言をさせることになった。それが「伝染によるものは伝染である限り之を防止」し得るという認識の甘さから導かれてきているものであることは疑いない。しかし、表面的には潜行的状態に没入しているかに見える学生運動も、深部において「前衛的分子をマルクス主義的結合に導くと共に、他面では、学生大衆運動の組織化、政治化を促すことゝなつた」（菊川前掲書）のである。そのような認識において、司法省や内務省の危機感や文部省の楽観論をはるかに上回っていた。

第一次加藤内閣から若槻内閣まで学生運動の根絶方針を貫いた岡田文相時代は「思想恐怖時代」と世評されるほどの暴圧時代であった。それは岡田文相の個人的動機以上に、学生運動が、一九二五年の学連第二回全国大会で確立されたマルクス・レーニン主義による「無産階級運動の一翼」という認識に至るまで発展したことに対する為政者層の必然的な反動である。しかし、その抑圧取締に対しては学生からは言うまでもなく、一般の新聞や雑誌の論説でも手きびしい批判が浴びせかけられた。そこでほぼ共通するのは「余りに峻烈なる弾圧は、却つて激し易き年少学生をして、所謂羊を化して狼とせしむるの弊ある」（為藤五郎「岡田前首相の功禍」『教育週報』第一〇一号、二七年四月二三日）という危惧である。と同時に、学生の「思想悪化」に対する憂慮も表明され、より有効な「思想善導」が待望されていた。

若槻内閣の後を襲った田中義一政友会内閣の文相には教育畑の経験もある三土忠造が就任したが、すぐに内務官僚出身の水野練太郎に代わった。野党時代には岡田文相の思想取締に協調したり、それ以上の措置を求めていた政友会であった。しかも田中内閣自体、「思想問題」の解決が対中国強硬外交と並ぶ一大看板であった。その推進者がかつて護憲三派内閣で岡田文相に「大学の廓清、新人会の解散」を迫ったこともある小川平吉鉄道相である。「国粹大臣」小川は田中内閣が成立すると、「第一に大学の廓清を閣議に提案し、河上肇の免職、社会科学研究会の解散等、具体的問題を提出して文相の決断を促し」（小川「緊急勅令発布顛末並に關係記事」林茂編『小川平吉関係文書』）た。

このような状況を踏まえて、早速文部省は岡田文相時代を上回る取締態勢を固める。一九二七年六月の省議で、「左傾教授」に対する積極的な弾圧方針や「学生生徒の取締」に関して、「実行運動並に宣伝は絶対に禁止し処分するに毫も仮借せざること」「危険思想に感染程度浅きものに対しては充分訓戒を与へ尚注意すること」（『教育時論』第一五一三号、二七年六月二五日）などを決定した。この決定にそって実際の抑圧取締がどのように厳しくなったかは不明だが、翌一九二八年の三・一五事件後には、これに基づいて応急的対策がとられていくことになる。

三・一五事件後の思想統制の諸問題は次章で論じることにし、「思想統制前史」上の問題に関わって二点ほど付け加える。一つは、特に内務省＝警察に比べた際の思想問題に対する文部省の認識の甘さである。それは学生運動への無理解——「原因は健康上又は環境上に由来し深い根底はない」——に端的にあらわれる。その結果、現象的な面への目先きの強権的弾圧に狂奔するが、地下に存在する学生運動の広範な広がりやそれを生み出す思想

状況・社会状況に関してはほとんど理解が及ばず、実態的な把握に欠けてしまう。このことはさらに新たな運動の展開に後手後手の対応しかなしえないことになり、ますます強権的弾圧をうながす。このような状況は三・一五事件後に独持の思想統制体制を確立するまで続く。内務省＝警察が当然ながら長い抑圧取締機関としての歴史を持ち、それなりに思想問題を客観的に理解し、社会運動への長期的な対応を整えていたのに比べると、三・一五事件前の文部省の対応は未熟であり、機構的にも未整備であったといえる。

もう一つは、そのような思想統制の前史としての未熟さから免れえなかったとしても、なおかつ三・一五事件後の思想統制の本格的展開の基本的な方向は固まりつつあることである。現象的な面の運動の強権的弾圧は、思想問題の根本的解決策とはなりえないが、それがどの段階にあっても運動の抑圧逼塞化にとって最も効果的な対策であることは間違いない。三〇年代の弾圧はその方法が警察当局などとの連絡協調が生まれて、より功妙により緻密になったものにすぎない。また、「思想善導」の問題にしても、「転向」への誘導などの運動への直接的な対応策としての思想善導策こそまだ登場しないが、「危険思想」の排除や「国民的精神の涵養」という主張は、三〇年代以降、「国体観念」涵養という目標に向けて繰かえされていくことになる（それは国家主義教育の完成という大目標のなかに含まれるのであるが）。文部省の思想統制は「抑圧取締」と「思想善導」が表裏一体となって進められるが、その基本的な方向は早くも一九二〇年代において定められつつあったのである。

Ⅱ 思想統制体制の確立

——学生課から学生部へ（一九二八年—一九二九年）

一 三・一五事件と学生課の設置

1 社研解散と「左傾教授」追放

一九二五・二六年の京都学連事件を機に学生の社会科学研究に抑圧を強めてきていた文部省であったが、学生運動が社会運動の一翼を担っているという認識は、内務・司法両省に比較して稀薄だった。そのため表面的な活動が沈静化した一九二七年末頃には「不完全ナル思想ヲ有スル者ハ、跡ヲ絶ツト云フガ如キ状態ニナツタ」（岡田良平文相、『衆議院議事速記録』第五四議会、一九二七年一月二七日）と楽観的な発言さえおこなっている。したがって、文部省にとって三・一五事件に多くの学生が関与していた事実は驚愕すべきことであった。内務省と司法省は綿密な協議の上に大検挙を実施したが、文部省には寝耳に水であった。

四月一〇日に事件概要の発表された時点での検挙者のうち、学生関係者は一二九名（学生一三、卒業生四八、中退者六八名）、その後の検挙者も含めて一月三〇日段階では起訴された者一四七名（学生三〇、卒業者四八、中退者六九）、関係校三二となり、全起訴者中、学生関係者が四割以上を占めたことになる。これに加え、「検挙学生の多数は帝大系の学生／当局を一驚せしめた全国的な学生の加盟」（『東京朝日新聞』一九二八年四月一日付）とセンセーショナルに新聞に報道されたこともあり、文部省は緊急に対策を迫られることになった。枢密院や議会方面から文部省の責任を追求する声のあがることは必至だったからでもある。

文部省ではまず四月一〇日に省議を開き対策を協議、翌一日に西山政猪専門学務局長が小野塚喜平次東大総長事務取扱と打合せをした後、一二日に緊急省議を開き、次のような当面の弾圧方針と、地方長官宛に訓令を発することを決定した（『教育週報』第一五三号、二八年四月二一日）。

- 一、学生で事件に関係し起訴されたものには無期停学を命ずること。
- 一、教授で実際運動に関係しなくても社会から左傾の甚しいものと認められて居るものに対しては自発的に辞職させるか又は休職を命ずること。
- 一、東京帝大新人会及び研究の領域を越えて団体として実際運動に出でた社会科学研究会に対しては解散を命ずること（団体としてでなく個人として実際運動に加はつたものは個人のみ処断する）。

同一二日から一四日にかけて各帝大総長を招致し、大学側からの事情聴取とともにこの弾圧方針を指示した。これらはすべて短時日で実行に移され、「各大学総長初め大学当局は、”大学の独立”の体裁をつくることに腐心して、如何にも大学自身の発表に基いて処断したかの如き欺瞞をやらうとした」（菊川忠雄『学生社会運動史』）。東大新人会、京都・九州・東北各帝大の社会科学研究会は、四月一七日から一九日にかけてそれぞれの評議員会により解散を命じられる。「左傾教授」と目された東大助教授大森義太郎、京大教授河上肇、九大教授向坂逸郎・石浜知行・佐々弘雄（および九大助手塚本三吉）は、教授会決議や”自発的”な辞表提出の形をとったにして、文部省の意を受けた大学当局に辞職を強要され放逐された。

当初の三方針を強硬に実現させる目安のついた四月一七日、水野練太郎文相は訓令を発

した。三・一五事件を「国家のため一大恨事」と認識し、これに対処する「現下喫緊の急務」が「極端なる偏倚の思想を根絶し懷疑不安の流弊を一掃するにおいて遺憾なきの方途を講じ」ることと、「学生生徒をしてこれに感染することなからしめんがため特に心力を傾注してわが建国の本義を体得せしめ国体観念を明徴ならしめもつて堅実なる思想を涵養するに勉むる」（『教育時論』第一五四三号、二八年四月二五日）ことにあるとする。二年前の京都学連事件の際の、学生左傾の「原因は健康上又は環境上に由来し深い根底はない」（岡田良平文相談話、『日本労働年鑑』一九二七年版）という浅薄な見方からすれば、「国家のため一大恨事」という危機感はかなり深まっている。

三・一五事件は文部省にとって予想外の衝撃だったため、四月段階ではまだ応急的な対応に終始した。四月二〇日召集の第五五議会に向けて準備した資料では「将来ノ方針」として、「大学教授ノ任用」についてそれまでの各大学からの具申の方式を踏襲しつつ、「当局ニ於テハ其ノ詮衡ニ関シ将来一層ノ注意ヲ払フヘシ」とするほか、「学生ノ訓育」では「学生監生徒監等訓育機関ノ充実ヲ図ルコト」や省内に思想問題を専門とする職員を設置すること、入学者の選抜において「人物思想等ニ付テモ充分考査ヲ為ス」方法を徹底することなどをあげるにとどまっている（文部省「帝国議会交渉書類 答弁資料」、国立公文書館蔵）。

2 為政者層の強要——枢密院・議会

社研解散・「左傾教授」の辞職強要などの文部省の強硬な抑圧策は世論の猛反発を受けた。「何と謂ても驚くべき時代錯誤的反動思想の反映たる跡をかくすことが出来ない」（『中央公論』二八年六月）、「共産党事件そのものよりも、官憲のこの神経昂奮の態度をもつて、国家社会のために、深憂とせざるを得ぬ」（福田徳三「笛吹かざるに踊る」『東京朝日新聞』二八年五月八日付）などのきびしい批判もみられる。これらの批判に対して、文部省は全く意に介さず抑圧取締の姿勢を貫く。その背後で文部省を動かし、さらに本格的な思想統制策の実施を慫慂したのが、為政者層一体となった「思想悪化」に対する強い危機感であった。

吉野作造は「政府は処分さるべき不良教授を選ぶに付て次の方面の意見を大に参考とした嫌はないか」として、「元老級の老先輩」・「頑迷な反動団体の傀儡たる政客の一団、貴族院辺」「検事及警察」「政黨員、政友会内部からの進言」（吉野「大学に対する思想弾圧」『中央公論』二八年六月）を鋭く指摘している。ここでは吉野の指摘を「検事及警察」を除いて具体的に検証してみたい。まず「元老級の老先輩」の牙城枢密院である。

かつて治安維持法成立に大きな影響力を発揮し「思想問題」の解決に人一倍熱心だった枢密院は、今回も政府の責任を追求するとともに有効な対抗策の樹立を慫慂した。四月一六日、臨時に開催された枢密院の「共産党事件ニ関スル報告」の質疑は、「左傾教授」の処遇と大学教育の改善に終始した。元文相の顧問官江木千之は「最高学府ノ不心得ナル教授ニ対スル当局ノ処分ハ余リニ緩漫ナリシ嫌アリ」として、京大教授河上肇の「不穩ノ言辞」をとりあげ、「不明ノ教授ニ依リ果シテ国家観念ノ養成カ出来ルヤ否」と処分を迫る。大学教育に対しても「人格ノ陶冶国家観念ノ涵養ニ付如何ナル施策ヲ為シタルヤ怠慢モ亦甚シト謂ハサルヘカラス」と不満を表明する。また、東大・京大の総長を歴任し、中央教化団体連合会ともつながりの深い顧問官山川健次郎も、「共産主義ニ近キ思想ヲ有スル教授ニシ

テ人ノ子ヲ誤ルノ虞アル者ハ在職セシメサルヲ可トシ非常時ニハ又自ラ非常処分ノ要アリト信ス」（「共産党事件ニ関スル報告」『枢密院会議筆記』）と嚴重な処分を求めた。

これに対して粟屋謙文部次官は、河上肇について「相当責任ヲ免レスト考フル」と述べると先日の弾圧三方針の実施を説明するにとどまったが、田中義一首相は「今後最モ改善ヲ要スル施設ハ教育ナルヘシ」、「今後ノ教育ハ面日ヲ一新スルノ考ナカルヘカラスト考フ」（同前）と積極的な姿勢を明らかにした。

枢密院の“思想問題”への強い関心は六月の緊急勅令による治安維持法改正案の審議の場でも表明された。まず審査委員会の段階から「彼ノ左傾大学教授ノ処分ノ如キ極メテ緩慢且曖昧」「危険思想ノ青年間ニ流布スルコトノ恐ルヘキ次第」「学校教育ニ於テハ国体觀念ヲ明カニシ国民的の信念ヲ涵養スルコト最モ必要ナリト思惟スルカ之ニ対スル将来ノ施設如何」（「治安維持法中改正ノ件」『枢密院審査委員会録』）などの発言が相つぎ、その結果、審査報告書に付せられた「警告条項」中の「此ノ際当局ノ考慮ヲ求ムル必要アル」措置の第一に、次のような施策が求められた（「治安維持法中改正ノ件」『枢密院会議筆記』）。

思想ノ善導ニ付当局ハ学校教育タルト社会教育タルトヲ問ハス教育ノ改善ニ最モ力ヲ致スヘキハ勿論学校ニ於ケル悪思想ノ伝播ニ対シテハ極力之ヲ防遏スル為充分ノ措置ヲ講セムコトヲ希望ス

特高警察や思想検事の拡充の要求よりも“思想善導”を優先させているところに、枢密顧問官達の教育への危機感がうかがえる。これに対する政府当局の答弁は「枢府ノ御注意事項ノ如キハ洵ニ適切且必要ナリト考フ」（同前）というだけで具体的な対策はここでは披露されなかった。若槻内閣を倒すほどの威力を持つ枢密院の意向は、政略として“思想問題”が利用されることに懸念を抱きつつも、田中内閣の反動的な抑圧取締体制の拡充強化を全面的に支持していたのである。

“思想問題”の解決こそ緊急課題という認識では全為政者層は容易に意見の一致をみた。与党の政友会は四月一二日、臨時代議士会を開き政府当局者から報告を求めた後、「万難を排して兇悪危険なる非国民の殲滅を誓ふ」という宣言書を可決した。そこでも「陰悪の思想」の徹底的な矯正は「大に文教を作振して宗教家経世家の奮起努力に俟つべきもの多」（「共産党事件に対する宣言」『政友』第三二九号、二八年五月）いことを強調する。

野党の民政党の対応も大同小異である。議会開会を前にした臨時大会の席上、文部省による左傾教授処分・社研解散などの措置を「急遽躁然推測又は感情のみ根據とする処分は賢明でない」（江木翼「共産党事件と思想問題批判」『民政』第二卷第五号、二八年五月）と批判する一方で、「賢実なる思想を養成する根本の方策としては、文教の振興特に人格の教養育成に重きを置くべきこと勿論である」（浜口雄幸「特別議会前夜の政局と我党の責任」同前）と述べて、“思想善導”の重要性を強調する。このために民政党は思想問題教育制度調査特別委員会を設置して対策の考究に着手している。

二大政党の見解がこのようであったがゆえに、第五五議会で尾崎行雄提出の「思想的国難ニ関スル決議」は圧倒的に採択された。尾崎の提出意図とは別に、現下の状況を“思想的国難”と認識することでは容易に足並がそろえられたからである。しかも「文教の振興—“思想善導”—の必要性は何よりも重大視されていた結果、文部省のその後の施策の推進に大きな援軍となった。

貴族院では事件の概要が発表となった翌日、各派の代表者がそろって田中首相を訪問し

て「日本共産党の主義行動は根本的に我国体を破壊せんとするものの如くなれどかかる行動に対しては徹底的に弾圧を加ふる意思なるや否や」などと詰問し、「大学に対しても徹底を期する考えである」（『東京朝日新聞』二八年四月一三日付）という言葉を引きだしていた。貴族院は衆議院のように思想国難決議こそあげなかったが、文部省の要求する思想対策の追加予算案（後述）をほとんど無審議で通過させていくのである。

以上述べた為政者層の危機感とはやや位相を異にするが、各種の教育団体でも“思想善導”が決議され、文部省を支援した。全国教育大会（四月、高松）、東北六県教育大会（五月、宮城教育会主催、仙台）、全国聯合小学校教員会總會（五月、浦和）、山陰教育大会（六月、益田）などが『教育週報』に散見する。これらの大会ではいずれも「国体觀念の涵養に努め国民精神の振興を図り以て国運の進展に貢献せんことを期す」（全国聯合小学校教員会總會「宣言」『教育週報』第一五九号、二八年六月二日）というような決議をしている。また、「我帝国教育社会の中央機関」を自認する帝国教育会は、全国聯合教育会の決議を受けて、「現下の状況に鑑み国民思想善導上留意すべき事項如何」（『教育週報』第一六二号、六月二三日）を調査する思想問題研究会を設置している（六月、一九二九年二月に答申）。官製あるいは半官製の教育団体は、一様に国体觀念の涵養や国民精神の振興を声高に提唱して、文部省のお先棒をかつぎ、露払いの役割を果そうとした。

3 学生課の新設

四月中に三・一五事件の応急的措置を終えた文部省は、急いで本格的な思想統制策を構想することになった。まず、各種の会議や懇談会を開き、現場の実情と要望を聴取し、対応策に反映させることにした。五月一七日から三日間の五帝大学生監会議、一八日の六高校長懇談会、二二日からは宗教家懇話会を相前後して開催した。こうした一連の協議の後、明年度予算案として次のような思想対策の施設案を決定した。この新施設案の予算規模は実際には大幅に縮小されてしまうが、その後の基本方向が盛り込まれている点で重要である（『教育週報』第一六二号、二八年六月二三日）。

（一）学校教育施設費 百五十万円

- 一、大学講座の増設
- 一、精神科学の研究奨励
- 一、教師と学生生徒との懇談会
- 一、学生監生徒監の増員約百名
- 一、思想調査機関の設置—文部省の専門学務局内に設置し学生生徒並に一般青年の思想傾向を調査しこれが善導の対策に資す（高等官二名、判任官四名）

（二）社会教育施設費 九十五万円

- 一、国民精神作興に関する国民歌の募集
- 一、国民精神作興に関する読物の選定推薦
- 一、先哲の思想文献の調査
- 一、思想善導映画の募集
- 一、思想講習会
- 一、教科団体の補助

この予算案について勝田主計文相（水野練太郎の辞任により就任）は七月一日の与党幹部懇談会で、「文部省の思想善導も亦、予算を取つてさうして来年から緩々と之をやるんだといふのでは、どうも緊急勅令（治安維持法—引用者注）の手前天下に顔を向けられない。それで只今申した中で、精神文化の研究の費用、学生指導の費用、社会施設に関する費用、さういふものは、未だ私から総理にも話さず大蔵大臣にも話しては居りませんが、私の考えとしては、予備金又は剰余金から緊急支出をして頂きたい、斯う考へて居るのであります」（『勝田文部大臣訓示演説集』）と語った。司法省の思想検事増員、内務省の持高警察拡充がすでに実現していたため、文部省も遅ればせながら歩調を合わせようとしたのである。

この予算案は七月中旬、大蔵省に責任支出として要求された。しかし、大蔵省が「調査の結果緊急ならず」と判断したため難航したが、文部省は折からの二高ストライキ事件の勃発を脅迫的に持ち出すほか田中首相の調停も引きだして、結局、一四万円余と大幅に減額されながらも念願の思想善導費を獲得した。内容は「学生生徒の指導並指導監督に関する経費（主として学生監、生徒監の増員）」と「本省思想調査並に指導機関を設置するに要する経費」である。もっとも、この責任支出の経費は一〇月から翌年一月までの四カ月分であり、二・三月分は追加予算として議会の承認を得ることが条件とされた。この責任支出は九月一日の閣議で正式に決定され、関係官制の改正を経て、一〇月三〇日、学生主事・生徒主事の増員と学生課の新設がなされた。

この官制改正の参考として文部省の作成した「学生思想問題ニ関スル件」では、学生運動の歴史的経緯と現状を簡単に叙述し、「教授並職員カ学校内部ニ於テ学生生徒ヲ指導誘液スルノミヲ以テ足レリトセズ、今日ニ在リテハ外部ヨリノ煽動誘惑ニ対シ深く留意セサルヘカラサルノ実状ニ在リ而シテ此ノ如キハ、到底従来帝国大学ニ存在セル少数ノ専任学生監ノ能ク為ス所ニ在ラス、又況ンヤ其ノ他ノ学校ニ於ケル如ク兼務者ヲ以テハ到底不可能ナリ」（「公文類聚」一九二八年・第五二編・巻四）という理由を学生・生徒主事増員の説明としている。「学生監、生徒監など云ふあたたかみの少ない青鬼赤鬼がひかえて居るやうな感じのする名」を避けて命名した学生主事・生徒主事の割当は表1のようになり、各枚には訓育費も配分された。

東大ではそれまでの学生監であった安藤円秀と竹内良三郎がそのまま学生主事となり、さらに姫路高校教授の石井昂が任命された。一二月には学生監室が学生課となり、安藤が学生課長となる。六百元配布された訓育費の使い道は、「師弟相互ノ情誼アル小集会其ノ他適當ノ施設ヲ講シ以テ兩者接触ノ機会ヲ多カラシメ、行住坐臥ノ間ニ学生生徒ヲ訓化スルト共ニ其ノ趣味好尚、思想的傾向、生活状態等ヲ察知シ、以テ指導訓育ノ実ヲ挙ケントスルノ趣旨」と規定されていた（以上、『東京大学百年史』通史二）。

大学・高校に運動の中心があることから専門学務局内に設置されることになった学生課の分課規定は次の通りである（文部省『思想局要項』）。

- 一、内外ニ於ケル社会思想ノ調査研究ニ関スルコト
- 一、学生生徒ノ思想ノ調査研究ニ関スルコト
- 一、学生生徒ノ思想的運動ニ関スルコト
- 一、其ノ他思想問題ニ関スル調査研究ニ関スルコト

学生課は事務官二名・属四名の陣容で出発する。課長事務扱役はしばらく西山専門学務

局長が兼務した。分課規定では「調査研究」に比重があるが、実際には人員不足も手伝って「主タル仕事ハ各学生主事、生徒主事、是等トノ連絡ヲ取ツテ遺憾ナカラシムルコト」(勝

表1 学生主事・生徒主事定員表(1928年)

	学生主事	学生主事補
東京帝国大学	5	5
京都帝国大学	5	5
東北帝国大学	3	3
九州帝国大学	3	3
北海道帝国大学	2	2
東京商科大学	2	2
官立医科大学(5校)	5	5
	生徒主事	生徒主事補
高等学校(25校)	25	25
高等商業学校(12校)	12	12
高等師範(4校)	4	4
外国語学校(2校)	2	2
美術学校(1校)	1	1
音楽学校(1校)	1	1

「公文類聚」1928年・第52編・巻4より作成

田文相、『衆議院委員会議録』予算委員会、二九年二月一八日)にあった。三・一五事件後、各地に学生ストライキなどが頻発しており、その対応に追いまくられたのである。

当初大蔵省に要求した責任支出中から社会教育局新設などの「社会施設に関する費用」、を譲歩し、「学生指導の費用」だけを獲得した意図は、たとえ学生主事・生徒主事という一見ソフトな職名にしようとも、学校内の思想抑圧取締機関の強化にあったことは明らかである。学生運動の攻撃目標が学内取締機関に向けられていくことや「学生主事ト云フ風ナ謂ハバ一種ノ思想警察ト云フ風ナ制度」(同前、二九年一月二五日)と第五六議会で文部省に詰めよった山本宣治の言葉が、的確に責任支出の本質を突いている。新設後、早速開催された第一回学生生徒主事会議における栗屋謙文部次官の訓辞——「既に深入りしたものは万止むを得ず最後の手段に訴へなければならぬ」(文部省『思想調査参考資料』第三輯、一九二九年四月)——は、三・一五事件後の対策の第一が社研解散・「左傾教授」処分などに引続いて強権的な抑圧取締にあったことを示している。

責任支出により学生運動抑圧の体制を確立しようとするのと並行して、文部省は各種の会議や講習会を開催し、学生運動・思想問題についての理解を深めようとした。五月の五帝大学生監会議、高校長懇談会、全国工業高校長会議、宗教家懇話会、六月の地方長官会議、七月の道府県学務部長会議及視学官会議、高校長会議、高等師範学校長会議、直轄実業専門学校長会議、社会教育主事会議などと連続して開かれたこれらの会議では、各校からの事情聴取を含めた思想問題が必ず取りあげられた。特に七月の高校長会議では「訓育ヲ一層徹底セシムル方案」が協議され、一八項目にもものぼる訓育案が決定された。生徒監の増員、思想問題講習会開催、臨時講師招聘費用、合宿舎設置補助費などの要求のほか、次に引用するような条項は約二年後に本格的に実施されることになる“思想善導”の先取りとなるものである(文部省『第五十七帝国議会説明材料』国立教育政策研究所図書室「河村文庫」所蔵)。

(二) 学級主任指導教官制度ニ依リ一層訓育ノ徹底ヲ期スルコト

(三) 生徒ノ指導上其ノ家庭トノ連絡ヲ一層緊密ニスルコト

- (六) 生徒ノ思想並趣味ノ向上ニ資スヘキ図書ヲ成ルヘク多ク図書館ニ備ヘ付クルコト
- (八) 修養ニ資スヘシト認メラル、団体会合等ヲ指導奨励スルコト

これらは文部省の指示を待たず各校において順次実施されていく。また、この会議で「左傾思想ノ宣伝又ハ其ノ實際行動ヲ為ス者ハ勿論苟クモ之ニ基クト認メラル、言動ヲ為ス者ニ対シテハ嚴重ナル処分ヲ為スコト」（同前）という申合せのできたことは、厳罰・大量処分をもたらすことになった。

なお、先の責任支出の一部には「訓育費」が計上されており、帝国大学をはじめとする文部省の直轄学校に配分された。その経理についての文部次官通牒（十一月二〇日付）には、「訓育費ハ師弟相互ノ情誼アル小集会其ノ他適當ノ施設ヲ施シ以テ両者接触ノ機会ヲ多カラシメ行住坐臥ノ間ニ学生生徒ヲ訓化スルト共ニ其ノ趣味好尚思想的傾向生活ノ状態等ヲ察知シ以テ指導訓育ノ実ヲ挙ゲントスルノ趣旨」とあり、他費目への流用を禁じていた（「昭和四年度の実績を規準とせる訓育費の費途に就て（一）」 文部省会計課『経理資料』第二卷第一号、一九三一年一月）。

八月一日からは二週間、文部省主催の第一回思想問題講習会が開かれた。講師・演題は、河津暹「経済上より観たる思想問題」、藤井健治郎「マルキシズムの倫理的批判」、川合貞一「思想問題に就いて」などで、大学・高校・専門学校の学生監・生徒監ら一三八名が参加している（これは二九年・三〇年にも開催された）。さらに文部省は一二月一九・二〇日の両日、第一回学生生徒主事会議を召集した。これには大学・高校・専門学校の学生主事・生徒主事六〇人のほか、公立大学や私立高校の主事も参加している。会議では「左傾思想ヲ有スト認ムル学生生徒ノ監督ニ関スル報告並ニ学生生徒ノ思想善導ニ関スル方策ニ就イテノ意見及ビ希望ノ陳述」「消費組合ノ監督ニ就イテ」「学生課ニ対スル希望」が協議事項となり、学生主事らからは実践談を交えて要望が提出された。たとえば左傾学生に対する「個人的指導」では、「ブラックリスト作成」「家庭トノ連絡」「入学者ノ過去ノ経歴ニ就キ調査スルコト」「学生ノ読物ヲ調査スルコト 書肆ト連絡ヲトリテ調査ヲナスコト」などが提案されている。これらはすでに各大学・高校で実際におこなわれつつある「指導」とみてよいだろう。「学生課ニ対スル希望」では、社会主義文献購入の便宜や学生運動の関係資料の提供などがあがっている（以上、『思想調査参考資料』第三輯）。

また、文部省では一九二八年一〇月に『思想調査参考資料』第一輯を発行し、各学校・道府県に配布している。この『思想調査参考資料』（等五輯以降は『思想調査資料』）は学生運動・思想に関する調査報告、講演類、翻訳類などを収録する文部省の最も基本的な定期刊行物である。

4 抑圧取締の強行と空回り

三・一五事件に驚愕した文部省の諸対応を、地方や大学ではどのように受けとめ、具体化していったのだろうか。

各道府県は特高警察の拡充に努める一方で、教育面における“思想悪化”対策も講じなければならなかった。しかし、まだ三・一五事件段階では学生運動の範囲は高校以上にはほぼとどまっており、中学校生徒・小学校教員・青年訓練所などには浸透が遅かったために、各道府県の対応は概して深刻な危機感をともなっておらず、通牒などによる通り一遍の警

戒と思想善導を求めることが多かった。四月一日の田中首相声明と一七日の水野文相訓令を伝達するかたちで、四月から五月にかけて各道府県で訓令が市町村長・小中学校長・青年訓練所主事に発せられたが、たとえば福井・福島県の場合などは、文部省訓令とほぼ同文である。長崎県の「共産党検挙及結社禁止ニ関スル件」では、関係者に対し「今回ノ事件カ我国体ニ悖リ国民精神ニ背反スルコト之ヨリ大ナルモノ無キ所以ヲ周知徹底セシムル」(『長崎県教育史』下巻)ことを厳命している。

本格的な思想問題への取組は一九三〇年以降になるが、県によっては早くも中学校長会議などにより独自の対策に乗りだすこともあった。大阪府では府下公立専門・中学校長会議(五月)において、警察部特高課長の報告を受けるほか、知事の諮問「共産党事件に鑑み教育上特に留意すべき点如何」に対し、校外教育機関設置などの答申がなされた(『教育週報』第一五八号、二八年五月二六日)。千葉県の場合には、八月の県内中学校会議を前に県側が各中学校宛に「思想善導ニ関スル具体的方案如何」という諮問をおこなっている。これに対して安房中学校長は「(ニ)生徒ノ読物ニ注意シ有害ナルモノヲ禁止シ健全ナルモノヲ推奨シテ与フルコト」「(ハ)生徒出身小学校ト連絡ヲトリ之ヲ以テ思想善導ノ側面防禦機関トスルコト」など六項目を答申している(『千葉県教育百年史』第四巻)。

長野県では視学官会議や中学校長会議で思想問題が協議された。九月の中学校長会議では、千葉了知事が地方長官会議の際、宮中で天皇から「長野県に於ける思想の模様は如何か」と質問されたことに「恐懼」したと述べ、「皇室の御近状に就いては善く生徒児童にも御伝へある様」要望した後、思想問題に対しては「民族を忘れ歴史を省みず又現実を知らずしてたゞに理論に囚はれて矯激危険なる思想を流布するものに至つては断乎として弾圧するの外ありませぬ」と強い調子で言いきった。つづいて県は「現時の思想問題に対し教育上考慮すべき点如何」を諮問するほか、「御大礼の趣旨徹底に関する件」「課外読物の指導に関する件」などの指示を与えている(以上、『長野県教育史』第一四巻)。

大学や高校における抑圧取締の実際をみよう。三・一五事件関係者を直接学内からだした官公立学校にあっては、文部省の意を受けて厳罰方針で弾圧を強行した。菊川忠雄が『学生社会運動史』で評したように、「まさに学生間に於ける”左傾思想恐怖”は一転して”左傾追放”に変つて行つた」のである。四月一八日には六高生八名が事件関係者として放校、三名が研究会関係者として停学、五名が訓成処分を受けた。二一日には五高生六名が退学処分、二七日には七高で四名が「左傾」を理由に退学処分に付されるという具合である。前年度に比較して三・一五事件後、被処分学生数は爆発的に増大した。

表2は「思想的理由による被処分学生数」であるが、これをみて気をつくことは、第一に「学籍を除かれたる者」が全体の半数前後を占めていることである。放校・除名・退学などの学校からの放逐は、厳罰主義が実行されたことを示している。この大量の放逐処分は文部省・学校当局と警察・司法関係者の間で意見の衝突をみるほどの苛酷さだった。警察・司法側が「犯状薄く単に理論に共鳴する余り別段確固たる信念もなく共産主義を奉じたものや、今後父母乃至相当監督者の下に引きとられた後改心の望みある学生については起訴猶予をなし学業を継続させようとする方針」(『東京朝日新聞』二八年四月二九日付)をとるのに対し、文部省・学校当局は起訴猶予者にとどまらず左傾思想の持主という漠然とした理由だけで放校・退学処分をおこなうのである。一般学生への悪影響防止という「教育上」の処分と文部省は強弁するが、あらゆる”禍根”を芽のうちに除去するという発想

によっていることは明らかである。

表2 思想的理由による被処分学生数

年度	区分	学籍を除かれた者				学籍を除かれざる者			総計
		学校処分に依る者		依願退学 (諭旨・自発的)	無期停学	停学	その他 (謹慎・戒飭・譴責)		
		放校・放学	除名・除籍					退学	
1928	大学	1	3	5	35	-	8	20	72
	高校	4	19	15	22	-	43	33	136
	専門学校	-	8	7	13	2	3	9	42
	小計	5	30	27	70	2	54	52	250
	合計	132(52.8%)				118(47.2%)			
1929	大学	5	2	15	20	10	16	11	79
	高校	8	23	21	27	18	40	28	165
	専門学校	-	-	12	-	-	8	-	20
	小計	13	25	48	47	28	64	39	264
	合計	133(50.4%)				131(49.6%)			
1930	大学	17	43	32	27	20	13	20	172
	高校	29	53	17	65	74	65	89	392
	専門学校	1	8	34	7	5	4	49	108
	小計	47	104	83	99	99	82	158	672
	合計	333(49.6%)				339(50.4%)			

長谷川明「学生の思想問題に就いて」『司法研究』第15輯、1932年3月より作成
統計中の百分率は「学籍を除かれたる者」と「学籍を除かれざる者」の比率

第二に高校における処分者数が全体の半分前後を占めることである。表2からは読みとれないが、検挙者数や起訴者数と学校による処分者数の関係を大学と高校で比較すると、圧倒的に高校の処分者数の多さがわかる。この事実は、高校における学生運動取締のきびしさを物語る。すでに京都学連事件を機に社研解散ばかりでなく個人の社会科学研究まで禁止していた高校当局にとって、三・一五事件に関与者をだしたことや社研の存続が明らかになったことは大きな衝撃となった。文部省の叱責もあり、この衝撃は学校当局に左傾思想の持主を根こそぎにする決意を持たせた。そのあらわれが生徒処分者数の多さになったことは疑いない。厳罰方針だけでなく、学友会や寄宿舎などの管理を強めたことも容易に想像できる。新潟高校でははやばやと「生徒に学業に専心ならしむるために今まで二回行つて居た試験を四回とし落第点を厳しくした第一学期は比較的長いのでその間には全生徒に対して強制的に運動競技を行はせること」(『教育週報』第一五七号、二八年五月一九日)を打ちだし、生徒側の猛反発を招いた。早くから社研禁圧に熱心だった熊本の五高では一九二九年四月以後の入学者に対して、父兄保証人のほかに教授中から第二保証人を選ぶという規定を設けている(『五高五十年史』)。

九州帝大では、四月二四日、「事苟クモ国体ニ関シ大学ノ使命ニ係ル場合ニ於テハ情ノ為メニ理ヲ曲クベキニアラズ此レ大学ガ敢テ今回ノ処分ヲ決行シタル所以ナリ」と全学生に対して「告諭」を發し、続く入学生宣誓式でも総長は「学生の本分に背く言動をなす者に対しては、大学の秩序を保つため断然たる処分をなすに憚らない」と訓示した。九大は特に対策に熱心で、五月一〇日には学生の組織する会に対する届出規定などを定めている(以上、『九州大学五十年史』通史編)。

各大学では社研解散の後、学生組織団体や集会の取締に重点を置いた。東大では新人会解散命令後も合法性を維持していた各高校読書会に対し、学生監より「読書会は研究団体であるから特にこの際注意して研究の範囲を超えることなく真摯な研究を続けてゆくやうに」(『帝国大学新聞』第二五四号、二八年五月二八日)との警告がなされた。しかもこの

読書会にも当局側のきびしい監視の眼が光った。「一読書会員」は『帝国大学新聞』への投書の中でいう（第二六四号、二八年九月二四日）。

立看板禁止やビラ配布の禁止、さては七面倒な教室貸与規定等々の諸法度は先学期において色々な反対にも拘らず制定されたことはだれしも耳新たな所である。……中でも教室貸与規定とかいふものうち会合に守衛を出張らせることほど会合するものにとって不愉快なものはない。われわれが週の一度の読書会ですらいつも守衛が二人も臨監だ。われわれのこの研究的な会合において、華やかで活発な討論でも行ふものなら守衛は耳をそばだてながら接近してくる。

このような学内の警察的取締とその元締めである学生主事・学生課は、学生側の攻撃目標となり、ストライキなどの原因にもなった。学友会解散問題をめぐって開かれた東大の学生大会（四月二七日）の決議中には「学内悪取締令即時撤廃」「思想取締学生監設置反対」の項目があり、六月九日の関東学生自由擁護同盟主催第二回学生自治協議会の決議事項にも「操行調査反対」「学生取締悪法規反対」「学生監廃止要件」が含まれている。

東大においては、三・一五事件関係学生の処分が、京大や九大の場合の放学や諭旨退学という嚴重処分に比較し、停学処分（予審決定後に最終処分）という相対的に温和な方針であったが、暴圧反対同盟の活動などを中心に学内外の運動が活発化すると、やはり嚴重処分に転じた。九月の豊島園事件には退学一名、停学一二名、譴責六名という前例のない重い処分に応じ、翌年三月にはビラまき行為を理由に退学処分まで断行したのである（前例に添えば、ビラまき行為は停学程度であり、教授会提出の処分案も前例に添ったものであったが、評議会がそれを退けたため、退学という異例の嚴重処分となった）。

私立大学においても例外ではなかった。文部省では二八年五月一七日付につづいて二九年一月一日付で、私大学長宛に「学生生徒放校除名無期停学処分及退学ノ都度通報方」を求めた。さらに、一月二五日付では「学生ノ参加セル社会科学ヲ研究セル団体ニシテ現存セルモノ或ハ嘗テ存在セシモノ」についての報告を求めている（以上、明治大学広報課歴史編纂資料室『資料明治大学教育制度発達史稿（六）』）。

では、強圧的な抑圧取締は実効を挙げただろうか。解答は否である。『日本労働年鑑』（一九三〇年版）が概括するように、「当局の弾圧と善導対策は全く裏切られて頻々たる学生大衆の運動となつて現出した」のである。『帝国大学新聞』も一九二八年を回顧して、学生運動が「反学校当局より反政府へ、各学校別からインタースクールへ、更にはそれより無産階級運動の唯中へと闘争が押し拡がり押し進められて」（第二七九号、二九年一月一日）いと観測している。

学生運動の昂揚が抑圧取締の空回りを何よりも雄弁に物語るが、ここでは象徴的な事例をあげよう。一九二九年四月、九大の学友会主催の運動会で赤い風船を白い団扇で押さえつけながら走るという趣向の「思想善導競争」がおこなわれた。学生は「学友会・学生課御後援の目的を達したわけである」（『九大九十年史』）と揶揄したというが、白い団扇で押さえつけても飛びだしがちな赤い風船に、学生課と学生運動の関係が暗示されている。

また文部省が意気込んで獲得し配分した訓育費の用途にも各校は頭を悩ました。東大では六百円の配分を受け、学生課や各学部に分されたが、三月の年度末になっても中途半端な額で持てあました。この事情はどこでも大同小異で、「徒らに牛鍋会、遠足会、漫談会を振はすに止ま」（『日本労働年鑑』一九三〇年版）だったのである。

二 四・一六事件と学生部への拡充

1 学生部への拡充

三・一五事件後の学生運動の弾圧は激烈をきわめ、その結果、学生運動は地下に追い込まれた。このような運動の状況に対し、文部省はかなり楽観的な見通しを持った。たとえば、第五六議会の衆議院予算委員会（一九二九年二月八日）で山崎達之輔文部政務次官は「(学生運動は一引用者注) 大体ノ観測カラ考ヘマスルト、稍下火ニナツテ居ルト云フコトダケハ申上ダテ宜カラウト思ヒマス、一時ヨリモ余程軟ラクナル方ニ向ツタト云フコトダケハ是ハ申上ゲマシテ誤リハナカラウト思ヒマス」(『衆議院委員会議録』 予算委員会、一九二九年二月八日)と発言している。また、文部省編集の『学生社会主義運動の経過』(一九二九年五月)でも次のように同様な認識が示されている。

指導訓育機関の特設以来も幾多の事件を出すに至りたることは甚だ遺憾なり。然し乍ら全学生の健康を保持せんがためには誠に必要にして止むを得ざる対症療法なりと云ふべく、これに依て病源が駆除され他面一般学生生徒に対する積極的の指導と相待つて少く共高等専門学校にありては保健の度を加へたるものと信ぜらる

しかし、文部省の楽観的認識は明らかに事態を正確に捉えたものではなかった。地下に追い込まれたとはいえ、学生運動は理論約にも力量的にも三・一五事件前を凌いで活発化していたのである。学生運動は「社会主義運動上重要ナル一翼ヲ形成シ居レルノ観アリ将来益々警戒ノ要アル」(内務省警保局『昭和三年中ニ於ケル社会主義運動ノ状況』)という内務省の現状分析と比較すれば、文部省の認識の甘さは際立っている。一九二九年の四・一六事件は、文部省の学生運動鎮静化という観測を打ちくだった。これに対して、文部省はそれまで専門学務局内の一課であった学生課を文部大臣直属の学生部に独立拡充させるなどして、一層の抑圧取締と思想善導を図ることになる。

学生課から学生部への拡充には多少の紛糾があった。文部省は一九二九年度予算案として第五六議会に約八二万円にのぼる思想善導費案を提出、協賛を受ける。このなかには「思想ノ状況ニ鑑ミマシテ大学其他ノ専門学校等ニ、生徒主事或ハ学生主事ノ如キ者ヲ置キマスシ、又之ニ対応致シマシテ、文部省ノ専門学務局ノ中ニ学生ニ関スルツノ課ヲ置キマシテ、連絡綜合ヲ致ス」(『衆議院委員会議録』 予算委員会、一九二九年二月八日)ための経費四二万円余が含まれ、学生課長を勅任官とするための予算も計上されている。しかし、この議会審議段階(二月)では、まだ学生課を専門学務局から分離するという構想は持っていなかった。それはおそらく学生運動鎮静化という前述したような楽観の見通しが背景にあるからである。

当初の計画を変更して学生課を専門学務局から分離させ大臣官房内の一課とする構想が浮上した時期は不明だが(四月頃か)、それは最近の学生運動が「専門学務局実業学務局普通学務局ノ各局ニ関係スルモノナルヲ以テ之ヲ何レノ局ニ属セシムルモ至大ノ不便アルヲ免レス」(「公文類聚」一九二九年・第五三編・巻五)という理由からである。実業専門学校、中等実業学校、師範学校、中学校、さらには青年訓練所にまでの運動の新たな広がりに対応せざるを得なくなったのである。なお、この過程で文部省各局の再編案も浮上し、学生運動への対応を新設の学芸局に移すことも考えられた。学芸局の職掌には「一 学生

生徒ノ思想ノ調査及研究ニ関スル事項 二 社会思想ノ調査及研究ニ関スル事項」が掲げられた（「文部省官制（官制及定員）」、国立公文書館蔵）。事情は不明ながら、この大幅な改革案は消滅した。

専門学務局より学生課を独立させて大臣官房内の一課とする官制改正案に落着くが、これに内閣法制局が疑義をさしはさんだ。事務官である学生課長が勅任待遇を受けることは、上位の書記官の奏任制とのバランスの上からみて望ましくないと判断したのである（官房内の一課とするときには、その課長には書記官をあてることが官制上の規定であった）。その結果、すでに予算上に勅任官経費が認められていたため、この問題は特例として新たに文相に直属する学生部を設けることで解決をみることになった。

このような経緯を経て閣議決定された官制改正案は枢密院の審査を受けることになる。枢密院審査委員会では江木千之顧問官が「今少シ多数ノ学生主事ヲ置キテ行届キタル世話ヲサセル方策ナキヤ」（『枢密院審査委員会録』）などと質問した以外に紛糾することもなく、本会議でも審査委員長山川健次郎の「近時ノ実況ニ照シ益々其ノ成績ヲ収メムコトヲ期セサルヘカラスシテ之カ為部局ヲ特立スルノ必要アリ」（『枢密院会議筆記』）という審査報告を受け、質疑抜きで満場一致で改正案を可決したのである。前年の三・一五事件報告会や治安維持法改悪審議でみせつけた枢密院の“思想悪化”への危機感を想起すれば、学生部拡充問題への対応は当然といえる。

社会教育局の新設とともに七月一日から学生部は発足した。初代の学生部長には会計課長木村正義が就任したが、すぐに伊東延吉（秘書課長）と交代し、伊東はその後学生部長・思想局長のポストを占め続ける。学生部の組織は学生課と調査課とから成り、それぞれの「事務概要」は次のようになっている（『第五十七帝国議会説明材料』、前掲「河村文庫」所収）。

学生課

- 1 学生生徒ノ思想的運動ノ取締並ニ指導ニ関スル事務
- 2 訓育施設ノ実施ニ関スル事務
- 3 臨時講師制ノ実施ニ関スル事務
- 4 容疑学生生徒退学者卒業者ノ身上調査ニ関スル事務
- 5 教授ノ行動調査ニ関スル事務
- 6 支那留学生其ノ他朝鮮台湾ノ学生ニ関スル事務
- 7 思想問題協議会ニ関スル事務
- 8 会計並ニ庶務

調査課

- 1 学生生徒ノ思想的運動ノ一般的調査
- 2 我国及外国ニ於ケル社会思想並ニ社会運動ノ調査
- 3 訓育施設ノ調査ニ関スル事務
- 4 学生生活ニ関スル事務
- 5 学生生徒ノ刊行物及読物ノ調査ニ関スル事務
- 6 容疑教授ノ講義及著書等ノ内容ニ就テノ査閲
- 7 図書推薦ニ関スル事務
- 8 「思想調査資料」ノ編輯

9 庶務

広範囲にわたる事務内容だが、学生課の第一の任務に「学生生徒ノ思想的運動ノ取締並ニ指導ニ関スル事務」が規定されていることは、学生運動の対応で抑圧取締策が優位にあることを示している。しかし、三・一五事件以前の取締一辺倒で思想問題が解決するという認識とは異なり、「思想善導」の必要性がかなり理解されてきたために、機構強化された学生部は「思想善導」をも重視しはじめている。調査課の設置自体、その意欲のあらわれである。早くも七月には「学生生徒ノ読書傾向調ニ関スル件」を、九月には「刊行物報告ニ関スル件」という学生部長の通牒を直轄学校長宛に発し、その報告を求めている（その内容や結果は不明）。これはやや遅れて九月一〇日付で私立大学宛にも通牒されている。

学生部拡充の官制改正の参考書類として付せられたもののなかに、「学生生徒思想指導事務要領」という文書がある。「直接取扱事務」一二項目、「間接取扱事項」二八項目が列挙されており、後者は「各学校長、主事ヲシテ実施セシムベキ事項」で、さらに「積極的施設」と「消極的施設」に分かれている。学生部の「直接取扱事務」では、「一、思想善導ノ立場ヨリ見テ各学校ノ教授事項ノ撰択排列ニ留意シ出来得ル限り当該事項ノ関係者ノ注意ヲ促スコト 二、思想善導ノ立場ヨリ見テ常ニ各学校ノ教授訓育ノ実情ヲ精査シ教育本旨ノ徹底ニ努力セシメ必要アル場合ニハ之ニ反スル教授者ノ反省ヲ促スコト 三、思想善導ニ関スル民間ノ社会的施設ヲ直接間接ニ援助スルコト」などがあげられ、「思想善導」の立場が強調されている。「間接取扱事項」でも「消極的施設」としてあげられているのは、「二十一、学生生徒ノ会合ヲ監視スルコト」「二十二、校外ノ不良団体トノ関係ヲ有セシメザル様監視スルコト」などのように抑圧取締的の事項であり、「積極的施設」は「思想善導」の具体的方策となっている。

2 思想善導の始動

学生部が設置された翌日（一九二九年七月二日）、田中内閣が倒れ、浜口雄幸内閣が成立した。文相には、勝田主計にかわり小橋一太が就任した。この政友会内閣から民政党内閣への交代に伴い、学生運動・思想問題に対する姿勢に若干の変化があった。抑圧取締優先から思想善導優先へと、軌道修正がなされようとしたのである。もっとも、この修正も前述したように勝田前文相のもとで開始されていたが、小橋文相はより鮮明に思想善導重視を打ちだした。野党時代、民政党は政友会の思想問題対策を「他日の反動来を顧みぬ一時的姑息の抑圧手段、又は臭い物に蓋主義の反対醗酵主義にあらざれば、浅薄なる枝葉末節、若くは抽象的にして、根本に触れたる対応策は殆んど之れ無し」（荒川五郎「思想問題と其の対策（上）」『民政』第三卷第二号、一九二九年二月）ときびしく攻撃していたからである。

学生運動に対する抑圧取締姿勢にみられる幾つかなの変化をみよう。第一に、学生処分の厳罰主義を緩和しようとしたことである。放校・退学などの厳罰処分で学園内の問題は表面的に解決したかにみえるが、実際には「処分を受けた学生をして益々反抗思想をもたしめ、延いては国家社会に害毒を流す悪思想の宣伝者となつて生涯を不幸に終始するもの多き状態」（『教育時論』第一五八八号、二九年九月三〇日）を現出させており、これに気づいた文部省は、厳罰主義を排することにしたのである。この例証として九月下旬に開催さ

れた全国高等学校長会儀で「思想的理由ニ依ル生徒処分モ関スル件」を協議し、「退学停学等も出来るだけ謹慎処分位にとどめ生徒の家庭とも連絡をはかつて事を未然に防ぐ方針とする事」（『帝国大学新聞』第三〇九号、二九年九月三〇日）を決議したことがあげられる。

第二に、学生部の設置理由の一つとなっていた師範学校・中学校・青年訓練所などに対する視察取締を開始することである。これに対しては以前から“思想悪化”対策の一環として警戒が払われ、各府県でも独自の対応が進められていたが、文部省が高校・大学の学生運動の波及拡大として認識し、その全国的対策に乗りだすのは学生部の設置以降のことである。一九二九年八月、全国学務部長会議で、文部省は次のような「思想的運動ニ関スル件」を指示した（『教育思潮研究』第四卷第一号）。

従来学生生徒ノ思想的運動ハ大学及高等専門ノ学校ニ限ラレシガ一般社会運動ノ影響ヲ受ケテ近時漸ク中等学校等ニ波及シ師範学校、中学校等ノ生徒ニシテ秘カニ過激思想ノ研究ヲ企テ或ハ不穩文書ヲ撒布シ或ハ左翼文芸ニ心酔スル等ノ事例ヲ生ジ又青年団、青年訓練所等ニアリテモ亦往々同様ノ事例ヲ見ルノ虞ナシトセズ。各位ハ今後十分ニ学校当時者ノ指導監督ト学生生徒ノ思想傾向ニ留意シ有為ナル青年ノ将来ヲ誤ラシメザル様一層努力セラルト共ニ、不幸ニシテ事件発生アリタルトキハ其経過並ニ処置対策等ニツキ速ニ内報アランコトヲ望ム。

さらに学生部は部長・課長などを随時各地に派遣して、生徒の思想傾向を直接調査することや地方の関係者と取締方法を協議することなどを決定したという（『教育時論』第一五八八号、二九年八月五日）。このような広汎な視察取締が本格化するの是一九三〇年以降である。

発足したばかりの学生部は、こうした厳罰主義の緩和や視察取締対象の拡大を図ろうとする一方で、高揚する学生運動への対応でも追われた。一一月一三日には四・一六事件に関与した各学校の学生主事・生徒主事を集め、事情聴取と対策を協議している。その際に、次のような「材料持参ノ上出席」が求められている（明治大学広報課歴史編纂資料室『資料明治大学教育制度発達史稿（六）』）。

- 一、関係学生ノ検挙ニ至リタル経過
- 二、関係学生ノ在学中ニ於ケル学業性向思想傾向健康家庭其他ノ境遇左傾思想ニ入ルニ至リタル経路当人ニ対シテ学校ノ採来リタル監督指導ノ方法
- 三、関係学生ニ対スル処置
- 四、学校ニ於ケル其後ノ左傾運動ノ状況並ニ之ニ対スル処置方針等
- 五、今回ノ事件ニ鑑ミ学生生徒ノ訓育指導ニ関スル学校ノ意見

この打合会での合意事項などについては不明であるが、強権的な対策が練られたはずである。それに関連して、内務省・警視庁や司法省・検事局から、学生運動の現状や社会運動全般の動向などについて積極的に情報収集をおこない、文部省・教育関係者の理解の蓄積につとめている。具体的に分かるのは、各種の会議や講習会への内務・司法関係者の講演依頼である。一九二九年六月の高校長・実業専門学校長会議では池田克司法書記官と三浦直彦内務事務官が「第二次日本共産党事件ニ関スル経過」を講演し、八月の第二回思想問題講習会では東京地裁検事平田勲「検事の実務より見たる日本共産党事件と学生社会科学運動」、三浦直彦「無産政党に就て」、警視庁特別高等係長石井石蔵「社会主義運動と学生」、一二月の第二回学生生徒主事会議では池田克「共産党事件学生関係者に就て」、警視

庁特別高等課長上田誠一「学生運動の最近の一傾向」という講演が相ついでなされた。九月の内務省主催の特高課長会議には文部省から木村学生部長が出席、学生運動について意見の交換をおこなっている。

たとえば、このような講演では「所謂思想上の指導訓育は専門学校、高等学校にその重点を置かねばならぬことは勿論でありますけれども、中学の三、四年頃から思想推移の萌芽が現はれて来るといふことが考慮されなければなりません」（池田克、『思想調査資料』第六輯、三〇年四月）という提言や、「学生運動は今や学内の闘争だけでは満足せず、学生の中の尖鋭的な分子は街頭へ出て学外に於ける運動の渦中に投げそれに積極的加担を為してゐる」（上田誠一、同前）というような最新の情報が報告され、文部省はじめ教育関係者の参考に供されたのである。

より具体的な情報についても、学生部では各大学などに取次いだ。二九年九月一〇日付で学生部長から明治大学長宛に通報した「学生ノ社会科学秘密研究会ニ関スル件」が、その一例である。警視庁特高課の「内報ニ依レハ本年一月以来貴学学生ノ一部ニ社会科学秘密研究会存在セルモノノ如ク殊ニ四月新学期以後ハ別記ノ秘密組織ヲ以テ学外私宅乃至学内ニ左傾思想ノ研究ヲ為スノミナラス無産者新聞無産青年反戦同盟救援会等ヲ支持シツツアル趣」というもので、警視庁との「打合せ」を指示している（以上、明治大学広報課歴史編纂資料室『資料明治大学教育制度発達史稿（六）』）。

学生部の発足とともに動き始めたのが、思想善導方策である。翌春からの実施をめざして検討が進んだ。学生部が一月末段階で作成した第五七譲会の説明資料に記された「目下研究中ノ対策」には、次のような事項が列挙されている（『第五十七帝国議会説明材料』）。

- (一) 指導教官制度ヲ実施スルコト
- (二) 特別ノ生徒ニ就キ共同生活ニ依ル啓導ノ方法ヲ講ズルコト
- (三) 特別講義制度ヲ実施スルコト
- (四) 学校ニ於ケル生徒ノ穩健ナル研究団体、修養団体ノ事業及体育ヲ奨励スルコト
- (五) 中等諸学校ニ於テモ此ノ際生徒啓導ノ制ヲ立テ之ヲ実施スル様奨励スルコト
- (六) 図書推薦制度ヲ設クルコト
- (七) 思想問題協議会ヲ設クルコト
- (八) 此ノ際学生思想問題ニ関スル本省ノ方針及之ニ関スル前各項ノ趣旨ヲ明ニシタル訓令ヲ発布スルコト

これらがすべて実施されたわけではないが、一九三〇年以降に本格的に展開される思想善導方策が出そろっている。この思想善導重視を端的に示したのが、一九二九年九月から一二月にかけて全国で実施された教化総動員運動である。社会教育局の新設にみられるように教化善導は重要視されてきていたが、教化総動員運動自体は浜口内閣の成立を機に党略的に急遽計画されたものである。浜口内閣は七月九日、「十大政綱」を発表、その第二に「民心の作興」を掲げ、「政府は益々国体觀念のかん養に留意して国民精神の作興に力め」（『東京朝日新聞』二九年七月一〇日）ることを宣言した。これを受けて、小橋文相は八月五日、中央教化団体連合会長山川健次郎ほか府下各教化団体首脳を招待して協力を求め、翌六日には地方長官会議で「教化運動ノ策動」を訓示する。その後、急テンポで準備は進み、八月下旬、学務部長会議・社会教育主事会議を相ついで開催して地方の動員を図ろうとする。

教化総動員運動を実施する理由は「内、国民の生活は、倫安放逸に流れ、思想亦中正を欠くこと既に久しく、世態年と共に益々陰悪ならんとす、今にして之を矯正するなくんば、噬臍の悔遠からずして至らんも亦知るべからず」（文部省「教化動員の目的及其の發達」『民政』第三卷第一〇号、二九年一〇月）という「国家の現状」に対する深刻な危機感だった。したがって、運動の目的は「国体觀念を明徴にし、国民精神を作興すること」「經濟生活の改善を図り、国力を培養すること」の二点に収斂される。この”思想国難””經濟国難”を導きだす拠りどころが「聖上陛下踐祚の後、朝見の御儀に際しては、日新以て更張の期を啓くべき訓を垂れさせ給ひ、又即位の大礼を行はせらるゝや、紫宸殿の御儀に於て、教化を醇厚にすべき旨を宣し給ふ」（同前）という”聖旨”に求められている。

教化総動員運動は中央・地方の教化団体・青年団体・宗教団体・婦人団体などが担い手の中心となり、一般国民を巻き込むことを意図していたが、文部省の眼目は学校教育における思想善導にもあった。九月一〇日、直轄学校、公私立大学、公私立専門学校、および同高校に訓令「教化運動ノ要点其他ノ件」を發した。そこでは「学生生徒ヲシテ相率キテ質実剛健ノ風ヲ養ヒ勤儉力行ノ習ヲ興シ、以テ国民ノ儀表タラシムルニカムル」（教育史編纂会編『明治以降教育制度發達史』第七卷）ことなどを求めている。

途中でこの運動の推進者であった小橋文相が鉄道疑獄事件で辞任に追い込まれたこともあり、尻すぼみの印象を残して教化総動員運動はおわった。学校教育における思想善導の効果は、特にそのための具体策が強力に展開されたわけでないため、見るべきものはないといってよい。しかし、文部省の期待に応じて中央・地方の社会教育団体が自発的に運動に参加したことは、直接目に見える効果はあらわれなくとも、一般国民の間に“思想国難”についての認識を深め、“赤化”の恐怖を増幅させ、異端排除の風潮を育てることになった。

学生部への拡充からまもなく学生運動は大きな転換をみせた。学生社会科学連合会が自ら解体を宣言し、東大新人会も解散するなどの事態にみられるように、非合法運動へと進み、社会運動全体のなかでもその比重を増していくのである。文部省は学生部拡充によって中等学校などへの運動の拡大には一応の対応をおこなっていたが、この非合法化という運動の転換・深化の把握では遅れをとった。そして、運動展開の事後対応に追われながら、緩和の方向をとっていた抑圧取締がまた嚴重なものとなり、ようやく思想善導も準備段階をおえて本格化するの是一九三〇年春以降のことである。さらに小学校教員中の“赤化”、つまり教員労働組合運動という新たな質の運動にも対応を迫られることになるのも、ほぼ一九三〇年以降といってよい。

Ⅲ 思想統制体制の展開

——学生部（一九二九年—一九三四年）

一 学生思想運動との全面的対決

1 学連解体後の抑圧取締

学生部の創設前後にみられた学生思想運動の沈静化という楽観論は、すぐに修正を迫られた。学生部の学生思想運動に対する現状認識の経過をみると、一九二九年一月の第二回直轄学校学生生徒主事会議における田中隆三文相の訓示には、まだ学生思想運動転換の認識はみられない（なお、この会議で「学生運動の最近の一傾向」を講演した警視庁特高課長上田誠一は、「学生運動が校門を越えて街頭に進出して来ると云ふ傾向」などに注意を喚起していたが）。その直後の三〇年一月末の思想問題に関する高等学校長会議での訓示では、田中文相は「近時幾多の同盟休校事件其他の紛擾事件の頻発を見たるのみならず学生生徒にして被疑検挙せらるゝ者跡を絶たず」と述べるようになった（以上、学生部『思想調査資料』第六輯、三〇年五月）。

このような認識の転換を迫ったのは、学生思想運動そのものの急進化であった。レーニン・デーなどの記念日や総選挙（三〇年二月）に際して、「盛ンニ種々ノスローガンヲ連ネタルビラヲ学内ノミナラズ工場地帯、兵営附近ソノ他ノ街頭ニ貼撒布シテ宣伝ニ努メ」るなどの街頭進出により検束者が続出し、三〇年一月から三月末までの間に二九一名に達した（『第五十九回帝国議会説明材料』〔三〇年一二月〕、国立教育政策研究所図書室「河村文庫」所収）。さらに、二九年秋以降には、各地の高校を中心にストライキや騒擾も頻繁に発生した。

姫路高校の場合をみてみよう。河本敏夫の反戦演説をめぐる退学処分に対して、生徒たちは二九年一〇月、学校当局を弾劾するビラを「各教室ニ秘密ニ配布シ……言論集会ノ自由獲得ヲ叫フコト頻繁ヲ極メ」た。十一月二六日早朝、「警察署ハ本校生徒ニシテ左傾的色彩ノ顕著ナルモノヲ一斉ニ検挙」する。生徒主事は「署長ニ会シ学校ヨリ生徒ヲ連行スル際ハ生徒主事ノ手ヲ経テ任意出頭ノ形式ヲ取ラレタキ旨希望」した。検挙拘引された生徒の大多数は「見込違ヒ」であり、しかも「其ノ当人ノ調査ヲ直チニ行ハス無用ニ長期間拘留」したことに、学校側は「甚タ遺憾」という態度であった（以上、「姫路高等学校事務書類中」『資料集成 旧制高等学校全書』第八巻「思想・社会編」所収）。生徒たちは、一二月、「言論集会ノ自由権獲得」や真相究明を掲げてストライキに突入するが、その要求事項のなかには「学内ニ警察権ノ侵入セシコトニ対シ学校ニ抗議シ且将来スル事件ヲ惹起セザル様学校ニ警告スルコト」もあった。学校側は強硬姿勢をとり、スト主謀者六名を停学処分として、事件を解決させた（以上、学生部『学生思想事件一覧』第一輯、三〇年一二月）。

こうした事態に対して文部省では、三〇年二月、まず学生生徒主事協議会を開催し、「新ニ大学ニ入学スベキ高等学校卒業生ノ思想傾向」（文部省思想局『思想局要項』）について打合せをおこなうほか、四月には思想問題に関する帝国大学総長懇談会をはじめて開いた。田中文相は挨拶で「学生生徒の思想問題は近来益々複雑となり又漸次広汎ともなり行く観があり」、「今日の実状より見れば学生左傾運動は其の組織的且実行的なる点に於ては以前にも増すものある」と述べた（『思想調査資料』第七輯、三〇年七月）。会議では、左傾容疑学生に対する視察監督の徹底と指導訓育施設の改善充実などが協議された。

その後も各種の会議があいついで開かれるが、なかでも注目されるのは六月の高校長会議と一連の私立大学関係会議である。前者では生徒の新聞発行禁止、生徒大会禁止、組代表会議の禁止の措置や学友会・寄宿舎の管理強化の方針を決めた。二九年末から浦和・静岡・六高・松江・姫路・高知・福岡の各校でストライキや騒擾がつづいたことに対抗したもののだが、この会議後も浦和・松山・三高・富山・佐賀の各校でストライキが勃発した。

一二月から翌三一年一月にかけて各種の私立大学関係の会議が開かれたのは、日大・関西大・早大・明大・立大などでストライキ・騒擾が連続しておこったためである。全国二四の私大総長・学長が出席した第一回思想問題協議会の席で、田中文相は「唯克く其成果を収むると否とは専ら懸つて学校首脳部の覚悟如何に存するのであります。斯の如き改善を行ふに付ては今日の状況に鑑み各大学互に共同一致して之に当ることを肝要」（『思想調査資料』第九輯、三一年二月）とすると挨拶した。帝国大学や官立大学に比べ教育環境や条件に差がある私大には、ストライキ・騒擾のおこる可能性が高いばかりでなく、それらは連鎖的に他校に飛火するという危惧が文部省にはあった。この総長会議後、文部省では各私立大学の訓育教授や施設などに関して具体的事項を協議するための学生監・主事打合せ会議を二度にわたって開き、要項をまとめている（その後の私大総長学長会議で決定）。そのなかで「監督取締に関する件」では想定される事態に詳細な対応策を規定している。たとえば「同盟休校等を策動したる者は勿論、附和雷同して当局の戒告に従はざる者は必ず其の責任を明にし之を処罰すること」（同前）のように、きびしい取締姿勢と各大学間の相互情報交換の規定が目につく。

学校騒擾の頻発に悩まされていた早大では、前述の私大総長会議で文部省当局に「学校騒動に於ける学生の思想的行動の取締、校友その他が学生を煽動するが如き目的から調停をなすことの禁止」などの権限を要求したが、これは反対が多く「保留」になったという（『教育週報』第二九七号、三一年一月二四日）。

会議でもう一つ注目されるのは、三〇年九月の学生思想問題懇談会である。思想問題に関係する各省当局者、学校・教育関係者を集め、「左傾する原因に就いて」や「刻下の対策として如何にすべきか」を議題に意見交換がなされた（『思想調査資料』第七輯、三〇年十一月）。これに出席した河合栄治郎（東大教授）、川合貞一（慶大教授）、吉田熊次（東大教授）、竹内良三郎（東大学生主事）、塚原政次（東京高校長）、安井英二（内務省警保局保安課長）、平田勲（東京地裁検事局検事）、泉二新熊（司法省刑事局長）、森卷吉（一高校長）の九名は三一年七月に設置される学生思想問題調査会（後述）の委員となっていく。内務省・司法省の立場からも、社会運動における学生生徒の存在について警戒が強まり、文部省・学校当局との関係協調が図られはじめたのである。

これらの会議でまとまった事項は、学生部から各大学・高校などに通牒され、実施されていく。三〇年一月の高校長会議で論議された「高等学校等ニ於ケル思想取締ノ徹底」のうち、「左傾生徒ノ監督取締ヲ一層周密ニスルコト」や「学校ノ寄宿舎、校友会等ノ組織ニ関スル研究処置ヲ周到ニスルコト」などは、二月二日付の「指導監督ニ関スル通牒」として、全国の高校長などに発せられた。前者は次のような内容である（『思想局要項』）。

左傾又ハ容疑ノ生徒ノ監督、取締ニ関シテハ平素ヨリ一層十分ナル注意ヲ払ヒ生徒ノ性格、思想傾向、行動等ヲ知悉スルト共ニ常ニ一般左翼諸団体ノ左翼運動ト生徒トノ連絡関係等ニ周到ナル留意ヲナシ生徒ノ左傾行動、学校内部ノ各種ノ不穩事件等ヲ出

来得ル限り未然ニ又ハ事ノ当初ニ於テ防止スルニカヲ尽シ又学校当事者ハ平素ヨリ各
関係官庁トモ適当ナル連絡ヲ保チ凡テノ処置ニ遺憾ナキヲ期スルヲ其ノ要旨トス

三〇年五月一日付の直轄学校長宛の「取締ニ関スル通牒」では、「左傾容疑ノ廉ヲ以テ
検束取調ヲ受クルモノ跡ヲ絶タズ」、起訴に至る者さえあることは憂慮すべきこととして、
「今後一層之ガ監督取締ニ留意シ万遺漏無キヲ期セラレ度」（同前）と求めている。つづ
いて七月一〇日付の「同盟休校ニ関スル通牒」と七月二二日付の「夏休中ノ注意ニ関スル
通牒」がある。ストライキに対しては「爾今総テ嚴重ナル処断ヲ以テ之ニ臨」むことを、
夏休み中の「左傾思想浸染」には父兄に注意を喚起することなどを指示している（同前）。
さらに、三一年二月一九日付には二つの「取締ニ関スル通牒」を発している。一つは直轄
学校長宛のもので、「最近ノ情勢ニ鑑ミ此ノ際特ニ注意ヲ要スルモノ」として、「同盟休
校ニ関スル策動ノ取締」「弁論部ノ取締」「学校内ノ新聞紙、雑誌等ノ取締」などの徹底
を指示する。もう一つは、前述の私大総長会議で決定した「学生生徒の思想上の指導訓育
及監督取締に関する事項」にそったもので、直轄学校宛とほぼ同様の指示である。後者の
「学生生徒ノ左傾運動ニ関スル件」の「(イ) 学内ニ於ケル極左的秘蔵組織ニ関スル件」
は次のような内容となっている（以上、『思想局要項』）。

無新、無青、戦旗、反帝、モツプル等共産党ノ系統ニ属スル各種運動ノ学内班及讀書
会、社会科学研究会等ノ学内ニ於ケル秘蔵組織ニヨル運動ハ現下ニ於ケル左傾的分子
ノ策動ノ常態ナルヲ以テ之ガ取締ハ最モ嚴重ナラザルベカラズ而シテ其ノ方法トシテ
ハ平素ヨリ学生生徒ト学生・生徒監、学生・生徒主事、其ノ他一般教職員トノ接触ヲ
十分ニシテ以テ其ノ思想傾向行動等ヲ知ルニカムルコトハ勿論一方警察其ノ他ト学校
当局トノ密接ナル連絡ヲ図リ情報ノ交換等必要ナル協力ヲ為シ以テ其ノ処置ニ遺憾ナ
キヲ期スルコト

「(ホ) 示威運動ニ関スル件」や「同盟休校其ノ他学校紛擾事件」でも「関係方面トノ
十分ナル連絡」が指示されている。

会議や通牒以外に、文部省学生部のとった施策をみよう。第一に、公立の大学や高校な
どもに学生主事・生徒主事を新たに設置した（三〇年一〇月閣議決定）。第二に、ストラ
イキ・騒擾が大規模であったり、深刻であったりした大学・高校には、単に報告を求める
にとどまらず、直接に学生部の係官を派遣して処置の監督指導にあたらせた。寮自治の要
求などを掲げた三高のストライキ（三〇年七月）には、学生部学生課長が出張し、詳細な
報告を本省に送っている（『学生思想事件一覽』第一輯）。

第三に、文部省内に官民合同の思想問題研究会が組織されたことである（三〇年一一月）。
「本会ハ思想問題ノ研究調査及其ノ発表ヲ為スヲ以テ目的ト」（会則第三条、「旧陸海軍
文書」マイクロ・フィルム R205）し、当初の会員としては文部省から専門学務局長・学
生部長・調査課長（理事）が、省外からは吉田熊次・森卷吉・竹内良三郎・五来欣三（早
大教授）らの、いつもの「思想善導」提唱者が参加している。学生部の別働隊的な役割を
果たそうとしたもので、この研究会の名義で『思想問題の展望と批判』（第二回思想問題
講習会〔二九年八月〕の講演収録）、『マルクス主義批判』、『国民精神への反省』、『思
想問題と教育』、『欧米社会思想とその批判』、『マルクス経済学の新批判』などを刊行
している。

第四に、態勢を整えた学生部が盛んに関係資料を各大学・高校などに配布していること

である。『思想調査資料』は三〇年以降年四回刊行となるほか、『ソヴェート聯邦事情』、『学生思想事件一覧』第一輯、『学生生徒の思想上の指導訓育施設の充実及左傾思想取締の徹底』、『学生思想運動の経過概要 附其の対策』が三〇年中に刊行されている。

また、文部省が三一年一月に決定した高校長の転任・更迭でも思想対策が考慮された（四月実施）。第三・第四・第六・水戸の各校の場合で、これらはいずれも「いはゆる思想問題で、当局者の頭痛のたえぬところ」であったが、三高には五高で思想抑圧に敏腕を振った溝淵進馬が回り、ほかの高校長にもそれぞれ思想対策に実績のあった人物が据えられた。これは「文部当局の善導取締方針を徹底させるための最初の人事刷新」（『帝国大学新聞』第三六七号、三一年一月二一日）と観測された。

溝淵の学生運動についての見解は次のようなものであった。『岩波講座 教育科学』第一九冊（三三年四月）に寄せた「学生の思想運動と学校教育」の一節である。

マルクス主義を理解するには、法律、経済、哲学、社会学等、種々の予備知識を必要とするばかりでなく、又社会の実際をも知つて居らねばならぬのである。然るに高等学校の生徒は、此等の学問を能く会得して居るとは言へない。又社会の実際を能く知つて居るのでもない。それでマルクス主義を研究しても、能く之を理解することが出来ぬ。啻に理解することが出来ぬばかりでなく、直ぐ、之に感^{かぶ}れる。マルクス主義がその信仰となるのである。此になると、マルクス主義の宣伝をやり、又実際運動によりて、其の実現に努力し、終には法律の罪人となる様になる。

要するに高等学校の生徒にとりては、マルクス主義の研究は時機尚早である。高等学校に於ては生徒にマルクス主義の研究を許さぬが宜しいと考へるのである。

以上のような抑圧取締は、厳罰主義による左傾学生の掃討方針となって実際に適用され、一般学生に対しては後述する「思想善導」の諸施策が実施される。しかし、これらの対策にも関わらず、学生部も「学生思想事件ハ近時未ダ減少ノ運ニ至ラズ寧口増加ノ傾向ニ在リト謂ハザルベカラズ」と認めざるをえなかった（『第五十九回帝国議会説明材料』）。栗屋謙文部次官も「彼等はすべて先覚者志士を以て自任して居るので、如何なる方法によるも彼等を改心せしむることはほとんど不可能の有様である」（『東京朝日新聞』「教育諸問題（四）」、三〇年八月二一日付）と、お手上げ状態である。それでも、新たな兆候として、次第に「学校当事者等ノ努力」が功を奏してストライキや騒擾などに参加しない学生が現れてきたこと、「学生被告ノ内ニ於テ漸ク其ノ将来ノ思想乃至運動方法ノ誤ヲ反省シ所謂方向転換ヲナサントスル者相当ノ数ニ上ラン」（『第五十九回帝国議会説明材料』）とする傾向が生じてきたことに注目している。

とはいえ、一九三〇年における「学生の左翼運動は当局の例年の峻厳な弾圧にも拘らず却つて例年よりも活気を呈してゐる」（『日本労働年鑑』一九三一年版）と評されるように、学生思想運動の高揚を抑えきるには至っていなかった。文部省は、より根本的な取締の方策を考える必要に迫られた。

2 学生思想問題調査委員会

文部省は一九三一年度の思想関係予算として一般本省経費（学生部関係）三万二千円余とともに、臨時思想調査費二万九千円の支出を第五九議会に求めた。学生思想問題調査委

委員会の設置、思想問題講習会の拡張、思想問題資料展覧会の開催、諸調査資料の印刷配布、各学校思想事件についての『彙報』の配布に関する費用である。当面の抑圧取締とともに、中長期的な展望に立って有効な施策樹立のための「思想問題」調査にも重点を置こうとしている。

この予算案の審議では、文部省のそれまでの思想対策に批判が浴びせられた。衆議院で「此数年来ノ傾向ヲ以テ致シマスナラバ、思想ハ段々悪化シツヽアルトモ、少シモ善導サレテ居タ形跡ヲ事実ニ認ムルコトガ出来ナイ」（『衆議院委員会議録』第五九議会、予算委員会、第五回）と詰問されたように、質問者の大部分は眼前の思想悪化状況に対してより有効な「思想善導」を求めた。したがって、臨時思想調査費の要求も「是バカリノ金」では「所謂二階カラ服薬ノヤウナ方法ヲ以テ、此ノ重大問題ニ対」（同前）するやうなものと、効果が疑問視さえされたのである。貴族院においては、「近時思想ノ悪化益々甚シク殊ニ教育方面ニ涉リ其实行運動ヲ企ツルニ至レルハ国家ノ為深憂ニ堪ヘズ。政府ハ此際一層之ガ防遏ニ付適切有効ナル方法ヲ講セラレンコトヲ望ム」（「予算案ニ対スル希望条件」『貴族院議事速記録』第五九議会）という付帯決議が付された。

このような議会の質疑や決議は、文部省にとって強要とも援軍ともなり、その後の施策を推し進める根拠となった。ともかくも議会の協賛を得ると、学生部では臨時思想調査費に盛り込まれた諸施策の実施に取りかかっていく。

六月四日、文相の諮問機関として学生思想問題調査委員会の設置を発表し、七月七日には第一回の総会を開く。以後、三二年五月に答申を出すまでに、総会七回、小委員会一七回、整理委員会八回の会合がもたれた。三九名から成る委員は文部省関係者が九名（前文部次官栗屋謙を含めると一〇名）、大学・高校関係者が一二名（ほかに学生主事二名）、内務・司法省各二名、検事一名、陸軍一名などという構成で、前述の学生思想問題懇談会や思想問題研究会のメンバーとかなり重複する。原案作成にあたる幹事には学生部の学生課長と調査課長が就いた。

第一回総会で田中文相は、委員会設置の目的を学生思想問題について「今日其の原因に就いて徹底的なる調査研究を遂げて其の由つて来る所其の本質を明かにすると同時に之に依つて更に根本的の対策を樹立し此の問題に関する将来の確實なる施設の方針を決定すること」（『思想調査資料』第一一輯、三一年八月）にあると述べる。

九月の第四回総会まで各委員が思想問題の原因や対策について所感を述べたあと、実質的な原因・対策に関する答申案の作成は一五名から成る小委員会に委ねられた。小委員会の委員長には栗屋謙が就き（第一一回以降、栗屋の文部次官就任にともない吉田熊次と交代）、のちに委員会とは別の少数意見を公表することになる河合栄治郎と蠟山政道も含まれていた。

小委員会での審議の経過を省いて、答申案となった「学生生徒左傾の原因」をみると、まず「社会の情勢」として「資本化と労働者との生活の甚しき懸隔及び農村の著しき疲弊」、そして「労働問題及び小作問題の激化」があげられるが、ここには重大な欠陥がある。すなわち、思想問題がどのような意義において調査に値し、対策を講じなければならないか、という根本的な視点を欠落させているのである。より正確にいえば、それは自明の理として厳然と存在していた。左傾思想＝マルキシズムは「国体」に反し、社会の秩序を乱す危険思想であり、それは教育に関わる問題だけに重大かつ緊急に解決しなければならない、

という見方は、少数意見の河合や蠟山を除き、小委員会の共通理解となっている。このような認識が大前提となっている結果、国体観念の涵養の不徹底とともに、「共產主義及び其の運動の真相に関する認識不足」や「物質偏重的傾向」が、左傾の原因に数えられていく（以上、『思想調査資料』第一四輯、三二年五月）。

三二年五月の第五回総会で、小委員会のまとめた「学生生徒左傾の原因」と「学生生徒左傾の対策」が審議・了承された。「原因」は「一 社会の情勢」「二 思想界・学界の傾向」「三 教育の欠陥」「四 マルキシズムの性質」「五 左傾運動」「六 青年の心理」「七 境遇及び素質」という構成であり、「対策」は左傾原因中の「マルキシズムの性質」「青年の心理」「境遇及び素質」を除いた四項目にそれぞれ対応策がまとめられている。政界粛清・選挙浄化・社会政策の充実なども提言されるが、「左傾運動の防止」については次のような内容となっている（同前）。

学生・生徒にして左傾運動に関与するが如きは、其の本分に違ひ、社会及び学校の秩序を紊すのみならず、他の善良なる学生・生徒をして前途を誤らしむる機縁となるが故に、学内と学外とを問はずこれを嚴重に取締ると共に、一面に於ては、教育の機関たる学校の本旨に照らして、指導・訓育に就いても十分なる努力をなさざるべからず。又一般の学生・生徒に対して、左傾運動の真相を知らしめてこれを警戒せしむるのみならず、誤れる自由の観念を破り、自重・自律の精神、旺盛なる責任観念を養はしむること極めて緊要なり。而して学生・生徒の左傾運動は、一般左傾運動と密接なる關係を有するを以て、其の防止の実を挙げんがためには、一般左傾運動防止の方策を周密にせざるべからず。

これについて、「実行を必要とする事項」一〇項目が列挙される。なかでは「処分を受けたる学生・生徒を啓導して改悛せしむるために、適當なる施設をなすこと」、つまり「転向」への誘導が早くも想起されていることが注目される。なお、具体的な「対策」としては「我が国体・国民精神の原理を闡明し、国民文化を發揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関を設くること」や「教師の社会問題・思想問題等に関する知識を高め、これに対する批判力・指導力を養はしむるため講習会を開き、又は其の他適當なる施設をなすこと」という提言が、のちの国民精神文化研究所創設に結びついていく。

では、学生思想問題調査委員会の設置と答申はどのような意味をもつであろうか。終始、文部省の敷いた軌道上で論議し、予定地点に脱線もなく到着した委員会だったとはいえ、新たな思想問題対策を実施していくうえで、一学生部・一文部省を越えて、いわば有識者の「お墨付き」を得たことが第一の意義であろう。第二に、このような教育関係者を大動員した委員会の設置自体が、学生思想問題の存在と「危険性」の強烈なアピールの場となったことである。第三に、文部省主体の委員会ながら、社会運動・思想運動の抑圧取締を担う内務省・司法省（および裁判所検事局）・陸軍省の関係者が参加していることである。これは、当面の学生運動に限ってもその現状認識や抑圧取締の方法について、情報交換と協議の場になったことを意味する。そして、三三年四月、斎藤実内閣に設置される思想対策協議委員の呼び水的な役割を果たすことになる。

なお、ここでこの委員会のメンバーであった河合栄治郎と蠟山政道が小委員会に提出し、少数意見として採択にならなかった「学生思想問題の原因」「学生思想問題の対策」をみて

おく。彼らはそれらと関連するいくつかの文章を加え、調査委員会の答申に時期をあわせて、三二年五月、『学生思想問題』を公刊した。「我が国体思想の涵養が不十分なりしことが、マルキシズム勢力の原因の一」という調査委員会の「多数意見」に対して、次のように展開するところに河合と蠟山の基本的な立場はよくあらわれている。

私共は国体思想それ自体として尊重し、涵養の重要なることを認めるが、元来国体思想はマルキシズムと全面的に対立するものではない。……過去又は現在に於ては国体思想とマルキシズム勢力の原因とは、いかなる意味に於ても交渉があると思へない。国体思想が涵養されざりしが故にマルキシズムが勢力を持つたのでもなければ、それが涵養されたからとてマルキシズムの勢力が阻止されるものでもない。……国家主義の不十分なりしことは、マルキシズム勢力の一因となると共に、又国家主義が充分なることは却つてマルキシズム勢力の一因ともなる。国家主義とマルキシズムとの関係は決して単純ではないことを注意すべきである。

発想も論理も調査委員会の大勢と相容れないことは明瞭で、両者は小委員会が「対策案」を作成する前に審議からはずれ、独自の「対策」を立案する。そこでは「学生間のマルキシズム」は「決して不逞無頼の企て」ではなく、「社会改革への関心と思想体系への欲求との表現として、寧ろ従来よりも一進歩と目すべき」とまでいう。肝要なことは、「マルキシズムに入らざる学生をいかにそれより防禦するかに在る」として、「マルキシズムに代るべきものを与へることに依り、マルキシズムを否定せしめることに在る」とする。ここからは調査委員会の答申と正反対の、「マルキシズムの研究は自由なるべき」という見解が導かれる。具体的な対策でも、たとえば「学内に於るマルクス団体の活動」について、「弾圧禁止の外に殆ど対策なき」現状を批判して、研究に止まる限り「マルクス団体」も公認し、「その行動に対しては厳格なる制限を付すことが得策」とする。

河合・蠟山は「根本的の対策」として「思想研究所の設置」を提案する。「単に我国の精神文化の研究所たるものでなく、思想問題の核心に触れ、且広汎なる領域の研究を目的」とし、「政府より独立不羈の立場に置く」ものとされるが、これは「マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関」という調査委員会の答申＝国民精神文化研究所創設への対抗案である。

学生思想問題調査委員会の発展形といえる思想対策協議委員では、もはや河合・蠟山的な見解の表明はありえないものとなった。そして、これ以降の学生思想問題への対応も、さらに教育・思想全般のあり方についても、河合・蠟山の批判否定する方向のみが唯一絶対のものとなっていく。

3 思想善導の本格化

文部省では、一九三〇年一月一三日の省議で一般社会および学生生徒の思想善導に関する方針を決定し、四月の新年度から実施することにした。この段階では、運動はやや沈静化したという観測に立ち、高校を対象とした指導教官制・特別講義制・学生福利施設の充実などを主としている。一月末にはこの方針を指示協議するため、官立高校長会議を臨時に開催し、さらに「指導監督ニ関スル通牒」（二月二日付）を全国の公私立高校長・専門学校長宛に発した（別途、予科をもつ私立大学にも通牒された）。これらは学生の思想問題に対する「最

モ緊要」な対策として、「一層適切周到ナル取締ヲ実行スルト共ニ学生生徒ノ訓育施設ノ充実ヲ図リ一般思想問題ニ関シ広く公正穩健ナル知識ヲ与ヘ又其ノ生活上ノ福利ヲ増進スル等ノ方法ヲ講ジ以テ学生生徒ノ堅実ナル人格ノ練成、円満ナル常識ノ涵養、生活ノ保護等ニ努ムル」（『思想局要項』）という基本姿勢を示した。

第一に指導教官制度である。これは教授保証人制度とも呼ばれ、「生徒ノ入学ヨリ卒業ニ至ルマデ学校ノ内外ヲ不問其ノ指導者トナリ保護者トナリ日常人格的接触ニ依リテ其ノ知識ノ練磨、思想ノ健全ナル発達、人格ノ修養、健康ノ増進等ニカヲ尽サシムル」（「指導監督ニ関スル通牒」、同前）ことを目的とする。文部省ではこの制度に大きな期待を寄せるが、それは一つにはすでに学生思想運動の活発だった三高や五高などで実施された指導教官制度が「概ね良好なる成績を挙げて居る」（『思想調査資料』第六輯、三〇年四月）という認識にもとづいている。また、高校は生徒数が多く、現行のクラス担任制では個々の生徒の指導訓育が行き届かないという判断もあった。

クラス担任が学業と生活の指導をおこなうのに対して、指導教官はもっぱら生活と思想面の指導監督の役割を担い、入学から卒業まで一貫して学校の内外でこの任務を果たすのである。約二〇名を基準に、出身地・縁戚関係などにより生徒は振り分けられる。初年度では官立高校二五校のうち二〇校と帝大予科・公私立高校で実施された。その後やや増加するが、一高や東京高校などのように実施されないところもあった。

八高の場合、指導教官の職掌は「イ、指導生徒ノ品行、学業、運動、健康等ニ関シ適宜ノ指導監督ヲナスコト。ロ、出席ノ督励、欠席、欠課ノ取締。ハ、学校へ差出スヘキ願届書ノ審査、認印。ニ、私宅面会其ノ他ノ会合等ニヨル接見指導。ホ、家庭トノ聯絡」（学生部『思想関係ヨリ見タル訓育方法』）と規定されており、他校でもほぼ同様である。毎学期一回程度の接見指導がおこなわれ、その際の茶菓の費用などは各校に配分された訓育費から支出された。

第二に特別講義制度である。これは「我国特殊ノ国体、国情、国民性等ヲ明徴ニシ日本国民タルノ自覚ヲ喚起セシムルト共ニ思想問題、社会問題ニ関シ公正穩健ナル常識ヲ養ハシムル為メ」、各校が講師を依頼して毎学年一定時間の特別講義を実施するものである。「公正穩健ナル常識」の要請といっても、国体観念の涵養とマルクス主義の排撃が第一に意図されていた。一月末の高校長会議ではこの点に関して、マルクス主義に対する批判力の要請という文部省側の説明は従来のマルクス主義研究の禁止という方針と「大なる矛盾を来すから高校では実施することは出来ない」（『教育思潮研究』第四卷第三号、三〇年三月）と疑問が呈される一幕もあり、一般的な思想問題・社会問題に関する特別講義という趣旨に落ち着いた。

一九三〇年度はまず官立高校で実施し、翌三一年度から官立専門学校・実業専門学校・高等師範・大学予科まで範囲を広げた。この兩年の講師を累計すると、鹿子木員信・新渡戸稲造・高田保馬・川合貞一・前田多聞・紀平正美らが上位に並び、三上参次・辻善之助・柳田国男らも動員されている。学生思想問題調査委員会の委員や思想問題講習会の講師経験者が多い。なかには柳田「民間伝承論」のような教養的なものもあるが、全体的には鹿子木「鍛錬健闘の人生」、大川周明「日本精神の倫理」など「我国特殊ノ国体、国情、国民性等ヲ明徴」にする精神講座が多く、三一年度以降は高田「マルキシズムニ就テ」のようなマルクス主義批判や、矢野仁一「満洲建国の歴史的意義と王道政治の実現」のような

時事的講演も増えている（『思想調査資料』各輯）。これらの講師の斡旋には文部省があたっている。

当初、文部省では各校とも年間一〇時間程度の実施を予定していたが、実際には三〇年度で平均四時間強、三一年度には二時間弱しか実施できていない。学校自体の特別講義制度への不熱心が原因とみられるが、それは生徒のこの制度への反応を反映している。高校でもストライキや騒擾が頻発している三〇年代初頭、いわゆる名士の訓育論は、それ自体が格好の批判と攻撃の的となった。

第三は、「生徒ノ生活ヲ良好ナラシムル諸施設ノ奨励」で、学生福利施設と呼ばれるものである。経済上の困窮や健康上の理由により思想が動揺することを防止し、学業に専念させるということをめざして、具体的には「一、学資ノ補給、内職ノ斡旋等ニ関スル施設 二、健康、衛生ニ関スル施設 三、身上相談ニ関スル施設 四、宿舍ノ供給 五、集会所、娯楽室等ニ関スル施設 六、日用品、学用品等ノ廉価供給並食堂等ニ関スル施設」（学生部『学生生徒福利施設』）などがあげられる。本来、これらの施設は学生生活上に当然備わるべきものであったが、それまでの施設の貧困さを補って多少の便宜を提供することになった。奨学金や就職・アルバイトなどは生徒主事らが学業成績や思想傾向を調査した上で貸与・斡旋する。その点で、この福利施設の活用は左傾への有効な歯止めとなっただろう。逆に「日用品、学用品等ノ廉価供給並食堂等ニ関スル施設」ではその運営を共済部や外部の業者に任せただめに、経理や設備改善などで学生側の消費組合運動と対立することもあり、ストライキや騒擾の原因の一つとなることもあった。

第四は「学校ニ於ケル穩健ナル研究団体、修養団体ノ事業及体育ノ奨励」である。これにより、生徒に「徒ニ偏狭ナル思想ニ趨リ延イテ輕挙盲動スルガ如キコトナカラシメン」（「指導監督ニ関スル通牒」、三〇年二月二二日付 『思想局要項』所収）ことを目的とする。宗教関係（特に仏教）の団体や趣味・娯乐的な団体（映画研究会・博物同好会・星の会・史跡踏査会など）が奨励の対象となっているが、「穩健ナル研究団体・修養団体」という発想がこの時期の一般学生や生徒の共感を克ち得ることはできなかった。なかにはストライキや騒擾の際、学校当局側についた団体もあった。

指導教官制度と特別講義制度は高校や高等専門・実業専門・高等師範などの各校で実施されたが、学生福利施設や研究・修養団体の奨励は帝国大学や官立大学でもおこなわれた。

以上のような「訓育」＝思想善導に要する費用の一部が「訓育費」として文部省から配布された（「特別講義費」は別途）。一九二八年度の途中から実施されており、帝国大学は年間一八〇〇円（阪大は一六〇〇円）、高校などが年間六〇〇円という配分である。帝国大学・官立大学を除いた直轄学校の訓育費の合計は二九年度予算では四万五千元であり、実際には約四万円が支出された。その内訳は四三%が茶菓費、三七%が弁当費という懇親会関係の支出で、この割合は三〇年代前半を通じてほぼ一定している。そのほかに学生生徒の表彰、訓育関係の図書・雑誌・フィルム・レコードの購入、印刷・翻訳・速記料、遠足会費・旅費の支給などに充当されている。いずれも学生生徒一名あたりにすれば一円にも満たない金額であり、この程度で果たして予期する「訓育」の効果があがったとは考えられない。

『読売新聞』二九年二月二三日付では、「折角の思想善導費 持て余し、飲み果す 文部省で具体的な指示が出来ず 各校に放任した五万円」と報じられた。また、高山秋月『高

等学校と左傾問題』でも「丸で子供騙しの如く、否其内情暴露されて以来は、之亦滑稽視され悪影響を伴ふ位である。左傾の徒は公然善導費一人幾何宛とかスキ焼代とか称して居る」と手きびしく評している。これらについて各学校の苦慮ぶりを、文部省会計課も「その使途に就て多少の疑念があるためか部局によつては決算上不用額を出したり又その使途の穩当を欠くものがある」とつかんでいた（会計課予算係「訓育費の使途に就て」『経理資料』第一卷第五号、三〇年一〇月）。たとえば、図書購入費として、「某高等商業学校文芸研究会発行ノ雑誌所載記事中心思想傾向訓育上面白カラザルモノアルヲ認メ発売頒布ノ停止及爾今該雑誌ノ廃刊ヲ命ジタル処此儘ニスルトキハ残本散逸ノ懼レアルニヨリ印刷実費一冊二十五銭ノ割ニテ百二十冊買収代」という事例もあった（「昭和五年度に於ける訓育費の費途に就て」『経理資料』第三卷第五号、三二年五月）。

4 ストライキ・学内騒擾の沈静化へ

文部省学生部の施策は、実際に個々の大学・高校などでどのような抑圧取締として現出したのだろうか。

学生主事・生徒主事、主事補の定員は各学校平均四名程度で、学生課に属し、学校長の指揮監督を受ける。学生課の事務分掌は、指導訓育方面、監督取締方面、諸種の調査事務、処務関係（兵役・学校教練、校友会に関する事務など）となる。指導訓育については、前述の「思想善導」の諸施設推進の中心となる。監督取締や調査の具体的内容については、三〇年四月一日付の学生部の発した「学生部報告例ニ関スル通牒」が参考となる。各種の事件発生の際の随時報告のほか、定時報告事項として次のように規定している（『思想局要項』所収）。

(一) 学校、寄宿舎、校友会等ニ関スル一般状況ノ報告

学校、寄宿舎、校友会等ニ於ケル学生生徒ノ思想的方面ヨリ観タル一般的情勢ニ就キ報告スルコト

(二) 学生生徒ノ身上調査表ニ関スル事項

一、思想上注意ヲ要スル学生生徒ニ就キ身上調査表ヲ作製スルコト

二、身上調査表ハ別ニ定ムル様式ニ依リ各学校ニ原表ヲ備ヘ学生部ニ其ノ写ヲ送付スルコト

三、新入学生生徒ニ就テハ毎年九月十五日迄ニ之ヲ作製シ其ノ他学生生徒ニ就テハ身上調査表ヲ作製若クハ廃棄シ又ハ加除訂正等ヲ要スル事由アリト認ムル毎ニ遅滞ナク原表ヲ作製又ハ補正シ且ツ其ノ写ヲ学生部ニ送付スルコト

(三) 学生生徒ノ読ミ物ニ関スル事項

一、学校図書館ニ於ケル学生生徒ノ思想ニ関スル図書閲覧ノ傾向ヲ調査シ之ヲ報告スルコト

二、学校図書館以外ノ手段ニヨリテ学生生徒ノ読ミ物ノ傾向ヲ調査シタル場合ハ其ノ概要ニ就キ報告スルコト

学生生徒の学内外における言動が日常生活全般にわたって調査対象となり、特に「思想上注意ヲ要スル学生生徒」には「身上調査表」が作成された。特高警察における「特別要視察人」の「文部省版」である。この調査は次のような手段で進められる。福岡高校の場

合が詳しい。「左傾的生徒ヲ成ル可ク早く察知シ、是等ニ対シ善処シ、其ノ救済シ得ルモノハ其本分ヲ自覺セシメ然ラサルモノハ処罰シ、斯クシテ他ノ善良ナル多数生徒ノ悪化ヲ防クタメ」、クラス会その他各種研究団体を取締る。「修身教授ノ際、生徒ノ質問応答及其態度」により思想傾向を察知するなど、各授業科目の内容にも注意を払う。さらに、図書閲覧の取締（図書館内の『中央公論』や『改造』などの「思想的モノ」の閲覧禁止）、下宿の調査（「学校ヨリ各下宿ニ通信状ヲ發送シ其学修状況、交友、起居ノ動作等ニ関シ回報ヲ求」める）、郵便物その他刊行物の点検、校外監督（夜間市街巡察）、警察署および憲兵隊との連絡（「福岡警察署ニ於テハ、特ニ本校連絡係トシテ高等課刑事一名ヲ任命シ、又本校ニ於テモ講師一名ヲ之ニ充テ、相互密接ナル連絡ヲ保チ思想上ノミナラス、操行上大ナル効果ヲ挙げツ、アリ。又憲兵隊トモ同様連絡ヲ密ニシテ生徒指導上大ナル参考トナシツ、アリ」）などという具合である（以上、文部省学生部『思想関係ヨリ見タル訓育方法』）。

左傾化防止や「転向」促進のために、父兄への働きかけも重視された。すでに高校では社会科学の研究が全面的に禁止された段階（一九二六年五月）で、停学処分者らの父兄に対して生徒を謹慎させる旨の誓約書をとっていたが、一般生徒の父兄に対しても思想問題の危険性と子弟の学生思想運動参加の不可を警告しはじめたのである。入学式などの校長訓示で触れられる以外に、新学期・夏休み前にパンフレットを父兄宛に郵送するなどの方法で実施された。五高では、新入生の父兄に「入学当時は生徒の思想未だ定まらず総ての方面に於て新規を好む時期なれば左傾思想其他危険なる主義主張にカブレー生取返しのつかざる者となることあり故に本校に於ては生徒に対し社会科学の研究は一切之を禁止せり御家庭に於ても御子弟の交友、読物等に注意せられ詭激なる思想を宣伝する書籍に触れしめざる様又斯る思想を有する者と交際せしめざる様御注意相成度」という注意を発している（同前、三〇年度のもの）。

ここにはなぜ生徒が思想問題に関心を寄せるのかを考えようとする視点は一つもなく、ただ強権的に抑圧する姿勢だけがある。『思想調査資料』第八輯（三〇年一月）には「夏休暇に際し学校より父兄に与へたる注意事項」として、姫路・大阪・静岡・浦和・松山・四高の注意書が採録されている。「既往の例に徴するに夏期休業中好奇心より赤色宣伝書殊に左翼文芸を耽読し或は先輩友人と称する者の訪問其他の会合により主義を宣伝せられ遂に不逞思想に惑溺する等のことが屢々あります」（松山高）という警戒からのもので、家庭における監視を求めている。なかには「御子弟が若し家をあけることが多くなり、遠方の御宅とすれば、帰省や文通が少くなり、親兄弟と顔を合せても視線をそらすようになり、晴れやかだつた性質が急に陰気になり、とかく物をかくすようなそぶりでも出て参りましたら御注意が必要です」（姫路高）という陳腐なものもあるが、これらを手にした父兄らにとっては「学校」という権威の名によるものだけに強い影響をおよぼしたと考えられる。

三一年七月、大阪外国語学校では父兄宛のパンフレットを作成・配布している（国立教育政策研究所図書室「志水義暲文庫」所収）。校内で惹起した二度の読書会事件を紹介し、左傾の理由や経路を説明する。その一つの「人道主義より入る場合」では、「斯かる同情の為に社会の秩序を紊し、国体を変革し、平和であるべき人生を徒らに闘争に導かんとするが如きは決して真の人道ではありません。況んや学窓にある者の書物の上の社会観では

如何に自惚れても皮相浅薄たるを免れません」などと左傾の過ちを断じる。このパンフレットの基調は「若し自分の子弟が斯かる方面に向ふことがあるとすれば、如何なる結果を招来するかを予てから御考へ置きを願いたい」という威嚇的なものであり、「学生思想問題に関し家庭に於いて注意せられたき二三の点」として、「子弟に対する訓戒又は注意」、交友や読書に対する「細心の注意」、そして学校との緊密な連絡をあげる。これは、生徒主事志水義暲が中心になって作成したものと思われる。こうした実績を買われてだろう、のちに志水は文部省督学官、教学局教学官となる。

浦和高校では三一年四月、生徒主事名で「生徒の思想問題に関する保証人への連絡状」を送っている。「最近其等学生の傾向は著しく実行的と相成り」と述べ、「此際一層の御注意相煩し度」とする。「思想の変化は一般に日常の行動、読書の傾向等に依りトせらるへく」として、「面白からざる友人関係」などに留意するように求めている（『資料集成 旧制高等学校全書』第八巻）。

学生生徒が思想問題の「事件」を引き起こしたときには、父兄や保証人が呼び出され、学校当局から厳重な訓戒がなされた。たとえば、一九三〇年の日本共産青年同盟のビラや『無産者新聞』の配布などの容疑で検挙された学生に対する京大当局の休学処分の際には、次のような「指導要領」により訓戒指導がおこなわれている（学生部『学生思想事件一覧』第一輯）。

- a 大学ノ本旨ト本学々生ノ本分
- b 本人ノ行動ハ本学ノ教育本旨ニ悖リ学徒トシテ本分ヲ越エタリ本人ハソノ非違ヲ反省シ将来学生トシテノ本逕ヲ進ムベシ
- c 誘惑ト教唆ヲ離レ静思自省将来ノ大成ヲ期スベク少クトモ第二学期中（昭和五年九月一日ヨリ同年末迄）ハ休学ヲ願出デ父兄恩愛ノ膝下ニ於テ専心勉学ト静養トニカムル事ヲ望ム
- d 本人並ニ父兄ニ於テ能ク本学ノ意ヲ体シ将来再ビ過誤ナカラム事ヲ期スルニ於テハ特ニ懲戒処分ヲ免ズル事アルベシ

寛大な処分や復学の可能性、「父兄恩愛」を慈悲的に、あるいは脅迫的に持ち出すことにより、学生生徒に左傾運動からの離脱＝「転向」が迫られた。文部省がのちに編纂する『左傾学生生徒の手記』（第一・第二・第三輯）には、学校当局の穏便な処分に対する感謝や両親への感謝の言葉が随所にみられる。

社研や読書会などの活発だった水戸高校での取締もきびしかった。その反面、「学校側処分は、左翼活動による明らかな退学処分と思われる者についても、学校側の記録では思想活動による諭旨退学、または放校という記録は一名も見出せない」という。「ほとんどが“一身上の都合”または“家事都合”による自発的退学と“授業料滞納”による除籍とされている」のである。このように記す『水戸高等学校史』は、「学校当局の文部省に対する体面上の配慮のためか、あるいは処分生徒の将来を考えての温情にもとづくものか」とするが、妥当な推測だろう。

あらゆる手段を駆使して監督取締を実施するが、次にいくつかの具体的事例により、その実際のあり様をみてみよう。下宿や寄宿舎の無断侵入による読書傾向調査や郵便物の検閲、学生スパイの潜入などは日常茶飯事である。山本宣治は議会で「主事が一々学生の下宿を訪問して、さうして書棚に載せてある本を一々点検」（『山本宣治全集』第五巻）し

て歩いていると、その違法性をきびしく糾弾している。生徒主事が生徒の写真を市内の書店に配布して『改造』などを購読する生徒の「首実^{アツ}検」を企てたこともあった（松本高校、菊川忠雄「現代青年の叛逆性」『中央公論』三〇年七月）。こうした陰湿な手段による左傾学生生徒発見の事例は枚挙に遑がない。

学生主事・生徒主事そのものが学内で「警察権」を持つ存在であったが、警察官が公然と学内でその権限を行使することも、一九三〇年ころには日常的となった。前述の二九年十一月の姫路高校における校内での生徒検挙に学校側は不満を述べるものの、生徒側の抗議は力で封じ込めた。三〇年七月の三高ストでは、学校側は父兄会を開き、「場合ニヨリテハ警察官ノ援助ヲ乞ヒテモ子弟ヲ寄宿舎ヨリ引取ラシメント決議スル様空気ヲ作りツハア」るほか、校長は「警察部長ト秘密ニ協議」をおこなっている（『学生思想事件一覽』第一輯）。二九年三月の警察権の学内侵入に「甚だ遺憾」と総長が語り、警察側も陳謝した東大においても、三〇年十一月には学生デモ鎮圧のため大学当局側から警察に出動を要請するほどになった。「学内の巡視では充分取締りが出来ないから」というのが学生課の説明で、これ以後「警察権絶対不可侵」は過去の夢と化し」（『帝国大学新聞』第三五九号、三〇年十一月一〇日）たのである。

学校細胞・反帝班・無新班・無青班・モップル班などの非公然の学生組織に対しては容赦ない弾圧が襲ったが、学校公認の弁論部・新聞部・文芸部、読書会、さらには学生消費組合などにもその取り潰しや抑圧が加えられた。それらの集まりには学生主事らの臨監がなされる。

学生新聞発行の場合をみよう。文部省では三〇年六月の高校長会議で生徒新聞発行は弊害多しとの方針を決め、三一年二月の通牒でも「学校内ノ新聞部、雑誌部モ亦屢左傾分子ノ主義ノ宣伝ニ利用セラルル場合尠カラザルヲ以テ之等ノ部ノ監督ニ付テハ十分ナル注意ヲ払ヒ又適當ナル監督方法ヲ設クル等夫々御留意相成度」（「取締ニ関スル通牒」『思想局要項』所収）と警戒と取締を求めていた、この方針にそって、すでに発行中の新聞も発行停止処分や厳重な事前検閲を受けることになり、新たに発行準備中の新聞は不許可となった。たとえば、一時発行停止処分を受けていた『浦高時報』は、次のようなきびしい条件付で停止解除となった（『帝国大学新聞』第三五七号、三〇年一〇月二七日）。

- 一、原稿はすべて本名紙上でも本名を用ひ伏字削除を紙上では一切表示せぬ事
- 一、原稿はすべて部長又は顧問の検閲を経ること、一部訂正したる原稿もまた再び検閲を経ること
- 一、検閲の結果に関してはその理由を問はざること（以下略）

学生消費組合は、学校側の福利施設と競合することや学生思想運動の拠点となるという理由から、不認可や認可取消の圧迫が加えられた。その組合員や購買員に対しても学校当局の警戒の目が光っていた。

こうした学校当局の監督取締の拙劣さを、学生思想問題調査委員会で河合と蠟山はするどく批判していた。「真正マルクス学生の外廓に付着して、マルキシズム勢力の一部を形成」する一般学生の「雷同化原因」の一つとして、「学校当局が学生処罰に就て、動もすれば方針が動揺し、その処罰に至る取調べに遺漏があり、処罰決定の発表に於て公明を欠く等のこと」を指摘するのである（『学生思想問題』）。しかし、河合・蠟山の批判は一顧だにされることはなく、各学校当局は左傾事件が発生すると周章狼狽し、弾圧一辺倒の

方針を貫くとともに、日常的な監督強化と「思想善導」の徹底に邁進する。ストライキや学内騒擾が三〇年から三一年にかけてピークとなることは、学生思想運動の高揚を学生部・学校当局の強権的取締が抑え切れなかったことを示す。

強権的な抑圧取締を断行する一方で、学生思想運動のなかに生じはじめた変化の徴候を、学生部は大学・高校などの被処分者の事後状況についての調査でつかみつつあった。三一年五月一〇日現在で各学校の被処分者の「改悛」状況を報告させ、「改悛」＝転向の割合が毎年漸増の傾向にあり、在籍処分者の「改悛」の割合が除籍処分者の割合に比べてかなり高いこと、文科系統と理科系統の比較では理科系統の「改悛」の割合が高いこと、処分回数でも一回だけの被処分者の「改悛」状況が二回以上の者に比べて「良好」なことなどを分析しているのである（表4 学生部『第六十四帝国議会説明材料』）。「改悛」＝転向への誘導を有効な運動への対策と自覚しはじめたわけで、特に在籍処分者と除籍処分者の「改悛」の割合や処分回数と「改悛」・「不改悛」の関係などは、一律的な厳罰処分の方針にある修正を加えさせることになったと思われる。この新たな認識にそった処罰方針が学生部によって指示されたのかどうか不明だが、三一年以降、在籍処分が多くなったことは確かである（表5）。

さらに一部では転向した退学処分者の復校を認める試みもはじめられていた。東大では三一年四月から豊島園事件関係者を含む四名が復校を認められたが、この処置について東大学生課では「本人の将来のためにも社会に与へる影響から見ても結構なこと」（『帝国大学新聞』第三七九号、三一年三月三十一日）と語ったという。

5 中学校・小学校教員・青少年団体への抑圧始動

学生部の各種の編纂物で「対策及施設」の事項は、通常、「大学、高等学校、専門学校、実業専門学校生徒ニ関スル施設」と「地方教育関係ニ於ケル施設」に分けられて記述されている。後者は中学校生徒・小学校教員・青少年団体の問題に細別される。一九二九年七月の専門学務局内の学生課が学生部に拡充されること自体が、師範学校・中学校・青年団・青年訓練所にまで思想問題の波及拡大の兆しに対応した措置であった。この波及拡大は、すでに現実のものとなってあらわれていた。表6・7・8のように、一九二八年度にこれらに関する事件数・関係者数はともに急増し、三〇年度から三二年度をピークとするのである。

中学校生徒の場合からみよう。事件の内容をもう少し詳しくみれば、中学校の場合にはストライキや騒擾事件にまで発展することはほとんどなく、左傾組織発覚・左傾的行動・ビラ貼撒布事件が大部分である。しかし、文部省は強い危機感を抱いた。思想問題の中等教育までの波及、高校・大学の左傾生徒・学生の予備軍形成、さらに師範学校においては次代の国民を養成する教師の左傾化を憂慮し、現実に中学生の思想問題が持つ以上の危機感を増幅させたのである。

まず、高校・大学宛に指導訓育施設の充実を指示する通牒を發したのと同日の三〇年二月二二日付で、地方長官宛に「指導監督ニ関スル通牒」を發した。中学校で思想問題が続発する事態に関して、「其ノ取締ヲ一層周到適切ナラシムルト共ニ生徒全般ノ指導訓育上ニ慎重ナル考慮ヲ払ヒ施設スル」ことを求めている。その際、国体觀念の明徴、公正穩健

な思想の涵養、体育の奨励による「剛健闊達ナル精神」の養成を「教科目ノ教授ノ際ニ於テ又ハ特別ノ講義其ノ他適當ナル方法」（『思想局要項』所収）で実現するように、としている。各道府県では、この通牒を管下の中学校に通達する。

その後、地方長官会議・全国中学校長会議・学務部長会議・視学官会議などで中学生の左傾化は常に重要な議題となった。これらの会議で特に注意を要すとされたものは、教職員の選考とプロレタリア文芸の生徒への影響である。中学校教員自体にも左傾事件が発生したこともあり、その選考には厳重な思想審査がおこなわれることになった。三〇年六月の学務部長会議では「生徒ノ読ミ物ノ指導監督ニ関スル件」が指示された。中学生徒の左傾化の大きな原因になっているのがプロレタリア文芸——特に『戦旗』——であるという認識に立って、「読ミ物ノ選択等ニ関シテハ常ニ学校当事者ヲ督励シ生徒ヲシテ健全ナル思想ヲ培ヒ左傾思想等ニ遠ザカラシムルヤウニ指導監督」（『思想調査資料』第七輯、三〇年七月）することを求めている。

このような会議・通牒により取締と指導訓育の徹底を指示した文部省は、並行して中学校の指導訓育の実態や思想調査を開始する。三〇年一月には、地方長官に管下中学校で実施する思想上の訓育方法や特色ある訓育施設の報告を求めている。また、三一年六月には中学校などの校友会誌・同窓会誌・同人会誌にあらわれた『思想傾向ノ調査』が学生部によって編纂されている。これは一九二九年六月から三〇年五月までの一年間の刊行物調査で、「我皇室並に我国体に関する観念、或は外来思想殊に過激不穩の思想に対する関心の程度、現代社会の実状に対する見解等に就いて」、特に注意しておこなった調査である。師範学校生徒の場合、「左傾的急進的思想傾向」を持つ作品は全体の〇・六%にとどまっているが（「国家的思想傾向」は全体の四・八%）、それらは「皆読物の影響」を受け、「その中でもプロ文学の影響が最も著しいやうに見受けられた」（以上、学生部『全国師範学校女子師範学校出版物に現れたる思想傾向の調査』、三一年六月）と概括している。商業学校の場合もほぼ同様で（「左傾的急進的思想傾向」は作品全体の〇・二%）、「一、二のものがマルキシズム的傾向を有するのに止まり、他のものは何れも少年期に有り勝ちな衝気又は好奇心に駆られてプロ文学を論じたり、その詩や創作を真似たり等して居る」（学生部『全国公私立商業学校出版物に現れたる思想傾向の調査』、三一年六月）と判断している。

一九三一年になっても、文部省・学校当局の抑圧取締にもかかわらず、中学校生徒の思想事件は減少しなかった。これに対して、視学官会議・全国高等女学校長会議・全国商業学校長会議などの開催、七月七日付の「夏休中ノ注意ニ関スル通牒」のほか、中学校・小学校教員・地方教育関係者を対象とした思想問題講習会をはじめて地方（東京・京都・福岡、合計一〇五〇名が聴講）で開くなどの施策がなされた。たとえば、文部省の「夏休中ノ注意ニ関スル通牒」を受けてだろう、長野県では次のような取締の具体策を各中学校に通牒している（『長野県教育史』第一四巻）。

- 一、夏季休業中感じ易き中等学生に社会科学に関する書籍を絶対に購読せしめぬこと
- 一、生徒の会合は成可くこれを解消せしめ社会問題研究の機会を与へしめざる外若し止むを得ざる会合に際しては学校当局に於て嚴重なる注意を払ふこと
- 一、左傾せる中等学校先輩の感化を受けざる様注意すること

しかし、中学校の思想事件を掃滅しつくすことはできなかった。一月になっても、そ

の運動の「将来ハ未ダ等閑視スルヲ得サル状態ニアリ」（学生部『第六十回帝国議会説明材料』）と記せざるをえない状況だったのである。この原因の一つに、文部省の督励にもかかわらず、中学校当局の思想問題への無理解、無関心をあげることができる。帝国教育会調査部が思想問題の質問調査をおこなったところ、回答を寄せたのは調査校の一割にも満たなかったという（『教育週報』第三三二号、三一年九月二六日付）。

次に小学校教員の場合である。個別的に小学校教員が思想運動にかかわることはあっても、組織的な労働組合運動が取締当局に察知されたのは、一九二九年末の小学校教員連盟（東京）の事件であった。その後、三一年になると、「新に手を更へて名を「新興教育研究」にかりて、以つて青年教員層に侵入、更らに中等教員の赤化、続いて国民教育の赤化を企図し策動中」として「新興教育研究所の組織と最近の活動」への警戒が本格化した（『思想調査資料』第九輯、三一年二月）。三一年末になると、文部省は小学校教員の左傾化を「近来殊ニ憂慮スベキ問題」「国民教育上極メテ憂フベキ現象」（『第六十回帝国議会説明材料』）と危機感を強めていた。この背景にはいうまでもなく「年端少ク意思未ダ強固ナラザル少年少女ニ及ボス影響」を考慮するだけでなく、「学生生徒ノ思想事件ハ大体純粹ニ思想的、理論的ナル経路ニ依リ惹起セラルルモノ多キニ反シ小学校教員ノ思想事件ハ一面社会ノ状況ニ影響セラレタル思想的方面アルト同時ニ一面或ハ待遇ニ関シ或ハ勤務ニ関シ、要スルニ自己ノ教員トシテノ立場ヨリ或ハ其ノ生活ノ問題ニ関シ即シテ考ヘタル結果ナルコト」（同前）という特殊性に注目したからであった。

では、どのような抑圧取締の施策をとったのだろうか。まず、三一年一月一七日付の各地方長官宛の「取締ニ関スル通牒」である。教員の思想的事件を取りまとめた資料を各道府県に送付するとともに、「如斯事件ニ関シテハ今後共十分御留意相成夫々適当ナル方法ヲ講ゼラレ度」（『思想局要項』所収）と指示した。ついで、この直後の道府県視学官会議では、学生部から「最近の中等学校小学校等に於ける思想問題、ピオニール運動、左翼芸術運動等に就き詳細なる説明」がなされ、「小学校教員の思想問題に関する件」が協議議題となった（『思想調査資料』第九輯、三一年二月）。四月には小学校教員の思想事件発生の場合の詳細な報告を求める通牒が各道府県宛に発せられ、同月の地方長官会議では首相と文相からこの問題に関する訓示がなされた。

しかし、この程度の取締督励では各地で頻発する教員思想事件を抑えることはできなかった。小学校教員の給与減棒に対する不満の声も高まりつつあった。そのため、九月、文部省では六大都市とその所在府県および事件関係県の教育関係者（視学官・学務課長・教育課長ら）一九名を召集して、思想問題に関する地方教育者協議会を開いた。二日間の日程で、各府県から諸学校教員関係思想事件の実情・原因・動機・対策などが報告されたほか、学生部からは対策の指示や内務省警保局の事務官による「最近に於ける我国思想運動の概要」という講演もなされた（『思想調査資料』第一二輯、三一年一月）。

この会議の論議も参考にして、学生部では一〇月二九日付で具体的な指導監督の基準を作成して各道府県に通牒している。当面の「寔ニ遺憾トスル」事態に関して特に留意すべきこととして、「先ヅ適当ナル方法ヲ以テ極左運動ノ實際、就中教育方面ニ関スル運動方法ノ実状ヲ一般教員ニ知了セシメ之ニ対スル注意警戒ヲ徹底セシムルト共ニ努メテ思想問題、社会問題ニ関スル穩健中正ナル智識ヲ養ハシムルノ方法ヲ講ジ」ることを指示する。教員の監督面では、「其ノ性行、素質、思想傾向、言動、読物、趣味、交友、生計状態、

家庭事情、出欠席等ニ十分留意」するように、としている（以上、「指導監督ニ関スル通牒」『思想局要項』所収）。この通牒には、参考資料として「小学校教員左傾ノ原因動機」「小学校教員左傾化ヲ目標トシテ組織セル極左団体ノ概要」「小学校教員思想事件概要」「左傾出版物一覧」が付されている（これらは『群馬県教育史』昭和編に収録）。そのうち「小学校教員左傾ノ原因動機」では、一般的な動機のほかに「本人ノ性向其他」「環境其他」「校内関係」「行政的關係」に細別して、原因動機が分析されている。こうした資料提供は重視されるようになり、一月からは地方教育關係の思想事件をまとめた『彙報』が作成・送付されることになった（三か月毎に発行）。

思想問題についての理解を深めるため、地方教育關係者を対象とする講習会が各地で積極的に開催された。三一年度から文部省主催の思想問題講習会が東京・京都・福岡で開かれたほか、各県に委託した講習会も岡山・愛媛・静岡・千葉・神奈川各県で開かれ、学生部から学生課長や調査課長が出席している。

思想事件が摘発されると、その処分は非常に嚴重なものとなった。たとえば、三〇年八月、東京で全協一般使用人組合教育労働部の支部組織が発覚した際、警視庁では取調べ後全員を釈放し、特に東京府学務当局に免職などの行政処分を避けるようにと通告していたが、府学務当局は狼狽して一三名を退職処分としたため、警視庁から警告を受けたという（『教育週報』第三二〇号、三一年九月一二日）。これは、学生生徒への厳罰方針と同じく、「病根」と見なされたものは逸早く徹底的に掃滅するという方針にもとづいていた。社会運動全体という視野から処分を検討する警察・司法当局に比べ、文教当局は教育界の禍根一掃という拙速な処分に傾き勝ちであった。

青少年団体の思想運動として警戒の対象となったのは、青年団や青年訓練所の左傾化、労農運動の展開にともなう無産小学校・農民学校・ピオニールなどの動向である。これらに対して、地方長官会議や視学官会議などで警戒と取締が訓示されるが、小学校教員の思想事件と異なり、文部当局が直接的に弾圧に乗り出すことは少なく、警察・司法当局の取締に依存していた。では、文部省の果たした役割は何か。一つは、思想問題講習会に社会教育關係者や視学を聴講させたり、各種の参考資料を配布して思想問題に対する理解を与えることである。

もう一つは、思想善導の方策樹立のための青少年の思想調査を実施することである。たとえば、三〇年には壮丁検査の際に思想調査を実施している（調査人員八五六一名、全受験者数の約一％）。調査問題は公民的・一般常識的な単問が四〇題、思想チェックを意図した問題が五問ある。いくつか興味深いものを引こう（文部省『壮丁調査資料』第一巻所収）。

第一部

四 今の世の中で、労働者と事業主との間、又は小作人と地主との間に、争ひが起つた場合に、これをまとめてゆくにはどうすればよいかについては、色々な意見がありませうが、諸君は次に書いてある考へのうちで、どれに一番賛成ですか。一番賛成のもの一つだけに○をつけなさい。

- () 事業主や地主が労働者や小作人の言ふことをよくきいて、賃金を増したり小作料を少くしたりなどすること。
- () 労働者や小作人が事業主や地主の言ふことをよくきいて、不平を言はないで働く

こと。

- () 両方が互ひに譲りあつて、折合をよくするやうにしてゆくこと。
- () 政府が事業主や地主に味方をして、労働者や小作人を抑へてゆくこと。
- () 政府が小作人や労働者の味方になつて事業主や地主を抑へてゆくこと。

第二部〔正解は横に線を引く〕

4 デモクラシーとは(利己主義・過激主義・民主主義・群衆心理)のことである。

28 プロレタリアとは(華族・富豪・無産者・学者)のことである。

第一部では、ほかに自己の欲する生活理想、代議士選挙候補者について最も重要と考える点、現住市町村の自治に対する感想、納税の必要な理由が設問になっている。「労働争議、小作争議に対する態度」の調査結果では「互譲協調によつて解決しようとするものが絶対的に多」い。さらに地方別・職業別・学歴別による差異では、「両者の互譲によつて解決しようとする態度は市部より町に少く、村はさらに町より少い」「両者互譲の態度は学歴の高くなるにつれて増加する」「農業に於ては労働者や小作人が事業主や地主の主張に従ふ第二の態度が他の職業に比して多い」などの傾向を抽出している(同前)。これらの結果から文部省がどのような評価を下したのかは不明ながら、思想問題が広く社会に喧伝されるなかで、おそらく全体的には健全という判断となつたのではなかろうか。このあと、しばらくこの種の思想調査がおこなわれないことも、壮丁全般への思想的危機感をもたなかつたからであろう。それだけに、一部とはいえ、学生や生徒のなかの思想問題の根絶に躍起となつていくのである。

二 学生思想運動の逼塞化

1 学生部＝「教育警察」の本領

第二次若槻礼次郎内閣の行財政整理方針のもとで文部省の廃止候補にあげられた学生部では、それに猛烈に反発する「学生部ヲ必要トスル理由」という文書を作成している。前述した学生思想問題調査委員会が学生部廃止反対の決議を一九三一年九月六日におこなっている（『教育時論』、三一年九月二五日）、この「理由」の作成もその前後と思われる。「学生思想問題ノ重大」さや「一般ノ学生ノ思想ノ変化」をあげて「十分ナル処置ト対策ノ必要」を説き、具体的にいかに学生部が「相当重ミアル中央機関」「独立シタル専門ノ部局」として機能しているかを論じる。そして、「現下ノ極左運動ノ方法上特殊ノ一局ノ必要」につづいて、次のように「学生部ノ事務ノ特殊ナル点」に言及する（『現代史資料』42「思想統制」所収）。

学生部ノ事務ハ内務省警保局、司法省刑事局、府県警察部、裁判所検事局等ト密接ナル関係ヲ持ツ事項多ク文部省ノ事務トシテハ極メテ特殊ナル関係ヲ含ミ、又一般ニ今日ノ極左危険思想運動ノ内容方法等ハ極メテ特殊ノ専門的ノモノニシテ一般ニハ容易ニ理解セラレザル傾アリ。又左傾運動ノ監督取締等ノ秘密ヲ要スル事項多キ為事務ノ内容其ノ処理ノ方法等モ普ク発表シテ理解ヲ求ムルコト難ク從テ如何ナル事務ヲ執リ居ルヤ、十分明カナラザル等遺憾ナル点アリテ他ノ文部省ノ普通事務ト余程異リタルモノアリ。

この学生思想問題には「司法省内務省等ノ当局者ニ於テモ最モ憂慮施設シツツアル」として、当の「文部省施設ノミヲ廃スルノ不可」を強調する。さらに「結語」でも、「今日学生ノ思想事件ハ一般社会ノ極左危険思想事件中ニ於テモ特ニ注意ヲ要スル重要問題トシテ今後益々之ニ関スル施設ヲ為サザルベカラザル」ことを訴える。三・一五事件後の治安体制全体の急拡大の一環として創設された専門学務局内の学生課が、学生部に昇格して二年ほどしか経過しない時点で廃止・縮小の嵐に巻き込まれそうになったために、懸命にその存続を働きかけようとしたわけである。

そこで展開される「特殊ノ一局ノ必要」や「事務ノ特殊ナル点」という論理は、内務省や司法省の治安機能との連動を不可欠としており、学生部の本質が治安機能を第一義とする「教育警察」にあったことを自ら告白している。ここで、学生部＝「教育警察」という評価は、大学に設置された学生主事に対して、当時「学生思想警察」（菊川忠雄「現代青年の反逆性」『中央公論』三〇年七月）・「学校思想警察」（長谷川一「教育機構内に於ける資本主義諸矛盾の激化と頻発する学校ストライキ」『新興教育』三〇年一二月）という批判がなされていたことからの連想で、それら「学生思想警察」の総元締めたる教育方面の抑圧取締の「中央機関」とみなすからである。

一九三一年九月ころ、おそらく「満洲事変」前の起草と推測されるこの段階では、学生部の活動の大半は大学・高校などにおける学生思想運動の取締におかれていた。より正確な実態としては、自らこの「理由」で「対策ハ昭和五年以来漸ク積極的ニ実施セル」と記すように、学生思想運動の量的な急拡大（「当初本機関ヲ設置シタル当時ニ比スレバ今日ニ於テハ事件其他ノ数字ハ数倍ニ上リツツアル状況」）と質的展開に追い回されていた、というべきだろう。質的展開についていえば、学生部『学生思想運動の経過概要』（三一

年六月、『文部省思想局 思想調査資料集成』第二二卷所収)ですらも、一九二九年一月の全日本学生社会科学連合会(学連)の解体以降、「学内に止らず街頭にも進出して各種の極左的实际運動(カンパニア)に従事するに至れり」として、「所謂外郭運動の秘密学内組織に依る運動は依然としてその跡を断たず、為に引続き種々の事件の発生を見つゝ今日に及べり」と述べざるをえないほど、学生思想運動の高潮はピークに達しようとしていた。それゆえに行財政整理による学生部の廃止は文部省にとって受け入れられるものではなく(図書局が廃止となる)、実際にも存続し、拡充の道をたどっていくことになる。

学生部の陣容も、発足したばかりは"教育警察"的シフトではなかった。初代学生部長となった木村正義は、内務省入省後四年ほどして文部省に移り、実業教育畑を進み、会計課長を経ての就任ながら、わずか三カ月ほどの在任で実業学務局長に昇任する。調査課長となった石丸優三、学生課長となった菰田万一郎もそれまで学生思想問題と関わった経歴はないようである(石丸はすぐに久慈学〔東京府内務部地方課長〕に交代)。総じて文部省には学生部設置に際して「教育警察」的性格付けをする意識があまり強くなく、しかもそれを担う人材も育っていなかったというべきであろう。

二九年一〇月、木村の後をついだ伊東延吉は内務省入省(一九一六年)後、警察行政に関わることもあったが、一九一九年以降は文部省の各局の課長を歴任しており、秘書課長からの就任であった。その経歴を見る限り、伊東も学生思想運動と向き合った経験に乏しかったと思われるが、ここで水を得た魚のように、学生部の"教育警察"機能の整備に短期間で成功した。さらに学生部から思想局にかけて約八年間、そのトップとして、文部省の思想統制をリードし、思想動員から教学錬成への道筋をつけていくのである。思想局長の後半期には専門学務局長をも兼務し、ついで文部次官に就任することは、文部行政における伊東の存在の大きさを示している。設置時、勅任官の学生部長ポストを要求する際、「其ノ執行スル職務ノ内容ハ非常ニ複雑ナル思想問題ヲ取扱ハントスルモノニシテ事務的才幹ニ加フルニ学識経験アル者ニアラザレバ其ノ職責ヲ全ウスルコト能ハズ」(前掲「公文類輯」)を理由の一つにあげていたが、伊東は思想問題に対する「事務的才幹」と「学識経験」の両面で異能を発揮していくのである。田村重一「思想取締当局の陣容」(『改造』三三年九月)は、伊東について「文部省内の腹の小さい役人揃ひの中で最も政治家肌の事務家である」と評する。また、後のことになるが、藤原喜代蔵は『明治・大正・昭和 教育思想学説人物史』(「昭和前期篇」、一九四四年)のなかで、伊東を「当代稀に見る教学思想家」と絶賛している。

伊東は、三二年六月の『教育学術界』(第六五卷第三号)に寄せた「国家の認識」という論文のなかで、次のように論じている。

国家に関する正しき認識は、民族の生命の発展の跡である歴史と、その発展の間に伸び培はれた、国民精神との研究と、更にその上に、国民の如実の思想、生活に関する考察によつて始めて得らるべきである。形式的な定義的な国家に関する見解の如きは、現時の如き思想傾向、思想動揺の時に於ては、益々其の弊害を考へなければならぬ。国家殊に日本国家の正しき認識は、どこまでも独特な民族の歴史とその現在の生活とを基礎として、その民族生活の底を流るゝ特色ある精神への透徹せる洞察が全体視的な、総合的な研究によつてなされなければならない。之によつて我が国家の本質が把握せられねばならぬ。

また、三一年五月の『斯民』（第二六巻第五号）に寄せた「思想問題と家庭教育」では、「社会の傾向は世界的に物質的に又個人主義に進みつゝある。そこに社会主義生れ、又共產主義も生れて来る」と観察したうえで、それに「全体的傾向の裡に萌え出でんとし、自覚されんとして居る精神的なるもの」で対抗しようとする。伊東のこうした国家観・思想観は、後述する国民精神文化研究所の位置づけや思想局拡充による思想動員体制の構築にあたり、本領を發揮していく。

学生部ではおそらく伊東の意向を反映してだろう、菰田と久慈が交代し、菰田は調査課長に回り、学生課長には久慈学が就いた。久慈は一九二一年入省の内務官僚で、警保局保安課の事務官も経験している。三二年七月、奈良県学務部長に転じた久慈（その後、熊本・愛知県の各学務部長を歴任）の後任は、二八年七月以来、栃木・宮城・神奈川の各県特高課長を歴任した阿原謙蔵であった。阿原は、学生部の思想局拡充後も思想課長として抑圧取締の実務の責任者であり続け、大臣官房文書課長を経て、三七年六月には伊東の後任の思想局長となる（阿原の後任の思想課長には、群馬・長崎の特高課長、大阪府外事課長をつとめた田中義男がすわる）。学生部から思想局の時代を通じて、学生思想運動と全面的対決する、いわば「教育警察」の中枢には、特高警察の経験者である内務官僚を据えたのである。

こうした輸入人事は自前の人材をもたない文部省にとっては背に腹は代えられない措置であり、内務省にとっては取締機能の發揮に便宜であるだけでなく、自らの勢力圏拡大をもたらすものであった。文部省にとって、学生思想運動の情報収集と抑圧取締のノウハウの面で、とくに内務省とのパイプは重要であった。各種の学生部主催の会議や講習会では警保局や警視庁、また司法省刑事局や東京地裁検事局の担当者に講演を依頼している。二九年九月の内務省の特高課長会議には、学生部長が出席している。

輸入人事といえば、三三年二月九日付の『東京朝日新聞』に「赤の防衛 特高課大繁昌に文部省の所望」という記事が載っている。「文部省では従来のやうな消極的対策からぐつと踏だして学生運動に精通した特高課員を身柄そつくり自分の方にもらひうけてもつとも適切なる取締りをしようといふことになり文部省学生部は安倍源基特高部長に省の方針を説明して優秀な特高課の主任級一名を是非もらひうけたいと申込んで来た」という。前年には学生課長という要職に内務官僚の阿原を据えていたが、さらに学生思想運動取締の実務責任者に警視庁特高部の「学生運動に精通した特高課員」を招聘しようという計画である。文部省の学生運動取締の方針に不満のある警視庁でも乗り気となるが、給与や身分上の不利という現実的な問題のため、「行悩み」となる。その後、実行されたかどうかは不明である。

三二年四月には、松江高校長に転出した菰田の後任の調査課長に、一高の生徒主事であった岡田恒輔が就任する。その岡田の手になると推測される「第一高等学校に於ける思想的理由による被罰生徒に関する調査」が、「学生々徒の訓育上、参考に資すべき点多き」として、学生部発刊の『思想調査資料』第一〇輯（一九三一年五月）に掲載されている。また、岡田は「学生左傾の真因及び学生の思想指導に就て」（『丁酉倫理講演集』一九三〇年三月）のなかで、「今やマルクス主義は幾分斯の如き青年学生の好奇心を唆る魅力を失つたかの如き観がある」としながらも、学生思想指導の困難を率直に語り、学連解体についても「今後学生の研究、運動は一層潜行的闘争的になるものと予想」していた。社会

科学研究会などの活発な一高で「学校思想警察」の先頭に立って学生の指導に経験豊富な岡田を、調査課長の要職に抜擢したといえる。

その岡田は調査課長としての一年余の経験を通して、「学生生徒並に小学校教員に対する思想上の指導監督」（『国民精神文化研究所々報』第二号、三三年一〇月）をものしている。「左傾思想は一種の疾病とも見るべく、而も思想病はペスト、コレラの如き恐るべき疾病であつて、一度之に感染する時は之を転向せしむることは甚だ困難である」として、「予防第一をモットーとし、予防の為に全力を尽して努力すべきである」とする。そして、「診断（察知）法としての注意事項」では「読物に注意すること」「郵便物に注意すること」などをあげ、「治療（指導）法としての注意事項」では「なるべく早期に発見し指導すること」「学校当局、警察当局、司法当局と協力し教育的に指導し反省せしむること」などを列挙する。さらに岡田は『国民精神文化研究』シリーズで「思想左傾の原因及其経路」を発表する（三四年一二月）。

なお、岡田のように「現場」の学生主事・生徒主事で実務に秀でた人材を文部省に引き上げるケースは、その後も続く。東大学生主事で文部省の督学官を兼務していた小川義章は岡田の後任の調査課長に（一九三五年、岡田は新潟高校長に転出、その後、第七高校長などを歴任）、やはり東大学生主事であった石井^{つとむ}勲は教学局企画部の企画課長（一九三七年）に、大阪外語学校生徒主事の志水義暉は文部省督学官を経て（一九三五年）、教学局指導部普及課長になるという具合である。また、台北帝大の学生主事で教育学者であった近藤寿治の場合は、著書『日本教育学』に注目した伊東思想局長の招請によって、思想問題担当の督学官として文部省入り（一九三五年）し、その後教学局指導部長・教学局長官として、「教学錬成」推進の中心人物となった。

学生部発足とともに学生課長となり、その後調査課長に移り、三二年四月に松江高校長に転出した菟田万一郎は、学生部時代の経験にもとづき、『岩波講座 教育科学』（第一一冊（三二年八月）に「学生の思想問題」を執筆している。その対策では「左傾学生に対するものと一般の学生に対するもの」に分けて考える必要があるとして、前者については「相当厳しい罰に処するとか、実務に就かせるとか、孤独の生活を営ませるとか云ふやうに生活上に異常の変化と刺戟とを与へて静かに自己を反省せしめる」とする。具体的方法として示したものに「教師が熱心に懇切にしかも辛抱強く学生の指導薫化に当ること」「家庭の温情に浴せしめること」のほか、「静かに反省せしめること」がある。このなかには「監房の静寂簡素な生活」も想定されており、警察権・司法権の執行を有効な対策とみている。一般の学生への対策では、「左傾分子の誘惑に陥らぬやう警戒せしむると共に、穏健な智見と徳性とを養はせて、徒らに他に雷同せしめざるのがその眼目」とする。具体的方法として「視察監督を周密にすること」や「教師が個人的に指導すること」のほか「自律自重の気風を興すこと」をあげるが、これは「修養団体」の奨励を意味し、そこに「左傾運動に対する有力な牽制」が期待されている。

学生部の「教育警察」機能をもっとも鮮明に示すのが、一九三二年九月の督学官三人の増員である。文部省自ら「思想督学官」と呼ぶ。その増員の理由として、「在来ノ督学官カ本務ノ傍此ノ思想問題ヲ研究シ又一般ノ学事視察ノ傍付带的ニ視察スルニ止マルノ状態ニアリ依テ此ノ際如上ノ欠点ヲ充サン為相当員数ノ督学官ヲ増員シ思想問題ニ関シ十分ナル専門的知識トヲ有スル人ヲ配置スルノ必要」（「公文類聚」一九三二年・第五六編・卷

五) をあげる。これが軌道に乗り、全国を駆け回るようになった一九三三年末までには、次のような「視察項目」が設定されていた（思想局『思想局要項』）。

- 一 思想問題ニ関シ本省ヨリ発シタル訓示、指示、通牒ノ趣旨徹底ノ有無
- 二 学生生徒、青少年、小学校教員等ノ一般的思想傾向
- 三 矯激ナル思想及其ノ運動情況
- 四 思想問題ニ関スル当局ノ方針及其ノ努力
- 五 思想問題ニ関スル処置、対策、施設ノ情況並其ノ効果
- 六 思想問題ニ関スル指導監督ノ情況
- 七 思想問題方面ヨリ見タル訓育並各学科教授ノ情況
- 八 学校ノ訓育ノ方針及紀律、気風等
- 九 人事関係（定員、現員、配置、適否）
- 十 経費関係

前各項ニ関シ其ノ経過推移ニ就テモ十分注意ヲナスコト

そして、さらに詳細な「視察細目」も設定されている。たとえば、大学の場合、「思想的理由ニ依ル処分ノ標準及処分後ノ措置」や「演習制度ノ訓育的内容」・「出欠調査制度ノ有無及其ノ効果」なども視察対象となる（同前）。この督学官制度で想起されるのは、三一五事件後に特高警察の大拡充の一環として創設された内務省警保局の警務官制度である。全国を五つに分けた地域ごとに担当者を決め、定期的に巡察監督するとともに、重大事件発生時には府県特高課の指揮をとる。「思想督学官」を「文部省版」警務官として、学生部による一元的な中央集権機能の確立がめざされた。前述の岡田恒輔、小川義章、近藤寿治らはこの督学官を経験している。

警保局保安課が全国の特高警察の、そして司法省思想部が思想検察の総元締めであり、中央指揮機関であったように、学生部は全国の学生主事・生徒主事を、さらに各府県学務部を統制し、指揮した。学生主事・生徒主事は二八年の学生課設置と同時に新設され、二九年一月末には、兼任や補職（定員をおかない学校の場合）を加えると、文部省直轄の全九五校で三四二人を数えた。一九三一年末には公立諸学校も含め四四〇人に、さらに三三年一二月末の時点では私立諸学校を含め二二七校に設置され、総計で六四四人に達した（『第六十四回帝国議会説明材料』）。大学の学生課では学生主事を課長に、直轄諸学校の生徒課では生徒主事を課長に、それぞれ主事・主事補の数人が配置され、学校長の指揮命令に服するとともに、文部省学生部の手足となって学生思想運動の抑圧取締と情報の収集にあたった。先の「学生部ヲ必要トスル理由」では、「今日ノ事態ニ於テモシ此ノ主事ナカリセバ各学校ニ於テハ頻発スル極左的事件処理ノ衝ニ当ル者ナク、各学校ノ左傾学生ノ策動ハ益々甚ダシク遂ニ收拾スベカラザルモノアルハ想像ニ難カラズ」（『現代史資料』「思想統制」）と、当然ながら「学校思想警察」「学生思想警察」としての役割を高く評価する。

2 学生思想運動の封じ込めへ

「満洲事変」の勃発は、大多数の国民に排外熱と好戦熱を植えつけた。また、社会民主主義陣営が戦争協力になだれ込む一方で、共産党を中核とした反戦闘争は高まりをみせた。

このような状況の変化は学生思想運動にも影響をおよぼし、大きな転回をもたらした。

第一に、学生思想運動が共産党や共産青年同盟の強い指導を受け、「学内運動から学外運動へ」進むことが顕著になり、さらに共産主義運動一般のなかで学生思想運動が重要な位置を占めることになったことである。一九三二年七月、学生思想運動の沈滞を挽回するため、共青は運動の全国的な統一指導をめざして中央委員会組織部のなかに中央学生対策部を設け、三二年テーゼにそって自治学生会などの学内補助組織の解消と学内共青細胞の大衆化を図った。

第二に、右翼学生思想運動が本格的に台頭し、左翼学生思想運動に対抗しはじめたことである。第三に、左右どちらの学生思想運動にも無関心で、無気力な一般学生が急増したことである。

学生思想運動の高揚と激烈化は、「学内ニ於ケル左翼学生運動取締ノ適否ハ我国共産主義運動ノ消長ニ甚大ナル影響アル」（内務省警保局『昭和七年中ニ於ケル社会運動ノ状況』）という認識を抱かせ、官憲取締側の攻撃を集中させた。数値的にみても、検挙者数では一九三二年度が、起訴者数では三三年度がそれぞれ最高値を示す。大学・高校・専門学校別でみると、三一年度以降、検挙・起訴者数ともに大学の割合が増加し、高校・専門学校の割合が減少している。ことに起訴者数や大学生の比重の増加は、学生思想運動が党や共青の組織に深く関わっていることの反映とみられる。これに対して、学校全体を巻き込むストライキや騒擾の件数は三〇年・三一年度にピークを迎え、その後は激減する。このことは、学生思想運動が一般学生層を動員した運動を展開できず、少数の孤立気味の運動になったことを物語る。そして、組織的な学生思想運動は、指導母体としての党や共青が実質的に壊滅に追い込まれた三三年後半に時期をあわせて衰退していくことになる。これらの衰退の最大の要因は、官憲取締側の絶え間のない抑圧取締にある。

そのうち文部省の果たした役割は、第一に警察・司法権力との緊密な連絡協調による学内左翼運動の摘発と取締である。一九三二年七月、学生部学生課長という要職に神奈川県警察部特高課長の阿原謙蔵を迎えたことは、文部省と内務省の学生思想運動取締における強い結びつきを象徴している。警察権が学校当局の要請や黙認により、公然と学内を捜索することや学生・生徒を検束することは日常茶飯事となった。運動が学外に進出したとはいえ、学内の拠点と考えられた読書会・文芸部・新聞部や学生消費組合にも抑圧が加えられ、解散が迫られた。

しかし、この時点でも依然として警察と学校当局の齟齬がみられた。『教育週報』第四一〇号（三三年三月二五日）は、「呼吸の合はぬ 警察と学校当局」などの見出しで、「殊に遺憾なのは警察当局でその者の将来を考慮して寛大の処置を取って居るにも拘らず、学校当局が退学させたとか学務当局が退職させたとかいふ事実の報ぜられる事である。併し学校並学務当局の言分では、警察側に教室や教壇から引致したり新聞に大きく書立ったりするために止むを得ず退学させ退職させなければならぬ結果に立到るのだといふ」と批判的に報じている。

第二に、思想善導の徹底化が図られたことである。三〇年度以来、本格的に着手された指導教官制・特別講義制度・学生福利施設の充実・修養団体の奨励などの思想善導策は軌道に乗りはじめ、一般学生の予期した方向への思想善導まではともかく、左傾運動への防波堤の役割の一部を担うことになっていた。学校ストライキや騒擾の激減は、一因をこの

思想善導に負っている。

東大における抑圧取締の実相をみよう。東大学生課では三二年一月、新入学生が「本意なくも左傾運動に誘致さるゝ」ことを防止するための「予めの用意と警戒」を目的として学内の理解を深めようという意図の下に、『最近に於ける本学内の左翼学生組織と其運動の概要』を作成し、学内に配布した。そこでは「多くの場合は、初めに極左的意図を掩蔽して、専ら直接学生生活に関聯する問題を把へて、一般学生を煽動し、組織に糾合するのであつて、軽率にして明察を欠ぐ学生は、容易にその虜となるのである。もし一たん左傾学生の誘惑の虜とならんか、学生は、恰も奔流に捲込まれたる塵埃の如く、学内学外の日常左傾運動に終始動員され、之を通じて抗争的意識を与へられると共に、マルキシズム、レーニズムを注入され、結局には、共産党或は共産青年同盟の影響下におかれる」という図式が、最も警戒すべきものとして想定されている。たとえば、自治学生会のメンバー獲得についての方針を分析して、「一般学生の自学への誘導、加入の途上には、左翼的傾向を認知せしむる道標もなければ、又左翼的飛躍を要する障壁も存しない」とする。

このような、ある意味で的確な学内思想運動の情勢認識にもとづき、三一年中には「極力その組織の絶滅及運動の防遏に努め、活動分子に向つて屢々嚴重なる処置に出で、そして一再ならず学内左翼的諸組織を潰滅せしめた」が、まだ三二年三月の時点では「勢力に於て衰頹に陥りしも依然としてその命脈を維持するの状態」だった。五月には、自治学生会の中心分子一名を停学処分とするに際して、「従来処分学生については本人の将来と名誉を考慮絶対発表を差し控へてゐた」前例を破って、即日公表するという強硬姿勢をとった（『東京朝日新聞』三二年五月一八日付）。学生主事石井昴の回想によれば、「警察のほうとは連絡はつけてありました。本人の書いた調書はちょっとしたものでこれくらいになります。しまいには本富士警察署なんかは大てい最小限複写で三通つくらせるんです。一通は警察、一通は検事局、一通は私どもにくるんです」（『東京大学史紀要』第四号、一九八三年七月）という。

こうして、「学内の党、同盟の組織は昭和七年六月中旬以降引続いて追求処置せしめために昭和八年二月に至つてはその組織も全く潰滅し、運動も消滅した模様」となった。それでも、なお四月以降も「学内左翼組織の再建の虞れは十分ある」と警戒を緩めていない（以上、東大学生課『昭和七年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』、三三年三月ころ）。そして、三三年全般を振りかへって「前年よりも更に一層頹勢的になつた」「前半よりも後半は著しく衰微の姿を呈して居つて九月以降の活動は殆んど見るべきものがない」（東大学生課『昭和八年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』、三四年二月）と豪語するまでになる。

また、早大の場合でみると、すでに三二年は「萎靡沈滞の時期」（早稲田大学調査課『早稲田大学学生運動年報』、三二年）ととらえられていたが、三三年には「頓にその運動沈滞し」、前年まではまだ実施された「学内デモンストレーションは勿論宣伝ビラすらも撒布されなかつた」。そして「左翼の勢力微弱となり、一般学生も亦校外の情勢に鑑みて之に関心をもつもの漸次減退し、左翼の影響力は稀薄となりつゝある」と評されるまでになる（同前、三三年）。それでも三三年には早大だけで警察に検挙されたものは一一一名と前年より一三名増加したが、これは「当局の検挙が周密となれる結果」と推測された（同前、三三年）。

これらの「成果」は、まず高校における思想運動の退潮となってあらわれた。三一年にその兆しをみせ、三二年には衰退は決定的となった。これにともない、新たな供給源を断たれた大学の思想運動も、相つぐ検挙と相まって、先細りの状況となり、三三年以降、衰退していくのである。三二年を回顧して、『帝国大学新聞』は「満洲事変を重要なモメント」に「学校当局への抗争から左右両翼の対立」という「歴史的な転換」が進んだと記し、右翼学生団体の勃興と高校文化運動の萎靡衰退を指摘する（第四六〇号、三三年一月一日）。さらに三三年の運動については「うちから盛り上ってくる、かの昔の華やかな、沸騰的な集団運動ではなく、今は学の外から浸透して来、痛烈な、切迫した情勢のもとに展開されるそれである」と述べ、「大学と学生との対立においては学生側の異常なる退潮がみられる」と観測する（第五〇七号、三四年一月一日）。『日本労働年鑑』（一九三四年版）も、「昭和六年以前に比すれば昨年及本年の学生左翼運動は衰退に向へるものと言ふことができる」と指摘している。

このような認識は、文部省にも共通している。三二年一一月の段階では、右翼学生運動の勃興にもかかわらず左翼学生運動には「何等著シキ影響ヲ認ムルヲ得ザル状勢ニアリ」（学生部『第六十四回帝国議会説明材料』）という認識を示していたが、三三年九月には「最近の極左運動に於いてはメンバーの厳選をなさず、質より量への傾向を辿つてゐること、又一方に於いては共産主義運動の実情が一般学生にも漸次了解されつゝあること、相俟つて極めて優秀な学生は次第に自重して運動に参加しない傾向もあり、学生運動のメンバーは頭脳に於いても組織力に於いても全般的に素質が低下して来てゐるといふ現象が見られるに至つた」（『思想調査資料』第二〇輯、三三年九月）と、取締と思想善導の「成果」を強調するようになるのである。

そして、強権的な抑圧取締で逼塞を余儀なくされた学生運動側の認識もこれに照応している。共青の学生対策部が壊滅させられると、共産党では財政部のなかに「学校対策部」を設け、直接学生運動を指導する態勢をとるが、三四年一月決定の「学校対策部活動テーゼ草案」には、次のようにある（『思想局要項』所収）。

学生の無権利の状態は一層甚だしくなつた。学問研究の自由、真理探究の権利は無惨に蹂躪されてゐる。マルクス・レーニンの科学とソ同盟の社会主義文化は知るべからず、話すべからず、聞くべからず、といふ禁断の札が貼られてゐる。学生の社会問題に関する討論会や批判会は一切禁止され、学生の主張と要求は、暗黒の中へ葬りさられんとしてゐる。……学内に於ける××制警察テロルの強化は言語を絶してゐる。憲兵、官犬、スパイは公然と学内を横行し進歩的学生のあらゆる集会に弾圧を加へ、検挙、拘留、拷問、投獄が恰も日常茶飯事の様に行はれてゐる。学生課は全く警察の出店となり、スパイ守衛は学生の行動をうるさく看視してゐる。学校当局は卑劣にも学生の腐敗的分子を買収して学生の中にスパイを養成し、之を駆使して革命的学生を警察の手に渡し（早大）学生の進歩的運動を破壊することに血眼になつてゐる。学生の大衆的行動に対しては、官犬がトラツクで来襲し、当局と協力して教室へ侵入し、暴力を振つて学生の自由を蹂躪してゐる（帝大）。

もはやここまで運動を追いつめると、文部省の新たな課題は「改悛」学生の処遇と一般学生・生徒をいかに望ましい思想に善導するかということになる。「改悛」学生の問題は次項に譲る。後者の問題は、換言すれば、左傾防止のための消極的な思想善導から、国体

精神・国民精神の涵養という積極的な思想善導への転換ということである。その本格的な展開、すなわち思想動員ともいうべき段階は三〇年代半ば以降のこととなるが、学生部では新たに各種の思想調査を計画し、三二年八月、「思想ノ調査指導訓練ニ関スル事務ノ増加」のために事務官二名と属四名の増員をおこなっている（「公文類聚」一九三二年・第五六編・巻五）。その一つが「極左主義者ノ思想、左傾学生ノ思想傾向並現下一般社会人、一般青年学生ノ思想傾向等ヲ各種ノ資料ニ依リテ具体的ニ研究調査シ之ヲ現下ノ各種学校ノ教科ノ内容ト比較対照シ以テ其適不適ヲ調査シ改善スベキ点ヲ見出シ以テ教育ノ内容的改善ノ資料トナサン」という学校教育内容の研究調査で、このための小調査会の設置も予定されていた。また、学生・生徒の生計状況の調査や一般思想傾向の調査も「思想問題対策ノ樹立ノ資料」と位置づけられていた（同前）。

これらの調査を集成したものが、三五年一月、思想局から『教育に関する学生の思想調査』と題して刊行されている（「秘」扱いではない）が、それらの分析はそれ以前から学生思想問題への対策に応用されていたはずである。たとえば、三一年と三二年の治安維持法違反被疑者の学生・生徒ら二一五名の手記についての調査では、「左傾前・左傾の直前・左傾当時及び悔悟の契機に於ける思想内容」を、「（イ）人生観、社会観、世界観（ロ）国家観、国体観、国史観」など一項目にわたって分析している。「左傾前に於て抱きたる教育問題」については、「彼等は何のために学校に行くかに疑問を持ち、いらだゝしい気持ちに駆り立てられる。教師は又、人格的に学生・生徒に接触せんとせず、極めて消極的な態度をとる。かくて、「自然科学的考へ方を以て学生の唯一の理想とすることに慣らされたる学生」は、現代教育と衝突する」という結論を導き出す。

別の調査では、やはり手記・告白を分析し、左傾に至るまでの経路として「第一、確乎たる人生観、世界観を得んとする苦悶に出でたるもの、第二、純然たる知識欲、研究欲に出でたるもの、第三、正義感、人道主義的感情よりする政治的欲求に出でたるもの、第四、特に深き動機、目的と認むべきもなく風潮に乗ずる種類のもの四類型」を抽出している。四類型のなかで最も割合が高いのは第二類型の四〇%で、そのなかには「学校講義内容に左翼的なものあり、マルキシズム批判の講義、思想取締の実際に遺憾の点あること」を契機とする者もあった（某高校生徒「入学後学校当局の社会科学の危険性に対する注意は、社会科学なるものゝ存在を意識せしめ……」）。

各種の思想善導策も、「現実ノ社会問題思想問題ニ対シテハ之ヲ穩健且批判的ニ考へ従前ノ如ク何等ノ批判ヲモ加フルコトナク軽々シク運動ニ投ズルガ如キコトハ近来余程少ナクナリ」とされるように、次第に効果をあげつつあると観測された。三三年末における「高等学校に於ける指導教官制度の実施状況」（『思想調査資料』第二三輯、三四年六月）によると、生徒の感想は「本制度に対しては大多数好感を持つものゝ如し」といい、その成果としては「左傾的反抗的気分の顕著なる沈静」（三高）、「校内に親愛信頼の情が満ち来れること」（三高、五高など）などが列挙されている。学生部では、指導教官制度により「生徒個人々々ニ対シテ教官ノ人格的薫化ヲ及ボス上ニ極メテ適切ナルヲ得ルニ至リ」、あるいは特別講義制度により「外来思想ニ対スル追隨的妄信的、無批判的態度ヨリ脱却シテ我が国特殊ノ国体、国情、国民性等ニ十分ナル考慮ヲ払ヒ、現実ノ社会問題、思想問題ニ対シテ批判的識見ヲ持シ」と自賛する。これらをそのまま受け止めることは疑わしいが、「福利施設ノ奨励」はある程度の実効をもったと思われる。次のようにその成果を誇るの

である（以上、『第六十五回帝国議会説明材料』）。

本省ノ方針ニ依リテ各学校特ニ各大学ニアリテハ学生々徒ニ対スル福利施設ノ充実拡張ニ意ヲ注ギ学資ノ補給、内職ノ斡旋、診療所健康相談所ノ開設、食堂、日用品学用品ノ売店、靴修繕所理髪所等ノ設置等多クノ施設ヲ新設拡張シテ相当大ナル成績ヲ挙げツ、アリ。之ガ為学生々徒ハ経済上健康上ニ多大ノ便宜、福祉ヲ与ヘラレ、以テ不安ナク専念勉学シ得ルノ状態ニ置カレ惹イテハ経済的困窮ニ基因スル思想ノ動揺思想運動ヘノ興味及投入ノ危険ヨリ学生々徒ヲ匡救スルコトヲ得テ以テ指導訓育ノ徹底ニ大ナル効果ヲ挙げツ、アリト認メラル。

方策の出尽くした感のある現場では、生活面の細部に立ち入った思想善導が登場する。東大学生課では「無味な帝大学生々活に暖い指導」を与えると称して、学生らしい礼儀作法、先生を訪ねるときの作法、結婚式に行くときの心得、カフェー・バーで遊ぶ場合の注意、「花柳病は如何にして予防するか」などの点まで細かな指示をだしている（『帝国大学新聞』第四六〇号、三三年一月一日）。学生思想運動に弾圧の嵐が吹き荒れ、文化運動にも監視の目が光るようになると、一般学生の間は無気力が蔓延しはじめ、享乐的な生活にふける学生も増えた。三四年一〇月、警視庁が学生・生徒・未成年者のカフェー・バー出入りを禁止するほど、学生間にも退廃的ムードが広がったのである。

先の「学校対策部テーゼ草案」では、政府や学校当局の「卑劣な欺瞞政策」を糾弾する。「スポーツの奨励に名を藉りて御用選手を製造し、対抗試合に依つて学生を御祭騒ぎに熱中せしめ熱と力にみちた若きインテリゲンチヤを真理に対して眼を閉ぢさせて、社会的覚醒を防ぎ止めてゐる。学生層の正しい批判力を麻痺させ、その革命化を妨げるため学生をしてスポーツと、映画と、麻雀と、ダンスにエネルギーを消費させエロ、グロ、ナンセンスに逸脱させて、社会現象と政治的事件に対する観察と、思索と、反省の暇なからしめてゐる」（『思想局要項』所収）と。

3 「転向」学生の処遇

すでに一九三一年ころから、学生部では各学校に学生思想運動に対する厳重な抑圧取締を指示する一方で、被処分者の「改悛」状況について調査し、「改悛」の割合が毎年漸増傾向にあることなどの結果を踏まえて、一律的な厳罰処分の方針に修正を加えつつあった。三一年六月の直轄学校学生主事会議において、各学校当局では「依然赤化学生に徹底的処分取締を必要と認めて」いたが、文部省では「従来に於ける赤化学生の退校処分其の他の厳罰主義は却つて赤化を激成せしむることとなるので出来得る限り改過遷善主義により厳罰を避けること」という意向に転じつつあった（『読売新聞』三一年六月二〇日付）。

三二年五月の学生思想問題調査委員会の答申「学生生徒左傾の対策」では、「処分を受けたる学生・生徒を啓導して改悛せしむるために、適當なる施設をなすこと」という項目が入った。『思想調査資料』第一四輯（三二年七月）に「左傾運動に関与せる一学生の回想記」を掲載するにあたり、学生部では「学生の左傾化及びその転向」の過程に注目し、「運動よりの離脱には適當なる指導者を得しこと、環境の変化等が然らしめたものであると見得るし、当学生のあらゆる左翼的なものゝ放棄に、復学可能の希望が、力強く作用してゐる」とする。

しかし、その後、実際の学生思想運動の高揚と激烈化への対応に追われたためであろう、学生・生徒主事らの会議や学生部からの通牒では「改悛」学生生徒に対する直接的指示はみられなかった。それでも、文部省では「教育」の観点から一律的な厳罰処分が妥当なものではないという認識は持続していた。それは、次のような三三年段階の文部省の「処罰ノ方針」にもうかがえる（『第六十五回帝国議会説明材料』）。

処罰ノ目的ハ本人ノ改過遷善ニアリ即チ教化ニアリ、故ニコノ目的ノ為ニ最モ適当ナル処罰ヲ行フベキナリ。即チ本人ノ性格、思想ノ程度、矯正ノ能否等ヲ十分ニ慎重ニ調査考慮シテ本人ヲ教化シ得ベシトノ確信ノ下ニ最モ適当ナリト思料セラル、処罰ヲナスコトナクシテ出来得ル限り教育的手段ヲ尽シテ改過遷善ニ努ムルコトヲ要ス。

又万已ムヲ得ズシテ学籍ヲ離脱セシムル場合ト雖父兄ト連絡ヲ密ニシテ飽迄教育的手段ヲ尽シテ其ノ善導ニ努メ本人ニシテ真ニ悔悛シ善導ノ実上ルニ至ル時ハ再ビ学業ニ励ムコトヲ得シムルコトニカヲ致スヲ要ス

そして、「処分後該学生生徒等ハ如何ナル悔悛情態ヲ示セルヤ」などの「処罰ノ効果」の調査を実施していた。そこから毎年「悔悛」の割合が逡増傾向にあり、「悔悛状態ハ除籍処分ヨリモ在籍処分ニ於テ頗ル良好ナル」こと、「文科系統ニ比シ理科系等ノ良好ナル」こと、「在籍処分一回ニ止ルモノノ悔悛情態ハ最モ良好ナル」ことなどの結果を導いている（同前）。とはいえ、文部省が各学校に「改悛」への配慮を積極的に指示しなかったのは、三二年から三三年をピークとする学生思想運動の激烈化に強硬姿勢で対応することを求めたからであろう。

それでも、三三年六月の佐野・鍋山の「転向」声明を受けて、文部省では直轄学校に対して「思想上注意ヲ要スル学生生徒ニ及ボシタル影響」「一般学生生徒ニ及ボシタル影響」などの調査をおこなっている。前者では、九六校中、「要注意学生生徒」の存在する四七校のうちで「影響アリト認メタル校数」は二九校であった。「要注意学生生徒ノ意響」は次のようにまとめられている（『第六十五回帝国議会説明材料』）。

従来彼等ガ盲目的ニ共産主義ヲ讚美シ、ソヴィエツト・ロシアヲ謳歌シ居リタルニ対シ之ヲ打破シ彼等ヲシテ反省、再吟味スルノ機会ヲ与ヘ又其ノ理論的誤謬ヲ認識セシメ積極的ニハ其ノ思想ノ清算ヲ決意セシメ又我ガ国体及ビ国民ノ特殊性ヲ考察スルノ機会ヲ与ヘタリ、

又英雄的感情ニ依リ或ハ先覚的或ハ殉教者的気持ヲ抱持シ居タル学生ヲシテ共産主義社会乃至其ノ指導者ニ対スル憧憬ヲ感ゼシメ理論的意味ヨリモ寧ロ感情方面ヨリ衝撃ヲ与ヘ其ノ転向ニ影響アリタリト認メラルハモノアリ

「一般学生生徒ニ及ボシタル影響」では、九六校中、四〇校が影響ありと答えているが、「大多数ノ一般学生生徒ハ全般的ニ無関心ノ態度」であった。これらに対して学校当局は、従来からの思想善導を実施するうえで「好箇ノ具体的資料」とみなし、「之ヲ教材トシテ指導シ、学生生徒ヲシテ反省シテ中正穩健ナル道ヲ歩ミ以テ一層日本精神ニ対スル留意ト関心トヲ喚起セシムル様努メ居レリ」（以上、同前）という。

また、文部省では、佐野・鍋山の「転向」声明の影響の一つに、「左翼学生ニシテ検挙セラル、ヤ直ニ転向シ又検挙セラレザルモ其ノ同志ノ検挙セラレタル事実ヲ知ルト共ニ自ラ進ンデ自首スルノ傾向」（『第六十五回帝国議会説明材料』）がでてきたと観測している。

各学校でも、佐野・鍋山の「転向」声明の前から、実際の処分に際して「転向」への配慮がなされつつあったことは、早大の事例にみてとることができる。三二年には検挙者数九八名に対し学校処分（退学・除籍、無期停学、有期停学、譴責）数九七名だったが、三三年には検挙者数一一一名に対し学校処分者六〇名となった。これについて次のように説明されるのである（早稲田大学調査課『早稲田大学学生運動年報』三三年）。

蓋し二三年前迄は左翼の勢力強大にして、学内に於けるその影響も強く、一般学生も亦これに関心を持てる者多き有様なりしが故に、処分寛大に過ぐれば学内に於ける左翼運動の防遏は困難なるを以て嚴重なる態度にて臨むの要ありしも、最近に至りては社会の客観的と当局の取締とに因って左翼運動沈衰し、学内に於ては運動の指導体たる共青細胞の組織すら断続常なき状態にして、一般学生亦之に関心をもつもの漸次減少するの有様なるが故に、その処分に就いても手心を加ふべきであつて、昭和七年に於ては党同盟に加入活動せるものは一、二の例を除き殆ど退学若くは除籍処分に付されざるものはなかりしも、本年はこれに反し改悛の情顕著なるものは、その処分を寛大にし、或は全くこれを猶予し、或は一旦論旨退学せられたるものも復校を許可する等個々の人に応じて寛厳宜しきを得る方法を執られて居る。

たとえば、共青早大指導部メンバーや党資金網のキャップであった学生も、「検挙後よく清算転向したるが故にその家庭の事情も参酌せられて寛大な処置を見た」（同前）とする。なお、三四年には検挙者数も四二名と減少するが、学校処分者数は一〇名と激減する。「寛厳宜しきを得る方法」が徹底されたのである。

東大学生課『昭和八年中に於ける学生思想運動の概況』は、「状勢の変化につれて「左翼学生の転向」の概況を加へたことが今年の特徴である」とする。従来からも「転向」の事例は多数あったとして、「大部分の学生は、警察又は学校より打撃（長期間の拘留、退学又は停学殊に長期に渉る無期停学が有効）を受ける時、初めて静かに反省する機会を与へられ、必ず悔悟転向するものである」と断定的にいう。これは、前述のような「寛厳宜しきを得る方法」という発想とは異なり、重い拘留や退学・停学などの嚴重な処分こそが「転向」誘導に「有効」とみなす発想である。そこでは「家庭愛」が大きな転向動機となっていた。ところが、左傾学生生徒も三三年六月の佐野・鍋山の「転向」声明に影響され、「国体」「民族性」特異性などが転向動機に目立ちはじめ、なかには「唯物論の誤謬」「史観の吟味」などに言及するものも出現する。こうして「感情の範囲」から「理論の範囲」にまで転向動機が拡大することを、東大学生課では「同慶に耐えない所」という。

4 右翼学生運動への対応

右翼学生運動の源流は、新人会に対抗して設立された東大七生社（上杉慎吉指導）などに求められるが、左翼学生運動に本格的に対抗するものとして登場したのは、一九三〇年以後、特に「満洲事変」を契機にしてのことである。後年、東京地裁の判事藤島利郎は「最近に於る右翼学生運動に付て」のなかで時期区分をおこない、ロンドン軍縮条約問題勃発から「満洲事変」前を「左翼運動の潜行活動時代であると共に右翼学生運動の勃興時代」、三七年の日中戦争全面化までを「左翼運動の凋落時代にあるに対し右翼学生運動に於ては華やかなる興隆時代」（『思想研究資料』特輯第七六号、一九四〇年五月）と位置づけて

いる。学生部でも、「昭和六年末ヨリ昭和七年ニ亘リテ学生生徒ノ間ニ所謂右翼思想ヲ標榜スル学内団体ヲ生ズルト共ニ学外ニ於ケル此種団体ニ加入スル傾向ヲモ生ズルニ至リタリ」（『第六十四回帝国議会説明材料』）と把握している。

「満洲事変」以降、東京愛国学生聯盟のような学外連合団体が結成されはじめ、このような団体に刺激されて地方の大学・高校などで右翼学生の団体が生まれることが多くなった（表9参照）。皇学研究会・国防研究会・満蒙研究会・東亜事情研究会などの団体名称が示すように、国家主義的立場を鮮明に掲げていたこれらの右翼学生団体を、文部省では主義・綱領により次のように大別している。

一、天皇中心主義ヲ信奉シ皇道精神、日本精神ノ涵養ト發揚ニ努メ併セテ国体觀念ヲ益々明徴ナラシメントスルモノ。

一、帝国永遠ノ安固並正義ニ立脚セル対外国策ノ遂行ヲ図ランガタメ各方面ヨリ綜合的ニ国防ニ関スル現実的研究ヲ為サントスルモノ。

一、国家的見地ヨリ満蒙、亜細亜ノ文化、政治、經濟、軍事等ニ亘リ研究シ以テ日滿親善ト満蒙進出トヲ図ラントスルモノ。

一、学内ノ輕佻浮薄ナル氣風ヲ一掃シ極左並反動的右翼学生ヲ排撃シ国家思想ノ涵養ニ努メ堅実ナル学風ヲ樹立セントスルモノ。

活動としては機関誌の発行、研究会・講演会、慰問金の募集や「満洲」事情の視察などのほか、学内での左翼学生団体との抗争（学友会などの主導権奪取・ストライキ破り）にも関わった。

文部省は右翼学生運動の台頭にどのような認識と対応をみせたのだろうか。まず、これらを左翼学生運動への対抗者として積極的な肩入れを図っている。たとえば、「概ネ研究、修養ヲ主トスル穩健ナルモノ、多クシテ中ニハ特ニ国体觀念、国民精神等ヲ明徴ナラシメントスル真面目ナル団体モアルヲ以テ此種団体ノ如キハ今日一方ニ於テ極左思想等ノ著シク行ナレツ、アルニ際シテハ此ガ健全ナル發達ヲ助成スベキモノト思料セラル」（学生部『第六四帝国議会説明材料』）とする。同様な認識のもとに学校当局が国家主義的団体を積極的に指導・育成しようとしたことは、これらの団体の思想監督者に学生主事・生徒主事や配属将校をあて、それらの欠けている学校は僅かに「数個ニ過ぎ」（学生部『国家主義的立場ヲ標榜スル学生団体』）ないことからわかる。学校当局の意を受けて、学内の非国家主義的思想の排除や学風の刷新興隆を掲げ、左翼学生運動の撲滅をめざしたのである。なかには、東京高校の菊葉会のように、生徒主事の提唱によって設立されたものもあった。

東大学生課『昭和七年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』では、はじめて「七生社」「朱光会」などを取り上げている。この注目は血盟団事件に学生が関与したことを契機としたものだが、その学生についても「性寡黙、意志強固にして朋友間にも人望あり、学業成績良好にして教授もその人物を推賞しつゝあつた」と肯定的な評価がなされている。そして、『昭和八年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』では、「特筆すべき表面的活動」はないものの、「着実な研鑽」と「不断の修養を重ねつゝ非常時の不安気分に対する一種の鎮圧力の如き面影を呈し、識者の意を強からしむる態度であつた」と好意的な評がなされる。

文部省のもう一つは、血盟団事件や五・一五事件に右翼学生が参加していたことに衝撃

を受けてとった対応で、会議や通牒により非合法的で過激な行動を嚴重に取締らせたことである。三二年三月、血盟団事件直後の帝国大学学生主事会議ではじめて右傾運動の状況分析と対応策が協議され、その後の会議でも常に議題の一つとなった。五・一五事件後には、次のような文部次官通牒が官公私立大学・高校・専門学校長宛に発せられた（『第六四帝国議会説明材料』）。

最近学生生徒中時代ノ風潮ニ動カサレ、過激ナル行動ニ与シ、遂ニ国法ヲ犯スガ如キ者ヲ見ルニ至レルハ、甚ダ遺憾トスル所。爾今、学生生徒タルモノ、克ク其ノ本分ヲ守リ、穩健中正ノ見解ヲ持シ、行為ヲ慎重ニシ、苟モ矯激、不穩当ニ亘ルコトナク、専心勉学、只管将来ノ大成ヲ期スル様致度、学校当事者ニ於テハ、深ク此ノ点ニ留意シ、指導ヲ十分ニシ、監督ヲ周到ニシ、其ノ措置ニ万遺憾ナキヲ期スル様御注意相成度、依命此段及通牒

このような指導監督が功を奏してか、その後も神兵隊事件や川越事件に個人的に右翼学生が参加することはあったが、学内団体が直接それらの事件に関わることはなかった。

右翼学生運動は学校当局の別働隊として左翼学生運動に対抗することでその存在を示したが、一般学生・生徒の支持を得ることはできなかった。三二年、三高では「全三高生が自主的に行なつた凶作地の救援運動は優に三千円を越したのに対して、右翼学生の企てた満洲の軍馬救援はその一パーセントにも及ばなかつた」（土屋祝郎『紅萌える』）。『帝国大学新聞』も三三年を回顧して、右翼の学生運動は「依然線香花火的」で、高校においては「松本白峰会員の目に余るデカニズムは真しな学生を離反せしめ二高七星会は理事選挙をめぐる露骨な暗躍に校友の反感を高め」るなど、「その理論的空白さを冷たく暴露された」と指摘している（第五〇七号、三四年一月一日）。

三三年末には、右翼学生運動に対する指導監督の効果は、「全般的ニ見テ多数ノ学生々徒ガ極端ナル右傾的思想ニ走ルガ如キ傾向ハ之ヲ認ムルヲ得ズ」とみなされた。また、「国家的立場ヲ標榜スル団体」についても、「大体ニ於テ極メテ穩健ニシテ修養的、研究的ノモノナル」（『第六十五回帝国議会説明材料』）と好意的である。

三 「思想対策」の確立へ

1 国民精神文化研究所の設置

文部省は一九三二年五月の学生思想問題調査委員会の答申を受けて、同年八月二三日、国民精神文化研究所を設立した。答申には「思想界・学界の匡正」の第一として、「我が国体・国民精神の原理を闡明し、国民文化を發揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関を設くること」（『思想調査資料』第一四輯、三二年五月）とあったが、これを前提に、文部省では早くも六月の第六二臨時議会提出に向けて追加予算作成などの準備を進めていた。四月上旬の省議では創設費約七〇万円の要求を決定し、「一、研究並に普及に関すること 二、師範学校教員の研究に関すること 三、学生の思想殊に左傾によつて処分を受けてをる学生の指導訓練に関すること」（『教育時論』第一六八六号、三二年四月一五日）という骨格も固めていた。この要求は大蔵省の査定で七万九千円余（ほかに三万円余を師範学校教員思想指導研究施設費として一般予算に計上）と大幅に減額された。

実際の設立においても順調ではなかった。研究所の中心メンバーとなる吉田熊次や紀平正美は、のちにそれぞれ「実は聊か早産の観なき能はざるものがあつた。未だ其の敷地もなく建物もなく、事務所とても定まつて居ない有様で、初めは文部省内の空き室を仮借して仕事を始めた」（吉田「誕生と成長の憶い出」『国民精神文化』第八卷第九号、四二年一〇月）、「高等学府の人々は大方反対者であるのみならず、所の仕事に直接参加することをば拒まれた」（紀平「十年間」同前）と回顧している。施設面の立遅れは別として、研究所長の選考は特に難航し、一時は東大教授の吉田熊次に決まりかけたが固辞され、結局文部次官の栗屋謙が所長事務扱役を兼任することでともかくも態勢を整えた。このような事情もあって、官制公布も七月一日の予定が八月二二日まで遅れることになった。

国民精神文化研究所は創設当初は文部省内に仮住まいをしたのち、一橋の旧東京商科大学の図書館と講義室に移り、三三年五月に品川区上大崎に新庁舎を完成させ、業務が本格化した。研究所は所長のもとに研究部と事業部、庶務係を置き、当初は所員九名（内勅任三名）、助手一二名、書記三名のほか多数の嘱託を依頼した。所長事務扱役は栗屋文部次官だが、実際には学生部長伊東延吉と事業部長に就任した紀平正美が中心となって運営した（研究部長は当初は未定〔のちに吉田熊次が就任〕、専任の所長には三四年五月、社会教育局長であった関屋龍吉が就き、四一年までその職にあった）。

新聞などはこの設置を冷ややかにみていた。『読売新聞』のコラムには、「大向ふではあれでは第一研究所ではなく養老院で将来同じイデオロギーの筋書をトコロテンのやうに発行するだらうとの評判だ」（三二年八月一八日付）、「一体あゝいふ顔触れと計画で将来何が生れでるか、我れ我れはまづ失望したといふのが本当だ」（同八月二五日付）とある。

研究部からみていこう。『国民精神文化研究所概況』（一九三四年）によれば、研究部の「研究精神」は次のように規定されている。

- 一、忠誠奉公ノ精神ヲ以テ研究ニ従フベシ
- 一、肇国ノ精神ニ則リ皇国日新ノ原理ヲ究明スベシ

- 一、学問ハ抽象ニ止マラズ実ヲ以テ之ヲ全ウスベシ
- 一、学問ハ現実ニ即シ現実ヲ指導スルモノタルベシ
- 一、研究ハ常ニ有機的關聯ヲ保ツベシ

殊に「忠誠奉公ノ精神」を第一に掲げたことは、研究所の実質的中心人物である伊東学生部長の意向を強く反映していると思われる。伊東は「我国体は永久不変であり、永遠に栄え、皇位は真に万世一系である。此の真我を把握し、此の国体を体認する。そこより我国の学問が発展し、我国の教育が建設せられる」という認識に立ち、欧米流の分析的方法・実証的手段・抽象的理論を排し、「全的綜合、内面的把握、人格的証悟、実体的把握」によって「初めて真の知識、学問が成立つ」という論理を展開する。かつての学生思想問題調査委員会で、河合・蠟山がマルクス主義に代わる確固たる思想体系の樹立を主目的とした思想研究所設置の提言に対しては、「末に趨つて本を見ないものである」とにべもない（伊東「思想問題と国民精神文化研究所」『国民精神文化研究所々報』第一号、三三年六月）。

創設当初、「所長事務取扱」となっていた文部次官栗屋謙は「今日国民は六十余年に亙る欧米文化への追従模倣の時代を転じて、自己独自の立場に立ち、我が国史を貫く日本精神に明徹し、以て彼の文化を批判し取捨し、此の多様な思想文化に統一を与へ、茲に新日本文化の創造建設に努力すべき時代に逢着せる」としつつ、「東西二大文化の精粹を尽し、この基礎の上に世界的な新文化を建設する」ことを「現代日本国民の歴史的使命」としていた（「発刊の辞」同前）。まだ東西文明の融合に傾斜する栗屋に比べて、伊東の欧米的価値観の排斥は際立っている。

研究所設立前の構想では「外来思想特ニマルキシズムノ批判的研究」（「公文類聚」一九三二年・第五六編・卷五）が意図されていたが、実際には先の伊東の見解にみられるように、直接的なマルクス主義批判の研究は二義的なものとなり、マルクス主義という「危険思想の苗床をなす」と考えられた個人主義思想・自由主義思想・功利思想・唯物思想の否定と克服がまず希求された。欧米思想を無批判的・無自覚的に輸入した結果が、現時の思想混乱と動揺を引き起こし、「国家観念、国民精神の萎靡」と危険思想の流行をもたらしたという認識を背景にしている。紀平正美は「何事を為すべきか、取敢ずには左翼思想、その温床たる自由主義に我等が対する議論に、日々が費された」（紀平「十年間」）と開所直後を回想している。翌三三年におこる滝川事件で自由主義思想が直接攻撃の対象とされるが、それは国民精神文化研究所に与えた以上のような使命からも了解することができる。

研究部は九科に分かれ（ただし、芸術・自然科学科は未設置）、それぞれ次のような「研究目標」をもっている（『国民精神文化研究所概況』）。

- 歴史科 日本文化史の研究
- 国文学科 国文学に現はれたる民族精神の闡明と其の現代的意義
- 哲学科 国民精神の倫理的研究
- 教育科 日本国民精神教養の理論及方法
- 法政科 日本国家学の確立
- 経済科 日本国民経済学の確立
- 思想科 思想問題・思想運動

各科二名から一〇名の所員・研究嘱託・助手が各自の研究題目・事項をもって研究を進め、各科研究会・連絡研究会・全体研究会・所員会を組織する。これらの研究成果は出版・講演会・講習会などにより普及が図られた。出版の部では、紀要『国民精神文化研究』を主に、パンフレット『国民精神文化類輯』や機関誌『国民精神文化研究所々報』などを発行している。初期の『国民精神文化研究』では、河野省三『我が上代の国体観念』、加藤虎之亮『詩歌と皇道』、小野正康『日本学としての学問教育』、藤沢親雄『政治指導原理としての皇道』など、国体観念・国民精神の闡明を目的とした著作が数多く並んでいる。三四年から四一年にかけて所長を勤める関屋龍吉は「その量と質との両全性に於て孰れの大学、研究機関に比して優るとも劣らぬ業績を示し得た」「本所なくしては我が国文化研究を語り得ざるに至った」（関屋「創立十周年記念号に寄す」『国民精神文化』第八卷第九号）などと自画自賛するが、その妥当性については次章で述べる。

国民精神文化研究所で研究部以上に重要なのは、小学校教員の思想対策と転向学生を扱う事業部である。事業部は教員研究科と研究生指導科に分かれる。事業部長紀平正美、教員研究科主任小野正康、研究生指導科主任山本勝市が中心である。和歌山高商の教授であった山本は生徒主事として左翼学生の取扱に習熟していたようである。「転向の必須の条件は、強制的に組織から絶縁せしめる事である」、それが困難な場合は「父兄はよろしく大英断を以て一時学校を休学させて家庭に引とるがよい」などのノウハウを蓄積していた（山本「思想学生指導の実際」『社会政策時報』第一五四号、三三年七月）。山本の研究所入りは、京大経済学部の作田莊一を通じてであった。

教員研究科は全国の師範学校教員（のちに中等学校教員も含む）の思想再教育を目的としたもので、研究員募集に関する地方長官宛の文部次官通牒（九月二六日付）には「研究所々員指導ノ下ニ国体観念、国民精神ニ関スル根本的研究ヲ積マシメ以テ思想上ノ指導訓育ニ尽力セシムルコト」（『国民精神文化研究所概況』）とある。第一期は一〇月一五日から翌年三月二五日までで、以後毎年四月と一〇月を入所期とし、各六か月を在所期間とした。第一期は各府県一名ずつの四七名で師範学校教諭に限られていたが、第四期からは中等学校教諭も加わり、一〇年間（四二年八月現在）で一二七〇名が受講している。研究員は現職のままの入所とし、この間には月三〇円の研修費が支給される。学科講義・科外講義のほか座談会・茶話会・講演傍聴・見学旅行を催し、各自には研究報告書の提出を課した。主に午前中が講義など、午後が各自の研究という日課である。第一期の学科講義は次のような内容である（『国民精神文化研究所概況』）。

(一) 日本精神ノ哲学的解釈	紀平・小野	五〇時間
(二) 唯物史観批判	川合貞一	四〇時間
(三) 神道概論	河野省三	四〇時間
(四) 日本ニ於ケル儒教精神	西晋一郎	三〇時間
(五) 仏教概論	金子大栄	四〇時間
(六) 国民精神教養ノ原理	吉田熊次・海後宗臣	五〇時間
(七) 国史ヲ貫ク精神	平泉澄	四〇時間
(八) 国文学ニ現ハレタル国民精神	久松潜一	四〇時間
(九) 東洋政治哲学	藤沢親雄	四〇時間
(十) 日本国民経済ノ諸問題	作田莊一・山本勝市	八〇時間

これらの講義を貫く精神は、「例へば大学院での特殊講義のやうなもので、経験を元に肺肝より迸り出る底のものであつて、書物の上での物珍しい知識をノート式に語り聞かせる教壇講義の延長であつてはならない」（小野正康「教員再教育の十年回顧」『国民精神文化』第八卷第九号）という伊東学生部長の言葉にあらわれている。「日本精神ノ哲学的解釈」を担当した事業部長紀平は「日本を忘れた哲学者等に対しても痛烈なる批判を加へ」、「研究員よりは反問もあり反感をも受けた」（紀平「十年間」同前）と回顧している。『国民精神文化研究所々報』第一号は第一期研究員の在所中の所感を載せているが、そこでは「特に知識的よりも信念的には一層国体観、人生観が深められた」「左右両思想への批判と国体観念、日本精神に対する明確なる信念を得た」「日本人としての意識を大いに強め、今後の自覚に立つて行かねばならぬことを痛切に感じた」などの感想が圧倒的に多い。なかには「もつと訓育問題について具体策を練りたかつた」「實際ノ思想傾向ノ調査上ノテクニークヲ講義シテ貰ヒタカツタノデス等等ト心残りハ多イ」という感想もあるが。

この教員研究科も当初はその前途を危ぶまれていた。実質的に文部省の編纂といえる文政研究会『文教維新の綱領』（一九四四年）は、「殊に日本精神の体得を目的とする教員再教育の事業は、当時としては必ずしも世間一般の期待を以て迎へられたところとは言へず、従つてその事業の遂行も亦趣旨の徹底といふ点に於いては相当の困難を伴つてゐた」と回顧する。そうした危惧を払拭して、教員研究科は国民精神文化研究所のなかで最も予期した成果を挙げていく。現職の中堅どころの師範教員は、第一期において特に意欲的で「我々四十七士」と自負したという。これらの研究員は帰任後、自校の思想訓育・思想善導の中心となるほか、地域の講演会・講習会の講師として引張帆になり、国体観念・国民精神の熱心な鼓吹者となっていく。『文教維新の綱領』では、「思想指導、地方教学刷新の第一線に於いて働く」と彼らを高く評価している。

栃木女子師範の飴田茂太郎は、その詳細な活動報告を『国民精神文化研究所々報』に寄せている。それによれば、飴田は学校内で文芸部長・訓育部長・国漢主任・公民科主任を兼任する一方で、県視学委員として国民精神文化研究座談会の講師となり、全県下を回る。三三年六月から七月にかけては週三回出張し、県下の約半分にあたる四郡下二〇数か所で二千数百名の小学校教員全員に向かつて思想講習会を開いている。「主として午前中は右翼思想の批判と日本精神の明徴につきて語り、午後一時より一時間半にわたりて左翼思想の批判とそれへの対策、覚悟を講じ、更に質疑応答、対話にうつる」が、それらを飴田は「陶醉しつゝ語りつづけた」と自ら記している。「日本精神運動の確立を希ふ」飴田は、「軍人が武器と力で戦ふなら、私は頭と舌とで国力を固めよう」（傍点原文、飴田「栃木県下に於ける国民精神運動」『国民精神文化研究所々報』第二号、三三年一〇月）という信念の持主であった。この飴田ほど精力的ではないとしても、国民精神文化研究所修了生は各道府県の思想問題講習会や国民精神文化講習会（三四年度以降）の講師、地方思想問題研究会の一員となるなど、地方における思想問題に関するエキスパートとしての役割を果たしていく。

研究生指導科では、大学・高校・専門学校の学生生徒で思想上の理由で学籍を失った者の指導矯正、すなわち「転向」の促進を図った。一九三二年一月から三八年九月までに七四名の修了生を出し、以後中止された。随時入所で、在所期間は原則として一年間であ

る。指導方針は、「時代思想ヲ批判シ、日本精神ヲ闡明ナラシムルヲ主眼トス。先ヅ過去ノ生活態度ニ対スル反省トマルクス主義ノ理論的批判ニ努力セシメ、ツイデ我が国体国民精神ニ就イテノ研究ヲナサシメ、以テ日本人トシテノ確固タル生活原理ヲ樹立セシムルヤウ指導ヲナス」（『国民精神文化研究所概況』）と規定された。三四年一一月時点で、在所者二五名（帝大五、私大三、高師二、高工二、高商二、高校八、元小学校教員三）と聴講生五名（帝大二、官大二、高校一）を数えた（『思想局要項』）。

教員研究科が講義を主としたのとは異なり、研究生の課せられた学科目は当初「時代思想ノ批判」のみで、「各研究生ノ能力、環境及学校在学中ニ於ケル専攻学科等ヲ斟酌シ之ニ適応セル個人的指導ヲ為ス」（「研究生指導科研究生規程」）とされた。ほかに講義や共同研究も実施された。「経済学説史」「唯物論批判」「プロレタリア文学の批判及マルキシズムの総合的批判」などの研究題目について、一週間ごとにその研究成果の報告や日誌の提出が義務づけられていた。入所した研究生は自宅通学者以外は寮生活をおこない、日常生活のなかでも「日本人たることの自覚」が普段に求められつづけた。入所時、「感情的には転向出来ても、理論上の転向は未だしといふ」（「研究生指導科の想ひ出」『国民精神文化』第八卷第九号）ものに対して、「克ク我が国体、国民精神ノ真髄ヲ体得シ、日本人トシテノ自覚強固ニシテ、日本思想界ノ刷新ノ為メ、応分ノ力ヲ竭シ皇国ニ報ヒントノ念願ヲ持スルニ至ル」（同前）まで「指導矯正」が繰り返された。指導科主任の山本は「入所した研究生が数箇月を出でずして転向をはじめ、遂に理論的にもマルキシズムを完全に清算するに至る」とする。その際、山本の指導方針は次のようなものとなる（前掲「思想学生指導の実際」）。

裁判所では単に実践を断念した者を以て転向者と呼んでゐるさうであるが、私の手許で転向といふのはそんな半端なものではない。思想そのものゝ転向を意味するのである。……マルクスの理論の誤謬が明白となるにつれて、当然その理論としての魅力がなくなる。而してかゝる誤謬のために、自己の一生を捧げ、親兄弟のそれ迄も犠牲にして、と決意して行動をつづけた過去の自分が、低い小さな存在に見えてくる。すでに批判を把握した現在の自己は、マルクスに盲従しつゝあつた過去の自分や現にそれをつづけてゐる同志達よりも一段とより高い立場にある事が自覚される。そこでこびりついてゐた没落者の気持は一層されて、なほ目覚め得ない「彼等」がむしろ気の毒になり、出来得れば、皆んなで救つてやりたいといふ意思が如実に動き出す。元來が左翼の実践に走る位の男は、人一倍に真面目でもあり、実践意思も強烈な連中であるから、思想の転向は、即ち現実な実践として批判的な行動としてあらはれて来るのが当然である。

「転向」として求める水準が裁判所などの判断よりも一歩進んだ、理論的な克服や言動としての実践になっているのである。研究所の方針としても、「左傾子弟ヲ持ツ父兄ニ対シ自己ノ体験ヲ通ジテ得タル善導ノ方法ヲ教へ、又左傾思想ニ傾キ煩悶セル学生生徒ニ対シテハ理論的、實際的ニマルクス主義ノ誤謬ヲ指摘シ、之ヲ説得シ得ル」（学生部『第六十五回帝国議會説明材料』）ことを、修了・成業の基準としていた。

そうした「転向」により成業がなつたと判断されると、以前の学校に再入学が認められる。文部省では「転向」を促進させるために、各学校当局に再入学の許可を強く働きかけた。三四年一一月までに一二名の成業者があり、そのうち未成業者も含め再入学を認めら

れた者は一四名、他の学校への入学を許可された者も二名あった（『思想局要項』）。

しかし、この研究生指導科は予期したほどの成果を挙げえなかったといえる。それは約六年間で七四名の修了者（これは全処分学生生徒の-%に満たない）をだすに止まったことに認められる。開所とともに希望者を募集するが、一二月までにわずか一名の応募者しかなく、新聞には「嫌はれた思想善導 拍子抜けの文部省」（『読売新聞』三二年一二月一〇日付）と報じられた。

それでも、「転向」完了→再入学許可という道を象徴的にみせるうえでは有効だったと考えられる。また、研究生による「転向」の実物教育という意味もあった。山口高校では、「学校に於ける左翼学生が容易に理論上の反省清算に到らず、真に教育の成果を挙げるに至らない」事態に対して、研究生を招いてその思想的変化の体験を語らせた。これに応じた研究生は、「吾々の体験を吐露して同じつまづける道を歩ませたくない真情」をもって座談会に臨んでいる（土淵兼松「山口高等学校に於ける座談会報告」『国民精神文化研究所々報』第三号、三四年三月）。

2 長野県二・四教員赤化事件

強権的な取締と周到な思想善導により学生思想運動の抑圧に自信を深めた文部省にとって、思想対策の重点は小学校教員の思想問題に移りつつあった。一九三〇年八月設立の新興教育研究所、三一年五月設立の全協一般使用人組合教育労働部は次第にその組織を各地に広げ、子供たちを通して親・地域と結びついた。教育の国家主義的統制の進行に対して、教育の無産階級的認識、反動教育の暴露、教員の待遇改善などをスローガンに掲げるが、それらの背景にあって教員の「思想悪化」を助長したものに、恐慌の深刻化にともなった給料支払い延滞や不払いなどの待遇悪化問題や欠食児童などの問題があった。

これらの思想問題に対しては、三一年以来、教員労働組合組織の摘発・弾圧とともに、各種の会議・通牒・講習会などの対策が進められてきていたが、「小学校教員ノ思想運動ハ昭和七年度、昭和八年度ニ於テ最モ広範囲ニ且深刻ニ現ハレ」（『思想局要項』）た結果、三二年以降、より大規模に組織的に対応する必要に迫られることになった。この場合の思想統制も弾圧と教化の二方面からなされた。弾圧は三三年の長野県教員赤化事件（二・四事件）に象徴される。内務・司法当局との緊密な協力による弾圧の結果は、事件数・檢舉者数・起訴者数・行政処分者数のいずれも三二年度をピークとする。この弾圧のピークは、教員労働組合運動の最高揚期と重なる。事件が発生する度に、文部省は思想専門の督学官を派遣して調査監督にあたらせるとともに、次のような方針で事件の処置を指導した。項目だけを引く（学生部『第六十四帝国議会説明材料』、三二年一二月）。

（1）応急的措置

- 一 校長会議ノ召集、通牒ニ依ル指示
- 二、休職其ノ他ノ処置
- 三、欠員ノ補充、其ノ他ノ応急処置
- 四、個人的面接調査
- 五、爾後状況調査
- 六、思想ノ転向ニ対スル助成

七、就職斡旋

(2) 根本的処置

(3) 監督者ニ対スル処置

「個人別面接調査」では関係教員に視学が面接し、「左傾ノ原因動機」「左翼組織ニ関係スルニ至リタル径路」「将来ノ志望」などを詳細に聴取し、個人別カードに記載して参考資料とする。「思想ノ転向ニ対スル助成」は、たとえば「転向」修養施設への収容で、二・四事件後の長野県の場合では茨城県の加藤完治の指導する友部高等国民学校などに入校させて再教育を受けさせたりしている。

「根本的処置」とは、ここでは関係教員の処分を指しているが、他の思想事件に比較しても教員労働組合の思想事件への弾圧は過酷で、刑事処罰だけでなく広い範囲にわたって重い行政処分（懲戒免職免許状褫奪・懲戒免職・諭旨退職・休職継続・復職可能・譴責・戒飭）が加わった。殊に面目を失った各道府県学務部の処分はきびしく、「転向」への誘導などを理由に比較的穏便な処置を望む警察・司法当局の意向を無視したため、両者の間に齟齬が生じることもあった。東京府下の教労関係者検挙にあたった警視庁の労働課長は「教育界の綱紀弛緩、風紀紊乱、情弊の多いこと等に公憤を感じて茲に至るものが多い」などとして教育関係者の反省を求めるとともに、「一も二もなく首にして了ふものもある」とその行政処分の苛酷さを批判する（『教育週報』第三九三号、三二年一月二六日）。

第六二議会で認められた文部省学生部の三二年度新規事業費の多くは、小学校教員の思想対策にあてられていたといつてよい。国民精神文化研究所には教員研究科を設け、各府県師範学校教諭を半年間入所させて思想講習を実施する。思想善導施設費では各種の調査とともに、主に小学校教員の思想対策に関する新規事業として、「各府県ニ開催スル（本省主催及各府県主催本省補助）思想問題講習会」「本省主催思想問題講演会」「本省主催並各府県思想問題諸資料ノ展覧」「思想問題ニ関スル各種パンフレットノ印刷配布」が計画された（「公文類聚」一九三二年・第五六編・巻五）。

学生思想問題調査委員会の答申中にあった、「教師の社会問題・思想問題等に関する知識を高め、これに対する批判力・指導力を養はしむるため講習会を開き、又は其の他適当なる施設をなすこと」（『思想調査資料』第一四輯、三二年五月）が重視された。中学校・小学校教員・地方教育関係者を対象とした文部省主催の思想講習会は、三二年には前年の倍の六都市（東京・札幌・大阪・福岡・仙台・広島）に増えて開催されたが、文部省が特に重点を置いたのは府県委託の思想講習会である。「小学校、実業補習学校、中等学校ノ校長及教職員、青少年団ノ指導者、青年訓練所職員等其ノ他広く一般学校教育、社会教育関係者ニ対シ日本精神ニ基キ思想問題、社会問題、経済問題等ニ関スル中正穩健ナル知識ヲ与フルト共ニ思想運動ノ状況ヲ知ラシメ、以テ注意警戒ヲ与ヘ指導訓育ニ資センガ為」（「公文類聚」一九三二年・第五六編・巻五）に実施するもので、三二年度では思想事件の比較的多い長野・埼玉・群馬など二五県で、翌三三年度からは全道府県で開催された。文部省はこれらの講習会に講師の派遣・斡旋・資料提供や補助金の支出で後援した。講演会の顔ぶれは、学生思想問題調査委員会の経験者、各道府県の警察部特高課長ないし地裁検事局の検事、そして文部省側から学生部の課長ないし督学官が一般的である。したがって、講習内容は、マルクス主義批判や国体観念の主唱、社会主義運動概況、学生生徒思想問題の最近の傾向ということになる。数日間の講習期間中には講師を囲んだ座談会、講演

会、資料展覧会も併催されている。三三年度の参加状況は全国で二万名余という多さである。

思想問題に対する「穩健中正ナル知識」の要請という講習意図は、実際には観念的な国体觀念の涵養——「日本精神」の主唱——として鼓吹された。これに対してどのような反応がみられたらうか。座談会などの質問事項でみると、大部分が迎合的な質問や要望であるが、ごく一部には次のような批判的な意見もみられる。

今回の講習に依り高遠なる理論を聴き原理的に大いに啓蒙されたるも、尚吾人としては卑近なる日常生活に於いて実行し易き指導的な準繩となるべきものを欲す（仙台地方講習会〔文部省主催〕『思想調査資料』第一六輯、三二年一月）

＊

最近一般民衆は修養談よりは經濟及び生活上の實際問題に関心を持つ傾きあり、之が指導法如何（福島县委託講習会 同 第一七輯、三三年一月）

＊

天皇不可侵權に対する理論的解釈（山形县委託講習会 同 第一六輯）

＊

左傾の原因表に依り「マルクス主義批判の反対効果」の項を見、マルクス主義の淺薄なる批判は警戒すべきものと思ふ（広島地方講習会〔文部省主催〕 同前）

このような講習に感銘を受け、使命感を新たにした受講者は帰校後、その報告会を持つ。神奈川県のある小学校の職員会議録には「思想講習会報告」として、「色々の不平をもらすことは、赤化思想に陥る第一歩である」「赤化思想を駆除するには、健全な日本思想でなければならぬ。現代的創作創造によつて、当面を打開すること。社会政策を実行すること。教育者が、社会上の欠陥を鼓吹してはゐないか」（『横浜市教育史』下巻）などの記載がある。これは、実際には教員の自主的創造的な教育活動を全面的に抑圧することにほかならない。しかも、この教育姿勢は当然にも児童や生徒にも求められ、「健全なる日本思想」の持ち主が大量生産されることになるのである。

思想講習会期間中には「思想問題諸資料ノ展観」が併催され、受講者以外にも閲覽を認めて、思想問題に対する一般の理解を深めさせようとした。

これらと並行して、農民運動などを機に各地で誕生したピオニールへの対抗措置も取られはじめた。三一年四月、学生部では各道府県宛に「中学校小学校ニ関スル思想事件並左傾的青少年団体ニ関スル件」という通牒を發してピオニール運動の実態の把握に努めていた。

このような文部省と各道府県学務部の取組みにより、三二年一二月段階では「在地方小学校教員ノ間ニハ従前ノ如ク全ク無智ナル状態ヨリ脱却シテ近時ハ漸次ソノ実情ヲ知リテ警戒ノ念ヲ起シ来リタリト認メラル、」（学生部『第六十四帝国議会説明材料』）と判断されるようになっていた。

しかし、三三年になると、長野県二・四教員赤化事件が惹起する。その衝撃の大きさと深刻さは、一か月後の三月七日、衆議院の秘密会で長崎地方裁判所職員の治安維持法違反事件とともに取り上げられていることからわかる。内相の「此際徹底的ニ檢挙ヲ断行シテ、将来ノ禍根ヲ一掃スル方針」という言明につづいて、鳩山一郎文相は「其範圍ノ広キコト、其關係者ノ多数デアリマスコト、並ニ児童ヘノ働キ掛ケノ大胆デアリマスコト等ニ

付キマシテハ、従来ノモノニ比シテ非常ニ相違ガアリマス、教育上洵ニ寒心スベキ事態」と述べる。全協教育労働部長野支部の活動の状況、児童への影響、検挙教員の身上調査、左傾の原因などの概略について、鳩山は「当面ノ措置」について次のように説明する（以上、『帝国議会衆議院秘密会議事速記録集（一）』）。

此事件ガ起リマシテカラ文部省ハ直ニ督学官ヲ派遣致シマシテ状況ヲ調査致シマシタ、関係教員ハ一時之ヲ休職ト致シマシテ、取敢ヘズ県内カラ教員ヲ補充致シマシテ、休校等ノ事実ハナイヤウニシタノデアリマス、尚ホ新学期カラハ、全体的ニ更迭改善ヲ行フ予定デアリマス、釈放セラレタ者等ニ付マシテハ、順次学務当局ニ於テ……ソレ等釈放セラレタ者ノ心境事情等ヲ問ヒ質シマシテ、原因ヲ明カニシテ、将来ノ参考トスル考ヘデアリマス、児童ノ思想調査ハ……事件後作文ヲ書カセテ其思想ノ影響ヲ調べテ居リマスガ、猶ホ之ヲ継続シテ実行スル考デアリマス、教員ノ処分並ニ左傾化セル児童ノ処置等ニ付キマシテハ、周到ナル注意ヲシテ、今後適切ナル方法ヲ講ジタイト思ッテ居リマス、尚ホ近ク各府県ノ視学官、学務課長等ノ会議ヲ招集致シマシテ各方面ノ状況ヲ明カニ致シ、一層適切ナル方法ヲ講ジタイト思ヒマス

長野県では、事件の惹起に「県、郡教育界、市町村学務委員等ハ頗ル驚愕シ」（内務省警保局「長野県治安維持法違反事件検挙概要」、二月二三日現在 国立国会図書館憲政資料室「斎藤実文書」所収）た。二月四日から四月末までに、一三八名の教員が検挙・取調べを受け、そのうち二九名が起訴され、五四名が起訴の留保処分となった。鳩山のいう「当面ノ措置」をもう少し詳しくみよう。

まず、検挙教員の補充には長野師範の新卒業生などをあてるが、その際には各自の「個性調査」を実施したうえで配置している。検挙教員のうち釈放者に対しては、「左傾思想研究ノ動機」「思想運動ノ組織ニ関係スルニ至リシ経過」「児童ニ対スル働キカケノ有無」「自己在来ノ行動ヲ如何ニ考ヘルカ」「将来ニ対スル覚悟」などの「答申書」を学務部に提出させるほか、日記を書かせ、学校長に「心情ノ調査」にあたらせた。これらと警察の取調べ資料を参考に個人別カードを作成し、県視学らの面接調査の結果も合わせて、「各人ノ悔悛情態」を査定した。起訴者を除き、運動への関与の程度の判断により懲戒免職・諭旨退職などの行政処分がなされていくが、「無意識ニ新教メンバーニ加ヘラレタルカ又ハ非合法文書ノ配布ヲ受ケタル程度ノモノ」は「復職可能」とし、一七名が該当した（三名はすでに退職）。検挙教員をだした学校長への処分もきびしく、五名が諭旨退職となった。

児童に対する影響の調査も綿密におこなわれた。主要メンバーとみなされた教員の受持ちの二五学級の児童に対して、「（一）家ガ貧乏ニナルノハドウイフワケカ、之ヲ救フニハドウシタラヨイカ（二）満洲ト上海ニ於ケル戦争ニツキ感想ヲ書ケ」などの質問を発し、答案を精査している。影響濃厚と認められた諏訪郡永明小学校の場合、六年の児童総数三九名のうち、「階級意識ノ現ハレタルモノ」一三名、「反戦思想ノ現ハレタルモノ」一四名、「ロシアヲ讚美セルモノ」二二名などの結果となったという。さらに「左翼的影響下ノ児童」は「級中ノ優秀児童」と推測している。これら二五校に対しては、「匡正教育」が実施された。混成の学級編成、優秀教員の担任教師配置、「特ニ修身、国史、国語等ノ教育ニ重キヲ置キ国体ノ尊嚴、皇室ノ尊崇、敬神崇祖、国憲国法ノ遵守、国民精神ノ振作」や運動体育の奨励、校長の合同修身の実施、神社参拝の励行などが精力的におこな

われた結果、一〇月末には「左翼的影響今尚存スト認メラルハモノ」は一校のみとなった。卒業生に対しても「補習教育ノ就学ヲ奨励シ義務的ニ入学セシメ」るなどの措置がとられている（以上、学生部『第六十五回帝国議会説明材料』〔三三年一二月〕中の別冊「長野県小学校教員思想事件」による）。

事件に関係する教員を多くだした町村に対して、県では社会教育主事を巡視させ、「速ニ社会教育委員ヲ設置シテ挙村一致環境浄化ニカムベキコトヲ督励」するほか、視学を出張させ、「町村当局ト懇談協議セシメ人心安定ノ途ヲ講スルト共ニ教員補充其他必要対策ヲ樹テシメタ」（以上、思想局編『長野県教員左翼運動事件』野間教育研究所所蔵）。

こうした応急的措置をとる一方で、対策も講じられた。四月二八日から五月五日にかけて、県内一三か所で郡市別の臨時校長会議が開催され、県学務部では次のような対策を打ち出し、徹底を指示した（前掲「長野県小学校教員思想事件」）。

- 1、校長ノ部下教員ニ対スル統督指導ノ徹底ヲ計ルコト
- 2、校長並ニ首席訓導ト部下教員トノ内面的接触ヲ計ルコト
- 3、思想問題、社会問題、経済問題等ニ関スル講習会ヲ開催シ教員ヲシテ此ノ方面ニ関スル正当ナル知識ヲ涵養セシムルコト
- 4、県視学ヲ増員シ教員ノ指導監督ニ遺憾ナカラシムルコト
- 5、師範学校新卒業生ニ対シ試問ヲナシ其ノ思想傾向ヲ調査スルト共ニ級友相互間ニ於テ各級友ノ思想人物等ニ関スル評価ヲナサシメ之ヲカードニ輯録スルコト
- 6、師範学校ニ学科ヲ担任セザル専任舎監ヲ置キ在校生及卒業生ノ学校及家庭ニ於ケル思想行動ノ指導監督ニ当ラシムルコト
- 7、県当局ニ於テ視學員ヲ嘱託シ師範学校卒業生ニ対シ学校卒業後少クトモ三年間之ガ指導監督ニ当ラシムルコト
- 8、師範学校内ニ修養道場ヲ設ケ在校生ヲシテ堅実ナル精神的基礎ヲ固メシムルコト

これらの対策のなかで、第一にある「校長ノ部下教員ニ対スル統督指導ノ徹底」とは、具体的には、小学校の場合、「部下職員トノ内面的接触ノ緊密」「職員会学年打合会学年主任会等ノ励行」のほか、「児童ノ成績物査察」や「部下職員ノ研究会、会合、読書傾向ニ留意」などがあげられている。視学の不足が事件の拡大につながったとして、四月の県会で視学三名増員の予算が認められ、二名を小学校担当、一名を中学校担当とした。事件関係者の多くが師範卒業生という判断から師範教育の見直しが重視された結果、長野師範には五月に専任舎監を配置するほか、「清明堂」という修養室を新設し、明治維新前後の勤皇家らが愛読したという文献などを備えている。また、「社会教育ノ拡充徹底」を掲げて秋からの「非常時国民運動」も計画された。これは、「青年ノ講習及指導」を中心に、県内各地での講習会や巡回指導が計画された（以上、思想局編『長野県教員左翼運動事件』）。

長野県の教育に大きな影響力をもっていた信濃教育会では、「恐懼反省更に其覚悟を新にし、挙県一致して其の禍根を絶滅し、以て其の職責を全うせざるべからず」とし、視学の増員や学校長の統制強化など、ほぼ県学務部と同じ対策要綱を発表した（『帝国教育』三三年九月）。

文部省では応急的な措置として四月二四日から三日間、全国から視学官・学務課長を緊急に召集した。その会議で鳩山一郎文相は次のように訓示している（『思想調査資料』第一八輯、三三年五月）。

最近直轄学校に於ける思想事件は稍其の数を減じたる傾向はありますが、他の一面に於いて一層憂慮すべき事態の現れたることは洵に遺憾とする所であります。調査に據れば中等学校生徒及び青壮年者の思想事件は逐年増加しつゝありまして、此の事も固より大に注意を要すを問題であります。最も深く憂ふべきことは学校職員、殊に国民教育の重責にある小学校教員にして左傾運動に関係したる者の激増であります。

さらに、これにつづけて「小学校教員が左傾思想を懐抱し之を純真なる児童に注入するが如きは国家の将来の為に真に恐怖し、戦慄すべきことであります」と強い危機感を表明する。会議では長野県を含め主な事件発生府県からその実情や対抗措置などを聴取した。

文部省ではこの会議につづけて五月中に高等師範学校長会議・高等学校長会議・全国中学校長会議・地方長官会議・学務部長会議と、矢継ぎ早に会議を開催する。定例の時期を繰り上げたものもあり、二・四事件の波紋とみることができる。地方長官会議や学務部長会議で、鳩山文相は「諸君ハ警察部ト密接ナル連絡ヲ保ツテ取締ヲ嚴重ニスル」ことや「事情ノ許スカギリ屢学校ヲ巡視セラレテ幾微ノ間ニ教員生徒ノ思想傾向ヲ察シ、又実地ニ当事者ヲ指導セラレ」（『文部省第六十一年報』）ることを指示している。そして、文部省では六月二六日から三〇日にかけて、各道府県の視学や社会教育主事を対象に（一三五名、他に傍聴者四五名）、はじめて思想問題講習会を開催している。会期中の座談会では、「赤化教員の復職せる実例ありや」「思想問題資料展覧は不良教員に悪影響を及ぼさぬか」「小学校教員に対する思想問題解説の程度如何」などの質問がだされている（『思想調査資料』第一九輯、三三年七月）。

こうした会議による引締めと並行して、各道府県からの小学校教員事件の報告をもとに、各種の調査も進めている。四月の「最近ニ於ケル小学校教員思想事件内容調査」では、「思想運動ノ伝播シタル原因、経路及其ノ拡大ノ状況」や「国体問題」「プロレタリア教育問題」がどのように扱われたか、さらに「土地ノ気風トノ関係」などまでが対象となっている。「土地ノ気風トノ関係」では、長野県の場合は相当にあるとみて、「諏訪人ハ一般ニ科学的傾向ヲ有シ理知的ニシテ伶俐ナリ。コノ傾向ガ赤化思想ノ伝播ノ素地トナリタルガ如シ」などと分析する。五月の「小学校教員左傾の原因並に対策」では、「左傾の素因」の第一に「確固たる志操特に教育者としての堅固なる信念乏しきこと、即ち教育精神の確立なきこと」をあげ、「師範教育の不備」も指摘される。ここであげられる対策の第一は「精神文化の研究を奨励し一層健全なる人生観、社会観を得せしむること」であり、ほかには専任の「思想視学」の設置や「思想的要監視者名簿」の作成などがある（以上、野間教育研究所所蔵）。

四月、学生部では「思想問題に関し生徒・児童の教育の任にある者並びに教育関係者の注意を促し警戒の資に供する目的」で、『プロレタリア教育理論』と『プロレタリア教育運動』上・下を編纂し、各道府県に配布している。刊行の時期からみて、二・四事件以前から準備されていたはずで、あるいは刊行が急がれたのかもしれない。『プロレタリア教育運動』上巻の「結語」は次のようになっており、二・四事件の直接的な反映はないようである。

プロレタリア教育運動は其の歴史日尚浅きにも拘らず、短時日の間に急速なる発展を遂げ、今や全く極左運動の一分野を占めるに至つた。而して其の運動の永続的なる点に於いて、又潜行的なる点に於いて、発展的なる点に於いて実に恐るべきものがある。

殊に最近学生、生徒の思想運動がやゝ下火になりつゝある様に思はれる時に、小学校教員の思想運動が之と反対の傾向を示してゐることは看過できない。更に彼等左傾教員がピオニール或は自治委員会の組織を通じて小学校児童に共産主義を宣伝し、階級意識を注入する場合を考へると、其の及ぼす影響に至つては真に戦慄に値するものがある。故に今後共此の点に十分な注意が払はなければならないと思ふ。

文部省の指示を待つまでもなく、二・四事件惹起の報に接すると、各道府県では各種の会議や通牒により独自の対策をとりはじめていた。たとえば、滋賀県では四月末までに教員・生徒・青少年団体関係者の思想調査を実施し（『教育週報』第四一五号、三二年四月二九日）、群馬県では五月九日、学務部長から全公私立学校長に「自今本件（「赤化教員問題」——引用者注）ニ関シテハ一層周到ナル観察注意ヲ払ヒ夫々十分ナル指導ヲナスト共ニ苟モ疑ノ存スル所有之候ハ、必ス遅延ナク報告セラルル様」（『群馬県教育史』昭和篇）と通牒している。

鳩山が言及した学務部と警察部の密接な連絡と嚴重取締も進められた。香川・静岡・福島・群馬・島根・茨城・福岡・青森・熊本県などの新教・教労関係の弾圧事件がつづき、三三年度は二五件を数えた。二・四事件後も、「三府十県ニ亘リ十七件ノ発生ヲ見」、「益々深刻化」したと把握された。なかでも「教材ノ左翼的取扱ヒ」「左翼印刷物ノ配布」「児童自治会ノ組織」という新たな児童への働きかけに警戒が向いた。長野県二・四事件とともに、これらの特徴をすべて備えているとされたのが福岡県教員事件（三三年八月、新教福佐支部準備会組織発覚、三七名検挙）で、「福岡県ニテハ児童自治会ヲ中心トシテ授業料値下運動ヲ行ヒ其ノ結果全級挙ゲテ転校ヲ策シ或ハ歴史ノ試験ニ際シテハ算術、理科以外ハ資本家ノ為ノ学科ナリトナシテ試験ニ反対シ児童ノ大半ハ「詳細ハ全科自習書ニアリ」トノ答案ヲ出スル等ノ事件ヲ惹起スルニ至レリ」という。福岡県の事件関与の学級では児童の思想傾向調査がおこなわれ、「尋常五年ニハ天皇制反対ヲ表示セルモノ全児童ノ過半数ヲ占メ其ノ理由トシテ天皇ハブルジョワジーノ擁護者ナリトス者多ク其ノ影響ノ甚大ナルモノアルヲ思ハシム」などの結果を得ている（以上、『第六十五回帝国議会説明材料』）。

『教育時論』第一七三九号（三三年一〇月五日）は、文部省では内務省・司法省と「教員赤化予防策」を協議し、「赤化運動の確証を握つてから検挙するのでは遅いから今後は非常手段として教育上の影響を考慮し赤化思想を抱懐し児童に対し赤化教育を施す恐れあるものは犯罪の有無を問はず適当なる方法によつてこれを取調べ思想的に転向せざるものは罷免を断行して教育上に齎す害悪を予防することに決定した」と報じている。この「予防取締」におそらく関連するものとして、各道府県における学務部と警察部の緊密な協力関係として、思想問題全般にわたる恒常的な協議体制＝思想問題研究会の設置があげられる。

これは文部省が一〇月二日付で通牒を發し、「各地方ニ於テ思想善導ニ関シ研究調査ヲナシ又適宜指導ヲ行フベキ機関」（『思想局要項』）の設置を指示したもので、山梨県思想問題研究会を例にとると、知事を会長に、副会長が学務部長で、委員には各学校長や視学・社会教育主事のほかに警察部長・特高課長・警察署長・裁判所所長・検事正から連隊長・連隊区司令官・憲兵分隊長、さらに教化団体関係者までを網羅している。施設事項は「一、研究問題の調査 二、当局の諮問に対する応答 三、講習会座談会の開催 四、研究調査の結果の印刷配布」（『思想調査資料』第二五輯、三四年一一月）となっているが、

主な役割は教育・警察・司法当局間の思想問題に関する情報交換や意志の疎通にあった。学務・学校当局と警察・司法当局の間では、学生生徒や教員の取締や処分にあたって、しばしば不協和音が生じがちだったからである。

これらの対策の効果は、三三年末になると「従来ノ如ク無批判的ニ盲目的ニ左傾分子ノ誘惑ニ陥ルガ如キコトハ次第ニ少ナクナリ来リタリト認メラル」と評価された。しかし、文部省では「左傾分子ノ誘惑煽動ハ極メテ巧妙、熾烈ニシテ又小学校教員ハ年齢、境遇等ニヨリ見ルモ誘惑ニ陥リ易キ状態ニアル者多キヲ以テ今后トモ十分ニ監督ヲナシ又指導ヲ徹底セシメテ以テ此ノ種事件ノ根絶ヲ期シツ、アリ」（『第六十五回帝国議会説明材料』）と警戒を緩めなかった。そして三四年度に「統制ある運動は行はれず、简单なる事件二つを数ふるのみ」（『思想調査資料』第二七輯、三五年三月）となることは、二・四事件とその前後の弾圧がいかにかきおこなわれたかを示そう。

小学校教員事件の頻発とその深刻さは、師範学校教育の見直しを迫っていった。ここでも、文部省では各県の師範学校に生徒主事の配置を計画し、生徒への「訓育」＝思想指導や管理の強化をねらった。三三年八月、翌三四年度予算案に約百人分の生徒主事設置費二二万円を計上するのである（大蔵省の査定で認められず）。これについては、「凡そ、教育を教授と訓育とに二分して、或る職員には、其の一方のみを掌らしめるといふことが、高等学校程度以下の生徒に対して、適当なる方法であろうか」（長谷川乙彦「師範学校生徒主事設置について」『帝国教育』三三年九月）という疑問の声もあがった。もっとも、「一飯一食に事欠くものが甚だ多いと称せられる今日の地方に於て、その実況を目睹しつつある常識人たる小学校教員が、社会生活の不合理的を知り左翼へ流れ行くのは、自然の成り行きとも見られ得る」として、「生活の悪化が思想の悪化を生むといふ極めて平凡なる条理に徹せざる限り、その左翼防止は勞して効なきものとも云ひ得る」と、根本的な疑問を呈する論もあった（社説「教員赤化事件」『読売新聞』三三年二月二三日付）。

長野県教員赤化事件への直接的な処理が一段落した時点で、伊東学生部長は注目すべき文章を書いている。『帝国教育』三三年九月号に寄せた「長野県教員思想事件を顧みて」である。「長野県に於ける左翼主義思想はその由来遠く、その程度も他府県に比して高い」と指摘したあと、次のように論を展開するのである。

斯く観じれば、特に我々がこゝに注意を向けねばならぬことは、所謂研究欲につれて種々の新思想が我国教育の根本的立場よりの精密なる、判断なしに輸入され、流行したといふ点である。仮令如何なる思想を輸入しても、之に対して明瞭なる評価を下して、その摂るべきものを摂り、その排すべきものを排し、我国教育の本旨を失ふことがなければ、決して今回の如き事態を起さなかつたらうと思はれる。（略）

我々は長野県の思想事件を顧て、深く反省するところがなければならぬ。我国は今や思想的に非常な混乱を呈してゐる。或ひは左傾といひ或ひは右傾といひ、所謂思想的、非常時に際会してゐる。我々はこれを切り開き、誤れるものを排し、正しきものを顕はしてゆかねばならぬ。而してその要領は、我国の根本精神、即日本精神に対する固き信念を以て、又その深き意義と価値との十分なる認識を以てすべての汚濁曖昧を排除するにある。

ここには、これからの文部省の教育統制・思想統制の方向がはっきりと示されている。「我国教育の本旨」による「すべての汚濁曖昧」とみなされたものの排除への邁進である。

長野教員赤化事件は、伊東の切望どおり「転禍為福の誠心努力の機縁」となったのである。

3 滝川事件

滝川事件は京大教授滝川幸辰の「トルストイの「復活」と刑法思想」と題する講演を直接の発端とするが、すでに文部省では日ソ文化協会の京都支部幹事を務めるなどの滝川の思想傾向に注意を払っており、『刑法読本』や『刑法講義』の思想傾向の内容調査もおこなわれていた。これらの調査自体、学生部調査課の職掌の一つであった。

この事件は、思想統制上、二つの意味をもっている。一つは、思想統制の対象・範囲がマルクス主義を越えて、その温床とみなされた自由主義思想にまで広げられたことである。当初は講演内容を問題にし、次には著書を危険視し、さらに著書の発禁措置が休職理由とならないとなると、再び講演内容を理由に休職を強要した文部省の方針は、理由はあとからのこじつけで、ともかく滝川教授の追放にあった。というより、正確には滝川教授に代表される自由主義思想の追放にあった、というべきであろう。理由の二転三転によっても一貫していることは、伊東学生部長の「唯物論とかマルキシズムとか云ふことで問題にしてゐるのではない。その客観主義自体が問題で、あれを進めていくと××否認、××否認になる」（宮本英雄「京大事件の真相」 佐々木惣一ほか編『京大事件』）という発言にみられるように、マルクス主義につながる、ないしは許容すると考えられた思想、換言すれば国家否認・国体否認とみなされた思想の攻撃と排除である。

三三年五月二四日、文官高等分限委員会に諮問された滝川の休職の「理由書」（「文官高等分限委員会議事録（一）」 国立公文書館蔵）には、「本人ノ思想ハ漸次左傾シ教壇ヨリ学生ニ対シテ之ヲ忌憚ナク講述スルト共ニ極メテ過激ナル内容ヲ有シ為ニ発売頒布ヲ禁止セラルルガ如キ著書ヲ公刊シテ憚ラザルニ至レリ……此儘在職セシムルコトハ教育上支障頗ル大ナル」とある。松尾尊兌氏が『滝川事件』で指摘されるように、滝川の「過激ナル思想」と「所謂京大事件以来引続各種ノ左傾事件ヲ惹起シ其ノ被処分事件数学生数、被起訴者数極メテ多数ニ上」ることが関連づけられて、休職の必要性が強調されている。

諮問の翌日、文官高等分限委員会が開かれた。約二時間の会議であった。まず議案書・付属調書の朗読がなされ、中央大学での講演内容、文部省の措置について委員から質問がなされ、横溝光暉幹事（内閣官房総務課長）が応答する。質疑の焦点は、京大総長の具状のないまま休職の手続きをとる文官分限令の解釈問題、滝川の講義・著書論文や行動、京大の総長と法学部教授会の関係、休職事由を文官分限令の「官庁事務ノ都合」とすることの妥当性など多岐にわたったが、いずれも幹事の説明で先に進んだ。なかには、次のようなやりとりもあった（「文官高等分限委員会議事録（一）」）。

下條〔康麿〕委員〔賞勳局総裁〕 大学教授ノ中ニ他ニモマルキストガアルコトト思ハルルガ滝川教授ノミ休職ニスルコトハドウイウ訳カ此ノ次ハ又他ノ人ヲ問題ニスルコトナキヤ

横溝幹事 文部省ニ於テハ滝川教授ハ絶対ニ之ヲ排除スルノ必要ヲ認メ之ヲ休職ニセントスルモノナルガ此ノ際計画的ニ直ニ総テ同様処分セントスルニ非ス、将来事態ニ応ジテ夫々適当ニ処置セラルルコト考ヘル

ついで討論に移り、出席者全員が休職という原案に賛成した。その代表格として、和仁

貞吉大審院長の発言を引こう（同前）。

本調書ノ総テガ悪イカラト言フノデナク如何ナル学説ニセヨ斯ノ如キコトヲ公表スル言葉ガ甚ダ不穩当デアルカラ許サレヌ、ツマリ言ヒ表シ方ガ悪イ、姦通罪ニ対スル説キ方ニ付テモ外国ニ於テハ両方共罰シナイトイフコトモアルガ両者共罰セヌ国ト我国トハ国情ガ違フ、ヤハリ我国ニ於テハ夫婦関係、貞操ノ觀念ハ道德ノ根本デアル、滝川教授ガ共產主義者ナルヤ否ヤハ知ラザルモ斯ノ如キ説キ方ハ許サレヌコトデアツテ思想犯罪ヲ益々誘発スル因デアル、今日ノ如キ思想問題ノヤカマシイトキハ充分取締マラネバナラヌ、仮令研究ノ独立ト云フテモ我国家ト相容レザルニ於テハ許容出来ヌ、ソレハ所謂研究自由ノ中ニ入ラヌ、斯ノ如キ人ハ罷メテ貰フ外ハナイト思フ犯罪ハ社会ノ与ヘテ罰デアツテ罰スベキデナイト云フガ如キハ仮令他人ノ説デアツテモ公表スベキデナイ、国家ノ刑罰権ヲ否認スルヤウナモノハ許サレヌ、之ヲ理由トシテ本件ノ休職ヲ是認スルコトト致度

ただ一人だけ行政裁判所長官の清水澄委員が消極的賛成という態度だった。この問題で「官庁事務ノ都合」を適用することは「無理」と判断するからだが、その清水にしても「共產主義ヲ背景トシテ居ルヤウニ見エルスノ如キ人ヲ大学教授トシテ置クコトハ国家トシテ許サレヌ」という決意は厳然としてあり、「他ニ方法ガナイカラ本案ニ賛成スル」のである。国家の価値観に反するとみなされた学説を「今日ノ如キ思想問題ノヤカマシイトキハ充分取締マラネバナラヌ」という観点から排除することは、為政者層の共通意思となっていた。滝川はそのスケープ・ゴートとされた。

しかし、この問題への文部省の対応は社会的にも大きな批判の的となった。『大阪毎日新聞』の論説委員赤坂清七は「危険思想の防遏は大によい。しかし危険思想そのものゝ性質については慎重に吟味しないといけぬ。かやうな本質的に危険でないもの、もしくは一般リベラリストまで「危険」として排斥することは、詮ずるところ今日の日本のインテリゲンチアの大半を危険思想の所有者とするものである」（『教育週報』第四二二号、三三年六月一〇日）と論じる。したがって、表面上の休職理由として、文部省では滝川教授の思想を自由主義思想ではなく強引にマルクス主義と決めつけて突破せざるをえなかった。「その根本思想はマルキシズムから出発してその学説を組み立てゝある」（『教育時論』第一七二八号、三三年六月一五日）という伊東学生部長の説明にあるように、「赤化教授」「赤化思想」を処分の第一理由としたのである。

文官高等分限委員会に提出された、おそらく文部省作成の「調書（滝川教授の学説及著書の内容に就て）」でも、冒頭に「滝川教授の各種の著書に現れたる刑法に関する同教授の根本思想を見るに、マルクス主義的思想を懐抱し、社会の経済的構造の革命的变化に依るにあらざれば刑法の目的とする犯罪の減少、削減を期する能はずとなし全く人の主観的道德性を無視し、之に基いて其の学説を組織し説述せるものである」とある。さらに、委員会で横溝幹事は「大学ニ於テハ刑法講義ヲテキストトシテ説明シ、説明ニ於テハカナリ過激ノコトヲ説キ居リシ模様ナリ、過激ナ部分ハ筆記サセナイトノコトデアル」とし、京大法学部のある学生の文相宛の書簡の一節——「コノ儘ニ放置シタナラ京大ノ学園ハ赤化ノ巢窟ノ学園トナルノモ近イ事ト思ヒマス」——を紹介し、滝川の学説が共產主義を背景としていると印象づけている（以上、「文官高等分限委員会議事録（一）」）。

二年後の天皇機関説事件が「反国体」を理由に攻撃されても、マルクス主義との関係は

もはや問題とされなくなっていたが、一九三三年という段階では、まだ自由主義思想を真正面から槍玉にあげることはできず、「赤化思想」と強引に言いくるめることで目的を達成しえたのである。滝川事件により地均しが済むと、その後はそのような手間暇をかけず、一挙に「国体」に反するとみなした思想・学説が思想統制の対象とされていく。

三三年六月、赤間正義専門学務局長が執筆し、栗屋文部次官が加筆したとみられる「滝川事件に関する答弁メモ」（国立国会図書館憲政資料室「有光次郎関係文書」所収）では、「文部大臣は研究の自由、大学の自治を認むるや」という仮想質問に対して、「研究の限度及教授の進退に関する取扱方針は人格の陶冶、国家思想の涵養を目的とする大学令第一条の趣旨に依つて制限せざるべからず」という回答を用意している。また、「文部大臣は法学部を閉鎖するの意思なきや」という質問に対しては、「全教授の退官止むなきに至らば総長を督励して之が補充に善処せんとす」という方針となるが、当初は「全教授が退官し、全学生が退学するの悲運となるも遺憾ながら止むを得ざるべし」という強硬意見があったようである。この強硬姿勢が、法学部教官の分裂を導いた。

もう一つは、滝川事件を機に左翼学生思想運動の壊滅を図ったことである。一教授の休職問題が、逼塞の気配をみせていた学生思想運動を大学自由擁護聯盟の結成やストライキ突入まで再高揚させたことは、文部省の予想外の事態だったとはいえ、そのような事態にもはや周章狼狽することなく、内務・警察当局とともに、ここを好機とばかりに運動の徹底的な弾圧に努めた。これを強力に後押ししたのが、文官高等分限委員会での注文であった。斎藤首相はそれらを翌日の閣議で関係閣僚に伝達した。その第一は、「滝川教授ノ休職ニツキ其ノ処分後、京都大学ノ教授、学生又ハ各大学其ノ他ノ方面ニテ諸種ノ議論ヲ唱ヘ紛糾ヲ生ズルガ如キ事態ニ立至ルコトアランモ其ノ際ハ之ニ対シテ断乎タル措置ヲ強行セラレタシ」（「文官高等分限委員会議事録（一）」）という注文であった。

京大に呼応して講義ボイコットを計画した東北大の学生に対して、六月二二日、宮城県特高課は「代表学生二名ヲ招致シ講義ボイコット等ノ不穩決議ヲ為サザル様懇談的警告ヲ発シタ」。同日、東北大教授会では「学生ガボイコットニ参加セザル様忠告ノ手紙ヲ郵送スルコト」や法文学部長・学生主事が各高校別代表者にボイコットをしないように警告し、「若シ之ヲ敢行スル時ハ退学ヲ命ズル旨ヲ言渡スコト」などを決議する。翌二三日早朝、特高課では栗原百寿ら高代会議代表者五名を検挙する（以上、警保局保安課「滝川教授問題ニ関スル件」『現代史資料』四二「思想統制」所収）。『帝国大学新聞』第四九四号（三三年九月二五日付）では「学生課当局の態度は温情主義より転じていよいよ学生運動弾圧の方針に出ること」となり、「二学期早々揭示細則を厳重に定めて、今後不穩と見られる会合は一切禁止されることになった」と報じる。

当の京大では、七月三日、阿部学生課長が「文部省ニ出頭学内運動ノ状況ヲ報告シ併セテ今後ノ対策等ヲ協議」した模様である。新総長の就任と残留組による法学部教授会再開後の七月二八日には、「中島法学部長ヨリ学生代表ヲ招致シ中央部ノ解散ヲ命ジ尚現在使用中ノ学内教室ヲ閉鎖シ使用ヲ禁止スルコト」を申し渡した。京都府特高課では、三十一日、六名の「急進分子」を検挙した（八月三日にも四名引致）。さらに、八月一日には「学生運動ノ絶滅ヲ期スル為メ中央部員ノ父兄ヲ学生課ニ召致シ、学生運動ヨリ手ヲ引カシムル様警告スベク」、召集状を發した。九月の新学期で授業が始まると、京都府特高課では学生の出席状況を注視している。おそらく学生課の協力があっただろう（以上、警保局保安

課「滝川教授問題ニ関スル件」）。『帝国大学新聞』第四九三号（三三年九月一八日付）は「今学期数次に亘り 左翼処分の大鉦」と予測する。

事件の三年後、「京大では近頃「学生課的支配」といふ合言葉が自嘲にみちた学生大衆の口々に上る」という。「法学部学生課××との狎合は益々緊密なものとなつて、毎年五月廿六日の京大事件記念日には、学生の参加を恐れて彼らの云ふ「自治の学園」には川端の刑事諸公の不気味な網の眼が張られる」（以上、「大学の反動化」『学生評論』第一巻第四号、三六年九月・一〇月合併）状況が生まれたのである。そして、結果的にこの滝川事件を最後の高揚として、戦前の組織的な学生思想運動はあとを絶った。文部省は、次のような認識にたつて弾圧を加えていた（学生部『第六十五回帝国議会説明材料』）。

本問題ニ関スル学生ノ運動ハ何レモ純真ナル立場ヨリ蹶起セリト学生自身ニ於テ称シ居リタルモ各大学ニ於ケル高校代表者会議又ハ高専代表者会議等ノ中央部員ニ左翼学生多数加ハリ常ニ会議ヲ指導シ居リタル事実殊ニ共青学生対策部ガ高代会議中央部ニフラクションヲ潜入セシメ其ノ運動ヲ左翼的ニ導キ多数ノ共青細胞ヲ獲得セル事実並ニ大学自由擁護聯盟ノ結成ガ純真ナルモノニ非ズシテ多数ノ学生ガ左翼ヲ中心トセル該運動ニ引キツラレ止ムヲ得ス動キ居リタルモノト確認セラレタルヲ以テ各大学ニ於テ左翼学生ノ檢舉ヲ行ヒタル結果学生ノ運動ハ自ラ其ノ指導者ヲ失ヒ次第ニ運動モ微弱トナリ今日ニ於テハ全ク其ノ運動ヲ絶ツニ至レリ

滝川事件では、東大・東北大・京大を合わせて五〇名が退学・停学・訓戒などの処分を受けている。そして、三四年度以降の学生思想運動は、事件数・檢舉者数・起訴者数・学校処分者数のいずれも激減している。先の東大学生課『昭和八年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』には、「滝川事件なかりせば左翼は殆んど全く一般大衆に働きかける機会もスローガンも無かつたであろうと思はれる。滝川事件は左翼に好餌を投じた形であつた。然し之れも大学自由擁護聯盟幹部の檢舉によつて、九月下旬を以て全く終息した」とある。

一般学生に対しては「諭告ヲ発シ或ハ父兄等ニ対シ学部長、学生主事等ノ名ヲ以テ学生ノ輕挙妄動ヲ戒メラレ度旨ヲ通知シ或ハ一時休講シテ学生ノ反省ヲ求メ」るなどの措置をとった結果、「一般学生モ漸ク自己ノ非ヲ悟リ休暇明ニ於テハ斯種運動ハ全ク屏息スルニ至レリ」（『第六十五回帝国議会説明材料』）という。

三三年九月に北大で開かれた帝国大学学生主事会議は、滝川事件をめぐる議論が中心となった。各大学から提出された協議議題も、「京大事件に対する教授並に一般学生の動向承りたし」（京大）、「京大問題の現状と将来の見込及之に關聯して起れる大学自由擁護聯盟の状況に就いて承りたし」（九大）などであった。また、東北大からは「各帝大学生課の常時並に不時連絡に關し一定の規準を設け置く必要なきや」という提案もなされた。これは、「京大問題の如き事件の勃発に際し各帝大が絶えず緊密なる連絡を取り相提携することは事件の解決に極めて有利なるのみならず学生をして不知不識に過誤に陥らしむることを救ふ上に於いて最も必要なり」などの理由にもとづく（『思想調査資料』第二〇輯、三三年九月）。学生部の指揮指示とは別に、各学校間での横の連絡・情報の共有が図られようとしたのである。

4 思想対策協議委員

一九三三年は思想問題で明け暮れた一年となった。前年末の司法官赤化事件を皮切りに、長野県二・四教員赤化事件・滝川事件とつづき、佐野・鍋山の転向をめぐる問題も勃発した。これらに対して、支配勢力は一丸となって思想対策に狂奔した。この口火を切ったのが、第六四議会における思想対策決議である。衆議院では三月二四日、政友・民政両党共同提案の「教育革新ニ関スル建議案」を可決したあと、翌二五日にはやはり両党共同で「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルヘシ」という決議案を可決する。提案理由の説明に立った山本梯二郎（政友会）は思想問題を「今ヤ最モ重大ナル社会問題」としたうえで、その対策の「最モ重要ニシテ且ツ根本的ナルモノ」である「国民教育ノ革新」を強調し、国体観念・道義観念の注入と教員中の危険思想の持主に対する「大斧鉞ヲ加フルノ勇断」（『衆議院議事速記録』）を政府当局者に要求した。同日には、貴族院でも「時局ニ関スル決議案」を全会一致で採択している。

これらの建議や決議を受けたというには余りにも手際よく、斎藤実内閣は四月一日、「中正堅実ナル思想対策ノ確立ヲ期スル為」、思想対策協議委員の設置を閣議で決定し、一五日には早くも第一回の委員会を開いた。内務・司法・陸軍・海軍各省の次官・勅任官らと並んで、文部省からは委員に次官・専門学務局長・学生部長が、幹事には学生部の学生課長と調査課長が加わった（以下、本項の引用は特に断らない限り、『思想対策協議委員要覧』〔国立公文書館所蔵〕による）。

会議では、まず各省から「対策試案」が提出された。内務省警保局「思想対策案」では、「不穩思想ノ予防策」として「建国精神（日本精神）ノ確立ト精神運動ノ作興」「不穩思想ノ究明ト其ノ是正」「教育制度ノ改善」などを掲げる。陸軍省の「危険思想対策案」では、「危険思想発生原因ノ除去」の一つに「国民教育欠陥ノ是正」を挙げ（もう一つは「社会組織不合理ノ芟除」）、具体的に「教育行政ノ改革」「文部大臣ノ実質的地位ノ向上ト其ノ権限拡大」「教育ノ振興（智育偏重廃止）」「宗教ノ振興」を掲げる。いずれも思想対策の根幹や基底に教育の問題が存在することを強く意識しており、文部省への不満と期待も混在している。もとより文部省も自らの立場をよく理解し、存在意義発揮の機会ととらえたはずである。とはいえ、五月一八日に提出した「思想問題ニ関スル対策案」では、「応急的対策ト根本的対策ノ必要ナルコト」「指導原理確立ノ必要アルコト」などを掲げ、具体策には踏み込んでいなかった。

六月中の幹事会において「教育宗教ニ関スル具体的方策案」をまとめ、委員会審議でできた意見を文部省が整理し、七月一三日の委員会で決定した。これが最初にまとめられたのは、「思想指導人心啓発ノ根幹タルベキ教育宗教ニ関シ、思想対策ノ見地ニ於テ速ニ改善ノ実行ヲ為スベキ」という判断からであった。その項目だけを引く。

- (一) 高等教育ヲ改善スルコト（大学、高等専門教育ヲ含ム）
- (二) 師範教育及初等教育ヲ改善スルコト
- (三) 徳育ヲ重視スルコト
- (四) 私立学校ニ対スル行政監督ヲ強化スルコト
- (五) 視学制度ヲ改善スルコト
- (六) 社会教育ヲ振興スルコト

(七) 教育ヲ實際化スルコト

(八) 資力乏シク素質ノ優秀ナル子弟ニ対シ教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルコト

(九) 国家有用ノ材ニ対シテハ其ノ経歴、地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト

(十) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覚醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

すべての教育領域について改善・振興が求められているとあってよい。これは七月一四日の閣議に報告・了承され、公表された。新聞や教育界で賛否はさまざまであった。「日本精神の発揚は民族的に国家の伝統から見て必然妥当な思想対策である」（田制佐重、『教育週報』第四二七号、三三年七月二二日）という評価がある一方、「一体本案の大前提たる日本精神とは何であらうか。本案を提出した所の文部当局でさへ、それを手にとつてみせるように的確に示し得るものはあるまい」という疑問も多かった。この論者は留岡清男だが、思想抑圧策について「内務行政に於けるまた司法行政に於ける思想対策制度は文部省が模倣し之を取入れなければならぬとするならば、それは自からの立場を根本から放棄するものである。若し思想視学や師範の生徒主事が教育における警察行政をなすものでなく、思想悪化するものを未然に防ぎ、之を柔く抱いて善導するものであるといふならば、従来の教育者こそ之をなすべきではないか」と手きびしい批判を加える（「文部省の思想対策を打診す」『教育』第一巻第六号、三三年九月）。

思想対策協議委員にもどると、七月二〇日から「思想善導方策案」の審議に入った。これは文部省の提出した「思想善導方策要項」（六月二九日）と「思想善導方策案」（七月二〇日）にもとづいておこなわれた。八月一〇日の委員会で決定した「思想善導方策具体案」は、文部省案を整理したものとなっている（八月一五日閣議決定）。「積極的ニ日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ努ムルコトヲ以テ其ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト亦緊要ナリ」という観点が貫かれ、具体的には国民精神文化研究所の拡充や各道府県への国民精神文化講習所の新設などが計画された。この過程で、幹事会案では第一項に「国民精神文化研究所研究部ヲシテ日本精神ノ聖書經典トモ称スベキ簡明平易ナル国民読本ヲ編纂シ之ヲ広く普及セシムルコト」（「思想対策協議会に関する件」国立公文書館蔵）が入っていた。ところが、理由は不明ながら、委員会でこれは保留となり、次の委員会で「敬神崇神ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト」に差し替えられた。「日本精神ノ聖書經典」といえば、三七年三月の文部省編『国体の本義』が想起されるが、その四年前に「日本精神ノ聖書經典トモ称スベキ簡明平易ナル国民読本」編纂の萌芽があったことは注目される。

さらに委員会は「思想取締方策具体案」や「社会政策ニ関スル具体的方策案」の審議・決定に進むが、それらは文部省の関与外の領域となった。

これらの具体策の実行は各省に委ねられたが、委員会では第六五帝国議会の開会（三三年一二月）を前に、「関係省ヨリ施設計画実行状況ノ調書」を提出させた。文部省の場合、「目下調査中」や「趣旨ノ徹底ヲ期セントス」などが多いが、三四年以降の思想局拡充とともに実現されていくものもある。「徳育ヲ重視スルコト」のなかにあった「教員ニシテ不穩思想ヲ抱懐スル者ハ徹底的ニ排除スルコト」については、「常ニ要注意教員ニ対シテ調査ヲ進ムルト共ニ不穩思想抱懐者ニ対シテハ夫々必要ナル処分ヲ行ヒツツアリ」という。「視学制度ヲ改善スルコト」については、「来年度ニ於テ予算三万七千余円ヲ計上シ本省

視学委員ヲ増加シ思想問題並ニ各科教育ノ内容ニ関シ学校教育ノ指導監督ノ徹底ヲ期セントス」という計画が準備されている。

「思想善導方策具体案」の施設計画では、国民精神文化研究所の拡充と各道府県の国民精神文化講習所新設の予算が計上されていることや「本省ニ於テ思想問題ヲ管掌スル学生部ノ拡充ヲ図リ一局ヲ設置セントス」という計画も披露された。また、「思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ムルコト」に対しては、「現在国民精神文化研究所研究生指導科ニ於テ実施シツツアルモ更ニ来年度ニ於テハ適宜其ノ收容人員ノ増加ヲ図ル考ナリ尚各学校ニ於テモ此ノ方面ニツキ十分努力セシムルヤウ留意シツツアリ」とする。「改悛」学生生徒への対応が本格化しつつある。

なお、『第六十五回帝国議会説明材料』では、「昭和九年度ニ於テ新タニ実施セントスル施設」として次のように列挙されている。

- 一、国民精神文化研究所ノ拡張
- 二、国民精神文化講習施設（地方精神文化講習所設置）
- 三、学事視察機関ノ充実（視学委員ノ増員）
- 四、思想局設置（経費ヲ伴ハズ）
- 五、高等学校生徒定員減少ニ因ル人格教育ノ徹底
- 六、青年教育ノ内容改善

これらが、どのように実現されていくかは次章の課題となる。

ところで、長野県教員赤化事件や滝川事件とともに一九三三年の「思想対策」ブームをつくりだしたのが、三月の国際連盟脱退による国際的孤立化の事態であった。思想問題の急迫化と国連脱退は、「満洲事変」後の「非常時」認識を一挙に押し上げた。国連脱退にあたり、鳩山文相は各道府県知事や直轄学校長宛などに訓令を発し、「教育教化の関係者は特に率先躬を以て範を示し或は学生生徒を誘掖し或は一般民衆を鼓舞し国民精神を振作して時難の匡救に邁進するの覚悟を喚起すると共に堅忍持久克己自制艱難を厭はず労苦に耐へ勤儉力行以て各その業務に勉励せしむべし」と指示し、その具体策として「非常時国民運動」の実施を求めた。この運動の「指導要項」は次のような四項目から成る（『教育学術界』第六七卷第二号、三三年五月）。

- 一、時局の真相を明にし正義に立脚せる国民的信念の透徹を計ること
- 二、中正なる思想を堅持し各その分に励みて奉公の誠を竭さしむること
- 三、社会の現状に鑑み相戒めて風教の粛清に努めしむること
- 四、堅忍持久の精神を養ひ克己の生活に耐へしむること

さらに実施要項として敬神崇祖の思想の徹底から防空訓練まで、一〇項目を挙げている。学校教育の場では、たとえば早くもある小学校の卒業式の式辞で校長が「我等国民たるものは老若男女を問はず、真に協力一致各自の天分に向つて最善の努力をなし以つて東洋平和の為め、国威宣揚と実力の発揮に邁進すべきである。奮起せよ諸君、覚悟せよ諸君」（『横浜市教育史』下巻）と述べるように、学校行事や修身・歴史・地理の授業などを通じて、「非常時」認識と「健全なる思想」の注入が図られた。

しかし、文部省が「非常時」国民運動として重点を置いたのは、これを学生部ではなく社会教育局が担当したように、むしろ社会教育にあった。青少年団体や婦人団体の統制、社会教育指導者の講習養成、講演会・映画界などを具体的に挙げ、まず文部省は外務・陸

軍・海軍省と協議して、国民教育読本『非常時と国民の覚悟』一〇万部を全国の学校・社会教育団体に送付した。このパンフレットの「結語」では「国民精神を振作せんが為には之が障碍たる唯物思想の撲滅を期し、国民的信念の涵養に力めなければならぬ」ことと「堅忍持久の精神を養ひ克己の生活に堪へる」（『教育時論』第一八三三号、三三年八月五日）ことを強調している。

IV 思想動員体制への転換

—— 思想局（一九三四年 - 一九三七年）

一 「思想上ノ指導監督」施設としての思想局

1 文部省への逆風

一九三三年七月三十一日、文部省は麹町区三年町の新庁舎に移転し（現在の虎ノ門庁舎）、学生部はその五階南側に入った。モダンな建物とは裏腹に、この前後の（も）文部省をとりまく状況はきびしいものがあった。『経済往来』三四年七月号に載る小宮治郎「文部省の内紛を語る」は、「文教の府文部省の内部は今や妖雲にとざされ、百鬼夜行、全く收拾すべからざる混乱を呈してゐる」とし、「曰く京大問題、曰く長崎医大問題、曰く教員疑獄問題、或ひは鳩山文相の辞職、後任文相補充の失態、更に省内各局課内における風紀問題並に綱紀問題、而して今回の内紛の暴露だ。およそ文部省位この兩年間において新聞第三面に忌はしき記事を豊富に提供した役所は珍らしいだろう」という。「京大問題」とは三三年の滝川事件を、「長崎医大問題」とは学位売買事件を指す。「今回の内紛の暴露」とは、三四年五月から六月にかけての、武部欽一普通学務局長と関屋龍吉社会教育局長・粟屋謙文部次官の間の反目に端を發した省内の権力闘争である。喧嘩両成敗という決着となり、武部は広島文理科大学長へ転出（ここでも文部省の「天下り学長」強制として紛糾、武部は一日で辞任）、関屋は国民精神文化研究所長へ転出（「左遷」と評された）、粟屋は次官を辞任した。

小宮「文部省の内紛を語る」は、こうした「人事葛藤の暗躍対立」は「遠く原内閣当時の中橋文相が始めて政党的色彩を扶殖して以来政変による人事更迭が頻繁に行はれるやうになったことに胚胎してゐる」と解説する。そして、「人事行政の積弊は文部省自体の組織の欠陥に由因するところもある」として、「直轄学校以外文部省官吏を適当に転任せしむる途がないところに文部省人事の沈滞がある」という。こうした文部省評は一般的であったようで、神館勇「文部省お家騒動」（『文芸春秋』三四年七月）にも「他のどの省でも、その統制下の地方官庁なら、支店、出張所扱ひが出来て、高圧も利くし、無理も通る。そこへ行くと、わが文部省はさう簡単に威張れない」とある。

この内紛暴露により、文部省批判は一層強くなった。たとえば、『東京朝日新聞』社説「文部省を刷新せよ」（三四年七月二六日付）では「殊に教育界沈滞腐敗の原動力は、文部省の法令万能の机上文政にあり、教育と社会との隔離は、文部省的形式画一教育の弊に拠る。この文部省の積弊、伝統を、打破し打開するに非ざれば、日本の教育は刷新されないのである」と述べる。すぐ後述するように、この渦中で学生部が思想局に昇格したため、「文部省の思想対策なり、学制改革なりが、ホンの場当りのつけ刃にすぎず、真摯な熱意と確信とを用意しないといふことが、事実によつて証明されたわけである」（留岡清男「文部省のお家騒動は何を象徴するか」『教育』第二卷第六号、三四年六月）と痛烈に揶揄されることになる。

この前後の時期を通じて、文部行政への風当りは強い。たとえば、一年前にも「教育行政の沈滞」は次のように指摘されていた（『教育』第一卷第二号、三三年五月）。

文政の府文部省も今に確つかりしなければ邦家の教育を指導する事は難しい。事毎に内務省や陸軍省に押されてゐて、どこに文部省があるかわからない。内務省のお役人達は法学士の肩を官界に切つてゐるだけ、文部省のお役人など文官の売残りがまわさ

れるのだとあつて、テンで問題にしてゐない。だからいざといふ場合には文部省のお役人は何と云つてもはゞがきかない。文部省を内務省の一局にしようといふ様な案もお役人の間ではまんざらではない。売残りかどうか知らぬが、一体文部省には通じてイズムがない。その証拠に他の官庁が一本参るとどんな改革案でもつぶされる。イズムのないところ蓋し頑張りのある道理がない。

「事毎に内務省や陸軍省に押されてみて、どこに文部省があるかわからない」という評が的を射ていたことは、前述した斎藤内閣下の「思想対策協議委員」の審議と三五年の内閣審議会の設置にみてとれる。前者においては、各省から教育問題への提言がなされた。とくに内務省警保局の「思想対策案」中には「教育制度ノ改善」が含まれ、「現行制度ニ於テハ国史教育困却ノ嫌アルヲ以テ格段ノ留意ヲ払フコト」「師範教育ノ重要性ニ鑑ミ其ノ教育制度ヲ改善スルコト」などが求められた。また、陸軍省の「危険思想対策案」では「国民教育制度欠陥ノ是正」が提起され、「文部大臣ノ実質的地位ノ向上ト其ノ権限ノ拡大」や「教育ノ振興（徳育偏重禁止）」などがあげられていた（以上、『思想対策協議委員要覧』）。

三五年五月に岡田内閣の下に設置された内閣審議会では教育改革がとりあげられた（一月五日に「我国内外ノ情勢ニ鑑ミ文教ヲ刷新スルノ根本方針」を諮問される）。「国家総動員体制の構築をめざしていた革新官僚からみれば、教育の合理化・近代化はとても文部省には期待できないと思われた」からで、「この審議にあたっては、はっきりと文部行政に批判的な立場がとられた」（廣重徹『科学の社会史』）。内閣審議会による教育改革は二・二六事件で中断を余儀なくされるが、そこでは現行の文部行政への不信不満が前提となっていた。

陸軍省からの要求が教育の内実におよぶのに対して（先の「教育ノ振興」の具体的な中身は「教員ノ改良」「国体觀念宣揚」「徳育ノ重視」となっていた）、内務省の場合は文部省の人事を実質的にコントロールしたといつてよい。文部省は内務省の植民地という表現も、当時しばしばみられた。次官を辞めたばかりの栗屋謙は、各道府県の教育行政のトップである学務部長の任免が「内務大臣の選定に一任されて」おり、「文部大臣は少しも関与しない」現状を嘆き、「学務部長が最も下位で、警察、内務と順次上位にあるが如く考へられて居るのも甚だ宜しくない」（『教育週報』第四八四号、三四年八月二五日）と語っている。一九二二年に内務省入省の今松治郎の場合が典型的で、宮城県学務部長、群馬県警察部長、茨城県総務部長を経て、和歌山県知事となる。三四年一〇月の人事異動をみると、北海道学務部長から佐賀県警察部長へ、長野県学務部長から和歌山県警察部長へ、愛知県学務部長から愛媛県警察部長へなどがあり、内務官僚のキャリアの積み方が栗屋の証言どおりとなっていることがわかる。陸軍省から「文部大臣ノ実質的地位ノ向上ト其ノ権限ノ拡大」というお節介な提言がなされるのも、こうした内務省と文部省の人事行政の実際を把握しているからであろう。

本省の幹部も、ほとんどが内務省組であった。省内の「人事葛藤の暗躍対立」は原内閣期の中橋文相の人事に端を発するというが、初代の学生課長を務め、実業学務局長となった木村正義はおそらくその人事で文部省入りをした一人である。木村は「大正八年、今文部省に居る赤間、菊池、伊東、澤田の諸君と共に文部省入りをした。といふのは、当時文部省の書記官の定員が五名増員になつて、時の南文部次官が、内務省の河原田書記官に人選を頼んだので、我等に交渉せられた」（木村「文部省時代の思ひ出」『教育』第三卷第二

号、三五年二月）と語る。木村・伊東らはいずれも内務省入省後数年を経ており、文部省では課長職を歴任して、一〇年余りで局長となる。

明治末から大正期にかけて、高等試験合格者を文部省が直接採用したのは、先の内紛の当事者である関屋龍吉をのぞき皆無であり、幹部人材のほとんどを内務省に依存した。その事情を、有光次郎は「文部省の行政関係の高等官というものは、ほとんど内務省から供給を受けておりました。それはなぜかと言うと、文部省だけでそういう高等官の見習を採用してみても、応募する者が多くはなかろうし、また昇進するポストが少い関係で優秀な者があまりこないというようなことと、内務省から優秀な人を迎えて、また内務省へ返して行くというようなことであれば、文部省の仕事がそれによって地方行政との関係においても、特にうまくいくだろうという配慮があったのだろう」（内政史研究会『有光次郎氏談話速記録』）と語る。また、二九年一〇月八日の有光「日記」には、小橋一太文相の人事（文部次官・普通局長などに内務官僚をあてる）について、「今回の異動は、内務省系の人物を入れて、文部行政に一抹の活気をそへんとする小橋氏一個の思ひつきならんも、徒に活気を求むるは仕事を軽薄ならしむる基にして、文教の事たる、内務行政とは自ら根本的に差異を免れず。然れども又一面、従来文部省の事業の萎縮振はざるは事実にして、一は人物のせいもあれど、今一つは今日の社会難に対するイデオロギーの出発点の不合理に因するものなきや、一考の余地あらんか」（『有光次郎日記』）とある。

剣木亨広も「しゃくにさわるけれども上の役人は全部内務省から来る。その内務省から来る人は文教行政に興味があるとかエキスパートであるというのでなしに内務省の人事関係のやりくりでわざわざ何課長、何々局長で来るわけですよ、ちょうど出城ですね」（内政史研究会『剣木亨広氏談話速記録』）と語る。多くは一時期の出向であったが、木村・伊東・赤間らはそのまま文部省に残った。木村は「地方庁の抑えつけられた空気」に比べ、「デモクラチックな空気が、省内に満ち満ちて居た」（木村前掲論文）ことが文部省に居続けた理由という。

文部省が自前で高等試験合格者を採用するようになってからも（一九二六年の有光次郎から）、内務省の人事支配が弱まることはなかった。内務省では、前述の内紛などの「全く收拾すべからざる混乱」を收拾し、「文部省の沈滞した人事に活を入れるために、新人の文部省入りを工作した」。三四年八月、愛知県知事の三辺長治を次官に抜擢するのも、その一つといわれた（以上、留岡清男「文部省をあばく」『教育』第五卷第三号、三七年三月）。やや後の三六年六月には、香川県知事の藤野恵が実業学務局長となる。すでに登場した官僚でいえば、栃木・宮城・神奈川各県特高課長を経て、阿原謙蔵が学生部思想課長となるのは三二年七月であり、その後、文部省の局長を歴任する。阿原の後任の思想局思想課長となる田中義男も長崎・大阪の外事課長を経ての入省（三五年五月）である。田中もその後、文部省の中枢を歩み、戦後には文部次官となる。

文部省の停滞の一因に文相のリーダー・シップ不足があった。一九三〇年代前半、田中隆三・鳩山一郎・松田源治が起用されるが、その実態は政党内の順送り人事であった。綱紀問題で辞職した鳩山の後任難のため斎藤首相の兼任が長くなったことへも、批判が強まった。その急先鋒である留岡は「文相が代はる毎に教育政策が突変する」と指摘し、「畢竟それは文相が政党にひきまはされ、教育が文相に弄ばれるから」と論難する（「文部省の思想対策を打診す」『教育』第一卷第六号、三三年九月）。さらに「歴代の文相が伴食大臣

といはれ、予算の査定に於て、教育費が最初に削減されるのを常とした」（「文部省をあばく」ともいう。

こうした文部省への不満不平は、さまざまな学制改革案とともに文部省改革案も出現させた。思想問題が教育の領域にもたらした大きな衝撃が、それを加速させた。『教育』誌上に限っても、創刊号（三三年四月）の巻頭に「国民教育について」を寄稿した国民精神文化研究所事業部長の紀平正美は、その結論で、「陸海軍は合せて一の統帥府に帰着せしめらるべく、文部省は内閣の一省たるべきにあらずして、統帥府と並んでの文教院たらしむべきである、而て共に天皇直属のものであらなくてはならぬ。斯くて国民教育が実際に確立する、日本の基礎は愈々堅固となるであらう」と論じていた。また、実証的教育研究の先達とされる阿部重孝は、「教育政策の決定、督学及び教育事務の処理の三大見地から、文部省組織を改造することが、学制改革の一つの着眼点とならねばならない」という。そして、「府県にあつて直接教育の事を掌る学務部長の地位が、内務系統に属し、而も多くは教育に関する学識経験に乏しく、その地位を以て出世の一段階の如く心得がちな書記官に依つて占められてゐる關係から、折角学務部を置いても、その独特の機能を發揮し得ないのが現状である」とみて、その打破策として「教育行政の為に特別の区域を定め、文部大臣直属の官吏をしてその行政に当らしめること」と提言する（以上、「学制改革私見」 第三卷第三号、三五年三月）。

明星中学校長児玉九十は、教育の本質的方面の中心を確立するために、「教学局といふ様な一局を新設し、文教国策の樹立、及び実践監督を司らしめ、将来創設せんとする文教総府の小型なるものとして此の局を文部省の中心としたい」（『教育週報』第五四七号、三五年一月九日）と提言する。教育問題をあつかう内閣審議会の設置も、文部省に教育の将来を任せておけないという為政者層の多数意志の然らしめるところだった。

自ら招いた部分が多いとはいえ逆風が吹きつけるなかで、文部省はどのようにそれを乗り切っていったのだろうか。逆風にさらされつつも文部省解体論が現実化することを免れたのは、第一に文部行政の實際を担当し、各段階の学校教育を統制する権限を有していることの絶対的有利性をもっていたことである。さまざまな社会的な批判も、あるいは教育内容において軍部の要求を受け入れることも、人事面において依然として内務省の支配下に甘んじることも、文部省にとってはあまり痛痒に感じなかったのではないか。そして、第二に、一九三〇年代の思想悪化の危機という情勢をテコに教育の理念と実態を国体観念・国民精神の涵養・明徴の方向性に固定し、文部省をその担い手としての役割と機能に収斂させていったということである。学生部から思想局への昇格、さらに外局たる教学局への拡充は、異論は存在しつつも、明確な反対論が形成されにくいまま、実施されていった。それは、思想悪化への対応策、国体観念の涵養・明徴という大義名分が「伝家の宝刀」となったからである。

この第二の側面について、本章は論じる。いわば思想取締・統制から思想動員への転回の様相と論理を追うことになる。

2 思想局の創設

一九三四年六月一日、文部省では学生部を昇格して思想局を創設した。学生思想運動や

教員組合運動が為政者層一体となった抑圧取締により逼塞させられていく時期にもかかわらず、この昇格が実現していくのは、三三年の長野県教員赤化事件や司法官赤化事件などの衝撃により、「思想対策」樹立が帝国議会で決議され、齊藤実内閣も「思想対策協議委員」を設けるなど、「非常時」下の「思想国難」の声が大きな後押しになったからである。

文部省では教員赤化事件や滝川事件などへの批判にさらされる一方で、この「思想対策」の追い風を最大限に活用した。三三年七月二五日、翌三四年度予算案の省議決定をおこなうにあたり、「新規予算は思想対策費に集中」することになったのである。「第一 思想善導施設に関する経費」中には国民精神文化研究所の拡充や道府県の国民精神文化講習所の設置などが、「第三 思想の指導監督に要する経費」中には思想局の新設費用六万円のほかに師範学校生徒主事や思想視学配置の経費などが含まれ、「第二 非常時国民運動に関する経費」を合わせて二四〇万円が計上されていた。栗屋謙文部次官は、「学生部は現在でも相当手広く仕事をやつて居るが、今後更にその事業を拡張すれば局としてでなければ十分徹底した仕事は出来ない」と説明する（以上、『教育週報』第四二八号、三三年七月二九日）。

この前後にはすでに内閣の下に「思想対策協議委員」が設置され、文部省では「思想問題ニ関スル対策案」（五月一八日提出）や「思想善導方策要項」（六月二九日提出）・「思想善導方策案」（七月二〇日提出）を示していたが、そこでは国民精神文化研究所の拡充には言及があるものの、思想局設置はまだ明記されていなかった。それでも、八月一五日閣議決定となる「思想善導方策具体案」中の「学校其ノ他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備スルコト」に、思想局設置や思想視学配置が想定されていたと考えられる。

その後、一一月、大蔵省の予算案査定で思想対策費は大幅に減額され、師範学校生徒主事の配置経費などとともに思想局の設置経費は認められないことになった。学生思想運動や教員組合運動が衰退傾向にあるという判断と思われる。文部省では国民精神文化研究所拡充費・視学増員費とともに思想局設置費（一万二千元に減額）に絞った思想対策費の復活要求をおこなう（以上、『教育週報』第四四五号、三三年一二月二五日）。これに対しても大蔵省では思想局設置費を認めることとならなかった。それでも、文部省では「時局柄この設置は是非必要」という判断に立ち、学生部予算の遣り繰りで実現をめざすことにした（同、第四四七号、三三年一二月九日）。

次に思想局の創設について報道されるのは三四年三月末だが、それに先立ち、この拡充にとまなう文部省官制改正の請議案が三月一九日付で齊藤首相宛にだされている。その理由書では「思想問題ニ関スル指導監督ニハ現在ノ学生部ヲ以シテハ到底充分ナル機能ヲ發揮スルコト困難ナル状態」と説明されるだけだが、添付された「思想上ノ指導監督ノ方針並施設概要（思想局設置ノ理由）」には次のようにやや詳しく書かれている（「公文類聚」一九三四年・第五八編・巻四）。

現下ノ思想上ノ施設ハ其ノ範圍ハ従前二三ノ高等専門学校ニノミ関係アリシ時代ト異リテ官公私立大学、高等、専門学校、中等諸学校、小学校、社会教育関係ニ亘リ極メテ広汎トナリ又左右ノ両思想ニ関係シ且其ノ程度ハ独り矯激ニシテ刑罰上警察上ノ問題タルモノノミニ止ラズ 之ニ至ラザル程度ノモノノ処理ニ当ラザルベカラズ 而テ更ニ斯ノ如キ思想問題ヲ発生セシムル一般思想的教育的根源ニ亘リテ之ヲ研究調査シ 適当ナル方策ヲ講ゼザルベカラザルナリ 即チ所謂思想問題ノ司法的、警察的事項ハ別トスルモ其ノ文化的方面ノ全般ニ亘リテ之ヲ研究シ指導方針ヲ立テ処置ヲ講ジ対策

ヲ樹立シ且之ヲ実施セザルベカラザルナリ

専門学務局を主としつつも、実業学務局・普通学務局、そして社会教育局にも教育関係の左翼運動が関わり、さらに右翼学生運動への対応も必要なことはすでに学生部の段階から同様であったと思われるが、この昇格ではことさら学生部が「甚ダ極限セラレタル職務権限ヲ有スルニ過ギザル機関」（前掲「公文類聚」）であることが強調される。しかし、それまでに学生部の運用過程において、他局と何らかの重大な齟齬があり、学生部の運用が「困難」であったことを示す史料は見当たらない。学生生徒主事会議などにおける主管は学生部であり、関係事項の指示や協議において専門学務局や実業学務局が加わっており、とくに権限争いなどが生じた形跡はない。学生部長の俸給も他の局長と同一であった。

しかし、この学生部の昇格案については内閣法制局が難色を示した。法制局では「原案の趣旨には賛成してゐるがこれは単に学生部の官制変更によつて目的を達し得るもので果して「部」を「局」に昇格せしむる必要があるかどうかについては二の足を踏んでゐる」（『読売新聞』三四年四月二四日付）と観測された。これに対して文部省では「猛烈な希望」（同、三四年五月一〇日付）により、法制局の了解を取りつけ、閣議決定を経て、五月三〇日、枢密院を通過した。当初の予定より一か月半ほど遅れた。

文部省が新たな予算措置なしにもかかわらず、思想局創設に固執した理由の第一は、「極メテ広汎トナリ又左右ノ両思想ニ関係」するようになった教育関係の思想運動に対して、「学生部」の名称では実際と乖離が目立つため、思想問題全般に対する文部省の積極的な姿勢をみせる必要があったからといえよう。初等・中等教育および社会教育の領域において思想問題が深刻であることを社会的に認知させるうえでも、学生部から思想局への転換が必要と判断された。

そして、これに付随する理由として専門学務局との関係があったようである。先に他局と何らかの重大な齟齬や権限争いなどはなかったと推測したが、専門学務局との間に（おそらく実業専門学校を所掌する実業学務局との間にも）、思想問題への取組みで微妙な齟齬が生じはじめていた。そのように類推するのは、当時専門学務局学務課長有光次郎の「時局の推移について専門学務局だけでは、どうもかたまりという空気がでて参りました。大学教授で起訴された人がいたりすると、その後始末はどうするか、発売禁止の本を書いた先生がいて、教授として適当かということが問題になつても、専門学務局はどうも生ぬるいということで、思想局が昭和九年に出来ておるのです」（『有光次郎氏談話速記録』）という証言である。思想問題全般に対する「生ぬるい」という批判的な雰囲気は思想局創設の決定的な要素になつたとまではいえないとしても、省内の創設容認の気運を醸成していったであらう。

もう一つの理由は、「思想問題ヲ発生セシムル一般思想的教育的根源ニ亙リテ之ヲ研究調査」すること、言い換えれば思想問題の「文化的方面ノ全般ニ亙リテ之ヲ研究シ指導方針ヲ立テ処置ヲ講ジ対策ヲ樹立シ且之ヲ実施」することに本格的に取り組むためである。それには学生部でなく、思想局の名称がよりふさわしいと判断された。「思想対策協議委員」が決議した「思想善導方策具体案」にある「(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」「(二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト」について、文部省が取り組むにあたり、思想局がその中心となるという意味がここに読み取れる。学生部調査課がおこなっていた各種の調査では、主に学生生徒の「思想指導監督上ノ方針樹立

ノ基礎」(前掲「思想上ノ指導監督ノ方針並施設概要(思想局設置ノ理由)」)に力点が置かれていたが、ここでは日本精神の闡明とその普及徹底が意図されている。国民精神文化研究所を動員して、また後述する天皇機関説問題に関わって国体明徴運動を主導し、三七年五月の『国体の本義』刊行に至る方向がここに定まった。

その後、前述したような文部省の内紛も影響してか、文部省官制改正の閣議決定(五月一〇日)までには時間がかかり、枢密院の審査を経て(「本案ハ實際上ノ必要ニ依リ思想行政ノ部局ニ変更ヲ加ヘ且職員ノ廢置増減ヲ為サザルモノニヨリ別ニ支障ノ廉ナキ」[「枢密院審査報告」、五月二五日])、公布となるのは五月三十一日であり、翌六月一日、思想局の設置となった。省内の序列では社会教育局の次に置かれ、五番目である。

予算措置を伴わない局への昇格であったため、学生部の機構・人員をほぼそのまま踏襲した。大きな違いは学生部学生課が思想局では思想課となったことで、調査課は変わりが無い。新たな「分課規程」は次のようになっている(『思想局要項』)。

思想課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 学校及社会教育団体ニ於ケル思想上ノ指導監督ニ関スルコト
- 二 其ノ他思想上ノ指導ニ関スルコト
- 三 国民精神文化研究所ニ関スルコト
- 四 地方精神文化講習施設ニ関スルコト
- 五 他課ニ属セザル事務

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 学校及社会教育団体ニ於ケル思想上ノ調査ニ関スルコト
- 二 其ノ他思想上ノ調査ニ関スルコト
- 三 内外ニ於ケル社会思想ノ調査ニ関スルコト
- 四 思想指導図書ノ調査及刊行ニ関スルコト

学生部の「分課規程」と比べると、社会教育団体への指導監督と調査が明記されるほか、調査課の「二 其ノ他思想上ノ調査ニ関スルコト」が、先にみた思想局拡充の二つ目の理由にある、日本精神の闡明とその普及徹底に関わるとみられる。学生部長であった伊東延吉は思想局長へ、学生課長の阿原謙蔵が思想課長となり、調査課長は岡田恒輔のままである。官制上は事務官一名を減らし、書記官一名を配置することになった。属(判任官)・嘱託・雇員らを含めた創設時の思想局の人員は四九名で、これは学生部の時と同じである。三四年度中にはさらに嘱託・雇員の増員が計画されていた。なお、思想関係の督学官は三名であった(督学官の定員は一七名)。

思想局では創設直後の七月に、思想問題に関する資料展覧会を実施している。その『目録』に付された「教育関係に於ける思想運動の一般的情勢」では、左翼思想は漸次駆逐されながらも「一部の分子の間に残る左翼思想は猶根強いものがある」として、「国民全体が深く我が国体の精華と国民精神の本義とを自覚し、苟くも之に背反するが如き思想は一刻一片も存在を許容せざる覚悟を有することが必要である」とする。

これを一歩進めたものが一月に刊行される『思想局要項』で、学生課設置以来の学生思想運動に対する「対策と施設」などを総括している。そこに掲げられる「今日我が国思想問題ニ対スル根本的対策トシテハ我が国独自ノ国体観念、国民精神ノ真ノ体得ニ努メ我が国固有文化ノ発揚ヲ図リ之ニ基ク教育学問ノ振作創造ニ勗メ外来思想ノ咀嚼摂取ニ意ヲ

用ヒマルキシズム等ノ謬レル思想ノ矯正根絶ヲ期シ以テ現下ノ時勢ニ処シ国民ノ嚮フ所ヲ明カナラシムルヲ以テ其ノ要義ナリトス」という「根本的対策」の実現が、思想局の第一義的な役割と自認されている。一方、「今日教育ニ関係アル各方面ニ於テ行ハレツ、アル各種ノ思想運動ニ対シテ其ノ予防ト絶滅トヲ期シ更ニ之ニ対シテ必要ナル指導ヲ行フ」ことが「当面必要ナル処置対策」とされるが、これが左右学生思想運動や教員組合運動に対する取締の継続を指している。

おおよそ後者の機能に関連して、『思想調査資料』と学生思想運動・教員組合運動事件の速報的性格をもつ『彙報』が継続して刊行されていた（思想局としては『思想調査資料』は第二三輯〔三四年六月〕から）。三五年八月からは「国家主義運動」に関するものをまとめて『資料』として刊行する（第九輯〔三七年三月〕まで）。そして、前者の機能に関連して、三四年九月、『思想時報』が創刊される（第六輯〔三七年二月〕まで）。その目的は、「発刊の辞」の「思想対策としては、左右両翼思想に対する当面の指導監督のみでなく、日本精神に基く教育、学問及文化の建設の為に思想醇化に向つて進むことが刻下の緊要事ではなければならぬ」というところに示されている。これまでのような「マルキシズム等ノ謬レル思想ノ矯正根絶」にとどまらず、「日本精神に基く教育、学問及文化の建設の為」の「思想醇化」への邁進が文部省全体の共通認識となっていたことは、つづく文部次官三邊長治の「所感」からもうかがえる。「我が国一般思潮の底を流るる個人主義、抽象主義、唯物主義等に対し正鵠なる批判をなし、我国独自の精神文化の創造、発展に努め、特に之が教育上への実現を企図することは焦眉の急務なり」というのである。

これらは、いうまでもなく伊東思想局長の持論であった。『思想時報』創刊号掲載の「思想問題に就て」で、伊東は「極左思想の我国思想文化の中への根強き浸透、換言すれば極左思想の温床となるべき思想的、文化的内容を我国社会が持つて居るといふこと」こそが現時の「思想問題」と断じ、その「根幹から解決し、除去する」ために、「教育、学問の中に新に日本精神を樹立するの必要がある」と力説する。すでに一般的にも、また文部省の施策としても国家観念の涵養や国民精神の作興は唱道されてきていたが、伊東は「それにも付拘、今日の状態の起つたのは何故であらうか」と問いを發する。文部省自身の施策の責任を素通りして、「極左思想の温床となるべき思想的、文化的内容」の一掃と「教育、学問の中に新に日本精神を樹立する」ことに「思想問題」打開の方向を見出すのである。

当然とはいえ、こうした認識は思想局全体で共有されている。阿原思想課長は「根本的匡救策としては青年学生に対しても日本精神の真義を徹底せしめることである」（「学生思想運動に就て」『斯民』第二九編第七号、三四年七月）と述べ、岡田調査課長も「今日の急務は斯の如き明治以来の西洋模倣文化の余弊たる我が国民思想の欠陥弱点を根本的に匡正することである」（「思想問題と教育」同第二九編第一号、三四年一月）という。岡田の論には、「今日左傾思想運動が幾分減衰を示したからといふて決して安神は出来ない。病源は依然として存在するのであつて、たゞ治療が行届き、気候が好くなつたので一時発作が鎮静した状態と見るべきである。彼等は一時矛を潜めて待機の姿勢にあるのである。社会情勢の変化等に刺戟されれば何時復び出て来ないとも限らぬのである」とあり、日本精神の闡明と普及徹底を根本的対策とみる考えが、マルクス主義・個人主義・自由主義などの「病源」の徹底的除去という観点からも導かれていることがわかる。

伊東や阿原・岡田らの考え方をオーソライズするものとして、三五年前半、思想局『思

想問題より見たる教育内容改善の根本趣旨』がまとめられている。これは、「現下青年学生
の思想傾向、思想内容について調査をなすと同時に、之に対して現下の教育の精神及び内
容が真に適切なりや否や、改善すべき欠陥なきや否やを調査し、改善すべきものについ
てはその要点を提示すべき目的」のもとに進められ、得られたものである。発足は学生部時
代の三三年二月で、吉田熊次・紀平正美・平田勲（東京地裁次席検事）のほか、一高生徒
主事・早大調査課長らを囑託に委嘱した（会議の名称は不明）。まず調査方針を決定し、六
月から実際上の調査を進め、その結果（三五年一月刊の思想局『教育に関する学生の思想
調査』と思われる）にもとづき、三四年四月から三五年一月まで一二回の会議を開き、「教
育内容改善案」をまとめた。文部省内の調査と試案という性格であるが、内容はその後の
文部行政の方向を指し示している。

まず「教育改善」は、「文化の転換期なる現代の動向を観察して、よく将来の我が国民文
化を創造し、真の日本人を錬成すべき教育について、考慮せられたものでなければならぬ」
と位置づけられる。「教育改善の根本方針」は、「教育勅語」などに明示されているとして、
「天壤無窮の皇運を扶翼すること、即ち忠の徳」に求める点では、それまでの学生思想問
題調査委員会や思想対策協議委員の結論と変らない。そのことを、つまり「思想善導」の
理念として「国体観念の涵養・国民的人格の養成」が唱導されつづけながらも、形式的題
目となりがちにおわり、「深くこれを体得せしめ、如実に実生活に徹せしむる点に於ては未
だしの感ある」という自省をしたうえで、次のような展開へと進むところに、この会議の
新味がある。

第一は、「日本精神即忠孝の道」という断定である。それまで忠孝は概念知になりがちで
あったとして、「各自が国家にあつて、家庭にあつて、自己の人格的実行を通じて体得し得
るもの」とする。「日本精神」が氾濫するなかで、文部省はそれを「忠孝の道」と解釈し、
教育改善の「第一要点・中心動力」とした。第二は、そこから導かれる教育そのものの意
義の転換である。教師の役割を「知識教授」から「国民的人格を錬成し、国家的創造に参
与すること」へと転換すること、そこから「学校は知識教授を主とする偏知主義より脱し
得ることとなり、実行・体得を主として、躰や、鍛錬・修養を重んずる人格陶冶本位の
ものとなる」という発想からは、早くも国民学校の姿が見通せる。教学局時代のキー・ワー
ド「錬成」が数箇所で見られていることも注目される。

さらにもう一つ、「学問の改善」が提起される。「教育の改善は教育そのものに最も関係
深い学問が改善せられなければ、その真の効果を期待することは出来ない」という観点か
ら、「今日こそ真に我が忠孝の道を学問の大本となし、凡て従来のもを見直し、更に進ん
で新時代の学問を創造せねばならぬ秋である」と論じるのである。具体的に「教育学を始
め哲学・倫理学・法律学・政治学・経済学等所謂人文諸科の学問」が名指しされる。こ
こに、一九三六年に発足する日本諸学振興委員会の端緒を見出すことは容易である。しか
もその最初の部会は教育学会であった。

ところで、思想局創設に対する世評は批判的なものが多かった。最もきびしいものの一
つは留岡清男の論で、「一体思想対策などいふ問題が、文政上の国策として成立つだらう
か。思想問題が起らねばならなかつた源を遡及するならば、学生部それ自身の創設が問題
とならねばならぬ。之を思想局に昇格するなんていふに至つては、最早お話にならない」
（「文部省のお家騒動は何を象徴するか」『教育』第二巻第六号、三四年六月）という。吉

祥品夫も「思想局の新設の如きは、果して、どれだけの価値を有つものであらうか、甚だ疑ひなきを得ない。今迄の学生部にしながら、その望まれた目的が何処まで達せられたのであらうか？」と述べたうえで、さらに次のように論断する（「思想局の新設」『教育時論』第一七五八号、三四年四月一五日）。

思想局は、教職員の思想調査及び指導をもすると云ふのであるが、このスパイ的な調査事業は、明かに学事警察の充実拡大となるのであつて、甚だしく陰鬱な感を導入するものではなからうか？ 文教当局が、思想上の要視察人を以つて、教職員を遇するに至つては教育界の空気は甚だしくグルーミールならざるを得ないだらう。色眼鏡を以て見るようになれば、殆んど凡ての教職員が、右か左かの思想的彩色を持つ保菌者となり終るであらう。……単なる局課の新設増設は、一部少数官吏のめしの種に終るものでなければ幸甚である。吾々をして極言せしむれば、失業インテリに生活の道を保障することこそが、思想指導の根本策であるのだ。

思想局はこうした批評をものともせず、「学事警察」機能を拡充し、「国体明徴」「日本精神」闡明という「思想指導」に邁進していくことになる。にもかかわらず、思想局創設の「望まれた目的が何処まで達せられたのであらうか？」という疑問は一面で的中していく。有光は先の引用につづけて、「ところが思想局では、遠吠えみたいなもので、実際の行政にはちっとも反映しないのです。実際の行政に反映するには、専門学務局を通さなければなりません」（『有光次郎氏談話速記録』）と語るのである。身内からの批評ゆえに、思想局の限界がよくみてとれる。三年後に、思想局が外局の教学局へ再拡充される一因もここにある。

二 思想局の対策と施設

1 学生思想運動への警戒の持続

一九三〇年代中葉の学生思想運動の現状について、思想局では次のように捉えていた。まず「昭和九年度に於ける思想運動概観」(『思想調査資料』第二七輯、一九三五年三月)では「学生左翼運動は全く衰微し、頓挫低迷して居る状態」とあり、「昭和十年度に於ける左翼運動」(同第三一輯、三六年三月)では「昭和九年度に於いて殆んど凋落の状況を呈した教育関係に於ける共産主義運動は十年度に入つても何等その頹勢を挽回せざるのみならず国家主義精神の益々旺盛となれるに逆比例して、愈々萎微沈滞し僅に簡單なる数件の事件を記録するのみである」となる。ところが、三六年にはコミンテルン決議の人民戦線戦術の影響を受け、左翼学生運動も「合法範囲内に於いて一般学内団体、文化団体を利用し、その内に介在し以つて運動の発展を目ざす新戦術」(「昭和十一年度に於ける左翼運動」同第三三輯、三七年三月)を採るようになったと警戒を強める。

一九三五年までは、むしろ右翼学生運動への警戒に比重を移しかけていたといえる。三四年五月の学生生徒主事会議では、内務事務官吉垣寿一郎の講演「非合法国家主義運動に就いて」がなされ、「非合法国家主義運動は勿論であるが、合法国家主義運動たるの故に無条件で意を安んずることは出来ぬ。犯罪とならぬ運動でも、学生を指導訓育するといふ立場上十分留意を必要とすることが少なくない。されば各方面に細心の注意を払つて学生の国家主義運動の指導に善処せられたい」(『思想調査資料』第二五輯)という注文が付けられた。三五年五月の高校長会議では、警視庁特高部長安倍源基に「最近ニ於ケル国家主義運動ノ状勢」という講演を依頼している。三五年九月からは、「国家主義運動に関するものを輯録」した『資料』を刊行している。ただし、『資料』の刊行はつづくものの、三六年以降は再び左翼学生運動への警戒が強まったと推測される。

こうした現状認識は大学当局者にも共通している。東京帝国大学の場合、「前年秋に組織の再建を企てた学内の左翼も九年の始めには、名のみ共青ビューロー(日本共産青年同盟東大細胞書記局)のみとなり、之に付随すべき下部組織の見るべきものは殆んど無」く、九月にはビューロー員全員の検挙もあり、「学内は全く平静に帰して居る」という状況である。右翼学生運動については、「極めて健全なる進路をとり、研究と修養とに終始し得たことは喜ぶべき現象である」と楽観的である。

早稲田大学の場合も、調査課『昭和九年 早稲田大学々生運動年報』によれば、「本大学の左翼組織も全く崩壊を見るに至つた」と豪語し、さらに「学生消費組合も本年に入り、従来の政治偏重主義を清算し、本来の経済活動に転向したりと自称し、又文化団体も、現在の社会情勢の下に於ては、その左翼化の可能性も少く、両者ともそれ程問題とするに足りないであらう」とする。学生検挙者数においても警察「当局が積極的に着手するものではなかつた。されば実際の検挙率は昨年三割にも達しなかつた」という。『昭和十一年 年報』でも、「左翼運動は日に月に衰退の一路を辿るのみ」であり、人民戦線運動についても「殆ど之が是非の声を聞かず」という。メーデーなどの記念日も「当日に至りて始めて之に気付くといふ」状況で、「転た今昔の感に堪へざるものがある」と慨嘆されるほどである。

早稲田大学の場合、右翼学生運動については「其の組織の拡大、運動の発展は望み得ず、

且つ本学のそれは概して研究的にして実践に出づるが如き虞は少い」とみなされていた。一方で、右翼分子中には「直接行動を辞せざるものある」として、「今日の右翼に対しては、左翼全盛当時に払った注意と同等の注意を必要とする」（調査課『昭和十一年 早稲田大学 学生運動年報』）とされる。

高校の事例を松本高校の場合でみると、前年に校内で発覚した左翼組織事件に対する学校側のきびしい統制の結果、三四年度においては「生徒各自モ夫々左右両極ニ趨ルコトヲ戒メ、学校ノ行事、生徒ノ諸団体其ノ他ニ於テ、言動ニ現ル、トコロ概ネ平穩ニシテ思想運動ト見做スベキモノ跡ヲ絶ツニ至レリ」とする。三六年度には「前年度ニ全ジク思想一般状況ハ穩健ニシテ中正、且ツ着実熱心ニ勉学ニ努ム 殊ニ学校内ノ諸行事、生徒諸団体、ソノ他ニ於テ現ハル、生徒ノ言動又ハ発表等極メテ誠実、真面目ニシテ注意スベキモノ無ク、思想的ニ危惧ヲ要スル点更ニナシ」と述べるに至る（以上、「生徒状況報告」、旧制松本高等学校記念館『松高事件資料集』所収）。

もちろん、左翼学生運動の衰退・逼塞化は、警察・学校当局の連携による「組織的、継続的の検挙」を第一の要因とする。東北帝大学生課が警察・検察当局からの情報をもとにまとめた『昭和九年九月ニ於ケル仙台地方組織一斉検挙概況』（一九三五年三月、「志水義暲文書」、国立教育政策研究所図書室所蔵）には、これが「東北地方ハ未曾有ノ冷害、風水害ノ凶作ニ因リ人心不安ノ兆アルヲ觀タル当局ハ此レニ備フル為左翼分子一層ノ必要ニ迫ラレ」、おこなわれた一斉検挙であったことを伝える。当然ながら、検挙の主導権は警察ないし検察にあった。

このような左翼事件の発生や司法処分ごとに、文部省では各学校当局を叱責・督励する。その一例を、三四年四月二日付の文部次官名の明治大学総長宛通牒にみてとることができる（『資料 明治大学教育制度発達史稿（八）』）。

昭和七年中貴学生徒中ヨリ其ノ本分ニ悖リ治安維持法ニ関スル刑事被告人トシテ起訴セラレ予審ニ於テ有罪ノ決定ヲ見ルニ至リタル者ヲ出シタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザルニ付教職員ヲシテ向後一層一致協力学生生徒ノ教授訓育上遺憾ナキヲ期セシメラルル様御督励相成度此段依命通牒ス

同日付では、小林良正・山本勇造の二教員が思想事件で司法処分を受けたことを「教育上寔ニ遺憾」として、「部下教職員ノ統督」について「将来一層周到ナル注意」せよ、という通牒も発せられている。

こうした叱責・督励を待つまでもなく、各学校当局は左翼学生運動の根絶にあらゆる工夫を凝らした。学生主事・生徒主事をトップとする学生課の監視取締と思想善導の精度は一段と高められた。「寄宿舎があるところでは、持つて本を調べる位ならまだよいが、手紙さへ開封されることも珍しくない。……もし誰か怪しいものがあれば、すぐに呼び出して取調べ手記調書をつくらせる。手に余ればしかるべきところにそのまゝ引渡す。停学、除名、放校の武器がある」と評され、「制服の守衛だけでも沢山なのに、大学の中を外套も着ない私服の守衛が歩きまはり、学生が三人よればのぞきこみ、赤い紙はいふに及ばず鼻紙でさへ落ちてゐれば字でも書いてないかと拾つて歩く時代ではある」と揶揄される（以上、村井恒「最近に於ける学生層の動向」『社会評論』創刊号、三五年三月）。「学生放談会 帝大の巻」（『社会評論』第一卷第三号、三五年五月）では、「学校側の取締りは近頃どうですか」という問いに、「右手に劍、左手に鉛の形だね」「温情主義ですね」「守衛の数がふ

えて、教室の前なんかうろうろしてゐるのはいやですね。学生監の専属で私服の守衛がみえます。警察の刑事とおなじでせう。ありや不愉快だね」、「学校の中にどこへでも警察は来られるんですよ。学園の自由なんてすつとんでしまった」という応答が並ぶ。

抑圧取締が最も効果的だったとしても、依然としてこの段階でも取締当局の間に不協和音は消えなかった。三四年五月の第五回学生生徒主事会議において、横浜高商から協議議題として警察部・裁判所・学校当局との間で「意思の疎通とを欠き相互に反発して却つて共同の大目的の実現を困難ならしむる場合」があるとして、文部省主導による三者の「全国的常設的研究指導協議連絡機関」設置の要望がだされている（『思想調査資料』第二三輯、三四年六月、協議の内容や結果については不明）。

また、国民精神文化研究所の研究科に所属し、「転向」のお墨付きを得た学生生徒の再入学を認めない学校もあった。「転向者成績上々」との見出しのある『教育週報』第五一五号（三五年三月三〇日）には、「広島高師だけはどうしても復校を許可してくれない。触らぬ神に祟り為しと云つた様な態度を取つて居るのか」という山本勝市主任の談話が載る。三五年九月、文部省では高等学校規程を改正し、「思想問題等で学籍を失ひ後転向した者」らの再入学希望者に道を開くことにしたが（『教育週報』第五三八号、三五年九月七日）、翌年度の再入学希望者八名に対して、松本・広島・山口の三高は門戸を閉ざしたという。三六年二月九日付の『報知新聞』はこれについて、「昨年十月末には森第一高等学校長を始め、東京付近の高校々長達が、左翼運動に関係した学生は執行猶予になり如何に転向しても復校させないと申合せて、全国高校々長に之をすゝめた」と報じている。さらに、五月二二日付の『東京朝日新聞』は、「文部省の親心空し 転向の門開かず 各校、新設の規定に無関心 復校不能の六百名」という見出しで報じている。

なお、思想局「思想的理由ニ依ル退学者ノ復学ニ関スル調」（三六年四月末現在、「志水文庫」）によれば、二八年からの復学者数は一七九名であり、とくに三三年以降に急増している。大学の復学者が一三一名なのに対して、高校は一二名であり（ほかに専門学校三五名、中学一名）、そのきびしさは数字でも裏付けられる。

学校内に左翼学生運動の形跡を見出すことができなくなっても、その潜在的可能性に常におびえ、警戒を持続させるために、この前後の学生生徒主事会議などの焦点はその発見方法となった。三五年四月の第三回官公立商工文理大学学生主事会議の協議事項には、「最近学内左翼運動ハ殆ンド影ヲ潜メタルヤノ感アルモ尚警戒ヲ要スルモノト思ハル、其ノ暗躍策謀等ノ微妙ナル動向ヲ察知シ得ベキ手段機会等（例ヘバ学友会報ヘノ投書等）ニ付キテ御高見承リタシ」（『思想時報』三、三五年八月）があった。五月の実業専門学校長会議の協議事項の第一は、「生徒思想ノ動向ヲ如何ニシテ調査スルヲ最モ適当トスルヤ」（同）であった。この「暗躍策謀等ノ微妙ナル動向」の察知に、学校当局は全力を傾け、あらゆる事象を観察材料とした。三五年度の入試から「国史」が新たに試験科目に加わることになると、その答案を「受験者の思想傾向を窺ふ重要な資料」に利用することが提案される（官公立商大高商学生生徒主事会第五回協議会、三四年八月 『思想調査資料』第二四輯、三四年八月）。また、「兄や父が思想事件に関係したことを入学試験のハンデイヤツプとする。「罪九族に及ぶ」といふ言葉は依然として現実の言葉である」（村井恒「学生の受難期」『社会評論』第一巻第三号、三五年五月）ともいわれた。

大学以上に高校の生徒への思想統制は厳重におこなわれていた。ある東大生は、「左翼学

生は若い高校時代に早くも学校を逐はれ穏健な人々丈が大学に入学し、他方社会の非常時的国粹主義的の勢が学生層に影響を及ぼした」としたうえで、次のように述べている（石川源二「岐路に立つ東大生」『社会評論』第一巻第五号、三五年七月）。

一段下つて高等学校などでは驚くべき時代錯誤が横行し出してゐる。新潟高校では新任の岡田校長が図書室の社会科学やプロレタリア文学に関する書籍を全部書庫にしまひ込んで生徒の閲覧を禁止した。又同じ新潟高校の文芸部長朝日教授は、「高等学校では運動部の必要はあるが文芸部は無用だ」と言つて一切の文化的な会合や活動を厳禁した。この校長にして、この教授ありだ。

高知高校、浦和高校、東京高校等では強制入寮が復活し、学生に対する全面的統制の確立が計画されてゐる。華かな「高校自治」のロマンティズムも今や復古的潮流の為にはかなくも押流されようとしてゐる。

新任の岡田校長とは、学生部から思想局にかけて調査課長を勤めていた岡田恒輔のことである。岡田は調査課長時代の「女より男が、専門学校生徒より高等学校生徒が、一年生よりも二年生が、高等学校では理科学より文科学が、明白に進歩的であり左傾的である」（岡田「思想問題と教育」）という調査結果に忠実に、「病源」とみなした社会科学関係などの書籍の閲覧禁止という措置をとつたのである。高校を重視した文部省では、三五年一月から思想視学委員による視察を実施している。「思想問題の立場より直接学校に於ける各学科目の教授の実際及び学校全体の訓育状況」を見るために、吉田熊次・紀平正美・橋田邦彦・和辻哲郎らが、一校あたり二、三日の予定で派遣された（『思想調査資料』第二六輯、報告書などは不明）。

東京帝国大学の学生課の「指導の実況」をみよう。長年の指導取締によって蓄積されたノウハウにもとづき、「転向」への誘導が詳細にマニュアル化されている。まず、「些少の風聞、聞き込み、新聞記事をも之を材料として蒐積し、総合判断と事実の探究」により、「個人指導」すべき学生を選び出し、呼び出す。その後は次のような手順で進められる（『昭和九年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』）。

(二) 事情の聴取は出来得る限り消極的態度をとり、此方から調査の結果を持出さず、本人の自供に待つ様に努める。そしてその自供と既に此方で調査の結果判明して居る事実との符合程度を見、その符合完全なる学生については改悛の実あるものと認め、然らざるものについては改悛せざる疑あるものと判定し、将来の指導方針を決する。仮令思想運動の事実を正確詳細に自供するも、若し将来猶ほ思想研究は之を継続する旨を申立つるならば、その学生は将来再び思想事件を惹起するものと予想して先づ誤りない。(略)

(三) 自供が符合せず、改悛の実なきものと認められる者については、反省を求め、何回でも繰返し之を呼出し、厳密にその正確なる事実の追求を重ねる。之を途中で打切るとは、本人に自信を与へ反つて一層悪い結果を齎すことになる。回をかさねつゝ此方の調査の精確なること及び国家権力の強大、国家機関の精鋭を説き聞かす時、大部分は自供を完全にし、改悛のほのめきを示すものである。如何にしても頑強に事実を否認し続ける時は、仮令その犯した事実は比較的軽くとも、反省を促すために処罰するを例として居る。……処罰は大部分無期の停学にして居る。

こうした指導方針が一定の成果をあげたのは確かであろうが、高校などの処分のきびし

さに比べ、「帝大はその点処分は軽いね。起訴にならない限り放校しないからね」（「学生放談会」）と学生に足元を見られていた。

さらに就職や軍事教練も学生の思想統制に活用された。三四年九月の第一九回各帝国大学学生主事会議で東大の竹内良三郎学生課長が報告する学生思想運動「衰微の趨勢」の原因のなかには、「努力次第により就職の可能性の増大したる事」「思想関係学生の就職に於ける条件の不利なることの自覚」などがあった（『思想調査資料』第二五輯、三四年一月）。また、村井「最近に於ける学生層の動向」には、「軍教と就職とが緊密にタイ・アツプし、教練に合格しないと就職できなくなつて来てゐる。……高校及び専門学校では中学的厳烈さを加へ、一分の遅刻、一時間の欠席が詰問され叱責される。下駄を引きつづつて教練やつたのも今は昔の夢である」とある。「学生放談会」でも、軍事教練について「出席率は良いね、就職の時などに履歴書に書かせる所があるからね。巧利的に見て出てをることが必要だしね」とある学生は語っている。

警察などと連携し、左翼学生運動の封じ込めに自信を深めた学生課では、教育の見地に目覚める。「単に一部の学生を取締るといふのが本来の目的ではなく、積極的に学生生活の指導、学生諸君の相談相手であるべき」（東京商科大学予科「学生生活調査」、『思想調査資料』第二六輯、三五年一月）という方向に踏み出すのである。東京帝大の「指導の実況」も、「左翼学生の跳梁した時代に於ては、之を指導する暇もなく、監督に忙殺せられ、検察の府と選ぶなきかの観を呈して居たのも、止むを得なかつたが、左翼運動凋落の近況に於ては、教育の府として最もその指導に尽瘁する必要のあることは云ふまでもない」という自覚にもとづいて本格的に取り組まれたものであった。それは一般学生に対する「集団指導」としても実施され、従来からの「共済施設の拡充」のほか、新たに「体育施設の拡充」が加わる。「明朗性と健全性とはスポーツの産物」という立場からである。

こうした「教育の府」としての積極的指導を実施する必要上から、各学校では「学生生活調査」「生徒生計調査」を実施している。『思想調査資料』にも、東京商大予科や長崎高商の調査結果が掲載されている。また、三四年一月に東京帝大の実施した「学生生活調査」は、経済面とともに「日常の起居、勉学、修養、保健」、さらに「精神生活の概要」におよんだ。学生課では、調査回答数が「好成绩」を収めたことを「相当よく現学生の真面目さを物語る」と評価する。購読雑誌では「エコノミスト、改造、キング、科学知識、経済往来、思想、中央公論」（五〇音順）が並び、「主義又は世界観」では多いものでは「基督教主義、人格主義、人道主義、日本主義」（同）などという（以上、『思想調査資料』第二八輯、三五年八月）。

さて、公式の会議や書類では表にでないが、学校当局者の本音では、左傾以外なら享樂的生活を送ることも大目にみていた節がある。村井「最近に於ける学生の動向」では、カフェーなどに「現にある高校などでは生徒主事自ら生徒を引きつれて行くのである。……全ての学生は不満を持つてゐる。そしてそれをこの方面に放出させてしまふのは一番安全である。それ故にこそ「大切な子弟を預つた」当局はその大切な子弟を享樂型へと仕立て上げんとするのである。思想事件の処分に比してこの享樂の方面の事件への処分の軽いのも当然である」と指摘する。警察や文部省も社会的批判に配慮して、学生生徒のカフェーなどの出入りを制限するが、実効は乏しかった。東京帝大の学生課でも、左翼「運動を断念した学生が、その精力の発散を軟派方面へ向けつゝある傾向の多いことは、注意すべき

ことゝ思ふ。重苦しい現代の重圧に耐えかねての結果とも見られぬこともない、蓋しこの軟派発展の傾向は、思想学生以外の一般の学生にも相当認められる傾向であるから」と注目している（『昭和九年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』）。

しかし、以上のことは思想局のもとでの左翼学生運動への対応の半分にすぎない。残りの半分として、「学生左翼運動は全く衰微し、頓挫低迷して居る状態」という抑圧取締の成果を誇る一方で、常にその復活の可能性を予測し、警戒を持続させていることを見落とすことはできない。その端的な表明は、三五年六月学生生徒主事会議における松田源治文相の訓示の一説である（『思想時報』三）。

昨年度ニ於ケル教育関係思想運動ノ情勢ヲ見ルニ左翼運動ニ於テハ事件数、学校処分等ハ何レモ前年度ニ比シ激減シ其ノ大勢ハ鎮静ノ傾向ニアリマスガ、然シ尙未ダ警戒ヲ緩メル訳ニハ参ラヌノデアリマス。惟フニ今日思想運動ノ衰微ハ必ズシモ左翼思想ノ芟除又ハ其ノ根底ヲナス世相ノ改善ニ因ルモノデハナイノデアリマスカラ将来情勢ニ依ツテハ或ハ共産主義運動ノ勢力ノ挽回、再燃ナキヲ保シ難イノデアリマス。故ニ各位ハ学生生徒ノ指導監督ニ関シテ不断ノ努力ヲ致サレタイノデアリマス。

これは、他のいずれの会議でも繰り返し言及されることで、単に指導監督の厳重化を求める際の常套句ではない。本気で、左翼学生運動の「勢力ノ挽回、再燃ナキヲ保シ難イ」ことに危機感を抱いているのである。伊東思想局長は、「学生の中に左翼思想がなくなつたと見るのは早計でありまして、それは単に中心組織が壊滅したといふことであつて、個々の学生に就て観れば必ずしも左翼思想乃至はその苗床的思想傾向は清算されてゐないと思ふ」（『学生の思想と教育問題』〔社会教育パンフレット第二二三輯〕、三五年七月）と語る。阿原思想課長も、「要之、学生の極左運動は現在不振の状況にはあるが、之を以つて絶滅したりと考ふことが出来ぬと共に、十分なる指導監督をなすに非ざれば再び抬頭すること無きを保し得ないが為に、不断に充分なる警戒を必要とする」（阿原「学生思想運動に就て」と論じる。岡田調査課長の「今日左傾思想運動が幾分減衰を示したからといふて決して安神は出来ない。病原は依然として存在するのであつて、たゞ治療が行届き、気候が好くなつたので一時発作が鎮静した状態と見るべきである。彼等は一時矛を潜めて待機の姿勢にあるのである。社会情勢の変化等に刺戟されれば何時復び出て来ないとも限らぬのである」（「思想問題と教育」）というのは、すでに一度引用した。

国民精神文化研究所の研究生指導科主任の山本勝市は、「今日我国の状況は周知の如く、左翼運動は其の勢力を失つて居る。併し事情を知る我々の目から見れば、それはほんの表面の茸が採取しつくされたといふだけの事であつて、茸として成長すべき地下の菌糸が清掃されてゐるのではない。左翼的な思想や考方は恐しい程瀰漫して居るのである。また今日の学生は個人主義的な考方で教育され、唯物的機械的な考方にならされて居るがために、実に容易く左翼思想に侵される様に出来て居る」（国民精神文化研究所研究生指導科編『時行』、三五年四月）という。「病原」や「菌糸」という発想は、学生思想運動への潜在的な警戒の位相をよくあらわしている。そして、それらの出現の土壌として「個人主義的な考方」や「唯物的機械的な考方」＝欧米的思考が見出され、いわば土壌改善への本格的な取組みが現実化する。

こうした警戒感には三五年のコミンテルンによる人民戦線戦術の採用によって、さらに高まった。早くも思想局「昭和十年度に於ける左翼運動」では、それに触れ、「社会情勢の変

遷と、これに対応して常に何等かの行動を起さんとしてゐる左翼運動者の動きに、絶えざる注目を払はなければならぬ」とする。「昭和十一年度に於ける左翼運動」では、「合法範囲内に於いて一般学内団体、文化団体を利用し、その内に介在し以つて運動の発展をめざす新戦術は、その手段、方法が文化の発展、会員の親睦等を以つて表面的擬装となす関係上その取締は特に警戒を要する」という危機感を生む。三七年初めと推測される文部省の「教育関係に於ける最近の思想運動」（「志水文庫」）では、次のように観測している。

依然として青年学生層を地盤とする運動は所謂青年の特殊性に基きて根強き策動を続けつつあり又前記のコミンテルン第七回大会の決議に基ける合法部面による戦術の転換により一般左翼合法運動の展開と相俟つて学生生徒の文化運動に関しても極めて慎重なる注意を要すべきものありと称すべく、現在学内には約四、〇〇〇を超える学生団体あり多くは単に文化の研究を主眼とすると謂も中には学外思想団体に関与し居れるものあり、その主張するところについても社会民主主義自由主義等との区別頗る困難なるもの多々あり。その時機到らば再び左翼思想運動の温床となるべく、学生思想運動の監督と指導とは一層困難となり又その重要性を一段と加へつつあるの現状なり。

東京帝大学生課『昭和九年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』もほぼ同様な認識である。「左翼運動は決して之れを以て終熄すべきものでない」として、「社会状勢の曇天状態であること、及び一般青年学生の事物の考へ方より観て、油断は絶対に出来ないと思はれる。現代学生の一、二割は左翼的な考へ方の持主である」と注意を喚起するのである。ただし、早大調査課『学生運動年報』にはこの種の論及はない。

このような警戒感はどこから生まれるのだろうか。第一に、思想局および各学校の学生主事・生徒主事という思想統制・抑圧機構の常として、特高警察や思想検察の場合と同じように、それらの存在意義を維持継続させるために、抑圧取締対象たる学生思想運動の危険性を主張しつづける必要があった。しかも、学生部から思想局への昇格を実現したとたんに、学生思想運動が解消してしまうのは具合が悪かった。そのために左翼学生運動の衰微の事態に右翼学生運動に比重を移そうとしたものの、その実態そのものが乏しく目論見が外れかけるが、三五年後半以降、コミンテルンの新戦術採用への警戒という新たな意味づけが見出せたという流れとなる。

もう一つは、「個々の学生に就て観れば必ずしも左翼思想乃至はその苗床的思想傾向は清算されてゐない」および「現代学生の一、二割は左翼的な考へ方の持主である」という観測が、単なる誇張ではなく、実際の状況に近いものがあつたと推測されることである。「再び抬頭すること」の現実的危険性を敏感に感じとっていたといえる。そのように推測を加えるのは、当時の論調である。先ほどから引く「学生放談会」には「発酵状態にある学生運動」として、次のような帝大生の発言がある。

地盤だけはありますよ。元のやうに華やかにぱつとしないといふ傾向はありますがね。寧ろよい傾向だと思つてゐます。

小さい団体の研究といふことが流行つてゐますね。五六人、十人集まつて資本論を研究するといふことがありますね。それから雑誌を出してね。

また、村井恒「学生の受難期」は、天皇機関説事件に関連して、「東大、商大、早稲田などの学生の集つてゐる所へ行つて見たまへ。教室、芝生、食堂、喫茶店等々に三々五々角

帽の群が、憲法論争を批判し、支配的諸勢力への……もらし、京大事件の失敗を語つてゐるのに出会ふであらう」と紹介する。そして、大森義太郎「彷徨する現代学生群」(『中央公論』三五年一〇月)の次のような観察も引用の価値があるだろう。

実際、現代の学生群に対するマルクシズムの影響は、僕等が想像したよりも深いやうである。特に、学生運動の没落直後には、当然起る反動として、マルクシズムに対する嫌忌と敵意とが相当に強く見られたけれど、さういふ反動が去り、正常に復した最近は、一般のファツシズム的な政治情勢の進行にもかゝらず、学生群の間にはマルクシズムの理論に対する支持と興味がなかなか強くなつてゐるやうである。(略)普通の学生も、かなり多くが、マルクシズムの理論、特に基礎理論に対する興味を催してきてゐることは、学生群の実情に多少とも通じてゐるものであれば、認めるところであらう。彼等はふたゝび『資本論』や『剰余価値学説史』を読み始めてゐる。卑近のことであるが、マルクシズム文献の古本の値段のあがつてきてゐることなども、右の学生群の形勢を示唆するものでなからうか。某社発行のあるマルクスの著書の翻訳は、絶版だといふので、定価一円のもの市価六円を唱へてゐる。

これについて、大森は実践に「半歩すら踏み出さうとしない」学生の意識をも指摘し、「一般の無産者運動のまたはなはだ振はない」ことに対応して、学生運動の再興を悲観的とみる。

こうした学生層の意識を、当局者たちはかなり正確に把握していたといえる。それは次のような脈絡で、確信的な見解となる。「左翼的思想内容」は現在でも十分に清算されていないという立場から、「その基礎となる思想は従来養はれた、学生の少年時代より受けたるものであり、又知的理論的な組織」であり、「従て一朝一夕に容易にその清算は困難」とみるのである(伊東『学生思想と教育問題』)。阿原思想課長の言でいえば、「思想問題の所謂苗床的原因が除却せられてゐないところに運動発生の真因が存在してゐる」ということになる。そこから根本的打開策として「青年学生に対しても日本精神の真義を徹底せしめること」(「学生思想運動に就て」)が導かれる。また、岡田調査課長は、「今日の急務は斯の如き明治以来の西洋模倣文化の余弊たる我が国民思想の欠陥弱点を根本的に匡正することである」(「思想問題と教育」)と論じる。それらは、前述したように、学生部から思想局への昇格のもう一つの理由に他ならなかった。

「日本精神の真義を徹底せしめること」という方向性は、三五年六月二七日から開催された直轄学校学生生徒主事会議(一二二名出席)で確認された。そこで「思想指導要旨」が決定されたのである。「我ガ国思想文化ノ根本原理タル日本精神ノ真義ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ、以テ共產主義ヲ根絶スルト共ニ急進的ナル国家主義ノ逸脱ヲ防止シ、国民ヲ穩健中正ナル自覚ト行動トニ導キ、日本文化ノ堅実ナル発展ヲ図ルコトヲ目的トシ、而シテ之ガ為ノ必然ノ過程トシテ現代ノ社会思想ヲ混乱ニ導キタル諸思想ノ因由、形態、流弊ヲ究明シ、之ガ醇化ニ昴ムルモノトス」というもので、その際の「思想指導に関して教育の観点より留意すべき要点」四つが、この「要旨解説書」では次のように列挙される(「石井昴関係文書」 東京大学法学部近代日本法政史料センター所蔵)。(一)と(三)を引く。

(一) 学生生徒の指導訓育は日本人錬成の精神によつて貫徹され、これが為の諸施設は一面社会より波及する悪風より学生生活の健全性を擁護し伸張し、他面敢為の気魄、剛健なる意志、高貴なる情操及び活力の充実を図るために益々その改善拡充を期せ

ねばならぬ。

(三) 教育は国体の精華を顕現する修練であり、行であつて、教育者が被教育者に相触れ切磋する所にのみ獲得せらるる国民の創造作用である。この事は個人の知識、技能の習得を目的とするのでなしに、我と汝とが相対立し切磋しながら共同一体なる道を需むることであり、人間としての本源に参ずる作用であるが故に、全体に於て自己を見る。換言すれば具体の道を行ずることである。この意味に於て抽象的なものでなしに現実的、實際的でなければならぬ。

もちろん思想局が起草したものであろうが、とりわけ注目すべきことは「日本人錬成の精神」や「行」という観念が早くも用いられていることである。次章で論じるように、一九四〇年前後には「錬成」「行」が教育界を席捲し、合理的科学的な思考は否定されていくが、その端緒の一つがこの「思想指導」の理念のなかに見出されるのである。もっとも、各大学・高校などにおいてすぐにこの「思想指導要旨」にもとづく「日本精神の闡明」が実行され、それ一色に染め上げられていくわけではないが、その方向性が示されたという意味で、三五年の「思想指導要旨」の決定は重要である。

「日本精神の真義」の徹底は、すべての教育領域にわたるが、大学・高校などにおいてこの時期に新たに試みられたのが「日本文化講義」の実施である。「思想指導要旨」の具体化であり、さらに後述する「天皇機関説」問題に発する国体明徴の実践の一つでもあった。三六年七月二二日付で、思想局長が帝国大学はじめ直轄諸学校宛に発した通牒には、目的について「大学並直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ広く人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及ビ日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本独自ノ学問、文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムルタメ權威アル学者等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス」とある。「本講義ハ必修科目ニ準ジテ行ヒ学生（生徒）ヲ必ず出席セシムル様適宜方法ヲ講ズルコト」という指示が付される。毎回二時間で年間三回から五回、六時間から一〇時間がこれに振り向けられることになった（『思想時報』五、三六年八月）。経費五万四千四百円は新たに文部省が計上した。三六年度に実施された講義の講師には、作田荘一・田辺元・西田直二郎・紀平正美・吉田熊次・橋田邦彦らがいる（『思想時報』六、三七年三月）。その顔ぶれや講義内容からすると、従来からおこなわれていた「特別講義」と大差はないように思われる。

これらに対する学生の反応はどうだろうか。「マルクシズムの理論に対する支持と興味」が広がりつつあるなかでは、露骨に「国民的性格ノ涵養及ビ日本精神ノ発揚」を唱道する講義は不評だったと思われる。「安岡正篤や藤沢親雄の講演会に耳を傾ける学生は少ないが、然し尾崎行雄が来たといへば、忽ち講演会場は鈴なり満員だし、平野義太郎、山田盛太郎の学術的な講演会でさへ、窓にぶら下がらなければならぬ程の人気である。森戸辰男がお得意の「大学自由論」で熱弁を振つた時は、拍手喝采がいつまでも鳴りやまなかつた」（伊東韶夫「学生時評」『社会評論』第二巻第五号、三六年五月）という状況が、まだ三六年前後にみられたとすれば、この日本文化講義への学生の反応は冷ややかであっただろう。

思想局では、三六年から「日本文化教官講習会」も実施している。これも「天皇機関説」問題に発する国体明徴の実践の一つである。七月には五日間の日程で高校などの歴史科教員や生徒主事らを、十一月には四日間の日程で自然科学科教員や生徒主事らを対象とした。前者では「我が国歴史教育ノ本義」が、後者では「自然科学教育ノ本義」が「研究討議題」

とされ、聴講者の意見が発表された。

これらを実施するために、三六年七月一八日公布の文部部内臨時職員設置制中改正により、新たに思想局に事務官一名と属二名が増員された。

2 国民精神文化研究所の停滞

一九三四年の文部省の内紛の当事者である社会教育局長関屋龍吉は、五月二九日、国民精神文化研究所の所長に就任した（それまでは栗屋次官が所長事務取扱となっていた）。後年、関屋は「永らく本省の生活を続け来つた自分にとっては、狭隘なる一室に少数の職員を集めて行つただけに、少々寂寞の感を抱くと共に奇異の情をも禁じ得」（「創立十周年年号に寄す」『国民精神文化』第八卷第九号、一九四二年一〇月）なかったと率直に語る。

この人事が「左遷」とみなされたのは、文部省の出先機関への転出であることに加え、国民精神文化研究所への評価も低かったためである。「国民精神文化研究所が、唯々として新所長を迎へたことの従順性は、流石に文部省流思想善導の本山として感服するのであるが、たゞこれによつて文部省自身が、思想対策の中心機関で、もあるかの如く宣伝する研究所を、必ずしも尊重してゐないのではないかといふ感じを与へることは、教育刷新思想対策の新政策を掲げた政府のやることとしては、頗る遺憾である」（「先づ文部省内を刷新せよ」『東京朝日新聞』社説、三四年六月三日付）という批判は、研究所に対する冷ややかな視線の存在を物語る。教育週報社の主催した教育関係者の座談会でも、「精神文化研究所などいらぬ」「あるからいけないのだね」などの評が飛びかっている（『教育週報』第四八〇号、三四年七月二八日）。

それでも「精神文化研究所長は、よし左遷にしても、時代から見て仕甲斐のある職場でありこの人の適所ではあるまいか」（紙館勇「文部省お家騒動」）という観測があたり、関屋は四一年六月に退任するまで、八年という長期間にわたつて所長を勤めつづけた。その一方で、「斯ういふ人物を、所もあらうに、国民精神文化研究所長に任じたのは、教学刷新に逆行した人事で、文部行政の墮落を暴露したものに外ならぬ」（藤原喜代蔵『明治大正昭和 教育思想学説人物史』一九四四年）という対照的な酷評もある。関屋は就任に際し、「唯一時の時局対策的施設にあらず、又単なる研究機関に止まらず、国民の冀求に副ひ、本然の力の示現を誘ひ、国家の進むべき方途を指示せんとする」（「就任に当りて」『国民精神文化研究所々報』第五号、三四年八月）と抱負を述べる。

関屋の所長就任の直前、国民精神文化研究所の開所式がおこなわれた。三二年八月に神田一ツ橋商科大学跡の仮庁舎で事業を開始し、三三年五月に品川区上大崎長者丸に新庁舎が竣工するとともに移転していた。「諸般の事業漸く其の緒に就きまして、将来に対する目やすも附いた」（栗屋所長事務取扱「式辞」『国民精神文化研究所々報』第五号）という段階での開所式の挙行であった。斎藤首相兼文相の「祝辞」には「其ノ教員研究科ハ修了者ヲ出ダスコト既ニ三回其ノ研究生ニシテ転向帰校セルモノ亦十余名ニ達ス、此等修了者及ビ転校生ノ皆能ク本所設立ノ旨趣ヲ体シテ鋭意其ノ事ニ当ルハ大ニ意ヲ強ウスル所ナリ」とあるものの、研究所の第一義的使命である「新日本文化ノ創造、建設」という研究部での成果については言及がなかった。いみじくもここに示されるように、研究面における達成・成果の乏しさや、そもそも文部省の機関で「新日本文化ノ創造、建設」なるものが可

能かどうかという点からも、研究所の存在に疑問が投げかけられていた。

それは研究所の当事者にも認識されていた。三四年九月に研究部長に就任する吉田熊次は、「自分の国民精神の学説は、思いつきや神がかりの国体論ではないのだとして、薄弱な国民精神論者を厳しく批判した」（海後宗臣「吉田熊次先生の思い出」『教育哲学研究』第一一〇号、一九六五年）という。部長就任にあたり、「我が国の思想界・学界は世界のあらゆる主義・主張を包容するが故に、是等を融合し整理して、我が国民精神を培養することが特に本研究部の任務でなければならぬ」（「就任の辞」『国民精神文化研究所々報』第六号、三四年十一月）と述べるのは、おそらく紀平正美らに代表される「思いつきや神がかりの国体論」への牽制だったと思われる。また、『国民精神文化研究所月報』創刊号（三五年一〇月）に寄せた「研究部の使命」のなかでも、「自由主義・個人主義の弊害」を指摘しつつ、「その弊害のみを見て再びそれ以前の旧態に逆転するが如きは決して人文の発達に貢献する所以ではあり得ない」と断乎とした調子で論じた。

しかし、その後、吉田が満足するような研究部の運営ができなかったことは、教学刷新評議会特別委員会の場合での発言から推し量れる。吉田が三六年二月二四日の第三回特別委員会に提出した「教学刷新に関する私見」という文書のなかには、「有力なる国立文化研究所を設けること」という項目があった。「私自身モ其国民精神文化研究所ニ関係致シテ居ルモノデアリマシテ、自分デソレデハイカスト云フヤウナコトヲ申シマスノハ、個人トシテ甚ダ心苦シイノデアリマスケレドモ、評議会ノ委員トシテ之ヲ考ヘマスル場合ニ現在アルモノデハ其目的ハ到底達シ得ラレナイヤウナ事項ヲ茲ニ挙ゲマシタ次第デゴザイマス」と述べ、「(ロ) 大学其ノ他ノ学問研究機関、教育機関等ト連絡協調ヲ保ツコト」という項目では次のような状況を吐露するのである（以上、文部省『教学刷新評議会特別委員会議事録』第一輯）。

今日ニ於キマシテハ研究所ハ未ダ各大学カラ全面的同情モ賛辞モ得ラレナイノデアハナイカト思ヒマス、斯ノ如キ状況ニ於テハ研究所ガ仮令ドンナ事ヲヤリマシタ所デ、日本全体ノ学界ニソレガ承認ヲサレナイ、或ハ認メラレナイト云フヤウナモノデアツテハ、ドウシテ国民全体ヲ指導スルヤウナ研究ナリ、カナリト云フモノガ得ラレヤウカト考ヘルノデアリマス

創設前後、「高等学府の人々は大方反対者であるのみならず、所の仕事に直接参加することをば拒まれた」（紀平正美「十年間」『国民精神文化』第八卷第九号、四二年一〇月）という状況であったが、それは三年余が経過してもほとんど変化することはなかったのである。

教学刷新評議会では、吉田に先立ち、国民精神文化研究所の兼任研究員である作田荘一も現状の研究所のあり方への不満を語っていた（第二回特別委員会、三六年二月一三日）。「研究所ガ如何ニ虐待サレテ居ルカト云フコトヲ僅カナ例ヲ以テ申上ゲマスガ、精神文化ノ方ニ於キマシテ今在ル所ノ国民精神文化研究所ニ於テハ設立以来今日ニ至ル迄凶書費ト云フモノガ一円モ無イト云フコトデアリマス、一円モ本ヲ買フコトハ出来ナイノデアリマス」（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第一輯）という。「虐待」という強い言葉を用いるのは、「国民精神」の重要性を認識しない大蔵省や議会への非難が込められている。これは脱線気味の発言だが、作田の真意は「国民精神文化ノ総合的研究」の提唱にある。「我国ノ固有ナル並ニ撰取セル精神文化ヲ研究スルコト」とどまらず、「東洋及ビ西洋ノ精神文

化ヲ源流ニ遡リテ研究シ、コレヲ国民文化ニ撰取スルコト」などを目標に掲げるが、この背景には、吉田と同じように「思いつきや神がかりの国体論」や「薄弱な国民精神論者」が主流となっている現在の研究所の態勢への不満があると思われる。

研究所からは文部省の対応を批判する声もあがった。三六年七月の思想国防研究会（後述）の席上、山本勝市は「文部省が研究所にどれだけ力を入れてあるかを聞きたい。我々は必死にやつてゐるし世間でも研究所に期待する処大なるものがあると思ふが、講義の室もなく、図書費も不足する為、仕事も不活発で世間の期待にそふことも出来ず、誤解を受ける恐れがあるが、その点充分考慮して頂きたい」（「第四回思想国防研究会情況」、国立教育政策研究所「志水義暉文庫」所収）と発言するのである。研究部経済科の所員として、研究生指導科主任として、山本は「仕事も不活発で世間の期待にそふことも出来ず」ことを認めつつ、その要因を文部省の協力体制の不備に求めている。

研究所の外からも吉田や作田に同調する意見があがっていた。教学刷新評議会第三回総会に「教学刷新ニ関スル意見」を提出した土方成美も、「国民精神文化研究所ノ拡充、或ハ或講座ノ新設等モ結構デアリマスガ、以上ノ点ニ鑑ミ、充分綜合的ナル研究ヲ希望シテ止マナイ」と論じていたのである。「以上ノ点ニ鑑ミ」とは、日本精神の浅薄さや偏狭さなどを指している。また、第一回特別委員会で、永井柳太郎が、「現在存在シテ居リマスル精神文化研究所ト云フモノハ是ハ、ドウ云フ趣旨デ設立サレテ居リマシテ、ドウ云フ範囲ノ仕事ヲシテ居ラル、カ日本精神ノ本義ヲ闡明スル機関トシテノ仕事ヲシテ行クコトガ出来ナイモノデアルカドウカ」（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第一輯）という初歩的な質問をしていることも、国民精神文化研究所の認知度の低さを物語る。この質問に対しては、伊東思想局長が詳細に答弁している。研究部門への評価の低さを文部省も認識していたはずで、後述する日本諸学振興委員会（三六年九月設置）の創設は、「新日本文化ノ創造、建設」という課題を別のかたちで追及しようとしたものといえる。

研究所の所員の入れ替わりもあった。教育科では海後宗臣に代わって伏見猛彌が入った。同じころ所員となった大串兎代夫と助手の小島威雄とともに伏見は「精研の三羽鳥的存在」と評され、「この三人は華々しく対外的にも活動した」（志垣寛『教育太平記』）。それまでの紀平や山本勝市らとともに、国民精神文化研究所を代表する論者となっていく。

研究部門の低調さと対照的に、教員研究科と研究生指導科からなる事業部の成績を文部省では高く評価し、拡充を図った。なかでも教員研究科の実績を成功例とみて、二方向への拡充を実現する。一つは、研究所の教員研究科自体の拡張で、当初の師範学校教員から中学校教員に範囲を広げる。もう一つは、後述する国民精神文化研究所の地方支所というべき各道府県国民精神文化講習所の創設である。

教員研究科の研究精神の第一に掲げられたのは、「特ニ教員研究科ニ於テハ本所ノ研究精神ヲ体シ、独自ノ目的ト態度ト方法トヲ以テ、国民精神文化ヲ研究スル道場タルヘキモノトス」という綱目であった（小野正康「教員再教育の十年回顧」『国民精神文化』第八卷第九号）。それは言い換えると、次のような「指導方針」として具現化されようとする。教員研究科主任の小野正康が紹介する、三四年一月の「議会答弁材料」として作成されたメモである（同前）。

- 1 現代の我が日本の教育を如何にするかの研究に関する教育
- 2 知識を増加し或はその方法を考究する為の教育に主眼をおくよりは、むしろ日本

人の教育者といふ自信力即ち肚を作る教育

3 対策の伝授にあらずして日本教育の主体的実践者としての其の教師を作るの教育

4 日本精神といふ軌道へ自他相共に載つての本質を直接に把握する教育

これらは、講義以外に、演習、科外講義、見学、座談会などを通じて希求された。このような「道場」的な再教育により「挙げ得たる指導成績」では、「研究員自ら言ふ 腹が据はり、言ふことに自信が出来た」と自賛する。また、「学校長等は言ふ 変つた、心構は勿論、態度まで異つた。浮いてない、大地を踏んでゐる」、「所員は言ふ 研究員は皆変る。転向する、謙虚でしかも自信に満ちて、帰つて行く。頼もしい、一校にせめて三人出来れば、学校を一新させうる」（以上、同前）と、半年間の再教育の効果を高く評価するという。そして、修了生は、後述するように各道府県の国民精神文化講習所の講師や思想問題対策委員会の委員などとなり、第一線における国民精神・国体明徴の鼓吹者・担い手となっていく。

こうした実績を踏まえて、文部省では昭和九年度の新規計画として、教員研究科を中心とする国民精神文化研究所の大拡充を計画する（経常費として一五万円と増築の臨時費七〇万円を計上）が、大蔵省の査定により大幅に減額された。それでも昭和八年度の国民精神文化研究所の経費約九万五千元は、昭和九年度には三万円増加した。これにより、三四年四月、所員二名と助手二名の増員が実行された。

研究生指導科については、当初不人気であったが、「転向」の潮流のなかで次第に入所者も増加し、「成業」と認められると、復学や他の学校への入学などが可能となる。三五年三月までの入所者は四八名（他に聴講者一名）、学校復学となった者は二六名を数えた（思想局『思想時報』二、三五年三月）。指導方針としては「先づ過去の生活態度に対する反省とマルクス主義の理論的批判に努力せしめ、ついで我が国体国民精神に就いての研究をなさしめ、以て日本人としての確固たる生活原理を樹立せしむる」（『思想時報』一、三四年九月）とされたが、それは「行を通じての日本精神の体得」（『思想時報』二）という方法を通じてなされようとした。

「父兄との連絡、前研究生との親睦、共同相互研鑽を目的として」（『国民精神文化研究所要覧』三六年三月）、三三年一二月、新聞型の『清明』が創刊された（月刊、未見）。その一周年記念として、日本文化協会から『時行』（三五年三月）が刊行される。紀平正美はその序で、「自己の実参よりして得たる所のものをば、学生なり、父兄なり、教師なり、其他即ち一般世間に廻向せんとする」と述べる。本文は「行の立場への転回」という文章から始まり、たとえば「我々が親に事へてまめである処に親の存在、孝の世界の實在は明々白々たる事実なのである。実際に我々はこの世界を知的に追究することによつて却つてこれを見失ひ、そして現実的にそうした「解釈」の、又「解釈」する態度そのものの、破綻に直面してその誤謬を慙愧しつゝあらゆる「解釈」を超えた「行」に転入することによつて、この世界に連れ戻されたのであつた」とする。そのような立場から、「学生の社会的関心」について次のように説明される。

社会生活は之を具体的な個々の生活から切離して了つて考へる事は出来ない。学生が、まづなすべき具体的な個々の実践にとけ込むことをせずして、学生生活から別に「社会生活」を考へると云ふ考へ方は誤である。学生が彼等の生活に特に付与せられてゐる「つとめ」を自覚して充分にこれを遂行することこそ、学生の心に根差すあらゆる

問題の解決への第一歩である。「つとめ」を十分に遂行すると云ふことは人間の本来の生き方、即ち具体的な「行」の姿に外ならない。かうした生活に力強い足場を得てこそ、始めて学生の心はその地位に安住し、而も彼等の「つとめ」を十分に果すことが出来るのである。

学生の社会的関心や実践、あるいは「批判的精神」は、「知的・「頭」的なものとして排除され、「具体的な行」の実践に価値が置かれていた。

一九三六年一月一三日には「転向学生の将来」に関心をもつ高松宮が来所し、「資料室や赤化転向学生の真摯な勉学ぶりなどを親しく御覧になつた」という（『読売新聞』三六年一月一四日付）。「御帰還の折、列立せる職員の末尾にみた研究生を御紹介申し上げたところ、御会釈を賜つたことは御関心のほど恐れ多き極みであつた」と、当時の関屋所長は回想する（「創立十周年記念号に寄す」）。

教員研究科が軌道に乗り、拡張を遂げていくのに対して、「時局ノ影響其他ノ理由ニヨル学生共産運動ノ衰退ノ結果」、研究生指導科への入所指導の希望者は「殆んど皆無」となった（最後の入所は、三七年三月に二名〔『国民精神文化研究所要覧』四〇年三月〕）。このため、国民精神文化研究所では三七年四月以降、次のような方針に転換した（「公文類聚」第六二編・一九三八年・卷一二）。

- 一、約百名ノ修了者及準修了者ノ保護指導
- 二、修了者中ノ理論的優秀分子ヲ動員シテ「共産主義ノ理論的克服」ヲ目標ニ執筆セシムルコト
- 三、東京保護観察所、日本文化協会、国民思想研究所等ノ機関ヲ通ジテ指導ニ当ルコト
- 四、高等学校、専門学校、大学ニ在学中ノ生徒学生ノ思想指導ニ当ルコト（人民戦線的雰囲気ノ中ニ思想的煩悶ヲモチテ来訪指導ヲ求ムル学生多シ）

これに関連して、『教育週報』第六二五号（三七年五月八日）では「転向した学生が今度は転向させる役 研究生のなくなった精研 指導者養成の計画」と報じている。山本は「特に学問も研究心もある者を会社の事務員などにして置くのは惜しいと思ふので、十名ほど選んで曾つての経験を基として日本の思想界を益するやうな研究をさせたい」と意気込む。実際にこの計画がどのように実施されたのかは不明だが、この「研究生成業者」のなかから国民精神文化研究所の助手に採用された者もいる。三五年三月「成業」の森正也と同六月「成業」の三木勲で、ともに研究部思想科に所属している（『国民精神文化研究所要覧』四〇年三月）。

さて、国民精神文化研究所の新機軸をみよう。まず、「思想国防研究会」の発足で、思想科の山本勝市を中心に研究部各科を横断して組織された。二・二六事件前の「かなりの鬱屈せる」（国民精神文化研究所『思想国防研究部設置の趣旨』三八年七月）空気のなかから生まれたというが、その「鬱屈」とは、山本のやや後年の著述によれば、「我が国にこの共産主義の侵入を防止せんが為には、之を可能ならしめる温床を是正し、コミンテルンの策動の偽瞞性を暴露反駁し、共産主義の理論的根拠の誤謬を指摘しなければならない。更にかゝる消極的政策に満足せず、積極的に我が民族の伝統と使命とを明らかにし、万国無比の国体を自覚せしめ、危険思想の侵入を防止し之を排撃し得るだけの確乎たる思想を涵養しなければならない」（山本『思想国防』「教学叢書」第二輯、三八年二月）という切迫感を

指すと推測される。前述の山本発言にあった「仕事も不活発で世間の期待にそふことも出来ず、誤解を受ける恐れがある」という、停滞低調気味の国民精神文化研究所の研究活動の打開という意味合いもあったかもしれない。国民精神文化研究所が、こうした「思想国防」のリーダー・シップをとろうとして、研究会の主催者の役を買って出たのである。

三六年二月一八日、所員会において「思想国防研究会」の設立が決定したものの、二・二六事件の余波を受け、各省の思想関係者を集めた第一回の会合が開かれたのは五月一五日であった。その後毎月二回の例会がもたれた。そのうち七月一五日の第四回と九月二日の第五回の様子がわかる（「志水義暲文庫」所収）。まず国民精神文化研究所の近況と陸・海軍の「思想警防の状況」について報告があり、第四回で司法省と文部省、第五回で内務省・外務省から報告がなされた。内務省からは加藤祐三・猪俣敬次郎事務官、司法からは平田勲大審院検事局検事という特高警察・思想検察の第一級の人物が出席した。文部省からは小川義章調査課長と田中義男思想課長（いずれも第五回）が加わる。研究所からの出席者は山本のほか、法政科の井上孚麿と大串兎代夫であり、紀平正美ら数名が傍聴者となっている。第四回では、研究所の作成した次のような「思想国防ニ関スル覚書」が配布され、夏休暇中の研究が要請された。

各省ニ思想係アルモ、ソノ聯絡統一ナシ。速ニ思想国防ニ関スル中枢的機関ヲ設クヘシ

思想国防具体策試案

一、内閣ニ思想国防中枢機関ヲ設ク。

思想国防中枢機関ニ各省聯絡協議会ヲ付置ス。

二、思想国防中枢機関ハ思想国防ニ関スル統一的調査、研究、計画及ソノ実施ニ任ス。各省聯絡協議会ハ聯絡諮問機関トス。

三、思想調査研究ノ实例

例、内外ノ思想情報ノ蒐集、思想家リストノ作成等

四、計画、実施ノ实例

例、文書戦（文書、雑誌、新聞ノ思想的或ハ財政的援助等）宣伝機関ノ国家的活用（ラヂオ、講演会、映画、音楽、文芸作品等）

思想的運動ノ実施（日本主義労働運動ノ援助、日本精神ノ道場ノ建設等）

この試案作成にみられるように、研究所（というより山本や井上）の意気込みは非常に強い。そして、その熱意に他省の関係者は困惑気味で、「思想国防」のけん引役をこの研究会が担おうとする山本らの独走にブレーキを掛けている。たとえば、山本が「国体と憲法、国体と経済」などの「根本的な問題については完全な一致に到達することが必要だ」とするのに対して、内務省の猪俣事務官は「私の直感で云ふが、こんな会でそんなことを研究するのは分でないと思ふ」と反対する、という具合である（「志水義暲文庫」）。この「思想国防研究会」の展開については、次章に譲る。

国民精神文化研究所では、三五年以降、さまざまな講習会を実施している。労務者指導員講習会（三五年二月）、教育行政関係者講習会（三五年五月・六月、一一月、三六年一月）、実業専門学校講習会（三五年七月）、全国公立実業学校長講習会（三六年一〇月）、学校配属将校講習会（三六年七月、九月、三七年三月）で、おおよそ一週間程度の日程である（『国民精神文化研究所要覧』四〇年三月）。また、「他ノ官庁、団体ノ要請ニヨリ所員ヲ出講セシメタル回数ハ余リニ多数ニ上リ、枚挙ニ遑ナキ」（「公文類聚」第六二編・一九三八年・

卷一二) という状況という。こうした対外的な活動への積極的な取組みを通じて、国民精神文化研究所はその存在の認知を図るとともに、国体明徴イデオロギーの浸透の一端を担った。

なお、後述する「天皇機関説」問題に関して、国民精神文化研究所でも対応を迫られた。『教育週報』第五五一号(三五年一二月七日)は「新たに建直す憲法学の研究」と題して、「研究の不十分を感じて居る法制方面の担当者を置くこと、憲法学に関する研究資料を広く内外に亘つて蒐集し、日本の憲法を中心とする研究を行ふこと」などが計画されていると報じている。ただし、この具体化には時間がかかり、実現をみるのは三八年八月の国民精神文化研究所官制の改正においてである。これも次章に譲る。

3 日本文化協会の創設

一九三四年二月一日の紀元節を期して、「日本文化協会」が創設された(事務所は日比谷公園内市政会館に置かれた)。思想局編『思想時報』第一号(三四年九月)によれば「文部・内務・司法各省の思想関係当局者、国民精神文化研究所員、大学其の他諸学校の校長、教授並に民間有志等三十余名の発起に係るもの」というが、実際には文部省主導であったことはその幹部人事からも明らかである。創設時には、理事長に栗屋謙文部次官が就任し(後任も文部次官の指定席)、常務理事四名のうち三名は伊東思想局長・岡田同局調査課長・藤沢親雄国民精神文化研究所嘱託が占めた(もう一名は民間側から松谷元三)。文部省や国民精神文化研究所の所員多数のほか、内務官僚の松本学・安倍源基、司法官僚の木村尚達・平田勲、一高校長の森卷吉らが理事に名を連ねた。三五年には道府県の学務部長全員に評議員を委嘱している。教育関係者を中心に会員を募集し、三七年二月には一万千五百名を越えた。香川・愛媛・新潟県などでは県学務部を中心に支部が設置された(支部長は学務部長)。

日本文化協会の創設がいつ、どのように構想され始めたのか不明だが、背景には、学生思想問題調査委員会や思想対策協議委員などの場で伊東らの学生部当局者と内務・司法関係者との交流が密になり、思想問題への協調的対応が共通の認識となったことがあるだろう。その設立趣意書には、次のようにある(『思想時報』第一号)。

時弊を匡正して我が国民思想を振作せんが為には、先づ欧米心酔の迷夢を打破して、我が国独自の精神・文化に対する国民的自覚を喚起せねばならぬ。蓋し、時局の窮極する所、近時覚醒の気運動きつつあるも、日本精神の把握に於て到る所猶浅く、動もすれば左右の対立に陥るが如き憾がある。是に於て、現下の緊切なる要務は、この日本精神の自覚を更に深化して、能くその真義を把握し、中正博大なる我が国古来の大道を体得して、醇乎たる日本的立脚地を確保することでなければならぬ。而して、この立脚地に立つて教育・学問その他の改善振興を図ると共に、外国文化の消化摂取に努め、以て清明剛健なる日本文化を創造せねばならぬ。かくの如くにして始めて思想問題も根本的に解決せらるべく、時弊の匡正も期することが出来ると信ずる。

事業としては、研究会・座談会の開催、雑誌・パンフレット・図書などの出版、研究者への補助、相談部の開設、講演会・講習会の開催などがあげられている。この創設を報じた『教育週報』第四五七号(三四年二月一七日)は、「国民精神文化研究所の目的や事業と

大同小異である。官設と私設との相異はあるが同質の機関が二様に設けられた訳である」とする。『思想時報』にも「思想当局並に国民精神文化研究所のよき協力者なりと謂ふべし」とある。創設一年を迎えるまでにはさらに常務理事が二名増員され、国民精神文化研究所長の関屋と研究生指導科主任山本勝市が就任し、国民精神文化研究所との結びつきが一層強まった。

体制が整った段階での組織は、研究部・調査部・総務部・思想部・出版部となっていた。研究部では、毎月一回以上の研究会のほか、「篤学の士又は青年学徒にして協会の目的に適へる研究をなすもの」（『思想時報』第一号）に対して、月額五〇円以下の研究費の補助をおこなっている。各大学などに推薦が依頼され、学業成績のほか「思想傾向」も選考の基準とされ、初年度は五名が選ばれた。たとえば「国史を貫くもの」「国体観念を中心とする近世日本精神史の研究」などのテーマである。京大の場合、三四年度には四名推薦し、一名の採用、三七年度は三名推薦し、採用なしだった。

三六年五月制定の「研究部規定」によれば、五つの研究部会（日本精神研究・教育学研究・法学研究・経済学研究・芸術研究）が置かれ、定期の部会研究会や総合研究会・茶話会などが開かれることになっている。各部会の指導者には、紀平正美・吉田熊次・山本勝市らがなっている（『日本文化時報』第二〇号、三六年七月）。

出版活動には大きな力が注がれた。国民精神文化研究所編『国民精神文化研究』『国民精神文化類編』（前述の研究生指導科編『時行』も刊行）や思想局編『思想問題小輯』、文部省蔵版『憲法教育資料』『日本精神叢書』の発行を引き受ける（おそらく財政基盤の確立に資するためと推測される）ほか、自前の研究活動の成果や講演会の記録を雑誌『日本文化』に載せるほか、『日本文化小輯』などとして刊行する。また、三四年一二月から「広く日本文化に関する記事を書くと共に、その方面の良書の紹介、読書の指導をなさんとする」ものとして『日本文化時報』を創刊した。その第六号（三五年五月）の配布は一万五千部に達したという。

協会の活動でもっとも注目されるのは、「思想部」設置による「転向者」への働きかけである。まず「事業の手はじめ」として三五年一月から「思想相談所」を設け、「司法省、警視庁特高部などと連絡をとって一般退学、除名になった学生やその他一般転向者の精神的指導保護から進んで就職の斡旋などをする予定」（『読売新聞』三四年一二月二三日付）と報じられた。阿原思想課長・岡田調査課長・小川義章督学官・山本研究生指導科主任の四名が個別に相談に応じる態勢という（『思想時報』第二号）。具体的な活動状況は不明である。

これ以後、思想部の活動が本格化する。三月には国民精神文化研究所研究生を招き、「転向者に心境を聴くの会」を開く。四月には転向者を収容して実績のある大孝塾（塾長皆川治広）や帝国更新会思想部（常務理事藤井恵照）などと意見を交換している。六月には、東京府下の官公私立大学高校専門学校の学生生徒主事を招いて座談会を開く。そして、協会の仕事として小学校教員思想関係者の復職問題が大きく浮上する。

すでに学生生徒の復学については、国民精神文化研究所の研究生指導科における「成業」により可能となる道筋が開かれていたが、「大正末期最初の小学校教員赤化事件発生以来、検挙者総数七百余、而もその多くは教職を失ひ転向せる今日なほ復職の道なく、生活は窮乏し有為の人材を徒らに埋木に終らしめようとしている」（『日本文化時報』第九号、三五

年八月一日) という状況が残されていた(わずかながら国民精神文化研究所の研究生指導科に籍を置くケースがあった)。文部省でもこの問題を認識し、三五年六月の学務部長会議で「教育関係ニ於ケル思想転向者ニ対シテハ其ノ啓導ニカヲ致シ又出来得ル限り其ノ勉学就職ノ途ヲ講ジ以テ更正ノ途ヲ開カシムルヤウ留意セラレンコトヲ望ム」という指示を与えていたが、現実には小学校教員らの復職の道はほとんど閉ざされていた。これを「座視するに忍びずとの一般の要望」(『日本文化時報』第九号)に日本文化協会が応えることになったのである。復職の可能性のある者は四七〇名ほどであるという。この問題に国民精神文化研究所ではなく民間団体の日本文化協会が関わるようになったのは、官製の「転向」誘導だけでは不十分で、民間の動員が有効という判断があったのかもしれない。その意味で、日本文化協会の実態は文部省・国民精神文化研究所の別働隊であった。

三五年七月四日、思想部主催による小学校教員転向者対策研究会が開かれ、東京府・東京市の学務担当者、東京地裁検事局の平田勲・戸沢重雄、内務省警保局保安課長の相川勝六、警視庁の安倍特高部長・毛利基特高課長、文部省思想局の伊東局長・小川調査課長・田中思想課長、国民精神文化研究所の吉田熊次研究部長・山本勝市らが出席した。伊東局長の挨拶、小川調査課長の「転向教員の現状報告」のあと、六時間にもわたり意見交換がなされた。たとえば、池田長吉東京府学務課長は「府でも八年度の如き九名の検挙者中唯一名の失職者を出したのみで、寛大な処分法をとりその残留教員も好成績ですから、転向の為出来る限り努力したいものです。その為には本人の転向を確認し得る様にして頂きたい」と述べ、相川保安課長は自らの体験を踏まえて「転向者に対しても理論ではなく行的宗教的信念を求めたい。国体に関しても積極的確信を有し、其が社会に認められる様にした」という。これらを主催者側の松谷常務理事は「転向者は先づ教育者としての熱情をもち且つ日本精神の体得者でなければならぬ事を深く感じました」と受け止め、ついで伊東が講習会の概略案を説明する。「本協会主催、資格は小学校教員転向者。内容は知的教育のみに止らず行的体験的修練をする。会場は東京、期間は一ヶ月。そしてその間に個人的接触を深めて就職の機会を作り、更に之を通じて全国的連絡をも計りたい」と(以上、『日本文化時報』第九号)。

その後、思想部では具体的な準備を進め(原子広輿理事は趣旨を説明するため各府県を訪問)、九月一六日、転向者対策研究会を再度開き、講習会の原案を説明して協力を求めた。期間は一〇月二〇日から一か月間、参加資格は「思想事件ニ関係シ失職セル小学校教員ニシテ左翼思想ヲ清算シ生業ニ就カントスルモノ」で「転向ノ状態顕著ナルモノ」とし、各府県の学務部・警察部・検事局の推薦が必要とされた。二〇名以内の定員の合宿形式で、「行」の上から心身の鍛錬を行ふと共に毎日午前には正課の講義、午後には特別講義、研究会等により国民文化を体得せしめ国民的志操を練成する(『教育週報』第五四一号、三五年九月二八日)という内容である。一〇月二〇日の開会式では、一八名の講習生を前に、伊東常務理事は「諸君が就職目的に来会されたならばそれは大きな誤である。本講習会は自己を磨き完成することを目的とする」(『日本文化時報』第一二号、三五年十一月)と訓辞した。講師陣は伊東・吉田・山本・紀平・平田・相川らで、国民精神文化研究所や文部省・皇室博物館などを見学するほか、多摩御陵の参拝もなされた。講習の最後には、講習生一同の感想を語る座談会が開かれた。このような講習を終えて、講習生は次のような感想を記す(『感想集』、日本文化協会、三五年一二月)。

去る十月十九日以来この由緒ある立派な日本青年協会の建物の中に十八名の諸君と起居を共にし、折から晩秋の好季節に早朝より或は掃除作業に運動に、または礼拝に静観に身心の鍛錬を積み、各方面の権威ある諸先生の御声貌に接し親しく御教導を賜って新たに祖国日本の一臣民としての更正の大道を確かに身に徹して認識することの出来ました事を深く喜びとするものであります。

その間宗教に哲学に又は法律に文学に教育にそれぞれの最高権威の先生方より御懇切なる御講義を拝聴し、今迄も一応は自己の誤謬を清算し得た心算ではみましても確固たる国民的意識の把握に欠くる所あり、更に一国民としての積極的奉公の信念に徹し得ず徒らに暗中を模索してみた様な状態の自分の心の裡に、真に吾が国体の尊厳優秀なるを識り生々発展して止まざる三千年来の日本精神の伝統の真奥に触れて、此の恵まれたる世界無比の国土に生を享けたる歓びを心底より感ずることの出来ました事は私の生涯にとりて此の上も無い幸福であります。(東京府 Y・N 三五歳)

国民の一人としての自覚、国民的全体の中の一員として自己を生かして行くこと、これを諸先生の御訓へに依つてハツキリと納得させて頂いた時、これだ、私の望んでみたものはこれだつたのだ、と始めてわかり、心の重荷を下した様な気がいたしました。前途が明るく開けて行く様な気がいたしました。決してマルキシズムに代るべき、これこれのものを得たからと言ふのでなく、自身から離れた理論を得たからと言ふのでなく、その国民的な大きな歴史・伝統の中に在つて始めて、日本人である自己の存在理由がわかつたからでした。この事は私にとって、一画期です。二度目の誕生とどなたか言はれました様に、これから生れ変つて、すべてはやり直しだ、と鬱勃たる仕事に対する勇気を得ました。どんな仕事でも、家に帰れば百姓ですが、その一々の仕事に対して、以前とは全く異つた気持を以て働けると信じます。(群馬県 Y・N 二六歳)

主催者側の松谷常務理事は、「講習の日が進むにつれて、段々落ち着き且つ朗らかになつて行つた」と観測し、「日本なればこそ自分達も再生できる。この日本の国体の有難さ 上御一人の御恩の深さを感じてゐる態は、事々に見うけられた」(松谷「思想講習会を終るに際して」『日本文化時報』第一三号、三五年一二月)というところまで到達したと評価する。新聞は「赤の垢さらりと 落して門出 赤化教員講習終る」(『読売新聞』三五年一月二一日付)と写真つきで報じた。

講習が修了すると復職が働きかけられたが、実際には復職の壁は厚かった。わずかに四名しか決まらない状況に、「肝腎の文部省や府、市にそれほどの熱意がない」と東京地裁検事局の戸沢重雄検事が「抗議」(『読売新聞』三六年一月三〇日付)する事態にまでなった。あわてた協会・文部省では各府県学務部を督励して復職にこぎつけさせたようで、四月までに全員が復職ないし別業に就職した。

ついで第二回・第三回の日本精神講習会が開かれた。第二回は三六年六月二〇日から一か月間で、予定の倍の四一名の参加があった。富山県からの参加者は、「退職後三年余の間に於て体得した以上のものを、本講習の半ばに於て已に把握し得た。個人的に積極的に甦生することはなかなか困難で余程の意志の強健が必要である。所が本講習に於て行はれる規律的団体的生活の諸日課、拝礼掃除静観、食前食後の黙想等を通じて積極的により意志

が強くなり、敬虔の情が養はれた」(『日本文化時報』第二一号、三六年八月)と語る。ほとんどの修了生が復職したという。

第三回は三七年六月二五日から一か月間で三四名が参加した。第三回の参加者の場合、「事件関係は大部分起訴猶予者であるが、起訴されて執行猶予の恩典に浴したもの五名、実刑を受けて仮出獄の恩典に浴したもの一名あつて、前二回の講習会参加者に比して情状の幾分重いものがあつた」という。第三回の講習を通じて、協会側が「講習会の始めと終りとを比較して最も著しく感ぜられた」こととして、「講習生全般を通じて人間が別人になつたと思はれるほどに明るく且つ穩かになつたこと」をあげる。そして、それは「根本的には、「日本人」といふ自覚の下に、心の絶対安住の地を見出したため」とみなされた(以上、日本文化協会『小学校教員思想事件関係者ニ対スル第三回日本精神講習会』、三七年八月)。理論や知識からの「転向」ではなく、「行」的な「流汗鍛錬」的な、あるいは内省静観を通じての「転向」への到達＝「日本人」の自覚が求められたのである。この第三回をもって小学校教員思想事件関係者の復職への取組みは終わった。

これと並行して、思想部では帝国更新会婦人部との座談会(三六年三月)、思想犯保護観察制度実施に際しての座談会(同年六月)、学生の思想動向に関する座談会(同年一〇月)なども開いている。学生思想動向の座談会には警視庁から毛利特高第二課長、内務省から宮野保安課長、東京地裁検事局の市原分思想部長、文部省から小川調査課長・田中思想課長、東大から竹内良三郎学生課長、国民精神文化研究所から山本研究生指導科主任らが出席している(『日本文化時報』第二四号、三六年一二月)。また、三六年六月には「転向画家の洋画展開催」を後援している(『読売新聞』三六年六月一日付)。

創設後三年となる時点で、松谷常務理事は「今はすでに論ずべき時ではない、批判すべき時でもない。外を見ても内を見ても、私どもは虚心坦懐に国民協力運動を起すことが日本人としての立場であり、これが真の日本精神であらう」(『日本文化時報』第二七号、三七年二月)と述べて、日本文化協会の果たすべき使命をあらためて強調した。

さて、本章の範囲外となるが、日中戦争全面化以降の日本文化協会の活動を一瞥しておこう。七月以降、「時局に対応」する活動が一段と活発になった。官界・実業界に向けては時局懇談会・時局談話会が、一般国民に対しては時局特別講演会が、三七年一二月までに各三回ずつ開かれている。講師は、陸軍省新聞班員・海軍省軍事普及部員である。また、国民精神総動員の一環として全国の中堅指導者約二百名に時局講習会もおこなっている(一二月一日より五日間)。一二月三〇日には、日独伊防共協定成立を記念した日独伊親善音楽会を主催している(以上、『教学局時報』第四号、三七年一二月)。

一九四〇年一月、文部次官となり、協会の理事長に就任した赤間信義(それまでは理事)はその「所感」のなかで、「人民戦線の抬頭となり其の対策も種々実行して来たのでありますが、一方に於いては教学刷新の問題、或は文学芸術其他文化各般に涉りて、現実に必要なる事柄をも日も猶ほ足らざる位にやつて参つた。……と共に、国体、日本精神の真の意味合を闡明高揚することを常に変らざる根本問題として研究宣揚して参つた」(『日本文化時報』第六七号、四〇年六月)と述べる。前段の人民戦線運動への対策については不明である。「文学芸術」については、文芸賞の創設(第一回授与者は真山青果、三九年六月)、児童文化賞の創設(三九年一二月)などがあげられる。また、三九年の六月から七月にかけてをみると、「銃後遺家族家庭強化指導講習会」、宗教団体法案についての社寺懇談会、「流

行歌の健美化を計り「流行作曲家を大陸へ」派遣する懇談会、「日本的髪型の創案」を協議する風紀問題研究会などが開催されており、協会の活動の幅が多方面に広がっていることがわかる（同、第五七号、三九年八月）。三八年五月には、オール日本漫才家懇談会を開催している。そこでは、「笑ひとペースの中にチョビリチョビリと時局問題や戦争美談を混ぜこんで知らず識らずの間に何の苦もなく笑ひながら、正しい時局認識を把握して頂くことにしなければならぬとの自粛自戒の宣言を一決」（『読売新聞』三八年五月一四日付）したという。

日本精神の闡明では、三八年八月と三九年九月に一週間の日本精神講習会を実施している。これは前述の小学校教師思想関係者向けの講習会とは異なり、「嘗ての赤い闘士を大陸思想戦に動員」（『読売新聞』三八年九月八日付）する計画である。参加資格は「思想事件関係者にして完全に転向せる者」（『日本文化時報』第五八号、三九年九月）で、各所在地の保護観察所からの推薦が必要とされた。第一回目は一四名の参加者に対して、「日本精神の根底からロシア、東亜の現状まで一わたり講習、それに宮城遥拝、明治神宮参拝と僅か一週間で見違へるやうな聖戦協力の闘士に叩き上げてしまった」（『読売新聞』三八年九月八日付）という。第二回目の講習には一五名が参加した。

四〇年一二月から高文合格者二〇〇名に対して「吏道修練講習会」を開いている。また、四二年四月には、「敵の謀略を撃退し思想国防の完璧を期する」という趣旨の「思想国防協議会」を情報局・文部省と共催している。講習生は道府県の教学官や視学六四名である（『読売新聞』四二年四月二〇日付）。四三年三月には「高等学校生徒錬成講習会」を開催し、広島高校・松江高校・第六高の生徒・教師が参加している。「次の時代の中堅指導階級を占むる高等学校生徒の指導者を養成する」（『日本文化時報』第八九号、四三年四月）ことが目的で、講師は近藤寿治教学局長や紀平らが務めている。これらはいずれも一週間の短期講習である。

研究部の活動も継続されており、研究会はほぼ毎週開かれている。その成果は『日本文化』として刊行された。現在、第九五冊（四三年十一月）までの刊行が確認しうる。また、時局関係の研究会もしばしば開催された。三九年八月にはノモンハン事件の真相を聞くロシア問題研究会、四〇年六月には「欧州の情勢と重慶政府の抗戦力」と題した時局懇談会、七月には「ソ聯の国防国家体制について」をテーマとしたソ聯研究会という具合である。松谷常務理事・原子理事らのイニシアチブが発揮されるようになったのであろう。

この日本文化協会はおそらく敗戦後に廃止となると思われ、それまで一貫して文部省および国民精神文化研究所の別働隊的な役割を果たしたといえる（一九三九・四〇年度は各八千円、四五年度では日本文化協会に六千円の文部省補助費が支出されている）。ことに本章の範囲である一九三七年前後までは、ほとんど密接不可分の関係であったといつてよい。その後は、少しずつ協会独自の色彩が加味された活動（たとえば、文芸賞の設定や時局関係の研究会開催など）もおこなわれるようになった。

4 地方思想問題研究会と国民精神文化講習所の設置

学生部としての最後の段階であったが、文部省では地方の思想統制・思想動員の施策として地方思想問題研究会と国民精神文化講習所の設置を図った。いずれも、地方における

小学校教員の赤化事件の頻発に代表される思想問題への本格的な対応と位置づけられており、思想対策協議委員から閣議に報告された「思想善導方策具体案」（一九三三年八月一五日決定）で提起されていた。ただし、それらの本格的な実施は思想局移行後のこととなるので、本章で概観することにする。

三三年一〇月二日付の文部次官通牒で、各地方長官宛に「地方思想問題研究会設置ニ関スル件」が指示された。「近時地方教育関係ノ思想事件ハ漸次其ノ数ヲ増加シ特ニ教育アル階級ヘノ浸潤著シキモノアリテ寔ニ憂フヘキ状態ニアリ」という認識に立ち、「根本的ノ方策」を考えるべきとし、知事を中心に「思想問題ニ関スル研究調査ヲ行フト同時ニ適宜其ノ指導ヲ行フ」ために思想問題研究会の設置を求めたのである。メンバーは、知事を会長に、学務関係者のほか直轄学校学生主事・生徒主事、警察部長・特高課長、検察官、そして「国民精神文化研究所教員研究科修了者」らとするが、組織や検討事項などは「各府県ニ於テ地方ノ状況ニ鑑ミ」として工夫が求められた（以上、『思想時報』第一号、三四年九月）。これについて、栗屋文部次官は「思想取締」の方面ではなく「思想善導の立場」からのものとしつつ、「その中心をなすものは日本精神の発揚」（『教育週報』第四三八号、三三年一〇月七日）と方向性を示した。

すでに教員赤化事件の惹起していた府県では、応急的措置に追われる一方で、こうした組織の創設が構想されはじめていた。そのため、愛知県では生徒の校外生活指導のために組織されていた「校外教護聯盟」が、福島県の場合には「思想問題協議会」として開催された（三三年一月一七日）ものが、それぞれ衣替えして発足した。後者の協議議題「教員の思想問題に関し特に留意すべき事項」では、多くは文部省などで議論されていることの繰り返しだが、「左傾問題にして退職を命ぜられし者と雖も改心の情明かなるものは適宜復職せしむること」や「県民性を調査し、思想事件との関係を明かにしそれが対策を考究すること」という意見が注目される。会全体は「要するに現在は大して憂慮すべき現象を示し居らざれども果して日本人として其の自覚に基くものなりや否やは疑ひなしとせず、従つて今後益協力一致して国体観念の明徴及び思想善導に尽力することを申合せたり」という（以上、『国民精神文化研究所々報』第四号、三四年五月）。

設置のもっとも早かったのは山梨県で、一〇月三〇日には伊東学生部長も列席して第一回総会が開かれている（伊東は「思想問題ト日本精神」を講演）。三三年中にはまず七県で設置され、三四年中にはすべての県で設置された。多くの県で伊東思想局長や阿原思想課長が列席し、講演をおこなっている。

思想事件の惹起の比較的少ない県ではそれを「対岸の火災視」していたが、文部省の通牒により設置へと進み、特高課長や思想検事の具体的な報告があり、資料の提示がなされると、「委員の大部分に恐らくは新鮮な」印象を与え、協議を活発化させたという（山田実「青森事情」『国民精神文化研究所々報』第四号）。各府県にとって、この設置が思想問題に取組む契機や刺激となったことは確かである。

調査研究事項や対策は各府県の裁量に任されたものの、おおよそ三つの方向で協議が進められ、実施に移された。一つは思想取締対策である。すでに赤化事件などのピークは過ぎたこともあり、文部省の意向は「思想善導の立場」にあったが、それでも地方においては思想事件の惹起に過敏になっていた。広島県思想問題研究会の常務委員会第一回例会（三四年七月三〇日）では、特高課長による「広島高校生徒思想事件ノ実情処置」という説明

の後、「(一) 思想問題ニ関シテハ常ニ学校当局ト檢察当局ト連絡ヲ保チ遺憾ナキヲ期スルコト (二) 教育関係者ハ早期発見ニ最モ力ヲ注ギ左ノ条項ニ一層注意スルコト 1 作品 2 グループ 3 読物」という申合せをおこなっている(『思想時報』第二号、三五年二月)。京都府思想対策委員会では詳細な「教育関係ニ於ケル思想対策」(三五年三月四日決定)を作成するが、その末尾には「思想問題ニ関シ警察、檢察、学校間及学校相互間ノ連絡提携上適當ナル常設的機関ヲ設置スルコト」があった(同第三号、三五年八月)。そして、京都府の実施状況の報告によれば、一部の中等学校では「処罰者ハ必ズ校長宅ニ同居セシメテ改悛ヲ図リ退学放校等ノ処分ハ此ノ結果ヲ待テ為ス」(同第四号、三六年二月)という対応をとるところもあった。

なお、思想事件の取締に関していえば、各地方長官宛に三四年一〇月一五日付で文部次官通牒「思想局関係道府県庁報告例ニ関スル件」が発せられている。従来の通牒・照会を整理し、思想事件惹起の際の報告項目(概要、道府県・学校の処分・処置、司法処分)のほか、思想問題研究会と後述の国民精神文化講習所についての報告事項などを詳細に規定している。各府県の学務部における思想事務取扱主任者の任命と異動の際の報告が指示されていることも注目される(以上、『思想時報』第二号)。

もう一つの思想問題研究会の流れは、そうした思想事件惹起の危険を未然に察知するためのさまざまな思想調査が計画・実施されたことである。当然ながら各県の思想問題研究会の規程には「思想問題ニ関スル調査研究」が入っていた。先ほどの京都府で実施された項目をみると、「職員カードヲ作製シ個人別ニ家族方面、本人ノ修養等ヲ詳細ニ調査シ各教員ハ性格其ノ他ノ知悉ニ努ム」、「五学年ノ生徒ニハ思想日記ヲ提出セシメ学校長之ヲ検閲シソノ悪傾向アルモノハ其ノ都度矯正ニ努ム」(『思想時報』第三号)などがあった。徳島県では県下の小学校教員・青年学校教員の個性・思想傾向調査を実施し、その「善導方針」について協議している(『思想時報』第四号)。そして極めつけといえるのが、三五年一〇月八日の鳥取県思想問題研究会で発表された県立倉吉高等女学校の「思想調査案」である。九項目あるが、その一部を引く(『思想時報』第五号、三六年八月)。

(一) 国体観念ノ調査(全学年課題)

- 1 皇室ノ御恩徳ニツイテ最モ感激シタコト
- 2 国史ヲ学ンデ我ガ国体ガ最モ有難イト感じタコト
- 3 今マデニ読ンダ書物ヤ聞イタ御話ノ中デ国体ニ関シ最モ関心シタコト
- 4 現代ノ社会デ我ガ国体ノ有難サヲ強ク感じタコト
- 5 国体ニ関シテ疑問ガアレバ述ベヨ

(五) 日本婦徳及ビ婦人問題ニ対スル思想調査(全学年課題)

- 1 日本婦人ガ特ニ勝レテキルノハドノ点デアルト思フカ
- 2 日本婦人ガ劣ツテキル点ハドノ点デアルト思フカ
- 3 職業婦人ニ対シテ如何ナル感じヲ以テキルカ
- 4 「モダンガール」ト言ハレルヤウナ婦人ニ対シテドンナ感じヲ持つテキルカ
- 5 女子ガ男子ニ比ベテ社会的ニ不満ニ思フコトハナニカ

(六) 社会問題ニ対スル思想調査(四年生課題)

- 1 共産主義ハ何故我ガ国ニ危険デアルカ
- 2 五、一五事件ニ対シテノ感想ヲ述ベヨ

3 生活苦ノ為親子心中等ガアルコトヲ如何ニ思フカ

4 地主対小作人ノ問題ニ対シテ如何ニ思ツテキルカ

これらの試問には校長・教務主任・学科主任があたり、週一回の職員会では「生徒ノ思想傾向、性向ニ対スル職員ノ観察ニ基キ其ノ善導方法ヲ協議」するほか、学期ごとに「性向調査会」を開き、その結果を「性向調査簿」に記入する。「読物指導」として町内の書店で生徒の購入書籍・雑誌を調査することなどは当たり前である。ここまでの徹底した思想調査は珍しいとはいえ、「思想指導」の前提として教員や生徒の思想状況の調査は不可欠とされた。さらに県によっては、一般社会の思想傾向までが対象とされる。山口県思想問題研究会では、県下の会社工場や壮丁教育調査を通じて青年層の思想傾向調査の実施を決めている（三四年七月三日）。設問は、「我が日本の国体について考を述べよ」「国民の生活を安定するには如何にすればよいか」であった（『思想時報』第二号）。

そして、地方思想問題研究会設置の最大の目的である「思想指導」の具体的実施方策が練られた。そこで「国体観念ヲ明徴ニシ国民精神ノ振起ニカムルコト」などの方針が再確認されるのはいうまでもないが、「思想問題」をテコとして各府県での教育の現場への浸透の密度や深度を増した。この地方思想問題研究会設置の意義は、文部省の掛け声のみが響くことの多かった「思想善導」や「国体明徴」などの内実が、各府県によって主体的に取組まれることにより、固められ、実践化したことにあるといえよう。京都府の「教育関係ニ於ケル思想対策」の「第一 小学校関係」の大・中項目だけを拾っても、次のように詳細を極めている（ほかに「中等学校関係」「社会教育関係」「其ノ他」がある。『思想時報』第三号）。

(一) 小学校教員ニ関シ留意スベキ事項

- 一、教員ノ研究修養ヲ奨励スルコト
- 二、教員ニ対シ思想問題ノ正シキ理解ヲ与フルコト
- 三、学校長ノ所属職員統督ヲ周到ナラシムルコト
- 四、教員進退ノ公正ヲ期スルコト
- 五、視学機関ノ改善拡充ヲ図ルコト

(二) 小学校児童ニ関シ留意スベキコト

- 一、教授ニ関スルコト
- 二、訓練ニ関スルコト
- 三、学級編成ニ関スルコト

(三) 師範教育ニ関シ留意スベキ事項

- 一、師範学校ノ制度ニ関スルコト
- 二、師範学校経営ニ関スルコト

この中項目の下に具体的な小項目が並んでいる。そして、この決定は府下の各学校に到達され、実施に移されていった。たとえば、(一)の「一、教員ノ研究修養ヲ奨励スルコト」の各項目は、約半年後には次のように実行される。校数は、全三一五校中の実施数である（前同、第四号）。

一、教育ニ関スル勅語、教育者ニ賜ハリタル勅語、小学校教員ニ賜ハリタル勅語ノ御趣旨ノ服膺徹底ヲ図ルコト 二一一校

1、教育ニ関スル勅語、教育者ニ賜ハリタル勅語ヲ職員室ニ掲ゲ日夕服膺ス

- 2、職員、生徒ハ教育勅語其ノ他ノ御勅語ヲ謹書シ神社ニ奉納ス
 - 3、教育者ニ賜ハリタル勅語ヲ職員会毎ニ必ズ奉読ス
 - 4、職員ノ必携シテ日々服膺スベキ詔勅集ヲ作成シ之ヲ職員ニ所持セシム
- 一、日本精神ノ涵養国民的信念ノ啓培ニ努ムルコト 一六〇校
- 1、社会教育委員ノ後援ヲ得テ名士ノ講演ヲ職員生徒ト共ニ聴講ス
 - 2、日本精神ニ関スル図書ヲ購読シテ感想発表会ヲ開催ス
 - 3、項目ヲ定メ職員ノ手ニヨリ簡明ナル「日本精神」ノ編纂計画ヲナス

各府県とも大同小異な「思想指導」の内容で、県民性との関連性を強調する際でも「郷土文化ノ研究」や郷土の偉人の顕彰などにとどまる。それでも、いくつかの試みが注目される。特に師範教育を重視したとみられる東京府思想対策委員会では、独自に各師範学校に「国民精神文化研究室」を設置することとし、国民精神文化講座の特設や講演会開催などをおこなうこと、各師範学校の近年卒業者を召集し「懇談ヲ遂ゲソノ思想ヲ観察指導スル」ことなどを計画している（『国民精神文化研究所々報』第七号、三五年二月）。大阪府思想問題研究会では、やはり独自に「研究者ニ対スル補助金」を交付するほか、『思想叢書』を刊行する。その第一篇は国民精神文化研究所員小野正康の『日本精神に就て』、第二篇は国民精神文化研究所の教員研究科修了者で大阪府天王寺師範教諭清水敬治の『マルクスを語る』であった（『思想時報』第二号）。

もう一つ、栃木県思想問題研究会の第三回委員会（三五年二月一九日）で協議決定した「思想指導ニ関シ本県学校教育上特ニ留意スベキ具体的事項」の「積極的方面」における次のような事項が、三〇年代後半の教育界の進む方向を先取りするものとして注目される（同前第二号）。

- 1 学校教育全般ヨリ国民道徳体験ノ系統案ヲ樹立シ学校生活ヲシテ日本精神顕揚ノ雰囲気ヲラシメ学校ニ於ケル諸行事ハ悉ク国民教育ノ目標ニヨリ統合シソノ意義ヲ体認実践セシム
- 2 体育ハ一層之ヲ合理化シ普遍化シ進ミテ精神訓練ニ資スル事特ニ武道及学校教練ノ振作ヲ強調スル事
- 3 鍛練的教育（意志教育）ヲ施シ実業作業ヲ奨励シ勤勞愛好ノ精神ヲ養ヒ克己自制不平ナク職分ニ精励スルノ態度ヲ養成スルコト

知育偏重批判と一体の「鍛練的教育」は、「行的」教学として三〇年代後半に大合唱され、至るところで実践される。その端緒をここに見ることができるが、栃木県においてはより確信的に展開された。並行して日本精神顕揚運動を三四年四月から全県下で進めるのである。その本部の顔ぶれは先の思想問題研究会と重なる。「その真髓を忠君愛国、皇運扶翼の信念に置くと共に、恒に世界文化を包容同化する調和性、発展性あるを特色とする」日本精神の徹底を図るために、「国体觀念の明徴」「我国古来の醇風美俗の振作」「生成発展の精神の発揚」を大綱とし、戸主・主婦・青年（男・女）、都市・農村別に、文書・講演・映画という方法で運動が進められるとする。この立案の中心となったのは、国民精神文化研究所の教員研究科の修了生（栃木女子師範教諭鮎田茂太郎）であった（以上、『国民精神文化研究所々報』第四号）。

地方思想問題研究会のメンバーとして、「思想傾向調査」や「思想指導」の実質的な担い手を期待され、それに応えて活躍したのは、国民精神文化研究所教員研究科の修了生だっ

た。前述したように同研究所の「研究部」活動に比べ、「事業部」の、ことに教員研究科に対する評価は高かった。そうした判断も加味されてだろう、文部省では国民精神文化研究所の拡充を各府県の国民精神文化講習所の設置というかたちで実現を図っていく。

実はこれはすでに内閣の思想対策協議委員で決定された「思想善導方策案」で設置が方向づけられていた。「国家的指導原理ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」として、国民精神文化研究所の拡充とともに「各府県ニ国民精神文化研究所ト同様ノ精神ヲ以テ国民精神文化講習所ヲ設置」することが掲げられていたのである。これを受けて、文部省では一九三三年度予算に補助金四万七千円を計上し、「小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団指導者等ニ対シ日本精神ニ関スル一層深キ教養ヲ予フルト共ニ思想問題ニ関スル指導ヲ行ハシメントスル」という計画を立てていた（以上、『思想対策協議委員要覧』国立公文書館蔵）。

そして、三四年五月一日付の各地方長官宛の文部次官通牒・学生部長通牒でこの講習所の設置が指示された。地方の教育関係者に対して「日本精神ニ関スル研究的講習ヲ施シ又思想問題ニ関スル知識ヲ与ヘ以テ現下ノ状況ニ照シテ必要ナル知識、識見、実力ヲ涵養セシムル」ことを目的とした。所長は学務部長とし、主事・書記を置く。補助金とは別に講習所設置・運営費などでは地方費の支出が求められた。事業の中心は国民精神文化講習会と思想問題講習会の二つで、いずれも文部省主催・各府県委託というかたちをとる。前者は、小学校教員などから「毎年約二、三十名ヲ選抜シ凡ソ四週間以上ニ亘リ専ラ学習研究ニ従事セシムルモノ」で、思想問題・時事問題に関する科外講義、研究会、座談会などを実施する。中央の国民精神文化研究所の教員研究科が主に師範学校教員を対象とするのに対して、各府県の国民精神文化講習所は主に小学校教員を対象とした。

思想問題講習会は広く地方教育関係者一般を対象に、講習を一五時間以上おこなうもので、その期間中に思想問題座談会・思想問題講話会・思想問題資料展覧を開催するとした（以上、『思想時報』第一号）。この思想問題講習会はすでに三二年から実施されていた。

文部省からの通牒に先立ち、千葉県や埼玉県で小学校教員の再教育が始まっていた。千葉県の場合、三三年から「小学教育研究所」が設置された。これは「小学校教員ヲシテ惟神ノ日本精神ニ則リ教育ノ諸問題ヲ研究セシメ、併セテ小学校長トシテノ適切ナル修練ヲナサシムルヲ以テ目的」とするもので、将来校長たるべき教員の再教育がめざされた。二〇名を選考して三か月間入所させた。その講師には国民精神文化研究所からは一〇名が、文部省からは伊東学生部長らが名を連ねている。「国民精神文化研究所と県の研究所とは見様によつては本店と支店見たいな具合」になっていた。この修了生のうち、早くも新年度には五名の校長が誕生した（以上、『国民精神文化研究所々報』第四号）。

『教育週報』第四三九号（三三年一〇月一四日）は「地方には珍らしい 大袈裟な思想対策 二・四事件の連累者をも収容」という見出しで、長野県精神文化研究所の新設計画を報じている。もちろん教員赤化事件への対応策の一つで、「中・小学校教員中から研究生四十名を選抜、六ヶ月を一期として年二回入所せしめ精神文化専門の教育を施そうとする」計画であった。三三年一二月に設置予算の議決をみて準備を進めていたところ（正式名称は長野県教育研究所）、文部省の通牒により長野県国民精神文化講習所として三四年七月五日に設置となる。新潟県でも予算を計上して「新潟県国民精神文化研究指導委員会」を設置する計画を進めていた。千葉県でも「小学教育研究所」の名称を変更する。

思想局編『思想時報』各号は、各府県からの国民精神文化講習所の設置、同講習会や思

想問題講習会の実施状況の報告を掲載している。第四号では「昭和九年度国民精神文化講習会実施状況一覧表」「同 思想講習会実施状況一覧表」「同 地方費支出高調」を載せている（第五号では「昭和十年度」の三表を掲載）。それらによれば、国民精神文化講習会の日数はほとんどが四週間だが、千葉県の三か月、兵庫県の二か月半、長野県の六週間という長期のものもあれば、岡山県のように二週間という短いものもあった（平均は約三〇日）。聴講者数も山形県の六九名を最多に、千葉・宮城県などの二〇名もあり、平均は約三〇名だった。全国で一四一六名が受講した。正科講義は平均で約一二時間におよび、座談会も五回弱開かれている。これらの実施に要した地方費は県により差があるが（最多は長野県で、千葉県がつづく）、報告のある府県合計で思想問題講習会の経費を合わせて二万一千円余りとなっている（これに文部省からの補助金四万七千円が加わる）。

典型的な事例として大分県の講習会をみよう（期間は四週間）。講義題目は「万葉集と民族精神」「社会思想解説」「フイヒテ哲学」「篤敬三宝の要指」「国民主義の信念と理論」「思想問題と教育」「東西倫理思想の一般」「仏教特に禅学に就て」「物価問題」「日本精神体験の教育」「上古の詔勅」「国際紛争の処理方法」「日本精神の本質と教育」「我国史の特色」「神ながらの道に就いて」となっている。講師には、文部省（小川義暲）・国民精神文化研究所（作田荘一・金子大栄）のほか、大分県特高課長、そして国民精神文化研究所の教員研究科修了生（大分師範教諭水野惟之）が含まれる。これらを「毎日午前九時から午後二時又は三時迄教授し」、さらに夜間の科外講義三回、一四回の座談会、五回の研究会もおこなうという密度の濃さである。聴講者は小学校教員二六名と実業補習学校教諭二名である。「会員はこの講習会も以て単なる一時的催しと做さず、将来永く提携して邦家教育の為に精進するを期誓し意義深い協力の一単位と云ふ希望」から「豊明会」を結成した（水野惟之「講習会概況」『国民精神文化研究所々報』第七号）。他県においても同じく講習後の同窓会的組織が作られ、県教育界の第一線をリードしていく。大分県の聴講者の詳細は不明だが、多くの府県で校長や校長予備軍といえる訓導クラスが講習に参加している。

県教育界の第一線のリーダー養成ともいえる講習会だけに、聴講者はこの試みを積極的に評価している。各自が課題を設定し、修了後の一定期間を経て報告書を提出することが義務づけられていたようで、たとえば長野県ではそれを『長野県国民精神文化講習所々報』として刊行している。その第一号には「日本精神と仏教」「大和心」「教育勅語の由来」「青年教育」などという研究報告が並ぶ。

したがって、各府県の実施報告から導く文部省の「本講習ハ時宜ニ適シタル極メテ有意義ナル施設ニシテ日本精神ノ把握ニ付裨益スル所大ナルヲ以テ今後毎年引続き開催シ又之ヲ広く及ボシテ出来得レバ一年ニ数回開催セラレントヲ希望ス」（『思想時報』第三号）という総括は、それほど割引して考えなくてよいだろう。新潟県の第二回講習修了者は「私は、四週間の講習に於て力強く感ぜしめられたことは親心を体得して、人生の大なる親として生くることであつた。そして母によつて極めて強く直覚せしめられ、子によつて深く味はされ、講師によつて導かれ、今や新にそして明るく自分の本務に向つて邁進することの出来ることを感謝してゐる」（『新潟県国民精神文化講習所々報』第二号、三六年七月）と述べる。講習会の講師や世話役として関わった国民精神文化研究所の修了生にとっては、一段と感慨が深い。沖縄女子師範教諭の新崎寛直は「私は今、東京で播いた種がここで芽を出していくやうな或喜びを感じる」（『国民精神文化研究所々報』第五号）と記す。

こうした「有意義ナル施設」だけに、講習者は改善点や希望をも述べる。「講習科目ハ対策的ノモノヨリハ更ニ本論的本質的ニ深ミアルモノヲ望ム」とか「行的生活及行的講習ヲ実施シ又其ノ機会ヲ多クセラレタシ」などであり、なかには「国民精神文化講習所設立ノ趣旨並其ノ方針ヲ小学校長ニ認識セシメラレタシ」という声もあった（『思想時報』第三号）。最後の批判は、長期間の講習で学校を離れることに理解が薄かったためだろう。

文部省ではこれらの意見を踏まえて、三四年一月七日付で各地方長官宛の思想局長通牒を發し、「講習会本来ノ趣旨ノ達成ニ努メラルル様致度」と指示している。講師の選定に「最大ノ注意ヲ払フコト」、「講師トノ智的人格的接触ヲ十分ナラシメ単ナル聴講乃至讀書ニ依リテ達シ難キ深キ啓発的効果ヲ挙ケシムルコト」などと並んで、「体育、実習、作業、座禅等ノ体験的修鍊」を取入れることや共同合宿による「精神的実践生活ノ体得」への配慮を求めていることが注目される。また、「講習員ノ所属学校長ニ対シテハ予メ十分本講習会ノ趣旨ヲ理解セシメ以テ講習修了者ニ対セシムヘク又其ノ修養ヲ繼續シ其ノ得タル所ヲ發揮セシムルニ努メシムルコト」という注意も与えている（『思想時報』第二号）。

講習者は学校に戻ると、教職員・生徒児童・社会教育方面に働きかけていく。まだ、三〇年代半ばの段階では各府県により取組みに差があるものの、第一線のリーダーとして期待され、また自らそれを自覚し率先して「日本精神」の唱導者たらんとしている。まず、「教職員ニ対スル活動」について、兵庫県を例にとると次のような緻密さである（『思想時報』第四号）。

- (一) 毎週一定日ニ奉職校職員ニ対シ又ハ都市教育会、郡各部教員会、郡首席訓導会ノ總會、研究会等ニ於テ講習会ノ本旨、受講内容、入所中ノ研究等ヲ報告発表シ日本精神文化研究ノ雰囲気ヲ醸成シ、日本精神ニ基ク学校経営ノ促進ニ努ム
- (二) 毎週一定日ヲ日本精神研修日トナシ奉職教職員ニ対シ国体觀念並ニ国民精神ニ関スル連続講習ヲ実施ス
- (三) 毎週一定日ニ全校職員ヲ以テ日本精神文化研究会ヲ開催シ入所中及其ノ後ノ研究ヲ発表シ之ヲ中心ニ批判討論シ以テ日本精神文化ノ把握ニ努メシム
- (四) 皇国教育道ノ信念ノ確立ト其ノ方針ヲ研究セシムル為職員ニ日本精神文化ノ研究ヲ督励シ実行セシメツハアリ、其ノ一端トシテ学校ノ諸行事ヲ通ジ敬神崇祖、忠君愛國ノ精神ノ涵養ニ努ム
- (五) 職員ニ対シ受講中ノ研究物、参考書ヲ回覧シ或ハ輪講ヲナシ或ハ国民精神文化研究ニ関スル良書ノ推薦、貸与ヲナス

生徒児童に対する活動を新潟県の場合でみると、「教育施設ノ各方面ニ亘リ日本の反省ヲ加ヘ改善ヲナシツハアリ」として、「行的、作業的、奉仕的施設ノ増設」「神殿、奉安庫、遥拝目標柱等ノ新設」「国旗掲揚塔ノ設置」や「勅語浄写、御製奉唱ノ施行」「神仏礼拝ノ奨励（校内ニ神棚設置）」があげられている。茨城県では高等科二年生が菊を栽培し、奉安殿に献納し、「奉安殿ト菊花、皇室ト国民トノ不離ノ関係ヲ意識セシム」という事例がある。このような活動の結果、福島県では「児童ハ礼儀正シクナリ敬神崇祖ノ態度著シク良好トナリ」、神社参拝・宮城遥拝などを「自発的ニ之ヲ行フ」ようになったとする。社会教育方面では、青年団や青年学校生徒に対する講話などが主となっている。兵庫県では、「校下ニ於ケル思想的困迷者ト思ハルハ者ニ対シテハ機会ヲ作りテ個人的ニ懇談シソノ匡救ニ当ル」という（以上、同前）。

なお、各府県からは修了者から校長に抜擢されたことも報告されている。静岡県では二五名中一二名、宮城県では二〇名中一二名、長野県では四〇名中七名などである。

文部省では、国民精神文化講習会の実施状況におおむね満足していたようである。三五年六月の学務部長会議の指示では「良好ノ成果ヲ収メツヽアルコトハ寔ニ喜ブベキ所」としたうえで、改めて「此ノ種ノ再教育ハ最モ肝要ト思料セラルヽ」と強調する。この指示では、新たな課題として講習修了者と講習所の連絡を密にすることが求められている。

思想問題講習会の方に移ると、三四年度には平均日数三・五七日、講習は約一七時間で、延べ一六三六二名、一県あたり約三五〇名が聴講している。座談会には平均九三名が出席し、資料展覧の入場者は約四百名である。翌三五年度の数字はいずれもやや減少する。講師は文部省思想局・国民精神文化研究所の関係者を中心に「日本精神」の唱導者が圧倒的で、前述の国民精神文化講習会の期間中に開催されることが多く、講師は掛け持ちすることが多い。三五年一月の兵庫県の第三回講習会の講師は久松潜一・作田荘一・山本勝市で、小中学校長・教職員の約三百名が聴講している。「今回の講習会は、従来ノ講習が当然消極的に破邪方面を取扱ひ左翼思想の検討に批判に強調されたに比し、より積極的に顕正方面を目ざしたこと、これ時代の推移に適応したものとの感謝の声」があったという。座談会には五〇名以上、夜の父兄向けの講話会には約二百名が参加したという（以上、「兵庫県立国民精神文化研究所便り」『国民精神文化研究所々報』第七号）。

思想局では三六年五月二八日付の地方長官宛の通牒で、国民精神文化講習会と思想問題講習会をそれぞれ国民精神文化長期講習会・国民精神文化短期講習会と名称を変更すると通知した。位置づけに変化はないが、短期講習会の開催時期を長期講習会の期間中にすること、いずれも「思想問題」の講師は文部省から派遣することが明記された。三六年度の長期・短期講習会の実施状況は、前年までとほとんど変わらない（『教学局時報』四号に「一覧表」掲載）。なお、長期講習では東京府と埼玉・山口県が、短期講習では京都府と岐阜県が別に府県主催の講習会を開いている。

各府県に一斉に設置された国民精神文化講習所では、二つの講習会開催のほかにはパンフレットや『所報』の刊行をおこなうところもあるが、さらに独自の活動をおこなった県もある。『思想時報』に「特殊施設」として紹介される新潟県と三重県である。

新潟県国民精神文化講習所（三四年六月二六日設置）は当初「新潟県国民精神文化研究指導委員会」という名称を予定されていたように、「研究指導」に重点を置こうとしていた。その構想の背後には、次のような現状認識があった。『新潟県国民精神文化講習所々報』に寄せた所長（学務部長）熊野周二の「発刊の辞」の一節である。

本県下の情勢を見るに、一般に着実勤勉なる県民性の美風を享けて、教育者の大体に於いて穩健中正の道を辿り、思想問題等特に憂慮すべきものを認めざるは慶賀すべき所と思はるゝのであるが前述せる如き無批判的なる西洋心酔より来れる個人主義的傾向は無意識の間に自ら浸潤し、真の日本的なるものは覆はれ、為に国民生活の健全性は著しく脅かされつゝあり、かくては外面平穩なりと謂ふもやがては悪思想の苗床となるを思へば戦慄せざるを得ない。此の間に処して教育は真に正道を踏みつゝありや否や。

これを受けて、「設置趣意」の第一には「国民精神文化ノ研究的施設ヲナシテ国体觀念ヲ明徴ニシ日本精神ノ真義ヲ闡明ニシテ以テ之ガ教育施設ノ上ニ具現スルコトヲ期スルコ

ト」が掲げられた。こうして国民精神文化研究所の新潟県版ともいえる「研究部」を独自にもつことになる。九月五日の開所式・第一回研究会では、まず「皇道ヲ闡明シ忠誠奉公ノ信念ヲ確立スルコト」などの三か条からなる「研究綱領」が決定された。そして、研究部の役割は「国体観念国民精神ニ関スル全般的研究」や「哲学、歴史、教育、宗教等ノ方面ヨリノ国民精神文化並ニ思想問題ノ研究」などにあたりと規定された。研究部の主任には師範学校長をあて、研究員は国民精神文化研究所修了者、公立中学校の修身・公民科・歴史科の教諭などとする。研究部の機能を十分に発揮させるために、地域性を考慮して新潟研究室・高田研究室・長岡研究室を置き、研究員各五名を配置した。

「研究綱領」に即して、研究員の研究課題が決定された。「日本精神ノ表現トシテノ帝国憲法」「尊王論ノ研究」「徳川時代ニ於ケル倫理思想ノ研究」「我が国ノ家族制度」（以上、新潟研究室）などである。「教育上ヨリ見タル思想問題ノ批判的研究」を課題とした高田師範教諭金築勇逸の研究成果（「思想問題と日本精神」『新潟県国民精神文化講習所々報』第一号、三五年三月）を一瞥すると、「思想問題の原因として見たる教育の欠陥」として「立身出世主義」「試験万能主義」や「国体観念、人生観、社会観の教育の欠陥若しくは無力」などを列挙し、「日本精神」による指導原理の樹立を結論とする。最後は「要するに上下一心、億兆一心の和、意志疎通と健全なる進歩主義とが日本精神であり、この日本精神の政治と教育とが、家庭に、村に、学校に、国家に実現せられるところ、危激なる陰謀的革命思想は影をひそめ、日本は永遠に若々しく、明朗なる姿を以て天壤無窮に発展するであろう」と結ばれる。

新潟県の講習所の特徴は、この研究員の研究成果を『所報』に載せるだけでなく、研究員が各地に出張して座談会や研究会などで普及を図るという仕組みになっていることである。「座談会は研究室の活動中最も重要な仕事」という位置づけのもとに、各研究室では数回ずつの座談会を開く。三五年度の「座談会の成績」について、長岡研究室では「相当好い結果を得た」とし、「出席会員は孰れも極めて熱心真面目であつた。其の思想は穩健中正で、其の意見は一々教育上の肯綮に當つて居た。特に献身的努力に基づく体験談に対しては自ら頭の下がるものがあつた」と評している（以上、『新潟県国民精神文化講習所々報』第二号、三六年七月）。また、前述の国民精神文化講習会の開催主体も三研究室が順番につとめ、研究員はその講師を務めた。

三重県国民精神文化講習所でも「調査研究室」を設け、国民精神文化研究所修了者七名を所員として独自に研究活動をおこなっているが、それ以外にも「日本精神文化講座」の開設と「日本精神ニ関スル研究奨励金交付」をおこなっている。前者は、「比較的長期ニ亘リ所定講師ヲ中心トシテテキストヲ用ヒ共学同行ノ修養講座タラシメントセルモノ」で、県下八か所の小学校を会場に土曜日午後、七回の講座を実施する。テキストは、近藤寿治『日本教育学』、紀平正美『知ノ組織ト行ノ組織』などである（以上、『思想時報』第五号）。

これまで見てきたように、地方の思想統制・思想動員の方策として文部省では地方思想問題研究会と道府県国民精神文化講習所の設置を図ったわけだが、前者はほぼ三五年中に思想調査や思想指導の大綱をまとめた結果、それ以降は実質的な活動をほぼ休止したといえる。それに対して、軌道に乗った後者は着実に教員再教育の役割を果たし、講習所とその講習修了生を実質的な推進力として各府県の教学刷新・教学統制が進展していく。そして、いずれにおいても新たな展開をみるのは、日中戦争全面化を契機する。

三 「国体明徴」と「教学刷新」

1 「天皇機関説」問題への対応

美濃部達吉の「天皇機関説」に対する一九三五年二月一八日の貴族院における菊地武夫議員の攻撃から、三月二〇日の貴族院の「政教刷新ニ関スル建議」、三月二三日の衆議院の「国体ニ関スル決議」に至るまで、文部省の表立った対応はないようである。岡田啓介首相や松田源治文相は議会の答弁で、天皇機関説には反対としつつ、その学説については学者の議論に任せるという「敬遠主義」（城戸幡太郎「美濃部問題の教育的意義」『帝国教育』第六七五号、三五年六月一五日）をとっていた。

三月三〇日の省議で「国体の明徴については時局対策施設費十万円を以て講演会を開き又パンフレットの如きを頒布し更に学制改革案に当つては国史、修身、読本の教授につき考慮を加へること」（『読売新聞』三五年三月三一日付）という方針を決定したのが、文部省の最初の対応と思われる。この前後、帝大総長を招致し、「天皇機関説系統の教授の学説並に著書に対して」、「適當の処置」を講じることを求めている（同、四月一〇日付）。

四月九日、内務省が美濃部の著作五冊を発禁などの行政処分にしたのを受けて、松田文相は閣議の諒解をとり、翌一〇日、道府県長官・帝大総長ら全教育関係者に向けて「国体明徴ニ関スル訓令」を発した。「刻下ノ急務ハ実ニ建国ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興」することにあるとして、「苟モ国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ厳ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ発揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ励ミ以テ其ノ任務ヲ達成セムコトヲ期スベシ」（『思想時報』第三号、三五年八月）と指示したのである。

すでに「国体明徴」については「国体觀念の涵養・国民的人格の養成」などの表現で繰り返され重要性が説かれ、各教育の現場ではその実施に努めていたところだったため、この訓令の評判は悪かった。『東京朝日新聞』の社説「憲法学説の国定」（三五年四月一三日付）は「訓令を出し放しておいて、あとは学校当局任せだといふのは、責任逃れの甚だしきもの」と批判する。また、『教育週報』で赤坂清七は「これは我々忠良なる臣民の甚だ迷ふ所」として、美濃部の「天皇機関説」について「政府は同一事を一方において称揚し、他方において非難してある形となつてゐる」と論じた（「国体明徴の訓令」、第五一八号、三五年四月二〇日）。それらに対して、三邊文部次官が「あれだけのもので別に之に対する具体案とか解説とかいふ様なものを出すつもりはない」として、「従来別に問題にする必要のなかつたものが時勢の変遷から必要を感じて来て出されたもの」と語る（『教育週報』第五一八号）のは、文部省としてこの訓令程度で「機関説」問題への対応も済むという楽観的見通しに立っていたからだろう。

しかし、軍部を巻き込んで「機関説」問題はさらに加熱し、政府に二度の国体明徴声明を出させるまでに突き進む。「機関説」排除と「国体明徴」が急速に大潮流となると、文部省では当初の消極的な対応から積極的な対応に転換した。

五月二四日、陸海相の要望を受けて、岡田首相は松田文相に「文部当局として従来執り来つた善後処置を更に徹底せしめるよう」（『読売新聞』三五年五月二四日付）要望した。そうした圧力を受け、文部省は新たな対策に乗り出す。五月三〇日の事務次官会議で、三邊次官は国体明徴に照らして小学校の国語・修身教科書を修正することを表明する（同、

三五年五月三一日付)。さらに七月三日、政友会の国体明徴実行委員と懇談した松田文相は、新たな訓令を発する考えはないとしつつも「国体明徴の貫徹は尚ほ将来とも十分尽すつもり」(同、三五年七月四日付)と言明した。九月二五日現在で文部省自身がまとめた「憲法学説問題ニ関スル施設及処置」(「国体明徴に関する各庁の施設」所収、国立公文書館蔵)には、「機関説」学説そのものへの措置として次のような項目がある。

六、本省ニ於テハ予テ帝国大学、公私立大学等ニ於ケル法制科教授殊ニ憲法、国法学等担当教授ノ学説ヲ主トシテ著書、講義案、論文等ニ依リ詳細ニ調査スルト共ニ其ノ推移ニ関シテ注意シツツアリ

七、右ノ調査ニ基キ必要ト認ムル者ニ付テハ夫々学校責任者ヲ招致シ当該教授ノ思想内容等ヲ聴取スルト共ニ必要ナル注意ヲ与ヘツツアリ

八、各帝国大学、官公私立大学等ニ於テモ教授、講師等ノ選任、担当講座ノ変更、講義内容ノ改善等夫々適当ナル処置ヲ見ツツアリ

九、法制経済ノ教科書ニツキテモ不相当ト思料セラルルモノニ付テハ之ヲ使用セシメサルコトトナセリ

最初の議会における「機関説」追及の直後から、六に関する文部省の調査がはじまると推測されるが、残念ながらその具体相は不明である。おそらくこの調査と関連して、三月一五日付で拓務省朝鮮部長から朝鮮総督府学務部長に「天皇機関説ヲ講述スル教授等ノ調査」の照会があり、三月二二日付で「該当ノ者ナシ」という回答がなされている。京城帝大の松岡修太郎・清宮四郎ら七名について調査がおこなわれた(以上、「朝鮮ニ於ケル国体明徴ニ関スル処置概要」、三五年一〇月、「国体明徴に関する各庁の施設」所収)。文部省の調査とは別に、内務省でも独自に調査に乗りだしたようで、たとえば、大阪府特高課では「管下高等専門以上の学校に於ける憲法講義内容を内偵」し、「殆ど全部が天皇機関説」であったとして、その結果を文部省にも通知したという。関西大学で「憲法」を受け持つ佐々木惣一も対象となっている(『教育』第三卷第六号、三五年六月)。

先の七・八にあるように、文部省の指示を受けて各大学では「機関説」の立場をとる講義を排除していった。京大法学部では「文部当局の意向を汲み、自発的に憲法担任教授を変更した」(同前)。憲法担当の渡辺宗太郎を行政法担当に変更し、東北大の佐藤丑次郎を講師に迎えることにしたが、東北大で問題視したため、「憲法解釈ノ基礎ヲ歴史的な事実ニ置キ天皇ト国家トノ間ニ所謂機関関係ヲ認メズ」という学説に立つ京大法学部の黒田覚が担当することになった。東大法学部の宮沢俊義については、従来の講義案を「改訂スルト共ニ全般ニ亘ツテ「憲法義解」ノ説明ヲ引用ス」(以上、「各大学ニ於ケル講義ノ状況」、「国体明徴に関する各庁の施設」所収)とされた。宮沢自身は「今までどおりに講義をつづけた。もっとも、いくら今でもどおりといっても、何しろ時勢が時勢だから、講義でのいろいろな表現などがおのずからずっと慎重になっていたことはもちろんである」(『天皇機関説事件』)と語り、文部省の観測と異なる。大学当局の報告に配慮があったのかもしれない。

文部省では全般的な状況について、帝大などと同様に「其ノ他公私ノ各大学ニ於テハ訓令其ノ他本省ノ方針ニ基キ夫々処置ヲ講シツ、アリ即チ或ハ従来ノ教師ノ変更。学説、講義内容ノ更改。教授会、理事会ノ決定。著書ノ絶版、改訂。論文ノ発表等改善ノ跡著シ」(以上、「各大学ニ於ケル講義ノ状況」、「国体明徴に関する各庁の施設」所収)と自賛している。美濃部は東京商科大学・早稲田大学・中央大学の講師を、佐々木惣一は神戸商業大学の講

師を、森口繁治は大阪商科大学・関西大学・立命館大学の講師をそれぞれ辞任した（辞任を強いられた）。京大の渡辺のほか、関西大学では吉田一枝が憲法講座をはずされた。それらの多くは休講となった。松田文相は、先の政友会委員との会見で「今日では機関説を唱ふる学者は全くなくなつた」（『読売新聞』三五年七月四日付）と豪語した。

法制経済の教科書のうち、小松康馬『法律学概論』と町村信孝『法制経済大意』の二冊は不相当とされて使用禁止となった。

これらの「機関説」学説への直接的対応と並行して、文部省では教育領域全般で「国体明徴」を図っていった。まず、諸会議における文相の訓示である。とはいっても、五月から六月にかけての地方長官会議・学務部長会議・高校長会議・実業専門学校長会議などでは、先の四月一〇日訓令に言及し、「益々国体ノ精華ヲ発揚スベキコト」、「恰ク我ガ国体ノ万邦ニ比類ナキ所以ヲ体得セシムルヤウ指導セラレンコト」（地方長官会議、五月六日、『文部時報』第五一五号、三五年五月二一日）が強調されるものの、まだ「機関説」排撃・否定の明言にまで踏み込むことはなかった。六月二七日の学生生徒主事会議では、訓令の趣旨徹底を求め、「特ニ大学当局ニ於テハ其ノ使命ニ鑑ミ学生ノ指導訓育上万全ヲ期スルニ遺憾ナキヤウ格段ノ留意ヲ望ム」（『思想時報』第三号）と述べていた。

諸会議における指示事項でも、直接的に「機関説」問題に触れるものはなかった。学校側から提出された協議事項のなかには、「実業専門学校ニ於テ四月十日文部大臣訓令ノ趣旨ヲ徹底セシムル方法」（実業専門学校長会議、五月二八日）、「国家法人説所謂美濃部学説等ニ関スル生徒ノ質疑ニ対シ生徒訓育ノ立場ヨリ如何ナル程度及方法ニ於テ理論的説明ヲ与フベキモノナリヤ、又之ガ参考書トシテ指示スベキ最モ適当ナルモノ如何」（直轄学校学生生徒主事会議、六月二七日）などがあつたが、それらは実際に学校現場で直面する戸惑いに発していたといえる。

しかし、政府・文部省の楽観的観測を裏切つて「機関説」排撃の「国体明徴運動」の勢いはさらに増す事態となり、文部省では憲法講習会の開催（七月一五日から五日間）と法制経済科・修身科担任教員及学生生徒主事協議会（七月二〇日）の召集を迫られることになった。各学校には六月中に通知がなされたはずで、これらの開催・召集自体が「機関説」問題対応の転換を意味する。それまでの諸会議の訓示と異なり、法制経済科・修身科担任教員及学生生徒主事協議会において松田文相は「一方ニ於テハ国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ズルガ如キ言説ハ厳ニ之ヲ戒ムルト共ニ一方ニ於テハ積極的ニ我ガ国体ニ則リタル憲法学ノ発展完成ニ向ツテ努力スベキ」（『思想時報』第三号）と訓示するに至る。ここでの注目点は改めて「機関説」を「国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ズルガ如キ言説」として排撃・否定することを明言するだけでなく、「我ガ国体ニ則リタル憲法学ノ発展完成」＝「日本憲法学ノ確立」に論及することである。

この協議会の協議事項は「法制経済科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙ケシムル方法如何」であり、おおよそ次のような結果になったという（「法制経済科、修身科担任教員及学生生徒主事協議会ニ於ケル協議内容」、「国体明徴に関する各庁の施設」所収）。

- 一、法制科特ニ憲法ノ講義ニ於テハ憲法發布ノ際ニ於ケル御告文、勅語、上諭ヲ明ニシ、之ヲ基トシテ講義スルヲ要ス。
- 一、今後ハ教師自ラ一層国史ノ研究ヲ充分ニシ、以テ我ガ国体ノ真義ヲ体得スルニ努

ムルヲ要ス。

一、国体ノ明徴ハ我ガ歴史ノ正シキ認識ヲ基トスルヲ以テ文科方面ニ於テハ勿論理科方面ニ於テモ特ニ国史ノ真髓ヲ理解セシムルニ一層力ヲ尽サザルベカラズ。

一、諸外国ノソレト比較研究スルコトニ依リ一層我ガ国ノ尊厳性ヲ把握セシムルコト大切ナリ。

一、国体ノ明徴ヲ期スルニハ智育偏重ヲ排シテ徳育ニ重キヲ置キ理論ヨリモ実践ノ指導ニ努ムルヲ要ス。

目新しいものはないが、全国から一七七名もの関係教員・学生生徒主事を集めた会議で「機関説」排撃と「国体ノ明徴」の徹底について意思統一がなされたことは教学統制の点で画期となる。そして、この協議会に先立ち、七月一五日から官公私立高等学校長・官立専門学校長らを含む三五〇名を対象に、憲法講習会が開かれた。金子堅太郎「帝国憲法制定ノ精神 欧米各国学者政治家ノ評論」、笈克彦「帝国憲法ノ根本義」、西晋一郎「日本国体ノ本義」、牧健二「帝国憲法ノ歴史的基礎」、大串兎代夫「最近ニ於ケル国家学説」という内容である。たとえば、日本法制史の牧は「帝国憲法の成立はどうしても之を国史に顧みて研究しないと判らない」「日本の歴史を一貫して国家の規範として現れた光輝ある国体を顧みて理解されなければならない法律」という観点から論を展開する。とはいえ、「帝国憲法に於ける国体を明徴ならしめることは、同時に立憲政治をして真に其の価値を發揮せしめる所以でもあります」（牧『帝国憲法の歴史的基礎』、三五年一〇月、文部省刊）とも強調しており、美濃部攻撃に終始する蓑田胸喜らの論とは一線を画する。

期間中には文部省の会議室で「憲法資料展観」もおこなわれた。井上毅「憲法制定ニ関スル意見書」、大日本国憲案、伊藤博文『帝国憲法義解』など、一五〇点余が並べられた（「憲法資料展観目録」、中田俊造文庫〔国立教育政策研究所所蔵〕所収）。

おそらく、この講習会の参加者についてだろう、宮沢俊義は「しごかれた教師」として「その頃、わたしの研究室を訪ねてきたある地方の学校に勤めていた友人から、文部省でなにがし局長の国体明徴の訓示を謹聴させられたり、どこかでミソギをやらされたりしたことの不平やらグチやらをうんとこき聞かされた記憶がある。かれも、一連の国体明徴研修の被害者だったのであろう」（『天皇機関説事件』）と回想している。

憲法講習会のほかに、文部省では主催する各種の講習会の場でも「国体明徴」の徹底を図っていった。前述した国民精神文化講習会・思想問題講習会以外には、時局対策講演協議会（全国一〇か所）、時局講演会（六大都市）、公民教育講習会（全国四か所）、視学講習会、実業学校教員夏季講習会、家庭教育指導者講習会、家庭教育講習会（全国三か所）と多岐にわたる。また、直轄学校における「特別講義」でも訓令の趣旨徹底を期すために、各学校と協力して実施に努めているという。こうした講習会全盛を、『読売新聞』のコラムは「国体明徴の徹底に講習会を盛んに開くさうである。いかに叩き込んだところで消化が出来なければ国民の栄養にはなるまい。文部省あたりの明徴から出直してかゝる必要はないか」（三五年八月七日付）と皮肉っている。

三五年九月末の時点で作成された「憲法学説問題ニ関スル施設及処置」の結びで、文部省は以上のような各種の対応策の成果があがったと、次のように誇る。

各種ノ施設ト時勢ノ影響トニ依リテ帝国大学、官公立大学私立大学等ニ於ケル学校ノ学説ハ著シキ影響ヲ受ケ漸次良好ナル変化ヲ見ツツアリ、即チ従来見受ケラレタル不

穏当ナル字句、章句等ノ形式的ナル方面ト共ニ其ノ学説内容ノ方面モ逐次改善セラレツツアリテ漸次我ガ国体ニ則リタル憲法学説ノ發展ニ向ヒツツアルモノト認メラル。又小学校、青年学校、中等学校等ノ方面モ前述ノ諸施設ニ依リテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙ゲツツアルモノト思料ス。尚本省ニ於テハ将来此ノ方面ノ施設ニ意ヲ用ヒ一層此ノ問題ニ関シ努力スル考ナリ。

最後の決意表明の中身は、一九三六年度予算案として計上した三八万六千円余により、「国体本義ノ編纂配布」「特別講義施設」「高等、専門学校教授ニ対スル講習施設」「学会ノ開催」「国民精神文化研究所研究施設拡充」「国民精神文化研究所ニ於ケル日本文化ニ関スル文献ノ蒐集大成」をおこなうという事業の計画である。このうち、「国体本義ノ編纂頒布」は、やや時間がかかるが、三七年前半に実行される（後述）。「特別講義施設」とは新たな「日本文化、国体ノ本義ニ関スル特別講義」の開設で、前述したように三六年度から「日本文化講義」として具体化されていく。「学会ノ開催」は、後述する日本諸学振興委員会のことである。

三六年七月二日付の思想局長通牒で日本文化講義の実施が指示されたが、東大ではこれに反発した。九月二九日の評議会の場合、法学部長穂積重遠は「学生ノ授業数、勉学ノ余暇乏シキヲ以テ此講座ノ実施困難ナルコト、又法学部トシテハ時間ノ余裕アラバ自然科学方面ノ講義ヲ切望」すると述べ、経済学部長河合栄治郎も「此種ノ事項カ繰返サルルニ従ヒ、遂ニハ大学ノ組織機構ノ干渉ニ、端ヲ開キ、延テハ大学ノ自治自由ニ迄重大ナル影響ヲ及ボスヤモ計難ク」と反対の意向を示したのである。東大では通牒どおりの実施はできないと返答した。そのうえで長与又郎総長は伊東専門学務局長と会見し、日本文化講義のための委員会（「教養委員会」）を設置することで了解をえた（以上、『東京大学百年史』通史二）。

国民精神文化研究所の研究面での拡充は、「機関説」問題に関連して「特ニ法制方面ニ於ケル根本的研究ヲ盛ナラシムル必要アルヲ以テ所員四名、助手四名」という大幅増員を図る計画だが、これが実現をみるのは三八年のこととなる。

この明年度の予算案検討の当初案には、各帝大に「国体講座」を設置する計画もあった。『読売新聞』（三五年七月一四日付）は「各大学に於る講座を瞥見するに国体に関する講義は単に憲法の一部として教授されてゐるに過ぎず、のみならず国体の本義を研究教授すべき「国法学」は各大学の教授に依つて其内容を異にしてはゐるが大部分は各国国法学者の学説を比較研究し宛然比較憲法学の観があり、国体観念を史的観察してゐる「法制史」も各教授に依り或時代の専門的研究に走り過ぎてゐる現状に鑑み文部当局は此等の点を遺憾とし、何としても国体の本義に関する纏つた講座を新設しなければならぬとの必要を痛感した」と報じている。おそらくすぐに適任者をえられる見込みもなく、天下りの講座開設計画だったために、この段階での「国体講座」設置は見送りとなる。

三八万六千円余の「国体明徴費」の要求は一一月下旬、大蔵省の査定で減額され、三〇万円となった。しかも新たに「教学刷新評議会」に要する費用が加わったため、上記の計画はいずれも一部縮小を余儀なくされるものの、大枠は実施されていく。そして、「機関説」問題への最大の対応が「教学刷新評議会」の設置であるが、これは項を改めて論じることとする。

「天皇機関説」問題は、第六九議会でも追及された。三六年五月六日の貴族院本会議で

の園田武彦の質問に対して、広田弘毅首相は「天皇機関説」について「厳正ニ之ヲ取締ッテ参リタイト思フ」と答弁し、さらに平生鈞三郎文相は「天皇ハ統治権ノ主体デアッテ、統治権ハ一ニ 天皇ニ存スト云フ国体ノ本義ニ反シタル学説ノ講義若クハ講演ハ、何処ノ学校ニ於テモ絶対ニ禁止シテ居ルノデアリマス、若シ斯カル講演ヲ強ヒテ為スヤウナ者ガアリマシタナラバ、之ニ対シテハ相当ノ処置ヲスルコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス」（『貴族院議事速記録』三六年五月七日）と答えている。この強硬姿勢と関連して、文部省では各大学の憲法講義の調査を進めていた。「憲法学、国法学担当各教授の新学期においてなしたる講義内容並にプリント等」の提出を命じ、「機関説の撲滅」を図ったのである（『東京朝日新聞』三六年五月一〇日付）。京大の場合、四月一七日付で「参考ノ為貴大学本年度ノ憲法担任教授ノ講義ノ要項及ヒ其ノ要旨、特ニ憲法第一条乃至第四条ニツイテハ詳細ニ其ノ内容ヲ承知致度ニ付、至急御報告相煩度」との総長宛照会を受けると、総長は黒田覚の「帝国憲法講義案」各分冊を送付した（伊藤孝夫『瀧川幸辰』より重引）。

「機関説」問題での対応で積極策に転じ、「国体明徴」の徹底に全力を注ぎはじめた文部省では、三六年五月、議会に「学校教育刷新充実に關する経費」（一八万四千元）という追加予算を提出し、認められていく。「小学校より大学に至る各階級の学校に使用せる教科書、教授要目、プリント等につき苟も国体明徴に關係を有せるものは総べて之を再検討し根本的に之が改訂を行ふ」というもので、第一に中等学校の修身・公民・国史の三科目について「標準教科書」の編纂が、第二にすべての国定・検定教科書の「国体明徴」の観点からの再点検、第三に中等学校以上の修身・公民・国史などの「教授要目」の再検討が計画されている（以上、『教育週報』第五七四号、三六年五月一六日）。これらの実施のために、三六年七月一八日公布の文部部内臨時職員設置制改正では、「中等学校教科書ノ編纂ニ關スル事務」に従事するために、図書監修官三名と属一名の増員がおこなわれる。図書局に配置される。

これらの編纂と同時に「教授要目」の改訂も急ピッチでおこなわれ、たとえば、三七年三月二七日に改正された中学校や師範学校の「教授要目」をみると、「修身」では「修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ我ガ国体ノ本義ヲ明徴ニシ国民道德ヲ會得セシメ其ノ実行躬行ニ導クコトヲ要ス」、「公民科」では「我ガ国体及国憲ノ本義特ニ肇國ノ精神及憲法發布ノ由来ヲ知ラシメ以テ我ガ国統治ノ根本觀念ノ他國ト異ル所以ヲ明ニシ之ニ基キテ立憲政治及地方自治ノ大要ヲ會得セシメ殊ニ遵法奉公ノ念ヲ涵養スルコトニカムベシ」とされた。

また、三六年五月に東大の河合栄治郎が高等試験委員から除外されたことも、「機関説」問題の余波とみられた。数少ない美濃部擁護の論陣を張り、二・二六事件についてもその「暴力主義」を論難した河合ゆえに、「極力自由主義を排撃してゐる或方面の忌諱に触れた」（『読売新聞』三六年五月二八日付）と観測されたが、事態はもっと深刻だった。後年、河合が東大教授を退職となる際に文部省が作成した「河合教授退職ノ件ニ關スル再質問要領ニ対スル要望」（一九三九年一月二八日 「小池行松文書」〔東大史料室所蔵〕）によれば、「松田及平生文相当時ニ於テハ河合教授ノ思想内容調査書ヲ作製シ協議ノ結果、本人ニ対シ戒告ヲ行フ予定」だったが、「処置ヲ延引」していたという。それは、文部省による大学・高校などの「憲法及行政法担任教授ノ講義内容」を調査し、「夫々適當ノ処置ヲ講ジタ」結果、「学界ヲシテ少カラズ反省セシムル」ことになったので、「河合教授ニ付テモソノ思想

傾向ニ変化ヲ来タサンコトヲ期待シ之ガ態度ヲ監視シ其ノ推移ヲ見ルコト」としたため、とされる。河合について、文部省は「機関説」問題の惹起の前から言動を監視し、機会をうかがっていたのである。

同志社大学においては三五年の「神棚事件」、三六年の「国体明徴論文掲載拒否事件」と学内紛争が再燃するなかで、三七年三月三日、湯浅八郎総長は「同志社ハ教育ニ関スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ拠ル信念ノカヲ以テ聖旨ノ実践躬行ヲ期ス」などの「同志社教育綱領」の制定に追い込まれていた。さらに、法学部四教授連名による「上申書」で、同僚の田畑忍・具島兼三郎助教授らの思想傾向を「教育綱領」に反ずるとして罷免を求める事件が惹起する。湯浅総長は「静観」するが、ここで思想局が介入した。四月九日、伊東専門学務局長兼思想局長は小林正直理事を呼び、「政府当局ノ国体明徴ノ根本方針ニ立脚シテ善処スベキ事」「大学当局ハ根本ノ国家ノ主義ニ反スル問題アレバ之レヲ検討シタル上絶対ニ問題ヲ起サヌ様ニセネバナラヌ義務アリ」などの意向を伝えるのである。さらに「今回

ノ問題ニ付テハ不十分ニシテ不相当ト思考サル、教授ニハ（田畑、奥島、林三教授ノ如キヲ問題トセラレ居レリ）温情主義ニ出デ思想的清美ノ出来ルマデ当分授業セシメザル事」とする一方で、「上申書」を提出した「国体明徴派」を処分することは「絶対ニ不賛成ノ意向デアル」ことも言明した。「従来伊東局長ノ意志ガ総長ニ徹底シ居ラザルヤノ感モアリ」という文部省の不満も伝えられ、「国体明徴」の観点から同志社のキリスト教教育を狙い撃ちにしていったといえよう（以上、『同志社百年史』「通史篇 二」「資料編 二」）。教学局となってからだが、三七年一二月、これらの経過を「同志社大学騒擾ニ関スル件」にまとめている（「小池正行文書」、東大史料室所蔵）。

後年、東京地裁検事局の玉沢光三郎は「思想特別研究員」として「所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動」（司法省刑事局編『思想研究資料』特輯第七二号、一九四〇年一月）をまとめるが、そこでは「国体明徴運動の影響」について次のように論じている。

天皇機関説排撃に端を發した国体明徴運動は皇国日本に於ける絶対的生命的な根本問題を取上げた一大精神運動であつた。然も言論絶対主義の下に飽く迄合法的に進められたため、各分野に於ける革新分子は期せずして一致して此運動に参加し全国的に波及して一大国民運動にまで進展し三十年来唱導された学説を一挙に葬り去つた許りでなく、社会の各部層に深甚な反響を及ぼし、思想・政治・教育・宗教等凡ゆる部に亘る影響を与へて時代を著しく推進せしめたと同時に、革新運動の一大躍進を招来し画期的成果を挙げしめた。

玉沢は「機関説」排撃の各方面への意義と「革新運動の一大躍進」を高く評価するが、文部省にとって「機関説」問題は国体明徴運動の実質的な担い手たることを自覚させ、それを「教学刷新」という目標に向けての原動力としたという意味で大きな位置を占める。すなわち、玉沢の言を借りると、教学刷新評議会の設置・『国体の本義』発行・日本諸学振興委員会の設置という「文教方面に及ぼした影響」にとどまらず、「国体明徴運動は著しく国民精神を昂揚せしめて、日本精神の自覚内省を促したと同時に日本文化の優秀性を認識せしめ、更には日本精神に立脚した新日本の建設、新文化の開拓等の風潮を促進せしめた」という「国民思想に及ぼした影響」においても、文部省は主要な役割を果たして行くので

ある。すぐ後述する教学刷新評議会の設置には軍部の圧力が強かったものの、その会議の方向性や諮問・答申の内容が文部省の敷いた軌道にそっていきように、国体明徴と「教学刷新」という目標に文部省は率先して全省をあげて取り組んでいった。

一九四四年刊の『明治大正昭和 教育思想学説人物史』のなかで藤原喜代蔵は、「機関説」問題を「皇道教育思想の勃興」の最後に位置づけ、その後の展開を次のように叙述する。

国体明徴運動は、この問題を契機として全国民の間に澎湃として起り、その後、支那事変、大東亜戦争へと時局の進展とともに、政治、経済をはじめ、全文化運動の根本指標となった。国体明徴が重大国策化することは、その国体教育が重大国策化することを意味する。即ち全面的に断行された学制改革にも、国民学校、中等学校、高等学校、大学まで、すべての教育を皇民錬成一の一途に帰せしめんとし、大政翼賛に、臣道実践に、一切の国民組織、国民運動は、あげて皇道宣揚を中軸とする教育の外廓運動となった。かくて教学日本の建設は、神国日本に最高政策となり、文化の各方面にわたって、日本文化及び日本人再確認が要請されるやうになったのである。

これらの具体的展開は次章以下でみる。

三六年六月の文部省人事で、赤間信義の退いた専門学務局長を思想局長の伊東延吉が兼任するようになること、さらに三七年六月に伊東が文部次官に就任することは（思想局長の後任は思想課長の阿原謙蔵）、思想統制から「教学刷新」「国体明徴」という思想動員への流れが文部省のなかでも主流になってきたことを意味しよう。『教育週報』第六三〇号（三七年六月一二日）の王丹椿「人物時論」は、「学生部を今日の思想局に広げ、更に時代の波に乗って文部省最初の外局に改める事となったのは、伊東の功績であらう」という。藤原は先の著書で、伊東を「当代稀れに見る教学思想家」と評している。

広田弘毅内閣の後をついだ林銑十郎（前陸相）は、三七年二月八日、政権発足にあたり「政綱ニ関スル内閣声明」を發表するが、その第一は「国体觀念ヲ愈々明徴ニシ、敬神尊皇ノ大義ヲ益々闡明シ、祭政一致ノ精神ヲ發揚シテ国運進暢ノ源流ヲ深カラシメンコトヲ期ス」（『思想時報』六、三七年三月）であった。この林首相が在任中、文相を兼任した。

2 教学刷新評議会の設置と答申

教学刷新評議会については、高野邦夫氏の『天皇制国家の教育論 教学刷新評議会の研究』（一九八九年、あずみの書房）がほとんどすべての論点で詳細かつ的確な分析を加えており、その「得体の知れぬ「国体」を真っ向うからふりかざした、異端芟除の思想弾圧＝教学刷新、侵略戦争拡大にとって不可欠な「挙国一致」の国民思想の統合にほかならなかった」という評価に付け加える余地はない。わずかに、ここでは二、三の論点を追加するにとどまる。

教学刷新評議会は、三六年十一月一日に公布された勅令第三〇七号によって設置されたが、高野氏は「実にその三週間たらず前にあわただしく、その設置が決定されたのであった」と指摘する。それは、岡田啓介首相が原田熊雄に語った話——「陸軍大臣が機関説排撃といふか、国体明徴について何か特別の機関を設けてもらひたい、といふ希望を述べて帰った。自分は、文部省内に国定教科書再検討の機関でも置かうか、と内々考へてある」（一〇月二二日）、「明日の閣議で今までの委員会を全部廃止するつもりである。またその

内に、文政に関する問題を内閣審議会にかけるとのつもりである。それから国体明徴に関して軍部大臣から注文があるが、文部省あたりに何か設けたいと思ふ（一〇月二八日）〔以上、『西園寺公と政局』第四巻〕——から導かれている。

岡田首相の言にあるように、軍部からの強い圧力のもとに教学刷新評議会は設置された。『教育週報』第五四六号（三五年一月二日）では「押す軍部 押さるゝ文部省」という見出しの下に、「軍部が倒閣運動に干与するとの非難を甘受しなければならない不利を看取り、政府にそれに関する調査機関を設置するといふ条件の下に、その執拗なる鋒先を一先づ収めた形」と報じられた。そうした経緯だけに、「教育界各方面」からは国体明徴調査機関の設置について「かゝる御懸念御無用」と「厳然言ひ放つだけの確信と強腰」で軍部に対処すべきだったという意向が強く、文部省首脳部においても「機関説の是非に触るゝの要なしといふ態度を取つて来た傾向あり、今更省内に国体明徴に関する調査機関を設くるなどは、首尾一貫しないことだ」という消極的姿勢があることを観測している（以上、同前）。これに先立ち、『読売新聞』三五年一〇月二三日付は憲法の国定解釈をおこなうための調査機関ではなく、「単に日本精神の発揚を如何にすべきかについて審議する」委員会の設置の方向で岡田首相と松田文相の合意がなり、文部省内の準備が進みつつあると報じていた。そして、一〇月二九日には松田文相が陸海相に「腹案として日本精神の作興をはかる「教学刷新評議会」案を提示」（同、三五年一〇月三〇日付）したという。

一一月二日付で文相から請議された評議会設置の目的は、「国体觀念、日本精神ヲ根本トシテ現下我が国ノ学問、教育刷新ノ方途ヲ議シ文政上必要ナル方針ト主ナル事項トヲ決定シ以テ其ノ振興ヲ図ラン」（「公文類聚」一九三五年・？）とされた。これが一一月四日の閣議で決定されると、文部省は設立趣意書と官制要綱を発表するが、準備過程においては官制にもとづくものではなく、文相の訓令にもとづく委員会が想定されていた。条文・内容はほとんど同じながら、「教学刷新評議会規定」という「訓令案」が残されているのである（「国体明徴に関する各庁の施設」所収、国立公文書館蔵）。文部省ではかつての学生思想問題調査委員会のような省内の委員会とし、自らのコントロールをやすくする意図をもっていたのかもしれない。それを官制にもとづく評議会に格上げするのは、軍部からの圧力や岡田首相の意向があったとも考えられる。

この「訓令案」に「教学刷新評議会ノ議題予定」という「未定稿」が付されており、次のような項目が並んでいる（同前）。

学問ニ関スル事項

- 一、我国体、日本精神ノ本義ノ闡明及之ト西洋国家、西洋思想ノ本質ト差異ノ確認
- 一、我国学問ノ根本原理トシテノ国体觀念及日本精神
- 一、現下我国学問ノ精神及内容
- 一、学問刷新ニ関スル方針及具体的事項

教育ニ関スル事項

- 一、教育勅語ノ本義ノ真ノ徹底
- 一、智識偏重及誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人鍊成ノ教育
- 一、教育ノ功利化ノ是正ト教育ニ於ケル価値ノ確立
- 一、教育刷新ニ関スル方針及具体的事項

冒頭に「我国体、日本精神ノ本義ノ闡明及之ト西洋国家、西洋思想ノ本質ト差異ノ確認」

を掲げるように、文部省では国体明徴・日本精神闡明のために欧米思想を排斥することに熱心だった。それは「訓令案」に付された設立趣意書の、「一面現下広ク浸潤スル西洋個人主義思想及ビ之ヨリ生ズル弊竇ヲ審カニスルト共ニ、他面ニ於テハ近時ノ西洋国家主義思想ヲ批判シテ其ノ模倣ヲ戒メ、以テ徒ラニ外来思想ニ追隨スルノ弊ヲ排除スルニ努メントス」という部分と照応する（ただし、この部分は公表された設立趣意書では削除された）。教学刷新評議会の第一回総会で提示された幹事会作成の「審議内容見込」でも、「教学刷新ノ指導精神ノ確立」の二つめに「西洋国家、西洋思想ノ本質ノ批判」が含まれている（『教学刷新評議会総会議事録』、『近代日本教育制度史料』第一四卷所収）。また、「議題予定」に「智識偏重及誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人鍊成ノ教育」という語句のあることも注目される。これらのことから評議会設置前において、当初消極的だった文部省が一転してどのようにこれを運用し、どこに導こうとしていたかがわかる。

一二月五日の教学刷新評議会第一回総会では、会長となる松田文相の演述につづき、「我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何」が諮問された。評議会の「人的構成」や総会・特別委員会の議事の経過については高野『天皇制国家の教育論』にすべて譲り、今後の文部省の教学統制を見るうえで必要な点に絞って論じることにする。

第一回から三六年一月一五日の第三回総会まで委員の自由発言がつづいた後、特別委員会が設置され、答申案の具体的審議に移った。その第一回特別委員会（一月二八日）で、古荘幹郎（陸軍次官）は用意してきた「審議内容ノ修正案」を説明する。まず「我が国体、日本精神ノ本義ヲ闡明シ、且之カ学問ノ体系ヲ確立スル為更ニ如何ナル施設、機関、方策ヲ必要トスルヤ」という項目から審議すべきと主張し、大方の賛同を得た。ここに評議会の進む方向が定まり、遅ればせながら文部省もこれに乗っていく。

第二回（二月一三日）の特別委員会の冒頭で、伊東幹事は「教学刷新案要目」「第一・二・三回総会意見要綱」などを配布し、説明する。「教学刷新案要目」については所在不明だが、「第一・二・三回総会意見要綱」は残されている（「教学刷新評議会配布資料」、国立教育政策研究所「石川準吉関係文書」所収）。その項目は、「第一 教学刷新ノ全般的趣旨」「第二 教学刷新ノ為此際特ニ施設スヘキ事項」「第三 学問研究・大学ノ刷新ニ関スル事項」「第四 学校教育刷新ニ関スル事項」「第五 社会教育刷新ニ関スル事項」となっており、「教学刷新案要目」も同じ内容構成となっているという。こうした整理の仕方と、開会前の「議題予定」や第一回総会提示の「審議内容見込」とを比べてみると、古荘の提案に即して「教学刷新ノ為此際特ニ施設スヘキ事項」が浮上したことがわかる。第二回特別委員会で、作田荘一は「教学刷新ノ方策」の第一として「文教院ノ設置」を提案し、「内閣総理大臣ノ監督ノ下」に設置すべきとした。第三回特別委員会（二月二四日）では、吉田熊次が国民精神文化研究所の現状を批判し、それに代わる「有力なる国立文化研究所を設けること」を提案する（以上、『教学刷新評議会特別委員会議事録』第一輯）。次第に特別委員会の議論の焦点は「教学刷新」の中心となる施設・機関をどのように構想するかに絞られてきた。

この直後の二・二六事件により、特別委員会の開催は中断し、第四回は半年後の九月七日となる。原嘉道特別委員長の依頼を受けるかたちで、幹事により「教学刷新ニ関スル答申草案」が作成されており、冒頭で提示された（特別委員会の幹事は陸海・司法各次官と文部省からの五名からなり、実質的には伊東思想局長を中心に運用されていたはずである）。

「第一、教学刷新ノ中心機関ノ設置」「第二、教学刷新ノ実施上必要ナル方針」「第三、教学刷新上必要ナル実施事項」という構成である。これを説明する伊東幹事は、総会と特別委員会の各委員の発言を「網羅的ニ整理ヲ致シマシタモノ」というが、特に「第一、教学刷新ノ中心機関ノ設置」は次のように文部省的な観点からそれらを換骨奪胎したものになっている（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第二輯）。

現下ノ時勢ニ鑑ミ、教学刷新ノ実ヲ挙グルタメニハ、一層教学ノ精神・内容ヲ重視シ、国体・日本精神ニ基ク教育的学問的創造ノタメニカヲ用ヒ、又コレヲ本トシテ十分ナル指導・監督ヲナスノ必要アリ。ヨツテ文部大臣ノ下ニ、有力ナル機関ヲ設置シ、特ニ我ガ国教学ノ根本精神ノ維持発展ヲ図リ、又教学ノ刷新振興並ニ監督ニ関スル重要事項ヲ掌理セシメ、出来ウル限リコノ機関ノ恒久性ヲ認め、関係各局トノ密接ナル連絡ノ下ニ事業ノ遂行ニ当ラシムベシ。

ナホ、本機関ノ設置ト共ニ、国体・日本精神ヲ本トスル学問的研究機関ノ整備ヲ図リ、コレヲシテ十分権威アルモノタラシメ、又適当ナル参与機関ヲ附設シテ、調査ト連絡協議トニ当ラシムルノ必要アリ。

第三回特別委員会までの審議で「教学刷新ノ為此際特ニ施設スヘキ事項」を優先することになったものの、その「施設」とは国民精神文化研究所の拡充もしくは新たな研究所の設置が想定されていた。ところが、「答申草案」では文部省に置く「有力ナル機関」にすりかわってしまった。実は、早くも文部省内では七月中に「文教院」としての設置の方向が固まっていた節がある。『教育週報』第五八三号（三六年七月一八日）は、「設置されるとすれば省内であらう」という河原次官の談話を紹介している。

したがって、当然のようにこの文部省の独走に委員は反発し、質問が集中する。たとえば、長与又郎（東大総長）が「コノ位ノ大キナ機関ニナリマストソレヲ文部大臣管理ノ下ニ置ク方ガ宜イカ、或ハ総理大臣ノ管理ノ下ニ置ク方ガ宜イカトイフコトハ十分御考ヘヲ願ヒタイ」と質問したのに対して、伊東幹事は「コレハドウシテモ文教ノ総テノ制度カラ申シマシテモ、文部大臣ノ下デヤルトイフコトガ非常ニ効果ノ上カラ言ツテモ宜イトイフコトヲ考ヘマシタノデ、色々考ヘマシタ結果、文部大臣管轄ノ下ニ色々ノ施設ヲ実施シテ教学刷新ヲヤルトイフヤウナ案ニ致シタ」と答える。総理大臣管轄を主張する委員は、総じて文部省の現状に批判的だったが、特別委員会のなかでは、もはや「有力ナル機関」を設置すること自体に異論はなかった。この質疑応答には多数の委員が参加したため、第五回特別委員会（九月一四日）・第六回特別委員会（九月一五日）とつづいた。そのなかで、伊東が「勿論今日ノ内部ニ於ケル一局ヨリズツト威力ノアルモノニシテ、尠クモ外局トシテ存在シテ、外部ノ総テ関係アル所ニ十分ノ連絡ヲ取ル、広ク教学刷新ノ意味ニ当ル」という点にまで踏み込んで答弁している（以上、同前）。すでにこの時点では「文教院」のほかに「教学局」という名称があがっていた（『教育週報』第五九二号、三六年九月一九日）。

これらの論議の流れを踏まえながら幹事会では先の「答申草案」の修正案を作成し、一〇月一二日の第七回特別委員会に提示した。焦点の「第一、教学刷新ノ中心機関ノ設置」についても、いくつかの修正がほどこされた（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第三輯）。

現下ノ時勢ニ鑑ミ、教学刷新ノ実ヲ挙グルタメニハ、一層教学ノ精神・内容ヲ重視シ、国体・日本精神ニ基ク教育的学問的創造ノタメニカヲ用ヒ、又コレヲ本トシテ十分ナル指導・監督ヲナスノ必要アリ。ヨツテ政府ハ有力ナル機関ヲ設置シ、特ニ我ガ国教

学ノ根本精神ノ維持発展ヲ図リ、又教学ノ刷新振興並ニ監督ニ関スル重要事項ヲ掌理セシメ、コノ機関ノ恒久性ヲ認め、関係各方面トノ密接ナル連繫ノ下ニ事業ノ遂行ニ当ラシムベシ。

ナホ、国体・日本精神ノ真義ヲ闡明シ、精神諸学ノ基礎的研究ヲ行ヒ、ソノ確立発展ヲ図ルタメ当該研究機関ノ整備ヲ図リ、コレヲシテ十分權威アルモノタラシメ、又有力ナル参与機関ヲ設ケ、学者教育者有識者等ヲ以テコレヲ組織シ、以上ノ三機関ヲシテ一体トナリテ、合成的効果ヲ挙ゲシムベシ。

修正点は、「中心機関」について「文部大臣ノ下ニ」を「政府ハ」に書き直したこと、「機関ノ恒久性」について「出来得ル限り」とあるのを削除したこと、第二段落の大幅な書き換えの三点である。第七回特別委員会における、これらの修正についての質疑応答のほとんどが「速記中止」となっているため、第四回総会に報告・決定されていく「答申案」で「政府ハ文部大臣ノ管理ノ下ニ有力ナル機関ヲ設置シ」に再修正され、「コノ機関ノ恒久性ヲ認め」の部分削除されていく経緯は不明である。ただし、山田三良（特別委員会委員）の「段々当局ノ御説明ヲ伺ヒマスト、是ハ教学刷新ノ実行ノ衝ニ当ル中心機関ヲ新タニ設ケル、……モウ一層機関ヲ大キクシ、活動ノ能力モアリ、又研究ノ實際ノ方ニモ行届イタモノトセラレルト云フ、サウ云フコトヲ当局ハ期待セラレテ居ルト云フコトガ分リマシタ」（『教学刷新評議会総会議事録』）という発言をみると、文部省の懸命な説得が効を奏して「純然タル行政機関」（山田、第七回特別委員会、『教学刷新評議会特別委員会議事録』第三輯）という性格に落ち着いたことがわかる。特別委員会は、第八回（一〇月一三日）・第九回（一〇月一九日）と集中的な審議をおこない、「答申案」を決定した。

第四回総会（一〇月二九日）では、なおこの問題に関して「内閣ニ置クト云フトドウ云フ訳デイカヌデスカ」などと田所美治が食い下がった。これに対して、河原春作文部次官は「教学刷新ト云フコトハ文教ノ中心点デアルト考ヘマシテ、現在ノ官制ノ下ニ於キマシテ、文部大臣ガ教育ヲ管理シテ居リマスル以上、コノ置クコトガ極メテ實際上適当ドラウト考ヘマス、例ヘバ学校教育ニ於キマシテモ教学刷新ト云フコトハ最モ重要ナ事項デアリマスルカラ、其管理ト外ノ教育事業ノ管理ガ二人ノ大臣ニ依ツテ指導監督サレルト云フコトハ、實際上之ヲ行フコトガ非常ニ困難ニナルドラウト考ヘテ居リマス」と答え、文部省の機構も「相当改編ガ加ヘラレル」予定という（以上、『教学刷新評議会総会議事録』）。この「第一」では一箇所語句の追加がなされたうえで了承された。

「第二」「第三」も、ほぼ特別委員会からの報告どおり了承され、「教学刷新ニ関スル答申」が決定された。平生文相は閉会の挨拶で、「出来ルダケ早く、又多ク、御答申ノ御趣旨ガ達成セラレルヤウニ、吾々其職ニ在ル者ハ尽力致シタイ」（同前）と述べた。ただし、かたちとしては全会一致の「答申」になったものの、内部には不満が渦まいていた。後述するように、すぐ次の議会で渡辺千冬が文部省の姿勢を追及するほか、特別委員会委員でもあった吉田熊次は「文部官僚が国民動員の思想工作のために浅薄な答申の文章をつくって押し切ったことに不満の意を述べ、あのような答申の作製には参加できないと憤慨した言葉をもらしていた」（海後宗臣「吉田熊次先生の思い出」『教育哲学研究』第一一〇号、一九六五年）。また、評議会メンバーの「大多数は教育学に関する限り、殆んど所謂門外漢であつた。これ許りではなく、其の答申の作製等に関して指導的役割を演じたものは教育学的見地よりせられたものではないと思ふ」（吉田「教育学の将来」、日本教育学会『教育学論

集』、一九四二年）ともいう。強引な文部省の手法に「不満」をつのらせたとはいえ、吉田にしても渡辺にしても「国体明徴」「日本精神闡明」の必要性については同意していた。「憤慨」した吉田が国民精神文化研究所を止めたわけではない。

三六年一二月一二日付で、直轄学校長・公私立大学長・各府県知事宛に文部次官で「教学刷新評議会答申ニ関スル通牒」が発せられた。「其趣旨概ネ凱切ト認メラルルニツキテハ本省ニ於テモ考慮ノ上適宜其ノ趣旨ノ実現ヲ図ルベキモ本答申中ニハ各学校ニ於テ実現スベキモノモ多々有之ニツキ」（『思想時報』六、三七年三月）として、それぞれでの工夫を凝らした「国体明徴」の具体化が指示された。

半年余りの特別委員会の中断後、幹事会の作成した二度の「答申草案」についての審議、さらに総会での「答申」採択は、脱兎の勢いで三週間ほどの間でなされた。この拙速さは、高野氏が指摘されるように、「一つは二・二六事件による思いがけぬ半年余の空白が生じ、これ以上いたずらに遅延は許されぬ状況にあったこと、二つには第五回での文部次官の答弁にあったように、できるだけ早く答申を決定し、ギリギリ予算請求に間に合わせる必要があったこと」からであろう。文部次官の答弁とは、「若シ余リ遠カラザル中ニ案ノ御決定ガ願ヘマスレバ、来年度ノ通常予算ニ予算化スルコトニ全力ヲ尽ス考ヘデアリマス、又場合ニ依リマシテ御決定ガ遅レマスレバ、或ハ追加予算等ノ方法ニナルカモ知レマセヌガ、文部省トシテハ相当具体案ハ持ツテ居リマス」というものであった。特別委員会終了の段階で、文部省内では「臨時費九十万円（庁舎新設費等ヲ二ヶ年継続）経常費四十万円」（『教育週報』第五九七号、三六年一〇月二四日）を明年度の追加予算として計上することが固まっていた。そして、答申決定後の一二月下旬になると、大蔵省の査定で減額されながらも二八万円の経費が認められ、名称も「教学局」と決定し、「教学部、調査部、総務課の二部一課より成」る方向で準備が始められた（同、第六〇二号、三六年一月二八日）。

次の点に移ろう。評議会設置にあたり、文部省では国体明徴・日本精神の闡明のために外国思想の排斥の方向に論議を導こうとする意図があったと推測したが、それは総会での渡辺千冬・田辺元らの発言に押されて軌道修正を余儀なくされた。「第一・二・三回総会意見要綱」にまとめるように、「今日我が国ニ於ケル西洋文化ノ弊害ハ西洋文化ヲ鵜呑ニスルコトカラ起ツテ居ル。西洋文化ヲ採リ容レテ更ニソノ上ニ出デコレヲ超クスレバ日本精神ハ自ラ発展スル」「我々ハ日本古来ノ精神ニツイテ大ニ学問的研究ヲ為スノ必要ガアルト同時ニ我ガ国ノ精神ハ外国ノ文化ヲ同化スルノカヲ有シテ居ル。従ツテ大ニ外国ノ学問ノ研究ヲ徹底セシムル必要ガアル」などの意見に配慮せざるを得なかったのである。

そのため、第四回特別委員会に出された幹事会の「答申草案」において、「第二 教学刷新ノ実施上必要ナル方針」では「明治以来我ガ国民特ニ知識階級ノ思想・学問ノ中ニ浸透セル西洋近代思想ノ基本タル個人主義・自由主義・主知主義・観念論及ビ唯物論ノ本質ヲ明瞭ニシ」という箇所がある一方で、「外国文化ノ排斥或ハ軽視ニ陥ラザルヲ要ス」も盛り込まれることになったのである。これらはほとんどそのままのかたちで「答申」となった。とはいっても、両者折衷とはいえ、単ニ欧米ノ思考様式・研究方法ヲ以テ我ガ国家・国民乃至文化ノ説明ヲ試ミントスルモ、ソノ真義ヲ把握シ得ザルカ或ハ誤解ニ陥ルノ外ナカルベシ」という断言があるように、「欧米ノ思考様式・研究方法」を否定・排斥する方向に傾いている。

それは、高野氏も指摘されるように、第七回特別委員会における幹事会の修正案に、算

克彦の意向を汲んで「我が国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分ニシテ三者相離レザルヲ以テ本旨トス。ヨツテコノ本旨ヲ発揚シ、教学ノ根基ヲ明ニスルノ方策ヲ講ズルハ、時勢ニ照シ緊要トスルトコロナリ」が加わり、「答申」となったことに明らかである。この問題で鋭い批判の論陣を張った渡辺千冬が、三七年一月二日の第七〇回帝国議会で、さらに「文部当局ノ知識偏重ノ欧米教学云々ト云フ言葉ハ、日本精神ヲ鼓吹スル時ナドニ用フル形容詞的文句トシテナラバ恕スベキ点モアルノデアリマスガ、斯カル事実ニ反スルコトヲ文教ノ府ニ於テ発スルコトハ、其ノ観察ノ透徹セザルコトヲ現シテ居ルモノデハナイカト存ズル」（『貴族院議事速記録』）と追及するのも、そうした文部省の頑迷さを見抜いているからである。

評議会設置前の「議題予定」には、「智識偏重及誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人錬成ノ教育」が入っていたが、これはどうなっただろうか。「智識偏重」については渡辺千冬らの強い抵抗により撤回せざるをえなかったが、「誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人錬成ノ教育」については総会・特別委員会ともに大きな議題となることもなく、幹事会案として文部省の意向が盛り込まれていった。「答申草案」に一部修正がなされ、次のような「答申」となった。「第三、教学刷新上必要ナル実施事項」の「二、学校教育刷新ニ関スル実施事項」の一つである（『教学刷新評議会総会議事録』）。

学校ヲ以テ国体ニ基ク修練ノ施設タラシメ、教師ト生徒、生徒相互間ニ於テ精神的人格的關聯ヲ図リ、我が国ノ家族的精神ヲ学校教育ニ実現セシメ、小学校・青年学校・中等学校・高等学校及ビ専門学校ヲ通ジ、夫々校風ノ下ニ躰・修練ヲ重ンジ、紀律ヲ守リ志操ヲ堅実ニシ、徒ニ自由ニ流レルコトナク奉公ノ精神ヲ旺ナラシメ、実践躬行ヲ主トスルモノタラシムルコト肝要ナリ。コノ方針ノ下ニ学科課程・学科目ノ内容・教育ノ方法・学校ノ組織等ヲ刷新スルノ必要アリ。

この「学校ヲ以テ国体ニ基ク修練ノ施設タラシメ」、「真ノ日本人錬成ノ教育」とする方向は、「答申」に付された「建議」——「政府ハ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミ、教学ノ指導並ニ文政ノ改善ニ関スル重要事項ヲ審議スルタメ、内閣総理大臣統轄ノ下ニ、有力ナル諮詢機關ヲ設置セラレンコトヲ望ム」——にもとづき設置された教育審議会の審議と「答申」の具体化として、すなわち小学校から国民学校への転換などにより実施に移されていく。ここには、その数年後への萌芽がある。

「錬成教育」のほかにも一九三〇年代後半の文部省の教学統制を暗示するものが、「答申」に盛り込まれた。「我が国ノ學術・文化ヲ自覺的ニ創造發展セシメ、又コレヲ海外ニ發揚スルタメニ、学会・學術振興施設並ニ國際文化事業等ヲ奨励發達セシムルコトヲ必要トス」の一部は、すでに日本諸学振興委員会の創設として具体化していた。「大学教授ヲ選任スルニハ、学識識見人格ヲ重視シ、全体的思想傾向ニ着眼スベキモノトス。又学問ノ研究ト学生ノ教授トノ間ニハ明確ナル區別ヲ存シ、不適當若クハ未熟ナル学説ヲ教授スルガ如キコトナキヲ要ス」は、もちろん滝川事件や美濃部の天皇機関説事件を踏まえたものだが、これはやがて河合榮治郎の休職などに活用されていく。

文部省にとって、この教学刷新評議会の存在と役割は非常に大きかった。設置自体は文部省の発意ではなく、岡田内閣としての天皇機関説問題への応急的対応という色彩が強かったが、それでも設置にあたって求めた「我が教学ノ現状ヲ検討シ、克ク本末ヲ正シ、醇化撰取ノ実ヲ挙げ、以テ大イニ其ノ刷新ト發展トヲ図ル」（「諮問 説明」）は、文部省の求

める方向で大半が満たされたといえよう。それとともに、「教学刷新ノ中心機関ノ設置」を文相の管理の下に置くという結論を導きだしたことは、評議会設置前には予想もしていなかった、いわば「棚から牡丹餅」的な大収穫であり、ここに文部省の思想動員から教学統制への跳躍、すなわち思想局から外局の教学局への拡充が可能となった。

しかし、特別委員会での審議が紛糾するなかで、次のような見方があったことは大いに注目に値する。『教育週報』第五九四号（三六年一〇月三日）の、「教学刷新の問題で 自縄自縛の文部省」と題する記事である。

何れにしても新機関が非常に強力な存在となりそうのため現存の文部各局が単なる事務機関に化する様になるとしたらそれは文部省の根本的改造を意味することになる訳でこれまた容易な問題ではない。なほ一面からいへば教学刷新評議会を設置したといふことは文部省自体の教学振興に対する能力の不十分さを自認したものとも見られるので、文部当局としてはその設置を後悔して居る色も見えるが今となつては如何ともする事が出来ず自縄自縛に苦んで居る模様である。ともかくこれを実行に移すまでには可なり紆余曲折があるものと見られて居る。

その「自縄自縛」ぶりや「紆余曲折」については、次章において論じる。

こうした皮肉な報道がなされるように、教学刷新評議会に対する一般の評価は最後まで冷やかかであり、批判的だった。三六年一〇月三十一日付の『読売新聞』社説「教学刷新評議会の答申」は、「答申」を「恐らく思想局で作製した当局のお手盛案を、ソツクリその儘鵜呑みにしたものであらう」とみなし、「可成り重要な問題であるに拘はらず、世間から期待を持たれなかつた理由も首肯し得る」とする。さらに、「中心機関」について「官庁特有の予算獲得の魂胆すらも明らかに読める」という。評議会へも「官庁の傀儡化」と批判をあびせる。『帝国大学新聞』第六五〇号（三六年十一月三〇日）は、「答申」にもとづき設置される教学局が「思想統制の機関以外の何物でもあり得ないことは、現在の情勢から考へて誰も疑はないであらう」として、「特に大学はこれによつて、その使命の少くとも一部分とされて来た研究機関としての機能を奪ひ去られるに至るであらう。研究の自由はもはや存在し難くなる」と予測する。

「省そのものゝ不活発と不見識と、無能と怠慢とを表白する」とまでであるように、これらの批判の矛先は文部省に向けられている。「答申」自体には「原則的に異論のあらう筈もなく」（前掲『読売新聞』社説）とされ、その国体明徴・日本精神闡明という「教学刷新」の必要性や方向性については無前提で思考停止し、論議の対象にのぼらない。ここに痛烈な批判をあびながらも文部省による「教学刷新」の具体的実施という逆襲を生むとともに、それに抗しきれない要因がある。

同時代人中島健蔵は教学刷新評議会の「答申」を読み、「いまだにかすかな苦渋を感じ、つぎには、もうとりかえしがつかなくなったことに対する怒りのようなものが湧いてくるのを覚える。日本の教育は、敗戦の日まで、こんなタガをはめられていたのだ」と回想する。中島は一九五七年に著した『昭和時代』のなかで、教学刷新評議会・日本諸学振興委員会について叙述した後、「これらは、ほんの十年ほど前まで、日本に存在した事実であつて、それをどうすることもできなかったという苦い体験を持っている」とし、「とにかく「国体明徴」は、日本人の思想の自由の息の根をとめてしまった。それは少数の狂信者の力でもなく、軍の一部のむり押しだけでもなく、それが、軍人をもこめた巨大な官僚組織の職

務となり、しかも、国民大衆の多くがこれを盲目的に支持していたからである」と断言する。「巨大な官僚組織」のなかで「国体明徴」に対して最も忠実に「職務」に励んだのは、文部官僚にほかならなかった。

「答申」の約八か月後、三七年六月一八日の閣議で教学刷新評議会の廃止が決定された。七月に教学局の設置が予定されていることのほか、この間に『国体の本義』が編纂頒布されたこと、「国体観念」の涵養を期す中等学校・高等専門学校の「教授要目」の改正がなされたことにより、評議会設置目的の達成とされたのである。

3 日本諸学振興委員会の創設

日本諸学振興委員会は、一九三六年九月八日付の文部省訓令によって創設された。第一条には「国体、日本精神ノ本義ニ基キ各種ノ学問ノ内容及方法ヲ研究、批判シ我ガ国独自ノ学問、文化ノ創造、発展ニ貢献シ延テ教育ノ刷新ニ資スル為日本諸学振興委員会ヲ設ク」とあり、「学会、公開講演会等ノ開催」などをおこなうとした（『思想時報』六）。委員長は文部次官の河原春作であり、専門学務局長兼思想局長の伊東延吉が常任委員となった。

戦時下教育学説史研究会『日本諸学振興委員会の研究—戦時下における教育学の転換』（一九九一年）は、教育史の領域でも顧みられなかったこの委員会について本格的な考察をおこなっており、とくに史料的な面での調査は行き届いている。久保義三『昭和教育史』（一九九四年）にも論及がある。

『日本諸学振興委員会の研究』の駒込武執筆部分では、委員会の構想が初めて公にされたのは教学刷新評議会の第四回特別委員会（九月七日）の伊東延吉幹事の発言とされ、教学刷新評議会によって日本諸学振興委員会が生み出されたと位置づけられている。伊東の発言は「日本独自ノ立場ニ立ツテ学問ヲ殊ニ人文ニ関スル学問ヲ振興シテ行ク、建設シテ行クトイフ意味ニ於テ、諸学振興委員会ヲ設ケルコトニナツテ居リマス、コレモ予算ヲ取りマシテ、国体、日本精神ノ本義ニ基ツイテ各種ノ学問ノ内容及ビ方法ヲ研究シテ行ク、我国ノ学問文化ノ発展ニ貢献シ、延イテ教育ヲ発展セシメルト云フコトデ今回委員会ヲヤツテオリマス、コレハ学会ヲヤル委員会デアリマス」（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第二輯）というもので、後半部分は翌日に発せられる訓令を読みあげている感がある。翌日に訓令が出ることからすれば、その準備はかなり前から進められていたはずであり、伊東の発言の「今回委員会ヲヤツテオリマス」はそれをうかがわせる。何よりもその前の「予算ヲ取りマシテ」というのが決定的である。すなわち、一九三六年度の文部省予算のなかに、この委員会関係の費用は組み込まれていた。結論的にいえば、委員会創設は教学刷新評議会の審議のなかで生まれてきたものではなく、教学刷新委員会の前提となった「天皇機関説」問題に関わる「国体明徴・日本精神闡明」への具体策として計画・準備されたものである。

前述したように、文部省が三五年九月下旬に作成した「憲法学説問題ニ関スル施設及措置」の「国体明徴ニ関スル昭和十一年度要求経費」（三八万六千円余）には、「国体本義ノ編纂配布」などとならんで、次のように「学会ノ開催」があげられていた（「国体明徴に関する各庁の施設」、国立公文書館蔵）。

人文ニ関スル学問ノ各科ニ亙リ日本精神並国体観念ヲ徹底セシメ之ヲ基トシテ研究ヲ

ナサシムル為広く夫々関係ノ学者ヲ集メ本省主催シテ学会ヲ開催シ我が国体ヲ基トスル学問ノ発達ニ資セントス。

一月になって、大蔵省の予算査定で「国体明徴に関する経費」は三〇万円に減額されたため、「学会ノ開催」経費も削減されたと思われる。

しかも「機関説」問題への対処策の一つとして浮上した「学会ノ開催」の背景には、国民精神文化研究所がとくに研究面において十分な成果をあげることができず、アカデミズムの世界でも評価が低いという状況があった。それは国民精神文化研究所自身も、文部省も認識していた。当の研究部長である吉田熊次が、三六年二月四日の教学刷新評議会の第三回特別委員会で「今日ニ於キマシテハ研究所ハ未ダ各大学カラ全面的同情モ賛辞モ得ラレナイノデハナイカト思ヒマス、斯ノ如キ状況ニ於テハ研究所ガ仮令ドンナ事ヲヤリマシタ所デ、日本全体ノ学界ニソレガ承認ヲサレナイ、或ハ認メラレナイト云フヤウナモノデアツテハ、ドウシテ国民全体ヲ指導スルヤウナ研究ナリ、カナリト云フモノガ得ラレヤウカト考ヘルノデアリマス」（『教学刷新評議会特別委員会議事録』第一輯）と発言したことは、前述した。吉田は「日本全体ノ学界ニソレガ承認ヲサレナイ、或ハ認メラレナイト云フ」事態を打開するために、国民精神文化研究所を見限って新たに「有力なる国立文化研究所を設けること」という提案をする。研究所内からは「文部省が研究所にどれだけ力を入れてあるか聞きたい」（山本勝市「第四回思想国防研究会情況」）という不満も噴出していった。

そうした不満を感知し、国民精神文化研究所の研究面での限界性にも気づいた文部省では、「人文ニ関スル学問ノ各科ニ亘リ日本精神並国体観念ヲ徹底セシメ之ヲ基トシテ研究ヲナサシムル」方策に転換し、全般的な「学問」の統制に乗り出そうとしたといえる。すでに着手している「教育」に加えて「学問」の領域の刷新＝「教学刷新」が盛んに唱導されはじめるのである。これも前述したが、教学刷新評議会設置を前に文部省の作成した「議題予定」に、まず「学問ニ関スル事項」が並び、ついで「教育ニ関スル事項」が並んでいたことは、「学問」のあり方への関心が大きかったことを示そう。

なお、この委員会創設により、とくに国民精神文化研究所の位置づけに変化が生じた形跡はない。また、対抗的關係になったわけでもない。文部省は、国民精神文化研究所とは別の機能を日本諸学振興委員会にもたせることとし、人文系を手始めに「諸学」全般の統制をめざしたといえよう。

一九三六年六月二四日付の『読売新聞』では「日本諸学の振興学会」という見出しで、「文部省は現下我が国における各種の学問の基礎及び傾向を研究批判し我が国独自の学問文化の創造発展を図り延て教育の精神内容の刷新に努むるため今般新なる事業として日本諸学振興学会を開催することとなり今後主として人文方面の各科例へば教育、法学、国学、哲学、歴史、経済等の諸学に関し順次に開催する予定」と報じられた。ほぼこの時点で構想は固まっているとみられるが、名称はまだ「日本諸学振興学会」である。

先の「国体明徴に関する経費」に盛られた新規事業が、三六年七月一八日公布の文部省内臨時職員設置制改正によって実施されていく。「教学刷新ニ関スル事務」に従事するため、具体的には「日本文化講義、日本文化教官講習会、日本諸学振興学会ニ関スル事務ノ企画及監督」のために、思想局に事務官一名と属二名が増員されるとする（「教学刷新諸費」として二一万円余を支出）。「日本諸学振興学会実施要項」の「要旨」は、ほぼ先の新聞報道

と同じ表現となっている。そして、第一回は「教育学」とし、八月末に研究発表会三日、公開講演会一日をおこなうという日程が組まれた。参加者は「学者」のほか、「官公私立高等、専門学校教育科担任又ハ教育学専攻ノ教員・師範学校教育科担任教員」、高等専門学校以上の学校長・師範学校長、学生生徒主事が予定されている（以上、「公文類聚」？）。

しかし、訓令がだされるのは九月八日であり、第一回教育学会の開催は一月四日からと予定より大幅に遅れた。常置委員に選ばれた教育学の篠原助市が「しぶしぶながら、諸学振興会常任委員会に出席した」（篠原『教育生活五十年』）と回想するのは、文部省の人選の難航ぶりを推測させる。「機関説」問題を発端とする文部省主導の学会の創設に、「有力ナル学者」の躊躇や警戒感があった。このあたりに予定の遅延の原因があったのかもしれない。

「教育学部臨時委員」となった吉田熊次は、「第一回の教育学会は咄嗟の間に開催された感がある」（吉田「教育学会所感」『日本諸学研究報告』特輯第一〇編「教育学」、一九四三年一〇月）というが、先の官制改正時の日程予定でいえば、「教育学会」の開催はかなり早い段階で決まっていたはずである。「諸学」のなかで第一回目の開催を「教育学会」とするのは、「教学刷新」の流れからいえば順当であった。その開会における平生文相の「欧米流ノ教育学ヲ以テ其ノ儘ニ我ガ国ノ教育ニ応用シ、且ツ之ヲ規定スルコトハ根本的ニ誤リデアリマシテ我ガ国ノ教育学ト致シマシテハ、我ガ国体、日本精神ノ本義ニ基ク所ノモノデアツテ、十分ニ個人主義的、自由主義的ナルモノヲ醇化シタモノデナケレバナラナイデアリマス。而シテ斯ノ如キ真ノ学問ヲ發達セシムル事ガ刻下最大ノ要事デアリ」（『思想時報』六）という挨拶には、まず「学会」の統制を「教育学」からはじめようという意図が込められている。それも、個人主義・自由主義に立脚する「欧米流ノ教育学」を否定し、「我ガ国体、日本精神ノ本義ニ基ク所ノモノ」という枠があらかじめ設けられていた。

したがって、常任委員として篠原は研究発表者の人選に苦慮する。また、吉田は先の引用につづけて、「所管が文部省思想局であつた為に、自ら研究の発表を多くの国民精神文化研究所関係者に勧誘した。是等の研究発表者は日本精神の立場を大に強調した」と述べる。四四名の研究発表者のなかには、国民精神文化研究所の紀平正美・小野正康・山本勝市・伏見猛彌、文部省督学官の近藤寿治のほか、国民精神文化研究所教員研究科修了生である西村虎之助（兵庫県国民精神文化研究所員）・蒲池潔（岡崎師範学校教諭）らの名がみえる。

この第一回教育学会については『日本諸学振興委員会の研究』の第Ⅱ部・第Ⅲ部で詳細な考察がなされているので、付け加えることはわずかである。吉田も回想するように、「日本精神とか日本教育とかを冠せる研究発表は十以上もあつた」一面、「従来の学術研究の立場よりする所謂自由主義的なる研究発表も少くなかつた」。「日本教育学」の樹立をめざす前者は国民精神文化研究所関係者と師範学校教員、後者は大学・高校の教育関係者とかなり鮮明に色分けされた。たとえば、「教育」の日本化」を発表する東京府青山師範教諭堀江時三は、「私の目的とする所は、第一は日本教育の樹立、その為には一方には西洋教育学の批判検討、他面には日本の伝統的資料に基づいて日本独自の組織に依る所の「教育」の確立であります。第二は教育の教授内容の刷新改善、第三は「教育」教科書の日本的立場に依る編纂、第四はそれと関聯しまして教育に属する各学科、論理、心理、教育史、教育学の如き各学科の統合整理といふ所が行はれなければならない」（『日本諸学振興委員会研究報告』第一篇（教育学）、一九三七年一月）と論じる。

文部省の後押しはもちろん「日本教育学」にあり、「参加者の中にも亦研究所関係者が多数あつたために、質疑応答に関しても同じ立場よりの論難が活発に行はれた」（吉田「教育学会所感」）結果、劣勢に立たされる教育学者の反発は強かった。『帝国教育』誌上で、小沢恒一は「所謂日本教育学なるものを俄かに建設し、従来の教育学説は舶来物なるが故に有害無益の如く論ずる如きは、聊々軽率の謗を免るることは出来ない」（「教学刷新について」、第六九九号、三七年一月）と断じる。また、常置委員の一人、篠原助市もその学会に流れる雰囲気、次のように憤懣をもって回想する（「教育学会所感」『日本諸学研究報告』特輯第一〇編「教育学」）。

第一回の学会に於て、「日本教育学者は従来の教育学は従来の教育学は西洋かぶれであると非難するが日本教育学も今迄主張せられてゐる所を見ると抽象的観念的な部分が非常に多い。我々は日本教育学者が我々の従事してゐる教育を実際に指導し得るやうな教育学を一日も早く樹立することを熱望する。」との希望に対し、急進的と目せられてゐる或人は「学者の考へた教育学によつて生徒を指導しようとする態度が抑々誤つてゐる。日本の教育学は日本の教育家が実際の教育学を行ふことによつて組織すべきである。」と応酬して、行の教育学といふ一語で以て教育学者を葬り去らうとしたのであるが、かやうな主張者と一般教育学界とは到底提携し得らるべくもない。在来の教育学が欧米の思想の紹介に過ぎないかのやうに、教育学者の凡てが欧米の糟粕に甘んじてゐるかのやうに見下すのは教育学界の実情に盲なるものの独断である。

ここで「或人」として槍玉にあがっているのは、おそらく紀平正美であろう。紀平は「日本の精神に反き国体に反くやうなものならば、それは個人的主観的に勝手な宗教であり、又勝手な主観的の理論であります。そんなものは宜しく否定し去り、日本的なるものといふ批判原理を確立しなくてはならぬ」（「日本精神より観たる現時の教育」『日本諸学振興委員会研究報告』第一篇（教育学））などと論じていた。

参加者は、先の文部省の基準にそつて聴講を認められた約六百名であり、一般の参加はできなかつた。

この第一回教育学会での発表依頼を辞退した城戸幡太郎は、翌三七年一〇月の「哲学会」には発表者として参加する。その印象を、城戸は「噂に聞いてゐたやうな会とは全く異つて、少くとも最初のうちは質問も真面目だし、応答も真剣で、拍手の彌次も聞かれず極めて静肅な会であつた」と記す。城戸に届いていた「噂」は、「教育学会」では拍手・やじが飛び交つて騒々しく、険しい論議が戦わされたというものであり、城戸は戦々恐々として臨んだのであつた。「哲学会」の三日間で三七の報告を聞いた城戸は、「果してこれらの講演から何が得られたであらうか。自分は講演を聴きながら、時々安心しては一体この日本諸学振興委員会とは何を目的とする学会なのか、そしてこの会を開催するためには幾らの国費を要してゐるのかなどと余計な心配をした」という。城戸の批判はつづく。「果して文部省の主旨が徹底したか何うか疑問であらう」としたうえで、「委員会開催の方法は少し的をはづれてゐるし、間が抜けてゐる」「委員会の事業がたゞ学会や公開講演の開催であるとするれば、それは事業の浪費に過ぎない」と手きびしい。城戸の批判の矛先は、さらに思想局から拡充された教学局に向けられる（以上、「日本諸学振興委員会は何をなすべきか」『教育』第五卷第一二号、三七年一二月）。

東京文科大学教育学会編『教育学研究』の「昭和十二年教育界の回顧」（第六卷第一〇

号、三八年一月)は、第一回教育学会について「偏局的と思はれる迄に所謂「日本的なるもの」が昂揚せられた」とし、「之等は排外的なる点に於て、又国民精神に充てる有為なる国民と国民精神とを混同する点に於て反動的、偏局的である」と批判する。ついで三七年一〇月の哲学会についても「極めて低調であり、何等の迫力をも有しなかつたと云ふ事は参加せる者の多くの感想である」ときびしい。戦前・戦後の教育評論家相沢熙が「諸学振興というものの、文部省の目的が現在の教学刷新にあるので、過去に於けるわが国独自の学問文化の発達に関する諸氏の意見発表会のようなものになった」(『日本教育百年史談』一九五二年)と評するあたりが、ほぼ当時の日本諸学振興委員会に対する受け止め方だったと思われる。

国民精神文化研究所と同様に、日本諸学振興委員会も低い評価の下でスタートを切った。にもかかわらず、文部省では一九三〇年代後半、それらを拡充し、自然科学も含めた「諸学」統制の推進力としていく。

4 『国体の本義』の編纂

文部省編『国体の本義』は奥付では一九三七年三月三〇日発行となっているが、実際の刊行は四月中旬まで遅れた。初版三〇万部が全国の学校などに配布された。内閣印刷局版は五月三十一日付で、市販された。

『国体の本義』編纂の経緯については、土屋忠雄「『国体の本義』の編纂過程」(『関東教育学会紀要』第五号、一九七八年)と久保義三『昭和教育史』上巻(一九九四年)、前田一男「『教学刷新』の設計者・伊東延吉の役割」(寺崎昌男・編集委員会共編『近代日本における知の配分と国民統合』、一九九三年)などによって、おおよそ明らかにされている。土屋論文の多くは「関係者所蔵資料及び関係者から直接聴取した事柄による」が、「資料の所在と所蔵」は秘匿されている。ただし、久保氏の著作にも用いられているように、その資料は「志田延義文書」に関わるものと推測される。「志田延義文書」は、同様に『国体の本義』編纂資料を含む「志水義暉文庫」とともに国立教育政策研究所に所蔵されている。志田は国民精神文化研究所の助手、志水は文部省督学官として、この編纂に深く関わった。

土屋・久保氏ともに、『国体の本義』編纂を教学刷新評議会の審議と並行して進められたとするが、厳密に言えば、その発端も先の日本諸学振興委員会と同様に、「天皇機関説」問題への「国体明徴・日本精神闡明」の対応策としてあった。三五年九月末段階で、文部省が予定した「国体明徴ニ関スル昭和十一年度要求経費」のなかに、「国体本義ノ編纂頒布」が含まれていた。ただし、そこでは「国体ノ本義ヲ明徴ナラシムル為修身篇、国史篇、法制篇等三種ノ権威アル冊子ヲ編纂シ之ヲ小学校、中等学校、青年学校ノ教員、各学校、図書館、道府県及市町村其ノ他ニ配布セントス」(「国体明徴に関する各庁の施設」とあり、実際の編纂内容とはやや異なる。

さらにさかのぼれば、前章で指摘したように、一九三三年の思想対策協議委員の幹事会で「思想善導案」が検討される最初の段階では、「国民精神文化研究所研究部ヲシテ日本精神ノ聖書經典トモ称スベキ簡明平易ナル国民読本ヲ編纂シ之ヲ広く普及セシムルコト」(「思想対策協議会に関する件」国立公文書館蔵)が入っていた。そのことから、文部省にとって「日本精神ノ聖書經典」たる「国民読本」の編纂は宿願であったことがうかが

える。

さて、「修身篇、国史篇、法制篇等三種ノ權威アル冊子」という三五年九月ころの構想が変更されていく経緯は不明ながら、三六年四月になると、具体的な進展がみられた。四月二五日付の『教育週報』（第五七一号）は、「国体明徴の『指標』を刊行 全国教職員、生徒へ頒布」と題して、文部省が編纂委員会を組織し、七万円の経費で作成に着手することになったと報じ、伊東思想局長の談話を載せている。

国民全般に国体の本義に関する理解を十分ならしめたいといふ意味からこの事業を思ひ立つたのである。それで成るべく平易に了解される様に編纂したいと思つて居る。国体の本義といふと兎角古い歴史的な事ばかりの様に解せられがちであるが、今度のは歴史的であると共に社会的にも十分検討して時代認識に立つて国体の本義を明かにする方針である。出来上つたら小中学校の教職員及学生生徒、学事関係者に配布する外一般国民にも容易く購読の出来る様にしたいと思つて居る

土屋論文によれば、すでに四月一五日には「編纂の趣旨、内容、方法、編纂を囑託する予定者、所要経費の見積り等のことが事務的に策定され」ていたという。伊東と近藤寿治督学官による人選の結果、編纂委員には吉田熊次・紀平正美・和辻哲郎・井上孚麿・作田莊一・黒板勝美・大塚武松・久松潜一・山田孝雄・飯島忠夫・藤懸静也・宮地直一・河野省三・宇井伯寿の一四名が委嘱された。兼任ないし囑託を含めると、国民精神文化研究所関係者が六名にのぼった。さらに編纂調査囑託として、国民精神文化研究所から山本勝市・大串兎代夫・志田延義が、文部省側から小川義章（思想局調査課長）・督学官近藤寿治・同横山俊平・同志水義暉・図書監修官藤岡継平・同藤本万治・同佐野保太郎が指名された。編纂委員は大所高所から意見・注文をつけたものの、実質的な執筆は編纂調査囑託のメンバーと文部省担当者によっておこなわれたと推測される。なかでも小川と志田を中心として草案作成と推敲がなされ、最終段階では伊東自身の加筆修正もあったと思われる。志田の回想に「秋から翌年三月一杯まで小川義章教学官のお手伝いをして右の冊子本文の推敲に当たり、最後は連日のように夜半に及んだ」（『歴史の片隅から』、一九八二年）とある。

編纂委員会の第一回会合は七月七日に召集されるが、これに間に合わせるために編纂調査囑託メンバーと文部省担当者による骨子づくりが急がれた。土屋論文では、五月一三日に初会合があり、一九日・二〇日とつづき、六月四日には「要旨・要目の決定を見た」という。五月一九日の第二回編纂調査会義では、学校教育当事者の意見を聴取することになり、八名が出席した。このうち青山師範教諭草場弘・豊島師範教諭木下一雄・東京府視学山本猛・府立一中教諭関田生吉は、国民精神文化研究所教員研究科の修了生である。

志田のもう一つの回想によれば、編纂作業は次のように進んだ（『昭和の証言』、一九九〇年）。

手順として思想局調査課の初期に編んだ「国体の本義」編纂参考書のリストもあるが、まず「「国体の本義」内容考草案」を考え、これが「「国体の本義」要項」となり、「「国体の本義」要綱」となり、更に「「国体の本義」要綱草案」となって編纂委員の会議に呈示し、会議での発言・意見にとどまらず、各委員からの注意・意見を草案記入もしくは文書の形で提出していただくようにして、これをまとめるということになった。編纂委員の意見に従って第一次草案を書き進め、タイプして謄写した稿本を部内並びに委員に配布して気付き・意見を徴し、第二次草案に対しても意見のある向きの教示

を仰いだ。

そして、『国体の本義』刊行時の文部省発表によれば、「昨年六月学界の有力者を委員、囑託に委嘱し編纂に着手した。爾来編纂委員、同囑託、並に本省員の中に、先づ編纂の方針とその要綱とに就て審議を進め、七月その決定を見、翌八月愈々之に基いて草案の執筆に取掛つた。その後約四ヶ月を費し十一月下旬漸く草案が出来上つた。以後該草案に対して主なる関係者は連続的に考究討議を重ね修補を加へ、稿を改めること数回、二月中旬委員会に於て最後の決定を見て編纂を完了し、直ちに印行に附することゝなつた」（『文部時報』第五八五号、三七年五月）とある。この二つの流れを合わせて、編纂過程における力点の変化をみよう。

第一段階の「『国体の本義』内容考草案」は久保『昭和 교육史』に引用されている。章・節だけを引くと「第一章 大日本国体 第一節 御聖旨 第二節 忠節奉公ノ精神」「第二章 歴史ニ於ケル国体ノ顕現」「第三章 皇国臣民ノ自覚 第一節 現代文化ノ批判 第二節 国民ノ覚悟」という構成である。三五年九月段階の「修身篇、国史篇、法制篇等三種ノ權威アル冊子」という計画は、この時点までにそれらを一冊に統合する方針に変更され、『国体の本義』という書名とすることも固まっていた（その後、『我が国体の本義』という書名も検討されるが、最終的には元に戻った）。次に第二段階の「『国体ノ本義』要項」に移るが、これは「志田文書」中にある。

第一章 現代文化ノ批判

- 一、欧米思想 二、東洋思想 三、東洋思想・西洋思想ト皇国精神トノ差異

第二章 大日本国体

- 一、御聖旨（大御心） 二、忠節奉公ノ精神

第三章 歴史ニ於ケル国体ノ顕現

- 一、国土（風土）・生活・産業 二、国民性・言語・風俗・習慣
- 三、信仰 四、学・道・芸 五、政（政治・経済）

第四章 皇国臣民ノ自覚（国体ノ具現）

- 一、世界ノ現状ト我国ノ地位 二、諸般ノ刷新ト創造發展
- 三、東西兩文化ノ融合發展 四、皇威ノ發揚ト国民ノ覚悟

「草案」とこの「要項」を比較すると、「草案」の第三章第一節の「現代文化ノ批判」が、「要項」では第一章に昇格するほか、「草案」第三章第二節の「国民ノ覚悟」が「要項」では第四章となり、詳細な内容が盛り込まれようとしている。そのため、三章構成が四章構成となる。なお、「要項」第一章の「一、欧米思想」には「取扱」の注意事項として「一、是等ノ思想、主義ノ變遷發展ヲ個人的、社会的、国家的ノ具体的事實ニ即シテ検討批判スルコト」「五、西洋思想ノ影響ト我国ノデモクラシー及左翼的思想問題、最近国家主義ノ抬頭、思想ノ變遷等ニモ触レルコト」などが付せられている。

編纂調査会議ではこの「要項」に検討を加え、第三段階となる「『国体の本義』要綱」を作成した。これは「志水文庫」に存在する。

第一章 現代思想の動向

- 一、現代思想 二、欧米思想 三、東洋思想
- 四、印度、支那思想・西洋思想と皇国精神との差異 五、現代思想の帰一点

第二章 大日本国体

一、肇国(建国の事実と理想) 二、御聖徳(大御心) 三 忠節奉公の精神

第三章 国史に於ける国体の顕現

一、歴史を一貫する精神 二、国土(風土)、生活、産業 三、国民性、言語、風俗、習慣 四、信仰、道德 五、学道、芸道 六、政(政治・経済)

第四章 皇国臣民の自覚(国体の具現)

一、世界の現状と我国の地位 二、諸般の刷新と創造発展
三、東西両文化の融合発展 四、皇威の発揚と国民の覚悟

ここでの変更は、第一章が「現代文化ノ批判」から「現代思想の動向」となり、新たに「五、現代思想の帰一点」が加わったこと、第二章に「一、肇国(建国の事実と理想)」が加わったこと、第三章に「一、歴史を一貫する精神」が加わったこと(これには「大化改新、建武中興、国学の勃興、明治維新等を貫く精神」という補足がある)である。さらにこれが「国体の本義」要綱草案へと修正される。第四段階で、「志田文書」中にある。

緒言

一、我が国体 二、現代思想の混乱 三、外来思想 四、現代思想の帰一点

第一章 大日本国体

一、肇国(建国の事実と理想、日本国家の特質)
二、御聖徳(大御心) 三、忠節奉公の精神

第二章 国史に於ける国体の顕現

一、歴史を一貫する精神 二、国土(風土)、生活、産業 三、国民性、言語、風俗、習慣 四、信仰、道德 五、教学、芸道 六、政(祭祀・政治・経済)
七、国防、外交

第三章 皇国臣民の自覚

一、世界の現状と我国の地位 二、外来思想の批判 三、諸般の刷新と創造発展
四、東西両文化の融合発展 五、皇威の発揚

結語 国民の覚悟

ここで大変更がおこなわれている。四章構成が、「緒言」と「結語」を付した三章構成となるのである。「要綱」の第一章「現代思想の動向」は、「要綱草案」では「緒言」と「第三章」に分離される。「国史に於ける国体の顕現」では、「五、学道、芸道」が「五、教学、芸道」となるとともに、新たに「七、国防、外交」が加わる。「要綱」では第四章四にあった「皇威の発揚と国民の覚悟」が、「要綱草案」では「結語 国民の覚悟」と独立する。

先の伊東談話と重ねてみると、「国体の本義といふと兎角古い歴史的な事」については、第一段階から第四段階まで、「大日本国体」と「国史(歴史)における国体の顕現」の二章を配置することで一貫している。それに比べて、伊東が「社会的にも十分検討して時代認識に立つて国体の本義を明かにする」と意気込みを語った部分は、まだ構成段階とはいえ難航している。なかでも「現代思想(文化)」のうち「欧米思想」の扱いをどうするかで試行錯誤が繰り返されたことがわかる。『国体の本義』完成後、文部省の解説で「本書の編纂に当つて特に意を用ひた点は、現在に於ける国体の明徴は我が国民の間に久しきに互つて浸潤してある欧米の思想、文化の醇化を契機とせずしては、その効果を全うし得ないといふ精神からして、我が国体、国家生活、国民精神文化を説くに際し、努めて欧米のそれ等に触れ批判を下した点にある」(『文部時報』第五八五号)とあるのは、欧米思想への批

判をどこまで、どのように書き込むかに困難があったことをうかがわせる。第三段階の「要綱」までは一章を費やして欧米思想の批判克服を意図したが、第四段階で扱いを縮小することに転換した。

おそらく、この「要綱草案」をもって編纂調査会議の作業は一段落した。六月四日と思われる。その後、七月七日、編纂委員全員を招請して第一回編纂会議が開かれ、「要綱草案」が提示された。挨拶に立った伊東局長は「編纂に関する基本的方針や希望を述べ」、「一方で学生思想対策の意味もあること」を付け加えたという（土屋論文）。この会議に黒板勝美は欠席し、委員外の三上参次が出席している。その場で各委員からは意見や注文が述べられ、それを取り入れた「要綱草案」第二次案が各委員に送付され、それにもさらに意見や注文がつけられた。

編纂委員を引き受けたことからすれば当然といえるが、第一回編纂会議とその後の個別の見解表明により、種々の注文や意見は付されたものの、大枠で「要綱草案」は了承された。もっとも、和辻は細かな注文をつけず、「要はこれらの項目を如何に論述するかに有之、その仕方如何によつては先日の会議に於て御説明の目的を全然果し得ざるものとなる恐れ有之と存候、特に国体概念の根本的規定等に於て現代のインテリゲンチヤを納得せしめる様論述し得るか相当重大なる問題と存候、この点特に御配慮願上候」（小川義章宛、日付不明、「志田文書」所収）と、根本的な指摘をおこなっていた。宇井が記すように、「実際としては草稿の出来上りたる上にてよくよく考究致すべきもの多々あるべくむしろ其方に努力致度き」（思想局宛、七月一九日付 同前）というところが、大方の受け止め方であったろう。

土屋氏は第一回編纂会議で久松潜一が「基本原稿の執筆者」に決まるとされるが、久松は監修者的な立場であり、草案の原型はおそらく志田を中心とする編纂調査嘱託メンバーと文部省担当者による分担執筆と推測される。むしろ、特定の執筆者探しをしてもあまり意味はなく、『国体の本義』が文部省編として刊行されるように、三〇年代半ばの文部省（思想局）の編纂・イデオロギーの発露としてとらえるべきである。

第一次草案として、十一月一日に緒言と第一章が、十二月一日に第二章が、同二日に第三章が文部省に提出された。全部で二百字詰原稿用紙三三八枚だったという（土屋論文）。十二月二日から、翌三七年一月二八日まで、ほぼ連日、編纂調査嘱託と文部省関係者による原稿の推敲作業がつづけられた。志田の回想には「第二次草案で構成が固まってからの添削改稿の繰り返しは、後になるほど小川義章調査課長と最後まで課長を援けた私とになって、課長の余計なものを絶えず切り出し通された鉄の入れ方は見事であった」（『昭和の証言』）とある。この過程で第三章は削除され、その内容は「結語」に盛り込まれた。こうしてひとまずまとまった草案原稿は各編纂委員に送付され、意見が求められた。和辻哲郎・井上孚磨らから修正意見が寄せられたという。それらをもとに、さらに二月一日から一七日まで、断続的に「添削改稿」の作業がつづけられた。

なお、久保氏は、『国体の本義』の最終稿は、思想局長伊東延吉の内命で、思想局調査課員木宮乾峰等が改稿した」と指摘する。その根拠は、木宮の「国史を一貫せる精神」の部分に至って、原文が難解で、専門家ならともかく、一般の人に普及させるには不適切であるということになり、その書き直しを、局長から私に命ぜられた。私は仕事が重すぎるとは思ったが、……二昼夜引きこもって書き上げたところ局長はじめ委員の方々も、大体

こんなものでよいではないかということになった。そしてこの調子で他の章も書き直してみよと、また言いつけられた。もちろん私は青二才の駆け出しの者、完全なものは到底書けなかったので、局長はじめ他の諸先生の修正加筆が七、八回にもなり、ようやくこの本が出来上がった」（「二年半、勉強になった『国体の本義』の編集発行」『静岡新聞』一九八四年一二月一二日付）という証言である。志田はこれに反発している。

二月一八日と一九日の二日間にわたって長時間、第二回・第三回の編纂会議が開かれた。まだ細部でいくつかの注文が付されたが、ともかく年度内に刊行するために、ここで最終的に原稿は確定した。その後、調査囑託と文部省担当者による最終的な修正作業がおこなわれ、印刷に回されることになった。

さて、「志田文書」と「志水文庫」には、何種類かの『国体の本義』草案が残されている。それらを全面的に検討することは手に余るので、大きく二つの点に限って、編纂の特質を指摘する。

一つは、「要綱草案」から実際の草案作成・刊本完成にいたる間の大きな変化、力点の移動である。まず、それは「緒言」の叙述内容の変更のみととることができる。「要綱草案」では「緒言」は「一、我が国体 二、現代思想の混乱 三、外来思想 四、現代思想の帰一点」という構成となっていたが、それは草案執筆過程で早くも修正されて「一、現代思想の混乱 二、外来思想 三、我が国体」となり、改稿ごとに簡略化され、刊本では「現代日本と思想問題」・「国体の自覚」（眉批）に収斂された。何が削られていったのか。刊本「緒言」の冒頭は「我が国は、今や国運頗る盛んに、海外発展のいきほひ著しく、前途彌々多望な時に際会してゐる」とはじまるが、おそらく草案第一稿（「志水文庫」所収）とみられる「緒言」では、まず「大日本帝国は肇国以来国家の理想は確立して居る」としつつも、「今日の思想は決して安定して居るといふことは出来ない。明治の初め以来、西欧思想はとりいれられ、科学は進歩して、幾多の文化は浸々乎として進んで居るやうで、而も静かに反省して見る時人の心に安定をかいて居るものがある」と述べる。「現代思想の混乱」を端的に指摘しているわけだが、それを冒頭から持ち出すことは望ましくない、という声があがったことは容易に想像できる。

草案第一稿では、「外来思想」の流入がかなり詳しく紹介され、北村透谷や幸徳秋水の名前さえ登場する。また、「自然主義的傾向の余りに現実の醜のみを見るに対して、理想を一面に尊重する所から新理想主義が起り、トルストイズムが謳歌され、こゝに人間性にもとづいた思想が謳歌されるに至つた」という一文まである。こうした叙述は、次第に「消化せられない西洋思想」の弊害という観点から整理され、「西洋個人本位の思想は、更に新しい旗幟の下に実証主義及び自然主義として入り来り、それと前後して理想主義的思想・学説も迎へられ、又続いて民主主義・社会主義・無政府主義・共産主義の侵入となり、最近に至つてはファシズム等の輸入を見、遂に今日我等の当面する如き思想上・社会上の混乱を惹起し、国体に関する根本的自覚を喚起するに至つた」という刊本の叙述に行き着く。

刊本ではこれにつづいて、「今日我が国民の思想の相剋、生活の動揺、文化の混乱」は、「真に我が国体の本義を体得することによつてのみ解決せらる」と断じる。そして、これは日本のためだけでなく、「今や個人主義の行詰りに於てその打開に苦しむ世界人類のためでなければならぬ。こゝに我等の重大なる世界史的使命がある」と展開する。いわば「八紘一宇」的発想にすぐ手が届く地点にまで進んだことになるが、これは草案第一稿には見

えず、三六年六月の「要項」から「要綱草案」作成段階でもおそらく発想されていない。改稿過程で、「今や我等は重大なる世界史的使命を担ふものとして、先づ国体の本義を闡明し、大いにその体現に努めねばならない」（「志水文庫」所収）という発想が生まれ、「世界人類のため」という名分に結びつけられたのである。

同じことは、「凡例」についてもいえる。刊本では目次の前に（「凡例」とは銘打っていない）、「一、本書は国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した」「一、我が国体は宏大深遠であつて、本書の叙述がよくその真義を尽くし得ないことを懼れる」という注記がある（もう一つは、『古事記』『日本書紀』の引用について）。草案ではこれらは「凡例」として起草された。「志水文庫」に二種類残されているが、その早い段階のものは次のようなものであった。

我が国体はまことに宏大無辺にして、御歴代の聖徳は昭乎として国史に輝いてゐる。その深遠なる大精神はこれを小冊子に尽すことは至つて困難である、併しながら今日の時弊を見、その匡救革正に思を致す時、我等は国体の本義を彌々闡明し、国民精神を涵養振作し、以て国体を不拔に培ひ、新日本文化の建設に努めねばならぬのである。よつて説くところ未だ十分ならず、まゝ人知のさかしらを加へ、理論に流れたる観あるも、こゝに我等の国体に関する所信を述べ、時弊の匡救に資せんとするのである。もとより本書は、近時の合理主義的なる思潮の批判とその醇化とを考慮して説かれ、我が国体に関する一の説き方に止るものであつて、これ以外の研究を拘束するものではなく、却つて寧ろ国体が益々研究せられ、その真義が国民に徹底せられんことを冀ふものである。

注目すべきは、後半の、特に「我が国体に関する一の説き方に止るものであつて、これ以外の研究を拘束するものではなく」という部分である。これは修正版でもまだ「素より本書は完全なるものでなく、又これ以外の研究と叙述とを拘束するものではない」と残されているが、刊本では前述のように「本書の叙述がよくその真義を尽くし得ないことを懼れる」という箇所にも多少の痕跡をとどめるだけで、削除されてしまう。文部省編纂の権威ある刊行物たるためには、「我が国体に関する一の説き方に止るもの」という消極的抑制的な表現は不適と判断されたのだろう。

草案の「緒言」や「凡例」についての上記の指摘から何が引きだせるだろうか。あくまでも相対的な意味であるが、「要項」「要綱」作成から第一次の草案執筆段階までは、まだこの編纂を理性的に客観的な視点をもって臨むという姿勢がわずかながらあったということだろう。「現代思想の混乱」の要因を欧米個人主義への偏頗とみなすことは一貫しているが、それでも「外来思想」が明治・大正の思想にどのように及んだかという点では、比較的穏当な叙述がなされていた。また、他の「国体」研究を拘束するものではないという抑制的な姿勢が「凡例」のなかで示されようとした。しかし、そうした一部の理性的客観的な姿勢も、編纂の進捗にともない、一掃されていった。個人主義の行詰りが世界的流れであり、それゆえ「国体の本義」闡明が「世界史的使命」をも持つという論理の飛躍は、わずかな理性的客観的姿勢も吹き飛ばしてしまった。

こうした編纂の後半段階における力点の変更は「緒言」に顕著であるが、本論にあたる「第一章 大日本国体」「第二章 国史に於ける国体の顕現」においては、草案の叙述の簡潔化という整理はなされるものの、内容上の変更は小さい。たとえば、刊本の「第一 大

日本国体」の「三、臣節」の「忠君愛国」(眉批)の一節を例にとる。次のような叙述である。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を捧げることが、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、国民としての真生命を発揚する所以である。天皇と臣民との関係は、固より権力服従の人為的關係ではなく、また封建道徳に於ける主従の關係の如きものでもない。それは分を通じて本源に立ち、分を全うして本源を顕すのである。

この箇所は、草案第一稿と推測されるものでは「第一章 大日本国体」の「三、臣民 イ、忠」のところに該当し、次のようになっていた(「志水文庫」所収)。

忠の精神は日本への愛を以て一身をさへげる所にある。さうして日本の中心は天皇であらせられるために、忠は天皇奉戴の信念となるのである。如何なる場合にも天皇を中心とする精神を離れては忠は成立たないのである。

それは天皇に対する絶対随順の心である。随順は自然に従ふ心である。自然に従ふ心は絶対帰依の心である。他力の心である。日本に於ては天皇は絶対であらせられるから天皇に随順することが日本人としての道であり、さうすることによつて日本人が正しい生をたどることが出来るのである。さうして天皇の御ために身命をなげうつことがあつても、それは天皇の御ために自己を犠牲にしたのではなく、小さい我を大きな我に生かしたのである。天皇と臣民との関係は決して権力と義務との関係ではない。それはつとめの精神に外ならないのである。

まわりくどい表現を簡潔にし、「小我」「御稜威」「発揚」などの漢語に置き換えるなどの推敲をほどこし、何段階かの稿を経て刊本の表現に近づいていった。このあたりは『国体の本義』の中核であるだけに、その表現には慎重な配慮がなされたものの、叙述する内容は一貫していたといえよう。

「結語」についても一言しよう。刊本では、「我等の使命」として「国体を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献するにある」とし、「西洋思想の摂取醇化と国体の明徴とは相離るべからざる関係にある」とする。偏狭な「国体」理解をいましめているわけだが、『国体の本義』自身が「西洋近代思想の帰するところは、結局個人主義である」とし、そこから発する共産主義・無政府主義はいうまでもなく、自由主義・民主主義も日本の「国体」と相いれないことの説明に最大の力を注いでいるわけだから、「西洋文化の摂取醇化」といいつつ、それは実質的な意味を持たない形容にすぎない。この本文と「結語」の不整合について、志田は「国体の本義の結びと各章における批判とが見方によつては木に竹を継いだやうになつてゐるのは一つには整理者の不手際なのですけれども各章から導かれて結論が出たといふ順序ではなく結びはかくあるべきだと決めてかゝつた産物」(前田宛書簡、前田前掲論文所収)と説明する。『国体の本義』はこれ以降「国体」についての国家の公式解釈＝「聖典」となり、「我が国体に関する一の説き方に止るものであつて、これ以外の研究を拘束するものではなく、却つて寧ろ国体が益々研究せられ」とは全く正反対の存在となつていくのである。

『国体の本義』は刊行とともに普及徹底が図られた。文部省から三〇万部が中等学校、

小学校、青年学校教員全員のほか地方教育関係者にも広く配布された。市販された内閣印刷局版は約一年後には二〇万部を突破し（土屋論文）、一九四三年三月現在で一九〇万部におよんだ。さらに文部省では約九万部の複製や全文転載も認めた（『文部省教学局要項』一九四三年三月）。四月 日付の文部次官通牒では、「小学校ニ於テハ各教科就中修身、国史、地理、国語等ニ於テ夫々本書ノ趣旨ノ存スル所ヲ講授セシメ祝祭日ノ訓辞、講演会、講習会ノ講演等ノ機会ニ於テモ適当ニ其ノ内容ヲ敷衍講述セシムル様致度」（『文部時報』）と指示された。

文部省が大学に送った送付状には、「現下我カ国ノ諸弊ニ鑑ミ正シキ日本精神ノ体得ト新シキ教学ノ樹立トニ進マシムル一助トシテ」編纂したので、参考にして「適当ニ御利用相成度」（「文部省往復」一九三七年（一）、五月七日付 東京大学史料室所蔵）とある。大学における普及に力が入っていないことがわかるほか、「一助」という表現にあるように、当初は一般的にも『国体の本義』を「聖典」視していたことでないこともわかる。

一方で、さまざまな解説書・注釈書がだされた。古典が多数引用され、思想用語も頻出するため、実際に通読するには難解であった。教学局からはその内容を「解説敷衍する目的を以て」、吉田熊次『明治以後詔勅謹解』・飯島忠夫『日本の儒教』を筆頭に、「国体の本義解説叢書」全一三冊がだされている（三七年一二月～四三年三月）。このうち一〇冊は『国体の本義』編纂委員が、一冊は編纂調査嘱託の大串兎代夫（『帝国憲法と臣民の翼賛』、三八年一二月）が執筆している。これらは「国体の本義」の思想をより拡充するものであった。ただ一例だけあげれば、紀平正美『我が国体における和』（三八年三月）には、日中戦争全面化という事態を踏まえて、次のような一節がある。

天に代つて不義を討つ、忠勇無双の我が兵が、歡呼の聲に送られ、既に父母の国を出で立つた時に、最早私はない。私の父母もなければ、私の家も、私の業務もない。唯公の祖先があり、父母があり、家があり、郷里があり、国があり、最後に天皇が存します。斯くて心の内は如何に豊かに、如何ににぎやかであらうかよ。……我が神国日本の将卒のみには、天に代つての将卒でなく、直接に自らが神兵である。斯かる大和合の力こそ、常に十数倍の敵に対してよく其の守りを失はず、彼の隙に乗じては、攻撃に転じ、更に彼を制圧し、進んで追撃に移る。追撃又追撃、敵に少しの余裕をも与へない。

中等学校の教科書（主に「国語科」）に抜粋転載されるほか、教科書・教材としても利用された。一九三九年度には、高校・専門学校二二校、師範学校・中学校・高等女学校・実業学校・青年学校二三四校が教科書として使用している。教材としての使用は「殆ど大部分ノ学校ニ於テ凡ユル学科目ヲ通ジテ之ヲ使用シ居ル現状」だった（以上、教学局『第七六回帝国議会説明材料』、一九四〇年一二月 「志田延義文書」所収）。

二つの市販解説書・注釈書について触れておこう。一つは、最も早く刊行された三浦藤作『国体の本義精解』である。参照する手元の本書は三七年一二月一日付の第三八版で、七月二五日発行以来、短期間で版を重ねたことになる（前田前掲論文によれば、四一年一月八日までに一二〇版に至ったという）。三浦は『国体の本義』を「最も広汎な視野の上に、最も正確な資料に基づき、最も厳密な態度を取り、我が国体をあらゆる角度から凝視し、最も普遍妥当性ある国体論を樹立しようとした努力の結晶である」と礼賛する。そして、「国民思想指導の羅針盤」であり、「全国民の精読を必要とする」と述べ、「よき修身教科書で

あり、よき国語の参考書である」ゆえに、「各学校に於ては、特にこれを研究して、教科の上に、或は広く教育上に、活用しなければならない」とする。

『国体の本義』は、「中等学校教育の修身科の教科書の「聖典」になり、また、高等学校、専門学校、軍関係学校の入学試験にとっての必読書ともなって、日本の青少年の人間形成に大きな役割を果たした」（国立教育研究所『日本近代教育百年史』一「教育政策（一）」、一九七三年）と指摘される。その受験参考書の一つが、保坂弘司『国体の本義精講』（一九三九年、欧文社出版部）である。保坂によれば「昭和十三年一月、自分が本書の入試出典としての重要性を強調したところ、果然三月の入試に多数の出題を見て、預言者呼ばはりをされた」ことが、この注釈書出版の動機という。受験という観点からみると、『国体の本義』は「宏大深遠な国体の本義を要点的に論述してゐるために、文に飛躍があり、前提・敷衍・結論といふ様な一般の構文常識では推せない点のあること」などが、解釈に努力を要するところとする。『国体の本義』の受容のされ方を示すものとして、「序」の冒頭を引用する。

勤皇の血に燃えた明治維新の志士達が必ず懐にしてゐたのは「新論」であつたといふ。未曾有の時艱に際会して、皇道顕揚の大業を完成すべき諸君の必ず携ふべき昭和の新論こそ「国体の本義」であらう。

知るべくして知り得なかつた深遠なる国体の本義は、本書によつて、諸君のすぐ前に明らかに示された。本書は、諸君に学生としていかに行くべきかの道を教へ、国民としていかに生くべきかの道を論ずのみならず、学生としての道がそのまゝ国民としての道に続くものであることを示唆する。諸君が本書を了得された時、凶らずも、自らの日本人たるの重大義を体認し、その自覚に限りなき感激を禁じ得ないであらう。こゝに諸君の必携の書であり、必修の書である本書の意義がある。

受験参考書らしく「惟神の国体に醇化せられ」などの解釈や「聖代、日本人の誇り、今日の日本」などの作文が例題としてだされ、それらの模範解答が載っている。先の三浦『国体の本義精解』も受験対策に用いられたという（前田前掲論文）。

しかし、『国体の本義』は刊行と同時に「聖典」となったわけではない。第七一議会の衆議院予算委員会で、七月三十一日、政友会の原惣兵衛は近衛文麿内閣の文相安井英二を執拗に追及した。『国体の本義』の「天皇御親政」のところにある「君民共治でもなく、三権の分立主義でも法治主義でもなくして、一に天皇の御親政である」の一節を問題視して、「法治主義デモナク」ト云フコトハ、西洋流ノ法治主義デナイト云フノナラ、日本流ノ法治主義ト云フノハ何処ニアル、日本流ノ法治主義トカ、西洋流ノ法治主義トカ言フガ、苟モ憲法ト云フ所ノ国家統治ノ大法典ガ存在スルト云フコトニナッタラ、法治国デアリマセヌカ、ソレニ法治主義デモナク、一ニ天皇ノ御親政デアルト云フノデスカラ、此点ニ付テイケナイナライケナイト云フコトヲ、明白率直ニ文部大臣ハ御答ヲ願ヒタイ」と迫るのである。関連質問に立った牧野？は「其書籍ガ国体ノ本義ニ関シテ重大ナ疑惑ヲ懐カシメルモノガアル……此趣旨ニハ吾々ノ思想ハ反対シテ居リマス」と述べ、工藤？も『国体の本義』は林銑十郎首相兼文相時代の産物であり、「今ノ内閣ハ教学刷新ニカヲ入レルノデアルカラ、寧ろ是ハ再検討スルト云フ方針デ、御考ニナルコトガ必要デハナイカ」と誘導する。これらに対して、安井文相は「誠心誠意ヲ以テ此問題ニ付テ能ク研究ヲ凝ラシ、検討ヲ凝ラシタイ」と述べるにとどまった（『衆議院委員会議事録』第七一議会）。

この応酬は、「国体明徴・日本精神闡明」自体を問題にするのではなく、「法治主義」などに認識の誤謬があると追及するものであるが、『国体の本義』が林政権下の文部省編纂の著作という点に論難の余地があった。近衛内閣の閣僚の多くも、この議会での追及まで読んでいなかったらしい。「聖典」という意識は、質問者にも安井文相にもなかった。

それは、身内ともいえる国民精神文化研究所の教員研究科第一〇期生の一人、岩手女子師範主事樋渡卯左衛門が「『国体の本義』は大体精研で研究されたことを寄せ集めたやうなものであるが、これも地方で熱心に研究されて居るのに較べて、東京あたりの教育界では問題になつて居ないやうに見える。かう云ふものを作るよりも、研究所を大きくして大学の上位に据ゑるやうにしたらと思ふ」（『教育週報』第六四一号、三七年八月二八日）と批判気味に述べることも照応している。また、城戸幡太郎は日本諸学振興委員会批判と重ねて、「国体の本義を芸術や哲学によつて闡明したかの如く考へる所に根本の誤謬がある」（「日本諸学振興委員会は何をなすべきか」『教育』第五卷第一二号、三七年一二月）と述べる。

こうした見方はしばらく存在したと思われる。しかし、『国体の本義』刊行からまもなく日中戦争が全面化し、国民精神総動員運動の展開されるなかで「国体明徴」が一段と強調され、文部省による普及徹底が着実になされるようになると、これらの批判は次第にタブーとなつていった。『国体の本義』の「聖典」化である。

V 「教学錬成」体制への移行

—教学局〈外局〉（一九三七年—一九四一年）

一 「教学刷新ノ中央機関」としての教学局

1 教学局の創設

一九三六年一〇月末の教学刷新評議会の答申で「教学ノ刷新振興並ニ監督ニ関スル重要事項ヲ掌理セシメ」るために、「文部大臣ノ管理ノ下ニ有力ナル機関」を設置することがうたわれた。文部省は次年度予算にその設置費用を組込む段階で、それを「教学局」という名称とし、思想局を大幅拡充して文部省の外局とするというおおよその方向を固めていた。

その後の「教学局」設置に関する報道は『教育週報』第六一三号（三七年二月一三日）で、「六月頃には設置を実現する運び」、「局長は次官級の人物を以て之に充て、長官と称する」とされた。また、その候補者に国民精神文化研究所長の関屋龍吉と専門学務局長（兼思想局長）伊東延吉の名前が上がり、「過去の経歴等」より関屋が有力という。ついで、同第六二〇号（三七年四月三日）では「教学局は七月頃実現する 五十名の大世界」と報じられた。なお、この五〇名という規模は「参与、委員、事務嘱託等」を含んだ数である。

文部省では教学局官制案や教学局分課規程案などの作成を進め、三七年六月九日付で請議している。その理由書には「我が国現下ノ趨勢ニ鑑ミ我が国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ図ルハ喫緊ノ要務ナリ然ルニ現在ノ思想局ノ機構ヲ以テシテハ十分ニ其ノ機能ヲ發揮スルコト能ハザル」（『公文類聚』第六一編・一九三七年・卷一〇）とあり、これは「現在ノ学生部ヲ以テハ到底充分ナル機能ヲ發揮スルコト困難ナル状態」という思想局拡充の際の理由と軌を一にしている。教学官中の勅任者の割合や国民精神文化研究所の定員問題に関して内閣法制局から注文が付き、その後の手続きがやや遅れた。

七月八日、枢密院に諮詢となるが、ここでも多少の紛糾をみる。審査委員会で、「本案の如き小規模のものではなく長官は少くとも親任官とし大規模の機関とせねばならぬ」とか、教学局参与の待遇を勅任待遇にすべきではないかなどの要望的質問が出されたのである（『読売新聞』三七年七月九日付）。後者の要望を文部省は受け入れた。審査委員会の報告では、教学局の設置を「固ヨリ不可ナルコトナク」としつつ、「本案ニ定ムル教学局ノ機構ガ果シテ能ク所期ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヤ否ヤハ之ヲ将来ノ実績ニ待ツノ外ナク当局ニ於テハ其ノ使命ノ関要ナルヲ念ヒ其ノ事務ノ遂行ニ当リ常ニ最善ノ努力ヲ払ヒ以テ其ノ当初ノ意図ニ合致セル成績ヲ収ムルニ違算ナキヲ期セザルベカラズ」（『枢密院会議筆記』）という要望が付せられた。一四日、枢密院本会議もこれを了承し、教学局創設のための官制類が通過した。この嚆矢は、為政者層の一丸となった「教学刷新」推進の強い意思の所在を物語る。

相沢熙は「教育記者三十年思ひ出の記」（『教育週報』第八一〇号、四〇年十一月二三日）のなかで、「政府の最初の考へでは、今よりも、もつと大規模のものを望んで居たが、段々各部と折衝してあるうちに、小さいくなつてしまった。而して最後に枢密院へ持つて行くと、枢密院の某顧問官から、何故もつと大きなものにしないかと言つて、あべこべに叱られたといふ話だ」と回想する。後半の枢密院のくだりは上述のことと一致するが、前半の文部省内の折衝の経緯の真偽は不明である。もし相沢による伝聞が確かだとすれば、外局としての教学局の創設には文部省の各局との間で権限や予算委譲などに対する綱引きがあったことになる。

教学局設置を控え、次官と同等の位置づけとなる長官人事が焦点となった。六月下旬の段階では関屋のほか、河原春作前次官・武部欽一前普通学務局長・山川建社会教育局長が候補者とされたが（『教育週報』第六三二号、三七年六月二六日）、七月になると関屋は健康上の理由で後退し、河原が有力視された（同、六三三号、三七年七月三日）。思想局からの拡充であれば伊東が順当だったが、六月七日付で近衛内閣の安井英二新文相の下で文部次官に就任しており（安井と伊東は一高の同窓）、兼任の可能性は薄かった。枢密院通過後、安井・伊東の協議により、下馬評にのぼらなかった普通学務局長の菊池豊三郎が初代の教学局長官に起用されることになった。

三七年七月二一日、思想局が廃され、外局として教学局が創設された。教学局官制第一条には、「教学局ハ文部大臣ノ管理ニ属シ国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務ヲ掌ル」とある。教学局は企画部・指導部と庶務課という体制で、企画部は企画課と思想課、指導部は指導課と普及課からなったが、官制設計段階では別の二部一課制が検討された形跡がある。『教育週報』第六三三号が報じるもので、「現在の思想局のうちの思想課以外の各課を全部新局に移管」する一方で、「思想課は大臣官房の一課となるか或は専門学務局の中の一課として存置し新局との間の連絡機関の役目を果す」という案である。思想課は学生思想運動の視察取締という「教育警察」の機能を有する課であり、思想局時代の課長は阿原謙蔵・田中義男という各県特高課長経験者が就任していた。それを専門学務局に移すということは、大学・高校における学生思想運動への警戒が強かったことのほか、教学局を思想取締機能とは切離して「国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務」に特化する意味合いがあったと推測される。

しかし、この思想課を切離す構想は生かされず、思想課もそのまま教学局に移すことになった。「教学ノ刷新振興」と「監督」＝「教育警察」の機能は相互に密接不可分であるという判断がなされたのだろう。六月九日提出の官制請議案の分課規程では企画部は企画課と普及課からなり、指導部は指導課と思想課からなっていた。それが実際には普及課と思想課が入れ替わり、企画部が企画課と思想課という体制となった理由は不明である。思想局時代の思想課と比べると、教学局思想課では国民精神文化研究所と地方国民精神文化講習所に関する事務が削られ（それぞれ企画課と指導課に移る）、新たに「学校及社会教育団体ニ於ケル思想上ノ調査ニ関スルコト」と「内外ニ於ケル社会思想ノ調査ニ関スルコト」（ともに思想局調査課から）が加わった。「教育警察」に関わる思想調査を一手に引き受けることになったのである。

東京帝大文学部を卒業後、三八年九月に教学局の嘱託に採用となり、思想課に配属された絵嶋毅は、回想のなかで課の実情を次のように述べている（『大正から昭和へ（Ⅱ）』、一九九〇年）。

文部省教学局思想課に勤め始めた頃、仕事はつまらなかったが、沢山の学友が居たので、楽しくもあり、精神的な刺激もあった。だがやがて役所そのものの本質が分かりかけてくるにつれて、段々「よい職場」とは思えなくなった。思想課とは、体のいい大学や高専の教授・学生たちの思想警察署に過ぎなかった。

（略）

思想課は、常に警視庁に出向いては大学・高専などの教授や学生たちの思想動向の情報を手にして二見主任に牛耳られていた。そして課の上層の属官や嘱託は、彼

の命令に易々として屈服し、また彼に媚びさえ呈していた。また若い課員のなかにも、これに同調するものも居た。この人たちは、やがては与えられるだろう高専の教授のポストが、何よりも得たかったのであった。

引用中の「二見主任」とは二見勝四郎のことで、警視庁出身という。この人物の「日常の主な仕事といえば、毎日必ず警視庁に出向いて、大学教授や学生たちの思想動向についての情報を手に入れて来ることだった」。このように「思想課の人間関係は、「強制と服従」、「横暴と追従」という腹立たしいほどの汚れようだった」（同前）ため、絵鳩は一年後には教学局嘱託を辞職する。

さて、官制設計段階では思想局が一名という人員であったのに対して、教学局では三〇名という陣容を擁する予定だった。長官と部長二名は勅任、書記官（庶務課長）・事務官・理事官各一名、教学官九名、属六名、教学官補九名という定員である。実際には三七年八月一五日現在、教学官補以上の専任が二四名で、嘱託二五名という規模になった（『教学局時報』第一号、三七年九月 ）。なお、三六年一〇月一日現在の思想局は嘱託を加え三七名（『文部省職員録』）。さらに教学局参与が二〇名任命されるので、四月ころの構想をかなり上回った。思想局の段階でもそうだったが、嘱託の多さが際立つ。長官・部長を除き、各課の定員（嘱託を除く）は庶務課四名、企画課七名、普及課五名、指導課六名、思想課五名であり、企画課が筆頭課であった。なお、四〇年一二月現在では、専任が四六名と兼任一〇名（ほかに雇員三四名）という規模である（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』、一九四〇年一二月 「志田延義関係文書」〔国立教育政策研究所図書館所蔵〕所収）。

長官の菊池以下、企画部長には思想局長であった阿原謙蔵を、指導部長には福島高等商業学校教授の葛西千秋を充てた。庶務課長には思想局思想課長であった田中義男を、企画課長には石井勲を、思想課長には劔木亨弘を、指導課長には水野敏雄を、普及課長には志水義暲を充てた。このうち香川県学務課長から思想課長に発令された劔木は、直後に応召となり、文部省に戻らなかったため、石井が思想課長を兼任した（劔木は三年後の内地帰還後、改めて思想課長就任となる）。石井は東大学生主事の出身である。

官制で教学官は「上官ノ命ヲ承ケ教学ノ刷新振興ニ関スル調査及指導監督ヲ掌ル」とされ、十一月二〇日で「教学局教学官視察規定」が訓令された。四名の課長は教学官を兼ね、それら以外に近藤寿治と小川義章が教学官となった。

この教学局創設について、世論は冷ややかだった。『東京朝日新聞』の三七年七月一七日付の社説「教学局設置と文教刷新」では、「新設の教学局が企画し指導するとしても、現在とどれだけ異なるものが産れると期待され得ようか」と疑問を呈しつつ、「教学局の新設は文部省官制の矛盾と欠陥とを表面的にしたとも云へるので、全般的学制改革とのみ云はず広く文教刷新への一步を踏み出す機会として、教学局設置の意味を理解することも出来よう」と述べる。こうした見方は、教学刷新評議会の答申に対する「恐らく思想局で作製した当局のお手盛案を、ソツクリその儘鵜呑みにしたものであらう」「省そのものゝ不活発と不見識と、無能と怠慢とを表白する」（『読売新聞』三六年一〇月三〇日付社説）などという批評と通底している。『教育週報』第六三七号（三七年七月三一日）が「教学局とは何をする機関か」として分課規程の概要を掲げるのも、教学局について「解つて居るやうでまた解らぬ所もある」という茫漠とした性格を物語る。

これは文部省の自覚するところであったと思われ、教学局について広報に努めた。まず

『文部時報』第五九三号（三七年八月一日）掲載の教学局「教学局の設置に就いて」では、やはり教学刷新評議会答申から説き起こし、「従来極左、極右の思想運動を対象」としてきた思想局では「我が国体の本義に基いて教学の内容を刷新し、我が国教学の根本精神の発展を図るといふやうな広汎にして又内容的なる問題に対して十分にその機能を發揮し効果を収めることは寔に困難である」とする。二部一課の組織と職掌事務を列挙したあと、次のように述べる。

勿論、文部省各学務局及社会教育局等も究極するところ教学の刷新振興を期するものであることは言ふまでもないことで、之が為従来努力致してゐるのでありますが、各局は教育、学芸に関する極めて広汎なる日常の行政事務の処理に従事して居るので、現下最も重要な国体の本義に基く教学の刷新振興に関する事務を掌る為に別に之が有力なる機関として教学局が設置されたのであります。併し、本省内部の各局課とは常に緊密なる連絡を保ち、克く協調を図り真に教学刷新の効果を挙げるに努むべきは言ふまでもありません。

すなわち「現下最も重要な国体の本義に基く教学の刷新振興に関する事務」を教学局は担うわけだが、ここで例示されたのは「指導的パンフレットを印刷頒布して教学の刷新に資すること」や「学問、文化の紹介、普及を図ること」などのほかには「諸種の調査研究をなし種々の方策を樹立してその実行に当ること」程度にとどまり、具体性に乏しい。

教学局が新たに発刊した「教学叢書」の第一輯（三七年一二月）には、教学局『教学刷新と教学局』を充てた。これは九月一三日開催の学生生徒主事会議における菊池長官の口演を補筆したものであるが、『文部時報』とは異なった角度から説明に入っている。「左翼的思想運動方面」において「往年の左翼的不穩思想の浸潤と相俟つて益々複雑微妙となり、決して軽視することの出来ない情勢にあります」という現状認識を示し、「表面的な事件の多少とか、有無とかにかかはることなく、よく一般社会の趨勢と人心の趨向とを察知して、国体の本義に基き堅忍不撓鋭意対策を講ずるのみならず、進んで事前に処するところがなければなりません」と述べるのである。これが思想課の教学局のなかに設けられた理由であり、「教学刷新」といいつつ、思想運動の視察取締も引続き重視することを再確認したわけである。

ついで、「個人主義及びこれを本とした諸思想」の排撃を強調する。個性の尊重に言及しつつも、その中身は「各人がその分を通じて、小我を棄て、大我に生きるといふことに於て果される」というもので、教学刷新評議会における「欧米ノ思考様式・研究方法」の否定を一段と押進めている。

「思想問題」以外の教学局所管事項として列挙されるのは、「教育を通じて日本精神の闡明に寄与せしむる為」の国民精神文化研究所教員研究科における教員再教育、地方国民精神文化講習所の設置、日本文化研究講習会や日本文化講義の実施、日本諸学振興委員会の開催、東大などへの「国体」講座の設置、『国体の本義』編纂などのほか、新設された「教学官」のみである。「尚この外にも、時勢に応じて教学刷新上必要なことは益々企画し実施いたすつもり」と述べるが、教学局が斬新な「教学刷新」の具体的構想も展望ももたないまま創設されたことは明らかである。

菊池が『文部時報』第六〇七号（三八年一月一日）に寄せた「年頭所感」でも、「教学刷新」の具体策は示されなかった。力点が置かれるのは、「一面に於ては共產主義運動が巧妙

に合法運動を採つて居る事実があり、他面には共産主義運動の温床とも云ふべき個人主義及之に胚胎する諸思想が昏迷の儘、依然その命脈を続けて居るのであります。茲に於て今日の急務は我が国体の本義に基き我が国独自の学問文化を建設し、誤れる外来思想を克服することであります」という点である。したがって、教学局の向かうところは「共産主義思想」の「芟除」と「共産主義運動の温床とも云ふべき個人主義及之に胚胎する諸思想」の排撃、そして「日本精神を根本として実践に重きを置き、国民的性格の涵養に力を注ぐこと、つまり「錬成教育」の実施ということになる。

2 教学局の不振

教学局の創設から一年半ほど経ったころ、一九三九年二月一四日付の『東京朝日新聞』は「今度は教学局の刷新」という見出しで、次のような記事を掲げた。

教学局は学生部から思想局を経て一昨年事変下の教学刷新を標榜して設置されたものだが、思想局時代の空気が脱け切らず、行政の方向がともすれば大学教授の著書の検討とか学生思想の取締りなどいふ消極面に力が注がれ、かくては文相の抱懐する理想とは甚だ相去ること遠く、(そのため予てから教学局行政の積極化の意向を抱いてこの問題に力を注いできた菊池教学局長官は)、今後教学局は東亜新秩序の段階に対応する新思想の建設といふ行政の積極面に力を注ぐことになった。

翌一五日付の社説「次は文部省の刷新」でも、「教学局を如何に改組すべきかは議論があるとしても、今の如く大きな外局として二年間の無為的状态は続けらるべきではない」と論じていた。このように、創設から一年半ほどの教学局が期待倒れという評価はすでに定着していた。『教育』第七卷第四号(三九年四月)は、「教学局は、時局の流れの中で華々しい活動をなすやうな機会を失つた許りでなく、本来の使命とした教学刷新のことについてもその拠り所を失つてしまったのである。そして、今日まで一年九箇月の間、肥立ちの悪い月日を過してきたのである」(「教学局の改組問題」と指摘する。また、『教育週報』第七一一号(三八年一二月三十一日)掲載の依田勇三「文部次官を去つた伊東延吉論」でも、「伊東自身が長官であつたら教学局ももう少し活発に働きかけたらうが、徒らに人ばかり多くて何の仕事も出来てない」という。同第七二三号(三九年三月二五日)の上田庄三郎「石黒人事の時局性」には、「次第に盲腸化した外局たる教学局や精研」とある。

こうした不振の要因として、「教学局の改組問題」では「行政の方向がともすれば大学教授の著書の検討とか学生思想の取締りなどいふ消極面に力が注がれること、つまり「教学局が過去の思想と精神との亡霊に禍されてゐる」ことに求められている。内側からも教学局の不振については、思想課囑託の絵鳩毅の証言がある。「教学局は本質的には、教育行政の元締めとして、国の軍国主義化の一翼を担っていたわけであるが、私達は誰も積極的にはそれに力を貸そうとは考えなかった。多くの者は、「安い五〇円の俸給分だけ働けばいいのさ」と考えていた」と、局内にある「当時の文部省の右翼的雰囲気に対する、若者たちのささやかな抵抗」を語る。

先の「過去の思想と精神との亡霊」とは、つきつめると伊東の影響力ということになる。依田のような同情的・弁護的な伊東評は例外で、「学生部から思想局、教学局と漸次拡大される道程に於て、伊東イデオロギーが厭と云ふ程浸潤し、その人的機構も亦伊東の胸一つ

でその子飼の人物で固められて居るのみならず、その背後には国民精神文化研究所と云ふ厄介な後見役を控へてのことである」(秋津豊彦「文部の人事行政に就て」『教育』第七巻第六号、三九年六月)という認識が広がっていた。文部次官として伊東は実質的な人事権を握っていた。たとえば、初代の教学局指導部長葛西千秋については、「禪をやつてると云ふ丈けで買ひ上げられた無能の標本」(『教育週報』第七一〇号、三八年一二月二四日)というゴシップもあった。東大学生主事から企画課長に抜擢された石井勲の場合も、「伊東次官のイニシアチーブであった」(石井『東大とともに五十年』)という。三八年一二月の人事では近藤寿治教学官を図書局長に、藤本万治を教学局指導部長に起用するが、これは「出来る丈け自分のよく知つて居る人を動か」す「伊東人事の色彩」と評された(XYZ「文部省一異動の跡を見る」『教育週報』第七一〇号、三八年一二月二四日)。伊東人事のヒットとされたのは、三七年四月、一高校長に東大医学部教授の橋田邦彦を引っ張り出したことである。これを期に橋田は文教行政に深く関わっていく。

荒木貞夫文相の就任後、三八年一二月二三日付で伊東は更迭され、北海道庁長官だった石黒英彦が新たに文部次官に就任した。それからまもなく「教学局の刷新」が焦点になっていく。この焦点化自体が「教学局の生みの親」である伊東退陣の「煽り」ともみられた(「教学局の改組問題」)。しかし、この刷新は機構の刷新にはおよばず、長官更迭などの人事の刷新の範囲にとどまった(後述)。

教学局創設とともに生まれた「教学官」もうまく機能していなかった。一九四一年六月二〇日の教育審議会特別委員会の整理委員会に呼ばれた教学官小川義章は、教学官の現員七名中四名は課長の兼務であり、残る三名もそれぞれ教学局内の仕事を分担しているため、「学校視察ナドニ出ルコトガ中々困難ナ事情ニ在ル」とし、「十分其ノ職責ヲ果スコトガ出来得ナイト云ツタヤウナ事情ガアル」と実情を述べた。これに対して、元文部官僚で東京女子高等師範学校長の下村寿一は、「教学官」は従来からの「督学官」と「ダブツテ居ルノミナラズ、理論上カラ云ツテ大変妙ナモノダト云フヤウナ気ガスル」と指摘したうえで、「教学官ハ今御話ノ通り局ニ在ツテ色々シナケレバナラヌ仕事ガアル、デスカラ寧ロ其ノ方ニ専念サレテ、学校ノ視察監督ハ督学官一本建デ行ク方ガ宜イノデハナイカ」と提案する(『教育審議会整理委員会会議録』第一〇輯)。後述する地方教学官の新設は、こうした教学局教学官が学校の現場視察に出にくいという実情に対処しようとしたものである。

教学局創設時に内包されたもう一つの不振の理由は、教学刷新評議会の答申中にあった「研究機関」と「有力なる参与機関」との「合成的効果」がほとんど果されなかったことである。『教学刷新と教学局』ではこの「合成」について、「更に国民精神文化研究所の充実を図り、又学者・教育者・有識者並びに関係官等の中より委嘱任命せらるる参与機関を設置し、行政機関・研究機関並びに参与機関の三者が所謂三位一体となつてその合成的効果を収めたい」と述べていた。ここでは「参与会議」について触れ、国民精神文化研究所との関わりについては次節で述べる。

官制では第四条に「教学局ニ参与ヲ置キ局務ニ参与セシム 参与ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」と規程されていた。官制案の枢密院審議において参与を勅任待遇とすべきという要望が出されたことは、「教学刷新」におけるその役割への期待があったからであろう。この設置が教学刷新評議会の論議の流れのなかで決定したとはいえ、おそらく文部省にとっては厄介なお目付け役という

存在に写ったはずである。七月に教学局が創設され、ようやく一二月になってその任命がなされ、第一回参与会議が開かれるという遅さは文部省・教学局の腰の重さからと思われる。

参与に任命されたのは、官僚は内務省警保局長安倍源基・司法省刑事局長松阪広政・陸軍省軍務局長町尻量基・海軍省教育局長新見政一と国民精神文化研究所長関屋龍吉の五名で、他の一五名は学識経験者である。東大・京大・早大・慶応の総長のほか、教学刷新評議会のメンバーだった作田荘一・西晋一郎・三上参次・田所美治・笈克彦・山田孝雄、さらに西田幾多郎・田辺元・和辻哲郎も含まれる。また、のちに文相となる松浦鎮次郎（貴族院議員）と橋田邦彦（一高校長）も任命された。一二月二四日、「顔合セノ意味」を兼ねて第一回の参与会議が開かれ、安井文相の挨拶があったが、それは「今後モ必要ニ応ジテ各位ノ御参集ヲ頂キ、又随時御高見ヲ拝聴シ、以テ其ノ使命ノ達成ニ努力致シタイ」（『教学局時報』第四号、三七年一二月）というお座なりのものだった。おそらく「局務ニ参与セシム」という規程は、教学局側においても参与側においても、もっとも軽い形式的な意味で解釈され、「合成的効果」を積極的に図ろうとする意思はともになかった。ましてや、「研究機関」と位置づけられた国民精神文化研究所と参与会議との「合成的効果」は生まれる余地もなかった。警保局長・刑事局長などの職責で任命される参与は、しばしば交代することになった。

その後の参与会議の運用も消極的で、「随時個別的ニ意見ヲ徴スル外年一回全参与会議ヲ開催シ重要事項ヲ議ス」（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』）程度であった。三八年一二月九日に開かれた参与会議には一五名の参与が出席、「菊池長官より本年度事業の報告があつた後橋田、田所、田中参与等より時節柄教学局の一層の活動を希望」する発言があつたという（『読売新聞』三八年一二月一〇日付）。その「希望」を参考にしたとはいえ、教学局の施策に直接関わることはなかった。それは、参与の一人である早大総長田中穂積が、四一年六月二〇日の教育審議会の教育行財政に関する第一回整理委員会の場で述べた「参与制度」の実際からもうかがえる（『教育審議会整理委員会会議録』第一〇輯）。

現ニ教学局ニ参与ト云フモノガアル、私モ其ノ末席ニ連ツテ居リマスガ、有名無実デ、一体何ノ為ニ置カレルノカ分ラヌ、モウ参与ニナツテカラ数年ニナリマス、昨年ノ暮ニ今マデノヤウナ有名無実ノ参与デナシニ、是カラ大イニ参与ノ機能ヲ發揮サセル、新規時直シ位ニ考ヘテ行クノダカラト云フノデ又拝命ヲ致シマシタ、所ガ依然タルモノデ、何ノ為ニ斯ウ云フモノガアルノカ、私自ラ疑ツテ居ルノデアリマス

さて、教育界にあつては三〇年代半ばの時期につづき、三〇年代末にも文部省改革についてさまざまな意見が出されていた。『教育週報』誌上でみると、下中弥三郎は「教学局だの教育審議会だの国民精神文化研究所だのといふものでは到底我が国文教の根本方針を確立することは出来ない。文教院といふか教学院といふか、ともかく文部省の背後的組織として強力な機関を設置して、これが我が国文教の指導的地位に立つやうにしなければいけない」（第七二八号、三九年四月二九日）と論じる。教育評論家協会が主導した文教機構強化聯盟でも「文教院」の設置を提唱し、「国民精神文化研究所、教学局、教育調査部及督学官室は文教院に包括す」（第七四〇号、三九年七月二二日）という。四一年一月に教育評論家協会が主催し、文部省などが後援した戦時教育協力会議でも「文政機関強化推進の件」の第一に「文教院の設置」が掲げられた。ここでは文部次官や教学局長官も出席し、意見

交換をおこなっている（第八六一号、四一年一月一五日）。このように教学局の現状改革を求める声は高まっていた。

また、陸軍を背景にもつ国策研究会のなかの思想対策委員会でも、「従来の教育の欠陥」が指摘されていた。この委員会は池田宏を委員長に、官僚としては池田克（司法省）・唐沢俊樹（内務省）、文部次官経験者の河原春作のほか、末広巖太郎・城戸幡太郎・関口泰らが参加し、三八年一〇月から協議を重ねて、三九年四月、『思想対策委員会の審議経過に関する中間報告』をまとめている。その「審議に表はれたる主要なる論点」では、「教育内容施設の欠陥」として、「教授科目が抽象的学理に偏して居ること、教授方法・教室等の不備により教授と学生との人間的結合が阻碍されて居る点、思想問題は直接授業に関係なき学生主事を中心となつて関与するのみで、その指導に困難なること、左翼思想に対抗するため設けられた特別講座或は方針として採られた学説内容の抽象化が殆んど効果がなかつた点等」が列挙された。これらは、文部省および教学局の思想行政への低評価というべきものである。なお、この思想対策委員会では「実用学に重点」を置いた新教育方針の樹立と、「勤労奉仕運動」の促進、「大陸への関心」の喚起（「大学の大陸学科の新設など」）を提起する。

こうした教学局、さらに文部省への批判の高まりは教学局無用・廃止の声につながった。そして、教育審議会の「教育行政及び財政に関する件」の審議過程で、教学局の現状と改革の方向が論議された。四一年六月二七日の整理委員会（教育行財政、第三回）における集中論議である。国立公文書館に所蔵される「教育審議会書類綴」には、この日の速記録が欠けているが、幹事として出席した文部省文書課長有光次郎が詳しい筆記を残している（『有光次郎日記』所収）。

田中穂積 教学局ハ重複ノ感アリ。……今、教学局ハ立案、実行、監督、指導ノ何レモ混在シテ体系ガタチ居ラズ。

伊東延吉 重複感モ尤モナレド、特殊ナ時世ノ要求ニヨリ、特殊ノ機関トシテ、デキタルモノナル故ニ、平面的ニ横ニ並べルト重複感アレド、具体的ナ特殊機関タル点ヲミルト、合理的ニノミ整理スル事ハ不可。今暫クハ依然必要。ソノ必要ガナクナル事ハ最モ慶賀スベキコトナリシモ、今日デハマダ充実強化ノ要アリ。殊ニ決議実行上ノ協力ヲ組織的ニ考慮サレ度。

穂積重遠 或ル時期ニハ文部省ニ包摂スベキニ非ズヤ。二元的ニモミラレ、又成立ニモ思想警察的ナ誤解アリタリ。殊ニ総務局ガデキルト、ソノ間ノ具合ハ悪カラズヤ。

林博太郎 教学局ノ理論ハ必要。思想善導ノ原則ヲタテテユク局トシテ存スル事ハ異存ナシ。

後藤文夫 教学局ノ機能ハ必要ナレド、外局ノ形ハ不適當。各学校ノ修練強化上、学務局以外ニ専管部局ヲツクルノガ効果的ナリ。修練全体ヲ内局タル教学局ガヤル事ガ可。

松浦鎮次郎 当分、教学局廃止ハ不可能ナルベシ。精神文化研究所ハ研究機関ナルモ、教学局トノ関係ハ改善ヲ要スベシ。

永井浩（専門学務局長） 教学局ニツキテハ、文部省ハ学問ヲ日本のナラシメネバナラヌガ、法経ニシロ、モトニナルモノガナイ。学問ニ根ザシテ居ル所ガナイ。大

学ト文部省トガ密接ニナツテイナイ。之ヲ教学局デ考ヘルノガヨイ。……教学局ノ如キハ性質上内局デヤルベキダ。

なお、この前後の特別委員会や整理委員会でも教学局への論及がある。安藤正純（衆議院議員、文部政務次官などを歴任）は、「実ヲ言フト教学局ガ余リ振ツテ居リマセヌ、教学局ト斯ウ名ヲ打ツタ以上ハ、モウ少シ振ハレテ貰ヒタイ……教学局ト文部省ノ色々ナ内局トノ関係ナドモ、早ク言フト寧ロ仕事ノ取合ヒトカ、権限ノ争ヒト云フヤウナ方ニカガ余計入ツテ、時間モ頭モソレ等ノ為ニ取ラレテシマツテ本当ノ仕事ト云フモノハ出来ナイ」と批評する（第五八回特別委員会、六月六日、「各種調査会委員会文書 教育審議会書類」、国立公文書館所蔵）。また、穂積重遠は「私トシテハ教学局ガ外局ニナツテ居ルコトハ、事柄ガ大事ダト云フコトハ別トシテ、文部省本来ノ仕事デハナイカ、ソレガナゼ外局ニナツテ居ルカ、アレハアノトキノ沿革的ノコトダラウト云フ風ニ思ツテ居ル」（第二回整理委員会、六月二五日、同前）と述べるが、平賀譲（東大総長）にもほぼ同様な発言がある。

こうした論議を林整理委員長は集約し、第三回整理委員会では「教学局ノ仕事（国体精神ノ透徹具現ヲハカル）ノ為ニ、有力ナ局ヲツクル要アリ。ソノ事務分権ヲ明ニシ、事ノ重複ヲサケ、他トノ連絡、特ニ精研トノ関係ヲ密ナラシメル事」という仮決議を提案、了承された。整理委員メンバーの大半の批判は、「思想警察」的傾向が強いことや外局としての存在意義の不明瞭なことに集中した。大勢は「国体精神ノ透徹具現ヲハカル」という「教学局ノ仕事」を存続させ、「有力ナ局ヲツクル」ことに傾く一方（内局に戻し「総務局」に拡充する案や外局として「教学院」「教学庁」に拡充する案など）、教学局の存在意義を「思想ニ関スル事務」だけに認め、「之ヲ還元シテ思想局ニシテシマツタラ宜イ」（東京農業教育専門学校長上原種美、第一回整理委員会、六月二〇日）とする意見もあった。後述するような「思想問題」で教学局に悩まされていた東大の平賀総長は、「若シ教学局カラソレヲ取ツテシマツタラ益々教学局ノ存在ガナクナル」（第五回整理委員会、七月四日）と辛辣である（以上、同前）。

この教育審議会整理委員会の審議のなかで注目されるのは、教学局の産みの親である伊東（この時点では国民精神文化研究所所長）の、「特殊ナ時世ノ要求ニヨリ、特殊ノ機関トシテ、デキタルモノナル」という教学局の位置づけである。天皇機関説問題に端を発して「国体明徴」の破竹の勢いのなかで教学局への拡充をみたが、約四年後、それを「特殊ノ機関」と伊東自身が呼ばざるをえない点に、そして他の委員から「アレハアノトキノ沿革的ノコト」と評されることに、教学局の不振と不評が象徴されている。

永井専門学務局長は「内局」化を明言したものの、教学局の抵抗もあつてか、文部省全体としては教学局の扱いに苦慮している。七月末から八月初めにかけて、行政機構の改革が検討される際に、教学局がその焦点の一つになった。本省からみた廃止の理由としては、「外局ノ為連絡上ノ不便アリ。予算ノ融通ガデキヌ。庶務課ノ整理ヲ為シ得。発展的解消。」などとされた。これに対して、藤野恵教学局長官は「廃止シタルトキ起リウベキ批判」を再述し、「教学局ノ先駆的役割ヲ果シタトハ言ヒ難シ」と反論した。これらを受けて、菊池次官は「1 存置シ、事務ノ調整ヲトル 2 本省ニ取入レテ綜合化スル 3 臨時施設ヲ別ニツクリ、仕事中心ニ人ヲ arrange スル事ハ如何」という三案を提示した。また、「広義ノ文化指導」をおこなう「教学局拡充強化ノ案」＝「教学院」（「教学部」「文化部」「宗教部」の三部と庶務課という構想）設置というプランも浮上した（以上、『有光次郎日記』）。

『読売新聞』（四一年八月六日付）では、「現行の教学局を整備強化して「教学」の智能本部となし、それには官房調査部を同局に包含して所謂軍部における軍令、軍政の如く命令系統の簡明化を期してゐる」と報じた。

結局、さまざまな案が飛び交いつつも決着はここでもつかず、教学局の帰趨は翌四二年一二月の行政簡素化まで待たねばならなかった。とはいえ、その時点ではもはや内局化は当然の流れとされた。

このように教学局に対して終始その役割と機能に疑問が投げかけられつつも、四二年一二月の行政簡素化にともない教学局が内局にもどるまで、二部一課制という組織面の変更はなされず、逆に小規模ではあるが二度の拡充がなされている。一度目は四〇年九月の教学局官制改正によるもので、属二名を増員した（代わりに嘱託二名を減員）。庶務課の事務増と「地方国防施設（地方思想対策研究会）ノ企画、指導、運営ニ関スル庶務」のために思想課にそれぞれ属一名を増員するというものである（「公文類聚」第六四編・一九四〇年・卷一五）。また、一二月の地方官官制改正により、六大都市所在の府県と北海道・福岡に地方教学官各一名が配置された。「教学ノ刷新振興ニ関スル企画調査及指導ニ関スルコト」と「思想指導ニ関スルコト」を主管するとされた（詳細は後述、「公文類聚」第六四編・一九四〇年・卷六〇）。

二度目は四一年一二月の官制改正によるもので、属四名を増員する。「日本諸学振興ニ関スル事務」と教職員の「錬成講習及錬成施設ノ調査、指導ニ関スル事務」にあたるために、企画課と指導課への増員がなされた（「公文類聚」第六五編・一九四一年・卷二一）。

3 文部行政の迷走

教学局への低評価は、文部省への低評価とも連動していた。教学局の創設に際し、「広く文教刷新の一步を踏み出す機会」（『東京朝日新聞』一九三七年七月一七日付「社説」）と期待を寄せられていただけに、教学局の不振は文部省への風当りを強くした。『東京朝日』を再び例にとると、前述のように三九年二月一四日に「今度は教学局の刷新」という記事が出た翌日、「次は文部省の刷新」という社説が出ることになる。これを加速させたのが、文部省の人事行政をめぐる迷走だった。

これに先立つ平沼騏一郎内閣の成立とともに、文相には陸軍大将の荒木貞夫が任命された。教学局思想課に在籍していた絵鳩毅は、「彼は文部省を思うがままに牛耳って、日本の教育を次第に戦争協力の道へ引きずり込んでいった」として、「大学教授らの著書のチェック」、「思想研究調査委員会」の強化、「地方思想問題研究会」の結成、「興亜勤労報国隊」の中国大陸への派遣、東大経済学部の粛清などをあげている（『大正から昭和へ（Ⅱ）』）。

その荒木文相によって、大幅な人事異動がなされた。「省内の課長級を県の学務部長に出す一方、局長級も県知事に転出させて広範囲に他省との交流人事を計り、これにより従来動もすると割拠的になつていた省内の消極的空気の一掃を断行し、部内の職員に広い視野に立つての教育に関する見識を持たせ様と企てた」（橘川学『嵐と闘ふ哲将荒木』、一九五五年）のである。まず伊東延吉次官を更迭し、北海道庁長官の石黒英彦を後任に据えた。伊東に主導される文部行政に飽きたらなくなっていた教育界では、石黒の登場を歓迎した。『教育週報』第七二三号（三九年三月二五日）で、上田庄三郎は「肅教の前に肅省、教育

改革の前に省内改革である」として、「断乎として人的新陳代謝を強行し、文部省の体内を流れる濁れる血を浄化し、文部官僚の再教育をし、文教を権威づけることは、教育界の熱望である」と論じた（「石黒人事の時局性」）。そして、「肅省」＝「人的新陳代謝」の強行が、三九年四月の「交流人事」となった。内務、厚生、文部、農林各省にわたる「横断人事」で、文部省関係では高知県知事小林光政が教学局長官に、佐賀県知事小山知一が普通学務局長となる一方で、普通学務局長藤野恵が鹿児島県知事に異動となり、知事への転出を拒んだ教学局長官の菊池豊三郎と専門学務局長の山川建が辞任した。『教育週報』第七二七号（三九年四月二二日）は、「突風「横断人事」の波に浚はれた文部省」と題して、次のように報じた。

横断人事そのものは概して与論の支持する所となつたが、少くとも文部省のみに取つては、従来兎もすればこの種人事行政が、内務省の凸状移入による文部省の凹状異動に終わること多く、為めに文部省は内務省の手で朝に一城を屠られ、夕に一城を陥れられるの状態に置かれ、現に大臣、次官、局長の大部分はすべて移入人物であるために、教育界との呼吸は事毎に合はず、心あるものをして文教の前途を悲観せしめつゝある折柄、端なくもこの横断人事の犠牲となつて菊池教学局長官、山川専門学務局長が辞表を投出して文部省を去り、文部省は漸次内務省の一分局たるかの觀を呈するに至り、省内の青年課長級に心裡的動揺の襲来したことは掩ひ得ない事実となつて彷徨して居る。

ついで、教学局では企画部長であつた阿原謙蔵が高松高商校長に転出し、新たに岡山県総務部長の安井章一（のち高松高商・水戸高校校長を歴任）が就任した。こうした「交流人事」については、「文部に関する限りに於ては、交流でも何でも無い、逆流を食つて水浸しに逢つた様なものだ」（秋津豊彦「文部の人事行政に就て」『教育』第七卷第六号、三九年六月）と評された。したがって、教育界からは「文部行政は全く内務行政の一部になつた感じがする。文部省の人事は内務省人事の一部となつて果して可いであらうか」（馬山孝太郎「文部省の人事について」『帝国教育』第七二七号、三九年五月）という批判が寄せられ、省内でも「石黒次官の専断による半内務省移行人事」（『読売新聞』三九年四月一七日付）という反発を呼んだ。

三〇年代前半、やはり文部省人事への内務省の介入がなされた際、教育界からの批判はその「法科万能主義」に向けられたが、それはここでも繰り返された。たとえば、秋津「文部の人事行政に就て」では、「文部省内に於ても、法科出の官僚共の排他的傾向は顕著なもので、自ら特権階級を形成し、行政の中枢権力を独占し、督学官や教学官等は努めて無為無力なる存在化せしむるに汲々たる有様である」という。大臣、次官にとどまらず、局長・課長級の頻繁な更迭も、「最近著しく教育及びこれに従事する教育者を軽視する風潮の起りつゝある事」（相沢熙「文部省の交流人事」『帝国教育』第七三二号、三九年一〇月）という批判を生む。

伊東から石黒への次官の交代、教学局長官・企画部長の更迭などの人事は伊東色の払拭という意図にもとづくが、当時、専門学務局学務課長であつた有光次郎は別の見方もしている。「文部省の教学局ですから、内務省の警保局とはずいぶん考え方が違つておつたのです。やはり学問的な立場で、（略）しかし、こういう当初の教学局の在り方が、その後批判されまして、長官と部長を内務省から迎えることになりました。それからの教学局は面目

をあらためた観がありました」（内政史研究会『有光次郎氏談話速記録』）という証言である。これはおそらく文部省内部ゆえに可能な観測で、外部からはみえなかったようである。

「教育警察」機能の強化という意図がどのように実行され、「面目」をあらためるのかはのちに検討することとするが、それとは裏腹に小林教学局長官は、新任に際して「教学局では前の思想局時代から青年学生の赤化防止に相当力を用ひて来たやうである。それも勿論必要であるが、今日の様な時代となつてはそれだけではいけない。赤化防止といふ様な消極的対策から一步前進して積極的に日本精神の昂揚に努めなければならない」（『教育週報』第七三〇号、三九年五月一三日）と述べる。企画部長について、企画課長も更迭し、小倉師範学校長の角南元一を抜擢するのも、積極的な「日本精神の昂揚」に向けた人事策であろう。しかし、「交流人事」への批判と不満に加え、依然として抽象的な次元をでない「日本精神の昂揚」では文部省・教学局の刷新を図れるはずもなかった。藤原喜代蔵は石黒次官の在任中、「文部省の人事が混乱して、一時小暗黒時代を現出した」（『明治・大正・昭和思想学説人物史』第四卷、一九四四年）という。

平沼内閣から阿部信行内閣への交代にともない、三九年八月、文相は荒木から内務官僚の河原田稼吉に代わり、次官には神奈川県知事の大村清一が就く。「大村と云ふ男は、仕事に熱と誠意をもつて居る。石黒が味噌をつけたあとなので、育ちの内務省の為にも雪辱すると云ふ気組があるかも知れない」（羽郷町人「大村清一論」『教育週報』第七六三号、四〇年一月一日）と期待されたが、大村の在任も四か月足らずで終わる。四〇年一月、米内光政内閣成立により、かつての文部官僚で貴族院議員の松浦鎮次郎が文相となると、ここでまた人事が一新される。次官にはかつての専門学務局長の赤間信義が据わる一方で、小林が辞任した教学局長官には初代の菊池豊三郎が返り咲く。こうした人事により、「交流人事による石黒系の一掃を行ひ昔日の文部一色に還元されることゝなつた」（『読売新聞』四〇年一月二七日付）。さらに四月には高松高商校長であった阿原謙蔵が宗教局長として文部省に復帰し、興亜院華北連絡部の教育指導主任として北京に出向していた朝比奈策太郎が教学局企画部長となり、指導部長には図書局長の近藤寿治が回った。

第一次加藤高明・若槻礼次郎内閣以来の文相は、すべて政党人や軍人、文部省以外の官僚出身者であり、「真に伴食であり腰掛け的大臣も少くなかつたので、文部行政は帰趨する所を失つた形である時代があつた」（虎の門人「松浦鎮次郎論」『教育週報』第七六六号、四〇年一月二〇日）。とくに、第一次近衛文麿内閣の安井英二文相期から混迷が深まっていた。そこに久しぶりの文部省出身の松浦の就任であり、文部省は活気づいた。四〇年四月一六日付の『読売新聞』が「興亜教育根本方針 教学局を中心に樹立」と題して次のような内容を報じるのは、前述したことと照応する。

一、教学局の機構改革は数年来主張されてゐるが、この際寧ろ人材を配すると同時に運用によつて成果を挙げる

一、従つて今回の陣容整備により企画部、指導部は勿論本省の各局とも密接なる連絡をとり支那満洲等の教育調査を行ふ

一、内地にあつては監督行政より指導行政として積極的指導助成を實行する

一、他面わが国体と東亜新秩序体制の關聯を明確にしこれによつて教学の根本方針を樹立する

「興亜教育の根本的確立」は、後述するように三八年後半ころから構想されていたもの

であり、文部省・教学局幹部の頻繁な更迭にもかかわらず、文部行政の中軸に据えられつつあった。この松浦文相・菊池長官期に教学局の拡充が実現するが、「興亜教育の根本的確立」の具体化は次の橋田邦彦文相（四〇年七月就任）に委ねられた。橋田は、次官に教学局長官の菊池を起用し、継続性を重視した。橋田は東条内閣でも留任し、四三年四月までの長期在任となった。次官の菊池は岡部長景文相のもとでも留任し、四四年七月までその職にあった。橋田・菊池体制が戦時下の文教行政を長期間担ったわけである。

菊池の後任の教学局長官には、鹿児島県知事の藤野恵があてられた。藤野は鹿児島県知事に転出する前は、普通学務局長であった（さらに、四四年の菊池の後任の次官は藤野）。この人事を前に、「橋田文相としては従来ともすれば次官と教学局長官との間に意思の疎通を欠き文政遂行上に支障を来す結果を生じてみた実情に鑑み部内統制上次官と一心同体となり而も部内に信望を有し同時に行政的手腕を有する人物として銚衡を急いでみる」（『読売新聞』四〇年七月二八日付）と報道された。社会教育局長田中重之と宗教局長阿原謙蔵の名前が有力候補者としてあがっていたが、藤野の名前はなかった。ここで「従来ともすれば次官と教学局長官との間に意思の疎通を欠き文政遂行上に支障を来す結果を生じてみた実情」とは、赤間次官と菊池長官の関係というより、それ以前からの問題と思われる。藤野は長官就任に際して、「私利私欲を捨て、国家に奉仕する精神が養はれなければ駄目である」（『教育週報』第七九七号、四〇年八月二四日）と語る。

さて、第二次近衛内閣成立にあたって閣議決定された「基本国策要綱」（四〇年七月二六日）の「国内態勢ノ刷新」の第一には、「国体ノ本義ニ透徹スル教学ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ廃シ国家奉仕ノ観念ヲ第一義トスル国民道徳ヲ確立ス尚科学的精神ノ振興ヲ期ス」とあった。これを踏まえ、橋田文相は「文政の根本方策」という談話を発表する。「教学一体の本義に徹して教学の刷新興隆と科学の振興発展とを図らなければならない」と述べ、具体的な施策の柱として「日本教学研究の振興」や「思想国防の強化」を掲げた（以上、『帝国教育』第七四三三号、四〇年九月）。この「教学の刷新興隆と科学の振興発展」の施策化は、四一年度予算で実行される。新規事業として「科学振興」には千万円以上が計上されたが、「教学刷新」に振り向けられたのは百万円であり、「期待されたほどの具体的事業は予算面に上されておかない」（『教育』第九卷第二号、四一年二月）。

先の「基本国策要綱」にもとづき、四〇年九月一〇日、「官庁事務再編成ニ関スル件」が閣議決定された。「時局ニ鑑ミ比較的不要不急ト認メラルル事務ヲ停止又ハ縮小スル等官庁事務ノ整理統合」をおこなうことが申し合わされ、文部省関係としては専門学務局・社会教育局などの一部の事務停止や「史料編纂ノ如キ時局ニ直接関係ナキ調査事務ノ停止」とともに、「教学局及教育調査部」の廃止が候補にあがった。それらの廃止の代わりに、「教学ノ刷新振興及教育制度改善ノ企画ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為内局タル総務局（仮称）」の設置が提案されている（以上、「閣議決定書輯録」第一巻、外交史料館蔵、Z-1-3-0-01）。教学局の廃止という方向性と、「基本国策要綱」と橋田文相談話で「教学ノ刷新」を掲げたことが一見矛盾するように見えるのは、教学局の現状では求むべき「教学ノ刷新」の実施において不都合であるという認識が文部省内外に広く存在したからである。

二 教学局の対策と施設

1 「教学局行政の積極化」

おそらく創設から一年を経過するころには、教学局への不評が聞こえ出し、教学局のなかからも刷新の必要性が自覚されただらう。それは「教学局行政の積極化」の模索として、少なくとも二つの方向で構想された。一つは後述する「興亜教育」への取組みであり、もう一つは「昭和十四年度概算要求」案に示された新規事業である。企画課長であった石井島「関係文書」（東京大学法学部近代日本法政史料センター所蔵）中にある「昭和十四年度概算要求額」には、「日本文化ニ関スル研究奨励」「日本諸学振興委員会ノ拡充」「塾・修練道場ノ奨励」「地方教学官及地方教学官補ノ設置」「中等教員再教育機関ノ創設」「帝国大学学生部ノ設置」の六件が挙げられている。三八年夏ころまでの文書であろう。総額四九三万円余にのぼるもので、昭和一五年度の教学局予算が一〇八万円弱（そのうち半分は「青年勤労隊外地派遣諸費」）であることからすれば、この概算要求がいかに突出しているかがわかる。

四年に一回程度だった教育学・哲学・国語国文学・歴史学・法学・芸術・経済学の学会開催を年一回に増やすという「日本諸学振興委員会ノ拡充」以外は、すべて新規事業である。「日本文化ニ関スル研究奨励」は現在の日本学術振興会の科研費補助金や出版助成費に相当するもので、「研究奨励交付金」一〇〇名分、「研究者養成（給付）金」五〇名分、「出版費」三〇種分が計上され、それらの選考審査にあたる常設委員会の設置費用も組込まれている。

「塾・修練道場ノ奨励」は「現在地方農山村ニハ真ノ指導的中心人物ヲ欠クノ現象」があるとして、「地方青年ニ対シ国体・日本精神ノ真義ヲ鼓吹シ心身ノ鍛錬ヲナシ以テ国家有為ノ地方中心人物ヲ養成」しようとする試みである。各道府県に平均三塾、合計一四一塾に一塾千円の「奨励交付金」を支出するとともに、「視察調査及指導」にあたる「指導官」五名などを配置する。それらの塾・道場で養成される青年は「大陸ニ活躍スベキ人材」としても想定されている。「地方教学官及地方教学官補ノ設置」は、「地方教育行政ノ刷新振興」を「最モ緊急ナル方策ノ一」とする観点からのもので、次のような内容となっている。

各道府県ニ於テハ、地方教育ノ視察・指導及監督ハ、直接視学官及視学之ニ当リ、其ノ成果ニ於テ見ルベキモノ 尠カラザルモ、多クハ制度・法規ノ運用ニ関スル事務、其他ニ忙殺セラレ、現下緊急ヲ要スル教育ノ内容及方法ニ関シテハ、到底根本的ナル指導・監督ヲ行ヒ得ザルノ状況ニアリ。依テ此際進ンデ国体・日本精神ニ基キ我が国地方教学ノ刷新振興ノ徹底ヲ期スルタメ、又現在地方教学ノ刷新ニ相当寄与シツツアル地方国民精神文化講習所並地方思想問題研究会其他地方教育機関ノ指導・監督ニ当ラシメテ一層其ノ効果ヲ挙ゲシムルタメ、新タニ地方教学官及地方教学官補ヲ相当数設ケ、全国各道府県ニ配置セントス。

地方教学官は各府県一名ずつ、地方教学官補は各府県三名ずつという配置計画であったが、前述のように規模を大幅に縮小しつつ、四〇年一月に実現していく。「中等教員再教育機関ノ創設」については説明文書が付されておらず、具体的計画は不明ながら、約六〇万円が計上され、同規模の三か年の継続事業となっている。主に小学校教員を対象とした

地方国民精神文化講習所にならって、中等教員を対象とする同種の施設が計画されたのかもしれない。

「帝国大学学生部設置」は、東大など六帝大の学生課を学生部に拡充し、学生の訓育のために道場・寄宿舎を経営するというもので、専任の学生部長や学生主事の増員、「体育官」の新設などを計画している。これについては各帝大と協議したものではなく、教学局独自の計画とみられる。この「学生部」設置は思想課に関わるが、それ以外は指導課や普及課に関わるものである。

こうした新規事業の計画の大部分は、まず文部省の省議にかかる段階で、ついで大蔵省の予算査定で縮小ないし撤回を余儀なくされたと思われる。しかし、四〇年から四一年にかけて、これらの計画の一部にあたる、地方教学官の配置や日本諸学振興に関する事務、錬成講習・錬成施設の調査・指導に関する事務については、大幅に人員や予算を縮小しながらも実現をみる。

三八年一〇月には、企画課を中心に「時局文教国策ニ関スル調査研究 要綱案」（「石井勲関係文書」所収）という文書が作成されている。これは、後述する教学局の「興亜教育」への取組みのなかで構想されるものだが、その前半部には次のような項目がある。

一、基礎問題ニ関スル件

日本精神ニ関スル諸説ノ現状

二、対内問題ニ関スル件

1、教学問題

イ、教学ノ根基ノ培養 ロ、教職員及ビ学生・生徒ノ時局認識 ハ、集団勤労作業
ニ、学生・生徒ノ保健並ニ体位

2、思想問題

イ、思想動向 ロ、社会教育

「二、対内問題ニ関スル件」の「1、教学問題」のところで、「イ、教学ノ根基ノ培養」には寄宿舎を念頭においた「学校ニ於ケル訓練方法ノ検討」や「躰、行ノ教学上ニ於ケル意義」などの項目が含まれており、前述の各校における学生課から学生部への拡充計画の中身と重なる（それは「ニ、学生・生徒ノ保健並ニ体位」についてもいえる）。また、「ハ、集団勤労作業」はすでに実施中のものである（後述）。「2、思想問題」の「ロ、社会教育」の最後には「淫祠邪教跋扈ノ根本問題」があり、教学局の立場からもこの問題に関心を寄せていたことがわかる（後述）。

四〇年一月には、教学局が主催して「第一回高等専門学校教員錬成講習会」を実施している。二日から一七日まで、東京府下小金井町の浴恩館を会場に、三九名が参加した。講師は、教学局指導部長近藤寿治（「日本の教学」）・大政翼賛会文化部長岸田国土（「新日本文化の建設」）らのほか、内務・大蔵・農林省などの官僚が担当した（国民精神文化研究所からは誰もでない）。新聞では、「木鐸に肚練り直す教授連」という見出しで、「火の気一つない部屋で机に向ひ、手をかじかませながら教育勅語や明治天皇の御製などを謹写してゐると身も心も落ちついて来る」、「この人達が所属学校に帰つてこの精神を吹込むとき全国学校の修錬組織はきつと強化されるであらう」（『東京朝日新聞』四〇年一月一三日付）と報じられる。

ついで、四一年一月には、一週間の日程で中国・四国地方の「中等学校教員錬成講習会」

を広島県（恩照塾）で開催している。これは、講習以外に、作業や修練会に時間が割かれた。他の地域でも開かれたはずである。

また、四〇年度から「日本文化講座」が開催されている。これは「一般国民特ニ知識階級ニ対シ光輝アル日本文化ニ関スル深キ理解ト体認トヲ得シメ以テ東亜ノ指導者トシテノ国民的自覚ノ啓培ニ資スル」ことを目的に、四一年一月から二月にかけて、東京女子高等師範と広島文理科大学を会場に開かれた。毎週土曜日の二時間の講演である。前者は一般女子成人三七七名が、後者は一般成人五〇〇名が聴講した。「多大ノ成果ヲ挙ゲタ」と自賛され、翌四一年度も同様に実施された（以上、『第七十六回帝国議会説明材料』）。

企画課は教学局のなかでも筆頭課として位置づけられ、分掌事務の第一には「教学ノ刷新振興ニ関スル企画ニ関スルコト」が掲げられていた。教学局が一九四〇年一二月現在で実施している「企画 調査」は次のようなものであり、最後の二項目を思想課が担当する以外はすべて企画課がおこなっている（『第七十六回帝国議会説明材料』）。

- イ 教育ニ関スル勅語渙発五十年記念資料展覧会ノ開催
- ロ 興亜学生勤労報国隊ノ歌募集
- ハ 日本精神ニ関スル諸説ノ現状調査
- ニ 興亜文教国策ニ関スル調査研究
- ホ 基督教主義ニヨル学校、学内団体ノ調査
- へ 学術研究団体ノ調査
- ト 東亜教育ニ関スル調査
- チ 校旗ニ関スル調査
- リ 教育諸団体再組織ニ関スル調査企画
- ヌ 教職員ノ著書論文ノ調査
- ル 思想動向ニ関スル調査
- ヲ 我国思想運動ノ情況

「ニ 興亜文教国策ニ関スル調査研究」は、後述の「時局文教国策ニ関スル調査研究」の「三、対支問題ニ関スル件 思想・文化問題」の項目そのままである。「ホ 基督教主義ニヨル学校、学内団体ノ調査」は、「基督教主義又ハ外国人経営ニヨル学校、団体ニ於テハ従来動モスレバ教学刷新、思想国防上遺憾ナル点尠カラズ」という観点からの調査である。

「リ 教育諸団体再組織ニ関スル調査企画」は、現状の教育諸団体では「国内新体制ニ即応スル教育ノ機能ヲ充分發揮シ居ルモノトハ認メ難キ」として、再編一体化を進めるというもので、後日（一九四三年）大日本教育会の成立となる。これらの調査報告書などの存在は不明である。

教学局『第七十六回帝国議会説明材料』の末尾に「昭和十六年度新規要求事業説明」が付されている。すでに大蔵省の承認を得たもので、実施されていくものである。「日本諸学振興委員会ノ拡充」「国民精神文化研究所ノ改組拡充（日本教学研究所〔仮称〕の設置）」「思想国防施設ノ拡充」が新規で、「興亜学生勤労報国隊外地派遣」は前年度規模の踏襲である。それぞれの内容については後述する。三九年度予算額は一〇七万円強だったが、四〇年度で約四万円が、さらに四一年度で八万六千円強が増額となり、人員の拡充も含め、着実に増強されていることがわかる。

こうした「教学局行政の積極化」にもかかわらず、教学局への評価は依然として低いま

まだだった。一例だけをあげれば、『教育週報』第八二四号（四一年三月一日）には、「教学刷新の事業は教学局の所管となつてゐるが、無遠慮にいへば、その事業はあまり振つてゐないやうだ。その仕事自体が困難なのか、機構がよくないのか、人材が居ないのか。ともかく、これといふ存在価値を示してゐないのは遺憾である」（虎之門道人「教育界人物行脚文部省の巻」）とある。

2 国民精神総動員運動と教学局

一九三七年七月二一日、教学局が創設される直前に、日中戦争は全面化の段階に突入した。第一次近衛内閣では八月二四日、「国民精神総動員実施要綱」を決定し、九月九日には内閣訓令を發した。創設の経過や趣旨からいえば、教学局こそこの国民精神総動員運動のイニシアチブをとるはずのところであるが、実際には「教学局はこれに与ることが出来なかつた」。それは教学局が「時代から置き去りの憂き目を見た」事例とされた（以上、『教育』第七卷第四号、三九年四月）。

盧溝橋事件直後の政府声明を受けて、七月一二日、文部省では各地方長官・各学校に「協力一致彌々国民精神ノ振作ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」と通牒した。さらに七月三一日付の通牒では、「四、学生生徒ノ気風ノ振作ニ留意スルト共ニ時局ニ鑑ミ特ニ其ノ風紀ノ肅清ヲ図リ苟モ浮華遊惰ニ流レサル様カムルコト」「五、学生生徒ノ弁論会其ノ他ノ集会、学校新聞、校友会雑誌及学生生徒ノ組織スル諸団体ニ付テハ、時局ニ鑑ミ特ニ之ガ言動、内容ニ注意ヲ払ヒ、思想傾向ニ留意シ其ノ指導ヲ謬ラザルコト」などの措置を講じるよう指示をしている（以上、『教学局時報』第一号、三七年九月）。

文部省では八月一六日付で「日本精神頭揚運動実施案」を立案している。「紀元二千六百年ヲ迎フルニ当リ国体ノ本義ニ基キ一層国民自覚ヲ喚起シ献身奉公ノ心操ヲ確立シ質実剛健ノ気風ヲ振作シ大国民タルノ資質ノ育成ト向上トニ努ムルト共ニ現下ノ時局ニ対応スル為一大国民運動ヲ起サントス」という趣旨で、実施機関として文部省内に「日本精神頭揚運動準備委員会」を、各省関係者や民間学識者で「中央委員会」を、各府県に「地方委員会」をそれぞれ組織するというものである。「国民的矜持ノ強化」と「我が国ノ現状及将来ニ対スル認識強化」に重点を置くとされる。これは紀元二千六百年に向けての運動であり、組織形態や「広ク内閣及各省ノ協力ヲ求メ」という部分にみられるように、文部省主導での実施が考えられていたが、教学局との関係は薄いようである。全体的な表記のほかに、この文書が社会教育局に属する中田俊造の所蔵であったことも、その推測を裏づける（以上、「中田俊造文庫」、国立教育政策研究所所蔵）。もちろん、この計画は「差シ当リ現下ノ北支事変ヲ中心トシタル時局認識ヲ徹セシメ銃後活動ヲ奨励スル」という位置づけがされていたため、すぐに国民精神総動員運動のなかに吸収されていった。

ところで、国民精神総動員運動の前提として、三七年四月一九日付で情報委員会が決定した「国民教化運動方策」がある。「尊厳ナル我国体ニ対スル觀念ヲ徹底セシメ、日本精神ヲ昂揚シ、帝国ヲ中心トスル内外ノ情勢ヲ認識セシメテ国民ニ嚮フトコロヲ知ラシメ、国民ノ志気ヲ鼓舞振張シ、生活ヲ真摯ナラシメルト共ニ国民一般ノ教養ノ向上ヲ図リ、以テ国運ノ隆昌ニ寄与スルニ在リ」という「趣意」で、文部省は内務省・情報委員会とともに主務庁となり、「肇国精神ノ宣揚」「国民精神ノ作興」などの宣伝にあたりとされる（以上、

「国民教化運動方策並時局宣伝方策に関する件」『密大日記』一九三七年、第四冊所収、防衛庁防衛研究所所蔵)。これと上述の「日本精神顕揚運動実施案」の関係はわからない。

「国民教化運動方策」を実行に移す矢先に日中戦争が全面化する事態となった。そこで、「此ノ際時局ニ関スル宣伝方策及国民教化運動方策ノ実施トシテ」官民一致一大国民運動(「国民精神総動員実施案(一二、八、一八訂正)」、「国民思想善導教化及団体関係雑件」第二巻所収、I-4-5-1-8 外交史料館所蔵)として、国民精神総動員運動が実施されていく。情報委員会・内務省とともに文部省は「計画主務庁」となった。九月一〇日、地方長官や各学校長宛に内務次官と連名で伊東文部次官は通牒「国民精神総動員ニ関スル件」を發し、「要ハ日本精神ノ發揚ニ依ル挙国一致ノ体现並ニ非常時財政經濟ニ対スル挙国的協力ノ実行ヲ主眼トスル」とした(『教学局時報』第二号、三七年一〇月)。文部省の担当するのは主に前者だが、これに関してはおそらく「実施要綱」の検討段階で専門学務局が「大学、高等学校、専門学校ニ関スル日本精神運動実施事項」を作成している。今後四年間の年次計画となっており、たとえば「学校教練ノ改善振興」「御真影ノ拝戴、奉安殿ノ施設ノ整備」「三大節及明治節ニ於ケル式典ノ趣旨徹底」などの項目がある(「中田俊造文庫」)。教学局が関わってもよいものだが、高等教育機関ということで専門学務局が担当する。同様に、初等・中等教育では普通学務局が、社会教育では社会教育局がそれぞれ主管するはずで、重複する教学局は「置き去り」にされたようである。

菊池教学局長官が『文部時報』第五九七号(三七年九月二一日)に載せた「国民精神総動員の本旨の達成に就いて」で強調するのは、「誤れる支那民衆指導者に一大鉄槌を加へ、以て文化破壊力たる共産主義を東洋から一掃すること」であり、次のように結ぶ。抽象論の域を出ず、具体的な施策の提示はなされない。なお、この『文部時報』第五九七号は「国民精神総動員特輯」であり、文相・次官以下、各局長らはその取組みを語っている。

現代の我々は、決して銃後ではないのであります。凡てが戦線の真只中に立つて居るのであります。農夫は農業を以て、工業家は工業生産を以て経済戦を担当して居るのであります。等しく教育者、学者はその教育、学問研究を以て思想戦、科学戦に参じて居るのであります。国民の凡てが日夜を分たず、その職分に恪循すると云ふ武器を以て当面の国力戦に参じつゝあることを自覚して、必死の努力と工夫とをしなければなりません。国民はよろしく本運動の真義を了得し、真に実践を通じて国民精神を鞏固にし、日本国家の真面目を發揚し、今日の非常艱難を克服し以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばなりません。国運を賭して真の世界平和、真の人類文化に貢献せんとする現代日本の歴史的使命を達成する為めに、国民は一人残らずこの挙国的運動に一致邁進することを念願して止まぬ次第であります。

九月一三日から開かれた教学局最初の直轄学校学生生徒主事会議での長官の口演では、国民精神総動員について「各位ハ克ク本運動ノ趣旨ヲ体シ夫々適切ナル対策ヲ樹立シ本運動ヲシテ表面的ノモノタラシメズ、真ニ学生生徒ノ日常生活ノ中ニ浸透セシメラレルヤウ十分ナル努力ヲ致サレタイ」(『教学局時報』第二号)と注意が喚起された。「時局ニ対処スベキ学生生徒指導ノ具体的方策如何」という諮問に対して、積極的な学校では「講演会、日本文化講義、修身科ノ充実ヲ図ルコトヲ必要トスルガ、本校ニ於テハ以上ノ外神社参拝、娯楽統制、勤勞奉仕等ヲ実行シテ相当ノ効果ヲ収メテ居ル」(三重高農)、「現在ノ機会ニ際シ勤勞作業、精神訓練等ヲ行ヒ学校ヲシテ道場タラシメネバナラヌ。本校デハ卒先シテ国

民精神総動員街頭講演会、支那事変講演会ヲ開催シタガ、校内ノ諸団体ヲモ統一指導シテイカウト思フ」(福島高商)などと報告しているが、まだ取組みにはバラつきがあった(『教学局時報』第二号)。

このあとも、各種の教学局関係の会議で「国民精神総動員ニ関スル件」が協議事項となり、各学校の状況が聴取される。しかし、これらでも教学局独自の国民精神総動員運動の具体的な施策が示されることはない。各学校における「訓育」の実施、国民精神文化研究所や地方国民精神文化講習所における教員の再教育などの、思想局以来の「教学刷新」と思想の指導監督の事業を通じての国民精神総動員運動への関与に落ち着いていくのである。それは教学局の自覚するところでもあり、たとえば、三八年一月三十一日、東京並近県直轄学校学生生徒主事協議会において菊池長官は、学生間にみられる「時局ニ対スル正シキ認識ヲ欠キ、或ハ文化創造ノ精神ヲ忘レ、消極的退嬰的ニ流レル傾向」を指摘し、「斯様ナ弊風ヲ刷新シ、理論的ニモ実践的ニモ益々日本精神ノ顕揚ニ努メテ健実ナル学風ヲ涵養シ、進ンデ社会風潮ノ刷新指導ニ及バサレタイ」と述べたうえで、「是レ取りモ直サズ国民精神総動員ノ趣旨ニ副フ所以」とする(『教学局時報』第五号、三八年三月)。地方においても、「昨年度に於ては県費に依る冬期国民精神文化講習会を計画してみたが都合に依り国民精神総動員の事業と共同して小学校長青年学校長時局講習会を開催した」(『新潟県国民精神文化講習所々報』第五号、一九三九年九月)という新潟県のように、国民精神総動員運動の独自性を発揮することは困難だった。

教学局の施策全般を報じる『教学局時報』においても、第二号(三七年一〇月)で前述の通牒などを載せて以降は、「国民精神総動員」に関する事項は何も載らなくなり、「置き去り」にされたことを物語る。とはいえ、文部省全体としては、その教育的効果が大きかったことを無視しえない。文部行政に批判的な『教育』誌上でも、「学校の教育方針や校訓校是の中に精動のスローガン乃至綱領をとり入れさせてあるばかりでなく、児童を通じての家庭への働きかけが特に重視されてゐる」、「精動があらゆる機会に学生生徒を動員してゐる」(第七卷第一〇号、三九年一〇月)と認めている。

主務官庁として、文部省では『国民精神総動員資料』の刊行にも関与している。このうち、文部省単独のものとして第四輯『八紘一字の精神 日本精神の発揚』(三七年一月)と第九輯『国民精神総動員と小学校教育』(三八年一月)がある。前者は「八紘一字」を書名に冠した最初のものと思われ、「我が国は、この「八紘一字」の伝統に立脚する真実なる世界平和・人類共栄を実現する為、当面の抗日支那を徹底的に膺懲して、非道義的唯物思想と「コミンテルン」の赤化工作との傀儡になつて国民生活を犠牲にし、東洋平和を攪乱する国民党政府及びその軍隊の非行と謬見とを清めなければならぬ」と論じる。最後は「「八紘一字」の御旗の下に蹶起せよ」と呼びかけ、「この一片の丹心、烈々として全国民一人一人の胸に燃えさかる時、国民精神総動員は天地をも揺るがす真の迫力をもち、この時艱を克服することが出来るのである」とする。これが教学局関係者の手になるものか不明だが、「八紘一字の精神」を率先して文部省のイデオロギーとして打ち出していることは注目に値する。後者では「教育者はよく此の国民精神総動員運動の趣旨を体し、此の運動の実践を各自の教育活動の中に採り入れることが大切である」として、「学校経営」「訓育」「教授」「体育」の各側面と「家庭並に社会に於ける国民精神総動員への協力」が叙述される。

文部省では、三九年三月、『高等諸学校ニ於ケル国民精神総動員実施状況』をまとめている

る。専門学務局と実業学務局の担当と思われる。「時局ニ関スル認識ノ普及徹底ノ件」「時局ニ対応スル学生生徒ノ訓練ノ件」「公私生徒ニ於ケル刷新自肅ノ件」「校外ニ於ケル銃後後援ノ強化持続ノ件」「非常時財政経済ヘノ協力ノ件」「資源愛護ノ件」という項目について、三七年九月から三八年六月までの各学校の取組みがわかる。実際には学校間の取組みには差異があり、この報告どおりの緊張感が持続したとは思えないが、それでも学校生活の多くの局面で「日本精神ノ発揚ニ依ル挙国一致ノ体現並ニ非常時財政経済ニ対スル挙国的協力ノ実行」が着実に進みつつあることは確かである。小樽高等商業学校における「公私生徒ニ於ケル刷新自肅ノ件」を一例としてあげよう。

- 1 昨年十月十三日戊申詔書ノ奉読及訓話ヲ行ヒ日常生活ニ対シテ反省セシム
- 2 同日国民精神総動員強調週間ニヨリ生徒ニ対シ公私会合ノ飲酒ヲ禁止ス
- 3 同日ヨリカフェーノ出入、玉突、マージャンノ演技ヲ禁ズ
- 4 同 全生徒ニ早寝早起ノ奨励ノ結果欠席遅刻著シク減少セリ
- 5 本年四月十一日ヨリ十七日マデ生徒ノ禁酒禁煙週間ヲ実施ス

実施後ほぼ一年を迎える前に、「時局ニ即応セザルモノアリ、又地方ニ於テハ相次グ週間運動ニ忙殺セラレ之ガ本来ノ趣旨ノ徹底ヲ欠キ徒ニ労力及資源ノ乱費ニ終ル場合尠カラズ」という判断に立って、国民精神総動員運動は見直しを迫られるが、そこでもまだ文部省は主力である。三八年六月二四日の次官会議で決定した「国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画」のうち、「政府総掛りのニ行フ宣伝」七項目中、文部省が主務庁となるのは五項目にのぼる。「国体観念明徴ニ関スル週間 概ネ紀元節ヲ以テ終ル約一週間」「挙国一致ヲ強調スベキ日 神武天皇祭、天長節、明治節、其ノ他」などである（以上、「国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画変更ニ関スル件」、「公文雑纂」一九三八年・第三巻）。

さて、伊東文部次官が国民精神総動員運動の開始にあたり、「近来声高く叫ばれてみた日本精神発揚の主張が、今や抽象的観念の域を超えて実行的のものとなる時に際会してゐる」（「国民精神総動員に就いて」『文部時報』第五九八号）というとき、「天皇機関説」問題を通じて「日本精神発揚の主張」を自ら導き、それが「実行的」段階に至ったことに満足だったのであろう。三七年十一月二六日、ラジオ放送を通じて、伊東は「全国の教育者諸君」に「益々其の本務に向つて研鑽努力して教育者本来の使命を完うせられたきは勿論、国民の一員としては、熱心に時局の下に於ける種々の運動に参加して、一般国民の先陣を承り、以て報国の誠を致されることが、諸君に課せられた重大なる責務」（「時局と教育者」『文部時報』第六〇五号、三七年一月一日）と呼びかける。

そうであればこそ文部省としてはあらゆる教育の場面で国民精神総動員運動を展開する必要があり、教学局がそれを専有することはできなかった。各学務局や社会教育局などにおける「日常の行政事務」を通じて、その指導監督・督励がなされていくのである。文部省では、三七年一月から二月にかけて、地方における国民精神総動員の実施状況を視察するために一八の視察班を派遣するが、そのうち教学局関係者は六班に加わっている（『教育週報』第六五四号、三七年一月二七日）。まだ、この時点では教学局の関与の度合いは高い。しかし、のちの教育審議会整理委員会における「教学局ハ重複ノ感アリ」という発言を想起すると、教学局は次第に省内他局との「重複」という状況に直面するといえる。教学局が「時代から置き去りの憂き目を見た」ということは、このような意味で理解される。そして、逆にいえば、文部省全体が「日本精神発揚」の実行的段階に進んだと

いうことであり、いわば文部省は「教学局」化し、「八紘一宇」のイデオロギーを自ら身にまとったということになる。

教学局が国民精神総動員運動との関わりで独自の役割を発揮できず、手詰まり状況となっていくのと対照的に、国民精神文化研究所はすぐ後述するように、研究所の戦略的な方針にもとづき、これと積極的に関わっていく。それは教学局との齟齬を増幅する一因ともなった。

3 国民精神文化研究所の拡充

一九三七年七月の教学局の創設に際して、国民精神文化研究所では助手定員三名の教学局への振替え（教学官補）を強いられた。教員研究科の事業を教学局に移管するという理由である。このとき、文部次官の伊東延吉は内閣法制局長官宛に念書を提出している。教学局定員の運用を適正にし、「将来ニ於テモ之ヲ紛淆セズ」という確認と、「国民精神文化研究所ニ関シテハ出来得ル限り速ニ之ガ改組ヲ期ス」という確認を「後日ノ為」、求められたのである（「公文類聚」第六一編・一九三七年・巻一〇）。

ここからは、文部省・教学局と国民精神文化研究所の紛糾が垣間見られる。教学局は、研究所のなかでもっとも実績があり、軌道に乗っている中等教員を対象とした教員研究科を「教育を通じて日本精神の闡明に寄与せしむる為」（教学局『教学刷新と教学局』）という理由を付して取上げ、直属化しようとした。これに研究所側は激しく抵抗したはずである。当該の予算も含めて強引に取上げようとしたものの、教学局側には施設もノウハウもなかったため、実質的には研究所に委託せざるをえなくなる。教学局は名を、研究所は実をとったことになるが、両者の関係はますます悪化する。ただし、官制上の振替えは、後述の三八年八月の時点となる。

助手定員の振替えを内閣法制局が問題視したのは、それまでの思想局と研究所との間のルーズな人事であったと思われる。三八年八月の研究所の拡充に際して、法制局では「国民精神文化研究所ノ改組」について「将来考慮スベキ旨ノ文部次官書信ヲ徴シ置キタル」にもかかわらず、「何等ノ成果ヲ得ズシテ今日ニ及ビ」、拡充案を出してくることは「不当ノ譏ヲ免レズ」（「公文類聚」第六二編・一九三八年・巻一二）と厳しく叱責するのである。研究所との関係がギクシャクしている教学局にとっては、その改組案を作ることはおそらく無理だったのだろう。

研究所では、三八年中と思われるが、「国民精神文化研究所拡充強化方針要綱」を作成し、教学局に提出している（「社会教育等資料」所収、野間教育研究所所蔵）。一〇項目におよぶなかから、主なものを引く。

一、教学刷新評議会ノ教学刷新ニ関スル答申ニ基キ、教学局ガ行政ノ機関タルニ対シテ、国民精神文化研究所ヲ權威アル独立ノ研究機関トシテ整備スルコト。研究所ガ其ノ任務ヲ全フスルタメニハ名実共ニ行政官庁ヨリ独立性ヲ維持スルノ必要アリ蓋シ研究所ノ研究ハ行政時務指導原理ヲ研究スルモノニシテ時務ニ追随スルモノニアラザルヲ以テナリ。

三、従ヒテ本研究ノ拡充強化ハ、現下ノ思想情勢ニ対処スル所謂思想戦ノ参謀本部トシテ今日ニ至リタル努力ヲ活カスモノタルベク、已ニ確立セラレタル研究ノ精神ニ立

チテ拡充シ強化セザルベカラズ

六、再教育施設（中等教員等）ヲ予算ト共ニ研究所ニ移管セラレタシ

八、研究所ハ教学局ニ各般ノ問題ニ就キテ協力スルハモトヨリ、以上ノ事項ノ実施ニ就キテハ十分教学局ト協議スベシ

九、本省ハ研究所ヲ所謂思想戦ノ参謀本部トシテ充分其ノ權威ヲ認め所員ノ地位向上ハ勿論其他諸般ノ機構ヲ拡充強化セシムベキ具体的方策ヲ考慮セラレ度シ

この「要綱」の主眼は、研究所を「独立ノ研究機関」として確立し、「思想戦ノ参謀本部」としようとする点にある。そのために、行政官庁たる教学局からの独立の保障を求める一方で、具体的な事項の実施については協調姿勢をとろうとする。両者の関係のギクシャクさの根本は、研究所を統制指揮下に置こうとする教学局と、それに反発して「独立ノ研究機関」を志向する研究所という構図にある。文部省・教学局が研究所の「權威」を十分に認めず、「所員ノ地位向上」にも冷淡という現状への不満が、「要綱」作成の背景にあるだろう。

「要綱」の具体案として、「官制改正案及拡充予算案ノ大綱」が添付されている。「官制改正案」では、現行第一条の「国民精神文化ニ関スル研究、指導及普及」を、「国体及国民精神文化ニ関スル研究並ニ之ニ付随スル指導普及」に代えようとする。これを実現させるために、人員・予算とも現行の三倍以上の規模を要求する。ほかには、図書館の充実と「対外文化宣布」＝「外国文ニ依ル国体叢書発行」が目につく。しかし、この拡充構想は、研究所限りの要望にとどまり、教学局の同意を得られる内容ではなかった。

それでも、研究所は三八年八月と四〇年三月・一二月の三度の拡充を実現する。まず、三八年八月、「支那事変ニ際シ思想国防ノ緊要性ニ鑑ミ憲法学其ノ他法学、政治学等ニ亘リ我が国体ヲ本トシテ研究ヲ進メ思想国防ニ資センガ為」という理由で官制の改正をおこない、所員二名・助手二名と書記一名が増員された。実は、この官制改正は三七年一月に提出されていたが、前述の「国民精神文化研究所ノ改組」の未進展に内閣法制局がクレームをつけ、九か月近く停滞していたものだった。

三七年一月時点では、「天皇機関説」問題への対応として法政科の拡張が求められていた（研究所ではこの拡充をすでに三五年一二月に計画していたが、二年近く延びることも思想局・教学局との関係がうまくいってないことを示そう）。「日本国体ニ関スル憲法学及政治学ノ研究トハ一方ニ於テ法制史的研究ト相照応スルトトモニ、他方国民生活ノ具体的規範ノ研究ト相俟ツベキモノトス」として、「私法的専門ノ者ト、法制史ヲ専攻スルモノ」の増員が想定されていた。ところが、法制局のクレームにより停滞を余儀なくされていたところに、日中戦争全面化という状況の変化にもなって、教学局・研究所ではこの増員（予算は確保済み）に「思想国防」のための増員という理由を追加した。それに対しては、法制局も「時局下ニ於ケル思想国防ノ事務ガ重要ニシテ一日モ欠クベカラザルニ鑑ミ今回ノ増員ハ差当リ今次事変ニ因テ発生シタル思想国防ノ事務ノ為特ニ之ヲ認ムル」としたのである。

前章の「3 国民精神文化研究所の停滞」で述べたように、研究所の不振を打開するため、山本勝市らを中心に、三六年二月、研究部の各科横断的な「思想国防研究会」が発足し、研究所を「思想国防」のけん引役にしようという動きが急速に高まっていた。日中戦争全面化の直後、研究所では『思想国防研究部設置の趣旨』という冊子を作成し、「実に、

国内に於ける混乱を防ぎ国民に建設的な精神力を与へるために、思想の問題が重要であるばかりでなく、現在進行しつつある事態を真に正しく生かすべき眼を国民に与へる意味に於ても思想の問題は喫緊の事柄なのである」と訴えた。いわば「思想戦ノ参謀本部」をめざす方向での拡充に、留保中だった官制改正がうまく使われたといえる。先の大拡充プランには到底同意できなかつた教学局も、これは容認した。三九年四月、法政科の所員となる増田福太郎が、この増員に相当する。また、三八年五月に経済科・思想科兼任の山本勝市が勅任の所員に昇任するのも、やや先取りの関連人事である。

この増員に勢いを得て、研究所内を「思想国防」が席捲し、積極的な施策を展開することは後述する。そして、その積極的な施策は、さらに「思想国防」に関する人員増を促した。四〇年三月の所員・助手各四名増員の官制改正がおこなわれる。ただし、これも三九年中の実施が見込まれていたが、教学局と研究所の意思疎通に齟齬があったのか、予定より遅れた。この増員は、「国内思想対策、東亜思想対策、対外文化対策、国内思想網等ノ確立ノタメノ原理的及ビ實際的研究ハ当面緊急ノ研究目標」として、具体的には「国体ニ基ク東亜新秩序原理ノ研究」「日本世界史ノ編纂」「思想家、評論家、学者ノ思想調査資料ノ作製」「国体日本精神ヨリ見タル支那事変ノ世界史的意義ノ編纂」に所員・助手各一名が割当てられ、全員で「思想国防研究科」を新設する予定という（「公文類聚」第六四編・一九四〇年・巻一三）。思想傾向の調査は、官公私立大学・高校などの「精神科学科」（人文・社会科学分野）の教員四一一六名と『文芸年鑑』掲載の思想家・評論家約九七〇名の著書・論文、講義内容、思想経歴などを悉皆調査するというもので、「国策ノ遂行」に協力的かどうかという観点から「思想ノ善悪」を判別することがめざされる。これは、教学局思想課の職掌と重なる。

四月から助手の吉田三郎と中村光が所員に昇任し、八月には五十嵐佑宏が所員に任命される。吉田と中村は歴史科に、五十嵐は哲学科に所属した。予定されていた「思想国防研究科」は新設されず、従来の「思想科」が「思想国防科」となった。そこに採用となった助手宮島克一は、「思想動向の調査」を担当している（後述）。

四〇年三月の官制改正では、もう一つの変更がある。現行第一条の「研究、指導及普及ヲ掌ル」を、「研究ヲ掌リ、指導及普及ノ実施ヲ行フ」に改めたことである。これは研究所の第一義的な目的を「研究」に置くことを明確化するための変更であり、三八年の研究所の「拡充強化方針要綱」にあった「国体及国民精神文化ニ関スル研究並ニ之ニ付随スル指導普及」の一部実現を図ったものといえる。

つづく四〇年一二月の拡充では、研究所の研究部門で欠けていた芸術科と自然科学科を補充し、所員各一名を配置した（ほかに自然科学科に助手一名増員、庶務全般の増加のために書記一名を増員）。これらは、「昭和九年以来其ノ必要ヲ認メ予算ノ要求ヲナシ来リタルガ今回漸ク其ノ成立ヲ見タ」ものである。すでに四〇年度予算として人件費九か月分が認められ、閣議への官制改正案の当初の提出が八月であったことからすると、この方面への拡充を第二次近衛内閣の文相に橋田邦彦が就任したと結びつけることはできない。何らかの理由で法制局が難色を示したのか（芸術科への助手配置を認めず）、実施は四か月ほど遅れた。

芸術科の研究目標は、「従来ノ西洋美学、芸術学ノ方法、範疇ノ適用ニ基ク不自然、不都合ヲ脱却シテ日本美、東洋美ノ特色ノ整理ヲ成遂グルノミナラズ東亜、世界新秩序ノ主体

タル日本ノ新ナル美術、音楽、建築等ノ向フベキ方向ヲ指示シ」（「公文類聚」第六四編・一九四〇年・卷一三）とされた。新所長となった伊東延吉は、「音楽の方面では日本音楽の研究から進めて、大東亜諸民族を心から喜ばせるやうなものを創造したいと思ふ。今の音楽は西洋音楽と東洋音楽がゴチャゴチャになつてゐて、作曲家も非常に困つてゐるやうだ。美術の方面でも同じやうな問題があり、たとへば洋画などは非常に日本化されてきて、洋画といふ呼び方はいけないと云ふ声もある。この際新日本の芸術界に指針を与へるやうな新研究を完成したい考へだ」（『教育週報』第八五五号、四一年一〇月四日）と語る。

自然科学科については、「肇国ノ歴史的建設ノ立場ヨリ自然科学モ亦教学刷新ノ重要ナル一翼トシテ歴史的現実ヲ指導スルモノトシテ成立セシムベク」（「公文類聚」第六四編・一九四〇年・卷一三）とされた。

これらの増員により、芸術科では正木篤三（四一年九月）、自然科学科では橋田文相の弟子にあたる杉靖三郎（四一年八月）を所員に任命した。ほかに田中正平・田辺尚雄（いずれも音楽）ら数名が囑託に任命されている。田辺は、「田中博士の指導の下に、研究は着々として進められた。その対象として扱われたのは、一絃琴、八雲琴、筑紫流箏曲などである」と回想する（田辺「思い出ばなし」『季刊 邦楽』第二三号、一九八〇年六月）。

このような三度の拡充により、官制の定員上でみると、所員は一九名、助手一八名、書記五名という規模となった。それは、研究所創設時の所員九名、助手二名、書記三名に比べて、五割近い拡充となる。その拡充の大半は、三八年から四〇年の官制改正でなされたものであり、教学局との関係がギクシャクしつつも、「皇道ノ闡明、皇道信念ノ確立」という役割を担った国民精神文化研究所は着実に増強されていったのである。

なお、「橋田は天皇からの学問に関する下問に対し精研の整備拡充を奉答していた」という前田一男氏の指摘（「国民精神文化研究所の研究」『日本の教育史学』第二五集、一九八二年）に相当するのは、四〇年一二月の拡充ではなく、四二年三月の拡充であろう。天皇に橋田文相が「実に一時間の長きに亘つて教育、科学、文化等諸般の事項につき奏上」したのは、四〇年一二月二七日のことである（『教育』第九卷第二号、四一年二月）。

国民精神文化研究所の拡充が進められるのと並行して、その性格を大幅に変更しようとする構想が登場する。教学局が国民精神文化研究所を改組し、日本教学研究所とする案をつくるのである。四〇年八月二日の局議で、「日本教学研究ノ振興」の第一にこれがあげられた。「東亜新秩序建設ノ段階」において、「従来ノ教育ヲ刷新シ国体ノ本義ニ基ク教学ノ確立ヲ期シ、コレヲ根基トスル新日本文化ノ創造発展ガ刻下喫緊ノ要務」でありながら、「現在ノ国民精神文化研究所ノ組織機構及少数ノ研究員ヲ以テシテハ到底ソノ要請ニ堪エ得ザル」というのが、改組を必要とする理由である。「改組要綱」には、さらに「研究所ヲ教学局ニ付置シ所長ニハ教学局長官ヲ以テ之ニ充ツルコト」「大学ヲ始メ民間ノ研究機関ヲ指導シ得ル能力ヲ確保スルタメ研究所ノ陣容ヲ整備スルコト」（「国民精神文化研究所改組案」「志水文庫」所収）とあることから、教学局の指揮や指導に服さない研究所に不満がつのも、また研究指導能力の不足にもいらだって、研究所つぶしともいえる改組という強硬手段をとろうとしたといえる。

その後、一〇月二日、教学局では内務・司法・陸海軍・内閣情報部などの関係者を集めて開いた「思想対策連絡協議会」で、朝比奈策太郎企画部長が「思想対策概要」中の根本的対策の一つとして「国民精神文化研究所を改組拡充して国体、日本精神の学問的体系を

樹立する」と説明した。この研究所の改組拡充については、次のように新聞・雑誌で大きく報道された（以上、『教育』第八卷第一号、四〇年一月）。

国民精神文化研究所を拡充して日本教学研究所とし、従来高専教授の受講者の収容力が一ヶ年十名であつたのを約三百名位とし中等教員の収容力も百廿名であつたのを一千名位に増加し、日本教学研究の振興を図り、国民一体、国家奉仕の実を具現するの体制確立に資する一方、講習科目も自然科学の分野に亘つて拡張し、科学と国民生活の融合性を図り、現在各府県にある国民精神文化講習所も同趣旨の下に拡充して、現在小学校教員のみを収容してゐたのを中等教員も相当収容する予定で、この他中等学校長、教頭等を収容して鍛錬に基く再教育を行ひ、知行一致の精神を体得した教育家を養成する方針である

中等教員らの大規模な再教育のために、六大都市郊外に「修練道場」を設置する計画もあつた。これらは国民精神文化研究所との協議を経ていない、教学局の独自案であつた。

四〇年一二月の教学局『第七十六回帝国議会説明材料』には、「昭和十六年度新規要求事業説明」のなかに「国民精神文化研究所ノ改組拡充（日本教学研究所（仮称）ノ設置） 三二四一六円」が含まれている。「国体ノ本義ニ基ク教学ノ確立ヲ図リコレヲ根基トスル日本文化ノ創造発展ヲ期」すためには、「現在ノ国民精神文化研究所ヲ以テシテハコノ要請ニ応ズルコト困難ナル実情」と断定して、「新ニ日本教学研究所ヲ設置シ国家存在ノ実践的原理トシテ教学一体ノ性格ヲモツ日本教学ノ確立ヲ期シ従来ノ研究方法ニ更ニ一段ノ工夫ヲ加ヘ研究各科ノ綜合研究ノ実ヲ挙グル」とする。所員・助手各四名と書記二名の増員が見込まれている。これは、年間一三〇〇名の思想指導者錬成の中軸機関という先の説明と異なるが、研究の現状にも教学局側の不満があつたことがうかがえる。その不満の最たるものは、後述する井上や山本によって主導される「思想国防研究」であつたと推測される。

いずれにしても国民精神文化研究所の現状の否定＝「日本教学研究所」の設置という改組拡充案が、研究所の猛反発を買つたことは疑いない。前述のように、「指導原理ヲ研究スルモノニシテ時務ニ追随スルモノニアラザル」という立場を確立したい研究所にとっては、逆行するもので、容認できない改組案であつたはずである。研究所側の反論は見当たらないものの、その後、この「新規要求事業」は大蔵省査定で認められず、実現に至らないで終る。

ところで、四〇年一二月の拡充を別として、前の二度の拡充は「思想戦ノ参謀本部」の確立を掲げた「思想国防」のための態勢づくりだった。その発端が三六年二月の「思想国防研究会」にあつたことはすでに前章でみた。国民精神文化研究所の存在意義をここに求めるゆえの独走ぶりに、文部省も、各省関係者も当惑気味となるが、それでも研究会は三七年一月、思想科のなかの「思想国防研究部」という組織に発展した。研究部は二部に分かれ、目標を第一部は「思想国防ノ一般的基礎的研究」に、第二部は「共産主義ノ学問的、理論的ナル克服」に置き、第二部では「左翼転向者中理論的優秀分子約十名ヲ動員シテ、共産主義打倒ノ理論ヲ樹立セシメ、研究ノ結果ヲ次々ニ発表スルト共ニ教師、学生、勤労者、思想運動者、ジャーナリスト其他ノ思想的指導ニ従事セシム」という構想をもつていた（国民精神文化研究所「思想国防研究部要項」、「石井昶関係文書」〔東京大学法学部近代日本法政史料センター所蔵〕）。

実際の研究部のメンバーは、井上孚麿を主任に、山本勝市・森昌也・利根川東洋・三木勲・中山幸らで（森・三木は研究科を修了した「左翼転向者中理論的優秀分子」、外部からは大塚惟重（軍令部）・清水盛明（内閣情報部）・中村義郎（保護観察所）・猪俣敬次郎（警保局）・中村敬之進（企画院）・矢野征記（外務省情報部）と蓑田胸喜が囑託となった。研究部の任務は、「あらゆる方面にわたりての、現存諸思想文化の徹底的検討とその批判」、「国体の本義の闡明」などとされた（以上、国民精神文化研究所『思想国防研究部設置の趣旨』、一九三八年七月）。

思想国防研究部の研究会の開催頻度などは不明だが（『国民精神文化月報』の「彙報」欄への記載はなく、独自の活動となっていたと推測される）、三八年七月ころには総括的な段階に入ったようである。七月には思想国防研究部名で『マルクス主義哲学の批判』と『国体の本義に基く政策原理の研究』という小冊子がまとめられている。前者は利根川を主に三木・森・中山が参加してまとめたもので、認識論・唯物弁証法・価値問題に対する批判を展開する。後者は「思想国防一般計画案」の検討に際し、「日本精神より見た各般の実践原理明徴の必要」という要望にそって急遽、森・利根川らが作成し、七月一五日の研究会の討議資料となった。「大御心の奉戴と臣民の精神の徹底とからする国体の把握は、直ちに我国の具体的な諸問題についての原理的な見解と対策とを与へる」という観点から、「対外政策」「議会の本質」などに加え、「大学刷新問題」が論及される。「嘗ては多くの共産主義者を簇出せしめ、非常時下の現在なほ自由主義、人民戦線思想培養の最大の温床」と大学の現状を敵視したうえで、次のような「大学改造」を急務とする。

- 一、国体と学問との本質的關係の究明。
- 二、反国体的教授の即時罷免。
- 三、諸教授に対するその国体観確立の要求。
- 四、諸教授に対する国体の原理に基づく専門諸学体系樹立の要求。
- 五、教学行政を不徹底ならしむる大学諸制度の即時改革。

このような討議を経て、九月、「思想国防体系」が発表された。「統整企画部を主位に研究教育部、檢察輔導部、対外宣伝部の四部を置」くというもので、一覧表には任務・手段・「当面ノ問題」・「担当シ得ヘキ現存諸機関」という項目が並ぶ。中枢の統整企画部を受け持つのは内閣情報部・企画院のほか国民精神文化研究所であり、国民精神文化研究所は対外宣伝部を除くほとんどの部門に関わるとする。要するに、国民精神文化研究所が「思想国防」の広い領域で主導権を握ろうとするもので、「この案に基き各官庁は来年度予算にそれぞれ思想国防費用を要求してこの組織を活動させる筈」と報じられた（以上、『教育』第六卷第一〇号、三八年一〇月）。各省などから思想問題関係者が参加するものの、現実にはこの「思想国防体系」案に各省の思想対策が拘束されることはなく、まして国民精神文化研究所のイニシアチブを認めることもなかった。

それでも、この「思想国防体系」立案への勢いは文部省に国民精神文化研究所の大拡充案を飲ませることに成功し、九月一〇日の省議で次年度の新規要求として決定される。「精研では右体系の研究教育部を担当して先づ全国の村、工場に二名づゝの中堅人物を見出して全国に二十万の思想的支柱を樹てる」という途方もない計画である。そのために、「これまで精研で講習を受けた八百五十名の講習生を中心に更にこの講習生により教育を受けた全国小学校教員の優秀者七千を動員して支柱二十万の発見に当る」。これらの役割は、「思

想国防に必要な事項の研究資料の蒐集、全国宗教家、政治家、学者の思想動員に備へて思想家の思想傾向の調査等」が想定されている（以上、同前）。あらゆる思想動向へ触覚網を張り巡らそうという構想で、もちろんこれらはそのまま実現に至るわけではないが、後述するように、国民精神文化研究所の新たな活動領域の方向性を示している。

「思想国防体系」構想時には三〇万円の予算案が見込まれたが、大蔵省の査定などで削られ、三九年度予算として七万円が認められた。これについて、関屋所長は「思想国防の基になるものゝ確立に対し之を侵さうとするものいかに対処すればよいかを研究するのが本所の任務」として、「この思想国防費は国家が初めて認めた費用であつて金額は少くても意義は深い」と述べた（『教育週報』第七〇九号、三八年一二月一七日）。この費用で所員・助手各四名の増員が予定されたが、実際の拡充は四〇年三月の官制改正となる（前述）。おそらく実行機関として期待していた他省からの協力が得られないことが判明すると、研究所内での思想国防研究部の活動は失速していったと思われる。前述のように、予定されていた「思想国防研究科」の設置はなされず、従来の「思想科」が「思想国防科」に変更された。

「思想国防科」の研究目標は「思想運動とその対策」とされ、山本勝市（経済科と兼任）と山本饒・利根川・森・宮島克一の四助手が「思想動向の調査」を、小川義章が「我が国現時の思想と教学の刷新」を担当した（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』、四〇年一二月）。しかし、実際には四一年以降、「思想国防科」ないし思想国防研究部としての活動を見出すことはできない。そして、「思想国防科」自体が一年ほどで再び「思想科」に戻るのである。これには、中心的人物である山本勝市に対する研究所内外からの冷遇と抑圧とが大きく作用している。

山本は、一九三七年について「憂鬱なる一年」と回想する。前年、『日本及日本人』一〇月号に「電力民有国営案の批判」を發表したところ、「軍部と革新官僚の怒りをかって大問題となった」（山本『わが文章の思い出』）。そして、「政治のハンドルが若い軍人や革新官僚の手に移るにつれて私の社会主義批判が実際には国策批判となるために、非常時遠慮せざるを得ず、全じ内容の話もかつての如き精彩なく、聴衆には感銘を与えることができず、一言でいえば憂鬱な年」となったという（山本「思い出の記」 国立国会図書館憲政資料室「山本勝市文書」所収）。研究生指導科は役割を終了していたため、「研究生のいない研究所での私は文部省からも次第に邪魔な存在と見られるようになった」（山本「国民精神文化研究所時代」 同前）。すでに『国体の本義』編纂にあたって見解の対立していた同僚の紀平正美は、山本が博士論文を東京商大に提出したことを批判したという。なお、山本は上記のような回想類で、「思想国防研究会」や「思想国防研究部」などについては一切言及していない。

土屋忠雄「『国体の本義』の編纂過程」（『関東教育学会紀要』第五号、一九七八年）には、教学刷新評議会期の「文部省と国民精神文化研究所の蜜月時代」は教学局創設後には終り、「次第に溝が出来ていく」とある。「国民精神文化研究所の一部の所員達は、文部省や教学局の施策を手緩いと批判し、教学局側は、国民精神文化研究所の一部の所員の行動を矯激な行過ぎたものとして白眼視した」という。前田一男氏は、この齟齬対立の発生の理由として、研究所のメンバーが深く関わった雑誌『戦争文化』と、自由主義経済ゆえに軍部に睨まれた山本勝市の存在を指摘する（「国民精神文化研究所の研究」）。後者については、山

本の回想と照応する。三九年一月に創刊された『戦争文化』の全体像は不明だが、その創刊号に寄稿した伏見猛弥（研究所教育科主任）の「日本教育改革の目標」をみても、文部省の反発を買うことは確かである。「まづ現在の文部省を縮小して、単なる教育事務執行の機関とし、その上に強力なる指導機関の設置を要求する」と述べるほか、「現在の教育制度、教育内容、教育方法に関しては、改革を必要とする事項は殆んど枚挙に遑がない」というように、文部省の存在を否定する激しい内容となっている。

なお、先の「思想国防体系」構想のなかには「二十万の思想的支柱」樹立という非現実的な目標が掲げられていたが、予算の縮小もあり、現実的なプランとして再編される。教員研究科の修了者は従来から「志同道合」という親睦組織を作っていたが、この人脈を活用することが図られた。山本勝市は三九年二月の志同道合理事会で、「近く研究所に於て開始せられる、思想国防対策に関する一計画としての全国各地方に於ける思想網構成に関する説明」（『国民精神文化月報』三九年三月）をおこなっている。その具体案は不明だが、やがてこれは国民精神総動員運動に連動する計画に発展する。「実行力微弱なり」という非難を浴びせられている国民精神総動員連盟と、「折角持つてゐる有力な組織を十分に活用し得なかつた」国民精神文化研究所が、「互に握手して総動員運動の徹底を期」すことで合意したのである。教員研究科主任小野正康によれば、「全国の各学校に於て壁の中に塗り込められた支柱として働いて居る」約一万名の指導者は、「中央連盟から具体的な指令を発すれば」、「学校に於て児童生徒に吹き込むは勿論各種団体と連携して活動することになる」という（以上、『教育週報』第七三四号、三九年六月四日）。また、山本勝市も「ただ講習会を聞き放しの人と違つてこの一万は手塩にかけ、日本の呼吸を吹込んだ一万人です、精動の方も悦んでゐられる様ですがこちらも役に立てば悦ばしいことです」と語る（『東京朝日新聞』、三六年六月四日付）。

この国民精神総動員連盟との提携がどのように進展したかは不明だが、四〇年五月、国民精神文化研究所では『国民精神文化月報』を「拡大」して『指導資料』を刊行している。

「東亜新秩序の建設に伴ふ世界情勢の推移愈々多事なるに鑑み、青少年学徒並びに地方教学の指導を担当せられる本所教員研究科修了者に、時局情報並びにそれに関する指導資料を提供する」という趣旨である。その最初の号で、山本勝市は笠信太郎の『日本経済の再編成』を「まったく氏のこれまでの社会民主的マルクス主義思想を、巧妙に時代向の言葉で包んだものにすぎない……私は、笠氏の如き偽装された共産主義思想が、時局下に白昼横行することを黙視し得ない」などと論難する。

さて、「思想国防」に新たな活動領域を求める一方で、研究所全体としては日中戦争全面化後の「国民精神作興運動の一翼」としての啓蒙活動に関わった。「時局下国民の覚悟」を促す『時局国民精神読本』全一〇輯と、「現下の教育に関する資料」の編纂による『非常時局下に於ける青少年教育』全三巻一〇輯の刊行である。関屋所長自らが担当した前者の第一輯『戦時に於ける国民の覚悟』（三七年一二月）では、たとえば、「戦後が寧ろ最も注意を要する時期」と戒め、「勝つて兜の緒を締め、益々国体観念を明徴にして一致の精神を堅固にし、以て私利私欲を抑へ驕慢を慎しみ、互に深い感謝の気持と共助の精神を以て此の難関を突破しなければならない」などと論じるのである。紀平『国体と時局』、作田莊一『支那事変の意義』、吉田熊次『事変と教育』などをつづく。

後者は、研究部教育科編で実業之日本社から市販された。その総論ともいべき第一輯

「非常時教育体制」を執筆したのは教育科主任の伏見猛彌で、「教室で千万語を費して「尽忠奉国」を教へるよりも、一層深く児童に尽忠奉国を感銘せしむべき幾多の機会が現在の時局に見出し得るといふ観点」から論じている。修身・国語・歴史などの教授内容の大略とともに、課外活動として実施すべき「出動将兵に対する歓送迎」「献金・恤兵」「国防訓練」などの標準的な活動が解説される。第二輯以下は、修身・公民科、国語、地理・歴史、理科・家事の各教材資料として刊行された。

また、研究所では一般向けの時局講演会も実施している。三七年末の東京での第一回では「毎日七百名といふ多数の聴講者があつて大成功を収め」、さらに名古屋・大阪でも「未曾有の聴講者」を動員したという（『教育週報』第六六八号、三八年三月五日）。

ただし、こうした国民精神総動員運動への関与も一時期のものに終わった。国民精神文化研究所の存在のアピールとして取組まれたといえる。

これら以外の国民精神文化研究所の新規の活動として、高等専門学校教員の再教育や各種講習会を実施している。前者は、三九年一〇月、第一回として松本高校・山口高校などから法文経系統の教授八名を入所させ（三か月間）、「国体の本義に基き学問の精神内容及方法に関し省察を遂げ特に国体に関し精深なる教養を積ましめ以て高等教育の刷新振興に資せしむ」という目的を掲げ、紀平正美（「日本精神」）・志田延義（「国体の本義」）らの所員・嘱託・助手を総動員して再教育にあたった。講義のほか、各種座談会や見学も盛り込まれた（『国民精神文化月報』第五卷第一二号、三九年一二月）。これまで教員研究科として中等学校や師範学校の教員を対象にしてきたが、新たに高等専門学校の教員に拡大したのである。これをテストケースとして、四〇年一〇月に教学局が発表した国民精神文化研究所の改革案＝「日本教学研究所」構想のなかに、高等専門学校教員再教育の大拡充が盛り込まれていく。

また、労務指導者指導員講習会・教育行政関係者講習会・実業専門学校教授講習会・学校配属将校講習会・全国公立実業学校校長講習会・小学校訓導講習会などの講習を引き受けている。四〇年六月の第二回労務者指導員講習会（五日間）では、大崎警察署管内の会社・工場の労務者指導員四一名に対して、山本「最近の思想動向」・紀平「日本精神」・大串「政治思想」などが講義された（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』）。

日中戦争の全面化とともに、研究所全般も東亜新秩序建設に向けた研究活動が進められていった。研究方面の機関誌『国民精神文化』の編集責任者志田延義はその「編輯後記」で、「所謂東亜に於ける新秩序の建設は、正しきものであるがために、皇道日本の完成として、皇道の光被として、東亜の民庶を生かしてゆくものでなければならない」（第五卷第一号、三九年一月）、「我等はたゞ我が皇御戦の道義建設を目指すものなることを明確に自覚し、八紘一字の精神に立つて東亜新秩序の建設に邁進するばかりである」（第五卷第二号、三九年二月）などと決意を表す。誌上でも、小島威彦「日本世界政策序論」、井上縫三郎「大陸建設の思想的基礎」（ともに第五卷第九号、三九年五月）、吉田熊次「東亜新秩序の建設と学校教育」（第七卷第一〇号、四一年一〇月）などが並ぶ。その一つ、山本勝市「東亜新秩序の根本原理に就て（覚書）」（第五卷第八号、三九年八月）は、「支那国民の繁栄のために日本国民の繁栄を犠牲にすることは出来ないと同様に、支那国民の犠牲の上に日本国民の繁栄を期待することも出来ない」という立場からの立論で、「一系の大君の統治に浴して東亜のすべての人民が 皇民として彌栄の生を楽しむこと」を「東亜新秩序の究極の原理」

とする。最後は「先づ四億の民に 皇沢を頌てよ！」と結ばれる。

『国民精神文化月報』には、研究所関係者の中国視察記や出征中の「志同会」会員の「戦線だより」が掲載される。後者の一例だけを引けば、三八年三月二五日付の佐藤忠恕の書簡には、「血腥き戦場心理は常識にては全く判断致兼るものにて殺風景の連続の中に生活致居候処精神疲労し、心荒み判断力衰へ道德意識鈍り先天性のみ發揮致す様に相成候」、「日々ゲリラ戦術によつて出没する敵敗残兵を討伐しつゝ寧日なき有様に候」（『国民精神文化月報』第三七号、三八年五月）などとする。

さて、四一年六月一三日付で、関屋龍吉に代わり、文部省の思想統制から教学錬成の第一人者ともいうべき伊東延吉が第二代目の所長に就任した（伊東は文部次官辞任後、勤労者教育中央会理事長として社会教育に関わっていた）。この交代は関屋の在任が長期にわたったことのほか、ギクシャクした教学局との関係改善という意図もあったと思われる。「生みの親」として「晴れの返り咲き」と報じられた伊東は、「いまこそ研究所は一飛躍しなければならぬときだ、私としては所員と力をあはせて改むべきは大いに改めどしどし突つこんだ研究をしてゆきたい」（『読売新聞』四一年六月一四日付）と抱負を語るが、その口吻には、研究所刷新の強い意気込みがうかがえる。

伊東は、『国民精神文化』第八巻第七号（四一年八月）に就任の辞ともいうべき「学問の研究について」という文章を載せる。「学問は信を以て忠君愛国の具体的経綸の域につき進まねばならない」「万物をめぐみ育て給ふ至仁至慈の大御心を、ありのままに奉体することによつて、初めて学問の深所に徹底する。ここに我が学問の大なる天地がある」、「皇国体の信に基く学問の世界こそ実に広大であり、一切の戯論を超え、すべての方法論上の葛藤も忽ち解け去るを感ずる。まことに感激に満ちた世界である」などという論調は、「思想国防」研究などに逸脱気味だった国民精神文化研究所の軌道修正と読むことができる。

4 道府県思想対策研究会の設置

かつて小学校教員の赤化事件頻発への対応策の一つとして、各道府県に地方思想問題研究会の設置が文部省から指示され、思想取締・指導の役割を果たしていたが、一九三六年以降は実質的な活動は休止状態となっていた。日中戦争全面化以後、国民精神総動員運動が空回りする状況に対して、文部省・教学局ではこの地方思想問題研究会を改組して、地方「思想国防」体制の構築を図ろうとする。「強化される思想国防網 思想研究会に「活」という見出しで、『教育週報』第七〇九号（三八年一二月一七日）は、「時勢の転移と共に左翼思想も漸次凋落への一途をたどり昨今では殆んど全滅の形となつてゐるが、なほ之と近い関係をもつ自由主義、個人主義等は相当の潜務力をもつて居るので、これに備へるためには一層思想的対策を講ずる必要がある」と報じている。具体的には、各府県への補助金を「一躍八倍乃至十倍に増額」するもので、三九年度予算に計上されていく。

これに関わった教学局思想課の絵鳩毅の回想によれば、「国民精神文化研究所とタイアップして作り出された組織」で、三九年一月二八日、「教学局の田中庶務課長、関野思想課長代理、二見属、堤属と国民精神文化研究所の山本勝市の五名」で、最初の打合せ会が開かれた。二月四日の第二次連絡会議で、会の組織・運営についての大綱がまとまる。各道府県の「学務部長を責任者とする「地方思想問題研究会」なるものの設置を義務づけ、管轄

下の教授や学生を「善導」(統制)しようというものであった(以上、『大正から昭和へ(II)』)。

三九年五月開催の学務部長会議で、「従来の思想問題研究会を改組拡充し思想指導強化に努められたし」と指示され(同、第七三二号、三九年五月二七日)、七月二五日、教学局長官名で道府県に「思想対策研究会」の設置が通牒された。その趣旨は、「今次事変が特に思想戦たる意義を有する点より稽へ、単に共産主義その他反国家思想を防遏するに止らず、更に積極的に国民各層に国体・日本精神の透徹具現を図り旺盛なる精神力を培養し、以て国民思想の動揺を未然に防止し戦時並に戦後の事態に処す」とされた。知事を会長とし、学務部長が副会長、幹事は学務課長・視学官・社会教育主事らとなる。警察部長・特高課長・思想検事・保護観察所関係者や官公立学校関係者ら、さらに国民精神文化研究所教員研究科修了者らが評議員に委嘱される。この組織面の構成は、前身の地方思想問題研究会と同じである。具体的な事業として、「(1) 思想指導対策の攻究実施 (2) 思想国防の啓発宣伝 (3) 思想指導網の企画運用並に思想指導者の育成 (4) 学校其の他に於ける思想国防研究施設の指導」などがあげられていた(以上、教学局『思想対策研究会運営の要項』、四〇年九月)。四〇年度には、事業費の補助として三〇〇〇円から一六〇〇円が国から交付され、各道府県の支出と合わせ、それぞれ二〇〇〇円程度から一万円を越える経費で運営された。全府県の合計では一三万四五〇〇円余り(国庫補助は九万四〇〇〇円)にのぼった(教学局『第七十六回帝国議会説明材料』)。

各道府県では、教学局の用意した雛形にそって、思想対策研究会の会則を作ったようである。長野県の場合(三九年十一月一六日制定)の、「本会ハ本県ノ実情ニ即応シテ国体精神ノ透徹具現ノ方策並ニ思想善導ニ関スル具体的方策ヲ樹立シ之ガ実施徹底ニ努ムルヲ以テ目的トス」は、他県もほぼ同様である。また、事業としてあげられる「一、学校、市町村、銀行、会社、工場等ニ於ケル輪読会、研究会、鍛錬会等ノ指導助成 二、講演会、講習会、映画会、研究会、懇談会、座談会等ノ開催 三、パンフレットノ配布、読物ノ推薦指導 四、思想問題ノ推薦指導 五、其ノ他適当ナル事業」(『長野県教育史』第一五巻、史料編九)も同じである。

三九年度は「主ニ学校ヲ中心トスル思想指導網ノ結成、思想国防意識ノ徹底、思想指導者ノ育成」に重点が置かれた。具体的には教員を対象とする講習会・座談会・鍛錬会や父兄会・「母ノ会」への働きかけ、「思想国防研究施設」としての指定学校に対する指導助成などであるが(教学局『第七十六回帝国議会説明材料』)、「何分にも本会の改組拡充が年度半ばに決定されたため組織整備や実施計画等に相当の時日を要し、孰れも実際にはその緒に就いたのみであった」。教学局では四〇年度の事業計画の実施にあたり、六月一四日付の通牒で次のような項目に重点を置くように指示した(以上、『思想対策研究会運営の要項』)。

- 一、従来育成せし思想指導者を動員し次の如き方法により之が積極的活動を促すこと
 - (1) 各学校に於て思想指導者を中心として教職員を以て思想国防に関する研究施設を講ぜしめ、学校に於て思想指導の強化を図るは勿論、保護者会・母の会等により家庭に働きかけしむること
 - (2) 関係機関との連絡を密にして思想指導者を各種実践網(例へば部落常会・町内常会等)、各種団体(例へば青年団・婦人会等)等に参加せしむるやう配慮し、これ等を通じ或は直接に国民各層各方面に接触せしめその指導に当らしむること

二、思想指導者育成の計画を樹立し、差当り主として教職員を思想指導者たらしむるに適當なる方法を講ずること

三、都市（区）毎に或は適當に地域を限り思想指導の責任者を定め、思想指導者相互の連絡研磨を図ると共にこれが組織活動を十分ならしむるやう指導督励すること

教学局では四〇年九月に「活動目標を説明し其の事業実施に就き一応の指針を呈示して参考に資せん」として、『思想対策研究会運営の要項』をまとめ、配布している。そこでは、「思想戦・思想国防の重要性」が強調され、「中央に於ける思想国防の統合組織と共に地方思想国防網が確立し、特に其の中にあつて思想指導網が夫々の地方事情に即応して組織的活動を展開するところに思想国防体制が成立する」とされた。先の六月の通牒に関連して、「各種実践網」について「既存の実践網を活かし、これに思想的指導力を与へて思想指導の実践網たる役割を果さしめること」、教職員の思想指導者として「国民精神文化研究所教員研究科、国民精神文化講習所の修了者」が想定されていること、その育成については「行的鍛錬を加味せる講習会の如きを行ひ、一時に多人数を集めるよりも講師と膝つき合せて座談的に継続的に研鑽を積む様な方法」をとることなどが解説される。

さらに教学局では、一〇月に東京市・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市・仙台市で、各地方事務担任者の連絡協議会を開催し、「夫々地方ノ特殊性ニ基ク本会運用ノ具体的活動ニ付督励」（『第七十六回帝国議會説明材料』）している。

また、教学局では、一〇月二日、内務・司法・陸海軍・警視庁・企画院・内閣情報部・国民精神総動員中央連盟・国民精神文化研究所などの関係者を集め、「思想対策連絡協議会」を開催した。先の『思想対策研究会運営の要項』をもとに道府県思想対策研究会の運用の實際が報告され、協力が求められた。朝比奈策太郎企画部長の説明する「教学局ニ於ケル思想対策」によれば、根本的対策は、国民精神文化研究所を主とする「日本精神ノ学問的体系ノ樹立」と日本諸学振興委員会による「各種学問ノ日本的再建」の二つである。朝比奈は当面の対策として、「国民精神文化研究所ヲ日本教学研究所ニ改組拡充スル」ことをあげる。剣木思想課長は、「行的訓練——修養道場」「教員ノ再教育——自由、個人、功利主義思想ノ打開」「教員ノ採用——日本精神ニ徹シタルモノ」などについて論じている（以上、「松崎実次関係文書」野間教育研究所所蔵）。

この思想対策委員会の設置に関連して、前述のように行政機構の拡充も図られた。一つは、四〇年九月の教学局思想課への属一名の増員で、「地方国防施設（地方思想対策研究会）ノ企画、指導、運営ニ関スル庶務」（「公文類聚」第六四編・一九四〇年・卷一五）を担当する。もう一つは、六大都市所在の府県と北海道・福岡県への地方教学官各一名の設置である。地方教学官の主管事項のうち、「思想指導ニ関スルコト」（ほかに「教学ノ刷新振興ニ関スル企画調査及指導ニ関スルコト」）のなかには、「道府県思想対策研究会其ノ他思想国防ニ関スルコト」が含まれていた（ほかに「道府県国民精神文化講習所ニ関スルコト」など）。従来 of 視学官では、「深く国体ノ本義ニ淵源スル思想指導ニ関シ之ガ企画調査及指導ヲ為サンガ為ニハ到底其ノ余力ノ存セザル実情」として、地方教学官の新設が必要とされた（同前）。

この道府県思想対策委員会の活動は、主に講演会・講習会・研究会・座談会・鍛錬会・映画会などであるが、懸賞論文の募集や思想動向調査をおこなっている県もある。その一つ、静岡県思想対策研究会の実施した『県下中等学校及び青年学校上級生徒思想傾向調査』

(一九四一年一月刊)をみよう。これは、四〇年二月、「教育上諸種ノ反省並一般青年、学校生徒ノ思想指導ノ具体的対策樹立ノ資料ヲ把握センガ為」、師範学校・中学校などの上級生三〇四四名に対して「国体意識、時局認識、時局下生徒トシテノ覚悟等」について調査し、結果を整理・分析したものである。全一二問に対する回答は自由記述による。「国体意識」と「時局認識」のなかから、各第一問とその回答についての分析の事例を引用しよう。

(1) 我が国建国ノ神話ニ対シドンナニ感ジテキマスカ

神話ハ単ナル架空ナ物語デハナクシテ民族性ノ表現デアリ、殊ニ我が国ニ於テハ其ノ精神ガ国史ノ上ニ脈々トシテ顕現セラレ現実ノ日本ヲ指導シツ、アル理念ノ源泉タルコトニ着眼シテキルカ否カヲ見タカツタ (中略)

主ナル解答ヲ上ゲルト

- | | | |
|---------------------------|-------|-----|
| 1、万邦無比ノ我が国体ニ相応シキ神話デアル | 一五七〇人 | 五一% |
| 2、神話ノ精神ガ国史ノ上ニ顕現サレテキル | 三三二人 | 一〇% |
| 3、科学的ニ分析シナイデ神話ハ神話トシテ信ジテキル | 三四六人 | 一一% |

(中略)

何レ程深イ根拠ニ立ツテノ解答カ判然シナイガ、大体当ヲ得テキルトモ云ヘル、然シ此ノ如キ根本的ナ問題ニ就イテ少数ト雖モ無視シ得ナイ解答ノアルコトニ注意シタイ指導上注意スベキ解答ヲ二三摘記スルト

- 1、建国ノ神話ノ如キハ吾々ハ全ク深遠ナ感ジガシテ後世人ノツクリ事トシカ思ハレナイ
- 2、幼イ時ハ真ト思ツタ、今モ少シハ之ガ残ツテキル

(中略)

之等類似ノ解答ハ僅ニ二%内外デアルガ人生観ノ漸ク其ノ緒ニツク青年期ノ生徒ヲ指導スルモノトシテ深く考ヘサセラレザルヲ得ナイ (後略)

(1) 東亜新秩序ノ建設トハドンナニナルコトカ

聖戦ノ目的ガ東亜新秩序ノ建設延イテハ世界永遠ノ平和ニ寄与スルニアルトハ、普ク常識トナツテキルトコロデアルガ、生徒ガ果シテ単ナル言葉ダケデハナク其ノ内容方面ニ迄立入ツテ考ヘテキルカ、否カヲ知ラントスルノガ本題ノ趣旨デアル

- | | | |
|-----------------------|--------|-----|
| 1、日本ヲ盟主トスル日滿支一体関係ノ樹立 | 一、二五二人 | 四一% |
| 2、日滿支一体ノ東洋平和、延イテハ世界平和 | 九一九人 | 三〇% |
| 3、東洋人ノ東洋タラシムルコト | 六一八人 | 二〇% |
| 4、其ノ他 | 二四九人 | 八% |

近衛声明ノ善隣友好、経済提携、共同防共ト云ツタ様ナ言葉ヲ判然出シタモノハナカツタガ本題ニ就イテハ大体其ノ内容ニ立入ツテ了解シテキルモノト思ハレル

この調査の担当者は、最後に「制度ノ改善ニ待ツベキモノハ暫クオクトシテ、単ニ教育界ニ於テモ教授並指導学校行事ノ実施等ニ関シ反省スベキ幾多ノ資料ヲ含ンデ居ル」と記している。先の建国神話以外には、尊敬すべき人物に大塩平八郎(「幕府ノ暴政ニ屈セズ民衆ノ為ニ戦ツタ人」)や荻生徂徠(「当時ニハ珍ラシイリベラリスト」)をあげた回答のように、自由主義や民主主義的な残滓を「反省」すべき点としている。全般的には「大体当ヲ得テキル」と評価しつつ、出題意図を十分に満たす積極的な意向が示されていないことに

「教授並指導学校行事ノ実施等」の不徹底を認めている。こうした結果に対する対策は「後日ノ研究ニ俟ツ」とされるが、各学校現場などでは自由主義・民主主義的残滓の一扫のほか、一段と「国体意識、時局認識、時局下生徒トシテノ覚悟等」への積極性の喚起が図られたらう。

もう一つ、四一年七月、公私立中等学校・青年学校など八八校の四三三九名を対象とした思想調査を埼玉県思想対策研究会が実施している（『埼玉県青年層思想対策報告』四一年八月）。これは、静岡県調査と異なり、五問中四問が八つの選択肢のなかから選ばせる形式で、「戦争・経済・職域・及び国家の前途の四事項に対する意識を通じて、要するに時局下に於ける本県青年の思想が積極的か消極的か、堅実か不堅実かを見出さんとするもの」であった。第一問は次のような設問である。

聖戦既に四年、この間我が国内や世界の状況にも大分変化があつたが、諸君の気持や考へ方にも相当変化があるであらう。自分の気持がどういふ風に変つてゐるかを反省し、次の諸例の中で、自分の気持に最も近いと思ふもの一つを選び、その番号の上に○をつけよ。

- 1、段々冷静になり、吾々は自分の銃後の務を全うしなければならぬと考へるやうになつた。
- 2、国の前途を憂へるやうになり、一生懸命国家に尽さねばならぬと思ふやうになつた。
- 3、初め皇軍の連勝に血湧き肉踊る思ひがしたが、段々別に感興も湧かなくなつた。
- 4、新体制に協力し大いに頑張らねばならぬと思ふ。
- 5、初め有頂天になつて喜んだが、段々元気がなくなり不安になつて来た。
- 6、早く事変が済んで、又前のやうな自由な時代が早く来ればいゝと思ふ。
- 7、此の際吾々の生活を切詰めて一層国防を強化しなければならぬと考へるに至つた。
- 8、段々吾々の生活が困難になつて来て苦しいと思ふやうになつて来た。

この第一問では、選択肢の1・2・4・7が「堅実或は積極的」とみなされ、残りが「不堅実或は消極的」とされる。そして四問全体を通じて、すべて「堅実或は積極的」な解答をした者を「堅実なる者」、一問でも「不堅実或は消極的」な解答をした者を「不堅実なる者」、解答不十分などで判定困難なる者を「判定不能者」として集計した。その結果は、「全調査人員の約九十%が現在の我が国青年として堅実にして、積極的な思想の所有者であり、約九%は不堅実なる意識の包懐者であるか或は少くともその意識に消極的な点、不鮮明な点を含む」と総括される。ごく一部には「三題或は全部四題とも不堅実なる解答をなし、明らかにその意識の不堅実性を曝露してゐるものも見受けられ」、「選りも選り揃ひも揃へて斯かる厭戦的、反時局的解答を選んだものである」とする。

第五問は「今や時局は容易ならざる時に際会しており、民一億は私心を捨て、職域奉公、臣道実践の誠を尽さねばならぬ秋であるが、「成程さうしなければならぬ」としみじみ感じたことがあるか。若しあるならば、どんな時に、或はどんな事さう感じたかを左に細かに書け」という記述式となっている。これへの回答は「有する者が約五六%、有せざる者が約四四%」であり、「四四%の者が、斯かる感奮の機会を有せずにあると言ふ事は、青年指導の上から見逃すべからざる事実」とする。

さらに調査結果は、職域別・地域別・性別で詳細に分析される。全体の総括として、「不堅実者の多少では、県南都市男子最も少く、県北都市男子・県南農村男子・女学校・中学校之に次いで少く、県南農村女子最も多く、県南農村女子最も多く、県北農村女子・工場女子・工場男子・県北都市女子・実業学校青年之に次いで多いと言ふ結果」という。静岡県の場合と同じく、分析はここまでであり、一部の「不堅実者」の処置と四割強の「積極的な意識」を持たない層への働きかけを今後の課題としている。すなわち、「青年をして時局に覚醒せしむるに足る機会を一層豊富に与へるならば、彼等の意識はその堅実性・積極性を増し、不堅実なる者・消極的な者は減ずる事になるであらう」と見通しを立てるのである。

こうした思想調査の結果を踏まえ、道府県思想対策研究会では「更に積極的に国民各層に国体・日本精神の透徹具現を図」っていく。東京府の場合、四一年八月二八日付の学務部長通牒で、各学校に「教学研修会」の設置が指示された。これは「府の思想対策研究会の最下部組織として位置づけられ」、「教職員の「創意」を期待して自然発生的な自己修練の施設を包容し、思想国防の戦士のために修養をすすめることが期待された」。各研修会では、講演会・研究会・輪読会・鍛錬会・座談会の開催や、ラジオの共同聴取、情報板の掲示などをおこなうとされた（以上、『東京都教育史』「通史編」四、一九九七年）。

愛知県では、同年八月、思想対策研究会の拡充強化策として支部を結成し、中等学校長・国民学校長・青年学校長を「地方委員」に任命している。「思想指導者ノ育成、相互ノ連絡研磨等」に重点を置くとされ、次のような「根本的強化策」が通知された（『愛知県教育史』資料編・近代四）。

- (一) 本会ノ実施方策ニ就テハ本部ニ於テ企画立案中ナレドモ各支部ニ在リテモ其ノ地方ノ実情ニ応ジ支部長ニ於テ企画実施スベキモノニシテ之ガ実施ニ関シテハ当該地方ニ於ケル思想指導ノ関係機関ト密接ナル連絡ノ下ニ周到ナル計画ヲ進メ殊ニ今次事変ノ特ニ思想戦タル意義ヲ認識セシメ単ニ共産主義思想等ノ防遏ニ止ラズ個人主義自由主義思想ヲ排除シ真ニ国体ノ本義ニ徹シ報国ノ精神ニ燃ユル旺盛ナル精神力ヲ培養セシムル様配意スベキモノトス
- (二) 各学校ニ在リテハ地方委員企画ノ下ニ全教員ヲシテ定期的（毎月一回程度）ニ会合セシメ有効適切ナル輪読会、研究会、鍛錬会等ヲ行ヒ相互錬磨以テ真ニ国体ノ本義ニ徹シ確固不拔ノ信念ヲ培ヒ皇国民錬成ノ使命達成ニ邁進セシムルモノトス
- (三) 各地方委員及指導委員ハ当該学校教員並ニ学校関係機関（教育会、父兄会、母姉会等）ニ対スル思想指導者タルベキコトハ勿論ナレドモ地域別会合（町内常会、部落常会等）或ハ各種団体別会合（青年団、婦人会、産業報国会等）ニモ適宜参加シ国民一般ノ思想指導ニ当リ以テ高度ノ思想国防体制ヲ確立セシメントス

長野県でも同年九月に、ほぼ同様な「事業計画」が策定されている。「全教育者の実践的活動を促進し以て思想国防の完璧を期せんとす」「地方委員を設置し本会活動の推進たらしむ」という方針が掲げられ、一八の郡市支部と各学校における「組織及事業」が計画された（『長野県教育史』第一五巻、史料編九）。この地方委員の配置などは、教学局からの指示があったものと思われる。

上記の各県はかなり熱心に思想対策研究会の運営に取り組んだ例であるが、教学局思想課

でこの事務を担当した絵鳩毅によれば、「地方の行政機関では、決して好意的には迎えられていなかった。或は寧ろ、屋上に屋を架するものとして、敬遠されていたようだった」。「多くの県では、たまに中央から、だが多くは地方の右翼の学者を招いて、それを学生主事たちに聞かせる程度で、お茶を濁していた」という（『大正から昭和へ（Ⅱ）』）。

次に、思想対策研究会の前身である思想問題研究会と一対で各道府県に設置されていた国民精神文化講習所の三〇年代後半の状況について一瞥しよう。長期講習会の修了者は一県三〇名から四〇名前後であり、全体で三七年度は一四四八名、三八年度は一五三四名、三九年度は一五〇二名、四〇年度は一六八六名を数え、三四年度以来の累計は一〇四七四名にのぼった（『第七十六回帝国議会説明材料』）。

山形県の長期講習会は、山中にある県青年修養道場を会場に、三七年には七月二五日から八月二一日まで四週間、四四名の講習生を集めておこなわれた。講師は、教学局教学官や国民精神文化研究所の山本勝市、県知事・総務部長らである。午前五時の起床・禊から始まり、静座、午前中の講義、午後の作務（麦刈・笹刈・藁細工・開墾・除草など）、夕食後の座談会・演習などという日程で、「行的訓練」が徹底される。その一端は、「私は此の意義有る体験の生活を実際生活に移すにあたって自分自身常に行者たるの気持の下に教壇に上るにあたっては単なる国語、算術の教授でなく、此等の学科を通して日本人としての道を知らしめる行の教育を徹底せしめる事を、弥栄神社の御前に誓って下山するつもりである」、「真四週間の道場生活は反省の毎日でありました。下山しましたら村に待つ幾百十の児童・生徒たちへ、又村人へ日本精神の体識を一層強調させます事に全能を捧げますことこそ県御当局並に文部省の御趣旨に添ひ奉り時局に処すの第一義と確信致します」などの感想記からうかがえよう（『山形県国民精神文化講習会誌 高根』一九三九年）。

この長期講習会修了者の多くは、団体を組織し、「地方思想問題対策研究会ノ事業ニ協力参加シ或ハ地方教育ノ刷新ニ尽力」した。こうした団体は、一道三府三七県の五一団体にのぼった（『第七十六回帝国議会説明材料』）。たとえば、三九年四月に組織された香川県国民精神文化研究会は、「本会ハ会員相互ノ琢磨ニ依リ国民精神ノ昂揚ニ努メ以テ地方教化ノ刷新振興ニ資スルヲ目的」とし、九月には『研究報告』を刊行している。

地方国民精神文化講習所では、短期講習も継続して実施している。三七年度は全国合計で一七六二五名、四〇年度は二六〇三一名を数え、三四年以来の累計は一三四二八二名にのぼった（『第七十六回帝国議会説明材料』）。ただし、新潟県のように「長期講習会に比し短期講習会の方は著しく不振」とされた場合もある。「内容は充実してゐるのであるが惜しいことに受講者が少」く、八〇名にとどまった（新潟県国民精神文化講習所『新潟県国民精神文化講習所々報』第四号、三八年五月）。

なお、文部省では一九四〇年秋、前述の国民精神文化研究所の「日本教学研究所」への拡充計画の際に、道府県国民精神文化講習所を「道府県教学講習所」に変更する計画をもっていた。これは、四三年から四四年にかけて、各府県で設置されていく。

5 東京の錬成教育

東京の国民精神文化講習所における長期・短期講習の規模は他府県並みだが、「帝都」ないし「輦轂の下」という意識からか、独自の「錬成教育」を積極的に展開した。その核と

なったのが、東京市教育研究所と市教育局長皆川治広である。「新東亜ノ長期建設ヲ目標トスル国家事態ト東京市ノ都市的諸要請トニ即応シテ本市教育刷新振興ノ根原的的使命達成ヲ目的トス」として、三九年六月二〇日、東京市教育研究所が創設された（三輪正弘「東京市教育研究所」『教育』第七卷第一〇号、三九年一〇月）。

六月九日の東京府の小学校長会議における指示事項の第一は、「国体観念ノ透徹ト皇道精神ノ発揚ニ関スル件」であった。「従来ノ教育ガ動モスレバ国体ノ本義ノ理論的説明又ハ史実ノ単ナル展示ニ止マリ行住坐臥ノ間ニ之ヲ実践躬行スルノ用意ニ欠クル所アリタル」と指摘したうえで、「各位ハ宜シク部下教職員ト共ニ率先之ガ体现ニ努ムルハ勿論教化薰陶ノ凡ユル機会ニ於テ之ガ透徹具現ヲ期セラレタシ」（東京府「小学校長会議ニ於ケル指示事項並ニ注意事項」、三九年六月 東京都公文書館）と求めたのである。また、東京市教育局は小学校長宛に「皇道精神ヲ発揚シテ教育者タルノ信念ヲ確立シ、常ニ修養研鑽ヲ怠（ルコトナク）」「師道ノ振興ヲ図ルコトガ肝要デアル」旨を指示した（『東京都教育史』「通史編四」）。

これらの具体化として、まず市内全部の「学校長に対してその指導的根源力を培ひ、教育報国に精進せしめ」るため、教育研究所の主催で「学校教育指導者錬成講座」が開かれていく。前半四日間は講義・座談会、後半三日間は千葉県小金町の昭徳塾を会場に、「敬神崇祖を中軸とする「礼と行」の鍛錬により性格陶冶をめざす」。前半の講師は橋田邦彦・鈴木庫三・伏見猛弥・海後宗臣らで、後半は新教育局長皆川治広の「惟神の大道に観る人間学」または「文化と日本民族性」の講演があった。九月から翌年二月まで、計七回が実施され、九七二名が参加した（以上、東京市教育研究所『東京市錬成教育の概況』一九四〇年度）。第一回受講者の感想では、ある校長が「気持よく聞いた」と歓迎する一方、「真剣さには打たるゝが局長の本務に還れ」として、「これから受けようとする者はあまり歓迎しない方が多いのではないか」と述べる校長もいた（『教育週報』第七五〇号、三九年九月三〇日）。

このような「錬成講習」の方向性をさらに徹底し、拡大したのは、三九年八月、しばらく空席だった東京市教育局長に頼母木桂吉市長が教育畑以外から抜擢した皆川治広である。皆川は、東京控訴院長や司法次官などを歴任するとともに、「転向」学生のための施設「大孝塾」を主宰していた（就任直前、司法省の外廓団体昭徳会に運営をまかせ、「昭徳塾」となる）。当時六五歳という高齢のため、教育顧問・教育局長の囑託というかたちとなった。菊池豊三郎・河原春作・下村寿一らの文部省関係者に断られた末の、「この霹靂の人事は帝都初等教育の時局に対応する根本的肅清刷新を叫ばれてゐる時期待されてゐる」（『東京朝日新聞』、三九年八月二五日付）た。一方、「意外、司法島から」とも見られ、「教育の本筋を忘れるな」（小学教員会幹部）、「行政的手腕はどうか」（小学校長会幹部）などの懸念を生んでいた（『教育週報』第七四六号、三九年九月二日）。就任時の「経済よりも精神第一主義を以て」という談話に対しては、「かくの如き意見であつては、「食はずして道を説け」と命ぜられたと同様ではあるまいか」という強い反発も寄せられた（『東京朝日新聞』「鉄箒」欄への投書、三九年九月一日付）。

しかし、皆川はこうした懸念や反発を意に介さず、「東京市教育界は著しい刷新振興のもとに、真に輦轂の下教育として日本否東亜の垂範たるに値するの効果を、着々発揚する」という立場から、東京市の「錬成教育」に邁進していく。皆川の教育観は『東京市錬成教

育の概況』冒頭の「皇民錬成の第一義」によくあらわれている。「皇国日本に在りては、惟神の大道を以て国民教育の基礎たらしむべきなり。肇国の精神を昂揚して国体の精華を發揮し、八紘一字を顕現する所以の道蓋し此以外にはあり得べからず」としたうえで、皆川は「礼と行」の鍛錬」を重視する。東京市のすべての学校・家庭において、「日々必ず敬神崇祖の「礼」を修すると共に、時を定めて「禊」する事をも為して、師弟一如に心を悠久なる精神に帰一し、力を無窮なる生命の発展に致す所以の性格錬成を為すべきなり」と述べるのである。

この具体的実践ともいふべきものが、四〇年度を通じておこなわれた、全市一万七千名の市立小学校教職員に対する市教育研究所主催の「錬成講習」である。それは東京市教育の刷新と同時に、翌四一年度から実施される「国民学校」実践の準備とも目された。『東京市錬成教育の概況』では、次のように解説する。

国民学校の進むべき道は、未だ草や木に蔽はれてゐるの観がある。之を刈り開いて皇国の進むべき大道たらしむるには、教師自身が真に皇国の進むべき道を確認し、確固たる国家観、人生観を把握して日に進み日に新たなる創造発展の教育実践をせねばならぬ。皇国の道は惟神の大道である。今や我々は神前に叩頭いて、己を去り、天地と一如になつて、思を神武天皇肇国の古に馳せ惟神の精神を体現せねばならぬのである。単なる紙上の知識や、一席の講義では之を真に自我のものとしての実践力たらしめる力のないことは過去の教育が実証してゐる処である。

したがって、講習は「知的な教科的のものを主とせず」、「行と相待つて人間の本来性を覚醒せしめるにあづかつて力のあるもの」が指向される。第一会場における皆川局長の講演「皇国民錬成の根本義について」（三時間）と、第二会場（東伏見修養道場・昭徳塾・金雞会館）における二泊三日ないし一泊二日の「塾的鍛錬」が組合わされた。東伏見修養道場の場合、第一日目は一〇時二五分からの始禊祭から始まり、午後の禊行・体操行・「祭祀ト惟神大道」、夕食後の「拝神行」という日程である。食事や清掃も「行」としておこなわれる。二日目の早朝は「靈火行」で、「この靈火の行から国旗掲揚に至る約三十分の間は真に感激深き時間で、東伏見道場に於ける修養期間中の最高調時」であり、「これが終ると、約二十分間、清らかな大気を十分に満喫しつゝ体操行が行はれる。再び全身の身の血液が奔流の如く流れて、皮膚は真紅の健康色となる」。このあと外部の講師による講演などがあり、神官による終禊祭で「この講習は全く終了して各自身も心も清らかに、足音も高く家路を急ぐのである」（『東京市錬成教育の概況』）。

皆川に私淑し、大孝会の幹部だった久保田亀蔵が校長を勤める京橋泰明小学校では、「輦轂の下にある小学校でも殊に宮城に近い位置にあるだけ、夏季施設は勿論平素の訓練の中心に、毎月一日早朝全校生徒が宮城前広場で遥拝黙禱の行を行ふ」（『教育週報』第七九六号、四〇年八月一七日）という。目白の高田第五小学校におけるラジオ体操・剣道訓練などを見学した『教育週報』の記者は、「鍛錬」「修錬」、「訓練」と国民学校の皇民教育の姿が、どこの学校でもこゝと大同少異の形で全市の小学校の夏季施設に力強く盛り上つてゐる」（第七九三号、四〇年七月二七日）と記している。

この時期、全国的に「錬成講習」が花盛りとなるが、東京市のそれは「塾的鍛錬」において際立っていた。教学局主催の「第一回高等専門学校教員錬成講習会」（四〇年十一月）や「中等学校教員錬成講習会」（四一年一月）でも、「作業」や静座の時間はあるものの、

中心は依然として講義や座談会となっている。

しかも、東京市の場合はその実施の徹底ぶりにおいても際立つ。「一週一校一名主義」を原則に実施し、総修了者数は一四八八七名にのぼるのである。これは全教員数の九〇・二％にあたり、大多数が参加した（させられた）ことになる。なおかつ、受講後は「教師自身が日常の生活、特に学校勤務に献身的奉公の誠心誠意の行的態度が現れ、それが着実に教育に実績として表白されることを希求する」ことが期待された。そのために、約七二〇〇名を対象に、「学校に於て行的意識を以てなすものを列举し、趣旨・指導方法・状況に亘り記入」などの「効果実践状況調査」が実施された。その結果は「学校に於ては、全体のつながりの中に自己精神の錬磨を期する清掃行が高率であり、学級に於ては、師弟同行、礼の中に終始する食事行、家庭・個人に於ては拝神行が高率である」などとまとめられる。実践率七六％で、行型式の第二位を占める「拝神行」の一例が次のように紹介されている（同前）。

趣旨 敬神崇祖、感謝報恩の念を涵養し、感奮興起一層臣道実践の信念を鞏固ならしめる。

指導方法 心身清浄、其の日の第一歩を踏み出さんとする朝礼時に際し、運動場に集合して指揮者の号令に依り一斉に教師・児童厳肅裡に左の如く行ふ。

一、奉安殿の奉拝

指揮者、一同に代りて日々の鴻恩を謝し奉り、其の日の決意を誓ひ奉り奉安殿に對し奉り一斉に最敬礼を行ふ。

二、明治神宮・靖国神社遥拝。

同前 二拝・二拍手・一拝

三、宣誓 一斉朗誦、臣道実践を誓ひ、感謝を以て其の日の課業に精進させる。

状況 実践以来日毎に心の落付を見せ、厳肅且つ感謝の裡に朝礼を終り、之により訓練も漸次向上し、学習・作業に於ける態度も進歩の一途を辿りつゝある様見受けられる。

全体的には「相当効果を挙げつゝある状況が多くみられた」と評価された。そして、四〇年二月、東京市立学校長会では「職員生徒児童一体トナリテ斯道ノ実践ニカメ益々敬神崇祖ノ信念ヲ堅メ国体ノ精華ヲ發揚シ以テ大政翼賛ノ実ヲ顕現センコトヲ期ス」として、「敬神崇祖ニ關スル実践要項」を決議している。

四一年度は参加人員総数四六四二名と規模を縮小しながらも、ほぼ同様な形式で「国民学校教職員錬成講習」をおこなっている（『東京都教育史』「通史編 四」）。

『教育週報』第八〇一号（四〇年九月二一日）は、東京市教育局が「寄宿鍛錬主義の中学校を多摩に」設立することになった、と報じた。この構想を推進したのは皆川で、「郊外に敷地を求め、二日間は親元で家庭に親しむが、他の五日間は同年輩の青年を集団的に鍛錬する共同生活の中でそだてる」と抱負を語る。

皆川は教育局長として、「惟神の大道に見る人間觀を体得することによつて正しい教育教化が行はれ、正しい文化が建設される」（「わが生活の半面」『教育週報』第七七〇号、四〇年二月一七日）などの持論を展開しつつ、それは「国民性格錬成」にまでおよんだ。しかし、こうした論理で東京市の教育が染め上げられることに次第に不満や反発が生まれ、皆川を抜擢した頼母木市長が死去した四〇年二月ころには、早くも局長退陣が待望されるよ

うになったと思われる。そして、四一年八月二三日付（第八四九号）の『教育週報』は、「険悪なる教育局の雲行 近く幹部に異動か」と報じる。これは、二度にわたる教育疑獄事件に関連して皆川らの監督責任に言及したもので、まもなく皆川は局長を辞任し、顧問となる（新局長には、東大助教授で大政翼賛会東京支部常務委員の今井時郎が就任）。『教育週報』は、「皆川局長去つて教員はほがらか」という「局長更迭後の巷の声」を、次のように伝える（第八五四号、四一年九月二七日）。

皆川氏は多年実践してきた、「行の教育」を以て全市の教員錬成の方法たらしめようとし、熱心にこれを唱導、ほとんどすべての教員をこれが実践に動員した。ところで、この「行の教育」なるものは、皆川氏の異常な熱心にも拘はらず、教育界には歓迎されず、多くの教員は「行」を嫌ひ、講演にあくびを噛み殺した。これはどちらが悪いのかは知らないが、とにかく実情はその通りだつたのである。だから教員諸君は云つてゐる。「あの行と講演がなくなつただけでもたすかる」と。想ふに皆川氏の信念と熱とを以てしても、「行の教育」があつさり背を向けられたのは、教員が教育局長たる氏に期待するところのものが、別にあつたからではあるまいか。その点に気付かなかつたのは、氏が教育に熱心なるあまり、かへつて教員心理の微妙なところを察することができなかつたものとして惜しまれてゐる。つまり氏は政治家ではなかつた。

皆川的な「錬成」方法は歓迎されなかつたとはいえ、大多数の校長や教員は「行」を嫌ひ、講演にあくびを噛み殺し、つつも、表面的には「行の教育」に従順であり、それを児童・生徒に指導した。「皆川氏の信念と熱」にはついていけなかつたとしても、「行の教育」は着実に東京市の錬成教育として定着したのである。それは、前述した東京府思想対策委員会の下に設置された「教学研修会」につながる。

四〇年八月二八日付の東京府学務部長名による教学研修会の設置の通牒後、学務部ではその運営の要領について小冊子を作り、配布した。講演会では「聞き放しにせず座談的に納得するまで問答すること」、購読会では「用書の選択を誤らぬこと」などの注意がなされる。「鍛錬会」については、「全会員が宿泊し会長委員が率先して行的に修練することは信念の体得、実践力の啓発に効果が多い。之を各人の生活の徹底的反省の機会として活用すべきである。或は休日休暇を利用し或は生徒児童の特殊訓練の機会を活用すれば無理なく実施し得られる」と、各学校単位の実践を慫慂している（『教育週報』第八五七号、四一年一〇月一八日）。しかも、学務部では、教学研修会設置の趣旨を徹底させるために、各学校の委員を区単位で招集し、「錬成会」を実施している。講師の大半は、紀平・井上・小野・大串ら国民精神文化研究所関係者と伊東・近藤寿治らの教学局関係者であつた。

皆川の置き土産ともいふべき「みそぎ中学（市立四中）」の設置（予算五三万円）も、十一月の市参事会で決定した。また、四一年度の市教育予算に「教員錬成所設立費」一万円と「皇民錬成指導者養成講習会の所要経費」一万円が追加された。前者は小金町の昭徳塾に「みそぎ場」を新設する費用であり、後者は青年学校関係者にまで新たに「錬成講習」を実施するものだった（『教育週報』第八六一号、四一年十一月一五日）。皆川の後任となつた今井局長による四二年度の東京市教育予算には、「従来、みそぎ的錬成道場はあつたが、野外訓練を中心として心身鍛錬を行ふ場所がなかつた」として、「学生錬成道場」の建設費が盛り込まれた。しかも、「その建設にも錬成の意味を加へ、教育局の職員、学校職員、生徒が一緒になつてみづから額に汗して建設しようといふ案」だった（同 第八八一号、四

二年四月四日)。

このように、皆川によって先陣を切られた東京の錬成教育は、皆川の独善的教化観こそ払拭しながらも、日常的に各学校や社会教育の場に定着していったのである。

6 日本文化中央連盟の創設

一九三四年二月、思想局・国民精神文化研究所の別働隊として日本文化協会が創設され、「転向者」誘導に向けて講習や復職の斡旋などをおこなっていくことは、前章で述べた。文部次官経験者を理事長とする日本文化協会は四〇年代も活動を継続させるが、教学局ではもう一つの別働隊への関与を深めていく。三七年八月創設の日本文化中央連盟である。教学局『第七十六回帝国議会説明材料』（四〇年一二月）は、「文化団体ノ助成」として、日本文化中央連盟と日本文化協会の二つをあげるが、三七年度・三八年度の補助金はそれぞれ一三〇〇〇〇円と九〇〇〇円である。

その当初の設立への発端は、文部省とは直接の関係は無いようである。「皇紀二千六百年を記念し、「光輝ある日本文化の認識を新にし、以て民族的躍進の契機たらしむると共に、新日本文化の建設に努め、其の真髓を中外に宣揚する」ために、「記念事業として官民合同の有力なる機関を組織し、各種国内的並に国際的文化事業を起す」という趣旨で、馬場鑑一・岡部長景・松本学・小山松吉らが協議を重ね、三六年一月、政府に建議書を提出した。政府も賛同し、補助金一五万円の支出も三七年度予算に盛り込まれた。寄付金申込みも一五万円に達した。発案者らは具体的な準備にとりかかった。

日本文化中央連盟編『日本文化団体年鑑』三八年度版の、「時局の推移より日本文化中央連盟の結成は愈々急速に為さるべき必要に迫られ」という経緯の説明は、日中戦争全面化とともに、「文化事業界未曾有の総動員」・「挙国一致の文化運動」が展開されつつある状況を捉えて、文部省が逸早く統制に乗り出したことを物語る。三七年七月一六日、文部次官伊東延吉は発案者一同を文部大臣官舎に招待した。七月一七日付の『読売新聞』は、これを「国際文化振興会、日本文化連盟をはじめ連盟加入の学術、芸術、教化、経済、産業等の広範囲の分野にわたる各文化団体の有機的な連絡統一をはかつて従来のバラバラな活動に確固たる共同操作の便宜と利益を付与しようとするもの」と報じた。この懇談会には、伊東次官のほか、阿原思想局長や田中・小川両課長が出席している。外務省の関与もあるが、多額の補助金が文部省から支出されるように、実質的に文部省の外廓団体として運用されていく。

八月八日、設立発起人会が開催され、財団法人日本文化中央連盟は正式に発足した。会長には貴族院議員で公爵の島津忠重、理事長には司法官僚の小山松吉が就き、常務理事として伊東・松本・井上庚二郎（外務省）が並んだ。文部省関係者の理事には、菊池豊三郎と河原春作がいる。「肇国の理想に則り、我国文化の総合発展を図り、其の真髓を發揮し、之を中外に宣揚し、以て国運の伸張並に世界文化の興隆に貢献することを目的とす」として、「新日本諸学の建設並促進其他諸般の研究調査を行ふ」「国民の自覚に関する施設運動を為すこと」や日本文化万国大会の開催などを事業に掲げた（『日本文化団体年鑑』三八年度版）。

日本文化中央連盟は、総務・研究調査・文化事業・国際という四部から成る。研究調査

部では、「従来の大学学術団体とは全く違つた組織と方法で真の日本の発展原理を究明」(『読売新聞』三八年一月二二日付)する「日本学」の樹立をめざした。大学卒業後二・三年間研鑽を積んだ研究員(定員二〇名)が、「日本国家観念の究明」「現代重要諸問題並文化思想運動の研究調査」に従事する。三八年度は、「我国建国の古伝承より観たる国体の本義」「憲法学に於ける国体の概念」「支那民族主義の理論と実践」などを研究題目とする一人名を採用している。研究論文は『日本諸学研究』として公刊する(『日本文化団体年鑑』四三年度版)。連盟の中心は文化事業部で、三七年度と三八年度は次のような事業をおこなっている(同前)。

昭和十二年度

- 一、国民自覚啓発施設 (イ) 講演会を東京外四大都市に於て開催 (ロ) 国民自覚指導者講習会開催 (ハ) 映画「牧場物語」の製作普及 (ニ) 紙芝居「敵国降伏」外三篇製作 (ホ) ポスター図案、歌詞、標語の懸賞募集並発表 (ヘ) 国民自覚講演集の刊行(全七輯) (ト) 機関誌「文化日本」の刊行(月刊)

昭和十三年度

- 一、国民自覚啓発施設 (イ) 講演会を東京外地方主要都市に於て開催(十二回) (ロ) 講習会(第二回)を青森県及び福岡県下に於て開催 (ハ) 前年度製作の映画、歌曲の普及並に紙芝居「極東」外十三編を製作 (ニ) 勤労青年の読書傾向調査(京浜所在十五工場) (ホ) 国民自覚講演集(全十輯)、国民自覚叢書(全二編)、日本文化団体年鑑(十三年度版)、機関誌文化日本の刊行 (ヘ) 講師の派遣 (ト) 劇映画脚本の懸賞募集

二、皇紀二千六百年奉祝芸能事業の準備計画

三九年度はほぼ同様の事業のほか、「皇紀二千六百年奉祝芸能事業」(音楽・舞踊・演劇・映画)が実施される。四〇年度には新たに「地方文化振興に関する」委員会が開催された。

国際部の活動は、「季刊英文カルチュラル・ニツポンの刊行(年二回)」や諸外国における文化運動の調査研究、華道文化使節(対米)の派遣などである。「季刊英文カルチュラル・ニツポン」は、三三年から日本文化連盟によって刊行されていたものを継承する。日本文化万国大会の開催の準備も進められたが、三九年に延期が決定された。また、三七年一月二九日には、対中国関係の二八文化団体が参加した「対支文化協議会」が結成され、「新東洋文化創造へ 日支固き握手」と報じられた(『読売新聞』三七年一月三〇日付)。これは、東亜文化評議会のことである。三八年度には「対支放送並に放送講演集の刊行」をおこなっている。

四〇年度を例に主な支出の状況をみると(文部省助成金は九〇〇〇〇円に減額された)、事業費三二七八二〇円のうち、「皇紀二千六百年奉祝芸能費」一〇九〇〇〇円、「自覚啓蒙施設費」八九二四〇円、「研究調査施設費」五三七〇〇円、「海外宣揚施設費」三七一八〇円、「日本文化図録費」三〇〇〇〇円となっている。

『日本諸学研究』として公刊された研究内容や機関誌『文化日本』の論調などからみる限り、「国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興」に邁進する教学局、「思想戦ノ参謀本部」の確立を掲げて「思想国防」の論陣を張る国民精神文化研究所の活動に比べると、日本文化中央連盟の活動全般は「神がかり」的でなく、相対的に冷静かつ抑制的であったといえそうである。独自に「日本学」の樹立をめざすのは、あるいは国民精神文化研究所のあり方へ

の批判があるのかもしれない。また、四一年度の新規事業として実施予定の「地方文化ノ振興」が、「学問文芸其ノ他諸種ノ著シキ中央集中ノ傾向ト共ニ一面地方ニ於ケル中央文化ヘノ無自覚的ナル迎合ノ実情ニ鑑ミ地方ヲシテ其ノ固有ノ伝統文化ヲ正シク認識セシメ新シキ文化ノ創造発展ヲ図ルト共ニ各地方ノ實際生活ニ即シタル優秀ナル文化ノ振興ト普及ヲ講ゼントス」（『第七十六回帝国議会説明材料』）という趣旨でなされようとしたことは、戦時下における卓見とあってよい。教学局が運営の主導権を握っていた日本文化協会とは異なり、多額な助成金を支出しながらも教学局が直接的な統制下においていなかったことが、この連盟のある程度の主体的な運営を可能にしたといえようか。『文化日本』において、文部省・教学局関係者の執筆は少ない。

教学局が日本文化中央連盟を「目下夫々実施相当ノ業績ヲ挙ゲツツアリ」（『教学局要覧』、四一年三月）と評価するのは当然だが、社会的な評価はどうだったのだろうか。評論家杉山平助の批評が、管見に入った。杉山は「文化団体を検討する」という文章で、連盟について、「最初、非国策的なものへの弾圧、或は粉碎」があり、「その清掃の終つた今日の段階では、残存せる無害なるものを国策的な奉公へ誘致せんとする働きかけ、或は結合の意志」と日本文化中央連盟の創設を評する。この冷ややかな見方について、「これには我々の時代に生きたものゝ、官僚的なもの一切に対する頭ごなしの軽視といふ先入見も手つだつてゐるには相違ない。しかし、またこれ等の団体が、社会的に真に民衆に訴へるところの迫力を欠いてゐることに基づくことも拒むわけにゆくまい」と解説する（『東京朝日新聞』三九年一月五日付）。また、杉山が連盟の中心人物の一人、松本学に述べた言葉——「かういふ性質の団体に近づいて来たがる文化連中には、気骨のあるバリバリした人物に乏しい……従つて何となくピンボケで世間の軽視を招き易い」（同、三九年一月六日付）——が、的を射ていると思われる。

7 『臣民の道』の編纂

一九四一年七月、教学局から『臣民の道』が刊行された。『臣民の道』については、『国体の本義』の「実践的奉体」を意図した『国体の本義』の姉妹編（国立教育研究所編『日本近代教育百年史』一「教育政策（一）」、一九七三年）という評価が通説的なものだろう。これは実質的な受容のされ方としては妥当だが、その当初の編纂の意図からすると、やや異なるところから出発している。

『臣民の道』編纂の経緯については久保義三氏の考察があるが（『昭和教育史』上、一九九四年）、その論拠の史料群とされたのは「志水義暲文庫」（国立教育政策研究所図書館所蔵）である。久保氏が触れられなかったこの史料群中に、編纂の責任者で、教学局指導部普及課長（兼教学官）の志水による（推定）宛先・日時不明の原稿依頼の書簡草稿がある。そこには、「現下の国内の諸情勢より察して真に国体に徹したる翼賛運動と国民道徳の実践とが国民一般特に中央地方に於ける所謂指導者に要望せらるべき最緊要事と思料せられ申候に就てはその実践的指導書として自我功利の思想を排し国家奉仕を第一義とする国体具現の道徳解説書を刊行して之を教職員其他の指導階級に必読せしめ度」とある。『臣民の道』は解説書を含めると、『国体の本義』以上の約二五〇万部が刊行されており、国民一般の「必読」書の位置を占めていくが、編纂の出発点においては、「翼賛運動と国民道徳の実践」の

ための「指導書」であり、読者対象は「教職員其他の指導階級」とされていたのである。同時に、『国体の本義』との「姉妹編」というような直接的な関係も意図されていなかった。

この書簡草稿の後半には、「自我功利の思想を排し国家奉仕を第一義とする国体具現の道徳解説書」という位置づけがある。これは、第二次近衛文麿内閣成立にあたって閣議決定された「基本国策要綱」（四〇年七月二六日、八月一日発表）の「国内態勢ノ刷新」の第一にある、「国体ノ本義ニ透徹スル教学ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ廃シ国家奉仕ノ觀念ヲ第一義トスル国民道徳ヲ確立ス尚科学的精神ノ振興ヲ期ス」を受けたものである。「基本国策要綱」を踏まえ、橋田邦彦文相は「文政の根本方策」という談話のなかで、「国民生活から遊離してゐる學術思想を排し、個人主義、自由主義の残滓を洗ひ去つて国民一体国家奉仕の実を具現するの体制を確立し、博大なる知識、旺盛なる気力、強靱なる体力を有する国民を錬成することを主眼としなければならない」（『帝国教育』第七四三三、四〇年九月）と述べていた。

そもその編纂の出発点がこの「基本国策要綱」にあることは、「志水文庫」中に「自我功利ノ思想ヲ排シ国家奉仕ヲ第一義トスル国民道徳」解説書の「趣旨」などが含まれていることから明らかである。ところが、実際の編纂の着手は一月になってからとなる。しかも、四〇年一二月二一日付の『教育週報』第八一四号には、「さきに出した国体の本義は一年かゝつて完成したが、今度はつひ最近に思ひ立つて三月までに完成しようといふのであるから少し無理ではないかと思つて居る」という教学局関係者の談話が載る。「今度はつひ最近に思ひ立つて三月までに完成しよう」という一節からは、先の「基本国策要綱」の具体化がしばらく棚上げとなっていた状況が想像される。一〇月二日に教学局が開催した思想対策連絡協議会では、まだこの編纂に触れていない。

「つひ最近に思い立つ」直接的な契機は不明であるが、一一月一三日開催の私立大学長会議における、橋田文相の「時局ニ際シ皇国民ノ錬成ガハッキリ叫バレテキタ。今ニハジマッタ事デハナイガ、日本人トシテ日本人ヲ教育スル事ガ抽象的ニタダ人間ヲツクル意味ニ考ヘラレテ居タガ、今事変以来、ソノ是正ガ叫バレテ居ル」（『有光次郎日記』）という発言などは、この編纂着手につながっているように思える。

『国体の本義』が編纂段階からオール文部省的な体制で進められたのと比べ、『臣民の道』の編纂がほぼ教学局の単独事業となっていたことも注目される。後述する編纂懇談会に、情報局・大政翼賛会・企画院などの代表者とともに、文部省の社会教育局長と図書局長を「招待」するのである。したがって、刊行も文部省ではなく教学局の名義となる。

久保氏は一一月一九日付の「臣道の実践」要項案を紹介されるが、「志水文庫」中には一一月一六日付の「臣道の実践（仮題）要項案」が存在する。この起草者は志水の可能性が高い。その章節名を引く。

緒言

第一章 新秩序の建設と時艱の克服

第一節 新秩序建設の意義

第二節 未曾有の難局

第三節 国防国家の建設

第二章 臣道

第一節 臣民

第二節 臣道

第三章 日常生活に於ける臣道の実践

第一節 家庭生活

第二節 公民生活（社会生活）

第三節 経済生活

第四節 文化生活

第五節 皇国民の錬成

結語 我等の覚悟

「結語 我等の覚悟」には、「率先垂範（特に指導者に於ける）」とあり、まだこの段階では、この編纂が「指導階級」向けのものであったことがわかる。これに、編纂嘱託の志田延義（国民精神文化研究所所員兼教学官）、長屋喜一（教学局教学官）、加藤将之（図書監修官）、五十嵐祐宏（国民精神文化研究所所員）がコメントを付す。たとえば、「臣道の実践」ナル題目デハ何カ落着カヌ所アリ「臣民の道」トシテハ如何」という志田の意見は、やがて採用となる。それらの意見を整理して、一九日付の「臣道の実践」要項案」ができる。その修正の大きな点は、第二章が「国体と臣民の道」とされ、第一節に「国体」が追加されたこと、第三章が圧縮されて、「第一節 日常生活」と「第二節 皇（大）国民としての修練」となったことである。

これ以後、一二月中旬までに、『臣民の道』という書名が確定するほか、「複雑多岐ナル思考観点ヲ統一シ更ニ国民一般ヲシテ真ニ国体ノ本義ニ基」くための「指導的解説書」を編纂刊行し、「之ヲ教育者・学生生徒並ニ一般ニ普及セシメントスル」という「編纂趣旨」がまとめられる。ここで、対象が「学生生徒並ニ一般」にまで広げられた。

一二月一四日、教学局では「国民道徳解説書編纂ニ関スル懇談会」を開催する。「招待」されたのは、情報局の鈴木庫三、国民精神文化研究所の紀平正美、全国産業団体联合会常務理事の膳桂之助、大政翼賛会文化部長岸田国土、文部省社会教育局長田中重之、同図書局長の松尾長造らで、この場で示された「要目試案」（久保『昭和教育史』上で紹介）は先の一二月一四日付の「臣道の実践」要項案」を一部修正したものである。そして、懇談会の各意見を踏まえて、一八日付で「臣民の道」要目」が作成される。

自我功利の思想を排し国家奉仕を第一義とする国民道徳の確立による世界史的使命の完遂

○世界新秩序の建設

一、世界史の転換

一、新秩序の建設

一、国防国家体制の確立

○国体と臣民の道

一、国体

一、臣民の道

一、祖先の遺風

○臣民の道の実践

一、皇国民としての修練

一、日常生活の意義

一、臣民の覚悟

これは刊行される『臣民の道』の構成にほぼ近く、書き込む内容は確定したとあってよい。そして、この時点で編纂刊行計画が発表され、新聞などでの報道となった。先の『教育週報』第八一四号では、「“国体の本義” 姉妹篇に 平易な“臣民の道” 教学局で三月までに編述刊行」という見出しで報じられた。教学局当局者の談話には、「国体の本義は国民全般の読み物としてはやや難かしい所があるといふ評があつたので、今度は誰にでも解るやうに、日常生活に即して臣民たるの道を会得するやうに編纂することになつて居る」とある。

このあとの作業は、志水を含む五名の編纂嘱託による文章化となった。その原案の起草者は志田延義の可能性が高いが、決め手はない。そして、「志水文庫」中には、各章ごとの草稿が存在し、おそらく志水自身による加筆修正がおこなわれている。「第三章 臣民の道の実践」の執筆が難航した形跡がある。三月の年度末までには間に合わず、七月の刊行にずれ込んだ。四一年四月八日の文部省の省議では、近藤寿治教学局指導部長より「1 国史概論略説ノ編纂 2 臣民ノ道脱稿 3 家庭教育ニ対スル理念研究」（『有光次郎日記』）などの報告がなされている。教学局名義で三万部、内閣印刷局による複製発売が四二年九月末までに六五万部、公益団体・修養団体などの転載三三万三千部、解説書の刊行二〇件・一四七万部という、膨大な普及数となっていく（教学局『第八十一回帝国議会説明材料』）。

東京府荏原区の国民学校では、『臣民の道』を「謄写刷りにして教員、上級児童に配布」、「教材として錬成研究の資に供することになつた」（『東京朝日新聞』一九四一年七月二五日）という。

教学局版の刊行からまもなく、朝日新聞社から『註解 臣民の道』が刊行された。題字を近衛文麿が書き、解題は東大教授久松潜一と、この編纂嘱託の一人であつた志田延義が執筆している。その久松の解題に『臣民の道』の内容が要約されているので、それを引用する。

第一章に於て世界新秩序の建設といふ今日の課題をとりあげ、世界史の転換をとき、その中から皇国日本に立脚する新秩序の建設をといて皇国の重大なる使命をとき、国防国家体制確立の急務をといて居る。

第二章はかういふ皇国の当面して居る位置の上になつて、皇国の国体と臣民の道とを解明して居る。「万世一系の天皇、皇祖の神勅を奉じて永遠にしろしめし給ふ」国体と、「臣民は億兆心を一にして忠孝の大道を履み、天業を翼賛し奉る」臣民の道と明らかにして居るのである。さうして我国に於ては忠あつての孝であり、忠を大本とする所に臣民の道があるのである。次に国体にもとづき臣民の道を履践した祖先の遺風をば皇国の歴史上の事実から明らかにして居る。皇国の歴史は肇国の精神にもとづく国体の顕現の歴史であるとともに臣民の道の履践の歴史でもあるのである。さうして国体をはなれて臣民の道はなく、天皇に絶対随順し奉ることをはなれて日本人の道はない。

第三章はかくの如き臣民の道の実践をば、現実の国民の課題として説いて居る。修業を重んじ、道を尊んだ皇国臣民としての修練をとき、皇国の道にもとづく教と学、知と徳との一如を述べて居る。更に国民生活の具体的な諸相の上に於て臣民の道を履

践すべき心構をといて居るのである。皇国に於ける家の生活に於て親子中心、祖孫一体の家庭の中に皇国の道も具現して居るのであり、隣保団結の中に行はれる道徳的修練、遵法の本質にも大御心を奉体して皇運を扶翼し奉る道が貫いて居るのである。

そして、久松は最後を「心読すべきであるとともにこれを身読し、日常の生活に於て行じ実践する所に、はじめて意義を有すべきである。天皇陛下万歳とさげんで喜んで皇国に身を捧げるの心構に於て、即ち忠をまことを以て実践する心構の中にこそ皇国臣民の道は存する」と結ぶ。志田は「先の『国体の本義』の注解篇となり姉妹篇となつて国民に呼びかけようとしてゐる」と位置づけたうえで、「其処に書いてあることを、頭の中に単なる知識として据ゑ置くことではなくて、自らの魂の問題として以て脚下を照らし顧み率先して自覚せられたる臣民の道に生きることを」を強調する。

こうした観点から『臣民の道』が読まれ、実践されることが期待された。刊行直後の七月下旬、道府県教育主務課長および視学官事務打合せ会議（鶴見総持寺）でおこなった藤野教学局長官の講話のなかにも、「正に此の臣民の道と云ふものこそは此の国体の本当の意味合ひ、精神と云ふものを我々の生活に具現することであり、我々の生活の中にこそ我が国体の姿と云ふものを生かして行かねばならぬ。生かすではない、それを践み行なふ事こそ我々皇国臣民としての道」とある。また、近藤教学局指導部長は『臣民の道』全般を解説するなかで、「本書は唯単に心で読むばかりでなしに、所謂心読するのみならず身体で読むこと、即ち身読することを要望して居る」と述べる（以上、『日本教育』、四一年一月 特集「皇国民錬成の根基」）。

『臣民の道』が『国体の本義』の注解篇ないし姉妹篇という性格づけがなされたものの、その四年間という刊行の時差は、内容において大きな相違をもたらした。まず、思想の統一化の進展である。『国体の本義』においては、「我が国民の使命は、国体を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献する」とし、「西洋文化の摂取醇化と国体の明徴とは相離るべからざる関係」と捉えていた。ところが、『臣民の道』においては、「我が国民生活の各般に於いて根強く浸潤せる欧米思想の弊を芟除」することを必須とし、それらを「自我功利の思想」と一括して全面否定するのである。刊行本においては消えるが、「動もすれば複雑多岐に分れ勝ちなる考へ方や見方を統一」（「臣民の道」の編纂刊行に就いて）（志水文庫）所収）することを目的の一つとすることからいえば、この思想の統一化は当然であった。

これと関連して、忠と孝の関係にも差異が生じる。『国体の本義』では、「忠孝一本は、我が国体の精華であつて、国民道徳の要諦である」とし、「我等国民はこの宏大にして無窮なる国体の体現のために、弥々忠に弥々孝に励まなければならぬ」と論じていたのに対して、『臣民の道』では「忠孝は不二一本」といいつつ、「抑々我が国に於いては忠あつての孝であり、忠が大本である」と断じるのである。

天皇機関説問題を直接の契機に、「今日我が国民の思想の相剋、生活の動揺、文化の混乱」の収束をめざし、「国体明徴」を示すために『国体の本義』が編纂されたのに対して、『臣民の道』は日中戦争が長期化し、新たに大東亜共栄圏建設という打開の道を模索するなかで編纂されたものであるから、まず「世界新秩序の建設」が掲げられた。そして、「支那事変は、これを世界史的に見れば、我が国による道義的世界建設の途上に於ける一段階である。世界永遠の平和を確保すべき新秩序の建設は、支那事変の処理を一階梯として達成せ

られる」とされる。この「曠古の大業の完遂」のために、「自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする皇国臣民の道」の実践が強く求められたのである。

それは、「皇国臣民としての修練」として、さらに「国民生活」のあらゆる領域・場面においての実践が不可欠となる。「家は皇国臣民の修練の道場」であり、「凡そ勤務はすべて天皇に仕へ奉るつとめの真心から出発しなければならぬ」とされる。ただし、編纂当初の構想からすると、この部分はかなり圧縮されたものとなったため、教学局では続編ともいうべき『家の本義』や『勤労の本義』の編纂を計画する（草稿はできたが、いずれも未刊）。

『臣民の道』編纂の実質的な責任者である普及課長の志水義暲は、四一年一二月、「教学新書」の一冊として『臣民の道の実践』を刊行する。ここでは、『臣民の道』では十分に書き込めなかったところを補完するように、第四章で「家の生活と臣民の道」を、第五章で「職業と臣民の道」を論じている。たとえば、後者では「要するに職業は各人が国家に奉仕する直接のつとめであり、その意味に於いてすべて公的性質のものであります。職域奉公或ひは職分奉公といふことは各自の職業、各自の勤務に於いて国への御奉公、天皇に対し奉つて御仕へを致す所以であることを片時も忘れてならぬ」と述べる。学校教育・社会教育の領域を越えて、教学局は国民の日常の生活や勤労の領域までを統制し、動員するところまで踏みでてきたのである。

三 大学の思想統制・動員

1 学生思想運動の別扱

教学局の創設にあたり、一時、学生思想運動の視察取締を任とする思想課を大臣官房内あるいは専門学務局内の一課とする動きもあったが、結局、教学局の企画部に企画課とともに設置するというかたちに着いた。思想課では、「教育警察」機能だけでなく、新たにその前提となる思想調査全般をも受け持つことになった。思想課長を予定していた劔木亨弘が応召となったため、企画課長の石井勗（前職は東大学生主事）が初代の思想課長を兼任する。その後、関野房夫が課長代理を勤めている。

教学局は三つの逐次刊行物を有している。一つは、三七年九月発刊の「教学の刷新振興に関する諸法令、諸事業、諸施設等」を内容とする『教学局時報』（思想局『思想時報』を継承）で、これは公刊された。そして、三七年九月から『思想研究』が、同一二月から『情報』（第一号から『思想情報』と改題）が発刊された。前者は「秘」扱いで各輯一六〇〇部発行、「学校及社会教育団体に於ける思想上の指導監督に関し参考となるべき各種の資料を採録し学生生徒の指導訓育に当る者其の他教育関係者の執務上の参考に資するを目的として編輯」（各輯表紙裏）されている。後者は「極秘」扱いで各輯四五〇部発行（謄写刷）、「学校ニ於ケル思想上ノ指導監督ニ関シ参考トナルベキ資料（思想運動ノ現況ニ関スルモノ）ヲ随時採録」（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』、一九四〇年一二月）したものである。第一号は、「コミンテルンより指示せりと認めらるゝ反戦運動のテーゼ」（「国際通信リーフレット」）という内容である。実質的に思想課の編集となるこの二種があるため、『教学局時報』には学生思想運動関係の情報はほとんど載らない。『思想研究』と『情報』を発刊するところに、思想課の強い意気込みがうかがえる。

教学局が学生思想運動にどのように対処したのか、をみる前に、「思想問題」全般についての認識と対策をみておこう。当初は思想課長を兼任し、三九三月まで企画課長であった石井勗は、職掌柄、「思想問題」についてしばしば語っている。三八年一月の『文部時報』（第六〇七号）に寄せた「思想問題の近況」では、「思想事件は減少しつつありと樂觀するを得ない」として、「この未曾有の難局に当つて、国内の思想的団結が絶対に必要である際、内部より国民を離間せんとする共産主義思想の如き、一刻たりともその存在を許すべからざる」と論じている。三八年一〇月頃のメモと推測される「思想問題の将来」（「石井文書」）は興味深い内容なので、その概略を引用する。

一 民心の不安定

- (イ) 物価騰貴 (ロ) 失業 (ハ) 将来洞察の困難 (ニ) 収入不均衡の拡大化
- (ホ) 出征者の増加 (ヘ) 戦傷死者の頻出 (ト) 事変の意義不明確 (チ) 国際空気の顧慮 (リ) 風紀頹廢

二 待機の左翼

- (イ) 露骨なる策動不能 (ロ) 国家大革新の機運確信 (ハ) 潜伏待機又は右翼確信運動への便乗

三 穏健化の右翼 (略)

四 邪教問題 (略)

五 事変進展に伴ふ思想問題の注意点

(イ) 自然発生的不満勃発 (ロ) 故意的左翼策謀

六 文化全般の根底としての思想(広義の思想問題)

(イ) 思想戦の広狭 (ロ) 精神上の増健法(教学の刷新振興) (ハ) 国体、日本精神の研究振興

このメモにもとづき、「思想問題ノ将来」と題する講演を、石井は三八年一月一九日の女子専門学校生徒主事懇談会でおこなっている。そこでは、「事変ガ段々進展スルニツレテ左翼、右翼、邪教等ノ問題ニツイテ大イニ注意セネバナラヌ」として、「自然発生的ナ不満勃発(富山県ノ米騒動ノ如キ)」と「左翼ノ策謀」に言及する。そして、それらに対する抑圧取締という「消極面」とともに、「精神上ノ剛健力ヲカメ、思想ヲ強クシテ左翼ヤ邪教ヲ出ナイヤウニスルコトガ大切」「少シ位出テモ引キツラレヌヤウニデオロジーヲハツキリサセテ置クコト」という「積極面」を強調する(『女子専門学校生徒主事懇談会誌』第七号、「石井文書」)。

これは石井の個人的見解にとどまらず、教学局・文部省の見解でもあった。荒木貞夫文相は三八年一月四日付の「上奏」文で、「長期ニ亘ル戦争情態ニ於テ最モ恐ルヘキハ思想ノ動揺」としたうえで、「共産主義等ノ誤レル思想ハ之ヲ徹底的ニ是正シ万邦無比ナル皇国ノ道ヨリ生出ツル大中至正ノ思想ニ徹底」し、「国体ヲ基トスル世界的大国民ノ錬成ニ其ノ主眼点」を置くことを「教育ノ根本」とするのである(「荒木貞夫関係文書」 国会図書館憲政資料室所蔵)。したがって、文部省・教学局は「思想問題」について、「国体、日本精神の学問的体系樹立と各種学問の日本的再建」を根本の対策とし、当面の対策を「一、国際、国内情勢の推移、日本の世界的地位に対する認識の確立と日本精神の昂揚 二、修練による日本精神の透徹 三、思想善導の確立」とする(松村禎彦「最近に於ける左翼学生運動」『思想研究資料』特輯第八五号、四一年五月)。これは、四〇年一月二日の思想対策連絡協議会で、朝比奈素太郎企画部長が報告した内容と思われる(「松崎実次関係文書」にメモがある)。ここから学生思想問題への対応が導かれる。

すぐ後述するように、教学局では学生思想事件の増加をもって、「思想問題」の潜在的危険性を強調するが、学生思想事件・教員思想事件の頻発に翻弄された三〇年代前半とは異なり、実際には四〇年前後の段階で個々の思想事件そのものに脅威を抱いているわけではない。除隊して文部省に戻り、四〇年八月に思想課長に任命された劔木亨弘は、「私が思想課長になった時にはまったく陰をひそめて表立って警察ならともかく文部省のところにはいってくるような問題はありませんでした」(内政史研究会『劔木亨弘氏談話速記録』)と回想する。

すなわち、学生思想事件はその実態よりも脅威を何倍にも増幅されて、思想統制と動員に活用されていったといえる。すなわち、教学局では、学生思想事件の惹起とその潜在的土壌を常に指摘し、「思想問題」の解決＝「国体、日本精神の学問的体系樹立と各種学問の日本的再建」を唱えつづけることによって、教育研究の場である各学校を「教学錬成」へと駆り立てていったのである。初等・中等教育は三五年頃までに思想統制・動員の態勢を作りあげていたが、まだそれが整っていない大学・高校などの高等教育においては、この学生思想事件の潜在的脅威が有効であった。教学局の存在意義もそこにかかっていた。

それでは、教学局では学生思想運動の現状をどのようにみていたのだろうか。前章でみ

たように、三七年初め、文部省の「教育関係に於ける最近の思想運動」（「志水文庫」、国立教育政策研究所所蔵）には、「依然として青年学生層を地盤とする運動は所謂青年の特殊性に基きて根強き策動を続けつつあり又前記のコミンテルン第七回大会の決議に基ける合法部面による戦術の転換により一般左翼合法運動の展開と相俟つて学生生徒の文化運動に関しても極めて慎重なる注意を要すべきものあり」とあったが、思想課として最初にまとめた八月の「最近に於ける思想運動の状況」（「志水文庫」）は、その延長線上にある。「教育関係に於ける共産主義運動」の現状のうち、「学生生徒」の現状について次のように観測する。

最近に於ける左翼学生運動は一般共産主義運動の方針を如実に反映し、一般左翼分子と策応して非合法運動に関与すると共に、学内に於ては諸種の合法文化団体即ち弁論部、映画、演劇研究会、同人雑誌社其他各種の研究会を組織し、或は既存の斯の種団体に加入して左翼思想の浸透、同志の獲得に努め、更に進んで一般学生の利害、関心を有する学内の行事、問題等を捉へて策動し大衆運動を計画する等寒心に堪へざるものあり。

「非合法運動」については、三七年四月以降、同人雑誌・反日共産主義宣伝の二件・七名を数えるにとどまるが、「合法運動」の講演会・雄弁大会には「左翼学生運動旺盛なりし時代を彷彿せしむるものあり」という。同人雑誌では、「現在左翼的傾向顕著ならざるもその動向につき注意を要する」ものは三六誌におよび、学生消費組合については「客観的状況の推移に伴ひ左翼分子の温床となる虞れあり、依然警戒を要する」とする。また、京大の学友会改革問題や東北大の共済部学内食堂自営運動、佐賀高校の記念祭における飾物などに「左翼学生の策動」の兆候をみている。以上は、七月の日中戦争全面化以前の状況である。

と同時に、「教育関係に於ける国家主義運動」にも警戒を寄せている。三一年以降、事件数・検挙者数ともに「漸次増加の傾向」にあることに加えて、左翼学生がコミンテルンの新戦術により国家主義運動に潜入する動きがあり、「内外の情勢の変化と共に革新運動に於ける青年の特殊性に鑑みる時、この方面に於ける指導監督は一層困難を加へると同時に又一層その重要性を加へつゝあり」と述べるのである。

『思想研究』創刊号掲載の「最近に於ける思想問題の重要性」は、三七年九月の教学局として最初の開催となった直轄学校学生生徒主事会議における石井思想課長の講演筆記であるが、ここでも同様な現状認識が示される。一般の部で「一年の間に合法舞台に働いて居る所の団体及び其の団体員の人数が共に夫々倍数になつて居る」と指摘したうえで、各学校には「幾多の合法文化団体、例へば映画連盟であるとか、或は劇に関するものに多数注意を要するものがある」と警戒する。

三九年四月調べの思想課「最近に於ける思想運動の概況」（「志水文庫」）では、「特に事変勃発以来学校当局の指導と学生・生徒自らの戒肅とは相俟ちて思想上の諸事件の如き著しく減少を示すに至りたり」とする。三八年度は学生思想事件が急増しているが、それにあわてて反応した形跡はない。ただし、その一年後の思想課「最近に於ける思想運動の状況」（四〇年四月、「志水文庫」）では、「殊に学生運動の領域にあつては之等事件が最近激増し憂慮すべき動向を示しつゝある」と観測する。

それらを総括した観のある「教育関係に於ける最近の左翼思想運動」（『思想研究』第一

一輯、四一年三月)では、まず「国民の一部、殊に学生、知識階級中に浸潤せる唯物主義乃至自由主義的思想傾向は容易に払拭し難きものがある」とし、三八年度と四〇年度に学生左翼思想事件が「激増」したと指摘する。「事変後に於ける運動形態の注目すべき点」として、「事変前に於ては概ね地方分散的組織に止めて居たのが、漸く全学的学生層の統一ある組織を結成せんとする傾向にある」こと、「事変以来合法運動と結びついた学内非合法指導グループの結成を強化して居る」ことなどをあげる。それらは合法文化運動のなかに紛れ込み、「文化運動に於ても今迄と異り殆どマルキシズムの本体を現はさない位に其の調子を下げ或はヒューマニズム運動、シュール・リアリズム等の線に沿つて益々巧妙に且広汎なる運動に向つて来て居る」ため、その視察取締は困難を極めている、という。三八年の唯物論研究会関係学生グループ(インター・カレッヂ)事件、四〇年の姫路高校関係の文化運動・京大俳句事件を具体的にとりあげ、「昭和七・八年頃の学生運動とは非常に変つた形態を執つて居る」とする。

全体の「結び」では、「最近に於ける検挙事件の一般検挙者に比し学生の比率が益々増加しつゝある」という点に注目する。三五年度は六%であったが、三九年度には四〇%以上になっているとし、「左翼運動の主体が労働者層より漸次学生層に移りつゝある」とみる。

この考察では、ついで「朝鮮人学生生徒の民族共産主義運動」・「留日支那及満洲国学生生徒の民族共産主義運動」をとりあげ、とくに前者について、「一般在住朝鮮人は時局に順応し一応皇国民たるの誠意を披瀝して居るのに反し、学生層は覚醒するところ尠なきのみならず一部の者は朝鮮民族解放の時熟せりと妄断して策動をしている実情を窺ひ得る」と嚴重な警戒を求めている。すでに四〇年六月の思想課「内地在住朝鮮人学生の状況」(「志水文庫」)では、「朝鮮人学生の思想傾向の寒心に堪へざるものある」としたうえで、「朝鮮人より其の抱懐する民族意識を払拭し尽すは殆んど不可能に近く極めて困難なる一大教化事業に属す」と述べていた。

「教育関係に於ける最近の左翼思想運動」では、各学校の文芸部誌・寮誌などを対象に「教育関係刊行物に表れたる思想動向」も分析している。三七年下半期は「左翼的反戦・反軍内容」が多かったものの、三八年度から当局の取締強化と時局認識の「改善」により発禁・削除件数は激減した。しかし、「事変の長期化」にともない、「逼迫せる現実の社会問題、経済問題等が左翼的時局批判、戦争反対の直接対象として持出され来たこと」、穏健な者も「憂慮焦燥に陥り、或は時局を批判するが如き傾向」を、注目すべきこととして警戒している。

なお、教職員の思想事件については、「殊に最近小学校教員の斯種運動は活発化し激増の傾向にあつて寒心に堪へざるものがある実情」とするが、まだこの段階では、多数の検挙者を出した北海道の生活綴方・絵画運動事件の詳細は把握されていなかったようである。

国家主義運動については特高警察が指導的取締を基調としたのと同様に、教学局でも親和的な対応をとった。教学局では、三九年九月末現在の「学内に於ける国家主義的学生団体」の調査を実施している。大部分は「校長、教授、学生生徒主事、配属将校等を指導者」とし、活動も「大体健全に行動してゐる状況」と評価された(『思想研究』第八輯、三九年一〇月)。さらに、教学局『第七十六回帝国議会説明材料』(一九四〇年一二月)では、「大体ニ於テ純真ナル学徒ノ立場ヨリ興亜国策ノ線ニ沿ヒ新東亜建設ニ努力シツツアリ」と捉える。すなわち、「狭義の政治運動には学生の参加は禁ずべきであり」としつつ、「真に国

家を憂へ、時局を認識して率先国策遂行に協力すべきは寧ろ学生の本分であり、新に造られた校内修練組織の下にこれに建設的協力をなして大政を翼賛する」(教学局思想課「最近に於ける国家主義運動」、四一年五月 「志水文庫」) 指導方針をとっていたのである。それでも、四〇年八月、劔木亨弘が思想課長についたときの大きな課題は、政治活動を活発化させていた日本学生協会への対応であった。

内務省・特高警察および司法省・思想検察は、学生思想運動の現状について、文部省・学校当局に注文をつけた。たとえば、四〇年一〇月二日の文部省主催の思想対策連絡協議会の場で、内務省警保局の吉川事務官は「左傾の原因を見るに、(一) 教授の思想が左翼、又はその影響を受けて居ること。(二) 学生一般の考へ方が又同様であり、国民精神運動が浸透して居ず、一部日本主義学生があつても如何ともし得ない状態にある……従つて帝大の徹底的刷新は刻下の急務である」と述べる。また、東京地裁検事局の平野利思想部長も「教授の影響」などを指摘したうえで、次のように論じる(「最近の思想情勢」「志水文庫」)。

総合するに学校側の責任は重大である。彼等が合法場面を利用するため注意を要するのであるが、少し注意をすれば学生主事にもわからぬ筈はない。校内団体の指導は教授が常に為すべきである。これが指導には機構のみでは駄目であり、人を得なければいけない。之を要するに左翼の校内組織は現存すると見る方が正しいのであり、之を防遏し、学生を積極的に指導することが望ましい。

これらの取締当局の要望に対しては、朝比奈企画部長が「1 組織ノ新修練組織ノ眼目ハ自由主義ノ一掃ニアリ。之ニ努力セザル校長、教授ハ身分ヲ考慮スル。 2 大学ニツイテハ既ニカヂヲマゲタガ、舳ガマダカハラヌ感アリ。ムシロ高校カラ着手スルノガ早道ナリ」(『有光次郎日記』、四〇年一〇月二日) と応えている。2の「大学ニツイテハ既ニカヂヲマゲタ」とは、三九年一月の河合栄治郎休職事件などを指すだろうが、大学の教育と研究のあり方がさらに問題視されているのである。藤野教学局長官も「本年十一月ニ高校、専門学校ノ教授、生徒主事ヲ召集シテ、合宿鍛錬ヲスル事ニナツテ居ル」(同前) と発言するが、この「第一回高等専門学校教員練成講習会」については前節で触れた。

こうした学生思想運動に教学局がとった直接的方策は、とくに目新しいものが加わることはなく、すでに三〇年代前半に確立していた学生主事・生徒主事を中心とする視察取締と訓育の徹底や「修練」の実施であった。視察取締の徹底については、学校長会議や学生主事・生徒主事会議などの場で繰り返され言及される。一九四〇年の高校長会議・専門学校長会議・帝大総長会議・官公立大学長会議・私立大学総長会議では、学生生徒への指導訓育が常に第一の論題となっている。専門学務局の学務課長有光次郎は、それらの議事の経過を克明に記録している(『有光次郎日記』)。一〇月二八日の帝大総長会議では、第六議題として「学生課ノ組織機能ノ拡充等」が次のように協議されている。

羽田 学生課長ヲ教授ニシテキル例ヲキクガ、京大デモソノ経験アリシガ、学生ノ人数、事情デ必ズシモ兼任デキルカ、ソレガヨイカハ一律ニ行カヌ。徹底的ニ効果ヲアゲルニハ専任者ヲ要ス。学生課長ハ専任ト致度、又ソノ待遇ヲ考慮セラレ度。適材ナラバ勅任ト致度。要ハ人ヲ得ラレルカノ点ナリ。(略)

(略)

荒川 各学部ニ主事ヲオクガ、事項別ニ分権サセルカ、未ダ結論ヲツケテオラズ。各学部ニ主事ヲオク事ハ賛成。但シ必ズオク事トハ別問題。事務官ヨリモ学生主事ガ

必要。兼任助教授ノ人ヲ可ト信ズ。本部ノ学生課ト各学部ノ学生主事トノ関係ヲ如何ニスルカ、考ガマダツカヌ。

渋沢 学生訓育ハ課長ガヤルガ、ソノ事務ハ専任学生主事ガヤル。

平賀 学部ニ専任サセルノハ考ヘ物ナリ。学生課長ノ下ニ居リ、学生部ノ事ヲ担任スル事トスベシ。

朝比奈 専任主事ダト、教授会トノ聯絡ハヨイ。

橋田文相は、一一月七日の官公立大学長会議で、「学生ノ思想問題ハ、文化系ノ学問ヲ授ケル場面デオコリ、又、切実ニ考ヘラレルガ、自然科学ニ於テモ、思想ガ自然科学ヲ通シテ把握サレル様、教授サレネバナラヌ」(同前)と訓示する。一一月一三日の私大総長会議は、朝比奈企画部長による「最近ノ学生思想傾向」の説明から始まっている。

四一年六月開催の学生生徒主事協議会では、教学局からの指示事項として「学生生徒ノ思想事件ニ関スル件」「思想関係出版物ノ取扱ニ関スル件」「外地学生生徒ノ思想指導ニ関スル件」「興亜学生勤労報国隊派遣ニ関スル件」があがっていた(東京大学「例規 昭和十六年(一)」 東京大学史史料室所蔵)。

学生思想運動が憂慮すべき状況と判断されると、教学局では「思想上ノ指導監督ニ関スル件」という通牒を大学・高校などに発する。三九年一二月一六日付の通牒では、「事件ハ依然トシテ根絶セララルルニ至ラズ且ツ密ニ機会ノ到来ヲ窺ヒテ待機シツツアルモノ尠カラズ」という認識を示し、「今後ハ更ニ一段ト注意警戒ヲ厳ナラシメ」んことを求めた。そこでは、次のように「最近ニ於ケル事件中注意スベキ事例」が列挙されていた(教学局『第七十六回帝国議会説明材料』)。

- 一、学内公認ノ各種文化団体其ノ他ノ会合ニ於テ指導教授ノ出席セズ其ノ他監督不十分ナリシ為メ左翼学生ノ策動スルトコロトナリ一般学生生徒ヲモ左翼化セシムルニ至リシモノ
- 二、平素ノ講義其ノ他ニ於テ反国家的思想乃至マルクス主義ニ対シ同情的態度ヲ表示スルガ如キ教授ノ言説ニ影響セラレ左翼運動ニ趨ルニ至リシモノ
- 三、左翼学生生徒ノ言動ヲ看過シテ注意セザリシ為メ更ニ之ヲ増長セシムルニ至リシモノ

また、この通牒では「学業ヲ離レテ他校ニ遊説スル」国家主義的学生に対する取締も求めている。

四〇年三月一八日にも、東京帝大の学生消費組合関係学生の検挙や慶応大学の研究会検挙などの直近事例をあげて、「尚一層学生生徒ノ指導監督ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度」と通牒する。さらに、同年一〇月一六日付の通牒では、「最近ノ動向ハ日本共産党再建ノ活発ナル策動ニシテ殊ニ本年ニ入リテヨリソノ活動ハ一層旺トナリ」、学生生徒も多数検挙されている状況とみて、「学内外ニ於ケル学生生徒ノ動向特ニ学内問題ニ付テハ平素ヨリ注意ヲ払ヒ関係各方面トノ聯絡ヲモ一層周密ニ」することなどを指示している。

前掲の『思想情報』で、注意を喚起することもあった。たとえば、第一一〇号(三九年一〇月二五日)では「『唯物論研究会』関係学生生徒の検挙事件概要」をとりあげ、「依然として斯の如き憂慮すべき思想事件の発生を見つゝある実情に鑑み之が思想上の指導監督は時局下一層慎重なる注意を要すべく」とするのである。

学校関係の事件として仕立て上げられるのは、他の一般の事件と同様に、三〇年代前半

であれば、まだ問題視されることのなかった読書会・研究会レベルのもので、摘発・取締の規準が大幅に引き下げられた。それは、当然ながら取締当事者にとっても「大体に於いて其の行動は読書会程度のものであつて左翼の盛んな頃ではそう重いものではないが戦時下の今日に於いては時代が異つて居り許さるべきものではない」（平野「教育関係左翼運動」）と自覚されていた。したがって、学生主事・生徒主事は今まで以上に学生の動静を監視し、スパイも駆使して情報収集にあたった。ただし、そうした読書会や研究会の摘発は特高警察の手になり、その後、学校に連絡が入るものと思われる。

三九年二月に検挙された富山高校の文芸部関係の事件について、配属将校の報告が学校当局の動きを伝える（「学生左翼思想運動の爲被検挙ニ関スル件」 「密大日記」一九三九年 第四冊、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。まず、「学校ニ於テハ学生検挙当日県警察部長ヨリ本校生徒主事ヲ通シ通報ヲ受ケ」、すぐに生徒主事は特高課で事情を尋ねるが、取調べ中として拒否される。この状態は四月初めまでつづき、ようやく「其ノ外貌ノミヲ聴取スルヲ得タ」。この間、生徒の処分は保留とされ、「一般学生ニ対シテハ全職員ヲ以テ其ノ思想動向ニ注意スルト共ニ之カ指導ノ適正ヲ期シツツアリ」という。被検挙者五名のうち四名は、「態度概シテ良好勤勉ニシテ校則ニ違反スルカ如キコトナカリシ為特ニ誠飾ヲ加ヘタルカ如キコトナシ」であり、「本校学生思想一般ノ動向」も「目下ハ概ネ良好ナル状態」と観測されていた。生徒主事らは文芸部の動静を十分に把握できていなかったのであり、一般に学校当局が事件の端緒をつかむことは困難だった。この事件で、配属将校は学校当局に対して、文芸部同人雑誌の発行禁止・文芸部解散などの意見を具申する。

事件惹起とともに、学生主事・生徒主事らは学校内の思想動向の把握に奔走し、「指導ノ適正」という引締めを図る。『思想情報』第一三号（三九年一二月一三日）は「某高等学校生徒の試験答案に現れた思想傾向」を特集するが、これは唯物論研究会事件で検挙された生徒の試験答案（三八年度、西洋史、文科三年生）の調査結果である。「中に永田広志著「唯物史論講話」の一節を其のまゝ引用記載せるもの、或はレーニンの「帝国主義論」に拠つて答案を認めたもの、其の他左翼的色彩の濃厚なるものを見出した」という。そして、「担任教授に於ては之等の答案を不注意にも看過せるのみならず、採点に際しては不当にも高点を与へ、却つて彼等をして増長せしめるところがあつた」。『思想情報』では「不穩と認められる箇所」を提示し、今後の「学生生徒の思想指導上の参考に資する」とする。

思想課では各種の「思想上ノ指導監督ニ関スル諸調査」を実施している。三八年六月二三日付の各学校長宛の企画部長通牒では、「学生又ハ教職員ニ依リ組織セラルル思想的或ハ研究、修養、文芸、親睦、趣味娯楽、運動其ノ他各種ノ学内団体ノ情況」について詳細な報告を求めた。調査項目には、「指導監督ノ方法」や「学内ニ於ケル地位、影響力及ビ其ノ影響」などのほか、「時局ニ關聯シテ行ヒタル事業」もある（東京大学「例規 昭和十三年（一）」、東京大学史史料室所蔵）。これらは、『学内団体一覽』としてまとめられた。

また、個別の調査も実施された。たとえば、三九年八月の独ソ不可侵条約の締結が与えた大きな衝撃について、大学・高校、中学校・小学校で調査をおこなっている。八高の場合、「独蘇不可侵条約締結に対する所感」「現下国際状勢と之に処する途」の二問で、「断乎として理想特に日本人、東洋人としての理想を堅持し之が実現に邁進せんとの気魄を表明せるものゝ尠なからざりしは甚だ意を強うするに足る」という評価を引用している（『思想情報』第一四号、四〇年一月）。東京市内のある小学校の五・六年生には、「満洲・支那を

除いて何処と仲好くしたらいいでせうか」などの質問をしている（教学局「独・ソ不可侵条約が教職員並生徒児童に及ぼせる影響調査」東京大学史史料室所蔵「小池文書」所収）。四一年一月には、「大学、高等、専門学校ニ於ケル経済学関係ノ講義内容照会」をおこなっている。講義担当者・教科書、講義要目などの報告が求められた（東京大学「例規 昭和十六年（一）」）。

学生思想事件が絶え間なく惹起し、しかも増加傾向にあるとされながらも、それらは学生生徒のごく一部であったから、それらの兆候に警戒を払いつつ、学校当局は文部省からの懲憊を受けて、学生生徒の指導訓育に力を注いだ。新たに集団勤労作業や「修練」が実施されていくが（後述）、三〇年代前半に軌道に乗った各種の訓育は依然としてそのまま実施されていた。指導教官制度・日本文化講義（特別講義制度を拡充）、さらに訓育費の配分である。教学局では、官公立大学・高校・高商などから報告を求めて『昭和十五年度中ニ実施セル訓育指導ノ具体的事項』（国立教育政策研究所図書館所蔵）をまとめているが、高校などでは三〇年代前半の訓育に比べて、思想統制・思想動員の密度は格段に高まっていることがわかる。一例として、弘前高校の場合を引こう。

- 一、校長訓話 学校長トシテ又報国団々長トシテ機会アル毎ニ全生徒ニ対シ或ハ寮生部員等ニ対シ訓話ヲ行ヒ思想生活ノ指導ニ当ル。
- 二、授業ヲ通ジテノ指導 諸学科特ニ修身・歴史・哲学等ノ授業ヲ通ジテ思想指導ヲ行フ。
- 三、日本文化講義 日本文化講義ヲ思想指導上最モ有意義ナラシムル様計画実施ス。
- 四、個人指導 生徒主事ヲ始メトシテ各保証教官、学務主任等常時之ニ当ル。
- 五、図書ノ推薦 教学局推薦紹介図書ヲ中心トシテ常ニ良書ノ紹介ニ努ム。
- 六、報国団ノ活動 之ニ依リ思想・生活指導ニ夫々相応ノ実績ヲ収メ得タリ。就中直接的ニハ仏教研究会・皇道研究会・東亜研究会等ノ活動ハ思想指導上適切有効ナル影響ヲ与ヘタルモノト認ム。

さらに、「錬成会ノ実施（一）寄宿舎幹部錬成会（二）第一学年スキー及合宿訓練」、「寮生活ノ指導」、「其ノ他一般的生活指導」とつづく。警察との連絡を緊密化したところもある。福岡高校では、「生徒課教官ガ一週一回ノ割合ヲ以テ交替シテ生徒風紀取締ノ為市中ヲ巡視ス」るほか、「思想上ニ関シテハ福岡警察署特高思想係ト連絡」をとっていた。また、「半島出身生徒」を多く抱える山口高校では、警察と「緊密ナル聯絡」をとるほか、「内鮮一体ノ方針ニ基ヅキ指導官ヲシテ心情ニ訴ヘテ個人的ニ指導啓発ヲナシツツ」あった。

京大では、天野貞佑学生課長の主導により、三八年度からそれまで各学部でおこなっていた日本文化講義を一つにまとめ、「月曜講義」と名づけ、一般市民にも開放した。その第一回（三回連続）は西田幾多郎の「日本文化の問題」で、「日本は世界に於て、只特殊性・日本的なものの尊重ではいけない、……日本文化は世界的にならねばならぬ。つまり自家用の文化ではいけない。自ら世界的な文化を造り出さねばならぬ」（『京都帝国大学新聞』第二七八号、三八年五月五日）などと論じるが、それは教学局の期待する日本文化講義とはかなり距離がある。

各学校による指導訓育の強化は、学生の文化運動を追いつめていった。三八年の『帝国大学新聞』には、「学内団体・浮沈の瀬戸際」「セツル・自発的閉鎖 当局の難色に再生の途尽く」（第七〇六号、三八年二月七日）、「東北大 学生文化運動遂に窒息」（第七三四号、

三八年一〇月三日)、「文化窒息下の各大学」(第七四七号、三九年一月一日)などの記事が並ぶ。第七一五号(三八年四月一日)では、「学生運動とあればその内容を厳密に検討する事なく徒らに“弾圧”を用意する事勿れ主義は、ついに学生をして外面的に“手も足も出さない学生”にしてしまった」と、「学生課の偏続」を指摘しつつ、四月の全国帝大学生主事会議でこの傾向が清算され、「単なる弾圧から“学生生活”の指導に重点を置く事が濃厚となり保健運動や、団体精神の涵養、さては学術見学団の組織等積極的に学生と手をとって新時代の方向に邁進すべく方針が一致した」と報じている。

三七年に一高に入学した大内力の回想(『抵抗の学窓生活』、一九五一年)によれば、社会科学研究会などの組織はすでになく、「哲学に没頭するか、文学に親しむか、さもなければスポーツにうちこむかであつて、学生運動をしたり、社会科学の勉強をしたりするものは皆無といつてよかつた」。東京帝大においては(四〇年入学)、左翼学生運動はなく、わずかに活動する右翼学生運動に対して「多くの学生はそうした運動に、正面から反対するほどの力はなかつたが、冷然と背をむけることによつて無言の意思表示はしていた」。そして、「多くの学生は、その一部は図書館にこもつて勉強していたし、他は暮会所だの玉つきだの(そのころはすでにダンスだの麻雀だのという「敵性娯楽」は禁止されていた)に熱中していて、いまからみればはなはだ無気力な存在にすぎなかつた」。後述する三八年後半の大学「肅学」問題に際して、「学生は冷静であり学内は平穩無事であつた」とみる、かつての新人会の中心人物菊川忠雄は、それが過去一〇年の「学生の上に強制させられた思想善導方策の功罪」であり、「学生から思想を奪ふと同時に、学内から学生生活を奪つたことが悪かつた」と論じる(「学生と肅学」『帝国大学新聞』第七五六号、三九年三月六日)。

ところで、これまで触れずにきたが、これらの視察取締や指導訓育の中心となる学生主事・生徒主事の拡充が、二つの方面からおこなわれていった。一つは、三七年八月の文部省直轄学校官制改正により、高等工業・高等農林・高等商船学校などの理科方面の専門学校三六校に専任の生徒主事・生徒主事補各一名の設置をおこなつたことである。上述のような学生思想運動への警戒に加え、「我国現下ノ情勢ニ於テハ理科方面ノ専門学校ニ於テモ単ニ生徒ニ対シ学芸技能ヲ授クルヲ以テ足レリトセズ大イニ国体ノ本義、日本精神ノ真義ノ把握ニ努メシメ其ノ基礎ノ上ニ専門的知識技能ヲ修得セシムルヲ最モ必要トナス」(「公文類聚」一九三七年・第六二編・卷一〇)という理由が付けられる。

もう一つは、三〇年代後半に相つぐ大学・高校などの新設にともなう配置で、たとえば名古屋帝国大学の新設にともない、三九年度と四〇年度に学生主事各一名が配置される。

これらにより、学生主事・生徒主事の定員は、三三年度に帝国大学・官立大学・高等諸学校合せて七九名だったが、三七年度には一一六名に、四一年度には一二九名を数えるに至つた(教学局『第八十一回帝国議会説明材料』、国立教育政策研究所図書館所蔵)。

学生主事・生徒主事の職務は、「指導訓育方面」「監督取締方面」「調査方面」の三つに分かれる。数名の学生主事を擁する帝国大学では、学生課が設置されていた。京大の場合の事務分掌(「教養掛」)は、一九三九年時点では次のようになっている(「官制改正書類」、京都大学大学文書館所蔵)。

月曜講義(日本文化講義)ニ関スルコト

金曜講演ニ関スルコト

日本文化研究会並ニ研究室ニ関スルコト

指導訓育制度ニ関スルコト
外国人留学生ニ関スルコト
学生思想運動ニ関スルコト
学生ノ思想並性行ニ関スルコト
集会結社ノ指導取締ニ関スルコト
学内諸集会室並ニ教室等ノ使用取締ニ関スルコト
学内ノ掲示取締ニ関スルコト
学生ノ表彰並ニ懲戒ニ関スルコト

前述のように、文部省では三九年度予算案編成で帝大に学生部を設け、学生訓育のための道場・寄宿舎の設置を計画したことがあった。また、四〇年の帝大総長会議に「学生課ノ組織機能ノ拡充等」や、高校などで実施済みの「指導教官制」の導入について諮っている。これらは、いずれも実現には至らなかった。

ところで、先に石井「思想問題の将来」をみたが、そこに「邪教問題」が取り上げられていた。略した部分は、「(イ) 原因 (1) 社会不安 (2) 医療施設の不完全 (3) 無知(思想的貧困) (ロ) 不敬、治安維持法違反に至るもの多し (ハ) 創始時代より故意に不敬等を企図せずとも無知なる教義と信者を多数獲得せる勢力とによりて大罪を犯すに至る」となっていた。石井は女子専門学校生徒主事懇談会でも、「大本教検挙以前ニ私ハ申シタノデアリマスガ、此ノ邪教ノ問題ハ非常ニ大キイ問題デアリマス」などと述べていた。学校教育・社会教育の領域にとどまらず、社会一般の思想動向に警戒の目を向ける教学局にとって、「邪教問題」は焦点の一つとなった。

教学局企画課「思想問題より見たる邪教」(三八年一二月、「石井文書」)は、「邪教が国民の国体観念を紊し、社会風教上に流す種々の害毒は著しく、国民精神を総動員すべき非常時に当り我が教学の本旨に鑑みて、厳しき批判を要する」と断じたうえで、大本教・ひとのみち教団・天理本道などの教団の組織と教説を列举する。教学局では、この前後に天理教や生長の家などの資料も作成している。

『思想情報』第一八号(四一年五月)の「最近に於ける宗教団体検挙事件の概況」では、「宗教犯罪が嘗ての所謂淫祠邪教に関する倫理道德的範疇のものより最近国家の安寧秩序を妨害する思想犯罪に転換し、左右両翼の詭激思想運動と並んで国家の治安に関する重要問題として登場し来つたことは注目すべき傾向」とみる。この結びは次のようになっており、教学局の警戒がどこに向いているかがわかる。

之等団体の説くところは一般常識ある者より見れば甚だ荒唐無稽であるに拘らず、ひとのみちでは約八十万、皇道大本教に於ては六十万の教信徒を数ふる有様であり、更に此種の宗教は一旦之を信仰すれば容易に離信を肯んじないのが実情である。最近国内に於ける物資の窮乏其の他国民生活の逼迫により人心は極めて不安定であり、殊に出征兵士、遺家族等に於ては思想的、精神的に動揺の危険が多く、斯かる機会に不逞な邪教が入り込む時は兎もすれば懐疑的に走らんとする人心を支配する危険性は最も多いと云ふべきである。

実際には教学局が「邪教」取締に関与することはなかったと思われるが(文部省では宗教局が宗教行政を担当する)、企画課では「基督教主義学校ノ目的ニ関スル調査」を実施している(一九四〇年九月、報告書作成)。

2 修練体制の確立と学校教練の強化

次第に国民精神総動員運動が尻すぼみとなっていくなかで、「精動があらゆる機会に学生生徒を動員してゐる」(『教育』第七卷第一〇号、一九三九年一〇月)という教育的効果の大きさを自覚する文部省では、本格的に集団勤労作業の実施に取り組んでいく。三八年五月二二日付の『読売新聞』は「断乎今年の夏休から 学生に労働命令」と、前日の省議決定を報じている。それは五月下旬の学校長会議の場で指示され、さらに六月九日、伊東延吉文部次官の通牒「集团的勤労作業運動実施ニ関スル件」が各地方長官・高等諸学校長宛に発せられた。中等学校の実施要項によれば、「集团的勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ生徒ヲシテ勤労作業ノ体験ヲ通ジテ団体的訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛鍊シ国民的性格ヲ鍊成スルヲ以テ趣旨トスル」(『近代日本教育制度史料』第七卷)とされた。中等学校や高等諸学校には夏季休業中の一律的实施を求めたが、大学においてはそれぞれの取組みに任せた。

三八年六月一六日から開かれた直轄学校学生生徒主事会議における意見の聴取では、「最近学生ハヨク時局ヲ認識シ己ノ為スベキ事ヲ実行シテ居ル」などの肯定論とともに、「行ノ訓育」や「意志ノ鍛鍊」不足などが指摘された。具体策として、寮生活による訓育の徹底、集団勤労作業、「夏期休暇ノ根本的検討」などが出されるように、学校側でも「実践的精神教育」に呼応する状況が生まれていた。六月二八日の私立大学専門学校学生生徒主事会議では、「集団勤労作業実施ニ関スル件」が第一の協議事項となっている(以上、『教学局時報』第七号)。また、文部省ではこれら作業の指導者となる学生主事・生徒主事に対して講習会を、盛岡・三重・宮崎の三か所で実施している。

国民精神総動員運動では「置きり」にされた観のあった教学局では、この集団勤労作業実施で存在感をみせようとした。企画課長で教学官である石井勲は『文部時報』第六二五号(三八年七月一日)に「勤労の教育上に於ける意義」という文章を寄せ、次のように論じていく。

凡そ勤労教育の独特なる意義は、スポーツに於ける如き遊離性を放棄して、学生・生徒をして生きた現実との密接なる聯関に立たしめることに存する(中略)。

吾々は、勤労の精神はそのまゝ愛国の精神に外ならず、勤労は即ち護国の行であつて、勤労の一鍬一鍬が即ち 皇運を扶翼し奉る所以であることを、凡ての学生・生徒の頭脳に明確に印象づける可きである。之こそは勤労教育の効果を益々卓絶ならしむる所以である。

此の精神を以て今後益々勤労教育を励行して行くならば、我が国教学の刷新振興に絶大なる寄与を為すことができるであらう。

その石井もおそらく関与したと思われるのが、「帝都青年集団勤労奉仕」である。その要綱(「石井文書」所収)には、「現下非常時局ニ際シ帝都学生生徒青年有志ヲシテ率先奮起シテ集団勤労奉仕ヲ実践センメ以テ心身ヲ鍛鍊シ国民精神総動員ノ実ヲ挙ゲ皇国ノ隆昌ニ貢献センコトヲ目的」にかかげた。さしあたり実施すべき事業として、市内街路樹の剪定や野球場新設作業などが予定された。しかし、実際には、ここでも教学局が主体的に活動したわけではなく、普通・専門・実業の各学務局がそれぞれ実施主体となるほか、全体的な調整や総括は教育調査部が担当していた。

文部省の総括によれば（「今夏の集団勤労作業を顧る」『週報』第一〇六号、三八年一〇月二六日）、大学では約六分の一、高等専門学校では「殆んど全員」参加という「極めて好成绩」であり、中等諸学校においても「効果を上げた」という。そのうえで今後は「永久に一大運動として全国的に実施され、十二分の教育的効果を収めなばならぬ」とする。ただし、実際には急な指示だったために、「一般学生は案外気乗薄 高校側具体案に行悩む」（『帝国大学新聞』、第七二五号、三八年六月二〇日）というところが、実情であつたろう。農民からは、「これも都会地の青白い連中には絶対必要であらうが、農村の子弟は学校へ来る前も働かせられる。学校から帰つても畑にやられる。殊に戦時労力の大不足を来してゐる時、小学生徒は唯一の農村労働力である。その労働力を家庭から奪つて集団勤労に従事せしむる時、どういふ悲劇が起るか。役人の認識不足には寧ろ戦慄をおぼえる」（『読売新聞』三八年六月一日）という抗議の声があがる。

集団勤労には、無気力となり、「自己の殻内への収縮」傾向にある学生への「知育の是正」という意図も込められた。東大の学生主事大室貞一郎は『大学及大学生』（一九四一年）のなかで、「従来、目と耳とを通じ頭脳にのみ与へられ貯蔵され、時に応じて口から出て行くもののみの教育を補つて、全身から獲て、全身に漲らし、全身によつて外に発頭して行くものの教育をなさんとするのである。その上、集団的生活に於ける自己犠牲の意義を自覚せしめ、困苦艱難を通じて極限に於ける自己能性の認識と向上とを促さんとするのである」と論じる。

三八年の集団勤労作業は夏季休業中の実施であつたが、三九年になると恒久化・通年化の方向が打ち出される。三月三十一日付の文部次官通牒では、「一層礼節規律ニ留意シ弥々尽忠報国ノ精神ヲ以テ心身ヲ鍛錬シ集団的勤労ニ依リ不撓不屈生々発展ノ気魄ヲ培ヒテ実践的精神教育ノ実ヲ挙グルコト」（『近代日本教育制度史料』第七卷）などが改めて強調された。準正課の扱いとなり、その成績は操行点や上級学校入学の際の内申点に織り込まれることになった。『帝国大学新聞』（第七八四号、三九年一〇月三〇日）で、清水幾多郎は「学生に対する評価は通常の勉学の生活に於ける学生の聴講と研究の生活に就いて深い自信を持つ必要があり、またそれを充実して行く必要がある。そして一般の世人は学生のノーマルな生活が勉強にあることを尊び、この生活の持つ高い意義を認めるべきである」と論じるが、もはやそうした批判もかき消されていった。

文部省教育調査部では、四一年三月に『集団勤労作業の概況』をまとめている。三年を経過した総括として、安達禎教育調査部長は「教育的に学校教育の欠陥を是正すると云ふことに重点を置」くもの、「銃後青少年の国民運動としての集団勤労作業」、「郷土の柱石として衆に範を垂れ一意奉公の誠を致すべき」ものという三つの類型に分類したうえで、「時代を直視するに慧敏な学生々徒は集団勤労作業を通して、飛躍して新しき教育時代に乗り移つた」と高い評価を下す。そして、今後のあるべき方向を「生産的方面」に求める。これに対して、『概況』の第一章「集団勤労作業の教育的意義」で、東京高等農林学校教授村上俊亮は「生産的、経済的の意義を持つ作業に向けられるといふことは時宜を得たこと」としつつ、「集団勤労作業としては飽くまで教育的価値が眼目なのであります」と論じていた。

この『概況』によれば、大学・高等専門学校では、四〇年度の場合、一人平均一〇日間の作業に従事し（文部省では年間二〇日程度を標準とした）、出席率は九〇%台後半となる

という。三八年度と比べると、大学の参加延人員はやや減少するが、高等専門学校では倍増以上となっている。作業種目は、学校内外の除草清掃、開墾農耕作業、校内土木作業、植林・森林作業、射撃場・運動場の修理建設などが多く、女子の学校では軍事慰問・手芸・裁縫・託児所の奉仕作業などもある。「行事、作業、生活訓練その他の全生活を通じて、指導者と被指導者、教師と子弟とが生ける実践的人格関係を打ち立て、形式化し固定化した従来の学校教育に新しい教育的生命を吹き込む」として宿泊訓練が奨励されたが、実際には設備などの問題もあり、実施されたのは三分の一程度にとどまった。

修練体制の確立とも関連して、三〇年代後半には大学における学校教練の強化がなされていった。三七年五月、文部省は「学校教練教授要目」の改正をおこない、大学についての注意事項のなかに「設備ノ許ス場合ニ於テハ毎年一回実包射撃ヲ行フベシ」などの項目を入れた（平原春好『配属将校制度成立史の研究』「野間教育研究所紀要」第三六集、一九九三年）。そして、三八年二月には陸軍省で「大学学部教練振作」が立案され、三九年度から実施されていく。その最大のねらいは、「今ヤ私立各大学ノ教練ハ着々向上セラレツアルニ拘ラス官立諸大学ノ教練ハ振作ノ余地大ナルモノアリ須ラク率先教練内容ノ強化充実ヲ図リテ之カ刷新ニ努メシムルハ正ニ今日ノ急務」という点にあった。従来は配属将校の「講話」のみだったが、「術科（各個、部隊教練、射撃、指揮法）」が必修となったのである。出席不良者（七〇%以下）は合否判定で考慮するとした（以上、「大日記」甲輯、一九四〇年、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

「術科」重視とともに、軍部からは「国防能力の重要素たる青年学徒の体力向上と戦時事変に伴ふ凡ゆる困難を克服すべき形而上の陶冶鍛錬こそ、此の際特に強調すべき喫緊事」ともされる。「比較的重要なならざる教材並に其の進度に考慮を加へる」べきなどの干渉が強まるほか、「教練の日常化」も提唱される（吉田彰雄〔陸軍省兵務局課員〕「事変下学校教練の指導に就て」『文部時報』第六四六号、三九年二月二一日）。

京大では三七年度から官立諸大学のトップを切って執銃訓練が実施された（『京都帝国大学新聞』第二五八号、三七年二月五日）。東大では、三九年度から配属将校と大学側の協議により、講義回数を半減する代わりに「各学年を問はず四泊五日（内一日は実弾射撃）の野外教練」を実施することになった。これに要する小銃一二〇〇挺、軽機関銃四〇台なども備えられた（『帝国大学新聞』第七六六号、三九年五月一五日）。

これらの総仕上げとして、四〇年五月、「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」が結ばれた。学校教練実施にあたって二五年二月に両省間で結ばれていた「覚書」を改訂したもので、その「第一章 目的及訓練要綱」についてなされた次のような「説明」が、この時点での学校教練強化の意図をよく示している（「学校教練」、国立公文書館所蔵）。

教練ニ依ル精神訓練ニ依リ日本臣道即チ至誠尽忠ノ心ヲ涵養スルハ学校教練ノ主目的ニシテ凡百ノ訓練ハ斯ノ心ヲ培養スルヲ根本トスヘキヲ明示セリ而シテ其ノ訓練カ単ニ口ヨリ耳ニ伝ハリ或ハ単ニ一種ノ筋肉運動ニ化スルカ如キヲ許スモノニアラスシテ心身一体、有形無形一如トシテ実践体得ノ訓練ヲ反復不断ニ行ヒ鍛錬スルコトヲ強調シ以テ青少年学徒ノ資質ヲ向上シ国防能力ノ増進ニ資スルモノナルコトヲ示シタリ…
…特ニ重要ナルハ教練成果ノ日常化ニアリ従来此点十分ナラス生徒ノ日常行動ト教練ノ精神ト一致セス敢テ表裏二様ノ行動ヲ黙認セラレアルハ遺憾トスル所ナリ
教練の実施時間数の基準も示され、大学においては一二〇〇ないし一二五〇時間とされ

た。さらに大学では「毎年四日乃至七日ノ野外演習日ヲ増加」するが、これは「最高学府ノ学生トシテ将来国家ノ枢要ナル指導的立場ニ立ツヘキニ思フ致シ軍事常識ニ十分ノ理解ヲ有セシムルコトノ絶対必要ヲ認メタルニ由ル」。

この学校教練の強化は第一義的には大学における軍事教育の徹底という軍の意図にもとづくものであるが、文部省は「皇国民錬成」という観点から全面的に協力する。先の「覚書」の「術科教育」についての説明では、「旧態依然」の学校教育の要因を「自由個人主義的思想ハ既ニ肉トナリ血トナリ常識化シアルヲ以テ事ニ当リ意識セスシテ此思想台頭スル」という点に求め、「此思想ヲ抑圧矯正シ真ノ日本精神ニ導ク為ニハ校長ヲ中心トシ指揮命令系統確立シ教授ト訓練トヲ一体化セル鞏固ニ而モ和気藹々タル隊組織ヲ固成」することを指示している（前掲「学校教練」）。この「隊組織」は、すぐに述べる修練組織の拡充との関係で、「学生生徒は将来夫々の職分に応じて国家に対する負荷の任に堪ふべき修練を積むと同時に一旦緩急の場合は銃後の精鋭として国防の任務を負はなければならぬ」（教学局「学校に於ける修練組織強化の問題」『思想研究』第一〇輯、四〇年一〇月）と関連づけられていた。

一九四〇年になると、修練組織の拡充強化が図られた。八月二九日の高校長会議での協議を経て、九月一七日、生徒主事らの打合せ会で「修練組織強化ニ関スル件」が指示された。「学校ガ教学ノ本義ニ基ク修練道場タルノ体制ヲ確立シ学校長以下教職員一体トナリ生徒ノ全生活ヲ通ジテ其ノ教導ノ任ニ当リ教育ノ全一的効果ヲ期スベキ」（『近代日本教育制度史料』第七巻）として、校友会などの学内諸団体を再編統制しようというもので、名称は「報国会」「奉公団」などの候補が示された（実際には「報国団」に統一されていく）。文部省では「規則」案も提示する。その第一条は、「本会（団）ハ職員生徒一体トナリソノ全生活ヲ通シ俱学俱進一意報国精神ニ基ク心身一体ノ修練ヲナシ自我功利ノ思想ヲ排シ特ニ皇国ノ使命ヲ体得シテ校風ヲ宣揚シ将来国家ノ重キニ任ジ国民ノ指導者タルベキ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス」（「学校報国団関係書類」「志水文庫」所収）となっていた。

専門学務局の学務課長であった有光次郎は、各会議における質疑応答を詳細に記録している。たとえば、「一高ニテハ数十年来自治ノ伝統ヲ有ス。生徒ノモリ上ルカヲ否定スルモノデハナク、又正シイ意味ノ自治ハコノ際モ益々必要トナルモノト信ズ」という抵抗にも、永井浩専門学務局長の応答は「伝統ニカカハリスギテ、自恣トナリスギ、又、学校ノ権威ヲ擁護スル事ニ傾キヤスイ。用語ヲ注意セラレタシ」とにべもない。水戸高校の「鍛錬ハ体位ヲ主トシテ行フノカ、精神的ノモノヲ主体トスルカ」という質問に対しては、永井は「精神ト体位ト何レカトイヘバ前者ナリ」と答えている。

専門学校での会議でもほぼ同様な指示がなされた。そこでも「生徒ノ総意ヲ知ル方法トシテノ選挙ヲ無視スルナラ、生徒ハ土偶化扱トナル」（市立横浜高専）という批判に対して、「新団体ハ師弟同等ノ精神デ行クノデ、生徒ヲ土偶化スルノデハナイ」と永井の答は強硬である。前述したように、一〇月二日の思想対策連絡協議会の場でなされた朝比奈企画部長の「新修練組織ノ眼目ハ校内ノ自由主義ノ一掃ニアリ。之ニ努力セザル校長、教授ハ身分ヲ考慮スル」という発言は、修練組織強化の意図がどこにあったかを示している。

大学では難航が予想されたが、東大では「相当指導力ヲモツ組織ガデキルト思フ。学内ノ各学部会ハ益々健全ニ発展サセルガ、爾余ノ会ハ一旦スベテ解散サセルカト思フ。同時ニ学外ノ団体ニ加入セントスルトキハ許可ヲ経サシメ、然ラザルモノハ処分スルツモリ也」

(一〇月二八日、帝大総長会議における平賀総長の発言) という。これに対して、永井局長は「東大ガサウ出ル事ハ高校ニモヨイ影響ヲ与ヘル事トナルベシ」と歓迎している(以上、『有光次郎日記』)。

教学局では四〇年八月二日の局議決定「教学刷新方策実施事項」のなかに、「学生生徒其ノ他一般青少年ノ修練体制ノ確立」を盛り込んでおり、修練体制の実施主体となろうという意図が教学局にあったと思われる。一つは、後述する「興亜学生勤労報国隊ノ大陸派遣」であり、もう一つは「学徒錬成所ノ設置」であった(「志水文庫」所収)。学徒錬成所については不明ながら、その構想は拡充されて「国民錬成所」の新設に発展した可能性がある。また、教学局では『思想研究』第一〇輯(四〇年一〇月)に、「学校に於ける修練組織強化の問題」を載せる。「修練組織に於て知・徳・体が一となつて皇国の道に帰一して行ぜられ、皇国の道に基いて教師と生徒とが一体となつて俱学俱進すべきであつて、そこに真の行の教育、道の教育が実現する」と位置づける。

「学徒錬成所」を率先して実現したのが、早稲田大学である。四〇年一〇月、「国体ノ本義ニ基キ皇運扶翼ノ確固不拔ナル精神ヲ体得シ、偉大ナル国民ノ先達タルベキ智、徳、体兼備ノ人材錬成ヲ目的」に、「学徒錬成部」が創設された。「国是即応」「体力錬磨」「集団訓練」の三つの綱領が掲げられた。十一月から毎週一回午後半日、東伏見の体錬道場でおこなわれる錬成の内容は、次のようなものが予定された(『早稲田大学新聞』四〇年一〇月二三日)。

- (一) 体操 早稲田式体操を創造し、これを中心とし基礎として次の体錬に発展する。
- (二) 競技 一人も洩さずすべての種目に参加させる。記録向上も考慮するが、たとい百米二十秒掛かっても不参は許さない。
- (三) 国防的体錬 体錬と実戦を主とした重量、障害等に対する修練を図る。
- (四) 集団労作 学生の自発的勤労に誘導し、肉体を通して知る真の喜びに浸らせ、霊肉一如の悟得にまで人間を鍛える。暫くは運動場の整備に奉仕させる。
- (五) 総合訓練 教練的な集団運動、錬成綱領の高唱、校歌の合唱、精神訓話等を行う。

翌年度からは新設された久留米道場で「生活錬成」がおこなわれる。これは「学園に新たに入学せる全学生に対し、名実共に、大東亜の指導者たるに必要な生活錬成を完了せざるものに対しては進級せしめざる方針」の下に、各組二〇〇名、四泊五日の日程で実施された。午前は「建学精神」「錬成の本義」「錬成教育原理(日本土道論・日本民族論・肇国精神・指導者教育論)」などの講義、午後は「労作体錬」「総合錬成」などが組込まれている(以上、早稲田大学『学徒錬成』、一九四三年)。

ただし、錬成が開始された当初、「全体として七八パーセント弱の出席率であり、しかも欠席者の六〇パーセント強が無届であったのは、当時錬成に無関心或いは批判的であった者が多数いたことを示しており」、その後も錬成欠席者に大学当局は頭を悩ませている。さらに、錬成部に対しても「近時新体制とか云ふものが起り、之に総べて迎合せんとする傾向に対し大いに不満を感じ」などの批判があったという(『早稲田大学百年史』第三卷、一九八七年)。とはいえ、この先駆的な試みが大学内外から注目を浴びたことも確かである。四一年二月から錬成部教授兼主事として運営の中心となった今田竹千代は、自著『学徒錬成読本』(一九四二年)の「序」で、「産報関係の団体、翼賛会関係の団体、先輩校友の特

志団体その他、熱心な錬成受講を申込まれた」と記している。

また、同志社大学では、四〇年一二月、学生二二名が参加した「学生修練会」という合宿を実施している。指導目標に「国体ノ本義ニ透徹シ、高度攻防国家ニ献身スルノ学徒ノ錬成ヲ期ス」ことを掲げ、「協力精神涵養ノ為メ特ニ団体運動乃至競技等ニ注目シ、会期中二時間宛実施」した。これは、教学局主催の「高等諸学校教職員錬成講習会」を各学校に普及させる先例として、四一年三月一二日付の教学局指導部長名の通牒で紹介されたものである（東京大学「錬成綴」所収、東京大学史史料室所蔵）。

四一年一月八日、文部省自らが官房体育課を拡充して体育局を設置したのも、修練体制整備方策の一つである。すでに「体錬局」創設として昭和一五年度の新規事業の予算が認められていたが、実現は遅れた。「学校衛生及び学校体育訓練に向つて一大刷新拡充を加へ、我が国教学の本旨に照して真に体育を根幹とする国民教育の体系を樹立し、以て真に健全有為なる皇国民の錬成に努めなければならぬ」というのが、設置の理由である。ここに、暫定的に教育調査部が担当してきた集団勤労作業を体育局が管轄することになり、「(イ) 学徒集団勤労作業ノ本質的意義ヲ探明及之ガ指導精神ノ確立 (ロ) 学徒集団勤労作業運動ノ組織体系ノ整備及之ガ実施ニ関スル指導要目ノ制定 (ハ) 指導者養成機関ノ整備強化」という課題が想定された。体育運動・訓練・衛生の三課から成る（以上、「公文類聚」一九四一年、第六五編、卷一七）。

修練体制の確立の焦点は、高校にあった。四一年四月二二日の高校長事務打合会議で、橋田文相は「国民学校令ノ施行アルモ、中学校及高校ノ修練組織ガ確立セザレバ、所期ノ効果ヲアゲ難シ。殊ニ高等学校文科ガ至難ナルベシ」（『有光次郎日記』）と述べる。

そして、修練体制の総仕上げとして、報国隊の結成が指示される。八月八日付で、文相から各地方長官・学校長に「学校報国団ノ隊組織確立並ニ其ノ活動」が訓令された。前年に設置された「学校報国団ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織ヲ樹テ隊ノ総力ヲ結収シテ適時出勤要務ニ服シ其ノ実効ヲ収ムルノ体制ヲ完カラシムルト共ニ学校教練、食糧増産作業其ノ他各種団体訓練等ノ実施ヲ効果アラシムル」というもので、校長を隊長とする「学校報国隊」を全員で組織する。本隊は、大隊・中隊・小隊・分隊という軍隊組織にならない、分隊は約一〇名から成る。ほかに、特技隊（乗馬・医療など）と「非常変災時ニ於ケル特別警備其ノ他ノ任」にあたる特別警備隊を置く（「学校報国隊関係通牒」「志水文庫」所収）。高校などでは、大隊が学年単位、中隊がクラス単位で編成されていく。ここに、部活動などは「報国団」によって統制され、学年・クラスという勉学生活の領域は「報国隊」によって統制されるという態勢が、文部省により一律的に整備されたことになる。修練体制の確立といえる。

このような集団勤労作業、そして報国団・報国隊の組織という教科外の領域で修練体制の整備拡充が推し進められるのと並行して、学校教育・社会教育そのものの「教学刷新」も着実に進められた。三六年一〇月の教学刷新評議会の答申に発した「教学刷新」の具体化については先行研究の蓄積のあるところなので（『総力戦体制と教育』参照）、概略にとどめる。

三七年三月二七日付の文部省訓令「高等学校高等科修身・国語及漢文・歴史・地理・哲学概説並ニ法制及経済科教授要目改正」では、いずれも「国体ノ本義」闡明や「国民精神ノ涵養」が貫かれている。「教授上ノ心得及注意」では歴史科の場合、「努メテ抽象的ニ流

ルルコトヲ避ケテ総合的・具体的ニ教授シ生徒ヲシテ唯物史観ノ如キ一方的ナル史観ニ偏セシメザルノ用意ナルベカラズ而シテ常ニ歴史ガ国民精神ノ顕現ナルコトヲ覺ラシメ又現時代ガ歴史ノ継続ナルコトヲ明ニスベシ」(『近代日本教育制度史料』第五卷)などがあつた。

教育審議会では、小学校の国民学校への転換などの答申につづき、三九年九月一四日、「中等教育ニ関スル件」を答申し、高校の目的を「男子ニ対シテ皇国ノ道ヲ修メシメ精深ナル高等普通教育ヲ為シ国家有為ノ人物ヲ鍊成スル」ことと定めた。「要綱」には、「教科内容ヲ整理刷新シテ知的学科ノ教授ハ概ネ午前中ニ止ムルノ方針ヲ採ルコト」、「校友会其ノ他ニ於テ行ハルヽ体育的、文化的施設ハ学校長指導ノ下ニ其ノ整備充実ヲ図リ学校教育ノ要素ニ採り入ルヽコト」(『資料教育審議会(総説)』『野間教育研究所紀要』第三四集)なども指し示されていた。

ついで、教育審議会では四〇年九月一九日、「高等教育ニ関スル件」を答申する。大学については、「常ニ皇国ノ道ニ基キテ国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニカマル」ことを目的にかかげ、その達成のために、次のような事項を重視するとされた(同前)。

- (一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル学風ヲ振作シ學術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト
- (二) 皇国ノ使命ノ自覚ノ下ニ独創的研究ニカメ広ク東西ノ學術、文化ヲ摂取醇化シテ我が国芸術、文化ノ創造発展ヲ図ルコト
- (三) 学ノ総合的理解ヲ旨トシテ専門的研鑽ヲ遂ゲシメ識見ヲ長ズルト共ニ学徳一体ノ修練ヲ積マシメ国家有為ノ指導的人材タラシムルコト
- (四) 東亜及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

教授らの選任についても、「慎重ニシ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広ク各方面ニ求ムル」などとされた。専門学校の場合も、同様に「皇国ノ道」にもとづく「国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶」がうたわれた。中等学校・高等学校・師範学校の各教員養成・検定については、とくに「国民鍊成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコト」が求められた。

これらの答申と関連して、四一年一二月八日には文部部内臨時職員設置制の改正により、「高等学校制度」や「師範学校制度」などの改善のための増員がおこなわれた。先の教育審議会の答申を受けて、高校の場合、専門学務局に理事官・属各一名を増員し(それまでは属一名で担当)、関係法令の改正や教授要目改正、報国団の指導方策などの事務にあたる(「公文類聚」一九四一年・第六五編・巻)。こうした態勢のもとで、高等学校高等科臨時教授要綱の制定(四二年三月)や高等学校令改正(四三年一月)がおこなわれていく。

3 興亜学生勤労報国隊

一九三九年から開始された「興亜学生勤労報国隊」の「満洲国」・中国への派遣は、修練体制の一角を占めるものとして計画された。「勤労奉仕一段強化 今夏大挙大陸へ 文部省三千余名を派遣」と、『帝国大学新聞』(第七六九号、三九年六月五日)は報じる。すでに三八年六月の学生主事会議では「学生を大陸に送れ」(『帝国大学新聞』第七二五号、三八年六月二〇日)という声もあがっていたが、具体的な動きとなったのは三九年になってからである。三月九日付の『読売新聞』は「満支で集団勤労に 千人の学生派遣 夏休暇、

宣撫と土木の一線へ 文部省十万円を計上」と報じ、阿原謙蔵企画部長の「この計画の主眼点は学生に大陸における勤労を行はせることとし向ふの実情に慣らすことの二つである」という談話も載せる。

これと並行して、三八年実施の「満蒙開拓青少年義勇軍」の成果を受けて青年層の一層の動員を計画した「満洲国」側では、「現地案を携へて上京、企画院に於て内地側各関係機関」と協議をおこなう（四月一三日）。この結果、文部省が主管することになり、四月一七日、具体案を決定、「興亜青年勤労報国隊」と称されることになった。企画院案では「満洲方面」で二五〇〇〇名の派遣という大規模のものであったが、文部省案では現実的な六三〇〇名余りの派遣（指導者を含む）に修正された（別に「北支及蒙疆方面」に二〇〇〇名を派遣）。先遣隊三〇〇名のほか、青年学校の生徒らからなる青年隊（約四二〇〇名、二か月半）と学生隊（約一八〇〇名、一か月）に区分された。「北支及蒙疆方面」は学生隊のみである（北博昭編『満洲建設勤労奉仕隊関係資料』）。文部省では青年学校を管轄する社会教育局が事務局の中樞を占め、隊員の募集や隊の編成・輸送・訓練などを実施することになるが、学生隊は教学局が独自に担当した。

この「興亜青年勤労報国隊」の「満洲方面」派遣の趣旨は二つある。一つは次のようなものである（教学局『興亜青年勤労報国隊学生隊報告並感想文集』、四〇年三月）。

東亜新秩序ノ建設ハ青年ノ大陸認識ト其ノ実践的奉公トニ俟ツコト大ナルモノアリ仍テ本年夏期ニ於テ一般青年並ニ学生生徒ヲ大陸ニ派遣シ現地ニ於ケル国防建設文化工作並ニ内地ニ於ケル農業生産拡充計画遂行上必要ナル飼料ノ生産等ヲ行ハシメ之等ノ集团的勤労訓練ヲ通ジテ興亜ノ精神ヲ体得セシムルト共ニ直接生産並ニ建設等ノ事業ニ協力セシメンガ為興亜青年勤労報国隊ヲ組織スルモノトス

「北支及蒙疆方面」派遣の趣旨もほぼ同じ内容である。そして、もう一つ、「興亜精神は国体観念と相互に反射し映発して、日本教学はこの新たなる背景と脚光の中に其の具体的な映像を鮮明に次代に浮き上らすべきを信ずる（略）此の興亜奉仕によつて従来試験と就職に踟躇してゐる学生生徒に、気宇闊大の風尚、天下四方の志を養ひ、主智的な教育を實踐躬行の教育へ打開し、新興の集団勤労教育に新たな気魄と視野を開き、一般社会人士を警醒して社会教育に新たな示唆と展望を与へ」、帰還後には「以つて全日本の青年大衆、国民大衆の興亜精神を高揚し、教学の全面的刷新を志向するものである」（文部省「興亜青年勤労報国隊に就いて」『週報』第一四二号、三九年七月五日）という国内教育刷新への期待が込められていた。

ただし、これらを受入れる現地の軍側の意図はややニュアンスを異にする。北京総領事館警察署長からの報告によれば、「発展日本ノ現情勢ノ中堅タル青少年ニ対シ軍事的試練ヲ経テ精神的及肉体的徹底的訓練ヲ施スヲ主眼トシ在支中ハ総テ軍ノ司令下ニ置キ宿舍モ一箇所ニ限定ス」（「国民思想善導教化及団体関係雑件」第三卷、I-4-5-1-34 外交史料館所蔵）とあり、軍事訓練に重点が置かれていたのである。

具体的な派遣状況をみよう。三九年度の「満洲派遣隊」では大学は各校一〇名、高校・専門学校などは各校五名が割当てられ、延べ二三四校、学生生徒一四六〇名、指導教官二三四名となった。実際に派遣されたのは、本部長・配属将校を含め一七四一名である。隊員一〇名で一分隊を、さらに小隊・中隊を編成し、三方面隊と二独立隊、別働隊（獣医・測量・採鉱）という規模となった。小隊以上は、配属将校が指揮をとる。学生生徒は一週

間の内地訓練（茨城県内原の満蒙開拓青少年義勇軍訓練所）を経て、二班に分かれて七月一八日と二〇日に出発、新潟・朝鮮羅津経由で「満洲」の国境地帯に配置され、八月三〇日に神戸に戻った。ある部隊の「行動日誌」をみると、七月二五日、現地に到着、二七日から作業が開始となる（『興亜青年勤労報国隊学生隊報告並感想文集』）。

晴　トラック二台に分乗し作業地へ向ふ。八時より作業開始。戸松部隊の軍用道路修理をなす。日課左の如し。

五時三〇分　起床　六時　点呼　六時三〇分　朝食　七時　作業場へトラック輸送
八時　作業開始　正午　昼食　一七時　作業終了　一八時　帰舎　一九時　夕食
二一時　点呼　消灯

この道路修理の作業が八月八日午前までつづく（「全長千数十米幅員数米、橋梁一、暗渠二なり。午後命名式を行ふ。即ち興亜道、勤労峠、報国橋」）。その後、国境線視察などがあり、八月一二日から一九日まで第二次作業（対空監視哨々舎築造と燃料倉庫周囲の草刈）があった。ある独立中隊の作業は、飛行場の整備と戦車壕構築であった。いずれも現地滞在、戦跡や開拓団の見学、軍・「満洲国」関係者らの講演・訓話などを聞く。

「北支及蒙疆派遣隊」では大学・専門学校などに各一〇名を割当て、延べ一六二校から学生生徒一六四〇名、指導教官一六四名が召集された。実際に派遣されたのは、本部員・配属将校を含め、一八九九名におよび、六方面隊に編成された。準備訓練は「満洲派遣隊」と同じで、七月一八日と二〇日に神戸を出発、八月二九日に神戸に戻った。まず、最初の一〇日間は全員で「北京西苑ニ於ケル集団勤労」をおこなっている。炎熱のなかの道路建設作業である。北支那派遣軍参謀長山下奉文は、「今次報国隊員トシテ簡拔派遣セラレタル諸子ノ責任ハ頗ル重且大ニシテ現地ノ実践訓練ニヨリ畜ニ自ラ曠古ノ聖業ヲ輔翼シ奉ルノ素地ヲ涵養スルノミナラス広ク之ヲ僚友ニ伝ヘ銃後ニ及ホシ一般ノ認識ヲ深刻適確ナラシムルコト切要ナリ」と訓示する。その後、太原・済南・張家口・保定・天津・石家荘に分かれて勤労奉仕や警備勤務をおこなった。

おおむね派遣は肯定的に評価されたが、一部には批判も寄せられた。一つは、これを「全日本の青年大衆、国民大衆の興亜精神を高揚し、教学の全面的刷新を志向する」という過大な期待とみて、「無謀な精神主義の横行闊歩」とする批判である。もう一つは、教員や学生生徒主事らの「指導者の問題」で、「指導者と隊員との気魄の喰違ひは……学生青年の熱意あふるる勤労に対して寧ろ之を圧迫するやうな場合さへも尠くなかつた」（以上、『教育』第八卷第八号、四〇年八月）という。

こうした批判や現地の受け入れとの齟齬に配慮して、二年目の四〇年度の派遣はやや修正された。「指導者の問題」は、半数の派遣という対応となった。派遣目的も「身ヲ以テ東亜新秩序建設ノ事業ニ参加セシムルト共ニ具サニ第一線將兵ノ労苦ヲ体得セシメ以テ尽忠報国ノ精神ヲ昂揚シ大陸ニ対スル認識ヲ深化シ堅忍持久ノ意力ヲ鍊成シ」（教学局『興亜学生勤労報国隊報告書』四一年三月）となり、「大東亜新秩序建設ノ事業」への参加という性格が強まった。社会教育局の主導する青年学校生徒らの「満洲建設勤労奉仕隊」の場合、食糧・飼料の増産を目的とする農耕や開墾などに主眼がおかれ、人員も三九年度の五割増の約六三〇〇名という規模となる。

学生隊の場合、生産・建設への協力という集団勤労から軍事訓練へと比重を移していくが、それは受入れ側の多田部隊本部「興亜学生勤労報国隊指導要領」（四〇年六月）中の、

「軍指揮ノ下ニ厳肅ナル訓練ヲ行フト共ニ第一線將兵ノ労苦ヲ具ニ感得セシメ之等実践ヲ通シ時局ノ重大性ニ対スル認識ヲ適正且深刻ナラシメ以テ興亜ノ大業翼賛ノ中堅タルノ覚悟ヲ堅確ナラシム」という方針にもとづく。教学局側は依然として農耕や土木工事などを想定して「勤労報国」をうたったが、軍側の期待は「軍後方勤務ノ援助 陸軍病院ニ於ケル勤労 模範地区工作、新民会、其他ノ文化工作ノ援助」などの「奉仕」にあった（以上、「陸支密大日記」一九四〇年、第二三号 防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

四〇年度の教学局による派遣は、「興亜学生勤労報国隊」という名称となった。「満洲」へは「満洲建設勤労奉仕隊」という名称で派遣となり、「北支及蒙疆派遣隊」は前年と同じ内容で、新たに「中支派遣隊」が編成された。渡航人員は、全体で幹部二二五名、学生生徒二二四七名に上る。「満洲」の場合、「満洲国側ノ要求ヲ参酌シ」、医療・獣医・農業・土木・鉱工の各特技隊と師範学校からの参加となった。獣医特技隊では、最高学年一五〇名以上在籍の学校には五五名が割当てられるなど、高い参加率となっている（以上、『興亜学生勤労報国隊報告書』）。「本年は整備拡充を強化しつつある満洲国に対し技術的な補充を行ひ極力その線に沿はしめんとするもの」（『帝国大学新聞』第八〇八号、四〇年四月二二日）であった。

「北支及蒙疆派遣隊」は前年と同様に、まず北京で集団訓練をおこない、各地に分散する。作業内容は、「軍ノ後方勤務ニ属スルモノニシテ兵器廠・貨物廠・自動車廠・特務機関等ヲ始メ病院・学校・新民会・各種工場等ニ於ケル各種土木工作・軍需資材ノ整備・宣撫工作・思想調査・資源調査・農村調査等凡ユル分野ニ亘リテ勤労奉仕ヲ実施セリ」（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』）という。張家口方面では、「日夕点呼後、隊員の熱望に依り隊員を三分し、夫々分〇に配属歩哨勤務に服す」、「永宿残留班は五時暁を衝いて警備行軍に参加す。草溝堡分遣班は共産匪討伐に参加」（『興亜学生勤労報国隊報告書』）という軍事作戦にも直接加わったこともある。

「中支派遣隊」は海軍の後援によるもので、二二一名が参加した。佐世保海兵団での準備訓練後、上海で集団訓練をおこない、その後、南京・鎮江方面の「各種海軍施設ニ於ケル勤労ニ参加シ或ハ宣撫工作ニ或ハ警戒勤務ニ服」（『興亜学生勤労報国隊報告書』）した。

このように、教学局では二年間に六〇〇〇名近くの学生生徒を大陸に派遣した。その成果を、『帝国大学新聞』第八〇一号（四〇年三月四日）は「各校の興亜研究会を通しての青年学徒の興亜気運の勃興、大陸熱の隆盛等に資する所大なるもの」があったと報じる。教学局ではこの二年度の報告集を編纂するほか、東京・大阪などで教官・学生による「代表協議会」や「興亜学生勤労報国隊現地報告大会」を開催し、講演の一部は『週報』『写真週報』に掲載した（四〇年九月～一〇月、『興亜学生勤労報国隊報告書』）。また、各校における報告会は一五七校で実施され、興亜研究会・大陸研究会・興亜報国会などの設置は三九年度で一七九校におよんだという（前掲『教育』）。

さて、三つほど、学生の感想記から引用しよう。

一九三九年 「満洲派遣隊」第一方面隊 明大専門部商科学生

極めて局部的且短期間中なるの故を以て、確かに部分的には偏見たるを免れぬ点もあらうが、兎も角大陸の土を踏み、澁刺と伸びゆく青年満洲帝国の息吹に触れて、従来のそれより、より正確なるより深き満洲を認識し得た事は否めない事実であらう。そして此の事実、満洲を真正に認識する事こそ即ち遥か東北満の原野に迄満ち充ちて居

る皇軍の威力、更に延いてはその背後に厳存する祖国日本の計り知れぬ底力とも云ふべきものを身を以て感じ、日本人としての自覚、日本人なるが故の誇を信念として痛切に深く深く確認出来た所以である。(『興亜青年勤労報国隊学生隊報告並感想文集』)

一九四〇年 「北支及蒙疆派遣隊」 宇都宮高等農林学校学生

数千年の歴史を有し、広大な土地と資源を有する数億万の支那人の粘り強さ。幾ら打ちのめされても何時か又必ず反発して立ち上つて来る底力。東西新秩序の建設が如何に重大な難事業であるかを目のあたり見ることが出来た様に思ふ。支那を治むる前に先づ第一に日本国内が打つて一丸となり、挙国一致以て新秩序建設に邁進しなければならぬ。国民全体が反省しなければならぬ。吾々学生も大いに反省しなければならぬ。そして新しい第一歩を力強く踏み出さねばならぬのだ。(『興亜学生勤労報国隊報告書』)

一九四〇年 「南京基地隊指導下の生活」 第一中隊第三小隊横山幸彦

我々も第一線の労苦を身を以て感得し乍ら真の慰問をなし得た事を心から喜び度い。喉もさけよと唱ひまくつた軍歌の響を山一つ向ふに巢喰ふ新四軍は何と聞いた事であらうか。全日本の学生代表と帝国海軍の水兵さんとはお互いに心の琴線に触れ会ふ何物かをもつてゐた。お互いに若き時代精神に生きる日本人だ。若さと同胞愛だ。(しやんりく会『第一回海軍指導中支派遣 興亜学生勤労報国隊紀行録』、四〇年七月)

これら三つの報告書には、当然のこととはいえ、再認識・感激・反省・発奮・決意の言葉があふれており、おそらくそれらは参加者の偽らざる心情の吐露であつたろう。教学局の派遣の目的は十分に達せられたといえるが、まだ日本人学生の自覚が足りないといえる見方もあつた。「中支派遣隊」に参加した文部省のある督学官は、「今日あらゆる困苦を忍び欠乏に堪へ、尚抗戦を続けつゝ、苦しき試練を積みつゝある」中国の学生に比べ、「其心身の鍛錬度に於ては到底我学徒の真似べきにもあらず」とみなして、「東亜の新秩序を建設せんとするには、更に一段の力を養はざるべからざるを痛感する」と述べる。また、「挙動の厳正気力の旺盛」をやや欠く者がみられたとして、「各学校に於ける派遣隊員の選定に一段の留意を必要とする」という意見もあつた(山口高商教官、以上、『興亜学生勤労報国隊報告書』)。

また、「満洲国」派遣組では、「開拓民ハ当局ノ宣伝ト相反シ其ノ生活ハ悲惨ニシテ内地農民ノ最下級程度ナリ 当局ハ全ク欺瞞手段ヲ弄シアリ」、「興亜民族協和ヲ叫ヒアル時日人ノ満人苦力酷使ハ全ク遺憾ナリ」などの「不平的言辞」もあつた(憲兵隊報告、在「満洲国」大使宛琿春領事報告「勤労奉仕隊引揚状況ニ関スル件」、三九年九月一九日付「国民思想善導教化及団体関係雑件」第三卷 I-4-5-1-8)

四〇年夏ころの作成と推測される「昭和十六年度実施計画」(「志水文庫」所収)では、学生生徒四千名(指導教官・部隊長など六六七名)という規模を想定していたが、四一年三月段階では、「満洲方面」に千名、「北支方面」に六〇〇名という前年並みの規模に縮小される(別に「満洲建設勤労奉仕隊特技隊」約六〇〇名と「農業学校隊」約八〇〇名の派遣が予定されている)。ところが、各学校での選抜も済んだ七月一八日になって、「北支及蒙疆派遣隊」が中止となり、「内地訓練」のみとなった。「今般諸般ノ情勢ニ鑑ミ」とあり、

鉄道輸送の制約もあるようだが、詳しい事情は不明である（「壺大日記」一九四一年、第三号 防衛研究所図書館所蔵）。「満洲」方面の派遣（五八五名）は実施された（社会教育局管轄の「満洲建設勤労奉仕隊」は、四月から一〇月にかけて、約五二〇〇名が派遣された）。

四一年度には「北支及蒙疆派遣」が中止される一方で、国内の三六〇〇におよぶ無医村に「医学徒報国団」が動員されている。夏休み中、全国大学・高専二三校の約五〇〇名が「一般人の診療、国民学校児童の身体検査」や、「帰村軍人身体検査、乳幼児検診、結核に関する診療調査」などに参加した（『帝国大学年鑑』、一九四二年）。

「満洲建設勤労奉仕隊特技隊」のうち、「医療特技隊」には二三校、一五〇名（教員二三名を含む）が参加し、各地の「青年義勇隊訓練所」に配属され、「訓練生の診療の余暇を利用し、身体検査、疫病調査の外更に労働、娯楽、生活、居住、栄養等の状態、衣服及飲料水に至る迄各方面に亘り調査を実施した」（教学局『医療特技隊衛生実態調査』）。

四二年度においては、「興亜学生勤労報国隊満洲建設勤労奉仕隊農業学校隊」や「北支及蒙疆」方面の「興亜学生勤労報国隊特技隊農林班」（四五名）が派遣されている。後者の報告書『華北蒙疆農業実態調査』では、「大東亜建設に当り華北蒙疆が極めて重要な役割を果しつつあり、之が急速なる開発は喫緊の要務である。しかもこれに要する技術者の配置は正に日本に課せられたる重大任務と謂はなければならない」として、「特技隊」派遣をその「任務遂行の一助」と位置づけている。帝大農学部や高等農林学校の全九校では、「病虫害の問題」「支那農業構造」「小麦及雑穀の問題」などを研究題目とし、各地の農事試験場などで調査に従事している。

四三年度にも「興亜勤労報国隊満洲建設勤労奉仕隊」（農業学校隊・医療特技隊・獣医特技隊・鉱工特技隊）の派遣があった。ただし、教学局『第八十一回帝国議会説明材料』（四二年一二月）や『文部省教学局要項』（四三年三月）には、これらの派遣は記載されていない。

4 「国体学」「日本学」講座

前章第三節で、文部省では「国体」明徴とともに、その専門学術的研究をも構想していたことを指摘した。有光次郎専門学務局学務課長の一九三六年九月二一日付のメモ中の項目には「日本国体学講座ニ関スル件」（「有光次郎関係文書」所収、国会図書館憲政資料室所蔵）があり、すでにこのころから検討がはじまっていた。ただし、具体化するのはいかなり遅れる。一九三七年度の予算に、東京・広島各文理科大学と東京・京都の両帝大への「日本国体論」講座の新設として盛り込まれた。三七年七月中に官制改正をおこない、九月から開講する予定だったが、いずれも各大学からの要求ではなく、文部省からの「天下り講座」だったため、この予定も大幅に遅れた。

一月になって、まず両文理科大学への設置が先行する。この官立大学官制改正では、新設の「理由」として「我ガ国民ノ歴史及ビ精神生活ノ史的発展ニ於ケル最モ顕著ナル事象ヲ跡ヅケルト共ニ、又我ガ国ノ政治・経済・宗教・道徳・教育・学問・芸術ソノ他文化諸相ヲ通ジテ把握サルル特性ヲ明ニシテ、我ガ国体ガ我ガ国民生活ノ生々不断ナル創造的発展ヲ展示シ、常ニ国民ノ具体的生活ト結合シ、自覚アル国民ノ活動ニ帰一統合ヲ与フルトコロノ国民存在ノ範疇タル国体ヲ理論的ニ把握シ学的ニ基礎ヅケ」ることにより、「一切

教学及び実践的生活ヲ媒介トシテ国体ノ具体的發展ニ産ズルノ自覚及び覚悟ヲ得シメ」(「公文類聚」第六一編・一九三七年・卷一〇) ようとする、とされた。両文理科大学に、教授・助教授・助手各一名が増員される。

東京文理科大学では「国体論」は各学科の共通必修科目になったが、広島文理科大学では「国体学教室」を設置し、専門の学生を養成することになった(定員八名)。『広島文理科大学創立五十周年』(一九八〇年)が「国体学教室の創設は、まさしく西哲学のおのずからの帰結としての西博士の国体論を中核として誕生したのであった」と記すように、国民精神文化研究所の所員を兼任し、文部省の「国体明徴」講座の常連である西晋一郎の存在が大きかった(四六年二月、廃止となり、学科課程からも「国体論」は排除された)。

両文理科大学にやや遅れて、三七年一二月、京大に「日本精神史講座」、三八年一月、東大に「日本思想史講座」設置の官制改正が成立する。この二講座は同時に設置される予定だったが、後述するようにこれを文部省からの「天下り講座」と反発する東大が遅れ、京大が先行することになった。京大側では「天下り講座」に対して東大ほどの反発はなかったらしく、文学部で構想が練られ、名称を「日本国体学講座」から「日本精神史講座」へ変更したときには、次のような設置理由が付されていた(「官制改正書類」 京都大学大学文書館所蔵)。

本学文学部ニ於テハ我カ国体ノ学術的考究ニ関係スル講座トシテ夙ニ国史学ニ講座国語学ニ講座アリ、我カ国体ノ由来スル所ヲ究メ我カ国民性ノ特質ヲ明カニスルニカヲ用フルコト久シト雖而モ此等講座ニ於テ研究スル所ヲ綜合統一シ国史ヲ貫ク固有ノ精神ヲ歴史的ニ研究スル方面ニ至ツテハ猶如何ノ点少シトセス是レ本講座ヲ設置セントスル所以ナリ

講座新設のために教授・助教授・助手各一名の増員が必要とされた。七月二日に文部省に提出された書類では、現国史学第一講座担当の西田直二郎の兼任と、助教授に高山岩男講師の任命の予定となっている。国民精神文化研究所の所員を兼任する西田の存在が、この講座設置の受入れに影響を及ぼしたと思われる。

これが、文部省による官制改正の理由では「本講座ハ国体ニ基ク我ガ国ノ思想、文化並我ガ国民ノ精神生活ノ歴史的な性格」を明らかにし、「我ガ国体ノ世界史的意義及使命ヲ闡明シ、東西文化ノ融合發展ニ努力スベキ国民ノ自覚及覚悟ヲ固メシメントスルモノ」(「公文類聚」一九三七年・第六一編・卷七三)と、やや修正された(なお、これは、東大の「日本思想史講座」設置の理由と同文である)。「国体闡明」を強調するところには、文部省的な修飾があるというべきだろう。西田は、実際には「日本精神史講座」の講義や演習を休講にすることが多かったようである。

東大における「日本思想史講座」設置についての紛糾の経緯については、『東京大学百年史』通史二に詳細に記されている。三六年十一月、「国体学講座」新設が文部省から「天下り」的に通知されたのち、対応を迫られた文学部には不満が強かったものの、三七年六月の教授会で「国史学講座ヲ第一順位トシ、日本思想史講座ヲ第二順位」と決めて、長与又郎総長に答申した。しかし、七月一五日の安井文相・伊東次官と長与総長との会談で「日本思想史」とすることが決定する。七月二日に提出された新設理由書では、「日本思想ノ抛ツテ起ク所、ソノ發展ノ経路ヲ研究シ、更ニ一般国民ノ思想ノ帰趣ヲ定メシムルコトハ誠ニ緊急ノコトニ属ス」とされた。一〇月五日の評議会で総長は文部省との協議経過を報

告するが、評議員からは不満が噴出した。この講座の教授には現国史学第二講座担当の平泉澄が就任する（助教授は官制改正時点では人選中）。

四大学への「国体明徴」講座の設置は、三五年の「天皇機関説」問題への思想局時代の宿題ともいえるべき、かなり時間の遅れた対応だったが、これらが一段落する間もなく、三九年ころから文部省では各帝大・官立大に「日本学講座」の設置や「東洋教学ノ刷新振興」のための講座設置を求めたようである。文系学部のない北大では「人選と経費の対策で」「“日本学講座”行悩む」（『帝国大学新聞』第七六二号、三九年四月一七日）という状況であったが、三九年八月の京大人文学研究所新設、四一年一月の東大東洋文化研究所新設、神宮皇学館大学の設置、また、帝大経済学部における経済統制論講座・東亜経済論講座や法学部における東洋政治思想史講座などは、そうした意図の下に実現していくものである。

京大人文学研究所と東大東洋文化研究所の設置が、文部省の意向を発端とすることは、「人文科学研究所ニ関スル件」という文部省の文書に、「之ニ依リテ文科的諸学部関係ノ研究ヲ有機的ニ綜合シテ其ノ実効ヲ挙ゲ以テ日本並ニ東亜ニ関スル諸学ヲ確立シ国家ガ時局下ニ於テ所期スル大学ノ職分ヲ十分ニ尽サシメントスル趣旨ニシテ右ハ荒木文部大臣ノ帝国大学ニ対スル要望ニ基キ京都帝国大学ニ於テ慎重審議ノ結果申請シ来リタル事項ナルモカカル研究施設ノ創設拡充ハ他ノ大学ニ付キテモ同ジク緊要ナルモノナルヲ以テ文部省ハ将来ソレ等ノ事項ノ実現ニ鋭意努力セントスルモノナリ」（「公文類聚」第六三編・一九三九年・卷一四）とあることに明らかである。「荒木文部大臣ノ帝国大学ニ対スル要望」とは、後述する三九年一月の帝大総長会議における「文化科学に於ては在来の翻訳的研究の域を脱し、専門的分野の個別分析に踏襲するにとどまらず東亜文化建設に指導的協力をなす様文部省側から懇請せられた」（『京都帝国大学新聞』第三〇一号、三九年九月二〇日）という内容を指す。

京大の作成した「設置ノ理由書」では、「現下当面ノ責務タル東亜新秩序ノ建設ニ資スル人文科学ノ綜合研究ニ従ヒ進ンデ日本文化ノ創造ニ貢献スル所アラントス」（「官制改正書類」、京都大学大学文書館所蔵）となっているが、文部省の先の文書では「時局ニ鑑ミ国家ニ須要ナル」がこれに追加されている。研究部門は「史的研究及び現地的調査」「理論的検討及び原理ノ探求」「実践及び政策ノ具体的研究」の三部制とされ、設置当初は「歴史的研究調査」が中心となるという。具体的な研究事項としては「儒教思想ノ研究」から「東亜移植民問題」まで、二四の事項があげられている。なかには、「東亜新秩序ノ根本理念」「東亜新経済秩序ノ構造論」などもあった。京大側の構想がまとまると、「文部省では本研究所の設置は即時実現すべきものとして追加予算を以て創設に決定」（『京都帝国大学新聞』第三〇一号）した。所長には小島祐馬、教授には高坂正顕らが予定され（前掲「官制改正書類」）、九月四日から業務が開始された。

東大東洋文化研究所の場合は、三八年末から「各学部を総合し東洋文化の把握研究のため研究所を設置すべく各学部長及び関係教授を委員として着々具体案を練り十五年度予算に提出、査定に却下され十六年度予算に通過をみるに至つたもの」（『帝国大学新聞』第八三七号、四〇年一二月一六日）で、官制として成立をみるのは四一年一月となった。この設置理由は「東洋文化ニ関シ其ノ根柢ヨリ綜合的研究ヲ遂ゲ東亜ニ於ケル新秩序建設ノ原理ヲ明確ニスルハ現下ノ急務ナル」とされた。教授・助教授各三名ずつを配置し、「法制、

政治方面ノ研究」「文学、哲学、歴史方面ノ研究」「財政、経済、商業方面ノ研究」をそれぞれ担当する。所長には桑田芳蔵、教授には仁井田陞・宇野円空らが予定された。

設置計画時の研究事項は、共通研究として「大東亜共栄圏確立ノ指導精神」と「東亜新秩序ノ思想政策」の二つが掲げられ、さらに各部門別の事項が列挙された。「大東亜共栄圏確立ノ指導精神」には、次のような解説が付されている（以上、「公文類聚」第六五編・一九四一年・卷二一）。

広大ナル亜細大陸ニ於テ滿、漢、蒙、藏、同ノ五族ヲ初メトシ更ニ印度、南洋、近東方面諸民族ヲ加ヘ凡ソ十数億ヲ算スル人民ニ対シ如何ナル指導精神ニ基キ如何ナル方策ニ拠テ八紘一宇ノ主眼トスル所ナリ 因ツテ研究項目ノ劈頭ニ大東亜共栄圏確立ノ指導精神ヲ掲ゲタルガ是レ研究項目ノ何レニモ通ジ其ノ底ニ力強く流ル、基調ニシテ全研究ハ終局ニ於テ本項目ノ大趣旨ニ歸一セラルベキモノナリ

「東亜新秩序ノ思想政策」にも「今回聖戦ノ目的ハソビエツト共産思想ヲ東亜ノ天地ヨリ駆逐シ且ツ支那ニ於ケル抗日思想ヲ一掃シテ東洋永遠ノ平和ヲ確保セントスルニ在リコレガ根本的思想政策ハ如何」とあった。

九州帝大では、三九年八月ころから「興亜講座」設置と「東亜経済研究所」創設をめざしていたが、実現には至らなかった。

私立大学でも同様な研究所の創設がおこなわれる。早稲田大学においては、一九四〇年夏前、まず商学部の経済学や商業学を専攻する教員が「興亜経済研究所」を設立、すぐに全学的組織に拡充されていく。中心となったのは北沢新次郎（創設後は理事長）で、九月二一日、「我等は真剣に時局を認識し内は政治並経済新体制に関して検討を行ひ、以て国策の樹立遂行に寄与すると共に、外は東亜広域経済圏の確立に就いて攻究を試み、国運の発展飛躍に貢献すべきである」という趣旨にもとづき、正式に「早稲田大学興亜経済研究所」が創設された。研究部は政治・経済・法律の三部から成り、ほかに資料部と編集部が設けられた（北沢「興亜経済研究所の創設に就いて」『早稲田学報』第五〇号、四〇年一二月）。

講座の新設では、まず京大経済学部が三九年から三年計画で「大陸学講座」の設置を構想し（『帝国大学新聞』第七五八号、三九年三月四日）、その一部である「日本経済理論」「東亜経済政策」を四〇年度から実現していく。京大の作成した資料によれば、「日本経済理論」の設置は「今ヤ日本ガ新ナル自覚ニ立チテ東亜ノ新秩序ヲ確立センガ為メニ自己ノ経済組織ヲ進展センメントセバ先ヅ自己ノ国民経済ノ構造ヲ自己ノ立場ニ立チテ理論的ニ究明スルコトヲ要ス」（「官制改正書類」、京都大学大学文書館所蔵）と説明されていた。四一年三月には、東大経済学部に経済統制論講座が新設された。講座内容としては、「学トシテノ経済統制論ノ基礎付ケ」や「国家ト経済トノ関係」のほか、「日本ヲ盟主トスル東亜経済ブロックノ現状並ニ之カ完成ニ必要ナル経済政策ノ総合的統一説明」などが予定されていた（「公文類聚」第六五編・一九四一年・卷二一）。

高校や高等専門学校でも、教育の領域において、「日本学」や「東洋教学ノ刷新振興」という方面への志向がみられる。三八年三月、「学校規定」の改正を文部省に申請した福島高等商業学校の場合を例にとろう。その「改正ノ要旨」には、次のような事項があげられる（「福島経済専門学校」、国立公文書館所蔵）。

一、国体觀念ノ涵養ニ一層ノ力ヲ用キル為新ニ憲法ヲ加ヘ又日本文化史等ヲ選択学科目ニ加ヘタリ

二、一層訓練及体育ノ向上ヲ期スル為体操及教練ノ時間ヲ増加シタリ

三、時勢ノ進運ニ伴ヒ一般的理論ニ加フルニ日本ノ国民經濟現状ニ通曉セシメ更ニ東亜ノ中心トシテノ日本ノ地位ニ即シタル教育ヲ授クル必要ナル学科目ヲ加ヘ又之ニ伴ヒ適當ナル学科目ヲ選択履修セシムルコトトシタリ

さらに四〇年十一月の「学校規定」改正の「中心目的」は、「東亜新秩序建設ノ大業ヲ翼賛シ我カ国内ニ於ケル新体制樹立ノ精神ニ即応シ以テ我カ国文化ノ興隆ヲ期」すことにあった。このときは、経済統制論・農業政策・近世史などが必修科目とされた。近世史の場合、「欧州諸國ノ東洋ヘノ侵略的發展ヲ考察シ東亜民族ヲ白人ノ搾取ヨリ解放スルノ急務ナルヲ理解セシムル」ことが強調された。

関口泰は、「興亜教育的観点」に立った教育行政として、「師範学校に体育科を置くとか、中等学校、高等農林学校に拓殖科、拓殖学科を増置し、高等商業学校へ支那科を置き、中等学校に支那語を科する」（関口『興亜教育論』、一九四〇年）ことなどをあげる。たとえば、三九年には東京高等農林学校への拓殖学科設置や長崎・彦根各高等商業学校への「支那科」設置などを確認できる。拓殖学科では「其ノ卒業生ヲシテ滿洲及北支其ノ他海外ニ於ケル農業又ハ移民ノ指導ニ従事セシムベキモノ」とされ、「農政学及植民政策」や「拓殖経済学」、「拓殖演習」などの授業科目が予定された。長崎高商などへの「支那科」の設置は、「新シキ東亜ノ經濟建設ニ当ルベキ人物ヲ養成スル目的」でなされるもので、いわゆる第一外国語を「支那語」にするものである。また、長崎高商には専攻科として「東亜経済研究科」も同時に設置された（以上、「公文類聚」第六四編・一九四〇年・巻?）。

四〇年度からは大分高商でも「東亜科」が発足した。「支那語」は全学年を通じて毎週六時間を課す。科目としては「東亜文化概論」「東亜政治外交論」「東亜法制」「滿支財政論」「東亜経済事情」、「東亜経済演習」などが並ぶ（「大分経済専門学校」、国立公文書館所蔵）。

そして、もちろんこれらの「国体学」「日本学」講座や研究所の設置の背後には、「修練体制の確立と学校教練の強化」の最後で述べた大学・高等諸学校教育の全般を通じた「教学刷新」の具体的な展開があった。

5 河合栄治郎事件と大学肅学

教学局企画部企画課長だった石井勲の文書中に、教学局用箋に書かれた一九三七年九月一二日付の「大学の組織及内容の刷新」という資料がある。「教育所としての大学」（なお大学院は「学問の研究所」という位置づけ）として、九項目が列挙される。少人数制教育・演習の重視などのほか、最後の二項目は次のようになっている。

8、法文科系統の学部には国家的見地に立脚して一層諸学の発展を図り、その日本の特色を高調すべく、又理科系統の学部には国体、日本文化に関する教養に留意する必要がある。

9、学生一般の教育に於て敬神崇祖の精神を涵養し日本人としての自覚的修養を重んじ、国家観、人生観の確立を図り、剛毅闊達の気象を養ひ、紀律と礼讓を重んじ、将来社会の指導者たるべき人格の陶冶に努むること。

この「日本の特色」の高調とは「国体学」「日本学」講座の設置へ、「日本人としての自覚的修養」とは集団勤労作業や報国団・報国隊へと具体的に展開していくものであるが、

ここではいわゆる大学肅学には言及していない。

そして、「石井勲関係文書」中には、やはり教学局用箋一枚に書かれた「大学改善大綱私案」が存在する。作成時期は三八年前後と推測される。「総長及学部長選挙ノ慣習ヲ撤廃スルコト」は、後述する荒木貞夫文相の大学肅学の試みを想起させる。重要なのは、「現在思想的ニ問題視セラレツツアル教授、助教授ニツキ本省ヨリ総長ニ対シテ全般的ノ警告ヲ発シ、著シキモノニツキテハ教育的見地ヨリシテ之ガ処理ヲナスコト」という最後の項目である。とはいえ、文部省が問題視した大内兵衛・河合栄治郎らの「処理」＝大学などからの放逐において主導権を持ったのは、専門学務局（実業専門学校の場合は実業学務局）だった。

後述する河合の休学問題に際して、文部省の作成した文書によれば、三四年未刊の『フアツシズム批判』以来、河合の思想傾向に注目し、三五年一〇月、三六年一二月、それぞれ「数回ニ亙リテ同教授ノ思想内容並其処置ニ関スル協議」をおこなったが、いずれも断行されなかった。さらに安井文相当時（三七年六月から一〇月）、「思想問題ヲ特ニ重視シテ教授ノ思想内容及言説ニ関シ一大刷新ヲ加フル事ヲ決意シ準備中」だったが、文相の更迭で実行されなかった（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」「特殊資料 人事関係」 国立公文書館所蔵）。安井文相当時というのは、教学局創設の時期であり、河合を含む大学の「一大刷新」を試みようとしたものと思われる。

京大の天野貞祐は、「軍事教練」と「行政機構による圧迫」という教育上の「二大障害」からの解放こそ、「日本教育将来の重大痛切な課題」と論じた『道理の感覚』（三七年七月刊）に攻撃が集中すると、三八年三月、「時局下誤解の恐れあり」として、同著を「自発的絶版」とし、学生課長を退いた。この筆禍は、その後、「さまざまな間接影響」をもたらした。「当時各旧制高等学校では文化講演が行われ、わたくしは講師に招かれた際、文部省教学局はこれを中断してとり次がなかった」ほか、橋田邦彦が文相となった後任の第一高等学校長就任を文部省は認めなかったという（『天野貞祐全集』第一巻、一九七一年）。また、「東京帝国大学法学部経済学部の学風資料」と題する文書（作成者・時期は不明、「国民精神総動員中央聯盟関係」所収、国立公文書館所蔵）では、河合『第二学生生活』『フアツシズム批判』とともに、田中耕太郎・宮沢俊議・蠟山政道らの著書の問題とされる箇所が抜き出されている。

その後、文部省では河合に対する「処置ニ付種々考究ヲ加へ居タル」が、「矢内原忠雄ノ処分問題」、さらに人民戦線事件における「所謂教授グループノ検挙事件」のため、遅延していた（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）。

河合・矢内原・「教授グループ」がいずれも籍を置く東大経済学部が大学肅学＝思想統制の焦点となるが、その一員であった大河内一男の回想——「僕自身のまったく個人的な印象ですが、太平洋戦争が始まって、だんだん戦争が激しくなってくるのは十八年以降ですね。そのころよりも日華事変の始まった十二年七月から十六年ぐらまで、この間が思想統制としては陰湿で、いろいろな検挙があったり、非常に暗い時代で、むしろ太平洋戦争が始まってしまうと、……いろいろ警察のほうは目を光らせていたのですが、しかし思想統制をやってもしょうがない。それよりも増産のほうに重点があって、空襲を防ぐということに全力をあげるという姿勢に切り換わったように思います。ですから僕自身の個人的な経験からいえば、むしろ十六年以降は日常的には過ごしやすかったと思いますね」

（「名誉教授座談会 追補 「平賀肅学」と戦時の経済学部」『東京大学経済学部五十年史』）
——が興味深い。

もう一つ、留岡清男が「荒木文部大臣に与ふ」（『教育』第七卷第一号、三九年一月）に書いた一節——「尠くとも昭和六年頃は、大学教授の中から二三の不運な危険思想を抱くものが輩出したしましても、それによつて文部省は全面的に帝国大学といふものを不信任することはなかつたのであります。所が、最近になりますと内務省の警保局の人々の張る網には引つかゝないが、せめて文部省の人々の張る網には引っかけようといふやうな傾向が濃厚になつて来ました」——も、この時期の大学肅学の意味を考えるうえで手掛かりとなる。

留岡のいう文部省の帝国大学への不信任は、荒木文相の在任期（三八年五月から三九年八月）にピークに達し、二方面から大学肅学が断行される。大学総長・学部長らの人事決定方式に対する変更要求、および河合栄治郎の休職である。荒木の伝記が、前者について「積年の弊」の一掃を歴代の文相も痛感してはいたが、「何せ五月蠅い教授連を相手として大臣の椅子を賭ける英断を必要とするため、仲々その決心がつかぬまゝに臭い物には蓋しに敢てこれと真剣に取り組む決心がなかつたであらう」（『嵐と闘ふ哲将荒木』）と記するのは的確であらう。長与又郎東大総長は、「荒木が文相となるに及んでは何物かが来るべしという予感是我々の胸中に在った」（照沼康孝「東京帝大経済学部問題と長与又郎」『東京大学史紀要』第八号）より重引）と、三八年末の日記で回顧する。

荒木伝にあるように、この問題は文部省の長年の宿題となっていた。専門学務局の有光学務課長の三六年九月二一日付のメモ中の項目の第一は「帝国大学総長及学部長等ノ候補者選挙ニ関スル件」であり、そこには「従来ノ方法ヲ否認シ、新提案ヲナサザルベカラズ」などの書き込みがなされていた。さらに、三七年一〇月一四日には「帝国大学総長等ノ候補者選挙ニ関スル件」という文書が作成されている。「総長選挙制ノ沿革」から稿を起し、その問題点を列挙したうえで、「選挙制ノ廃止ハ已ムヲ得ザルベシトスルモ、之ニ代ルベキ新提案ハ須ラク弾力性アリ且広汎ナルモノタラザルベカラズ」などと論じている。学部長選挙制については、「一段ト之ガ改善ノ方法ヲ講ズルノ必要アルベシ」とする（以上、「有光次郎関係文書」所収）。しかし、木戸幸一文相はこれに取組まず、荒木文相に託されたことになる。

三八年七月二八日の帝大総長との懇談会において、荒木文相は「大学ノ明朗化「特ニ選挙ノ廃止」」について、次のように述べた（「帝国大学総長会議要旨」、「有光次郎関係文書」所収）。

余ガ文部大臣ノ職ニアツテ輔弼ノ任ヲ十分ニ果シ、御奉公スルニハ、先ヅ選挙内規ノ問題ヲ取上ゲネバナラヌ。大学ノ最高人事ガ選挙制デアリ、更ニ任期ガアルコトハ兎角批評ノ的トナレル点ナレバ、正シキ明朗ナル道ニ立チカヘル様、コノ方法ヲ改ムル必要ガアリハスマイカ。（略）

（イ）総長ノ奏請ニツキテハ官吏ノ任免ノ輔弼ノ任ヲ全ウスル為ニ、法令ニ依ル正道ヲ踏ミタイ。之ガ遂行ニ当ツテハ、先任総長ノ意思ヲ尊重シ、ソノ広キ意味ノ輔佐ヲ俟ツテ行ヒタイ

（ロ）（略）

故ニ此等ノ人事ニツキ選挙ヲ用フルコトハ人事大権ノ運用上妥当ナラズ。将来解消ス

ルコトニ考慮セラレタイ。

後日、一月四日の荒木の天皇への上奏では、「全教育界ノ儀表タルヘキ帝国大学ノ振肅」のために、「先ツ其源泉タル思想ト其誤リ易キ制度トヲ矯正スルヲ喫緊ト認メ」（「荒木貞夫関係文書」所収）たとしており、これが「帝国大学ノ振肅」の第一弾という位置づけであった。長与総長は、総長会議翌日の七月二九日の日記で「大学自治を守る為には、大学自身反省すべき点もある」としつつ、ほぼ現行慣行を維持すべきとしている。そして「文部省に内務系の人々 伊東の思想傾向、精神文化研究所、山本、井上、菅原秘書官、蓑田胸喜等、正直な大臣を誤つた」というメモ的な記載がなされている（三〇日にも、同様な記載）。山本は山本勝市、井上は井上孚麿であり、荒木の背後に内務省や国民精神文化研究所、蓑田らの影を観測している。伊東次官への反発も強そうである（「長与又郎日記」『東京大学史紀要』第七号、一九八九年）。

東大での反発が強いのを知った荒木は、八月一二日、東大各学部の学部長を集めて懇談会を開いた。「長与日記」によれば、「此日の会合が險悪となるを予想して、文部当局は今朝一旦中止をも考へたる位興奮心配し居たる由」だったが、「当方の態度極めて儀礼的平静なりし」ため、「無事に終始」した。それでも田中法学部長が「大学自治の由来と選挙制の非合法に非ざること」を論じ、舞出長五郎経済学部長は経済学部の内紛問題に「脱線」した。このため、「両氏の言論は大臣以下に甚不快の感を与へ、矢張り問題は法経なりとの感を一層強くせしといふ」（『東京大学史紀要』第八号、一九九〇年）。荒木伝では、「中には滔々と学園の自由を叫び、文相が恰もこれを蹂躪せるが如き詰問的言辞を以つて始終、……多くは観念論に非ずんば感情に走つたもの位りであつた」（『嵐と闘ふ哲将荒木』）と憤懣をあらわにしている。

その後、文部省と帝大側との折衝がつづく。八月二七日付の会議に向けて、文部省では「予想セラルル質疑ノ応答」を用意していた。そのなかで、「大学人事ニ関スル従前ノ慣行ハ思想的推移ニ徹シ速ニ之ヲ是正シナケレバナラヌトイフ意味如何」という質問への回答は次のようなものであり、文部省のこの問題への真意がよくわかる（「有光次郎関係文書」所収）。

二十年前ト今日トデハ、世界ノ国際状況ハ勿論、我ガ国内ニ於テモ、政治経済、「社会思想」各方面ノ状勢ガ著シイ変化ヲ来シタノハ事実デアツテ、当時ハ横ノ関係ガ重ンゼラレタノデアルガ、今ヤ縦ノ関係ガ重ンゼラレルヤウニナツタノデアル、今日デモ横ノ聯絡ハ勿論必要デアルガ、縦ノ関係ガ之ニ劣ラズ必要トナツタ訳デアル、カヤウナ状勢ノ下ニ於テ考察スルト、人事ニ関スル大学ノ慣行ハ此ノ際速カニ是正サルベキモノダトイフ意味デアル。

三か月にわたる折衝の結果、一〇月二八日、この問題は「其改ムヘキヲ改メ将来ノ運用ヲ期待シ全部円満ニ解決ヲ告ケタ」（荒木「上奏文」）。「大学ノ人事ニ関スル選挙ヲ廃止シタルコト」、「大学教授ハ総長候補者ニツキ総長輔佐ノ意味ニ於テ各自ノ意見ヲ上申スルコト」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）など六項目の要綱にまとめられた。それを、一九四四年刊の藤原喜代造『明治・大正・昭和 교육思想学説人物史』は、「兎も角、多年に亘る大学の非国家性を打破して、或程度まで、日本的大学の再建に成功したのは、何としても、荒木の大功績といはねばならぬ」とみなしている。実質的には従来どおりの人事決定方式となったとはいえ、東大では長与の辞任後、「次期総長を決定する際、文部大

臣の介入することを生じる結果」となり、また「他の帝大においても、この後何人かの軍人出身の総長が生まれることとなり、荒木による改革の影響は敗戦まで続くことになる」

（（照沼康孝「戦時下大学自治の一段面—荒木貞夫問題人兼任前後—」〔『東京大学の学徒動員学徒出陣』参照）という評価が肯綮に値するといえよう。

長与が総長辞職後の一二月末日の日記に、「此の機会に大学の左傾思想を根絶するというのがその真意であって、名を総長学部長教授等の選考推薦の問題に借りた丈のことである」

（照沼「東京帝大経済学部問題と長与又郎」より重引）と記すように、文部省では「帝国大学ノ振肅」の第二弾として、懸案の河合問題に取りかかる。

その前に、矢内原忠雄の辞職と労農派教授グループへの対応を一瞥する。矢内原については『中央公論』の三七年九月号掲載の「国家の理想」が削除処分となり、文部省・教学局の調査に拍車がかかったはずである。やや時間を置き、十一月二四日の経済学部教授会で土方成美学部長が矢内原の進退を問題にしたが、二七日の長与総長と木戸幸一文相との協議により、「当人が誠意を以て総長及教授会に陳謝の意を表したる時は将来を戒め円満に解決したし」という了解に達したとみられた。ところが、三〇日の伊東次官ら文部省幹部の協議により、「陳謝にては到底収まらず、中央公論以外の二文に国体精神と全く相容れぬ文言数ヶ所にあり、議会に於て質問の出たる場合到底弁明の道なく、大学としても事態の紛糾は免れざるべし、矢内原の辞職以外方法なし」（以上、「長与日記」『東京大学史紀要』第四号、一九八三年）となった。矢内原は一二月一日、辞表の提出を余儀なくされる。これは、河合問題に関連して文部省資料に「矢内原教授ノ思想内容ニハ著シク事変遂行ノ障碍トナルモノアリテ之ガ急速ナル処置ヲ必要トシタ」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）とあるのと照応する。確かに、一月下旬に問題が出来してから一週間程度の「急速ナル処置」であった。

三八年二月一日、東大経済学部の大内兵衛・有沢広巳・脇村義太郎らが検挙された第二次人民戦線事件＝労農派教授グループ事件に対して、文部省では一貫して強硬姿勢をとった。検挙翌日には「普通ならば訊問終了し起訴と決定した時、始めて休職処分に付するものなれ共、此度は時局柄之を俟たず、大学側に於て差当り人より休職願を差出さしむることが事を最も穩便に運ぶ方法なり」という「文部省の当初の意見と希望」が示される。これに対して、長与総長は「文部省の態度は慎重を欠き、同意する能はず。余りにあはててゐる」（「長与日記」『東京大学史紀要』第五号、一九八六年）と批判的だった。即時休職処分は経済学部教授会・評議会でも見送られていき、文部省のいらだちはつのつたと思われる。当時専門学務局の学務課長であった有光次郎の関係文書（国会図書館憲政資料室所蔵）中に、この事件を論議した三月二三日付の「東京帝国大学評議会関係書類」や、「教授グループ員ノ（労農グループ・教授グループニ対スル）認識」（三月二二日調 教学局作成）などが含まれており、情報収集に努めていたことがわかる。

教学局『情報』第四号（三八年四月一日）は「所謂労農派（人民戦線派）の検挙概要」だが、そこでは「労農派の思想傾向も正統派と何等異なるものに非ず、随而労農派は日本共産党より派生せる双生児と謂ふを得べく、正統派を以て任ずる日本共産党と同じく共産主義運動を続け来たつたものであつた」とみなしている。国民精神文化研究所思想国防研究部『国体の本義に基く政策原理の研究』（三八年七月）では、「法経学部の如きは非国家的、反逆的思想の発生地と化し去つてゐる。曾ては多くの共産主義者を簇出せしめ、非常時下

の現在なほ自由主義、人民戦線思想培養の最大の温床となつてゐる」と断じて、「反国体的教授の即時免官」や「諸教授に対するその国体観確立の要求」をつきつけていた。これはかなり極論的な表現ではあるが、基底において文部省とつながっている。前述の長与総長の「正直な大臣を誤つた」というメモは、こうした動きと関連しているだろう。

そして、九月二九日に東京地裁検事局に送られて取調べ中の大内について、文部省では「万一起訴ヲ見サル場合アリトモ教授ノ思想傾向及労農派教授グループトノ関係等ヲ考フレバコノ俚現職ニ止ムルトキハ教育上好マシカラサル影響アリ」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）として、やはり休職処分を想定している。大内らは起訴が決まると、それぞれ休職処分とされていく。

教授グループの検挙からまもなく、三八年二月一〇日付の『東京朝日新聞』は、「帝大五教授の著書を 時局下に再検討 場合によっては絶版」と報じた。「今回更に教学局において議会その他各方面から論議されてゐる東大法学部四教授、同経済学部一教授の著書に就き、従来の調査の上に更に綿密な再検討を行ふことになつた」というもので、「開設半歳、準備行動に終始してゐた教学局は時局と共に愈教育界の積極的思想監督に乗出すことゝなつた」とみる。「経済学部一教授」が河合を指すことはまちがいない。「法学部四教授」には、蠟山政道・田中耕太郎らが含まれていると思われる。

教授グループ事件、そして荒木文相の大学肅学により、河合への「処置」は遅れた。それでも、河合の著書が発禁となる以前から、文部省は具体的に動きだしていた。すなわち、「本年八月ニハ同教授ノ思想内容ニ対スル最後の打合ヲ了シ九月十二日調査書ヲ作成同十五日更ニ補充書ヲ追加シ十月三日最後の調査書ノ作成ヲ完了シタリ」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）という段階まで進んでいたのである。ちょうどこの時期に、河合に対する学外の右翼・陸軍らの攻撃が集中してきた（松井慎一郎『評伝河合栄治郎』、二〇〇四年）。そして、一〇月五日、内務省警保局図書課では河合の『ファシズム批判』『改訂社会政策原理』など四著書を発売頒布禁止の処分に付した。内務省も文部省も事前の協議はないとするが、この処分の直前に文部省の「最後の調査書」が完成していたことからすれば、自由主義者河合の放逐に向けて両省が連動していた可能性は高い。

一〇月七日付の『読売新聞』は、「高等分限令発動か」という見出しで観測記事を報じている。「長与総長から河合教授に辞職を勧告させるか或ひは経済学部教授会を開いて休職処分の上申を決議させる」かの方法は、いずれも見通しが立たない。そこで「長与総長に対し同教授の休職処分の上申を命令するか或ひは最悪の場合にはお家の宝刀を抜いてさきの京大の滝川教授事件の際に如く高等文官分限委員会を開き「官庁事務の都合により」の条項に照して休職処分を断行するよりほかない」とする。長与は先の荒木肅学が一応の解決をみるとすぐに辞職するが、問題の決着を急ぐ文部省では、一一月一〇日と一一日、佐藤寛次総長事務取扱を呼び、「教授トシテ特ニ教育者トシテ全ク不適格ナリ」との意向を示して、「河合教授ノ進退ニツキ適當ニ処置スベキ旨伝達」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」）した。さらに、一一月三〇日、伊東次官・菊池教学局長官・山川専門学務局長らが協議し、「事態遷延を許さず、河合教授問題は遅くも年内には処理すべきこと」を決定し、東大側を慫慂することにした。これに対し、「教授の思想並に学説に対する判定は軽々に之を行ふべきに非ず」として、東大では「独自に検討」することになった（以上、『東京朝日新聞』、三八年一二月一日）。

この間に分限委員会開催のための準備も進められており、文部省では一月六日に「河合教授休職ノ件ニ関スル質問要領ニ対スル回答書」を作成している(質問は内閣官房から、一二月五日付で訂正)。また、おそらく先の一月三日付の「最後の調査書」を原型として、「河合栄治郎の思想内容」も作成されている。そこでは、「其の根幹をなせる思想傾向は社会主義にして其の地盤をなす哲学は理想主義的個人主義に依拠し、社会思想としては自由主義を標榜するものなり」と概括し、その著書から「問題となるべき諸点」を抽出したうえで、「河合教授の思想内容は国家概念に於て著しく不当なる処あり、又私有財産制度の廃止、社会主義社会の実現を要望し、又反軍反戦的にして更に教育精神に於て教育家として最も欠くる処あり」と結論づける(以上、「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」)。

一二月二〇日に新総長に就任した平賀譲は、翌三九年一月一〇日、法・経学部長と評議員からなる河合の学説・著書に対する「審査委員会」を開催する。「審査会ノ結果ハ要スルニ教授ノ地位ニ在ル者トシテハ慎重ヲ欠クトイフ事」(『東京大学百年史』「部局史 一」より重引)であった。松井『評伝河合栄治郎』によれば、「この審査委員会の結論は、河合事件を思想的次元から論じることを避け、派閥的構想という政治的次元に転換させる道を開くものであった」。平賀総長はこれを受けて、河合に自発的辞職を勧告するが、先の矢内原と異なり、河合は拒否する。平賀は河合と土方成美両教授の処分を決意し、一月八日、休職処分上申書(案)を整え、荒木文相と協議している(『東京大学百年史』「部局史 一」)。

ここに至り、経済学部教授会に付議することなく、また司法処分を待つことなく、平賀は「大学のより大なる建設のためには断乎たる手段をとる以外方法なし」として、河合、および河合と抗争を続けた土方成美について、いわゆる「平賀肅学」を断行する。すなわち、平賀は河合については「思想表現の欠陥、並に学内紛争の責任」を、土方については「大学綱紀保持の責任」を明らかにすべきであると辞職を勧告したが、両者は拒否したため、一月二七日、文相に対して「官庁事務ノ都合」により両教授の休職処分を上申した(以上、『東京大学百年史』「部局史 一」)。

この大詰めに備え、内閣官房では先の河合についての文部省回答への再質問をおこない、文部省では一月二八日付で回答している。文部省では、三〇日、文官高等分限委員会会長に河合についての書類を提出した。

前述のように、文部省では河合の思想学説について綿密な調査を三八年中に終えていたが、三九年早々にも河合の著書のチェックが実施された形跡がある。思想課嘱託の絵鳩毅は、小池行松から『国体の本義』と河合の著書『経済学原論』の二冊を渡され、「この『国体の本義』に背く全ての思想表現箇所に赤線を引いてください」という指示を受ける。絵鳩は「この仕事に矛盾を感じ」、「次第次第に「良心の呵責」を受けざるをえな」くなり、ついに上司に申し出て、仕事を変えてもらった、という。絵鳩は河合の人格と思想について、「人間の人格的尊厳を尊び、その人格的完成という自由を、従って人間相互間の平等を認め合う自由社会を求める「自由主義者」にほかならない」という深い尊敬の念をもって、この仕事に従事することは、「倫理学の学徒を以て自認する私の良心が許さなかつた」のである(以上、『大正から昭和へ(Ⅱ)』)。

一月三十一日、河合に対する文官高等分限委員会(会長は平沼騏一郎首相)が開かれた。委員には事前に休職「理由書」・履歴書と前述の「思想内容」が送付されていた。質疑は、「今日迄其ノ処置ヲ遷延センメタノハ如何ナル事情ガアツタノカ」、「著書ノ内容ヲドノ程

度ニ講義ニ入レテアルカ」、「思想問題以外ニ理由ハナイノデスカ」など、おおよそ想定した範囲内のものだった。最後に「一日モ大学ニ置クコトハ危険デアルカラ直チニ休職ヲ希望致シマス」という意見に全員が賛同して、全会一致で休職が決定した。三五分ほどの議事であった（「文官高等分限委員会議事録（二）」、国立公文書館所蔵）。閣議を経て、即日休職が発令された。

平賀総長の説明や上申では休職理由は「学説表現の欠格性」とされたが、分限委員会では「国家思想ヲ否認シ我国体観念ニ背反シ徒ラニ憲法ノ改正ヲ私議シ国民道徳ヲ破壊セシメントスルガ如キ意見ヲ発表シ更ニ之ヲ教授スル」（「文官高等分限委員会議事録（二）」）とされた。荒木文相は、衆議院予算委員会で、河合は「思想上の問題」、土方は「学内の問題」と答えている。

その後、二月二八日、河合は出版法違反で起訴された。司法省が認定した「犯罪事実」とは、『フアツシズム批判』などの著作を通じて「我教育ガ一定ノ指導原理ヲ欠クモノト為スト共ニ我國民ノ伝統的国家観ヲモ非議シ且日本精神ヲ以テ教育ノ指導原理ト為スニ足ラザルモノト記述」したことが「安寧秩序ヲ妨害スル」、というものだった（「公文雑纂」一九三九年、巻四二）。そして、三月九日、河合は文官分限令により休職処分となった。一か月ほどで起訴処分が決定され、そこから休職処分が導かれることからすると、文官高等分限委員会による休職決定は、抵抗する河合に対する懲罰的な意味合いが濃く、同時に社会的に思想統制に対する強い国家意志を示したものといえる。

なお、土方に対する分限委員会は二月一三日に開かれた。議事で示された休職理由は、「総長ヲ強要シタリ命令ヲ遵守シナカツタコト」、「学内ノ秘密事項ノ漏洩問題」、「学生ノ訓育上ニ悪影響ヲ与ヘタ点」などであり、「急イデ経済学部ノ再建ヲ期スルタメ此ノ手続ヲ執ルニ至ツタ」とされた。委員の大勢は「同情スベキ点ガアルガ大学ノ肅正上」、止むを得ないというもので、全員一致で休職処分が決定した（同前）。

河合問題で文部省と内閣官房の作成した想定問答のなかには、「帝大教授又ハ官立大学教授中ニハ河合教授ト同一ナル思想ヲ懐抱セル者ヲ認ムルコト能ハズ然レ共思想上注意ヲ要スル者全ク無シトイフヲ得ズ之等教授ノ思想内容ニ関シテハ詳細ナル調査ヲ行フト共ニ厳密ナル検討ヲ加ヘ之ヲ是正スベク随時戒告シツヽアリ」（「東京帝国大学大学教授河合栄治郎休職の件」という項目もあった。それは教学局に課せられた役割だった。その一例として、東大法学部の末広厳太郎についておこなった調査が見出される。三八年一月三〇日調の「末広教授の思想内容」で、河合の場合と同じ手法により、著書から問題とみなされた箇所が抜粋され、コメントが付されている。前文では、「教授は現在の法律は支配者、有産者階級の利益擁護のために作られるものにして、無産階級は法律によりて護られず、裁判は無産階級にとって不公平なりと延べ、無産階級による闘争を当然なりとしてこの種の暴力を肯定せり」などとしている（「小池行松関係文書」、東京大学史史料室所蔵、なお小池は教学局思想課の嘱託）。河合の次の標的の一人として、末広が目されていた。

荒木文相による大学肅学の断行によっても、文部省・教学局にとって満足すべき状況とはならなかった。三九年三月二三日には、衆議院本会議で「政府ハ大学令第一条ニ改正ヲ加フルト同時ニ各大学ニ日本学ヲ体系化スヘキ講座ヲ増設シ且ツ学生ノ忠良ナル国民性ヲ陶冶スルニ必要ナル施設ヲ為シ」という「帝国大学肅正ニ関スル建議」（山道襄一ら一七名提出）が採択されている。大学令第一条の改正は、教育審議会でも論議される。

一二月一六日、教学局が学生思想運動との関連で発した通牒では、「平素ノ講義其ノ他ニ於テ反国家的思想乃至マルクス主義ニ対シ同情的態度ヲ表示スルガ如キ教授ノ言説」（「思想上ノ指導監督ニ関スル件」、教学局『第七十六回帝国議会説明材料』）などに注意を喚起する。

四〇年九月一九日には、教育審議会の「高等教育ニ関スル件」が答申された。そこでは、「大学ノ目的達成」のために第一に重視すべきこととして、「国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル学風ヲ振作シ學術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト」があげられるほか、「教授、助教授等ノ選任ヲ慎重」（『資料 教育審議会（総説）』『野間教育研究所紀要』第三四集、一九九一年）にすることも明記された。この答申を受けて、文部省から一二月一四日、「大学教授ハ国体ノ本義ニ則リ教学一体ノ精神ニ徹シ学生ヲ薫化啓導シ指導的人材ヲ育成スベキ旨ノ訓令」が発せられる。学生の指導にあたり、「常ニ国家思想ノ涵養及人格ノ陶冶ニカムベキモノ」（近代日本教育制度史料）第四巻）とされた。すでに東大では平賀総長が四月の入学式訓示で、このことを強調していた（宮崎ふみ子「戦時下の東京帝国大学学内諸組織」『東京大学史紀要』第一号、一九八八年）。

教育審議会の答申が出た後、帝大総長会議・官公立学長会議・私大総長会議で、文部省は大学教育全般の刷新について審議を求めた。一〇月二八日の帝大総長会議の議題では、まず「教授ノ教育者トシテノ責任」や「学部殊ニ法経学部ノ組織講座等ニ関スル再検討」などがとりあげられた。そこでは、朝比奈教学局企画部長から、「国体ノ根本ニフレル説明ヲスル prof ガ熱意ナキニ於テハ問題ハ残存ス。皇国ノ道ニ則ツテヤッテモラウ事ガ必要。∴ソノ点ニフレタ講義大要ヲ総長ノ下ニ提出シテモラフ様ニモ致度」（『有光次郎日記』）という発言もなされる。

これらの背景には、二つの要素がある。一つは、学生思想事件惹起の土壤に、依然として大学の自由主義的傾向が残っている、という認識である。前述した一〇月二日の思想対策連絡協議会において、内務省警保局の吉川事務官は次のように述べていた（『有光次郎日記』）。

帝大及高校ノ思想傾向ハ真ニ怖ルベキモノアリ。世界状勢ニ如何ニ対処スベキカヲ真剣ニ考へ、ソノハケロヲ marxism ニ求メテ行ク。殊ニ東大及高校ノ思想ガ悪イトイフ事ハ、国ノ前途ヲ考ヘル時、危惧ヲ禁ジエヌ。地方ノ指導モサル事ナガラ、東大ガ数十名ノ非合法組織ヲツクレルハ重大ナル問題ト思フ。ソノ原因奈辺ニアリヤ。教授ノ思想ハ如何。学生ノ思想一般ハ如何。左翼及ソレヨリ影響ヲウケタモノガ瀰漫シテオル。国民精神運動ガ浸潤シテ居ラス。日本主義学生ノ手デハ如何トモシエヌ状勢ニアル。マヅ率先シテ、東大ノ空気ヲ認識シテ、帝大ノ刷新ヲナサレ度。

また、東京地裁検事局の平野利思想検事は、学生思想運動の持続する原因の一つに「専門学校、大学ハ一般ニ比シ自由主義的空氣ノ横溢セル所」をあげ、さらに遠因として教員の監督不足、「教授ノ影響（慶応、農大）責任回避ノ影響ト又高度ノ自由主義思想、influence 大ナリ」を指摘する。そして、「学生ノ思想指導ニハ積極的ニ指導スル思想ヲツクラネバナラス」と文部省に提言する（以上、同前）。こうした外部からの「教授ノ思想」の問題視と刷新要求が、先ほどの会議や訓令を通じて、各大学に転嫁されていったというべきだろう。

もう一つは、高度国防体制の確立に向けて、より広く教学刷新が要請されたことである。七月二六日に閣議決定された「基本国策要綱」には、「国内態勢ノ刷新」の第一に、「国体

ノ本義ニ透徹スル教学ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ国家奉仕ヲ第一義トスル国民道徳ヲ確立ス」がかかげられていた。この趣旨のなかには、「従来ノ法文科系中心ノ自由主義、個人主義教育ヲ革新シ国体ニ基ク人格教育、実社会ニ役立つ生キタ教育ヲ施スコト」（海軍省「政策要綱」、七月二三日付 以上、「公文類聚」第六四編・一九四〇年・巻二）という、より具体的な要求が含まれていた。

そして、こうした国策としての「教学刷新」は、橋田文相により、「師道ノ興隆」や「学生ノ錬成」として色づけされていく。十一月一三日の私大総長会議において、橋田文相は次のように発言する（『有光次郎日記』）。

時局ニ際シ皇国民ノ錬成ガハッキリ叫バレテキタ。今ニハジマッタ事デナイガ、日本人トシテ日本人ヲ教育スル事ガ抽象的ニタダ人間ヲツクル意味ニ考ヘラレテ居タガ、今事変以来、ソノ是正ガ叫バレテ居ルワケダ。コノ際 prof ガ臣民トシテノ立場、国体ノ本義ヲドコ迄自己ノモノトシテ居ルカヲ考ヘルト、一脈ノ不安ガナイデモナイ。体得シナケレバナラストイフ気持ハ如何ニスレバ出テクルカ。教育者トシテノ責任上、俱学俱進ノ心構ガ如何ナル方策デミタサレテイクカ。

これは大学における「新体制」構築として具体化が図られ（宮崎「戦時下の東京帝国大学学内諸組織」参照）、文部省としては前述した報国団・報国隊による修練体制の実現をめざしていく。しかし、はかばかしい進展をみないことは、四一年三月一三日の帝大総長事務打合会で、橋田文相が「教育刷新上 prof ガ教育者タルノ信念ノ欠如ハ許サレヌ。ソノ点ガ正サレネバ、教学刷新ガ空文ニ終ル」と繰り返すところにかがえる。橋田はさらに、「1 学生ノ思想問題 2 大学ニ於ケル学術研究 調和ヲ如何ニシテハカルカ考究サレ度」（以上、『有光次郎日記』）とも述べていた。

ところで、国策としての「教学刷新」が打ち出される一九四〇年前後、昭和天皇の姿が教育界にしばしば現れる。もちろん、紀元二六〇〇年の諸行事もあるが、天皇が教育や学術の動静に深い関心や憂慮をもっているとして、文相の上奏や東大への行幸がなされるのである。すでに何度か触れたように、荒木文相は大学肅学問題が一段落した直後の三八年十一月四日、文教に関する上奏をおこない、「国体ヲ基トスル世界的国民ノ錬成」（「荒木貞夫関係文書」）を誓う。なお、荒木は三九年五月、東大を視察している。

三九年五月二日、宮城前広場で挙行された陸軍現役将校配属令施行一五周年の記念式典では、天皇は中等学校以上の学生生徒三二五〇〇名と教職員三〇〇〇名が分列行進をおこなうのを「親閲」したのち、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」を荒木文相に下賜した。この勅語謄本は各学校に交付され、毎年奉読式がおこなわれることになる。

帝大総長会議が開かれていた七月六日には、天皇の「各帝大の現状、主なる研究事項の進捗程度、学生の気風等につき各総長に御下問」があった。京大の羽田総長は、「日本哲学」の創造や「東亜経済の研究」が進展しつつあること、「学生の気風は国家意識に目覚め緊張して居ることなどを答えている（以上、『帝国大学新聞』第七七四号、三九年七月一〇日）。四〇年六月には、伊勢神宮への行幸の際、京都御所内に設けられた「京都帝大国策科学研究業績天覧品陳列室」を巡覧し、羽田総長らの説明を聞いている（『京都帝国大学新聞』第三一五号、四〇年六月二〇日）。

そして四〇年のハイライトとなったのが、一〇月八日の、二二年ぶりの東大行幸である。『帝国大学新聞』（第八二六号、四〇年一〇月九日）は、「この日大学は広大無窮の天恩に

光栄と感激の増埒と化し総長以下全職員、学生は益々鴻恩に酬い奉る決意の一日を送ったのであつた」と報じた。文相や総長の「謹話」は「大御心に副ひ奉らん」という趣旨だった。この行幸は最大限に活用された。逸早く経済学部長は「学科課程の改正」「指導訓育機構の拡充」などの方針を打ち出すとともに、「大学教授は、国家に須要なる学術を教授し、国家に須要なる学術の蘊奥を攻究し、而して、親ら国家思想の涵養に力め、身を以て学生を率ゐ、その訓育に努力するを以て、其の本務とする」（同前、第八二七号、四〇年一〇月一四日）と訓示する。永井専門学務局長は、行幸を前に「廿数年間中絶シタル大学行幸ヲ戦時中ニ拝スルハ、ヒトリ東大ノ問題デハナイ」（専門学校長会議、一〇月一日、『有光次郎日記』）と述べ、帝大総長会議でも「先般東大ニ行幸アリ。ソノ光栄ハ文部省及大学ノモノ」（一〇月二八日、同前）とするのである。

天皇は、一〇月三〇日の文部省主催の「教育勅語渙発五十周年記念式典」にも行幸する。そして、一二月二七日には、「教学の刷新、科学の振興に寄せさせ給ふ厚き思召」により、橋田文相に「御下問」があつた。橋田は「教育、科学、文化等諸般の事項につき奏上」したという（『教育』第九卷第二号、四一年二月）。

このように、天皇の教育・学術に対する「大御心」の広大さを強調するのは、戦前を通じてこの時期に集中するといつてもよい。それは総力戦体制の確立に向けて、「教学刷新」実現による「皇国民ノ錬成」や「日本学」樹立が重大視されていたからであり、天皇も動員されたのである。

四 「東亜教育」の推進へ

1 「東亜教育」への着目

教学局の創設は、盧溝橋事件による日中全面戦争の開始直後だった。教学局では企画部企画課を中心に、占領下の中国における教育に次第に関心を強めていった。

教育を含む「対支文化工作」についての必要性は、三七年秋ころから、さまざまな団体・個人が一斉に主張しはじめ、新聞・雑誌もそれに加わった。文部省・教学局の別働団体ともいべき、伊東延吉を理事長とする日本文化協会では三七年十一月、「対支文化工作懇談会」を開き、ここには教学局長官、各部長・課長が出席している。やはり教学局から補助金が支出されている日本文化中央連盟（小山松吉理事長）では三七年一〇月、「対支文化工作協議会」を開催するほか、「日支提携して共産主義を排撃し東洋文化の確立を期す」などの「戦時対支文化工作」を決定している（「参考資料関係雑件 北支那文化工作ニ関スル意見」所収 H-7-2-0-4-5 外交史料館所蔵）。

また、三八年三月二三日の第七五回帝国議会（衆議院）では、「東亜指導者養成機関トシテノ大学設立ニ関スル建議」が可決されている。中国からの留学生に対して「特別機関ヲ設ケテ之ヲ誘導啓発シ深ク日本ノ美風ニ熏染セシメ知ラス識ラスノ中ニ日本精神ヲ体得スルニ至ラシムレハ其ノ支那本土ニ於テ及ホス感化ハ昔日ノ留学生ノ比ニアラサル」だけでなく、「此ノ千載一遇ノ機会ニ際シ感奮興起セル日本ノ青年子弟ハ茲ニ深ク自省シ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ顕彰シテ八紘一宇ノ宏謨ニ翼賛スルニ足ル人材ヲ以テ自ラ任セン」という期待が込められている。

こうした関心の高まりのなかで、文部省・教学局の「東亜教育」への着目もなされていく。一九三七年一〇月二五日付の「最近に於ける思想運動の状況に関する件」には、「支那赤化」の経緯や「現在支那人の開戦理由」（たとえば「日本軍実戦未経験」「長期戦日本不利」など）があり、研究がはじまっていることがわかる。これは企画部企画課長石井勲の所蔵史料（「石井勲関係文書」、東京大学法学部近代日本法政史料センター所蔵）中にあるメモであり、石井の起草と推測される。

文部省の「東亜教育」への関心は、一〇月二三日に開いた「北支文化事業協議会」にうかがえる。「北支現状ニ鑑ミ文部省トシテモ何カ考ヘ又ハ何ヲ為スヘキカニ付経験ノアル各位カラ御意見ヲ伺ヒ度キ」という伊東延吉次官の発言にあるように、バスに乗り遅れまいとして急遽開催されたものである。出席者は、陸・海軍各一名（ともに軍医）、外務省文化事業部の米内山領事、「医、歯科医、薬学視學員」九名で、文部省側はほかに専門・普通・実業各学務局長らが加わった（教学局からは出席していない）。協議の内容は医学薬学系の大学を作ることなどであり、この協議会は一時間ほどで終わっている（以上、「本邦人満支視察旅行関係雑件 補助実施関係」第一七巻 H-6-1-0-3-2 外交史料館所蔵）。文部省として、まだ成案を持っていなかった。

この直後、華北占領地への文教・思想担当者の派遣というかたちで、文部省・教学局の「東亜教育」への関与が具体化する。これは、「北支ニ於ケル文教政策ヲ立案セシムル為必要ナル専門者三名（科学者一名ヲ含ム）及思想工作ノ指導者三名（理論者一、实际的指導者一、組織立案者一）至急詮衡ノ上先ツ出張ノ形式ニテ北平ニ派遣アリ度」（陸軍次官・参

謀次長宛電報、三七年十一月四日付 前掲「本邦人滿支視察旅行関係雑件 補助実施関係」(第一七卷)という支那派遣軍特務部長からの依頼にもとづくものである。この時点では外務省文化事業部が窓口となり、人選のための協議会が十一月九日と一〇日に開かれた。文部省からは山川専門学務局長、有光同学務課長、阿原教学局企画部長が出席し、派遣候補者のリストが示された。東京・京都両帝大との協議も経て、十一月二七日の文部省で開かれた協議会では、陸軍側の推薦者五名(鹿子木員信、作田莊一、相馬一郎〔日本文化協会嘱託〕ら)のほか、文部省三名(伊藤日出登専門学務局庶務課長、松本良彦社会教育官、近藤寿治教学局教学官)、東京帝大三名(海後宗臣、矢部貞治、安井郁)、京都帝大三名(小島祐馬、清野謙治、吉川幸次郎)、内務省二名の一六名の派遣が決まった。

文部省派遣組は一二月八日に東京を発ち、一四日に北京に到着、二六日まで滞在し、三八年一月三日に東京に戻った。三名を代表して、近藤教学官が「北支視察報告書」を提出している。「新政府ノ標榜スル新民ノ精神ヲ理論的ニ体系付ケ共産主義、三民主義ノ理論ヲ排除シ、更ニ之ヲ止揚シテ東亜一体ノ新原理タル根本方針トソノ理論ノ確立トヲ緊要トス」としたうえで、中国の教育の現状を「徒ラニ観念的抽象的教育ニ終始セル跡アリ」と指摘し、「實際生活ニ即セル劳作学校」や男女別学、理科系学科の重視などを提言する。また、「日本精神ニ触レシメ日本人ニ対スル誤解ヲ一掃シテ真ニ日支一円ノ具体化ヲ計ル」ため、日本語を主とする日本式諸学校の設置に言及するが、これは「我が対支文化事業が兎角抽象的ニ流レ具体性ヲ逸シ居ル」と批判的に観測しているからである(以上、同前)。

この「北支文教、思想工作班」の派遣と各人提出の報告書が、華北占領地の文教施策の構築にどのように関わっていくのかは不明である。それでも文化事業部の領域に踏み込まれることを恐れ、三八年二月、外務省では自らが中心となって組織する「対支文化工作委員会」から文部省を排除していく(駒込武『植民地帝国日本の文化統合』参照)。「文部省ハ教育文化ノ主管官庁ナルモ対支事業ニ付テハ経験ナク其ノ意見ハ益スルトコロ寡カルヘク殊ニ機微ナル対支政策ヲ審議スル委員会ニ列セシムルニハ不適當」とみなしたのである。さらに、この時点で発足済みで、文部省が「世話役」だった「東亜文教委員会」(「東亜文化評議会」の誤り)も統制下におこうとする(以上、「対支文化工作委員会設置理由」三八年二月一四日、「参考資料関係雑件 北支那文化工作ニ関スル意見」所収)。

実は、軍部からは前述の文教・思想担当者の派遣要請について、「北支文教政策並思想工作」の立案も求められていた。文部省ではこれを教学局に回したようで、三七年十一月二〇日、一週間ほどで教学局長官から陸軍省軍務局長宛に「北支文教政策並思想工作ニ関スル件」が回答されている。企画部企画課長の石井昴所蔵の文書に「対支文化工作 案」という、これとほぼ重複する文書があり、石井を中心とした起草であることは確実である。「理論」として、次のような四項目が並ぶ(同前)。

- 一、北支文教政策並思想工作ハ、支那ノ伝統ヲ尊重シ民族性ニ基キ之ヲ行フヘシ
- 二、三民主義・共産主義ヲ排撃シ、東洋本来ノ思想ニ立帰り、以テ東洋文化ノ発展ヲ図ルヘシ
- 三、北支ノ教育ハ儒教ニ基ク五倫五常ノ精神ヲ中心トスベシ、但シコノ儒教ハ東洋平和ノ根本精神ニ基キタルモノナルヲ要ス
- 四、日本ハ東洋平和ノ根本精神ニ基ク道義ノ国ナルコトヲ理解セシムルト共ニ、本来日滿支ハ一体タルベキ所以ヲ明カニスベシ

ついで、基礎条件として「北支ニ於ケル日本ノ治安維持権ヲ絶対的ニ確保スルコト」「思想特ニ排日思想ノ取締ヲ厳ニシ、出版物ノ検閲及ビ取締ヲ励行スルコト」などをあげる。教育行政の中核は、「日本軍特務部及ビ特務機関内ニ教育ニ関スル企画・指導・監督ヲ司ル有力ナル機関ヲ設置」するほか、「中央及ビ地方ノ行政機関内ニ教育ニ関スル日本人顧問ヲ置ク」とする。全体として「満洲国」における文教行政をモデルとしている。学校組織については、次のような方向性が示される。

- 一、大学ハ東洋文化ヲ發揚シ、東洋永遠ノ平和ヲ確立スルタメノ有為ナル指導者ヲ養成スルヲ以テ目的トシ、特ニ北支ノ実情ニ鑑ミ医療及ビ利用厚生ニ資スル学ニ重キヲ置クコトヲ要ス（略）
- 二、中等学校ハ実業教育ニ重点ヲ置クモノトス
- 三、初等教育ハ今後益々ソノ普及發達ヲ助長シ、民衆ノ実生活ニ即シタルモノナルヲ要シ、特ニ徳性ノ涵養ニ重点ヲ置クモノトス
- 四、以上ノ趣旨ヲ徹底セシムルタメニ、教員養成機関及ビ教員再教育機関ヲ急設ス
- 五、コノ際私立学校ニ対シ厳重ナル監督ヲナシ、必要アル時ハ之ガ改廃ヲナス

原案とみられる「対支文化工作 案」では、中等教育のところに「特ニ女子教育ニ於テハ女子本来ノ使命ニ鑑ミテ教育方針ヲ確立スベキモノトス」が加わり、男女別学も志向されていた。

学校教育の中身では、日本語を必須科目とすること、教科書の編纂と検定、学校・図書館における図書・雑誌などの検閲取締の厳重化などが列挙される。教育行政の範囲は社会教育や宗教にも及ぶ。「実際指導法」では、「教育ニ関スル企画・指導・監督ノ根本ハ日本人之ヲ掌理シ、教育ノ實際的方面ニハ主トシテ支那人ヲ之ニ当ラシメ、両者ノ密接ナル聯関ノ下ニ一体トナリテ十分ナル成果ヲ挙グベシ」などとする。さらに「東洋文化協会」の設置を「思想工作」としてあげるほか、「文化駐在官ノ派遣」にも言及する。

軍特務機関のなかに「教育ニ関スル企画・指導・監督ヲ司ル有力ナル機関」を設置し、三民主義・共産主義排撃の親日教育の実施を基調とする独善的な内容だが、後述するように、文部省・教学局、そして軍特務機関・興亜院の文教施策の方向をおおよそ予告するものといつてよい。まもなく「北支文教、思想工作班」の一員として実際に視察する近藤教学官の報告書の内容とも重なる（近藤らは、この「北支文教政策並思想工作ニ関スル件」を参照していたはずである）。軍特務機関は、外務省の文化事業的な方向から、こうした文部省の提言する方向に乗り換えていったといえよう。積極的に文部官僚の出向も促がしていく。

なお、「対支文化工作 案」は、「北支」ではなく、「支那」全般として構想されていた。軍側の要請が「北支文教政策並思想工作」であったために、「北支」に絞られることになる。結果的に、文部省の実際の文教施策への関与も華北占領地に限定されていく。

もう一つ、「対支文化工作 案」には、関連した国内的施策として、「対支文化工作従事者ノ臨時養成機関ノ設置」のほか、「我が国教育ノ根本的改革」への言及もあった。「文部省内ニ東亜教育局ヲ設置シ、対支文化工作ニ関スル事務ヲ掌理セシム」を筆頭に、大学への「支那語学」講座設置、国民精神文化研究所への「支那ノ宗教・思想・民族性ソノ他社会事情ノ研究部」設置などである。全体としてこれらの改革の多くは実現には至らないものの、「東亜教育」への取組みの重要性を促したといえよう。

この立案中の一月一六日には「大東文化協会の文教使節」として「北支」を視察してきた藤沢親雄（国民精神文化研究所の研究嘱託〔法政科〕）から、「北支文化工作について」（「石井勲関係文書」）の意見を聴取している。藤沢は「支那本来の伝統を生かし、東洋精神全体主義といふ様なものを樹立して、思想的にはソ連と戦ひ、経済的には猶太系英国資本の排撃に努め、支那を王道楽土たらしめ、東亜聯邦を家族的に有機的に構成しなければならない」と提言するとともに、文化工作に携わる外務省文化事業部は「実に評判が悪い」として、教学局と交替すべきとも述べている。

その後、教学局では三八年七月、四日間の日程で、全国から高等専門学校や中等学校の教員ら約四五〇名を集めて、「我が国教学ノ本旨ニ基キ東洋教学、東洋文化ニ対スル理解ヲ増サシメ併セテ現下ノ支那ニ対スル認識ヲ深カラシメ以テ関係教科内容ノ刷新ニ資スル為」として、「東洋教学講習会」を実施している（この一回のみ）。菊池教学局長官は挨拶のなかで、「今後ノ国民教育ニ於テハ雄渾ナル気魄ト理想トヲ持チ真ニ東亜ノヨキ指導者トシテ欠クル所ナキ識見ト技倆トヲ有スル人物ノ育成ヲ任トセネバナラヌ」として、「ソノ担任セラルル教授訓育ヲ通シテカカル有為ナル人材ノ育成ヲ念トセラレタイ」と述べた。講習の内容は、伊東忠太「建築ヨリ見タル支那ノ文化」、矢野仁一「東洋文化ノ価値ト支那ノ復興」、木村増太郎（東京商工会議所理事）「財政経済ヨリ観タル支那」などである（以上、『教学局時報』第七号、三八年一〇月）。

第一節でみたように、創設後一年たっても教学局は十分に機能せず、社会的な評価も低かった。その刷新をめざし、模索される「教学局行政の積極化」の方向の一つとして、「東亜教育」への取組みが本格化していく。まず、三八年八月二二日付の「対支文化工作ニ関スル調査研究 要綱案」（「石井勲関係文書」所収）がある。企画課が中心となって作成したものと推測されるが、次のような「趣旨」にもとづいていた。

事変ノ根源ハ正ニ思想問題・文化問題ニ胚胎セルモノニシテ、之ガ抜本塞源的対策ヲ講ズルニ非ザレバ、東亜永遠ノ平和ヲ確立スルコト能ハザルベシ。

茲ニ於テ対支文化工作ニ関シ、十分ナル調査研究ヲ遂ゲ、之ガ対策ノ攷究ニ資セントスルハ、長期抗戦ニ具フル所以ニシテ、実ニ現下喫緊ノ要務ナリト云フベシ。

固ヨリ東亜ノ真ノ平和ハ、克ク日満支一体トナリ相提携シテコソ始メテソノ十全ヲ期シ得ラルベシ。而モ現下我が国ハ、東亜ニ於ケル先進国トシテ、東亜諸民族乃至諸国家ヲ指導スベキ重大任務ヲ担ヒツツアリ、我が広大ナル日本精神ニ立脚シテ東洋教学ノ刷新振興ニ邁進スルハ、独り東洋文化ニ対シテノミナラズ、広ク世界文化ノ発展ニ貢献シ、延イテハ世界ノ平和ヲ確立スル重大ナル礎石ヲ築クモノト云フヲ得ベシ

この「対支文化工作」の前提として「基礎問題及ビ対内問題ノ調査研究」や、「支那ニ隣接セル東洋諸民族ニ関スル問題並ニ現下東亜ニ多大ナル関心ヲ有スル世界列強ノ問題」も調査研究の対象となるという。こうした方向性は、「今後教学局は東亜新秩序の段階に対応する新思想の建設といふ行政の積極面に力を注ぐことゝなつた」（『東京朝日新聞』、一九三九年二月一四日付）という新聞の観測と照応している。

そして、「対支文化工作ニ関スル調査研究 要綱案」は、九月六日付の「実施要目案」を経て、一〇月一日付の文書では「時局文教国策ニ関スル調査研究」（「石井勲関係文書」所収）という、教学局行政全般の再編構想へと発展する。教学局では「国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興」を大上段に掲げたものの、具体策を打ち出せない閉塞的事態の打開策と

して、「時局文教国策」の基軸に「廣大ナル日本精神ニ立脚シテ東洋教学ノ刷新振興ニ邁進スル」ことをすえようしたのである。「実施要目案」のうち、「三、対支問題ニ関スル件」では、「思想・文化問題」として、「イ、支那革命思想ノ本質 ロ、支那民族性 ハ、支那ノ社会・政治・経済 ニ、支那ニ於ケル共產主義トコミンテルンノ工作 ホ、三民主義・新生活運動・新民主義 ヘ、支那ニ於ケル宗教 ト、支那ノ教育思想ト教育ノ現状 チ、支那ノ学問・芸術 リ、支那ニ於ケル文化団体並ニ秘密結社」という項目が並ぶ。さらに、「四、対東洋問題ニ関スル件」「五、対世界問題ニ関スル件」とつづく。

九月六日付の「実施要目案」では各項目が企画課や他課に割当てられるほか、教学局の会議で出された「調査ニ終始スル嫌アリ(志水氏)」、「対支策ヲ更ニ積極面迄押進ムベシ(小川氏)」などの意見のメモも付されている。また、企画課が担当する項目については企画課所属の一三名に割振られ、なお一五名の不足という見通しもなされていた。こうした構想は企画課を中心に練られており、その検討会には長官も加わっている。

三八年一二月の軍主導の興亜院(途中までは「対支院」構想)設置により、中国占領地における文化工作の過半の移管を外務省は余儀なくされ、ここに文部省が食い込む余地ができてくる。ちょうど、そうした段階で、教学局は先の「時局文教国策ニ関スル調査研究」を立案していた。もっとも、それは教学局ないしは文部省限りのものであり、軍・興亜院の意向に左右される脆弱さをまぬがれなかった。

このようにして、文部省・教学局の「東亜教育」への関わりは二つの方向に収斂されていった。一つは、軍・興亜院の文化工作の補完的役割・機能であり、もう一つは国内文教行政への跳ね返りである。前者は「東亜教育」の理念の構築を中心とする教学局、「東亜教育」についての調査全般にあたる教育調査部、そして国語(日本語)教育・教科書編纂などに関わる図書局が、それぞれ独自に担当する。後者は教学局を中心に、各学務局も関わる(三八年四月には、小笠原豊光実業学務局長ら三名が「支那文教視察」に出張している)。

三九年になって、文部省の「東亜教育」への取組みが加速した。五月の学務部長会議における指示事項には「興亜教育の振興」という項目が初めて加わり、「大陸発展の教育振興」「小学校教員の満支進出」が指示された(『教育週報』第七三二号、三九年五月二七日)。また、各種学校長会議でもこれが協議議題となった。とくに実業専門学校長会議では「興亜国策に即応し実業専門学校に於て実施すべき事項」という諮問に対して、「東亜経済及産業事情の熟知」「興亜国策上必要なる外国語の選択科目新設」「興亜国策に必要な産業及科学に関する調査研究の奨励」などが答申された(同前、第七三三号、三九年六月三日)。

なお、文部省の教育調査部の取組みについて、四一年四月の教育審議会の整理委員会における同部調査課長の説明から一瞥する。教育調査部においても、三七年一〇月ころから「興亜教育」を考え出し、三八年から本格化したという。なかでも「大陸ノ現地ニ研究所ヲ作り、兼ネテ興亜講座興亜教育ヲヤリマス先生ノ養成ニ当ラシメヨウト云フ考ヘト、同時ニ主要興亜事業ト密接ナル聯絡ヲ保ツコトニ依リマシテ、研究ト人材育成、建設事業トノ提携振興ヲ図ラウ」という意図の下に文部省管轄の「東亜研究所」設立の構想を立てるが、軍との連携がないためか、未実現におわる。三九年度予算に一万円の調査費がつくと、大学・高等専門学校における「満蒙支南洋等ノ事情」研究の調査、教員・学生生徒の「現地旅行」の調査、学校関係の「興亜団体」の調査、各学校における「興亜教育ノ調査」を実施するほか、部員を「満蒙支ノ現地調査」に派遣している。四〇年度には留学生の調査

や「在外邦人教育ニ関スル調査」、各校における「興亜講座」の調査をおこなっている（以上、『教育審議会 諮問第一号特別委員会 整理委員会会議録』第一〇輯）。

文部省では、四〇年一〇月、「関係ノ役所即チ陸海軍、興亜院、其ノ他対滿事務局等ノ主管ノ関係官」（同前）の出席を得て、興亜教育評議会を開催している。これは教育調査部が主管するが、教学局からも参加している。そこでの協議事項は、「学校ニ於テ教授スベキ東亜新秩序建設ニ関スル内外ノ諸政策及之ガ認識ヲ適確精深ナラシムルニ必要ナル事実、理論並統計ニ関スル資料トス」とされていた。計画では九月から毎月一回計七回の会合で、各回の協議事項も予定されていた。その第一回目は「聖戦ト東亜新秩序建設ノ理念」とされ、その要目も準備された。そのうち、「東亜新秩序建設ノ理念」は、「1 国際正義ノ確立 2 共同防共 3 経済結合ノ実現 4 新文化ノ創造」という柱から成っていた（以上、「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件」第三卷 I-1-10-0-2 外交史料館所蔵）。

興亜教育評議会については九月開催の予定が一〇月八日に延びたほか、おそらく抽象的論議に終始したためだろう、二度の開催で終わり、東亜教育・興亜教育に対する文部省の構想力や実行力の乏しさが露呈した。その一因として、中心となる教学局と教育調査部との連携もなく、他の学務局も含めて、それぞれが独自の東亜教育・興亜教育を追及していたことをあげられる。

国語局は東亜教育・興亜教育への関与のなかでも、重要な一面を占めた。日本語・日本語教育に関する先行研究は数多いので、ここでは文部省内の動向を概観するにとどめる。

文部省では、第七四回帝国議会（三九年三月）において、三九年度の追加予算「日本語教科書編纂費」二一六六八円の協賛を得る。「東亜新秩序ノ建設ニ資スル為東亜ニ於ケル日本語普及ノ目的ヲ以テ日本語読本、会話書等ヲ編纂」することを目的に掲げ、「初歩日本語」「日本語教本」「日本文化読本」「日本語会話書」の編纂を計画し、これらに従事する図書監修官二名と図書監修官補・属各一名の増員を予定する（「公文類聚」）。官制上（文部部内臨時職員設置制中改正）の実施は一一月末と遅れるが、それに先立ち図書局内に「日本語読本編纂室」が設けられ、囑託となった西尾実（東京女子大学教授）と長沼直兄（米国大使館日本語教官）らは『初学日本語読本』『日本語会話書』などの編纂に着手していた。それらの草案を持ち、図書監修官各務庸雄と西尾は興亜院事務囑託となり、一〇月から一一月にかけて、「満洲国」や中国占領地の日本語普及・教授状況の視察に出張している（以上、石黒修「支那に対する日本語普及と教科用書編纂」『教育』第八卷第二号、四〇年二月）。増員となった図書監修官には、陸軍士官学校教授の釘本久春が就いた。

この追加予算の獲得と並行して、三九年六月、「東亜諸国ニ我ガ国語ヲ普及スルコトハ新秩序ノ建設ニ方リ極メテ重要ニシテ緊急ノ事ニ属ス」（「開催趣旨」、「壺大日記」一九三九年 防衛庁防衛研究所図書館所蔵）として、文部省では関係諸官庁の代表、朝鮮・台湾・「満洲国」・興亜院各連絡部などの日本語教科書編纂や実践的な指導者、言語学者らを集めて、国語対策協議会を開催している。その狙いは「朝鮮、台湾、南洋、満洲等に於ける従来の日語教育の方針や教科書編纂は夫々孤立してゐて相互の間の連絡統一もなく一貫せる方針もなかつた。今後は更に支那その他にも日語の普及対策を講じ東亜新秩序建設のために尽さなければならぬ」（『教育週報』第七三七号、三九年七月一日）という近藤寿治図書局長の談話にうかがえる。文部省は「精神的血液」たる「国語」（荒木文相挨拶）の普及において主導権を握ろうとしたのである。各地の日本語教育の状況や日本語教科書編纂への要望

などを聴取したあと、協議会決議として文部省に「国語ノ調査統一機関設置」や「日本語教育連絡機関設置」などを要望する（文部省図書局「国語対策協議会概況」『文部時報』第六六一号、三九年七月二一日）。この後、興亜院は教科用図書編纂の事務を文部省に委譲する。

三九年一二月、文相の諮問機関として日本語教科用図書調査会（会長林博太郎）が発足し、「日本語教科用図書編纂方針並右編纂方針ニ基キ編纂シタル図書原案」（「公文類聚」）を審議することになった。四〇年五月にはまず『ハナシコトバ』（全三巻）の原案が通過し、出版されていくが、四一年四月の調査会に諮問された『日本語教本』の「要項」を例にとると、「教材」については「（イ）我ガ国民生活、特ニ児童生活ニ関スル事項、日本精神、日本事情ニ関スル事項ニ付選択ス（ロ）我ガ国ヲ中心トシテ、相提携シ、新東亜ノ建設ニ資スベキモノニ付選択ス」という方針となっていた（「参考資料関係雑件」第九巻、H-7-2-0-4 外交史料館所蔵）。

そして、四〇年一月、文部省官制の改正により、国語調査官二名、属一名、国語調査官補二名を増員し、前述の図書監修官二名と属・図書監修官補各一名を合せ、図書局に新たに国語課を創設する。国語調査官らの設置は、「外来文化ノ急激ナル刺激」や「近年文化ノ大衆化」により、「国語ノ純正ヲ失ヒ語彙語法ハ固ヨリ発音及ビ文字ノ表記ニ至ル迄混乱セル所甚ダ多シ」という現状認識に立ち、「国民ノ精神的血液タル国語ヲ適当ニ整理シ速ニ国語ノ純化統一ヲ図リ、内ニハ皇道精神発揚ノ根柢ヲ培ヒ、外ニハ正確適切ナル日本語ヲ普及セシメ日本文化ノ発揚宣布ニ資スルハ現下極メテ緊要」という理由にもとづく。図書監修官らは、「専ラ東亜ニ於ケル日本語普及ノ目的ヲ以テスル教科用図書ノ編纂ニ従事セシメ」（以上、「公文類聚」）る、という。

初代の国語課長には、二年間、北京で臨時政府教育部編審局顧問として教科書編纂に携わり、帰任した大岡保三が就任する。その大岡は、「日本語の外地への進出は日を逐うて盛んになってあるのでこの際国語の整理統一を図ることはまことに焦眉の急務である。それが一日でも後れれば後れるだけ国家の損失だと見なければならぬ」（『教育週報』第八一―二号、四〇年一二月七日）と語る。国語課創設にあたり、「国語ノ整理統一事業概要」として、次のようなものが想定されていた。大綱のみ引く（「公文類聚」）。

第一期事業

一 国語ノ整理統一

（イ）標準語ノ制定（ロ）基本語ノ設定（ハ）敬語法ノ統一

二 国字ノ整理統一

（イ）常用漢字ノ制定（ロ）字体ノ整理統一（ハ）仮名遣ノ整理統一

（ニ）送仮名法ノ決定（ホ）分別書ノ決定

三 文体ノ整理統一

第二期事業

一 国語辞典ノ編纂

（イ）標準語辞典ノ編纂（ロ）基本語辞典ノ編纂（ハ）方言辞典ノ編纂

（ニ）国語大辞典ノ編纂

二 国語文法書ノ作成

（イ）口語文法書（ロ）文語文法書

「標準語ノ制定」については、「国語ノ醇化統一上將又国語ノ海外普及上標準語即チ国家ノ認メタル共通語制定ノ急務ナルコトハ敢ヘテ贅言ヲ要セズ」とされる。また、「敬語法ノ統一」は、「殊ニ皇室並ビニ神祇ニ対シ奉ル敬語ハ速カニコレヲ統一シテ尊皇敬神ノ念ヲ高メ以テ皇国臣民タルノ自覚ヲ深メシムルヲ要ス」と説明されている。この「第一期事業」は昭和二二年度までの七か年計画となっており、一九四〇年度は「送仮名法ノ決定」をおこなうとする。三九年度中には、『初歩日本語』（「ハナシコトバ」）とその教授用書の編纂を修了した。

こうして日本語教科書の編纂や「国語ノ整理統一」の態勢が整うと、四一年二月、文部省では第二回の国語対策協議会を開く。そこでの橋田文相の挨拶には、「国語ハ、国民精神ノ宿ル所デアリ、国民精神モ亦国語ニヨツテ培ハレルノデアリマスカラ、日本語ノ海外進出ハ即チ日本精神ノ進出デアリマシテ、八紘一字ノ大理想ニ基ク東亜ノ聖業ハ日本語ノ普及ニ俟ツトコロ頗ル大ナルモノガアル」（「参考資料関係雑件」第九卷）という一節があった。

この直後の二月二五日の閣議で、「文部省に於て国語国字の調査研究並に整理統一を促進し、内閣及び各省は之に協力すること」などを決定した。ここに、「文部省は国語国字問題解決の原動力となり、国語愛護の精神を根本とする醇正な日本語、学術的調査と共に、實際上からも無理のない日本語を制定すべく、その実現に邁進」することになった（以上、『帝国大学年鑑』一九四二年版）。

以上のような日本語教科書編纂や「国語ノ整理統一」作業は、国語局が主体であり、教学局が直接的に関与することはなかったとはいえ、その向かうところは、「東亜諸国ニ我ガ国語ヲ普及スルコトハ新秩序ノ建設ニ方リ極メテ重要ニシテ緊急ノ事ニ属ス」という点で一致していた。後述する「日本語教育ニ当リテハ言語ヲ通ジテ我国ニ対スル親和ノ情ヲ醸成スルト共ニ日本精神及日本ノ国情ヲ理解認識セシメ以テ東亜新秩序建設ニ協力スルノ根基ヲ培ヒ東方文化ノ発展振興ニ資セシメ日本語ヲシテ東亜新秩序建設ニ必須ナル言語タラシムルコト」という史料は、そのことをよく物語る。これは、一九四〇年ころ、「支那側ニ派遣セラレタル日本人教員心得」として制定された「北支文教指導要綱」という興亜院華北連絡部作成の文書の一節である（興亜院華北連絡部『北支に於ける文教の現状』所収）。また、教学局から興亜院華北連絡部に出向して「対支文化工作」構想樹立の中心となる石井勲にも、「アラユル機会ニ日本語ヲ教ユルコト（国語ハ民族生命ナリ）」（石井「北支文化工作ト模範地区工作ニ就テ」、四〇年二月二四日「石井勲関係文書」所収）という発想があった。

2 「東亜教育基本理念」

石井勲は教学局企画部企画課長として、三七年一〇月、「北支文教政策並思想工作ニ関スル件」を、一年後には「時局文教国策ニ関スル調査研究」をまとめるが、それらの背景には、次のような「時局と教学刷新」についての認識があった。すなわち、「今次支那事変に際会し、我が国が聖戦の窮極の目的とするところはやはり此の国体に根差す正義を友邦支那に認識せしめ、国共合作外国依存の迷夢より覚醒せしめ、天地の公道に基づかしめんとするに在る」として、「今日既にその弊の顕著になりつつある個人主義的欧米思想文化に心

醉するにとどまらず、更に人類の敵と称せられる共産主義をも容れて抗日毎日に飽くことを知らぬ痴態に至つては、我が国は断乎之が膺懲に進むは理の当然であつて、東洋平和のため、延いて真の世界文化進展のために愈々徹底を期せねばならぬ」（「時局と教学刷新」『警察研究』第九卷第一一号、三八年一一月）と論じるのである。

一九三九年の早い段階で、石井がまとめたと思われる「新支那指導方略」という文書がある（「石井勲関係文書」所収）。「今ヤ新事態ハ武力工作ニ次グニ文化工作ヲ以テスルノ時期」という認識に立ち、「先ヅ採ラルベキ方策」として次の四点をあげる。

第一、新支那ニ対スル指導理論ノ確立

第二、支那民衆ヲシテ日本人ニ対スル絶対的信頼ヲ懐カシメ、日本人ハ真ニ吾人ヲ裨益スル良友タリ、兄タリ姉タリトノ念ヲ懐カシムルコト

第三、支那民衆ヲシテ日本人ハ欧米人ニ勝ルトモ劣ラザル雄偉ノ民族ナルコト、日本ノ国力ノ強盛ナルコトヲ熟知セシムルコト

第四、悲惨ナル生活ニ呻吟シツツアル支那民衆ノ生活ノ安定向上ヲ図ルコト

第一の点では、「共産主義撲滅ハ今更喋喋ヲ要セヌ」ことであるとされ、三民主義は「欧米流ノ自由主義、個人主義思想ニ胚胎セルモノナル」として、その根本的誤謬は是正されねばならないとされる。そして、そこから飛躍して「古来、我ガ惟神ノ道ノ糧トナリ、我ガ国本ヲ培ヒ来ツタ醇乎タル日本儒教」が「新指導理念」として導かれる。三七年一〇月の「北支文教政策並思想工作ニ関スル件」で、「北支ノ教育ハ儒教ニ基ク五倫五常ノ精神ヲ中心トスベシ」とされていたのが想起される。

第二の点では、「過去ニ於テハ支那ヲ真ニ兄弟姉妹トシテ遇スルコトナク、支那ヨリ受ケタ「悔日」以上ニ「悔支」シタルコト」「過去ニ於ケル日支親善、提携ハソノ実、物質上ノ利益打算ヲ基礎トシタコト」など、日本人の「三省」すべき点が多いとして、それゆえ「教学ノ刷新振興ハ極メテ重大ナル意義」を持つとする。ここから展開される「対内策」は教学局・文部省の現に進めている「皇国民錬成」であり、「対支策」は抽象的な次元にとどまり、実現性は乏しい。むしろ、注目すべきは「支那人ハ強者ニハ雌伏シ、弱者ニハ甚ダ強ク、又極メテ増長シヤスキ民族ナレバ、コノ点ヲ十分承知シテ表裏ナカラシメ、又決シテ増長セシメザル様心構ヘネバナラヌ」という、「悔支」まるだしの結びの一節である。

したがって、第三の点で治水問題の解決・鉄道道路の建設・農産物の増産などの方策が列挙されるものの、それらの根底には「日本人ニハ頭ガ上ラヌトノ念ヲ持タシメネバナラヌ」という発想がある。第四の点で、「如何ニ武装シテ強權ト雖、民衆ノ声ヲ無視スルコトガ出来ヌ」と述べるのは中国国民党・共産党への非難だが、それが日本に跳ね返ってくるということには気づいていない。

石井はこの「新支那指導方略」を教学局への置き土産に、そして自らはこれをもって中国占領地における文教行政の基礎づくりに臨んでいく。

その後、教学局においては、「東亜教育」の基本理念の検討を進める前提として、「(1) 支那革命思想ノ本質 (2) 支那民族性 (3) 支那ノ社会、政治、経済 (4) 支那ニ於ケル共産主義思想トコミンテルンノ工作 (5) 新民主義、新生活運動、三民主義 (6) 支那ニ於ケル宗教 (7) 支那ノ教育思想ト教育現状 (8) 支那ノ学問、芸術 (9) 支那ニ於ケル文化団体並ニ秘密結社」という「興亜文教国策ニ関スル調査研究」がつづけられた（教学局『第七十六回帝国議会説明材料』、四〇年一二月）。石井および朝比奈策太

郎らの出向する興亜院華北連絡部文化局と連携しながら、これらの調査研究が進められたはずである。

また、教学局では並行して、教学刷新の一環として大学・高等専門学校などにおける「東亜教学施設」の計画も立てている。一九四一年度概算要求に向けて四〇年の夏ころに検討された「東亜教育施設」の計画で、具体的には「東亜研究員派遣」「東亜教育資料収集」「東亜研究団体助成」のほか、「東亜教育審議会ノ設置」などがあがる（「志水義暉関係文書」所収）。ただし、これらはいずれも実現せず（「興亜学生勤労報国隊」は実施）、教学局は「東亜教育」の基本理念の構築に力を注ぐことになったようである。

三九年一〇月、西晋一郎『教学の説』を第一冊目として「教学新書」シリーズが刊行される（目黒書店発行）。これは教学局内の興亜教学研究会の編纂になるもので、この段階の「興亜教学」への関心の大きさをよく示す。もっとも、シリーズ全体では、「興亜」に関わる主題は少なかった。

前述した興亜教育評議会（四〇年一〇月か）の場で、教学局から「日本ノ教育ト云フ立場カラ興亜教育ヲ考ヘテ行ク、サウシテ日満支或ハ東亜共栄圈内ノ各国ノ関係ノ方面ガ、日本ニ於テハ興亜教育ガス様ナ根本理念ノ下ニ考ヘラレテ居ルト云フコトヲ能ク知悉シテ同調協カト云フコトヲ求メル」という立場が表明された（四一年四月二三日の教育審議会の特別委員会〔第四九回整理委員会〕における藤野教学局長官の説明、『教育審議会 諮問第一号特別委員会 整理委員会会議録』第一〇輯）。すなわち、東亜教育・興亜教育の基本理念は「日本ノ教育ト云フ立場カラ興亜教育ヲ考ヘテ行ク」ことにあるが、それをもって「日満支或ハ東亜共栄圈内」を一元的に強力に統制する意図はなく（持てず）、「同調協力」を求めることにとどまるのである。朝鮮・台湾、そして傀儡「満洲国」では、それぞれの文教当局が独自に「皇民錬成」を主導する。中国占領地においても、文部省が関われる地域は実質的に華北に限られていた（後述）。

四一年四月、教学局指導部では「東亜教育基本理念（案）」（「石井文書」所収のものは謄写刷、「志水文書」所収のものはタイプ刷、内容は同一）を作成している。先の「北支文教政策並思想工作ニ関スル件」や「新支那指導方略」は企画部企画課が関わったものと思われるが、理由は不明ながら、これは指導部の作成となっている。指導部長は藤本万治から近藤寿治に代わっている（なお、企画部長は興亜院華北連絡部から戻った朝比奈策太郎）。

「はしがき」には、「国民は今こそ皇国の使命の本質と困難なる時局の実相とを適確に認識し、全精神を之に動員し、全実行力を之に集中しなければならぬ」とあり、公表をめざして起草されたと思われる。「（一）東亜新秩序の建設 （二）日本文化 （三）満洲国の建国精神 （四）支那の政治理想 （五）支那事変の発生と三民主義 （六）純正三民主義 （七）我が国教学の本質と興亜教育 むすび」という構成である。

まず「東亜新秩序の建設」について、「最早や西洋の自由主義、個人主義に基く秩序や共産主義のそれであつてはならぬ。須らく我が日本の八紘一宇の大精神に基き、東亜永遠の安定を確保すべく体制を樹立し、延いてはアジア一帯の、更には世界全般の真の平和、人類の共栄に寄与せんとするものでなければならない」とする。「満洲国の建国精神」に触れるのは、「東亜諸民族の意識を統一してその理想を達成すると云ふ目標の実現に邁進する」モデルとみるからである。

後半では、「欧米のデモクラシーや自由主義、共産主義の思想に基く三民主義」を、東亜

新秩序と照応する「純正三民主義」に読み替えをおこなう。すなわち、孫文は「欧米列強の資本主義的帝国主義的侵略搾取と欧米個人主義的文化の浸潤による思想文化の昏迷との中に、所謂次植民地と化し、民族的生命を枯渇せんとする中国の現実的危機よりの救国を其の目的とし」、「遂に大亜細亜主義をも唱導するに至つた」とみなす。そして、孫文の精神は傀儡の中華民国政府の「純正三民主義」に引き継がれていると断じて、「純正三民主義の理想たる大同世界は東洋の王道的仁義道德文化の基礎の上に日満諸国の文化を摂取醇化し、是等と提携することに依つて実現される」とする。

「我が国教学の本質と興亜教育」では、「東亜教育」の第一歩が「日本教学の刷新振興」にあるとして、次のように論じる。

東亜新秩序は崇高なる我が国の使命の自覚と高雅なる風尚、博大なる気宇を基として初めて建設せらるゝ。而してかゝる使命は我が肇国以来の根本精神である。この根本精神は炳乎として我が国文化の奥底に輝いてゐる。然し時に之を覆ふものの存したことは否定出来ない。之を除くことが国体明徴であり、教学の刷新である。東亜教育の根基は我が国体を明徴ならしめ、教学一体の実を挙げ、興亜の経綸を實踐し得る人物を育成するにある。之が為には先づ国民をして国体の本義を敢然に体認せしめなければならぬ。(中略)

要するに東亜教育は深淵宏大なる我が国教学の本旨に基き東亜の指導者たるべき大国民を養成することを第一の目標としなければならぬ。

「むすび」においても、「我が国の文化が真に世界のそれを純化し指導する為には、自ら大なる実力を備へねばならぬ」として、「日本的学問の樹立」に「東亜教育の目標」を定めることになる。この「東亜教育基本理念(案)」では、「東亜教育」の目標が国内向けに限定され、東亜新秩序の建設という大事業の遂行にふさわしい、国内の「東亜の指導者たるべき大国民」の養成に収斂している。

実は、先の「東亜教育施設」創設に関するメモ中には、「東亜覚醒ノ聖戦ヲ遂行中ニ拘ラズ」、占領地においては「寧ロ新タナル排日抗日ノ因ヲ我自ラヨリ強ヒツ、アルノ状況」という憂慮から、「国内全教育機関ノ新タナル覚醒ヲ促シ聖戦目的ノ完遂東洋永遠ノ大計ヲ分担スベキ個々ノ国民ノ自覚ニ俟タザルベカラズ」という認識が生まれていた。「東亜新秩序完遂ノ根本的要件タル我國民鍊成ノ徹底」が大きな課題となりつつあったのである。また、大本営陸軍部研究班の作成した「海外邦人ノ言動ヨリ観タル国民教育資料(案)」(一九四〇年五月)では、「幾多ノ反省」を要するとされる「海外地在留邦人ノ言動ハ結局内地日本人ノ素質並ニ聖戦ニ対スル觀念ト不離ノ關係ニ在ル」として、「聖戦目的ノ大精神ヲ認識セシムベシ」などの「国民教育上着意スベキ要綱」(高崎隆治編『大東亜戦争ニ伴フ我カ人的国力ノ検討』所収)が掲げられる。この文書は文部省にも送られており、国内教育刷新の圧力となった。つまり、東亜新秩序建設への邁進という「東亜教育」「興亜教育」の唱導が、『国体の本義』を理解実践し、皇国民としての鍊成を積むという意味を強めたことになる。

四一年一月一八日付の教学局用箋に書かれた「興亜院トノ諒解要領」(「石井勲関係文書」所収)という文書にも、「教学ノ刷新振興ハ我ガ国現下ノ最大急務ナリトス換言スレバ大東亜新秩序ノ建設ハ未来永遠ノ為メノ基礎工事タル教育ノ力ニ俟ツコト甚ダ大ナリ」とある。なお、この「諒解要領」とは、興亜諸団体の指導理念統一に関する件が閣議で決定され、大東亜新秩序建設に関する啓蒙的思想運動を大政翼賛会が担当することになったことに危

機感を覚えた文部省・教学局が、「国内東亜教育ニ関スル指導理念」の立案においては文部省が中心となり、興亜院などと協力するという方針を確認したということである。教育の面において、「日満華三国」は「歩調ヲ一ニシ苟モ齟齬スルコトナキ」ことを、文部省・教学局は志向した。

ところで、第一節でみたように、四一年六月の教育審議会の整理委員会の場で、教学局の存廃をめぐる論議があった。そのなかで、田所美治特別委員長は繰りかえし「教学局ノ拡充—興亜教育」を主張する。二五日の会議では、「教学局モ初メ国体明徴ノ関係デ出来マシタガ、国体明徴ノコトハ、是ハ何遍ヤツテモ尽キマセヌシ、大体目鼻モ付イタヤウニ思ヒマス、ソコヘ興亜ノ関係ガ出テ来マシタ、之ヲ教学局ニヤラシテハドウカト云フコトニナツタノデス」と発言する（「各種調査会委員会文書 教育審議会書類」、国立公文書館所蔵）。二七日の会議では、文部省に新たに総務局興亜課を置くという案に対して、「興亜院、外務省、拓務省等ノ関係ヨリ、興亜課デハムツカシイ。教学局ノ如キ大ナル形ヲ可トセズヤ。国体ノ本義デデキタ教学局ナレド、興亜ハ八紘一字ナレバ、教学局ニヤラセルハ如何。調査研究ノミナラズ、思想ノ変遷ニ応ジ、思想行政次官トシテ行ク事ガ必要」と力説する。しかし、教学局には「思想取締ノ臭」（赤間信義）があるなどとして、支持は得られなかった。当の藤野教学局長官でさえ、「現在ノ教学局長官制デヤリウル興亜教育ハ、調査ノ域ヲ出デマジ。原理的ナルモノヲ明ニスル点、academical ナ方面ヲ担当スル事ニナルベシ。興亜ノ国内的ナ方面全部、例ヘバ興亜的教材ノ問題其他具体的ナ事務全部ガ教学局デヤレルト思ハヌ」と述べるのである（以上、『有光次郎日記』）。教学局では「東亜教育基本理念」という「原理的ナルモノヲ明ニスル点」に、その役割を絞っていたのである。

これに先立つ四一年四月の教育審議会整理委員会で、教育調査部の加藤恂二郎調査課長は、「東亜新秩序建設ニ関スル内外ノ諸政策及ビ是ガ認識ヲ的確清新ナラシムルニ必要ナ色々ナ事実トカ理論トカ統計ト云フモノヲ調査蒐集致シマシテ、ソレヲ各学校ニ配ラウ」（『教育審議会 諮問第一号特別委員会 整理委員会会議録』第一〇輯）という計画を披露しているが、これが九月に「興亜教育参考資料」の第一輯として刊行される『大東亜新秩序建設の意義』である。そこには「興亜教育」についての叙述はない。

さて、三〇年代後半の帝国大学総長会議や学生主事関係の諸会議には、京城帝大・台北帝大からも参加するようになっており、文部省の指示も行渡るようになったが、朝鮮・台湾の文教当局との人事交流などはなかった。そのなかで注目されるのは、紀元二六〇〇年を記念した、四〇年七月に東京で開催された「東亜教育大会」である。主催は東京市と帝国教育会で、興亜院や外務省などとともに文部省も後援する。「一 東亜新秩序建設ニ対スル教育的協力 二 日満支教育者ノ親和連繫強化」が目的に掲げられた（「東亜教育大会事務提要」、一九四〇年六月 「中田俊造文庫」所収 国立教育政策研究所図書館所蔵）。『教育週報』第七九一号（四〇年七月一三日）は、「炎熱に張切る東亜教育大会」「緊密なる提携協力へ」などと報じるが、実質的な論議には乏しく、「東亜新秩序建設ニ対スル教育的協力」アピールのためのセレモニーだった。

3 華北占領地域における文教工作

果勇「華北占領区の新民会」（北京市政協文史資料研究委員会編『北京の日の丸』）は、

「日本の文部省は「華北の日華提携の文教体制」を樹立するために、文部省で「中堅人物」と言われた図書局編集課長藤本万治と督学官横山俊平等をつぎつぎに中国に来させた。彼らが華北に来た目的は、傀儡政権に「協力」して、「親日教育の牢固な基礎を確立する」ことであった。奴隷化教育を推進するために、新民会は教育界に大きな力を注いだ」と述べる。

「華北占領地域における文化工作」については、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（一九九六年）や安野一之「華北占領地域における文化工作の諸相」（杉野要吉編『交争する中国文学と日本文学』、二〇〇二年）などの先行研究があり、とくに日本語教育についてはさらに多くの研究蓄積があるが、文部省の関わった文教工作の構想と実態についての検討は少ない。

藤本万治（作田荘一の実弟）らの教科書編纂からみよう。約七か月間の勤務から帰国後、藤本は文部省内の教育研究会で「北支に於ける文化工作の現状」を報告する（『文部時報』第六四二号～第六四五号、三九年一月～二月）。長く教科書編纂にたずさわりの、図書局編修課長を勤めていた藤本と督学官の横山に対して、三八年二月、「突然」、「北支の方へ出張を致すやうにと内命」があったという。前述の伊藤・近藤らの視察を踏まえて、「第一に直接指導援助する人材を送る必要を痛感」した文部省では、さらに「新政権教育部と協力親日的教育の牢固たる基礎を確立すべく今後はどしどし相当の権威者を派遣する」方針と報じられた（『東京朝日新聞』三八年二月一四日付）。藤本らは、朝鮮「京城」と「満洲国」奉天での教科書編纂関係者からの聴取を経て、「北京」に到着、特務部総務課文教室での勤務がはじまる。まず教育方針の立案提出を求められる（藤本「北支に於ける文化工作の現状」）。

此の方から携へて参つた内閣から示されて居ります対支の政策を能く吟味致しまして、先づ最初に対支文化工作の根本といふものを定めましたのでございます。次にその根本方針といふものを日支提携の精神からどういふやうに支那の教育方針に合はせて行くか即ち中華民国教育方針といふものを樹立するに当つて、我が国策をどういふ風にその中に織込むかといふことに就ては、非常に慎重に致さなければならないことであります。それで一方支那の従来を調査すると共に、其の中に国策を織込むことに苦心致しまして、兎も角も三月十二日に中華民国教育方針といふものを立てまして、之を特務部に差出したのであります。

さらに小学校から大学までの学制改革案も提出する。二週間余りでまとめた「対支文化工作」根本方針と「中華民国教育方針」についての内容は不明である（文部省にも報告したという）が、後者は傀儡政権の「教育部総長或は教育部次長の名に於て訓示として発表された新教育方針と殆んど意見の一致を見て居る」という。すなわち、四月一五日に教育部総長名で発せられた「新教育方針」についての訓令には、「過去ノ国民政府施行ノ教育ハ党化ヲ方針トシ排日ヲ手段トセル結果今次事変ヲ惹起セリ、今後ハ党化排日ノ教育ニ対シテハ速ニ嚴重取締ヲ加フヘシ」を筆頭に、「従前各級学校ノ使用セシ教科書教材ハ不足妥当ナラサル箇所甚タ多キヲ以テ之ヲ改正ス」（興亜院華北連絡部『北支に於ける文教の現状』、一九四一年七月）という項目もある、さらに「職能教育体育の重視及び東洋特有の女子教育の尊重等」（「北支に於ける文化工作の現状」『文部時報』）も、藤本らの方針と一致したという。しかし、この一致は、軍特務部が強力な「内面指導」を発揮して傀儡政権に作らせたものゆえ当然ではある。藤本らの提出した二つの方針が参考にされた可能性も強い。

「支那側教育行政の指導は興亜院華北連絡部が軍と密接なる関係を保つて、之に当り」、「中華民國臨時政府教育部」に対しては「連絡部直接に、各省市に対しては主として軍特務機関を通じて間接に指導」（『北支に於ける文教の現状』）するという態勢だった。

そして、八月の新学年開始に間に合わせるための教科書編纂の作業がはじまる。藤本自身が八月の北京市小中学校教員向けの講習会で語った「編纂趣意」とは、「中国固有の道義に依拠し、時代の趨勢に順応して中日満の親善協力を実現し、東亜諸国の安定と東方文化の発展とを促進すべき新中国の善良有為なる国民を養成するを以て主眼とすると共に尚児童生徒の生活と社会の実情とに即して道義の涵養に重きを置き、職能指導に力を注ぎ、徒らに知識を偏重する弊を避け、実学の奨励を旨とする」というものである。その実態は、「全く毒饅頭のやうな排日教科書」の排斥を第一義とし、さらに「満洲国否認の材料、党化教育の材料及び親蘇容共の材料等を一切入れない穩健中正の教科書」であった。

三月から八月までに、藤本・横山の指揮の下、二五名の「編審」により、小学・中学から師範学校、社会教育の方面まで、各科目の教科書一五五冊が一举に編纂された。中華民國臨時政府教育部は、これらの新国定教科書を使用すべきことを訓示した。教科書編纂事業は、藤本らと交代に文部省から派遣された大岡保三（図書局編修課長）と熊木捨治（督学官）に引き継がれていく。

教科書編纂に目処をつけた藤本らは、ついで「小中学師範学校の新教科課程の制定」にあたる。その特徴は「従来排日抗日の教科となつてみた公民訓練を除」き、理科方面に重点をおくことや「修身科」・「劳作科」を新設することなどに加え、「日本及び日本文化の理解に努めしめる為、日本語を必須科目」としたこと（小学から中学まで毎週二、三時間）であった。

これらと並行して、教育部直轄の学校開学にも関与している。教員の再教育機関である「師資講肄館」、国立北京師範学校、教育部立外国語学校、国立北京大学などで、それらには日本人教師が多数招聘された。また、「新国民教育を興す」ために、教育部経営の「模範小学校」も設立された。さらに、「日支学会並びに文化団体の協力に依り日支両国の文化提携と東亜文教の振興とを図ること」を目的に、三八年八月、「東亜文化協議会」が設立された。

北京の傀儡政権下、華北で「親日教育」政策が樹立されるのと並行して、各占領地域でも独自に「教育工作」が進められた。一例として、青島治安維持会の場合をみると、三八年二月以降、「党化教育並排日抗日教育ヲ根絶スル要アリ」（外相宛青島総領事代理報告、三八年三月三日付 「参考資料関係雑件 学校及学生関係」第八卷 H-7-2-0-4-1 外交史料館所蔵）という方針に立って、「支那人教職員再教育」の講習に取組む。ここでは「中国旧来ノ五倫八徳ヲ中心トシ日本近代文化ヲ融合シ教育方針トス」（外相宛青島総領事代理報告、三八年四月二五日付 同前）となっていた。これは、日本軍の特務機関や総領事館などの「内面指導」にもとづくだろう。

藤本は三八年九月に帰国後、まもなく教学局指導部長に就任する（横山は東京帝大書記官〔庶務課長〕に就任）。その後、三九年三月、企画部企画課長の石井昂が「北支方面軍司令部参謀部」勤務となり、五月には興亜院華北連絡部の調査官となる（なお、石井は東京帝大学生主事時代に華北地方を視察した経験がある。石井の自伝『東大とともに五十年』〔一九八三年〕における興亜院華北連絡部関連の記述としては、アヘン禁圧策・北京大学

振興策のほか、新民会による日中青年に対する教育訓練〔「その新秩序教育の根本方針は、公正、共助、共生の精神に立つものであった」〕程度にとどまる。四月には文部省会計課長などを勤めた朝比奈策太郎が興亜院書記官、実業学務局事務官小関紹夫が興亜院事務官となり、「北京」勤務となる（帰国後、朝比奈と小関も教学局勤務となる）。

三八年一二月の軍主導の興亜院設置にあたり、外務省はそれまで文化事業として進めてきた過半を移管せざるをえなくなった。一二月一六日の閣議決定によれば、移管されるのは、「支那現地ニ於ケル支那人教育機関及日本ニ於ケル支那人ノミノ教育機関並ニ支那ニ於テ活動スル人物ノ養成ヲ目的トスル支那現地ノ日本人教育機関（東亜同文書院ヲ除ク）」のほか、「学術研究機関」や「支那ニ於ケル文化助長ニ関スル事項」などである。そして、石井や朝比奈らの文部官僚は、この興亜院による文化事業の実務の下請けとして出向が求められたことになる。同時に「興亜院ト文部省トノ事務分界」も決まる。興亜院は「支那側教育諸機関ノ内面指導ニ関スル事項」などを担当し、文部省の権限は「支那側教育機関ニ推薦スベキ日本人教員ノ銓衡ニ関スル事項」などに限定された（以上、「興亜院ト外務省トノ事務分界」、「雑集」H-7-2-0-7）。したがって、中国占領地における「興亜教育」は興亜院の管轄するところとなり、文部省は出向者を通じて間接的に関わっていくかたちとなる。

興亜院「第七十五回議会興亜院関係想定問答集」（四〇年一月一〇日、国立公文書館所蔵）では、「支那ノ文化指導ノ要領如何」という質問に対して、「東亜新秩序ノ建設ヲ指標ト致シマシテ我国文化ノ精華ヲ発揚スルコトニ依リマシテ支那文化ノ正シキ発達ヲ図リ以テ皇道思想ヲ中核トスル新ナル東洋文化ノ創成発達ヲ期スル如クセネバナラヌ」という答えを用意している。さらに具体的に「支那教育指導要領如何」については、「抗日教育及共産主義教育並ニ欧米依存教育ヲ芟除シ支那側ヲシテ進ンデ東亜新秩序ノ建設ニ邁進スル人物養成ニ努メシメ以テ今次聖戦究極ノ目的ヲ達成スル様向ヒ度ク」としている。三九年度には「内閣興亜文化事業費」として一五〇〇万円が支出されるが、そのうち「教育」には一四％が振り分けられた（「医療防疫」に最大の四四・八％）。

さて、朝比奈は一年間の興亜院華北連絡部出向を経て帰国、教学局企画部長となるが、その直後の四〇年五月一六日、教学局思想研究調査委員会懇談会で「北支に於ける文教問題」を講演している（『思想研究』第一〇輯〔四〇年一〇月〕に掲載）。先の藤本報告から一年半ほど経過した現状報告で、内容は多岐にわたる。

教科書編纂については、藤本らの試みを「消極的の教材を除去すること」という第一期と位置づけ、その後、「日満支三国共生の緊要性を確認せしめると云ふ教材、もう一つは道徳の実践、勤労愛好の精神を涵養するに足る教材」を追加する第二期を経て、「時勢の推移に伴って内容文章を逐次改めて東亜新秩序の一環たる新支那建設に資するに足るだけの教育を施すやうな教科書を編纂する」第三期に進みつつあるという。

第二は「師範教育の刷新充実」で、小中教員の再教育や教員任免制度の改善、教員の待遇改善、督学機関の整備などに論及する。第三は「日本語の普及」で、日本語教科書の編纂と日本語教員の養成の整備が進められている。第四は「北京大学の刷新振興」で、まず「医農重点主義」がとられるほか、日本人教員の積極的招聘が実施されている。第五の「学校教育の内容改善」では、「主知主義の弊を除いて、實際生活に即して教育を行はしめ」、「勤労愛好の精神を涵養する」方向がめざされる。また、「女子教育」については、「女子の天分に鑑み、世運に即応して良妻賢母たるの資質を啓培する」という、「支那の教育内容

改善の上に於きましては殆ど革命的なことを実施しつつある。ほかに、学校の「予算経理」改善により、教員の待遇改善を図っているという。

基本的にはすでに藤本らが道筋をつけた内容であるが、これらの進展状況や効果について、朝比奈は明確な説明を加えておらず、ようやく軌道に乗りつつあるという現状認識と思われる。それは根本的には華北占領地における統治全般の安定度や浸透度に関わることであり、この時点までは「治安戦」という点で圧倒しつつも、特務機関による「政治工作の浸透は、遺憾ながらもまだ所望の域に達せず、北支施策の弱点は実にここにある」というのが、軍当局の認識だった（北支那方面軍参謀長の口演、四一年一〇月三日 防衛庁防衛研修所戦史部『北支の治安戦』一 「戦史叢書」、一九六八年）。

最後に、朝比奈は東亜新秩序建設という「此の大事業の成否或は遅速と云ふことの理由は一体どこにあるか」と述べる。そこで指摘されたのは、「支那人に好感を持たれ、支那人に手を差伸べるに足る日本人」の資格の欠如であった。「満洲国、支那の人々に対して指導的立場に立つべき日本人に、其の資格要件を具備して居るか否かと云ふ問題に掛つて来る」として、そこから「八紘一宇の精神が日本人がしつかりと把握し、之を實踐することの出来る教育を施さねばならぬ」と導かれる。それゆえ、「国体の本義に徹した日本人を作ることこそ、興亜教育と言ひ得る」となり、日本国内の教学刷新の問題にもどってくるのである。「支那側教育諸機関ノ内面指導ニ関スル事項」を興亜院が掌握するため、文部省の直接関与できるのは、必然的に国内の「興亜教育」となった。

朝比奈報告の一年後の四一年七月、興亜院華北連絡部は『北支に於ける文教の現状』をまとめる。内容的には上述の範囲と重複する。「日本語教育」の項中、「支那側ニ派遣セラレタル日本人教員心得」として、「北支文教指導要綱」が掲載されている（作成日時は不明）。一九四〇年前後、次のような「指導方針」にそって「文教指導」がおこなわれていたのである。

従前ノ容共抗日教育ノ残滓ヲ芟除シ欧米依存ノ弊風ヲ徹底的ニ是正スルハ固ヨリ、東亜ノ新事態ヲ理解セシメ東亜各国共存ノ必然性及必要性ヲ確認セシムルト共ニ日本精神ヲ中枢トシテ東方固有ノ道徳ヲ顕揚実践セシメ依リテ以テ企図スル新秩序ガ支那及支那民衆ヲ匡救シ大東亜永遠ノ平和ト繁栄トヲ招来スル唯一ノ方途タルコトヲ深く体得自覚セシメ以テ東亜新秩序建設ノ根基ヲ啓培セントス

つづいて「指導要領」が一〇項目列挙される。ほぼ前述のとおりだが、「日本語教育」の項は注目に値する。すなわち、「日本語教育ニ当リテハ言語ヲ通ジテ我国ニ対スル親和ノ情ヲ醸成スルト共ニ日本精神及日本ノ国情ヲ理解認識セシメ以テ東亜新秩序建設ニ協力スルノ根基ヲ培ヒ東方文化ノ発展振興ニ資セシメ日本語ヲシテ東亜新秩序建設ニ必須ナル言語タラシムルコト」とするのである。そして、この第一線における「支那側学校ニ派遣セラレタル日本人教員」に対して、「支那文教ヲ通ジ聖業翼賛ノ重責ヲ荷フ者常ニ之ガ実践躬行ニ努メ養正大和ノ大道ニ精進シ奉公ノ誠ヲ竭サムコトヲ望ム」という「規範」も示されている。

さて、華北占領地ではこのような「文教指導」と密接に関連して、より広範な「思想指導」も試みられた。主に石井が関わったと推測される。興亜院華北連絡部文化局の調査官として半年が過ぎた四〇年一月一五日の日付で、「文教班」名による「北支思想指導大綱案」が作成されている（「石井勲関係文書」所収）。「我カ国肇国ノ大精神ニ基キ支那在来ノ思想

ヲ醇化シ以テ新支那ヲ指導スベキ思想ノ育成發展ヲ図ラシムルヲ主眼」とするという「指導方針」につづき、「指導要領」一五項目が列挙される。そのうち、教育に直接関わるものを引く。

四、対支文化工作ニ従事スルモノ殊ニ教育ノ任ニ当タルヘキモノハ日本文化ノ優秀性ヲ確信セルモノヲ以テ之ニ充ツルコト

五、各般ニ於ケル指導者ノ練成ニ主カヲ注ギ学校教員ニツキテハ特ニ之ヲ重視スルヲ要シ理論指導ト共ニ集団的生活訓練ヲ併課スルコト

九、幼少年ノ教育ニ留意シ小中学校ニ於テハ東洋思想ヲ根基トナシ勤勞ノ美風、体力、技術、注意力等ノ仕事力及敬虔ノ念ノ養成ニ重点ヲオクコト

一〇、大学専科学校ニ於テハ東洋思想ニ基ク人格ノ陶冶ヲナシ併セテ専門學術ノ攻究ヲナサシムルモノトス、コノ際精神科学ト自然科学ニ於ケル研究方法ノ異同ヲ明カニシ又科学ノ限界アル所以ヲ明瞭ナラシムルニ留意スルコト

一一、女子教育ニ於テハ男女共学ヲ廢シ女子ノ天分ヲ考慮シ敬虔勤勉ナル母性ノ涵養ニ主カヲ注クコト

これらはすでに藤本らにはじまる教育方針の策定や教科書編纂を通じて実施されてきており、あらためて「思想要領」として確認されたものといえよう。ついで、具体的な「実施要項」となる。「支那人タル教員並ニ各種指導者ノ訓練助成」と「日本人タル教員並ニ各種指導者ノ訓練並ニソノ助成」に分かれ、前者では小学校教員・中等教員それぞれの「思想再訓練ノ開催助成」が中心となる。一か月前後の合宿による「思想ヲ主トスル再教育」で、指導者や講師は華北連絡部から派遣する。大学や専科学校の教員については、やはり連絡部から派遣した講師を中心とする「研究討論会ヲ開催セシメ逐次ソノ思想ヲ再教育シ併セテ専門学科ノ学カヲ補充向上」させるとする。在中国の日本人に対しても、「新秩序建設ノ指導的責務」を負い、「各自ラ宣撫官タル覚悟」を常時持たせるような訓練が求められた。また、「抗日及共産凶書ノ検索」や「各種機関ノ思想工作方針ヘノ協力」、学校視察、「日本見学団ノ助成」などの項目もある。

この「北支思想指導大綱案」の内容の一部については、すでに実施に移されていた。中国人教員に対する再教育は、一九三八年以来、「中等学校教員に対しては教育総署主催、小学校教員に対しては教育総署と省市公署の共同主催の下に、夫々夏期講習会を開催し、教員の人物錬成と学力の補充就中思想の再教育を行つて興亜教育の徹底」が期された。中等学校教員の講習会では毎年約一〇〇名を受講させ、「合宿制を採り規律ある団体生活を通じて旺盛なる実践力を涵養せしむると共に夜間を利用して、座談会研究会映画会等を開催し、各自研鑽錬磨をなさしめ」た（以上、興亜院華北連絡部『北支に於ける文教の現状』）。

「新東亜建設の基礎工作の指導者を育成し、以て北支に設定せられたる模範地区の拡充強化を促進し、北支民政の安定に資する為」（同前）として、三九年一〇月、「多田部隊、興亜院華北連絡部、大使館、新民会」などの「有志者の発議」により、「興亜訓練所」が設置された。「有志者」の中心に石井調査官がいる。この第一回訓練は一〇月下旬から一月中旬までおこなわれた。

四〇年二月から四月にかけての第二回訓練にも、石井は教務部主任として深く関わっている。模範地区工作の促進のため、「各種工作要員ノ精神的訓練及技術的教育ヲ施」すため、「県連絡員、合作社（農業技術員）、宣伝教化、勞工工作要員及華人要員計二百十一名」を

集め、前期は「全員総合教育」、後期は「各要員別分科教育」をおこない（計四五日間）、終了後は「各兵团（特務機関）ニ配属」した（北支那方面軍参謀部『月報』、四〇年五月 「陸支密大日記」 防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

石井は教務部主任として「日本精神ヲ核心トスル東亜新秩序理念ヲ基調」とする講義全般の構成に携わる。その総論にあたるものが「東亜新秩序の基本問題—世界観の転換—」である（四一年三月、新民会訓練所で配布するために印刷、「石井勲関係文書」所収）。「東亜新秩序の建設が従来とは全く相異なる新世界観、新指導原理によつて行はれつつあり、その原理は日本の国体そのものである点よりして、この教育は日本が中心となる必要がある」と断定し、「共産主義の克服その他自由主義、民主主義、社会主義、主知主義、唯物主義、観念論等々の個在主義的諸思想の批判審判が行はるべきである」と導く。そして「注意を要すべき大綱」の多くは、前述の「北支思想指導大綱案」の「指導要領」と重なる。

「興亜訓練所」で、石井はほかに「北支文化工作ト模範地区工作ニ就テ」や「三民主義ト共産主義」などの講義を受けもっている。前者の講義案のうち、「文化工作ノ使命」は次のような内容である。

(イ) 当面的使命及其達成方法

平和気分醸成—共産党ニ対スル憎悪観ノ醸成—国共合作ニヨル蒋介石ニ対スル憎悪観ノ醸成—対日畏敬観ノ養成

〔方法〕—生活ノ安定化—共産党罪状ノ曝露（略奪、破廉恥、宗教破壊、家族制度破壊、殺人、墳墓破壊等々）—国共軍敗退日軍大勝ノ宣伝—日本ノ国力、美風ノ宣伝—日軍蹶起ノ滅共対蔣興亜ニアル点ノ明示—蒋介石ノ売国的態度曝露等

(ロ) 恒久的使命及其達成方法

「善隣友好、共同防共、経済提携」—新秩序建設—東洋文化発揚—世界文化転換—個人主義文化ノ止揚—同胞的、建設的—共生—恭儉勤敏

〔方法〕—指導者ノ自肅、率先躬行—宗教心助長（非唯物的、非鬪争的）—勤勉ノ美風涵養—犠牲的精神涵養—日本ノ真意伝達

さらにこれら「文化工作」実施上の注意点が一七項目も列挙される。「自ラヲ慎ムコト」「日本ノ大陸進出ハ日本ノ手段ナリトノ観念ヲ一掃シテ聖業ノ真義ニ徹スルコト」のほか、「各種教化ノ内容ハ「共儉勤敏」ト「日本畏敬感」トノ培養ニアリ」や「アラユル機会ニ日本語ヲ教ユルコト（国語ハ民族生命ナリ）」などもあった（以上、石井「北支文化工作ト模範地区工作ニ就テ」、四〇年二月二四日 「石井勲関係文書」所収）。

石井はさらにこの訓練期間中に、「現地の「指導者」はいかにして創らるべきか」という題で講演もしている。「現役「指導者」の再錬磨」の意義を強調する一方で、「日本人全体の質的向上」にも言及する。「大陸の建設は国内にあり—といふべきである。国内の教育は更に一段の飛躍を必要とする秋である」と述べ、留意すべき点として「真の日本人の養成」「大陸に対する認識の向上」「世界状勢に対する認識の向上」「聖戦の意義明徴」「身体鍛錬」をあげる（「石井勲関係文書」所収）。石井も藤本や朝比奈と同じく、「興亜教育」振興を国内教育の刷新と結びつけるのである。

「興亜訓練所」は、五月、経営の合理化を図るとして新民会に移管される。新民会では三つの「中央訓練処」を置いた（前掲『北支に於ける文教の現状』）。

なお、興亜院蒙疆連絡部では、華北「興亜訓練所」をモデルとして、四一年十一月、「蒙

疆に於ける官民各界の日本人中堅指導者たるべき人に対して皇国民としての人格を錬磨し、現地経営に欠くべからざる識見及び実践力を涵養し、以て東亜新秩序建設の根幹たるに必要な錬成を施す」目的で、「蒙疆日本人錬成所」を設けている。その実践綱領には、「一、国体の本義に則り各其の職分に奉公し協心戮力国防国家完成の礎石たらんことを期す 一、八紘一字の精神に基き道義蒙疆を建設し進んで大東亜新秩序の確立に邁進せんことを期す」などが掲げられた。張家口中央学院を会場に、二六名が受講した。ここに教学局普及課長の志水義暲が出張し、『国体の本義』を講義している（以上、志水「支那に於ける教育への一考察」『興亜教育』第一卷第二号、四二年二月）。

前述の「北支思想指導大綱案」が提案していた「思想対策委員会ノ設置」は、四〇年春、興亜院華北連絡部文化局を中心に実現をみる。ここでも石井が委員兼幹事として中心的役割を果たした。「思想対策委員会要綱案」では、その目的を「支那事変処理完遂ノ為各種工作ノ根柢タルベキ指導思想ヲ明確ナラシメ進ンテ東亜新秩序建設ノ理念ヲ体系化セシムル」とする。「我方工作ノ根柢タルベキ指導思想ノ骨子ヲ明確ナラシム」第一段階の作業は、「我方ノミノ腹案トシテ秘密扱」で進められる。第二段階で「支那側ノ立場ヲ顧慮シ」、調整する。ここまでを六月上旬から七月下旬までの期間でおこなうとする。ついで、第三段階は「日支ノ学説思想等ヲ以テ説明敷衍シ東亜新秩序建設ノ理念ヲ体系化セシム」という。

六月二九日付で華北連絡部名の「東亜新秩序建設ノ基本理念」が作成された。前述の第一段階の「思想指導ノ骨子」に相当する。東亜新秩序は「我カ肇国ノ精神ヲ基調トシ先進国タル日本ノ指導ノ下ニ先ツ日滿支三国ノ強力ナル有機的共同体制」と位置づけられ、文化については「当面ノ目標トシテ欧米ノ文化的桎梏ヨリ東亜ヲ解放シ東亜新秩序ノ原力ヲ涵養スルモノトス」とされた（以上、「支那事変関係一件」第一三巻、A-1-1-30 外交史料館所蔵）。

思想対策委員会に先立ち、四〇年二月、北支思想対策評議会という組織も作られている。「大東亜共栄圏建設の基調たる東亜新秩序理念の闡明並に支那側機関との連絡、指導其他思想工作を積極的に推進せしむるため必要と認むる事項を研究調査審議する目的」（『北支に於ける文教の現状』）で、軍・興亜院・新民会の関係者で組織され、石井も委員の一人となる。準備段階では、「内地側委員ヲ北支ニ招キ、現地ノ実情ヲ十分諒解セシメタル上、總會ニ於テ大綱ヲ審議シ、之ヲ小委員会ニ付託シテ詳細立案セシメ、ソノ結果ヲ再ヒ總會ニ諮リテ決定ス」という審議方法が考えられ、和辻哲郎・大川周明・南原繁・高田保馬・高橋亀吉らを委員とする計画だったが（「石井勲関係文書」所収）、実際には大幅に縮小され、「北支」現地の関係者のみで構成された。

そして、北支思想対策評議会では早くも三月一五日に『東亜新秩序の基本理念』を一万部発行する。冒頭には、「東亜新秩序は、自利を制し対立を去り、各々その材に応じその長を伸ばさしむると共に、全体の調和発展を期し、以つて東亜諸国及び諸国民の互助連帯、共存共栄を實踐具現し、茲に東亜恒久の平和を招来し、更に進んで新なる世界文化を創造せんとするものなり」とあり、結語では「国防、政治、経済、文化の諸般に亘り、有機的共同体制を形成せんとするもの」とある。六月末の華北連絡部「東亜新秩序建設ノ基本理念」との関係でいえば、本書は上位の理念に位置づけられよう。

ただし、こうした委員会や評議会が複数作られ、「東亜新秩序理念」が練られたとしても、どこまで占領地において浸透力・影響力をもったかは疑わしい。そもそも傀儡政権の教育

体制が脆弱なものだった。興亜院華北連絡部が四〇年一〇月三〇日付でまとめた「華北（河北、山西、河南省）及南京上海ニ於ケル教育施設概況」（「大日記乙輯」、一九四〇年 防衛庁防衛研究所図書館所蔵）には、各地の教育状況の「視察全般的所見」として、次のような記載がある。

中、北支ヲ通シテ教育一般ノ状態ハ復興ノ途中ニアリ主要都市及皇軍ノ占領ニヨリ治安ノ維持セラレアル地方ハ学校モ漸次復興セラレ又就学児童モ逐日増加シツ、アルモ否ラサル地方ハ共匪ノ掠奪、治安ノ攪乱ニヨリ教育ヲ顧ミル遑ナク校舍ハ廢頽シ学齡児童ハ貴重ナル時期ヲ無為ニ経過シツ、アリ復興状態全般ヲ通観スレハ良好ノ地方ニアリテ四割乃至五割其他ハ一割内外ニ過キサル現況ニアリ

教育面における復興が「良好ノ地方ニアリテ四割乃至五割其他ハ一割内外ニ過キサル現況」とは、当事者にとっても衝撃的な数値であろう。実態はさらにそれに及ばないことも考えられる。それゆえに、治安の回復と維持を最大の課題としつつ、文教当局者は「東亜新秩序理念」の構築と普及浸透に躍起となっていた。

ところで、華北以外の占領地域でも、同様な「親日教育」が実施されようとしたが、そこには文部省が出向者を派遣するには至らなかった。一九三八年一〇月三一日付の軍特務部情報班作成の「中支ニ於ケル教育ノ現況」によれば、「当面ノ問題トシテ、先ツ中支占領地区ニ於ケル小学校ノ復旧ニ努ムルト共ニ、教科書ノ改編、教員ノ選定及ヒ養成ニ着手スル」。傀儡政権である中華民国「維新政府教育部ト常ニ密接ナル関係ヲ保チ、教育業務ノ指導ニ当ル為軍特務部囑託タル教育部顧問三名ヲ派シ、各種方案ノ起草、教育対策ニ努メツ、アリ」という。「軍特務部囑託タル教育部顧問三名」の氏名は不明であるが、文部省から直接出向した形跡はない。維新政府教育部による暫定的な小学校教科書編纂においては軍特務部の「審査」がなされ、教員の再教育講習にも「軍特務部ヨリ監査者及ヒ講師」が派遣されている（以上、「参考資料関係雑件 学校及学生関係」第八卷）。これらを貫くのは、先の青島治安維持会の例でみたような「党化教育並排日抗日教育ヲ根絶スル要」というものであった。

しかし、華北占領地域以上に、「中支」においては傀儡政権の教育体制を軌道に乗せるのは困難だった。四〇年七月、南京の興亜院華中連絡部派遣員事務所の作成した「国民政府教育部ノ現状ニ関スル件」には、汪兆銘政権の「現教育部ハ旧国民政府ノ法統ヲ嗣キソノ制度法規等ニ於テ維新政府ノ其ヲ継承セス、且国民政府ノ文化機関ヲ接收恢復セントシ現状トノ矛盾ニ苦シミツツアル状態ナリ」とある。たとえば、「先般ノ教育行政会議ニ於テモ議論百出特ニ日語ニ関シテハ中学ニ於テハ之ヲ随意科目トシ小学ニ於テ全廢セントノ意見モ出テ之カ收拾ニ苦慮シ居レリ」などという事態も現出していた（以上、「参考資料関係雑件」第七卷、H-7-2-0-4）。

興亜院華中連絡部に置かれた思想委員会と文化局思想班は連名で、四一年九月、「東亜新秩序論」および「東亜新秩序論概要並に其の側面的補完作用をなす思想内容概説」という文書を作成している（「華中調査資料」・「思想指導資料」シリーズ）。これらは、華北連絡部の前述の「東亜新秩序理念」とは発想を異にする。すなわち、「亜細亜人原理宣言」——「亜細亜は一つなり」「吾等は亜細亜人なり」「吾等は今や亜細亜ルネサンスを敢行すべき秋なり」——に始まり、「文化の一体化」「経済の一体化」「国防の一体化」「政治の一体化」と展開される。華北連絡部が文部省と発想を同調するのに対して、華中連絡部の場合は独

自に「東亜新秩序論」を構想したといえる。

ところで、国民精神文化研究所の教育科主任の伏見猛弥は、四〇年三月の『国民精神文化』（第六卷第三号）に寄せた「日本教育圏—対支教育政策—」という論文で、「欧米教育圏と対抗して、日本教育を樹立し、亜細亜を日本教育圏内に摂取せん」ための考察をおこなっている。結論部分だけを見ると、「日本教育圏の大陸進出の問題は、結局は教化政策と政治、経済、外交諸政策との統一の問題であり、更にそれらの政策の運用に当る指導者の問題である」としたうえで、それは「国内教育の問題」に帰着し、「東亜新秩序建設の為の明確なイデオロギー、頑健な身体と強固な意志、高邁な道義心と特定の技術、団体的訓練と活きた知識」などを必須とする。これは、藤本・朝比奈・石井ら文部官僚の「興亜教育」論とも一致する。

この項の最後に、四一年四月に興亜院の下に創設された「興亜錬成所」について触れておく（太田弘毅「興亜錬成所の設立」〔『東洋文化』第四六号、一九七九年七月〕、同「興亜錬成所の教育内容について」〔『政治経済史学』第三二九号、三三〇号、一九九三年一月、一二月〕参照）。設置理由は、「支那ニ於ケル政治経済文化ニ関スル業務ニ従事スル者ニシテ其ノ根幹タルベキモノニ対シ東亜新秩序ノ理念ヲ授ケ之ヲ顕現スルノ実践力ヲ涵養スル」というもので、六〇名を入所定員とし、一三か月間を錬成期間とする計画だった。これは興亜院直轄の組織であるが、その職員である「錬成官」「錬成官補」には文部省関係からも選抜された。たとえば、国民精神文化研究所の所員（歴史科）である吉田三郎は、兼任の錬成官となっている。

また、「学科」中の「思想」や「文化」については、文部省の蓄積されたノウハウが生かされたはずである。二八時間が割当てられた「思想」は、「国体ノ本義ニ基キ在来ノ東洋思想並西洋思想ヲ検討シ以テ正シキ世界観ノ確立ニ資スルト共ニ大陸ニ於ケル政治、経済、文化ニ対スル我国体ニ則ル思想的発展形態ニ付研究ス」とされ、「近世世界ノ成立ト思想戦」「支那思想ノ変遷」「新大陸基本思想ノ変遷」「東亜新秩序建設ノ基本理念」などに分かれていた。「文化」には六〇時間が割当てられ、「大東亜建設ニ必要ナル文化政策ト之ガ実現ニ関スル基礎的方策ヲ会得ス」などが軸となっている（以上、「公文類聚」第六五編・一九四〇年・巻五）。

4 朝鮮・台湾における「皇民錬成」

ここで、簡単に朝鮮と台湾における「皇民錬成」＝思想統制・教学錬成について素描しておく。その内容は日本国内の思想統制から教学錬成に至る発想・機構・運用をモデルとするものであるが、文部省との間の人的ないし組織的なつながり・指揮系統は微小にとどまり、独自に各総督府の文教当局が皇民化政策の中軸として施策したものといっていよい。ときには、日本国内の教学錬成を先取りする場合もあった。

朝鮮の場合から。一九三五年には京城帝国大学に学生主事が、同予科に生徒主事が置かれた。それまで補職制の学生監・生徒監を、「多岐複雑ナル思想界ノ現状ニ処シテ克ク学生心理ノ核心ヲ掴ミ各其ノ個性ニ適切ナル指導監督ヲ加ヘン」（「公文類聚」第五九編・一九三五年・巻一〇）として専任化したのである。また、京城法学専門学校・京城高等商業学校にも生徒主事各一名が配置されていく。これらは、拓務省教育部の管轄である。

朝鮮総督府学務局では学務課の「専門教育及学生」係（属二名）で、「学生生徒ノ思想調査及指導ニ関スル事項」をあつかっていた（一九三六年以前、学務課の定員は一名）。朝鮮においても学生思想運動が活発化する一九三〇年前後から、こうした態勢がとられていたと推測される。三六年九月、学務課に事務官一名を増員するが、それは学校数の急増などに伴う事務繁劇に加えて、次のような理由が付されていた（「公文類聚」第六〇編・一九三六年・卷一六）。すなわち、「近時ノ思想的動向」は「表面的ニハ漸次平穩化シ」し、学校関係の事件も「漸減ノ傾向」にあるとはいえ、「朝鮮ノ特殊事情ニ基キ民族主義及共産主義等ノ矯激ナル思想ノ潜行牽引ニ乗セラレ易ク」、「近時ニ於テハ其ノ性質著シク悪傾向ヲ帯ヒ其ノ方法執拗ニシテ事件ノ誘因モ亦直接民族主義的或ハ左傾主義的分子ノ潜行的策動ニ依存スルモノニ置換ヘラレントスル傾向ノ看取セラル」として、その「思想対策」を「一日モ忽諸ニ付スヘカラサル」とするのである。ここで増員された事務官は、「思想問題ノ調査研究ト各道ニ於ケル学務機関ノ指導統制ノ任」にあたる。実際には、この事務官は人事・庶務以外の学務課全般をみることになり、属一名ながら「思想係」が独立した。

その後、日中戦争の全面化以降、「朝鮮人学生生徒ノ思想傾向ハ頓ニ好転シ愛国的ノ行事ニ進ンデ参加シ銃後ノ奉仕作業ニ協力スル等ソノ真摯熱誠ナル態度昔日ノ比ニ非ズ」とされ、学校当局の的確な訓育指導により、「時局ヲ充分認識シ我国力ヲ信頼シ皇国臣民トシテノ修養実践ニ努メツツアル」と捉えられていた。それでも、「偏狭ナル民族主義」はまだ残存しているとみなし、「独立ヲ企図セントスル不逞ノ徒輩無シトセザル」という警戒は怠らなかつた（朝鮮総督府学務局『第七十九回帝国議会説明資料』、四一年一二月 『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第五卷所収）。

京城帝国大学では、四〇年四月、規程を改正し、「特ニ皇国ノ道ニ基キ国家思想ノ涵養及ビ人格ノ陶冶ニ留意シ以テ国家ノ柱石タルニ足ルベキ忠良有為ノ皇国臣民ヲ鍊成スルニ努ムベキモノトス」を追加した。これと連動して、従来の学友会を解散し、国民総力京城帝国大学連盟が結成されていく（結成式は四一年五月二日 以上、『紺碧遙かに一京城帝国大学創立五十周年記念誌』、一九七四年）。これは、京城帝大予科ほか、官公私立の専門学校でも同様で、「内に在りては従来往々青少年学徒を蠱毒したる謬れる自治或は自由主義を撤し学校長を中核とする強力なる新体制を組織し学校一体師弟同行、皇国臣民としての高度国防国家体制への参画を期し、外に在りては国民総力運動の一翼に参じ各種の時局行事、増産計画等に参加し以て国民総力聯盟員たるの責務遂行の自覚を促すことが意図された（「京城帝国大学予科部長及官公私立学校長会議に於ける総督訓示」、四一年六月九日 『朝鮮総督諭告・訓示集成』第五卷）。「これにより学園は教官、職員、学生、生徒をあげて国民総力体制にくみこまれていった」（『紺碧遙かに一京城帝国大学創立五十周年記念誌』）。

さて、朝鮮における「皇民鍊成」への大画期は、三八年三月の朝鮮教育令の「改正」である。これについては先行研究の蓄積の厚いところなので、その意図のみみておく。朝鮮総督府『朝鮮総督府時局対応調査会諮問案参考書』（三八年九月）には、次のようにある。

教学振作ハ現総督ノ施政五大政綱ノ一トセラルル所ニシテ現下半島内外ノ情勢ニ省察シ刻下緊切ノ要務ニ属スルハ勿論ニシテ即チ内剛健ナル国民精神ヲ啓培シテ熾烈ナル国家観念ヲ確立セシメ光輝アル国体ノ精華ノ下ニ国民ノ団結ヲ固クシ内内鮮一体渾然融合シテ相率ヒテ時艱ノ克服ニ任ズルト共ニ克ク不退転ノ意力ヲ堅持スル心身共ニ健全ナル大国民タル資質ヲ鍊成ヲ施スノ方途ヲ強化スルハ特ニ帝国ノ大陸基地トシテ斯

域ニ負荷セラルル使命ノ重大ナルニ鑑ミルモ一層其ノ緊要ナルヲ認メラルル所ナルヲ以テ内鮮人均シク皇国臣民ノ本質ニ徴スベキ教育ヲ施シテ以テ皇国無窮ノ生成発展ニ寄与セシムベク国民教育ノ根幹トスベキ普通教育ニ関スル内鮮人教育ノ統一ヲ図ルト共ニ併而教学振作ノ三大綱領トシテ掲グル国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬ノ旗幟ノ下ニ教育内容ノ刷新向上ヲ図ルベク各学校規程ノ内容ニ画期的改正ヲ施シタルモノトス

教育令「改正」に関連して、三八年七月には学務課に教学官と属各二名が増員されていく。これは朝鮮志願兵制度の実施にも関連しており、「教学ノ刷新振興ニ関スル全般的調査企画ノ事務ニ当ラシムルハ勿論其ノ実地視察ニ当リテハ積極的改善ニ意ヲ払ハシメ他面単ニ学校教育ニ止マラズ青年訓練所、学術講習会、卒業生指導其ノ他社会教育各般ノ施設ニ至ル迄思想上ノ指導監督ノ精神ヲ徹底強化セシムルニ遺憾ナキ施策ヲ攻究立案セシメテ斯域同胞ヲシテ皇国臣民タルノ資質ノ可及的速ナル向上ヲ図リ内鮮一体精神ノ確立ヲ期セントス」とする。新たに「教学係」が設けられ、教学官一名と属二名が配置された。「思想係」に教学官一名が増員される（以上、「公文類聚」第六二編・一九三八年・卷二五）。

日本国内と軌を一にして、朝鮮においても、三八年夏から中等学校以上で集団的な「勤労報国」が実施される。「筋肉労働ニ対スル尊重ノ念ノ涵養ト共ニ忍苦持久ノ体カヲ練磨シ国家奉仕ノ精神ヲ実践ニ依リ体得セシメ以テ国家經濟ニ寄与スルト共ニ皇国臣民ノ育成ニ資スル」ことが目的に掲げられた。土木・林道・砂防工事などが割当てられる（以上、『朝鮮総督府時局対応調査会諮問案参考書』）。

三九年四月二〇日、教学研修所が設置された（中村頭一郎「十五年戦争下の朝鮮・台湾における教員「研修」」〔『創価大学紀要』二〇〇四年〕、鄭在貞「日帝下朝鮮における国家総力戦体制と朝鮮人の生活」〔『日韓歴史共同研究委員会報告書』二〇〇五年〕参照）。所長を兼任する学務局長塩原時三郎は、五月一二日の開所式の式辞で「夙夜精励国体日本精神ノ真髓ヲ把握シ内鮮一体ノ本義ヲ体認シ時代ノ先覚タルノ修養ヲ積ミ師道ノ振作ニ昂メ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ラザルベカラズ」と述べた。また、大野緑一郎政務総監も「学校教員及び学校関係者ニ対シ国体ノ本義ニ基ク皇国臣民教育ノ真髓ヲ会得セシメ以テ教学ノ刷新師道ノ振興ヲ図ルニアリ、而シテ其ノ全施設ヲ挙ゲテ師表タルベキ人物錬成ノ道場タラシメントス」とする。学監・寮監各一名、専任講師一名、書記一名という態勢で、多数の兼任講師が委嘱された。

各道から選出された第一期生五〇名は全員小学校長で、四月二五日から一か月間の日程で入所した。一年間に八期から九期の研修をおこない、中等学校校長も対象となる。研修科目は国民科、師道科、修錬科の三つから成る。国民科は「国体、日本精神、国民道徳、国史、国際情勢、国防等特ニ国体觀念ヲ明徴ナラシムルニ必要ナル事項」を、師道科は「教育精神、教育及教授法、教育思潮、日本教育史等師道ノ振興ニ必要ナル事項」を研修するもので、一日六時間あり、「主として理の面での師魂の内面的掘り下げに関係する」。講義題目には、「国体精神の序説」（鳥飼講師）、「肇国の理想」（大関講師）、「師道の研究」（岸講師）、「朝鮮統治の目標」（八木学務課長）などが並ぶ（岸米作「教学研究所の概要」『文教の朝鮮』第一六六号、三九年六月）。第一期生福岡憲吉は「講師各位の説き来り説き去るところ、悉く西欧文化の所産なる個人主義・自然主義・自由主義・営利主義の盲信排撃であり、我が国古来の所謂日本精神・神道・皇道への随順、神皇一体の拝戴に帰せられた」と感想を記す（「研修生活所感」、同前）。

これに対して修練科は「武道、体操、教練、行事、作業等日本精神及教育精神ノ昂揚ニ必要ナル事項ノ実践ニカメシムベシ」とされ、「頭の人より腹の人への転回を狙ふ」。第七時限目以降があげられるが、それにとどまらず、「朝起きて夜眠るまで一心精進の行事に念々之修練の業であり研修の機である」（岸「教学研究所の概要」）。のちに整備された内容では、「祓禊、教練、体操、労作、参禅、演習、書道、吟詩、座談会等」となった。「演習」とは、『国体の本義』などの輪読である。また、陸軍兵志願者訓練所に二泊三日で入所し、訓練を受けることも定例化していく（鳥飼生駒「教学研修所の鍊成状況」『朝鮮』第三三一号、四二年一二月）。

三九年七月には、朝鮮各道青年団から選出された「興亜青年勤労報国隊」一四三名が「満洲国」に派遣され、「満洲建国精神日滿不可分關係ノ真義ヲ究ムルト共ニ滿蘇国境線ヲ通シテ国防実情ヲ体得スル等多大ノ効果ヲ収」めたとされた。しかし、なかには「勤労地カ予期ニ反シ僻地ナルト給養不良ナリトテ」、「不平的言辞ヲ洩シタルモノアリ」という（在「満洲国」大使宛揮春領事報告「勤労奉仕隊引揚状況ニ関スル件」、三九年九月一九日付「国民思想善導教化及団体關係雜件」第三卷 I-4-5-1-8）。四〇年度・四一年度には、二五〇名が派遣され、「厳格ナル精神的訓練ノ下公共的集團作業（主トシテ軍部關係ノ作業）ヲ行ハシメタ」。また、青年団は、三八年以来、国民精神総動員勤労報国運動に参加していた（以上、朝鮮総督府学務局『第七十九回帝国議会説明資料』）。

三九年八月、忠清南道扶餘に「朝鮮総督府中堅青年修練所」が設置された。まず「民衆直接指導の官吏の再教育、再訓練」として、各道推薦の精動關係官吏が入所となり、一か月ずつ、「総ての方面に軍隊的色彩を多分に加へられた」訓練が実施された。四一年四月に新庁舎が竣工すると、国民学校校長や訓導も入所するようになった（三島久吉〔修練所副所長〕「中堅青年修練所に就いて」『朝鮮』一九四二年一二月）。四一年一一月までに、一七回、受講者総数一〇七五名（毎回一か月未満、毎回五〇名から一〇〇名）に達した（朝鮮総督府学務局『第七十九回帝国議会説明資料』）。

青年訓練所の拡充や青年団への指導統制の強化がなされていくなかで、四一年一月、学務局社会教育課（三六年一〇月設置）へ事務官一名の増員が決まる（それまでは事務官一名と属四名、「公文類聚」第六五編・一九四一年・卷四一）。

同年一一月の総督府官制改正で、学務局は「訓練課」の新設（事務官一名と属二名）をめざすが、財政上の理由からか、「保留」とされる。この新設要求は、「陸軍志願兵制度、中堅青年修練所ノ良好ナル成績ニ鑑ミ今後益之ガ拡充強化ヲ図ルノ要アルト志願兵除隊後ニ於ケル特別ナル指導モ他ノ訓練ト相俟テ頗ル重要事ト認メラル」という理由にもとづく。

それでも、一二月の総督府地方官官制改正で、「青年ノ指導訓練ニ関スル事務ニ従事」する道属一三名と府属四名の増員が実現していく。ここでも、「青年ニ対シ周到濃密ナル指導訓練ヲ施シ皇国青年トシテ確乎タル信念ヲ把握シ其ノ職域ニ於テ奉公セシムルハ現下ノ急務」という理由が付けられている（以上、「公文類聚」第六五編・一九四一年・卷四九）。

なお、前述の朝鮮志願兵制度の発足に連動して、三八年四月、陸軍特別志願兵訓練所が新設された。これは「朝鮮総督ノ管理ニ属シ志願ニ依リ陸軍ノ兵籍ニ編入セラルベキ者ノ心身ヲ鍛鍊シ服役上必要ナル訓練ヲ施ス」もので、訓練期間は六か月、定員は一回二〇〇名とされた。所長は学務局長が兼ね、教授一名と助教授二名などの陣容で発足する。訓練項目は、「訓育」（「国体ノ特質、皇国臣民タルノ本分自覚」など）、「普通学」（国語・数学・

国史・地理・理科)、「術科」から成る(「公文類聚」第六二編・一九三八年・卷二三)。

三九年には、助教授四名と生徒主事一名などの増員がなされる。「僅々六箇月ノ短期間ニ国民意識ノ点ハ固ヨリ風俗、習慣上ニモ真個皇国臣民トシテノ諸般ノ訓育指導ニ従事シ昼夜ヲ分タズ一貫セル薫化透徹ヲ図ル」ためには、教官定員が不足していること、さらに陸軍が志願兵の定員を四〇〇名から六〇〇名に増員したことにもとづく。組織も、本部と教授部・訓育部に整備された(同、第六三編・一九三九年・卷三二)。

そして、四〇年にはさらに大幅な拡充の実現をみる。陸軍では、志願兵の「入営中及出征中ノ服務成績ノ極メテ良好ナル」という判断に立ち、定員を六〇〇名から一挙に三〇〇〇名に拡大する。これに伴い、訓練所は訓練期間を六か月から四か月に短縮するほか、「陸軍ノ採用条件緩和ニ伴ヒ訓練所入所資格ノ低下ヲ行フ」などの変更を加えるとともに、教授二名と助教授一〇名、生徒主事四名の増員を図る。生徒主事は「主トシテ受持各班ノ内務指導及教練指導ニ当ルノ外教練教師ノ指導スル体操武道ヲ監督」する。訓練の日課は、「宮城遙拝」「皇国臣民ノ誓詞斉唱」「皇国臣民体操」などの朝礼に始まる。訓育は「肇国ノ本義ト国体ノ尊嚴ナル所以ヲ会得セシメ皇国臣民タルノ信念ヲ鞏固ナラシム」ことを目標とし、普通学科は「精神教育ニ重キヲ置ク」。「生徒ノ思想ノ動向ヲ査察シ併セテ部外ヨリノ悪思想ヲ防遏スル目的」で、発送・收受郵便物に対する取締をおこなっている(以上、同、第六四編・一九四〇年・卷三四)。

朝鮮総督府学務局『第七十九回帝国議会説明資料』では、「入所者ノ成績ヲミルニ志願態度概ネ緊肅ニシテ思想ハ正順何レモ志願兵タルノ本質ヲ自覚シ進ンデ訓練ニ精励シ学科、教練、武道ニ於ケル習得成績モ予期ニ添フモノアリ且ツ保健ノ状態極メテ良好ニシテ激烈ナル訓練ニモ耐ヘ入隊後ニ於ケル成績モ良好ナリ」と自賛する。その訓練は次のようにおこなわれた(陸軍兵志願者訓練所「志願兵を訓へて」『朝鮮』一九四〇年四月)。

訓練が日を重ねるにつれて彼等はめきめきと立派になり、強くなつて行つた。吾々は先づ規律生活の中に日本の家庭生活の躰を取り入れて、生活の全般に亙つて指導の手を加へた。或時は入浴を共にして彼等に入浴の作法を教へ、食事は一々これを監督して良習慣と感謝の観念を教養することに力め、更に便所の使用法、廊下の歩き方、室への出入の作法まで、それこそ全く生徒を白紙のものとして生活の基本から訓練づけて行つた。(略)一方訓育教練学科等に於いては、徹底的に日本精神の鼓吹につとめ、数学と言はず地理、理科と言はず、それ等のすべては皇民育成の精神教育に帰一せしめ、特に国史国語の両科目には最大の重点を於いて国体の尊嚴性、日本国民の伝統的精神、さては、国民の覚悟等を、或は教育勅語により、或は軍人に賜りたる勅諭、其他時局の訓話、特定の教科書等を通して教授して行つた。

志願兵訓練所は、創設から二度の拡充を含め、すべて陸軍の意向にそつたもので、実際の運営にあたる学務局は実質的には下請けの機関にすぎない。しかし、「朝鮮民衆ノ赤誠ニ投ジテ国家意識ノ昂揚上顕著ナル効果ヲ挙ゲ朝鮮統治上有形無形ノ好結果ヲ齎シツアリ」(前掲「公文類聚」第六四編)とみる学務局では、この実績に満足することどまらず、さらに志願兵の「除隊後ノ指導」——「一般朝鮮民衆ニ対スル国体觀念ノ培養、日本精神ノ鼓吹等ニ付テハ指導者タルノ光榮ト責務ヲ感得セシムルヤウ指導ス」(前掲「公文類聚」第六二編)——も視野に入れていく。

次に台湾の場合。京城帝国大学と異なり、台北帝国大学では早い段階から学生主事が配

置されていた。一九二九年には「内地帝国大学ノ例ニ倣ヒ」、学生監が学生主事（一名）に改められ、学生主事補一名も配置された（「公文類聚」）。三六年になって、医学部新設に伴い、学生主事・学生主事補各一名が増員される。さらに、四一年に学生主事一名が、四二年に学生主事補一名が増員される（いずれも大学予科に配置）。なお、三一年には台北高等商業学校などに生徒主事一名が配置された。

台湾で特筆すべきは、三八年創設の「国民精神研修所」である（前掲中村頭一郎「十五年戦争下の朝鮮・台湾における教員「研修」参照）。設置の趣旨は次のようなものである（「公文類聚」第六二編・一九三八年・卷三五）。

今ヤ国民精神総動員ノ気運ハ澎湃トシテ全島ニ漲リ本島人側ヨリノ自発的ナル皇国化ノ欲求ノ熾烈ナル領台四十年來未タ曾テ之ヲ看サルモノアリ只此際真ニ遺憾トスル所ノモノハ此ノ愛国的気運ヲ捉ヘテ之ニ一段ノ拍車ヲ懸ケ本島皇民化運動ニ一新紀元ヲ画スヘク第一線ニ立チ自ラ率先シテ民衆ノ範ト為ルニ足ルヘキ指導者ノ尠キコトス依テ本府ニ於テハ右ニ鑑ミ台湾神社外苑ノ聖地ヲ択ヒ新ニ国民精神研修所ヲ設置シ文教局ニ所属セシメ以テ学校職員、社会教育職員ヲ始メ各種社会教化施設ノ指導者、社会教化ノ担任者、地方中堅青年等ヲ順次一同ニ集メ本島統治ノ根本方針ニ基ケル教化信念ノ体得及島民教化ノ理論ト實際トヲ主トシテ行ト体験トヲ通シテ修得セシメ真ニ国家的信念ト教化熱トニ燃ユル教化指導者養成ノ中心機関タラシムルト共ニ兼テ官民一般ノ国民精神ノ陶冶ノ道場タラシメントス

台湾神社外苑の地で三七年一二月から工事着工、三八年四月に竣工した。四五〇坪の檜造平家建の純日本建築である。官制上の開設は三八年八月で、所長は文教局長が兼ね、主事は社会課長が兼任、指導官一名と属一名（兼任）、嘱託二名という事務態勢である。「教化要綱」は「肇国精神ノ宣揚」「国民精神ノ作興」「公民的教養」「本島教化ノ指導方策」という四点から成る。指導方法はおおよそ一週間程度の合宿形式で、「講習中ノ生活ハ一切修養的行トス」とされる。「部落教化指導者講習会」「都市教化指導者講習会」「国語講習所講師講習会」「青年指導者講習会」「社会教育事務担当者講習会」「中堅青年指導講習会」「青年訓練所指導員講習会」（各回五〇名）などが想定されていた。また、小中学校教職員を対象とする「国民精神文化講習会」だけは九〇日間の長期講習となっていた。これは、国内各道府県の国民精神文化講習所で実施されている長期講習をモデルにしていると思われる。開設前の計画では、全体で二七回、一三五〇名におよぶ講習会開催が予定されている。そして、この台湾における「国民精神研修所」の設置は、朝鮮総督府への刺激となり、「教学研修所」の創設につながった可能性がある。

しかし、実際に最初の講習会がおこなわれたのは、三九年二月の「社会教育講習会」からである（七日間、五七名）。そして、委託のものを含め、四一年三月までに約二年間で、三〇講習会、講習員総計一五二七名にとどまった。小中学校教職員を対象とした長期の「国民精神文化講習会」は開かれなかったが、師範学校卒業見込み者を対象に四回の「新教育者講習会」が開かれている。また、「一般指導者並ニ島民大衆ニ対スル文書等ニ依ル思想指導」も任務の一つとされたが、四一年までに「国民精神研修叢書」二輯の刊行にとどまっていた。

こうしたやや不振の状況を打破し、「島民ヲシテ益緊密ニ皇運扶翼ニ参与セシメンガ為」、四一年一二月、指導官補二名の増員が図られた。四月以来の「皇民奉公運動」と連動して、

「更ニ本島首脳指導層ヨリ各般ノ教化指導陣ニ亘リ大規模ニ組織的ナル鍊成講習会ヲ開設」することと、「皇国乃至日本精神文化ノ研究ヲ進ムルト共ニ本島在来ノ歴史、風俗、習慣、民族性格等ニ付組織的ナル検討」をおこなうことがめざされ、指導科と研究科に分かれた（以上、「公文類聚」第六五編・一九四一年・巻六〇）。

国民精神研修所から、「本島教化ひいては世界新秩序樹立の根本たる皇国体の明徴乃至国民精神研修に関する重要問題を取扱ふ」として、四一年三月、知識人向けの「国民精神研修叢書」が刊行される。その第一輯『世界観の確立—事物の観方について—』は、「本島に於ける皇民鍊成も、元来統治の根本として観られ、亦近来「皇民化」運動として熾烈に実践され乍ら、斯くて内地様式が僻村の生活にも形式的には普及されて居るが、然もものを観る根本の魂は、有産階級にも否却つて「文化人」ほど貫流されざるもの甚だしきは何故ぞ」という問題意識から出発する。つまり、その根底に「世界観」ひいて事物の観方の相違」があるとみなすのである。本論では、「現実観（有の世界）」を西洋的、「超越観（無の世界）」を東洋的、「産霊観（生の世界）」を日本的と捉えた論が展開される。「結論 世界観の帰結」は、次のようなものとなる。

夫々有無相通じつゝ各々其本分を發揮し以て全体として統一ある永遠の平和と繁栄とが、自ら要請される。然もこの中心は絶対神聖不可侵の生ける權威あるべく、且それは現実に実力を具備する孰れかの国家に於て期待される。この地上の「寶祚」が実に神国日本の国体に厳存されてある事、この人類社会の具体的な大事が闡明されねばならぬ。この絶対の御稜威に、皇国の本島教化は勿論、一切文化乃至身心の鍊成もまことに撰取されねばならぬ。これが東亜ひいて世界新秩序の建設の生ける永遠の基礎である。

「この地上の「寶祚」が実に神国日本の国体に厳存されてある」というところに論理の飛躍があるが、それについては第二輯『国体の根柢について』で論述される。

台湾では皇民化の推進に際して、特に青年の鍊成に力を注いだ。青年訓練は、三八年九月の新竹州立青年修練場創設にはじまり、州や皇民奉公会の事業として、四一年には二七か所に設置されたという。そして、四〇年三月には、紀元二六〇〇年を期して台湾総督府勤行報国青年隊が創設される。これは台湾青年を対象に、「勤勞奉仕訓練及行的生活ヲ実施シ之ニ依リテ日本精神ノ真髓タル滅私奉公ノ精神ヲ体得セシムルト共ニ其ノ心身ヲ鍊成シ以テ国民資質ノ向上ヲ図リ併セテ国家的事業ニ寄与セシメンコトヲ目的」とする。武器の代わりに「鍬、円匙ヲ持テル兵士タル信念」の啓発がめざされる一方で、「利己的個人主義的傾向」の打破が求められた。毎日の配当時間は、精神訓話四〇分、学科三〇分に対して作業は六時間もある。実際に四〇年度には、高雄訓練所（第一次）で三月二八日から五月二六日まで、一九八名が「〇〇重要工事大排水路掘鑿」に動員されたほか、三つの「勤勞奉仕」がおこなわれた。四一年度は、台北神社造営工事など、三か所の訓練所で三回ずつ、九〇〇名の動員が計画されている（以上、「公文類聚」第六五編・一九四一年・巻六〇）。

四一年一二月には、これらの青年鍊成の拡充に対応して、総督府文教局では社会課勤勞奉仕係（属二名を既配置）に事務官一名と属一名、技手三名を増員している。三九年五月の台湾青年学校規則の施行や四〇年三月の台湾総督府勤行報国青年隊の発足により、「皇民鍊成上面期的ノ実績ヲ収メタリ」として、さらに「勤勞奉仕事務ノ統轄及其ノ制度ノ整備確立等ノ事務ニ専任」させる態勢を整えるのである。また、報国青年隊の訓練所を台北な

ど三か所に設置する。技手は「作業計画ノ設定並ニ各訓練所ニ於ケル作業技術ノ指導監督」にあたる（同前）。

国民精神文化研究所の調査嘱託（教育科）土屋忠雄は、四二年に台湾の教育状況を視察し（「台湾本島人の皇民化と教育」『国民精神文化』第九卷第三号、一九四三年三月）、特に「中堅青年の錬成」に注目する。「年齢の上では二十歳前後が最も多く、大体十八―二十五歳の範囲が対象とされてゐる。公学校を出たまゝ、そろそろ国語を忘れかけ、一方生活観・人生観が形成される時期を捉らへて錬成することは、従前の学校教育だけでは達し得なかつた皇民化の域に進めることに非常に効果があるやうである」という。先の勤行報国青年隊については、「かうして三箇月間を起床より就寝まで錬成される勤行報国青年隊の訓練を了へて帰つて来た本島人青年は、町に帰つて来ると町の青年達をいかにもだらしなく感じるといつてゐる。併しこの町に帰つた青年達が、また撚りが戻ることがないとは限らない。その為には訓練修了後毎年幾日か点呼を行つて引き締めることが行はれてゐる」と述べる。そして、土屋は「今とられつゝある青年訓練の方法が、皇民化の徹底、台湾本島人教育の究極目標達成の鍵を握るものである」と結論する。

VI 「皇国民」錬成教育の究極化

—教学局〈内局〉（一九四二年-一九四五年）

一 「皇国民」 錬成教育の完成へ

1 「大東亜建設ニ処スル文教政策」

一九四一年一二月八日の対米英開戦とともに、地方長官・直轄学校長ら宛に文部省訓令が発せられ、「教育ニ従事スル者」には「思想ヲ純堅ニシ率先躬行師表タルノ実」を挙げ、
「学徒」には「身心ヲ錬磨シ学業ヲ研鑽」することが求められた。一二月一六日付では、この訓令に関連して、教職員に対する次のような留意事項が教学局長官から通牒された（小樽高等商業学校「例規通牒綴」、小樽商科大学所蔵）。

- 一、国体ノ本義ニ基キ学問文化ノ創造発展ニ邁進シ苟モ低迷逡巡アルベカラザルコト
- 二、戦時下ニ於ケル国民精神ノ昂揚、思想ノ嚮導、風教ノ刷新ハ教職ニ在ル者ノ奮起努力ニ俟ツ処極メテ大ナルヲ以テ皇国ノ歴史的使命ニ鑑ミ一層慎思篤行克ク先覚タルノ責務ヲ全ウスベキコト

ついで、一二月二七日付で、「征戦下ニ於ケル学生生徒ノ生活指導ニ関スル件」が教学局長官名で通牒された。「近来学生生徒ノ風尚、生活ハ著シク刷新改善ノ気運ニ在リ」としたうえで、一二月二四日の都下大学高等専門学校学生生徒主事一同による「戦時学徒自戒五条」という「申合」を、「寔ニ時宜ニ適シタルモノ」として送付したものである。その第二、「質実剛健ノ風ヲ養ヒ気節ヲ尚ブベシ」については、「従来ノ学生生活ニハ此際断乎一新スベキモノ尠カラズ情操陶冶等ニ名ヲ藉リ徒ニ柔弱虚飾ニ走ルガ如キハ厳ニ之ヲ戒メ」などの注記が付されている（以上、同前）。対米英開戦にあたり、教職員・学生生徒らすべてに緊張と奮起を求めたのである。東京帝大では、これをもとに手帳式の「学生訓」を作成し、学生に配布する（『帝国大学新聞』第八八七号、四二年二月二日）。

橋田邦彦文相は「任に教育に在る者は聖旨を奉体して国体の本義、今次征戦の真義に徹し、一路教育報国に邁進すべき」（「年頭の所感」『文部時報』第七四七号、四二年一月一日）と述べ、藤野恵教学局長官は「大東亜戦争を戦ひ抜かんとする今日こそ、我が国民は愈々国体の本義に基づく教学の刷新振興を図り、国体の明徴、教学一体の具現、日本の諸学の樹立に一段の力を致し、新東亜文化の建設者としての資質の涵養發揮に全きを期せねばならない」（「宣戦の大詔を拝して」、同前）と論じる。そして、四二年一月一九日、橋田文相が昭和天皇に「師範学校の改善その他文部省所管の事項」について上奏すると、「国民教育ならびに學術殊にその基礎的研究の振興等に就いて種々優渥なる御下問」（『帝国大学新聞』第八八六号、四二年一月二六日）があり、文教当局者は一層の奮励を誓うのである。

一九三〇年代後半にはまだ文部省に批判的な姿勢で臨んでいた雑誌『教育』も、対米英開戦とともに翼賛的となってしまう。四二年二月号の巻頭言は「大詔を奉戴して国民教育者と共に征かん」（白根孝之）であり、「欧米偏重思想の超克、日本的立場の把握確立なくしては、教学刷新は到底望むべくもないし、また思想国防の完璧は期されないのである。故に教育行政の新展開は、かゝる基調に副つて推進せしめられるのでなければなるまい」（高山毅「大東亜戦と教育行政の展開」、同前）などは、文部官僚の発言と寸分も違わない。『皇民錬成の哲理』（一九四〇年）の著者草場弘は、『教育週報』紙上（第八六八号、四二年一月三日）で「全アジア人の日本国民による再教育、これによる新アジア文化の建

設—これが今後の教育大東亜の姿であらねばならぬ。私はこの企画を教育日本の建設と呼ぶ」と論じる。官民一体となって、戦争遂行のための「教育報国」に猛進している。

対米英開戦直後、東条英機首相は「本戦争ノ勝敗ハ一ニ高度国防国家体制ノ完成ノ如何ニ懸ル」という観点から、各省に「国民生活ノ確保ト其士気ノ昂揚」を「刻下ノ急務」として求めた（「公文別録」一九四一年・内閣三）。「其士気ノ昂揚」とは、文部省・教学局にとっては「国体の本義、今次征戦の真義に徹し、一路教育報国に邁進すべき」態勢の確立にほかならなかった。東条首相は、第七九議会の施政方針演説（四二年一月二一日）でも同趣旨のことを述べ、「大東亜建設」に適應する「教育全般ノ刷新強化」（『近代日本教育制度史料』第一四卷）に言及する。同議会の予算委員会では教育費増額問題などの教育問題が集中的に審議され、「ややもすれば軽視されがちであった教育が、この国家興廢の秋にその真価を認められ、国政上の重大位置を占むるに至つた」（『教育週報』第八七四号、四二年二月一四日）と歓迎された。そして、四二年二月一二日の衆議院本会議では安達謙蔵ら一〇三名の提出した「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」が、満場一致で可決された。建議の具体的内容は一三項目におよぶが、大きくは「興亜国民教育ノ普及徹底」「大東亜ノ各地ニ進出スル邦人ノ錬成」「大東亜民族ニ対スル興亜教育」「内外地教育行政機構ノ一元化」の四つに整理される。第一の点について、この建議案の説明に立った永井柳太郎は、次のように説明する（『近代日本教育制度史料』第一四卷）。

先づ其ノ基本タルベキモノハ、日本国民自ラ肇国ノ大精神ニ徹シ、道義、學術、ニツナガラ大東亜民族ヲ指導スルニ足ル世界的大国民ノ資質ヲ錬成強化スルコトデアルト信ジマス、是ガ為ニハ各種大学、高等学校、専門学校、中等学校、国民学校等ノ教育機関ニ於ケル在来ノ教育方針ヲ刷新シ、教科書、教材ヲ改メ、大東亜共栄圏建設ノ指導国民タルニ必要ナル信念、思想、学識、技術ヲ具有セシムルコトヲ目的トスル教育ヲ施スベキハ勿論デアリマスガ、同時ニ学校以外ノ社会教育機関、例ヘバ青年団体、壮年団体、婦人団体、農村、工場等ニ於テモ亦同ジク興亜教育ヲ徹底セシムルニ努メ、以テ日本国民ノ全部ガ興亜挺身隊ノ意気ニ燃ユルニ至ルコトヲ期スベキデアルト信ジマス

また、教育機構の一元化では、「文部大臣ハ苟モ大東亜教育ニ関スル限り、独り日本ノミナラズ大東亜全民族ノ文部大臣ヲ以テ自ラ任ジ、一元的且ツ総合的ニ之ヲ指導監督スルノ覚悟ナカルベカラズ」という。こうして「有力な後援者」を得た文部省では、「これが実現促進の気運が活発になりつゝある」（『教育週報』第八七九号、四二年三月二一日）という状況も生まれたが、実際には教育機構の一元化は進展しないでおわる。とはいえ、「教育報国」の確立が共通認識となり、具体的にも「興亜教育の普及徹底」などにおいて、大きな追風となったことは確かである。そのなかで、文部省・教学局の存在は一面で増大しつつ、一面で埋没していく。

埋没という意味は、教育の本来的使命から逸脱し、戦争遂行のための教育が最優先の課題となり、戦争と軍部への従属性がさらに強まっていくことである。その端的な要求は、陸軍報道部の鈴木庫三の「国防国家と皇国民錬成」という文章によくあらわれている（『日本教育』四二年一月）。鈴木は、「国防国家体制の本格的な建設は、国民教育の方面から進めて行くのが最も合理的であるばかりでなく、結果に於て最も近道となる」として、「皇国民錬成のための教育改善」を提唱する。それは「学校教育を正しい姿に改め、家庭教育を

本来の領分、本来の使命に立ち還らせ、社会教育特に青少年団や報国団の教育をして実質的に其の任務に務かせること」とされるが、内実からいえば、それまでの教育全般の総否定といってもよい。たとえば、「従来の様な教育制度や組織では、学校教育は教室本位の言葉の教育になりがちで、如何に教授法などの改善を行つても、実践主義、鍛錬主義の教育を徹底させるのに困難があります」という具合である。こうした軍方面からの一段ときびしい批判や要求にさらされつつ、文部省は「皇国錬成のための教育改善」を急ピッチで進めていく。

衆議院の建議の直前の四二年二月一〇日、閣議で「大東亜建設審議会設置ニ関スル件」が決定され、二〇日には官制が公布された。橋田文相を部会長とするその第二部会には「大東亜建設ニ処スル文教政策」として、「東亜諸民族ニ対スル指導カヲ涵養シ且軍教一致ノ要請ニ答フベキ国民ノ教育錬成方策並ニ東亜諸民族化育ノ諸方策ヲ確立スルコト」の具体策が諮問された。この諮問に対する審議会の審議経過と答申の内容・意義については、石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』（一九九四年）という詳細かつ緻密な研究があり、私は付け加えるものをもたないので、ここでは行論上、必要な点のみ触れるにとどめる。

第二部会では答申案の審議までに五回の会議（ほかに第三部会との合同会議一回）が開かれ、菊池豊三郎文部次官が幹事として重要な役割を果している。特に第二回会議（三月一七日）の冒頭で菊池幹事から示された審議の具体案は、「皇国民トシテ後継者タル青少年ヲ如何ニシテ錬成シ教育シテ行クベキカト云フ面カラ見タ方策」、「広ク今後ノ思想、文化、宗教ニ関スル基本方針」、「大東亜諸民族ヲ化育シテ参リマサル方策」であり、おおよそこれにそって、審議・答申案がまとまっていく。五月五日の第五回会議で、幹事案にいくつかの文言上の修正がなされたのち、答申案として可決され、五月二日の第三回総会で決定されていく。答申は「皇国民ノ教育錬成方策」「大東亜諸民族ノ化育方策」「行政機構整備ニ関スル事項」の三つからなるが、行政機構整備についての具体策はない。

「化育方策」については後述することとし、第一をみよう。これはほぼ国内の教学刷新の完成をめざしたというべきものであり、アジア太平洋戦争下の教育施策全般の方向性を示している。前章で論じたように、日中戦争全面化以降の東亜教育の推進が、「大東亜ニ於ケル指導的国民」の養成へと収斂し、ここにその一段の徹底と拡充が喫緊の急務とされていくのである。まず、「基本方針」として、次のように展開される。

国体ノ本義ニ則リ教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ皇国民トシテノ自覚ニ徹シ肇国ノ大精神ニ基ク大東亜建設ノ道義的的使命ヲ体得セシメ大東亜ニ於ケル指導的国民タルノ資質ヲ錬成スルヲ以テ皇国民教育錬成ノ根本義トシ左ノ方策ヲ確立ス

- 一、文武一体ノ精神ヲ基トシ剛健ナル心身ノ錬成ト高邁ナル識見ノ長養トニ努メ知行合一ヲ以テ雄渾ナル気宇ト強靱ナル実践カトヲ養ヒ悠久ナル民族発展ヲ図ル
- 二、教育ハ国家自ラ之ヲ運営スベキ体制ヲ整備シ以テ大東亜建設ノ経綸ヲ具現スベキ人材ノ育成ニ努ム
- 三、国家ノ要請ニ基キ教育ノ国家計画ヲ樹立シ学校、家庭、社会ヲ一体トシテ皇国民ノ錬成ヲ行フ教育国家体制ヲ確立ス
- 四、學術ヲ振興シ創造的智能ノ啓培ニカメ科学、技術ハ固ヨリ広ク政治、経済、文化ニ互リ不斷ノ創造発展ヲ図ル

五、師道ノ昂揚ヲ図ルト共ニ教育者尊重ノ体制ヲ確立ス

これについて、「方策」として、「教育内容ノ刷新」「教育制度ノ刷新」「軍教ノ有機的一体性ノ確立」「教育者ニ関スル方策ノ確立」など、一〇項目が具体策として並ぶ。なかでも注目すべきは「教育制度ノ刷新」で、「国防、産業及人口政策等各般ノ国策ノ総合的要請ニ基キ」として、「文科学科ト理科学科」との「均衡」や「修学期間ノ短縮」などととも、「国家ノ教育方針ヲ正シク教授訓練ニ滲透セシムル為指導監督機構ノ整備強化ヲ図ル」ことが含まれている。この「指導監督機構ノ整備強化」についてが主に教学局の領域であり、すでに大学・高等専門学校などについては教職員の著書・論文の調査（四一年二月には通牒を發し、「爾今教職員ニシテ著書・論文ヲ発表セルトキハ其ノ都度之ヲ教学局ニ報告セシムル」ことを指示していた〔教学局『第八十一回帝国議會説明材料』〕）をおこない、初等・中等教育については各道府県思想対策委員会や国民精神文化講習所の錬成講習などを通じて監督統制を強めていた。それらは、四三年後半以降にはさらに拡充されていく。

前者の「国策ノ総合的要請」については、「全体としては、総力戦体制の決戦段階に照応して、あきらかにかつての内閣審議會＝内閣調査会の「総合国策」路線の教育改革構想が前面に出てきた」（国立教育研究所『日本近代教育百年史』一「教育政策（I）」）といえよう。それは理数系教育・学校の拡充としてまず実践されるが、この審議會の影の主役が企画院であること、および幹事長としての鈴木貞一企画院総裁の存在の大きさを物語る。これが打ち出されたことについて、『教育週報』第八九〇号（四二年六月六日）の社説は「特に教育者の熟読すべき爆弾的問題」と捉え、「高度国防国家として存立して行くためには、国防は無論のこと、産業・人口等各般の国策の総合的要請に基き一貫せる教育の国家計画が確立され、これに従つて教育が運営されなければならなくなつた」と論じる。

とはいえ、「これまでの教学刷新を中心とする文教政策が総合的国土計画的な文教政策に切りかえられた」という文部省『学制八十年史』の評価のように、ここに文教政策の転換を認めることは無理がある。「総合的国土計画的な文教政策」が追加される一方で、「教学刷新を中心とする文教政策」の路線が踏襲されており、実態としては「教学錬成」体制の究極化とみなすべきであろう。理数系教育・学校の拡充などはあるとはいえ、文部省自身がこの答申にそれほど制約されていないことは、のちの『文教維新の綱領』（一九四四年）の「総論」（教学官小沼洋夫執筆）で、「文教維新の指導理念」の源流は教学刷新評議會と教育審議會の答申に求められ、この大東亜建設審議會への言及はないことにかがえる。

橋田文相は、答申決定に先立つ三月五日の地方長官會議で「皇国民の錬成」こそ「現下教育の根本方針と全く合致するもの」（『文部時報』第七五五号、四二年四月一日）と述べていた。藤野教学局長官は、六月六日の直轄学校学生生徒主事協議會において「国体の本義に基く高邁なる識見と鞏固なる意志、皇国の道に徹したる旺盛なる指導的実践力を涵養し、以て皇国未曾有の大業を率先扶翼し奉るべき人材を錬成することが特に必要なこと」（同前、第七六六号、四二年七月二一日）と訓示するのである。また、六月八日のラジオ放送「皇国教育と日本世界觀」でも、藤野長官は「皇国教育の本義は、教育に関する勅語の聖旨を奉体して、皇国の道を修練せしめ、よく皇国民としての本分を全うし得べき国民を錬成するといふことにある」（教学局『思想情報』第二六号、四二年六月一五日）こと

を繰り返して強調した。後述するように国民錬成所が創設され（四二年一月）、その後国民精神文化研究所と合体して教学錬成所となること、各道府県の国民精神文化講習所が教学錬成所へ移行していくことなども考えれば、アジア太平洋戦争下の文教政策の基調は一貫して「教学錬成」＝「皇国民」錬成教育にあった。

四三年二月、企画院研究会を著者として『大東亜建設の基本綱領』が刊行される。大東亜建設審議会の七つの答申とその実施状況を解説したもので、「大東亜の指導的国民としての皇国民の教育錬成が、大東亜建設の基礎的要件であり、したがって、大東亜の文教政策は、まづここに重点がおかれねばならない」という把握は、「総合的国土計画的な文教政策」への大転換がなされていないことを示そう。ここでも「皇国教学の刷新」実現のための、教育内容や制度の改革が強調されている。中等学校・高校の修業年限を各一年短縮することは四二年八月に閣議決定され、四三年四月から実施されていくが、人材養成の計画化や学校の地方分散については実際には実行に移せないままに終わる。

大東亜建設審議会における「文教政策」の答申は、文部省にとっては従来の「教学錬成」の方針を基本的に踏襲するものとなり、かつ「国家自ラ之ヲ運営スベキ体制」の整備という位置づけを獲得しえた、といえよう。東条首相も国内体制強化の一つに「教育の充実刷新」を挙げ、「この大戦争を永遠に勝ち抜き、大東亜十億の民衆の中核体となつて、新しき大東亜を建設するためには、これに適応すべき人物、特に次の時代を担うべき立派な人物を養成し、世界に冠たるわが国民の素質をいやがうへにも発揚せしむることを、最も急務とする」（大東亜戦争完遂国民総力結集大会、四二年七月二七日、大阪市 『大東亜建設の基本綱領』）と述べている。

2 戦時下学生思想指導の強化

「皇国民錬成」の強調と表裏一体のものとして、戦時下の思想対策の徹底が常に求められていた。橋田文相は、四二年三月の地方長官会議で、「国体の本義に徹し肇国の精神を発揚することは我が国民生活の根柢であります。従つて又我が国民思想はこれに基いて確乎不動となり、思想国防の鉄壁陣を完成することは、敵国が企図するであらうと考へられる思想戦に備ふるためにも、又大東亜の新秩序建設のための征戦完遂に向つても、其の要愈々切実であります」（『文部時報』第七五五号）と訓示する。なかでも学生生徒の思想指導に関しては、六月の直轄学校学生生徒主事協議会で藤野教学局長官の訓示において次のように注意が喚起されている（同前、第七六六号）。

今日、皇軍の輝しき戦果に応へ大東亜建設の歩みに即応して、我が国教学の本来の姿が漸次具現せられて参つたのであります。にも拘らず、尚一面私共の樂觀を許さざる事柄も皆無ではないのでありまして、国体の本義に相反する思想、我が国教学の本旨に悖る様な風潮も巷間決して完全には払拭せられて居らぬのであります。従つてこの間隙に乗じて、特に青年学生層を中心として敵国の思想謀略も亦蠢動せんとする気配がなくはないのであります。此の点に関しましては、特に学生生徒の思想指導上、今後も御油断なく、積極的な態制の下に遺憾なき処置に出でらるゝ御願ひ致す次第であります。

前述したように、「近来学生生徒ノ風尚、生活ハ著シク刷新改善ノ氣運ニ在リ」という

現状認識をもつ一方で、「樂觀を許さざる事柄」惹起の恐れに非常に敏感となる。それは「皆無ではない」「心配がなくはない」という程度のわずかな可能性であることを自認しつつも、油断は許されない。この学生生徒主事協議会の第一日目には、近藤寿治指導部長「現下教学の指導」、堀池英一企画部長「最近の指導動向とその対策」という講演がなされた。

指示事項の第一も「戦時下学生生徒思想指導ノ強化ニ関スル件」であった。そこでは、「不穩詭激ナル思想ノ絶滅」にとどまらず、「将来皇国ノ指導的人材トシテ負荷ノ重キニ任ズベキ学徒ヲシテ深ク国体ノ本義ニ徹セシメ純潔不動ノ日本世界觀ヲ確把体得セシムル」という「積極的ナル指導体制」の構築が求められた。この域に達すれば、「征戦遂行ノ妨害トナル敵謀略ノ乗ズベキ余地ナカラシム」（以上、同前）とも考えられたのである。ただし、具体的に指示されるのは従来からの修練の強化や指導教官制度の活用などであった。こうした、すべての学生生徒に対する訓育＝思想指導は以前からなされていたが、ここでより真剣味を帯びてきた。

ついで、「学生生徒ノ読書指導ニ関スル件」「学生生徒錬成ノ徹底ニ関スル件」が指示される。各学校からの聴取事項は「大東亜戦争開始後ニ於ケル学生生徒ニ関スル件」であり、「寮生活刷新充実ノ状況」や「戦時学徒自戒五条」の励行状況などについて具体的な報告が求められた。

対米英開戦一年後の学生思想運動の現状について、教学局『第八十一回帝国議会説明材料』は、「共産主義運動」について「大東亜戦争勃発以来一路衰退ノ傾向ヲ辿リツヽアル」としつつ、「未ダ之ヲ絶滅スルニ至ラズ」とする。そして、二つの動向に注目する。一つは「半島人学生生徒ヲ中心トスル不穩策動」であり、もう一つは「東北・北海道ノ国民学校教員ヲ中心トセル生活主義並生活図画教育運動事件」である（後述）。「国家主義運動」関係では「団体ノ動向ハ大体ニ於イテ平穩」であり、事件処分者は皆無といいつつ、「只一部ニ於イテ学校報国団ノ真意、学校ノ訓育方針ヲ理解セズシテ之ニ反対スルモノ有リ、教学内容ノ刷新、指導力ノ強化ガ要望セラル」としている。

朝鮮人学生への警戒と生活主義教育運動については、教学局『思想情報』でもあつかわれた。後者からみると、第三一号（四二年一〇月一日）では「生活主義教育運動事件概況」が、第三四号（一二月一五日）では「生活図画教育運動事件概況」があつかわれている。この注目の意味は、「その運動が教育理論の仮面を被つて巧妙に行はれたこと、従つてその及ぼせる影響は相当広範囲に亘るものがあり、之が対策指導は一日も忽せにすべからざるものがあり、特に戦時下思想国防の重要性の求めらるゝ折柄之等の運動の絶滅は勿論、その温床となれるこの種傾向の教育理念の払拭こそは、最も抜本塞源的緊要事でなければならない」（第三一号）という危機感に明らかである。綴方や図画の実例をあげて、関係者の陳述の概要を摘記し、生活図画の場合では「児童に社会的なものの観方を教へる事に力め、それに依つてプロレタリア・イデオロギーを児童の胸底に培育することを目指してみた」（第三四号）などとまとめる。なお、第三六号（四三年二月一日）には、「生活主義教育事件関係者閲読文献一覧」が掲載される。文芸では、小林多喜二『蟹工船』『不在地主』なども含まれている。

さらに、この問題に深刻な危機感を抱いた教学局では「思想研究特輯」として、『生活主義教育運動の概観』（四三年九月）をまとめる。これまで教学局では「各種の校長会議、

各府県関係官会議、臨地指導、事件発生学校長思想国防講習会等を開催し之が対策指導に努め来つた」という。その「結語」では「教育を通じてのみ国家は自己を保持し、肇国の大精神を永遠に伝える事が出来る。而して教育の担当者たる教師の思想は教育を決定する最大の要素である。吾人は再び本事件の如き不祥事の発生を繰返さざらん事に努力し、有害なる教育思想の払拭と共に肇国の大精神に基づく皇国教育観の樹立とこれが実践に全力を竭さねばならぬ」という断固とした決意が述べられている。

なお、これらに先立つ四二年一月二日の文部省の局長会議では、「教員中、左翼的動き著シクナリツツアリ。北海道六〇人、東北地方及茨城ニ数名（綴方）検挙者出デタリ」（『有光次郎日記』）と報告されていた。

『思想情報』第三〇号（四二年九月一日）には、「シュールレアリズムの芸術に就いて」が載る。ここでは滝口修造の治安維持法違反事件などを取りあげ、「一見特異な芸術論にすぎないシュールレアリズムが実は共産主義思想と深い関係」があるとみなしている。ダリの「記憶の固執（柔らかい時計）」を、「シュールレアリズムが描く幻想的偏執的絵画も其の中に社会的矛盾が象徴化せられている」代表作とみなしている。

朝鮮人学生生徒への警戒は急速に強まっていた。四二年三月三日、教学局長官名で「外地人学生生徒ノ思想指導」に関する通牒が発せられた。「外地人特ニ一部ノ朝鮮人ニ在リテハ熾烈ナル民族意識ヲ持シ甚シキニ至リテハ不穩ナル計画ヲ企図セルモノアリタル」という判断にもとづき、次のような注意をあたえる（小樽高等商業学校「文部省往復綴」、一九四一年度 小樽商科大学所蔵）。

- 二、外地人学生生徒就中朝鮮人学生生徒ノ思想言動ニハ一層ソノ指導ニ意ヲ用ヒ特ニ関係団体、交友並ニ読書ノ種類範囲ニ注意ヲ払フコト
- 四、朝鮮人学生生徒ヲ以テスル集会、会合ノ開催等ニ関シテハ予メ学校当局ニ申出テ其ノ承認ヲ受ケシメ其ノ開催ニ当リテハ教職員監督ノ下ニ之ヲ行ハシメ速クニ其ノ状況ヲ報告セシムルコト
- 五、爾今朝鮮人学生生徒ヲ以テ組織スル団体ノ結成ハ厳ニ之ヲ抑止スルト共ニ既設ノモノアル場合ハソノ動向ニ付特ニ注意シ必ズ教職員中ノ適当ナル者ヲシテ之ガ指導監督ニ当ラシムルコト

朝鮮人学生生徒を厳重な指導監督下に置こうとしたものだったが、「朝鮮人学生生徒の民族独立運動」を抑えることはできなかった。『思想情報』第二五号（四二年六月一日）の「最近における朝鮮民族主義運動の概況」では、まだ「漸増の傾向」とみている。三九年は三〇名の検挙で、学生生徒中の比率は三一%、四〇年は七二名で四〇%、そして四一年は一四八名で六四%に達するという。その代表例に「在阪朝鮮人学生の民族主義秘密結社「鶏林同志会」の民族主義運動に関する事件」をとりあげ、「終始徹底的に現在の朝鮮統治に反抗しその独立意識を昂揚しつつあつた」とする。

第三七号（四三年二月一五日）では、「最近に於ける学生生徒の思想動向」があつかわれる。「一般に戦争目的を認識し、大東亜戦下克く学徒たるの本分を自覚し、真摯なる修学に励む」とされる一方で、「未だ自覚の足らざる者絶無とせず」とする。四二年四月から一月末までの学生生徒左翼思想事件は四四件、六七名の検挙におよぶ。その特徴としては、「学生生徒数名が学内非合法グループを結成し、定期乃至不時会同し、左翼文献をテキストとして読書会、研究会等を開催し、左翼理論の研究並に啓蒙に従事せるもの」と

いう「従来の方法」が踏襲されているという。その一方で、転業問題など民間の不平不満に乗じようとする動きがあることや学校報国団などの班員をグループの下部組織とすることに注目する。ここからは「決戦下の思想指導は唯に消極より進んで積極的なるを要する」と導かれる。

そのなかで、「朝鮮人学生生徒の民族独立運動」が「近年発生的事件中数的にも質的にも著しく、殊に将来憂慮せらるべきもの」とされている。戦争の長期化にともなう日本の経済的疲弊や社会的混乱を予想して、「反日勢力の獲得結集を図り、以て之が時期に備ふると同時に、後方攪乱を目的とし各種の方法に依り我が国を敗戦に導き且つ其の時期を早めんとし、其の機に乗じて朝鮮独立の野望を達せんと企図せるもの」とみなすのである。

さらに、ここではじめて「左翼思想事件」以外の、「時局認識と決意を疑はしむるもの」が指摘されていることが注目される。一つは「1 風紀問題関係、就中学校卒業後直ちに兵営生活に入るを喜ばず、学業を放擲して繁華街に出入するもの 2 校風刷新に対し反感を示し 3 戦争の長期化に伴ふ物資不足に基因する平和希求の言辞を弄し 4 配属将校又は軍に対して反感を抱き、不穏当なる言行を為す者」であり、それぞれ具体例があげられる。また、「怠気の甚しきもの」や学内の不穏落書（「ヨーロツパ、スバラシキヨーロツパ!」、「自由ハ宇内ニ君臨ス」など）にも警戒の眼が向けられ、「之等の事情を綜合するに、戦時下に於ける学生生徒の思想動向は、必ずしも間然する処なき状態にあるとはなし難く、指導の任にある者は一層の留意を要する次第である」と結ばれる。こうした方面への警戒は、さらに強まっていく。

学生生徒に限らなくなるが、「青少年不良問題」が急速に浮上したことに文部省も対応を迫られた。すでに、四二年九月二九日の閣議では不良青少年対策問題が論議されていた。『思想情報』第三九号（四三年四月一日）の「最近に於ける国民各層の状況について」でもこの問題に触れる。長期戦化にともなう「緊張と重圧」は「抵抗力の弱い青少年層に最も早く影響」を与えているとして、それらによる犯罪は、工場労務者について「学生生徒、殊に中等程度の生徒、国民学校児童に於ても漸増の傾向」という。第四二号（四三年五月一五日）と第四三号（四三年六月一日）でも「戦時下に於ける青少年不良問題」があつかわれている（三回連載、「下」は不明）。そこでは、最近の傾向として、「工場労務者と学生生徒との共謀事犯が増加しつつあること」、組織的悪質事件が「二十五歳未満の青少年の犯行に係るものの多いことは治安問題であると共に重大なる教育問題」などを指摘している。

さて、学生生徒思想事件をみてきたが、これらが載る『思想情報』は、第二四号（四二年五月一五日）でタイプ印刷から活版印刷に変更された。教学局の思想問題に対する重視の姿勢をうかがわせる。同時に、「学生生徒の思想上の指導監督に当る者の参考」から「学生生徒其の他の思想上の指導監督に当る者の参考」への変更もなされた。教学局『第八十一回帝国議会説明材料』によれば、各号五〇〇部発行されていた。

教学局では、出版物に対する行政処分の基準となる具体事例をしばしば示している。まず、四二年二月には『文部省推薦並教学局選奨図書 思想関係発禁図書一覧』を刊行する。「近時頓ニ増大セル図書中ニハソノ内容ニ於テ只ニ推奨ヲ躊躇スルモノアルノミナラズ、青少年学徒ノ読物トシテハ寧ロ不適当ト認メラルルモノ必ズシモ絶無トセズ。特ニ戦時下思想謀略ノ熾烈ヲ加ヘ来レル折柄之ガ選択ハ極メテ重大ニシテ切要ノ事項タリ」という現

状認識に立ち、一八八八年から一九四一年までの推奨・発禁処分図書を集成して、学校図書館における「選奨図書ノ備付、発禁図書ノ閲覧禁止」の徹底を図ろうとしたのである（すでに、四〇年七月一九日付の教学局通牒により、図書館などでの閲覧禁止と保管場所・方法などについて指示がなされていた〔鍵のかかる書庫に保管、図書の検索カードの削除など〕）。

この試みは『思想情報』誌上で継続された。第二三号（四二年五月一日）では、言論出版集会結社等臨時取締法に関連して具体的な発売頒布禁止・削除処分、「造言飛語」の具体事例を提示するとともに、「将来ノ講演並ニ著述及新聞雑誌等ノ執筆ノ際ニ注意スベキモノト認メラルハ点」を列举する。おそらく内務省・情報局の検閲当局などからの資料にもとづくはずだが、冒頭に置かれた「国体、思想関係」は次のようになっている。

- 1、天皇及皇族ニ関シ取扱方、表現、用語等ニ於テ不敬ニ亘ル虞アルモノ
- 2、国体ニ関スル正史ノ記述ヲ否定シ又ハ皇統譜、正史ノ伝フル紀年数、神器ノ伝承等ニ異説ヲ立ツルガ如キモノ
- 3、我国ノ神ノ觀念ノ紛淆ヲ来タスガ如キモノ、例ヘバ印度ノ釈迦、キリスト教ノ神エホバ等ヲ天照大神ニ擬シ或ハ天御中主神ノ取扱ニ関シ天照大神トノ関係ニ於テ不当ナルモノ
- 4、国体変革思想、共産主義、社会主義、無政府主義、反軍、反戦思想ハ勿論、極端ナル自由主義等ヲ鼓吹セルモノ

ついで、「大東亜戦争関係」、外交関係、国内問題へとおよぶ。この時点では、対米英開戦後の発売頒布禁止・削除処分の件数は「四割減」となったものの、「使命ノ自覚不十分又ハ不注意ノタメ尚処分ノ跡ヲ絶タザルモノ」があり、「造言飛語」の件数も「相当増加」しているという判断からの注意の喚起となった。

『思想情報』第四一号（四三年五月一日）には「昭和十七年度に於ける教育関係行政処分出版物に就いて」が載る。四一年度の「国体」に関する事件数九件（全体で一四件）については、「筆者自身の思想に基くといふよりも寧ろ、その取扱方、表現、用語等に於ける不注意に因るものが多い」とする。四二年度では、二三件中、「国体」に関するものが一二件を占め、「自肅の後は認められるのであるが決戦下教職員の言説の影響に鑑み一層の戒心を要望せざるを得ない」として、具体例があげられる。

教学局が刊行していたもう一つの『思想研究』第一四輯（四三年五月）には、「最近に於ける学校新聞の概況―主として大学新聞の趨勢―」が掲載される。学校新聞の論調・傾向・性格について詳細な調査考察がなされているが、「結語」の末尾では「学校新聞一般が戦時国策の線に沿って躍進を試みんとする努力を重ねつゝ堅実な論調傾向を辿つて居ることは一応認め得る処であり、若干慎重に欠くる諸点に関しては今後共一層の注意を払ひ、以て充実せる学校新聞の建設を期し、之が指導の衝にある各方面相協調して努力すべきは、今や必至であらう」と論じている。なお、執筆者中の約一〇%近くの「思想前歴者」の扱いについては、「慎重なる考慮が払はるべき」としている。

言論出版集会結社等臨時取締法に関しては、四二年一月三〇日付の教学局長官名の通牒で、教職員や学生生徒が政治結社・思想結社に加入しないよう指導が求められた。二月一三日付の通牒では、「思想犯前歴者ノ採用」について、十分な調査が指示される（これに関する閣議決定がなされるのは、四二年七月である）。さらに、「思想事件関係退学学生

生徒ノ入学並ニ再入学」についての三月二日付の通牒により、「刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行猶予ノ言渡ノ取消ナクシテ猶予期間ヲ経過シタル者」について、それまでの各学校による「転向」判断を修正し、文部省の承認も必要とされるようになった（以上、小樽高等商業学校「例規通牒綴」、一九四一年度）。

学生生徒に対する教学局の訓育の諸施策は、依然としてこの時期もつづけられている。「日本文化講義」は、四二年度においては「大東亜共栄圏建設ノ歴史的使命ニ鑑ミ内容充実清新化ヲ図リ以テ大業翼賛ノ心構ト識見ノ涵養ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ」とされ、講師の委嘱には教学局の関与がより強まった。東北帝大の場合、高坂正顕（京大教授）「歴史的主体ノ問題」、平生鈞三郎（産報会長）「産業報国会ノ理念及實際運動」、明石照男（第一銀行頭取）「明治以来ノ経済金融ノ推移ト今後ノ動向」というものだった。四三年度からは、公私立大学・高等専門学校での実施も予定された（『第八十一回帝国議会説明材料』）。

ほかに「指導教官制度」が実施され、「訓育費」も各学校に配布された。その経費は、四二年度で一〇七校・八一九〇〇円におよぶ（同前）。

教学局では、四三年五月二〇日付の通牒で、全国の大学・高等専門学校における訓育状況の報告を求めている。「支那事变以後訓育上刷新改善セル主要事項」、「学徒生活ノ現況及生活指導ノ方法」、寄宿舎などについての設問で、東京帝国大学の回答がわかる（「鍊成綴」、東京大学史史料室所蔵）。「学徒生活ノ現況及生活指導ノ方法」の概況では、「支那事变以来逐年本学学生ノ時局認識ハ深化シ来タリタルトコロ大東亜戦争勃発以後ハ殊ニ戦時意識ノ昂揚顕著ニシテ何時ニテモ御召アラバ筆ヲ捨テテ銃ヲ執リ出陣セントノ覚悟ヲ堅メツツ冷眼熱腸真剣ニソノ本分ニ向ツテ邁進中ナリ、今後愈々学生ノ生活ハ向上徹底ノ一途ヲ辿ルヲ信ジテ疑ハズ」と記す。事項別のなかから、いくつかを引く。

イ 学習態度 事变後一層堅実ノ風ヲ増シ真摯ノ度ヲ加ヘタリ。

一昨年来教練ノ目的ガ専ラ軍事能力ノ増強、充実ニアルコトト決定セルニヨリ学生ノ規律ハ格段ニ厳正ヲ加ヘ従ツテ礼法其他学生ノ日常生活ノ範囲ニ於テ良好ナル効果ヲ認ム。

ロ 出席及遅刻ノ状況 出席ノ状況ハ良好ナリ、遅刻モ亦学生ノ自肅ニヨリ逐次清算セラレアリ

ニ 服装 元来質素ニシテ本学学生タルノ矜持ヲ失ハズ。

頭髮ハ過半数丸刈ニシテ何等ノ指導ヲ加ヘサルモ長美髪者著減ノ傾向ニアリ。冬季襟巻使用者ハ登学者中ノ概ネ三八%程度ニ過ギズ手袋使用者モ亦僅少ナリ。制服以外ノ異装者皆無ナリ。

ヌ 勤労作業 本学ニ於ケル勤労作業ハ千葉県検見川農耕場ニ於ケル農耕作業ヲ主トシ別ニ協力令ニヨルモノアリ、ソノ外休業期間ニ於テ鍛錬部集団訓練部主催ノ勤労作業アリ、又全学会ノ法、文、経済三学部ニ於テ、調査ヲ主トスル勤労作業夏季ニ於テ実施セラル。

(一) 検見川農耕 二十一回 職員学生 五三〇八名参加

(二) 協力令ニヨルモノ 二回 職員学生 一七九〇名参加

この時期、東京帝大では庶務課長の横山俊平が大阪外語校長に転出し、四二年五月、その後任に九州帝大学生課長の石井勲が就く。石井はかつて東京帝大の学生主事を務めてい

た。その石井が『興亜教育』第二卷第二号（四三年二月）に「青年（学生）の思想動向」を寄せている。長年の経験則より、石井は「私共は今日現在と雖も何れの学校にもその二、三パーセントに相当する数の、思想上注意すべき学生が存在するものと想像してゐる」と論じる一方で、「時代の原動力たり、発動機たるべき筈の青年学生にして果してこの聖戦の真義を十分把握し、信念的に行動してゐるものが幾何あるであらうか」と観測している。

勤労作業は、四二年度では、大学は校数四一、延べ人員九三二〇六名、高等専門学校は校数一七四、延べ人員八九九七九二名、高校は校数三二、延べ人員一三四三九三名を数えている（『帝国大学年鑑』、一九四四年度版）。

教学局では、四三年五月五日付で、実業専門学校などに「専門学校教育刷新充実」についての具体的方針・要望を照会している。小樽高等商業学校では、五月一三日付で回答している（「文部省往復綴」、一九四三年度）。まず、高等商業学校教育の性格について、「進んで海外雄飛の基礎を確立し、興亜の大使命を達成して、皇運を扶翼し奉る高潔なる皇国民を養成する」ことと位置づける。学科目の増設については、「哲学及び論理学」が要望される。特に哲学については、高等商業学校という性質上、「学徒の思行が物質対象に傾き易き嫌」があり、「皇国民としての批判力を強化し、国民的信念を醇化固成せしむる必要」があること、そして「哲学書乱読の風潮旺盛」のため、「懷疑思想を招来し、過てる思想に感染する等の惧なしとせず」として、むしろ「正課として善導」すべき、という二つの理由にもとづく。

学科目の増設などは予算をとめない、実現は困難だが、「修練に関する件」であげられるいくつかは学校当局の判断で実施されていくものである。「（三）報国団の運用を能率化せしめ俱学俱進、親愛の中に心身の錬成をなさしむること」、「（四）報国隊を率ゐて戦力の増強に資する各種鍛錬、勤労並に食糧増産作業等を日常に活発化すること」、「（七）禪、座禅、神社参拝、皇軍慰問、忍苦鍛錬、簡素生活その他の行的修練をなすこと」などは実施されつつあった。

教学局では、四二年一二月に、東北帝大で帝国大学学生主事協議会を開催している。協議事項の第一は「学生生徒ノ錬成ニ関スル件」で、学修・生活状況や学校報国隊の活動について情報交換がなされる。第二は「学生生徒ノ思想指導ニ関スル件」で、読書指導、学内外の思想団体や最近の思想動向が議題となる（「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件会議関係」第二卷 I-1-4-0-3-2）。

四三年六月三日に開催した学生生徒主事協議会の指示事項では、「一、日本世界観ノ透徹具現ニ関スル件 一、戦時下思想指導ニ関スル件 一、学生生徒ノ訓育ニ関スル件」が予定された。各学校からは「戦時下学生生徒ノ生活ニ関スル件」として、「思想傾向、学内出版物其ノ他外地並外国留学生等ノ件」が聴取されることになっていた（小樽高等商業学校「文部省往復綴」、一九四三年）。ここで、橋田文相は「日本の世界観を透徹せよ」と述べるとともに、一部学生の「世の指弾を受くるが如き行状」を「遺憾至極」として、「かゝる事態が学徒が、真剣なる戦争観を持たぬことを証すると同時に、一方学徒と生活を共にして之を教へ導く立場にある者が、或は新なる教育に対する認識と努力とに欠くところあるに依る」（『帝国大学新聞』第九四八号、四三年六月七日）と、叱咤する。第八一帝国議会において「銀座街頭其ノ他ノ盛り場ニ、映画館ニ、「バー」ヤ「カフェー」ニ、制服制帽ノ学生ガ出入シテ識者ノ眉ヲ顰マシムルガ如キ事実ハアリマスマイカ」（四

三年二月一日の衆議院における伍堂卓雄の質問、『近代日本教育制度史料』第一四巻）と追及されていた。

『興亜教育』第二巻第二号（四三年二月）には、「教育者と思想の問題」という座談会が掲載されている。文部省からは小関思想課長・志水教学官、国民精神文化研究所から志田、さらに陸軍省報道部員、司法省刑事局思想課事務官が出席している。小関思想課長は、「戦時下だからといふ意味で、思想問題に対して今までのやうに非常に厳しく取扱はなくてもいいぢやないかといふ」見方は「非常な間違ひ」として、「平常においてすら国体の変革を企てるが如き思想の存在は厳肅に取締つて来たわが国において、戦時下においてそれが緩やかになるとは考へられません」と述べる。また、司法省の岡崎格事務官は、戦時下において「国体と最も対立する左翼思想の撲滅といふことがやはり中心的な問題であり、それと同時に米英的思想の排撃といふことが同様に重要な問題である」として、「徹底的に取締つて行く方針」を示し、「主として言論関係、たとへば反戦、厭戦の思想」を標的とする。

こうした徹底取締方針のもと、教学局では、四三年夏ころ、『現下ノ思想動向』という大部かつ詳細な資料を作成している（「小池正行関係文書」、東京大学史史料室所蔵）。その「第二、教育関係ノ思想動向」中の「教育関係ニ於ケル思想問題ニ対スル対策並ニ施設」では、次のような総括がなされている。まず大学や高等専門学校の教員について、「ヨク自己ノ責務ヲ自覚シ職域ニ邁進シ、教学一体ノ趣旨ニ依リ学問的指導ハモトヨリ行的指導ニ於テモ師弟同行或ハ学校報国団或ハ学校報国隊ノ幹部トシテ率先垂範学生生徒ノ啓導ニ当リ、学生生徒ノ指導ニ努メ」るほか、学術面でも「真ノ皇国世界観ニ立脚セル真摯ナルモノヲ見ルニ至ル」とされる。これに照応して、学生生徒についても「思想行動ハ極メテ良好トナツテキタ」とされ、勤労作業や軍事教練への参加状況も良好と高評価である。さらに、「其ノ堅実ナル思想状況ハ服装態度、□□、出席率、殊ニ行事参加ノ率、学校ニ於ケル勤務ノ状況カラ其ノ読書傾向、話題等ニ関シテ之ガ一斑ヲ知ルコトガ出来ル」とされる。その一方で、「反国家的反国体的ノ運動ニ関係スルモノノ絶無ニ非ザルコトハ極メテ遺憾ノ事」と付け加えられている（この点は後述）。

『現下ノ思想動向』「第二、教育関係ノ思想動向」の各論では、四二年度の状況が概観される。先の『思想情報』第三七号（四三年二月一五日）の「最近に於ける学生生徒の思想動向」と重複する部分もあるが、より詳細な記述となっている。まず「共産主義運動」では、「意識ノ高イ者ノグループガ発生スルヤ各個人的接触ヲ通ジテ分散的ニ啓蒙的グループヲ組織シテ行ク傾向」を指摘するほか、「学校当局ノ公認ヲ得タル研究会」の利用などに注意を向ける。検挙者数は学生生徒が六七名、教職員は一二名である。生活主義教育運動についても触れられ、「綴方教育、図画教育、紙芝居等ヲ利用シ、児童ヲシテ生活ノ現実ニ眼ヲ向ケシメ且其ノ眼ノ向ケ方ヲ指導シ以テ批判ノカト資本主義変革ノ意欲ヲ育成セントシタモノ」とする。新たに静岡県と鳥取県で一三名の検挙があった。

「学生国家主義運動」については、「大体ニ於テ平穩」であり、処分者も出していない。学校内の団体も「多クハ真摯ナル研究会又ハ修練機関デアツテ、思想上危険ナモノハ存シナイ」という。

「朝鮮人学生生徒」は独立して項としてもあつかわれている。その「運動ハマルクシズムノ「研究ノ如キコトハ少ク主トシテ独立運動ニ直接目標ヲ置」クコト、「指導中核ハ存セ

ザルガ如ク各地ニ自発的独立的ニ發生スルモノガ自ラ近接關係ニヨリ結合スル」などの点を指摘する。四二年度は二七名の検挙者であり、学生生徒検挙者全体の四〇%にあたる。

「学生生徒ノ一般的動向」では、大多数の「決戦下ノ学徒タルノ気構へ」に逆行するものとして、「一般的不良化、道徳心低下」とともに、より悪質な「反時局的反軍反戦的思想」の存在を指摘する。そして、「学生生徒ガ表面ニ於テハ最モ時局ノ先端ヲ行キ国家ノ要望ニ応ヘテ国民思想ノ最モ堅実ナル部分ヲ構成スル外觀ヲ呈スルニモ拘ラズ、其ノ底流トシテ依然拏拭シ切レザル唯物的乃至世界主義的自由思想ヲ包蔵スルコトヲ示スノミナラズソレガ決シテ樂觀ヲ許サナイモノタルコトヲ示ス」と論じるのである。

こうした「学生生徒ノ一般的動向」、さらに「共産主義運動」や「朝鮮人学生生徒」の動向などへの憂慮が、四三年夏という時点で、この『現下ノ思想動向』を作成させたといえる。

3 戦時下「国民思想指導」の徹底

対米英開戦とともに、「思想国防の鉄壁陣」を完成することは急務となった。学生生徒への思想指導とともに、各道府県を指揮して国民全般に向けた思想指導をすることが文部省・教学局の重要な任務となったのである。すでに一九三九年に各道府県に設置が指示されていた思想対策研究会がその要とされ、四一年度には「全教育者ノ実践的活動ノ促進」が、四二年度には「国民ヲシテ一意征戦目的完遂ニ邁進セシメ苟モ戦時下敵ノ思想謀略ニ乗ゼラルルコトナク国民ノ思想ヲシテ磐石ノ重キニ置カシムル」（教学局『第八十一回帝国議会説明材料』）方策が掲げられた。

教学局では、『思想情報』第二一号（四二年三月）に「大東亜戦争下ニ於ケル国民思想指導ニ関スル要領」を載せる。残念ながら、この当該号は見出せておらず、周辺から、その内容を推測するほかない。『第八十一回帝国議会説明材料』にある「思想指導ヲ単ニ抽象観念的ナルモノタラシメズ且ツ左翼若ハ右翼ノ思想運動ニ対スル対策ニ止ムルコトナク国体・日本精神ヲ体得スルノ方策タラシメ且国民ノ具体的生活ニ則スル様慎重企画運営スルコト」という方針が、おそらくその基軸と思われる。「国体・日本精神」—この段階では「日本の世界観」ということが頻繁に使われる一体得という、強靱な思想の養成に向けて、積極的な指導が希求された。『日本教育』四二年一—月号に「思想教育の問題」を寄せた教学局普及課長志水義暲は、「自国内に於いて積極的な思想教育が施こされ全国民が一丸となつて積極的思想戦に参加すべく指導せられねばならぬ」、「現下の時局は将来を期待するよりも今直ちに積極的な思想教育を必要とすること切なる情勢にある」と述べる。ただし、その「積極的な思想教育」は「思想を表面に出して取扱ふもの」とするだけで、それ以上は展開されない（できない）。

『第八十一回帝国議会説明材料』では、道府県思想対策研究会の事業が「焦点ヲ外レル」ことがないように「資料蒐集」に配慮すること、研究会の実施する修練会において「幹部ノ修練」に重点を置くことなどを留意点にあげている。思想対策研究会の事業について、教学局では「思想指導者ノ育成」「思想指導者ノ活動」「思想国防研究施設ノ指導助成（学校、其ノ他）」「思想国防ノ啓蒙宣伝」「日本精神並ニ思想問題ノ研究調査、其ノ他」に分けて整理している。最後の「思想問題ノ研究調査」は、半数程度の府県で実施している。

その実際例をみてみよう。

まず、茨城県教育課『思想調査概況』（四三年一月）である。これは、「青少年の思想傾向を明かにして、国家新体制樹立の秋に際し、最も適切な指導方策を確立せん」という目的で、「県下の男女中等学校、青年学校生徒及び国民学校生徒」（総計九三一〇名）と、「一部の有識者階級」（市町村長、大政翼賛会役員、中学校長、国民学校長総計二四三名）を対象に、四一年一二月中旬に実施したものである。青少年学徒には選択と自由記述の各五問を回答させる。選択の第五問目は、次のような設問である。

（五）東亜新秩序の建設についてどんな考ですか 下の中からあなたの考に一番近いもの一つだけ○をつけて下さい

- 1、このこと（東亜新秩序の建設）がうまく行くかどうか不安に思つてゐます
- 2、この（東亜新秩序の建設）わけがよくわかりません
- 3、どんなことがあつてもこの目的が達するまでは頑張らなければなりません
- 4、このことの為に戦争などを長くつゞけてゐてはこまるから早くやめるとよいと思ひます
- 5、外の国々などに遠慮なくもつとどんどんやつて国威をかゞやかす方がよいと思ひます

自由記述のなかには、「我国の神話に対してどんなに感じてゐますか」「近頃聞いたこと見たこと、新聞や雑誌でよんだことの中で最も感じたことを一つ書きなさい」などがある。

これらに対する回答の分析を概観すると、選択第五問については、選択肢3が七八・二%、5が一九・〇%となり、「心強い限」とされるが、弱気な者・不安な者・不明な者が三%近くあることに対しては「遺憾なことであり、断乎として東亜新秩序の建設に邁進する気魄を涵養することに一般の努力を払ふ必要が痛感させられる」とする。「今の政治のやり方についてどんなことを望みますか」という選択第三問で、九割以上が「絶対随順の態度」ながら、「もつと生活が楽になるやうな政治」の回答が一・八%あることに対しては「かゝる心掛の者が存在したことは甚だ遺憾なこと」として、「今後はより一層戦争目的達成のため、あらゆる生活苦も克服せねばならぬことを、自覚させなければならぬ」と、指導の徹底を図る。

自由記述の第一問「神話」をみると、全体として「思想傾向堅実」としつつ、「神話を信ぜられないとするもの、神話に対する解答不当又は不能なるもの」が二割を占めることに衝撃を受けている。そして、「従来の教育に於ける此の方面の教養の欠陥を示し神話教材取扱に対する今後の指標を示す」とする。第三問の「近頃聞いたこと見たこと、新聞や雑誌でよんだことの中で最も感じたこと」については、調査実施日が対米英開戦直後だったために「必然的に解答の大多数は戦争に関するものであり、それ以外の解答にしても、すべては戦争といふ現実の姿に深い関係を有してゐるものばかりである」。それゆえに、「何等感ずることなし」というごく少数の解答を「遺憾」とし、特にそれが男子中等学校や青年学校に多いことを「極めて注意を要する」とする。

有識者に対する設問は、「長期戦に対する覚悟とねばり強さ」「政治に対する信頼の度」「戦時下に於ける国民の道徳性」などについて、よい・普通・悪いという選択を求めるものだが、総評として「国民の思想が全般的に左程憂慮すべき状態ではない」とされる。た

だし、統制経済の理解度・努力度、国民の道徳性については「有識者は概して油断はならぬと見てゐる」とする。もう一つの設問—職業別などからみて「時局を認識して堅実な思想行動をなしてゐるかどうか」について、よい・普通・よくないを問う—では、「よい」順位では「国民学校児童の一般」「中等学校生徒の一般」が上位であり、最下位は「商業者の一般」となっている。「公職者、知識階級が中以下に在ること」にも注意が促されている。これらの調査にもとづき、茨城県が何か特別な対策を講じた形跡はない。四二年度の事業および経費は、他県並みである。

この一年後、四二年一二月、佐賀県思想対策研究会では「県下中等学校全生徒ヲ対象」（三七校、二〇〇九五名）に、「国体観念ノ透徹、戦争目的ノ確把並ニ時局認識ト生活実践ヘノ志向程度」について調査をおこなっている（『佐賀県教育史』第三巻「資料編（三）」所収）。設問は、記述式で「（一）大東亜戦争ハ何ノ為ノ戦争デスカ（二）君ハ米英ニ対シテドウ思ツテキマスカ」など、全九問である。「調査後ノ感想」として、まず「回答ノ全般ヲ通ジテ観ルニ本県下中等学校生徒ノ思想動向ハ頗ル堅実ニシテ憂慮スベキ傾向ヲ認メズ」と肯定的に概括するが、次のような留意点もあげられる。

- 6、自由主義・個人主義的傾向殆ンド見ラレザルハ現在ノ生徒ガ満州事変以後ニ於テ教育ヲ受ケタル結果ナラント思惟セラル、此点ヨリ観テ彼等ノ指導ニ当リ該主義ノ排除ノミニ終始スルガ如キハ考慮ヲ要ス
- 7、感受性鋭敏ナル青少年学徒ニ対スル教職員ノ思想的影響大ナルベキハ当然予想セルトコロナルモ、学級ニヨリ、又学校ニヨリテ特異ナル傾向ヲ示セルモノアルハ注意ヲ要ス
- 10、全般ヲ通ジテ道義ノ昂揚ヲ強調シ、誠心ノ回復ヲ希求セル態度ハ顕著ナルモ外面的皮層的ナル憾アリ今後ノ指導ニ当リテハ更ニ各人ノ自覚ト反省トニ重点ヲ置キ個ニ徹セシムルヲ要ス

この6の総括は、自由主義・個人主義的傾向の排除に文部省・教学局が躍起となっているだけに、地方の実情からの批判として興味深い。第二問についてみると、敵愾心の旺盛さがうかがえることを「欣快ニ耐ヘナイ」とする。「今日ノ世相ヲ見テ何ヲ最モ苦々シク思ヒマスカ」という第四問への回答として、「僅少トハ云ヘ「戦争ノ悲惨ナルコト」「戦死者ガ出ルコト」等若干数アル」ことに、「悪ク行ケバ厭戦、更ニ反戦思想ノ温床トナラヌトモ限ラヌ」と警戒している。佐賀県の場合も、事業・経費ともに他県並みである。

もう一つの思想調査は、四三年九月に教学局思想課が直接実施した東京都の教員および中等学生に対するものである（教学局思想課『東京都ニ於ケル教員及ビ中等学生思想調査概況』、四四年七月、本書表紙には「昭和十八年七月執行」とあるが、本文では九月となっている）。教師を調査対象にするのは、「被影響性の強い児童青年の指導にあたる教師のもつ思想の如何を知りこれによつて教師に対する思想指導の対策を講ずることは国民の思想指導にとつて欠くべからざる」という判断による。上記二つの調査の設問とは異なり、「日常の生活事実をとりあげ、それにいかなる態度をもつて臨むか」というところから質問を始める。すなわち、第一問は「大東亜戦争が始つてから、あなたの勤めて居られる学校の学校生活はどんな風に変つてきてみますか。それについてあなたの御意見は如何ですか」であり、「学校の教育の内容方法の変化をいかに見るかの角度からその抱懐する思想、生活態度の如何を窺はう」としている。国民学校・中学校・高等女学校など、八八八名の

教員を対象とし、未婚の女子教員には結婚観も問うている。

第一問の「学校教育の態勢に対する態度」への回答は、半数が現状を肯定し、三割弱が「急進的に時局に即応した徹底した教育を要望」し、二割弱がそうした傾向に対して警戒的で「保守的」とみなされている。学校別・男女別など、さまざまな角度からの考察は詳細をきわめるが、「教師の思想動向の大勢」としては、次のようにまとめられる。

教師の思想動向は、かやうにして国家の呼吸と共にあるとも見らるべきものがあり、正しき清新なる動きへの希求をもつと云ふことができるが、たゞそれ等の動きの他の面に於ては相当注意すべきものが存在してゐるのである。即ち社会生活の正しさを念願する場合それが私生活の円滑さと密接に關聯する国民の生活態度、その生活の事実に対する強い關心に於て現れて、やゝ私生活への關心の濃い影を映してゐるとも見られるが、それを更に一層明かに平等への希求として示してゐるものがあり、しかしてその思想が大勢をなしてゐることは、私生活を社会の情勢と遊離して、その切り換へを反省せざると共に、極めて注意すべきものをもつてゐるのである。

中等学生への調査は、これらの教師の指導下にあるという観点からなされており、九八九名を対象としている。設問は、「大東亜戦争勃発以後、あなたの最も力を入れて努めてゐる事はどんなことですか」などである。回答の総括は、「生徒に於ては、現下の生活に於て今日の国家の要求を鋭敏に反映してゐる。根本的には国家奉公の態度が著しく、具体的には身体の錬磨をなし、増産に努力し貯蓄をし、戦線を慰問して国家の要望に添ふことを努めてゐる」と満足すべきものとなっている。しかも教師との比較においても、生徒の方がより「時局相応的」であり、その「思想態度は極めて健全な国家的な傾向にある」と高く評価されるのである。

前項でみたように、「青少年不良化問題」が浮上しながらも、同世代の学生生徒の思想動向には皇国民教育の一定の成果として、おおむね「健全な国家的な傾向」を認めている。その一方で、大人の世代の時局認識の不徹底や精神的弛緩が問題視されていく。『思想情報』第三七号（四三年二月一五日）では、「最近に於ける国内指導層の思想動向」がとりあげられる。「有識層に於ける自由主義的、個人主義的思想は払拭し去られたとは言ひ難く、決戦の歳とせられる現下に於て尚消極的、傍觀的、逃避的な態度が見られるのは、寔に遺憾である」として、官吏・有爵者・中等学校教員らの事例とされる。「国民思想指導」の観点から、教学局の關心は教育関係以外にも広がっていく。

その一つが、第三九号（四三年四月一日）の「最近に於ける国民各層の状況について」である。「各種統制の強化」が国民生活に多大な影響をあたえるため、「一部社会の底流には政府の施策に対する不平不満が存在し、やがて一部には軽微乍ら厭戦思想が萌せるに非ざるやの感がある」と観測し、商工関係者事業主等・労働界・農村、そして前述した青少年の状況が概観される。「むすび」は次のようになっている。

戦局が今日の如く重大段階に直面し決戦の年と称せられてゐる時期に際して、社会に叙上の如き憂慮すべき傾向が潜在し、時としてそれが露呈せられるのは寔に遺憾である。勿論国民には愛国心も旺盛であつて、日本精神皇国精神が透徹してゐない訳ではない。たゞ善の反面には悪の部分も存在してゐるのであつて、此の間の矛盾を巧みに調和し、一般国民の思想を聖戦完遂の方向に領導して行くのが思想指導の要諦であらう。吾人は第一次欧州大戦に於ける独逸敗戦の事情に鑑み、凡ゆる方途を尽して前述

の戦時下の諸悪の芟除に努めねばならぬ。

さらに『思想情報』では、「戦時下に於ける青少年不良化問題」（第四二号、第四三号）、「最近に於ける農村情勢と農民の思想動向」（第四四号、四三年六月一五日）があいついでとりあげられる。後者では、小作争議の漸増傾向や政府施策への不満の増大に注目し、「現下の至上命令たる生産力増強の見地並に思想上の立場より之を顧みる時斯かる脆弱思想の瀰漫傾向は憂慮に堪へざる所」とみなす。「厭農離農の気運」「増産熱意の冷却」や小作争議の現状など、内務省警保局からの情報提供と推測されるが、それを各学校・道府県思想指導者に流すところに、教学局の危機感をみることができる。

教学局『現下の思想動向』（四三年夏ころ）でも、「第一 国内一般ノ思想動向」のなかでこの問題が中心を占めている。「苛烈ナル決戦段階」に入るなかで、「国民士氣ノ昂揚」がかげりをみせはじめ、「潜シテキタ底流ガ漸ク其ノ萌芽ヲ見セテ来タ」という現状認識に立って、「国民大衆ノ一般的思想状勢」の様相を観測する。闇売買・買出し部隊の横行など、「重要ナル政府ノ施策ヤ指導ニ逆行スル消極的犯行ハ各方面ニ現レ」るほか、流言蜚語・落書・投書などが増加し、しかも内容は「不敬、反政府、反軍、反戦ノ傾向」をたどりつつあるという。また、同様な内容を有する俗曲や替歌が流行し、「其ノ伝播力ニヨリ国民思想ヲ低迷セシムルコト甚大ナル」ことにも注意を向ける。農村や労働界の思想動向にも憂慮を深めている。

このような思想調査のうえで、思想指導が図られることになるが、特に妙案があるわけではなく、思想対策研究会の主催する修練会などが中心となる。『思想情報』第三八号（四三年三月一日）は、福岡県思想対策研究会の実施した「大東亜戦完遂教育者鍛錬会」を紹介している。「聖戦完遂ノ士氣ニ奮ヒ起チ歓喜力行、勤労尊重、献身奉公ノ精神ヲ以テ終始一貫鍛錬ニ没頭シ鍛錬期間ハ特ニ規律ヲ尊ビ礼法ヲ重シズルコト」を目的に、県下の中等学校・国民学校・青年学校の教員全員を対象とする。四三年一月、一斉に各学校単位の三泊四日の合宿形式でおこなわれた。教学局では、「肉体的鍛錬を目的とした行乃至勤労、精神講話、新教授要目の内容に関する共同研究等によって、征戦完遂士氣の高揚を図つたものであるが概ね其の目的を達したものと史料せられる」と評価している。

各道府県に設置されている国民精神文化講習所の長期・短期講習も地方教育関係者の思想指導の場として活用された。それらには、教学局から講師が派遣される。たとえば、四二年八月に実施された北海道では、教学局企画部長堀池英一「思想国防並ニ教学刷新ニ関スル諸問題」、同思想課長小関紹夫「思想国防ノ本義」などが並ぶ（文部省「国民精神文化長期並短期講習会実施報告」、国立公文書館所蔵）。

四三年三月の沖縄県の短期講習会には、文部省教学官藤野靖（前大分高商教授、『大東亜経済地理』などの著書がある）が出張し、「我等は何を錬成すべきか、如何に錬成すべきか」を論じている。「教育の任務は日本の戦闘力を強めること、国家の能力を強めることにある、故に教育もそこに集中せねばならぬ」とする藤野は、「日本人としての人生観、物の見方をはつきりうゑ自覚させることが錬成の第一目的である」と述べ、思想の錬成・意志の錬成・知力の錬成・体力の錬成・勤労観の錬成・生活の錬成に分けて「戦闘力の錬成」を説明する。日清・日露戦争のときに比べて日本人の米英に対する敵愾心が足りないとして、「子供等にもつと戦争ごつこをすゝめて敵愾心を吹き込まねばならぬ」という一節もある（同前）。

先の『現下の思想動向』の「緒言」では、国民思想指導・発揚の緊要性があらためて強調される。「物質力ヲ恃ム敵国ノ反攻漸ク急」となりつつあり、生産の障害が生じはじめ、「思想的混濁」の可能性がうかがえるなかで、「今日ノ急務ハ人的及物的ノ戦力ノ増強ニ在リ、ココニ其ノ根源タル国民思想ヲ指導シ之ガ発揚ヲ図ルヲ要スル」とし、「完勝ノ道ハ国民思想指導ニ懸リ国民思想指導ノ本義ハ日本世界観ノ透徹具現ニ存スル」と論じているのである。

ところが、こうした文部省教学局による「国民思想指導」に競合するかのようになり、大政翼賛会によって「国民総力戦思想」確立や「国民ノ教養錬成」が提言されていた。四一年一月一四日には調査委員会第一委員会（委員長皆川治広）から「国民精神昂揚の根本義」が報告され、「我が国体の本義に則り、我が臣民が履践すべき道」が示された（『資料日本現代史』「大政翼賛会」所収）。その後、四二年五月一五日の閣議で決定された「大政翼賛会ノ機能刷新ニ関スル件」のなかには、事業として「国民思想ノ統一」や「国民ノ錬成」が掲げられた（「各種情報資料・主要文書綴（一）」、国立公文書館所蔵）。これを受けて、新設の錬成局では九月、「従来ノ「みそぎ」の如き「行」の偏狭なる錬成方法を止揚し国家的見地に立つて国家の各施設、学校、農園、山林、工場、船舶等の諸設備を利用し以て普遍性ある皇国民錬成を推進する」（『読売新聞』四二年九月九日）ことを目的に、「国民錬成基本要綱」を作成する。

四二年一二月二日には調査会第三委員会から「国民総力戦思想に関する報告書」が提出される。国民総力戦思想の普及徹底の具体策として、「戦争目的を徹底せしめること」、「戦時意識を昂揚せしめること」、「国民総力戦思想を昂揚せしめること」が掲げられ、「翼賛会傘下諸団体や他の団体を通じて実行運動を起すべきである」とされる（以上、『資料日本現代史』「大政翼賛会」所収）。さらに、第三委員会からは「青少年に対する国防思想の普及」（四三年三月）、「家庭婦人に対する総力戦思想の普及」（四三年四月）も報告される。

そして、四三年八月、調査会第二委員会から「国民ノ教養錬成ニ関スル対策調査報告書」が提出される。「国家総力戦ノ新態勢ニ即応シ、全国民ノ活動力ヲ最大限ニ発揚シテ、戦力ノ増強ニ挺身シ、戦争生活ノ実践ニ徹底セシムルハ現下洵ニ喫緊ノ要務」として、錬成の目標を「（イ）皇国精神ノ昂揚（ロ）大東亜指導国民タル資質ノ啓培（ハ）強健ナル身体ノ鍛錬（ニ）知識技能ノ練磨」に置く。注目されるのは、これらの具体策として、家庭や職域・地域などとともに「学校ニ於ケル錬成」があげられていることである。学校報国団や報国隊による錬成の重点を「武道、国防訓練、体錬、勤労奉仕等及之ヲ通シテ歓喜力行、指導力ノ涵養ヲ図ルコト等」におくほか、「教職員ノ素質低下ノ実情ハ樂觀ヲ許サザル状態」という観測から、その「再教育ヲ実施シ、天職遂行ノ気魄ヲ養」うことなどを提起する。先の「皇国精神ノ昂揚」も、「国体ノ本義ニ則リ、八紘為宇ノ肇国精神ヲ体得」するなどというものだった。また、同月、第二委員会からは「勤労青少年輔導錬成ニ関スル調査報告書」も提出された。

学校教育の領域まで大政翼賛会の「錬成」が進んでこうとしているわけだが、それらの内容は文部省の進める教学錬成と矛盾するものではない。橋田文相は、四二年九月の大政翼賛会第三回中央協力会議で「文教上当面の諸問題」について説明し、協力を求めている（『文部時報』第七七三号、四二年一〇月一日）。また、改組後の大政翼賛会に、文部

省に近い者が加わっている。調査会第二委員会の委員長は、教育審議会の委員でもあった香坂昌康であり、委員には武部欽一（前普通学務局長）や皆川治広（前東京市教育局長）らも入る。第一委員会（国民精神ノ昂揚ニ関スル事項）の「時局認識、思想対策、服喪令」に関する第二小委員長は山川建（前専門学務局長）であり、委員には国民精神文化研究所の紀平正美や井上孚麿が入っていた。また、大政翼賛会思想部長事務取扱には石黒英彦（前文部次官）が、錬成・施設部長には岩松五良（前実業局長）が座っていた。その岩松は就任にあたり、「今までの錬成は、たゞ水をかぶつて襖錬成されるといふやうな考へ方」であったとして、「魂の入つた地についての錬成でなければならぬ」（『教育週報』第九〇六号、四二年九月二六日）と抱負を語る。これは文部省批判とも読めるが、翼賛会の実施する錬成が「地についての」ものであるかは疑わしい。

「国民思想ノ統一」や「国民ノ錬成」において、文部省と大政翼賛会がどのような協調と競合の関係にあったのかは今後の課題であるが、後述するように文部省は新設した国民錬成所の翼賛会委譲は拒否していく。また、四三年八月、長野県と大政翼賛会長長野県支部が作成した「長野県国民錬成要綱」では、家・「部落会、町内会、隣組又は職域」・社会生活における錬成を範囲とし、学校教育ははずされている。

「思想的混濁」が見えはじめ、「国民ノ教養錬成」の必要性がともに強く認識される一九四三年夏以降には、戦局の悪化により、「戦時国民思想確立」は最終的な段階に突入していくことになる。

4 国民錬成所の創立と国民精神文化研究所の収束

文部省は、一九四二年一月二四日、国民錬成所を設置した。その所長となる松岡忠一（前宇都宮高等農林学校長）が「文部省は此国民錬成事業の必要を遠く数年前から認めて、昭和十六年度予算に之を計上し」（「国民錬成所と国民錬成の意義に就て」『文部時報』第七七九号、四二年一月一日）と述べるように、おそらく教学局が外局として設置され、国民精神文化研究所との関係がギクシャクする三八年前後から、独自の教学錬成施設の設置が構想されていたと思われる。その構想が具体化していくのは、紀元二六〇〇年記念式典の式殿の移築希望を名乗りでた四〇年十一月ころと思われる。一二月一九日、「式殿ハ当時各方面ヨリ之ヲ申受ケントスル熱烈ナル希望アリシモ之カ奉体方ニ関シ政府ニ於テハ次官會議ニ於テ数次ノ協議ヲ行ヒ総理大臣統裁ニ基キ予テ文部省ニ於テ企画中ナリシ国民錬成所ヲ此ノ際実現シ式殿ヲ以テ其ノ中核的施設タラシムルコト」（「公文類聚」第六六編・一九四二年・卷一七）が決定した。

四一年六月の大政翼賛会の第一回中央協力会議で、藤野教学局長官は国民錬成所について、「教育者の錬成は固より、社会各層の方々の、殊に指導的な役割をお持ちになる方々の錬成の場所とも致したく」（大政翼賛会『第一回中央協力会議會議録』）と述べて、翼賛会の進める錬成と競合することに理解を求めた。

四一年五月、国民錬成所を東京府下小金井町に設置することが内定し、東京府から土地使用（敷地九一七坪）の承認を受け、一〇月から移築の工事が始まった。整地作業には学生生徒の勤労奉仕もなされた。本館や屋内訓練所・襖所などの建設も着手されると、四二年一月、施設群の完成を前に国民錬成所の官制を制定した。それは「国民ヲシテ自我

功利ノ思想ヲ排シ国体ノ本義ニ基キ挺身義勇公ニ奉ズルノ精神ニ徹シ実践以テ皇運扶翼ノ重責ヲ全ウセシムベキハ刻下ノ急務」として、「国民ノ各職域ニ亘リ率先垂範スベキ人物ヲ鍊成スルノ要アル」という判断からである。

官制第一条には「国民鍊成所ハ文部大臣ノ管理ニ属シ国体ノ本義ニ基キ実践躬行以テ先達タルベキ国民ヲシテ其ノ鍊成ヲ為サシムル所トス」とあり、所長の下に企画課と庶務課が置かれた。定員は指導官一名・指導官補七名という規模である（当初の計画では「教学官」とされる予定だった）。まもなく所長には松岡が、指導官には柴田道賢（前ハルビン学院教授）と市谷信義（前福島高商教授）がまず任命された。教学局教学官の長尾喜一と高木寛は兼任指導官となった。四月までに木下一雄が指導官に任命され、企画課長となるほか、指導官補四名も発令された。

「創設早々職員組織も未だ碌々出来上らぬ中に、翌二月から地方の道場や寺院を借用して取敢へず事業を開始し初等・中等・高等専門等に亘る各種の諸学校教員、及び道府県学務担当者等を十五回に亘つて約六百名の鍊成を実施」（松岡「国民鍊成所と国民鍊成の意義に就て」）した。二月下旬には、霧島道場（鹿児島県）・大林寺（松山市）・高山寺（和歌山県）で、各地方の中等学校長・教員の講習がおこなわれた。事務所はしばらく教学局内に置かれた。教学局指導課の分掌事務に国民鍊成所のことが付け加えられた。

「鍊成科目」は、「国体ノ本義」「皇国史」「皇国世界史」などの講義科目のほか、座談会・問題研究会・演習などから成る。たとえば、「国体ノ本義」は「惟神ノ大道ニ出発シ皇国臣民ノ皇運扶翼ノ道ヲ明ニシスノ本義ニ基ク教学ノ樹立ヲ図ルモノナリ」であり、「経済学」では「従来ノ経済学ノ如キ政治ヨリ峻別シテ経済現象ヲ追求スルコトナク、皇国本来ノ経済観ニ立脚シ東亜新秩序ノ歴史的建設ニ即応セル経済体制ノ確立ヲ図ルモノナリ」という内容が予定されていた。高等専門学校教授や中等学校上席教諭を対象とする「長期鍊成」、初任官公吏教員・「思想要指導者」を対象とする「中期鍊成」では、それぞれ「国体ノ本義」や「皇国史」の講義が中心をなしていた（前掲「公文類聚」）。短期一週間も含めると、年間で五七〇〇名の鍊成が想定されていたが、実際にはこれは無理だった。四二年度の四月から十一月までに実施されたものは、一二回、延べ六〇一名の短期講習にとどまった（教学局『第八十一回帝国議会説明材料』）。

四二年五月の閣議決定「大政翼賛会ノ機能刷新ニ関スル件」により、「国民ノ鍊成」事務と機関を翼賛会に委譲することになったが、ここで国民鍊成所の帰趨も問題となった。九月一日、橋田文相は「文部省所管国民鍊成所は教職員を通じて皇国民鍊成の基本的訓練要素を培ふ重要な使命を担ふ機関である。従つて従来ノ社会教育的或は再教育的な各種の鍊成とは自から別個の性格を持ち学校教育を通じて皇国精神の涵養に資せんとするもの」（『読売新聞』四二年九月二日）という立場を表明し、大政翼賛会側を牽制した。

紀元二六〇〇年式典の二年後の十一月一日、国民鍊成所開設式典が挙行され、ラジオの実況放送もなされた。移築された式殿は、秩父宮により「光華殿」と命名された。後述するように、四三年十一月一日の教学鍊成所の創立に際しても、中心的施設として引継がれた（敗戦後には、空襲で焼失した学習院中等科が移転し、皇太子も学んでいる。東宮仮御所も移築されたが、これは四九年一二月に全焼している。五二年に「立太子式」を記念して東京都に払い下げられた。その後、武蔵野郷土館として使用され、現在は東京都小金井市の江戸東京たてもの園のビジター・センターとして利用されている）。

『文部時報』第七七九号（四二年一月一日）は、この国民錬成所の特集号である。菊池豊三郎次官は「皇国民錬成の眼目について」と題して、「教育は所謂偏知教育と云ふ「口耳三寸の学」に墮せんとするに至つた」とし、「この弊を救ひ、「学ぶ所全て人格の力」となるやうな日本教育の真の姿に立ち帰らせようとして叫び出されたのが「錬成」であり、「それは伝統的な日本教育のあるべき姿を再現し、日本人の学問研究を真に生きた学問研究たらしめようとする方法」と述べる。松岡所長も「此頃識者の間に大東亜戦は実に米英を主流とする自由主義世界観と日本世界観の争覇戦であると申されるが誠に然りとすれば大東亜戦を勝ち抜く方法は国民精神を建直して確乎不動の水火も厭はぬ祖先伝来の日本世界観を培ふにあるかと思ふ。夫れには学校一体の全生活の錬成が必要欠くべからざるものと思ふのである」（「国民錬成所と国民錬成の意義に就て」と論じる。

錬成に関するあらゆる事柄は、「日規」として詳細に規定された。「一日の修練を日規について要約するに、早朝神に齋き奉り、午前、午後は学修及行修、夜は内修を旨とし、一日の行事を回視し、深く省み、明旦を望みて、業を終るものとす」というもので、「学修は皇国民錬成の本義を貫くものにして、国体に見徹し、御歴代御詔勅を謹写し、指導官を中心として国典等に関する皇国の学を修し、時局認識を深むる研修等を行ふ。行修は一致団結奉公の誠を致す実践躬行力を修練するものにして、農事作業、練武等を主とす」とされる。就寝についてさえ、「夜寝に際しては神を安じ気を定め、他の妄思を棄て攝生の術を修し明旦の気を養ふべし。臥する時は屍体の如くせず、手足を散放する勿れ。常に不慮の備を怠るべからず」と規定されている（国民錬成所「錬成日規」）。

四三年四月二〇日から二六日という日程の中等学校教員錬成を例にとると、入所式では松岡所長の式辞と国民教育局長瀨瀨弥三の訓辞がなされる。「学修」は松岡所長「錬成ノ本義」、高岡潔指導官「学問ト錬成」、宮内省帝室会計審査局長官木下道雄「御聖徳ヲ語ル」、近藤教学局長「時局ト学生ノ錬成」、小関紹夫教学局思想課長「時局ト思想問題」という講義であり、「行修」は農事作業となる。三日目の午後は「行軍」で、多摩墓地の東郷元帥の墓を参拝する（国民錬成所「錬成会要項綴」、国立教育政策研究所図書館所蔵）。

指導官市谷信義は、高等女学校長錬成会に参加した「一修練生」の感想を次のように紹介している（「錬成所感」『文部時報』第七七九号）。

- 国民としての平素の在り方を力強く訓へてくれたのが今度の錬成会であつたこと。
- 肇国以来の日本精神が錬成所に於ける全生活の中にながしりと通つた筋金として感じられたこと。
- 大東亜指導者の人格の型を与へてくれたのが今度の錬成会である。
- 錬成所は国民更正の一大起重機である。
- 日常の生活が行であるとの考へ方の上に立つて今一度出直して生活行をせねばならぬ。

四二年一〇月の行政簡素化により、国民錬成所の定員も指導官・指導官補各一名の減員となった。この時点での現員は、指導官七名と指導官補六名だった。なお、ちょうどこの時期に翌四三年度予算案として指導官三名と指導官補二名の増員が計画されたが（『帝国大学年鑑』一九四四年度版）、大蔵省は認めなかった。

文部省では国民錬成所を軌道に乗せると、四三年四月二六日付の文部次官通牒で、国民学校につづく師範学校・高等学校などの学制改革に伴い、「我が国教学ノ本旨ニ基キ教職

ニ在ル者ヲ鍊成シ国体・日本精神ノ本義ニ徹セシムルト共ニ日本教学ノ刷新振興ニ挺身スルノ気概ト実践カトヲ涵養セシメ以テ師弟同行学行一体ノ実ヲ挙ゲシムルコト最モ肝要ニシテ之ガ鍊成施設ノ整備ハ目下喫緊ノ要務ト思料セラルル」という認識に立って、道府県国民精神文化講習所の名称の道府県教学鍊成所への変更と事業の拡充を指示した。新たな国庫補助はしないが、「相当ノ地方費ヲ支出シ十分成果ヲ挙グル様」という注文を付した。それまでの長期講習会に代って「教学鍊成会」が、短期講習会に代って「教学講習会」が実施されるほか、新たに「中等学校教員ヲシテ国体・日本精神ノ本義ヲ体シ皇国ノ史観ニ徹セシメ以テ中等教育ノ刷新ニ資セントスル目的」で「皇国史観鍊成会」（三、四〇名、五日間以上）が設定された。講師は文部省関係官のほか、国民鍊成所指導官や国民鍊成所鍊成修了者らを委嘱するとした（以上、文部省「官房各課事務分掌規定各部事務規程」、国立公文書館所蔵）。これは、明らかにミニ国民鍊成所であり、それが「教学鍊成所」と命名されることは、約半年後の国民鍊成所の国民精神文化文化研究所を統合しての教学鍊成所への発展を予測させるものである。

千葉県においては、七月六日付で「千葉県教学鍊成所規程」が制定された。第一条の目的は、先の文部省通牒をそのまま踏襲している。教学鍊成会への入所志願には当該国民学校長の内申書類が必要とされ、ある訓導の「実務成績ニ関スル意見書」では、「思想傾向」や「勤務状況」「学級経営ノ状況」などとともに、次のように「研究修養ノ状況」が観察されている（千葉県教育委員会『千葉県教育百年史』第四巻）。

迫力アル学級ヲ経営セントセバ先ヅ「自己ノ充実」ヲ第一義トスル観点ヨリ日夜焦慮研究ニ没頭シ児童ト共ニ伸ビントスル同行的ナル態度ヲ持ス
戦時生活箴針ヲ設定シ之ヲ児童ニ要求スルト全時ニ自カラモ行フバク努力ス
一面中堅訓導トシテ矜持ヲ有シテノ真摯ナル態度ハ自ラ校内ニ清新ナル研究的雰囲気ヲ醸成ス
教科主任トシテ国民科国史体鍊武道ノ研究ニ特ニカヲ致シ講習等ニハ必ず出席シ学力技術ノ鍊成ニ精進ス又読書修養ニ専念シ教育的内容ノ深化ニツトメ真ニ皇国脅教師トシテノ使命ヲ遂行スベク孜々トシテツトメツツアリ

長野県では九月一六日付で「規程」が制定されるが、それに先立ち、七月末から四週間の日程で「教学鍊成会」が実施されていた。講師には教学官藤野靖（「思想問題」）・今井登志喜（「欧米ノ東洋侵略」）・海後宗臣（「皇国民鍊成論」）らが並ぶ。午前中は講義、午後は「教練並ニ体練」であった（長野県教育史刊行会『長野県教育史』第一九巻）。

道府県国民精神文化講習所・教学鍊成所とは別に、道府県思想対策研究会による「思想指導者ノ育成」を目的とした各種の鍊成会もおこなわれていた（教学局『第八十一回帝国議会説明材料』）。

国民鍊成所と国民精神文化研究所の関係についてみよう。これらを管轄する教学局の各課分掌でいえば、前者は指導課であり、後者は企画課である。国民精神文化研究所の所員ないし嘱託が国民鍊成所に関わった形跡はなく、両者は別個の組織といえる。教学局指導課は地方の国民精神文化講習所を管轄しており、国民鍊成所はむしろこれに近く、「鍊成」に特化した国立機関といえる。北海道の四二年八月の四週間におよぶ国民精神文化長期講習会は、「会期中ハ会場ニ合宿シ次ノ鍊成日規ニ依リ行的修鍊ヲナスモノトス」して、「学修 行修 内修」に分けられ、講習修了者には「鍊成会」と受けとめられていた（文部省

「国民精神文化長期並短期講習会実施報告」)。地方国民精神文化講習所の性格は、東京の錬成教育にも影響を受け、国体明徴・日本精神闡明という座学中心の講習から、「行的修錬」に比重を移していった。そのモデルとして国民錬成所は位置した。

この時期にも、国民精神文化研究所では教員研究科により中等教員・高等教員別の「再教育」が、研究所所員を中心とする講義と各自の研究課題というそれまでとほぼ同じ内容で実施されていた。「行的錬成」を中心とする国民錬成所とは一線を画するとはいえ、研究所でも「錬成」に傾きつつあった。中等教員の第二〇期においては、四二年五月下旬の五日間、日本青年協会勝壮鹿道場(船橋市)で農作業実習をおこない、指導部長紀平正美・教員研究科主任志田延義も参加している。これは、第二一期でもつづけられた。

国民錬成所の当初の構想にあつては、国民精神文化研究所とは別に教学局が独自の錬成施設として模索していた形跡がある。教学局はかつて外局として創設される際、国民精神文化研究所の教員研究科を取り上げ、直屬化しようとしたが、研究所側の抵抗により失敗したことがあった。この巻き返しとして、四〇年秋、研究所の改組拡充＝「日本教学研究」の構想を進めたが、これも実現せずにおわる。そこでは、地方国民精神文化講習所の拡充も含めて、多数の教員を収容し、「鍛錬に基く再教育を行ひ、知行一致の精神を体得した教育家を養成する方針」(『教育』第八卷第一号、四〇年十一月)が打ち出されていたが、国民精神文化研究所の「日本教学研究」への拡充再編が困難になると、この「鍛錬に基く再教育」のために、新たな施設の設置に踏み切る。これが国民錬成所の原形といえるのではないか。前章でみたような国民精神文化研究所と教学局との間の対立・齟齬が、この背景にある。

さて、それでは国民精神文化研究所の現状をみよう。四二年一〇月二三日、研究所は創立一〇周年式典を開き、『国民精神文化』第八卷第九号(四二年一〇月)をその記念号として刊行した。橋田文相は「大東亜共栄圏建設と云ふ曠古の大業を思ふ時、日本教学の本義を益々明徴にし、東亜諸国諸民族をしてよく各々その所を得、その志を達せしむるに足る皇国文化の建設こそ実に焦眉の急務であることを痛感するのでありまして、国民精神文化研究所の使命は今日愈々その重きを加へ来て居るのであります」(「国民精神文化研究所十周年に際して」と述べ、伊東研究所長は「愈々原理的研究を盛んにすると共に、建設的研究に努力し、兩者を一つにして研究の発展に尽す」ことや「教育指導事業、編輯事業」の充実により、「大東亜戦下、大東亜教学の原理及経綸の建設に参じ、以て国家の重要な研究機関としての任務を果し度い」(「本研究所の過去現在及び将来」と語る。

この一〇周年にあたり、伊東の述べる「日本教学の本旨」(『文部時報』第七八〇号、四二年一二月一日)によれば、「教へは即学、学は即教へであり、之によつて国民の人格力量、即ち智、徳、体力が、力強く養はれて行くものでなければならない」と述べ、教学を一体不可分のものとする。そのうえで、「日本の学問研究の眼目」は「国体に基く原理的研究と、之に基く皇運扶翼の経綸」でなければならないとする。

しかし、創立一〇周年の一年後、研究所は国民錬成所と統合されて教学錬成所となる。対米英開戦後二年間の研究所は、その統合へ向けての収束過程といえる。

四二年三月、所員三名(一名勅任)と助手二名、書記一名が増員される。これまで研究所では「特ニ哲学的、歴史的研究ニハ他ノ追随ヲ許サザルモノアリ」として、それらの「根

源的研究ノ成果ヲ政治学、経済学等ノ現実ノ学ニ結実セシムルハ現下喫緊ノ要務」という理由で、法政科に所員・助手各一名を、経済科に所員・助手各二名を配置する。前者は「日本政治学研究」を、後者は「日本経済ヲ中心トシ東亜並ニ世界経済ノ真相ノ調査並ニ政策ノ研究ニ従事」し、経済調査総括と南方経済事情調査を分担する（以上、「公文類輯」第六六編・一九四二年・巻一九）。その後、十一月の行政簡素化の実施により、所員二名と助手二名、書記一名が減員される。この時点の現員は、所員一七名、助手一四名にとどまっていた。なお、文部省では四三年度予算案として所員二名と事務官一名の増員を予定したが（『帝国大学年鑑』一九四四年度版）、実現しなかった。

伊東所長は、研究方針として従来の「研究内容の原理的探索」に加え、「文化建設の方向に研究の範囲」拡大しつつありとして、具体的に「昭和十六年十月以降、引続き大東亜文化建設の特別研究会を重ね、先づ各科所員を中心とする「日本歴史」、「宣戦の大詔を拝して」、「大東亜教育政策」、「大東亜言語政策」、「大東亜宗教政策」、「大東亜芸術政策」、「大東亜厚生政策」等の題目により逐次開催し、研究発表と討議を重ねて来た」（「本研究所の過去現在及び将来）」という。これに照応して、『国民精神文化』第八巻第一号（四二年一月）の「編輯後記」には、「日本の武は何を為すべきであらうか」として、「本所に於ては既に事変以前からこれへの備へを着々と進めて来てみた」とある。それまでの全体研究会は「特別研究会」となった。

研究部各科では、所員・助手の研究主題とは別に、共同研究の主題を設定している。『昭和十八年度 研究部研究要綱』によれば、次のようなものである。

歴史科	東洋に於ける史学思想の研究	皇国史編纂
国文学科	大東亜言語建設の研究	
芸術科	大東亜芸術政策の研究	
教育科	教育政策の研究（（1）外地教育の調査（2）欧米の植民地教育調査）	
法制科	大東亜法政策の研究	大東亜宗教政策の研究
経済科	大東亜経済政策の研究	
自然科学科	大東亜科学政策の研究	

紀平正美の率いる哲学科では共同研究のテーマは設定されていない。これらの研究成果の一部は「特別研究会」で発表されたと思われるが、「その研究録としては、近く上述の諸政策に関する諸要項を出版する運びとなつた」という伊東の言は空手形に終る。それでも研究所編の「大東亜文化建設研究」の叢書として、伏見猛彌『大東亜教育政策』、志田延義『大東亜言語建設の基本』、増田福太郎『大東亜法秩序の建設』など七冊が刊行されている。志田の著書にある「大東亜戦争は皇祖皇宗の御遺業御恢弘の征戦であつて、この征戦を遂行して帝国の自存自衛を達成し帝国の光栄を保全することが、そのまゝ東亜永遠の安定を確保し以て世界の平和に寄与することとなる。肇国の精神、皇祖皇宗の御遺業の実現こそ、宇宙根源的生命の歴史的開頭であつて、皇国日本の歴史的建設が、世界の人類の求めるところを与へ生かし、万邦の共栄、人類の福祉を全うし増進する所以である」という思想は、この前後の国民精神文化研究所の理念そのものである。

しかし、研究所の研究部は全体的に停滞・低迷したといえる。三〇年代半ば以降、教育刷新評議会や教育審議会に委員を送り、『国体の本義』『臣民の道』編纂にも関わるほか、「思想国防研究会」・「思想国防研究部」などの運用において独自路線をとり、文部省・

教学局と対立的になった時期と比べて、研究所の存在感は低下した。「思想国防」を主導した山本勝市は研究所内外から冷遇と抑圧を受け、研究・言論活動を制約されるようになり、四三年八月一日、「統制経済批判」を理由に休職、九月一五日付で免官となった。

教学局『現下の思想動向』には、四二年中に「不穩矯激ナル言辞ヲ為シテ取調ヲ受ケタ者」として、研究所所員の小島威彦（哲学科）と伏見猛彌（教育科）の二名をあげている。この詳細は不明ながら、小島は「有罪ニヨリ失官」となり、伏見は「警察釈放」となっている。また、法制科の大串兎代夫は「議会制度ニ関スル学説」が「面白カラザルモノ」として著書の改訂を命ぜられている。小島と伏見、大串は論客として積極的に発言していた人物であり、それらの筆禍事件は国民精神文化研究所への打撃となったはずである。

そして、研究所の性格を一変させる事態が生じる。四三年五月（第九巻第四号）の機関誌『国民精神文化』の『教学』への転換である。その巻頭の「教学宣言」には、四月から師範学校・中等学校・高等学校における学校制度改正が実施されたことを受けて、「今日の教学の問題を深くその根柢より取り上げてこの大事業に培ふべく」、改題に踏み切ったとし、「本所事業部教員研究科修了者との連絡を密接にし、関係方面の参加を得て、これが研究雑誌たらしめようと念願する」とある。前触れもない、唐突な改題であった。本来の研究所の研究使命をさておいて、眼前の教学刷新のための「研究雑誌」の役割が優先されるようになったのである。これにつづく伊東所長「現下教学の諸問題」では、この転換には直接的には触れず、「皇国の発展の為、日本国民を錬り成す、これが凡そ教育者たるものの大道である」という。

この号には、瀨瀨国民教育局長「新制中等学校及師範学校制度に就て」、佐藤得二教学官「高等学校の修練要綱」、前田隆一教学官「高等学校高等科新教授要綱の精神に就て」、下村市郎長野高等工業学校長「改正中等学校令に於ける修練の趣旨」、そして教育法令が掲載される。次号以降も、同種の解説が載る。ようやくそれらが一段落した九巻第八号あたりから、以前のような研究論文が載せられていく。

史料に乏しく推測の域を出ないが、この転換は文部省の強力な指揮のもとになされたのではないか。先ほどの改題第九巻第四号の文部省関係者の顔ぶれがそれを推測させる。とはいえ、研究所側も積極的とはいえなくても、停滞気味の存在感を回復するという思惑をもって、この転換に協力している。久松慎一・吉田三郎・紀平正美・杉靖三郎・志田延義らの所員・研究嘱託は、各教科の改訂に参加し、それらの解説を執筆する。紀平の場合、「ともかく従来の学科が如何にも個々の分立的であり、従つて機械的であり、皇国の道の実践とはいたく離れて来たといふことの是正、更に積極的に皇国の使命達成の上には生命的統一といふことが、特に高等学校生徒の年齢に於て必要なりとの明確なる自覚によれる」（「諸学科の聯関に就いて」第九巻第六号、四三年七月）という認識にもとづいていた。杉は科学教育を「皇国民の実践・創造力を練磨し、皇国の道をさながらに現成してゆくことに力づくよく貢献することが出来る」と捉え、「国体の中に科学を、そして科学の底に国体を把握してこそ、我々は現実に立つて科学し、日本人として働いてゐることが出来る」（「「自然科」教授の指標」、第九巻第六号）と論じる。

『教学』への転換によって、研究機関としての性格を弱め、「皇国の発展の為、日本国民を錬り成す」という方向に進み出て、この半年後の国民錬成所との統合に近づいた。教学錬成所として統合された直後の『教学』第九巻第一号（四三年一二月）の「編輯後記」

には、この五月からの『国民精神文化』改題について、「それは宛も教学錬成所の機関誌たることを予想したかのごとき結果を齎した」とある。

国民精神文化研究所は収束という最終盤を迎えたのである。なお、四三年九月からの第七回高等教員研究員は、国民錬成所における五日間の合宿が組み込まれていた。

5 教学局の内局移行

前章でみたように、外局として創設された教学局は「教学刷新」の各局面で主導権をとれず、不振をきわめたため、早い段階から廃止が取りざたされていた。たとえば、一九四〇年九月一日の文部省局議の場で、「教育調査部、教学局ノ廃止」（『有光次郎日記』）が議題にのぼっていた。その後、四一年六月の教育審議会における「教育行政及財政ニ関スル件」の論議のなかで、教学局のあり方が問題にされ、興亜教育との関係で存続を求める声も一部にあったが、大勢はその「思想取締」的色彩に難色を示して、廃止論に傾いた。

教育審議会での論議も受けて、文部省では四一年夏、教学局の扱いを協議している。「外局ノ為連絡上ノ不便アリ。予算ノ融通ガデキヌ。庶務課ノ整理ヲ為シ得」などの廃止理由に対して、存置の理由には、枢密院との「強化ノ約束」や「左翼的立場ノ者ハ圧迫感ヨリ解放サル」などがあった。柴沼直会計課長は「出来モ、構成モ、予算モ、権限モ不十分。∴解体カ強化カノ何レカナリ」と発言していた（同前、四一年七月三十一日）。ここで注目すべきは、外局としての廃止の方向は固まる一方で、「強化」、つまり拡充の方向も模索されはじめたことである。教育審議会の大勢とは逆行気味だが、対米英開戦が日程にのぼりつつあり、思想取締機能への期待が高まるなかで、そうした方向が浮上してきた、といえよう。八月四日の、菊池次官・藤野長官らの協議では、「教学局ヲ文部省内ニ取入レル案」と「教学局拡充強化ノ案」がたたき台となっている。後者は庶務課のほか、教学部（思想課と錬成課）・文化部・宗教部を配置するという大規模な構想で、「教学院長官ノ下ニ思想局長以下ヲ置ク事」とされる。前者は新設の総務局に吸収する案だが、ここでも思想課は存続する（同前）。

『帝国大学新聞』第八七三号（四一年一〇月一三日）では、教学局が「如何なる形態を整備して同省内に於ける特殊地位を占めて行くかが注目の焦点となる」と報じる。さらに同第九〇五号（四二年六月一五日）には「文教政策一元化 諸機構改革の気運」として、「省の中核をなす教学局、専門学務局、計画室、教育調査部等の機能刷新」とある。これは、かつての廃止論から一転して、「省の中核」として教学局への期待が高まっていることを示そう。

四二年六月一九日、「南方建設」要員の供出にともなう「行政簡素強力化実施要綱」の閣議決定を受け、八月六日付で、文部省は「外局タル教学局ヲ内局トシ勅任部長ヲ減ジ部制ヲ廃止ス」などを決めた。これを同日付の『読売新聞』は、「現行の教学局を整備強化して「教学」の智能本部となし、それには官房調査部を同局に包含して所謂軍部における軍令、軍政の如く命令系統の簡明化を期してゐる」と報じる。十一月一日、官制改革により、教学局は外局から内局となった。橋田文相は「教学こそ本省の、また文教の上に於て最も重要なことであり、これが文部行政全面に浸透することこそが、文部行政の実が挙がる所以のものであると考へて、外にあるべきものでないといふことが痛切に考へられた」

(『文部時報』第七七七号、四二年一月一日)と説明する。

教学局長官だった藤野恵は新設の総務局長となり(四四年七月に文部次官となる)、教学局長には指導部長だった近藤寿治が昇格し、四五年六月まで務める。就任直後の日本文化協会主催「思想国防講座」の「思想国防の本義」と題した講演で、近藤局長は「日本の思想は日本国内に於ける思想だけではない、日本国内に於ける思想の信念の確立が樹つて日本思想を基とした世界帝国といふ思想であります」、「思想国防は世界観を確立して真に日本人たる信念の上に吾々の一切の行動を取ることに於て満足なる解決が出来得る」(『日本文化』第八四冊、四二年一二月)などと述べていた。

内局となった教学局は、企画課・思想課・指導課の三課体制(従来の普及課が指導課に吸収された)となり、それぞれの課長には、原元助、小関紹夫、高木覚がついた。各課の事務分掌は次のようになっている。

企画課

- 一、教学局所管ノ綜合事務ニ関スルコト
- 二、教学ノ刷新振興ニ関スル企画調査ニ関スルコト
- 三、教学ノ刷新振興上必要ナル学問、文化ノ紹介普及並ニ図書ノ編纂頒布ニ関スル事
- 四、学問研究並ニ其ノ研究施設ノ調査及奨励ニ関スルコト
- 五、国民精神文化研究所ニ関スルコト
- 六、法人ニ関スルコト
- 七、他課ニ属セザルコト

思想課

- 一、学校及教育団体ニ於ケル思想上ノ指導監督及調査ニ関スルコト
- 二、内外ニ於ケル思想動向ニ関スルコト
- 三、其ノ他思想上ノ指導及調査ニ関スルコト

指導課

- 一、教学ノ刷新振興ニ関スル一般的指導ニ関スルコト
- 二、学校及教育団体ニ於ケル教学ノ刷新振興ニ関スル視察指導ニ関スルコト
- 三、教職員、教育関係者等ノ錬成ニ関スルコト
- 四、地方国民精神文化研究施設ニ関スルコト
- 五、国民錬成所ニ関スルコト
- 六、教育会及其ノ他ノ教育研究団体ニ関スルコト

この文部省の機構改革については、おおむね歓迎された。『教育週報』第八九八号(四二年八月一日)では、「局の改廃新設には相当に苦心のあとが見え、時局に即応する案としてまた教育界各方面でかねて要望してゐたところに近い」と報じる。『教育』第一〇巻第九号(四二年九月)が述べる、教学局の内局化について「むしろおそきに失し」、「往年のごとき思想対策は現在には不要で、積極的な日本世界観を基礎としての新出発こそが肝要である」というところが、大方の受け止め方であろう。ただし、『帝国大学新聞』第九一〇号(四二年八月一〇日)は、「総務局、教学局が教学の根本策樹立に関して対立の恐れ無しとせず」と指摘している。

教学局廃止が文部省のなかでも当然視された二年ほど前に比べて、明らかに状況は変わ

っていた。政府全体としての行政簡素化のなかで、外局から内局に移行し、人員的には削減を余儀なくされながらも、廃止ではなく「整備強化」されたのである。人事の面からみても、藤野教学局長官が機構改革後の筆頭局である総務局の局長となり、さらに次官に昇任することは、教学局長官としての評価が低くなかったことを示そう。次節でみるように、教学局自体は、一年後の機構改革においても教化局を吸収するかたちで存続していくのである。

それは、教学局の役割の第一に、「積極的な日本世界観を基礎としての新出発」が求められていたからであろう。と同時に、『教育』誌上の「往年のごとき思想対策は現在には不要」という先の観測は不正確で、依然として取締・統制機能をもった「思想対策」が戦時下ゆえに重視されたことは、前述のとおりである。内局化したとはいえ、教学局の機能・スタンスは基本的に変化がなかったといえる。内局化して以降も、教学局からは『思想研究』（第一四輯〔四三年五月〕）と『思想情報』（第三二号〔四三年十一月〕から第五九号〔四四年五月〕まで確認）が、外局時代と同じスタイルで発行された。ただし、教学局図書推薦・紹介の事務は、四二年十一月より教化局に統合された。

対米英開戦後、まもなく政府の四二年度追加予算が決められていくなかに、文部省・教学局関係の新規事業として、師範教育充実・科学教育振興などとともに、「教学刷新」経費一八万円が含まれていた。そのうち、五万円は「大東亜史編纂」に、残りは主に「留日学生の保導」にあてられた（『教育週報』第八七〇号、四二年一月一七日）。「大東亜史編纂」については後述することにし、ここでは教学局が緊急に編纂刊行した『大東亜戦争とわれら』をみていく。

教学局『第八十一回帝国議会説明材料』によれば、この編纂の趣旨は「大東亜戦争ノ深遠ナル意義ヲ解明シ絶対必勝ノ信念ヲ以テ征戦完遂ニ邁進スル精神ノ昂揚ヲ期スルタメ一般青年各種産業労務者ヲ中心トシテ広く国民全般ニ読マズベキ目的」で、四二年一月から「簡明平易ナル解説書ノ編纂ニ着手シ」、七月に完成、国民学校・青年学校・中等学校などに三万部配布された。内閣印刷局からも一冊二〇銭で四〇万部が市販されるほか、五件の複製許可が出されている。読者対象は「一般国民、殊にいま銃後生産陣の第一線に起つ若き産業戦士」（『読売新聞』四二年七月四日）で、国民学校上級生程度の水準に置いたことが注目される。編纂のための会議に出席したのは、企画院・情報局・陸軍省・海軍省などのほか、勤労者教育中央会・日本文化協会、さらに個人として海後宗臣、大串兎代夫・志田延義（国民精神文化研究所）らと教学局関係官であった。編纂の具体的な経緯や原稿の執筆者については不明である。

『大東亜戦争とわれら』は、まず「大東亜戦争はどのように起こったか」「宣戦の大詔くだる」という歴史的経緯を述べ、「大東亜戦争完遂の大目的」を「八紘為宇」の精神から説明する。ついで、「戦争に勝ち抜くために」として、「たゆみなく生産拡充に進もう」「勤労こそわれらの力」「ふだんの生活が戦争である」と、心構えを多方面から論じる。なかでも「勤労こそわれらの力」で、「働く者の力は大きい」「職場を守り通せ」「力をふるつて働かう」とするところには、読者対象を「銃後生産陣の第一線に起つ若き産業戦士」に置いたことがうかがえる。「楽しみといへば、すぐ料理屋やカフェを思ひ、先輩や友だちに誘はれて飲み食ひすることだと思ふものがあるかもしれぬが、前線の将兵のことを思ふならば、たうていこんくだらぬことに、貴重な金と時間と物とを無駄にしては

をられないはずだ」という一文もある。

「むすび」は「あゝ、この広大な大東亜の地域に、御稜威のもと正しい建設が行はれる。史上たぐひのない輝かしい大仕事を背負って私どもは立ち上がった」として、「戦争はこれからだ。困難は前途にまだまだつるかもしれぬ。だが困苦欠乏何のその、われに絶対必勝の信念があり、洋々たる希望がある。英霊よ安かれ。私どもは必ず勝ち抜いてみせる。よし、何でも来い、命のかぎり、根かぎり、戦ひ抜かう」という呼びかけで終わる。

対米英開戦を前に、四一年四月一日、文部省訓令で教学局内に「臨時国史概説編纂部」が設置された。教学局長を部長とし、主事には教学官の小川義章と志水義暉がつき、調査嘱託には「斯界の権威者」である辻善之助・和辻哲郎・西田直二郎・紀平正美らが、実質的な起草にあたる編纂嘱託には大塚武松・肥後和男・時野谷勝らが任命された（四二年一月現在）。四一年五月に決定された編纂方針は次のようなものであった（教学局『第八十一回帝国議会説明材料』）。

- (1) 肇国ノ由来ヲ明カニシ国体ノ本義ヲ闡明シ国史ヲ一貫スル国民精神ノ真髓ヲ把握セシムルコト
- (2) 我が国文化ノ進展ノ状態ヲ詳カニシ其ノ根拠及意義ヲ明カニシ以テ我が国ノ世界ニ於ケル歴史的使命ヲ明確ナラシムルコト
- (3) 歴史的諸事象ヲ綜合シツツ各時代ノ特色ヲ明カニシ以テ国運進展ノ様相ヲ闡明シ現代トノ関聯ヲ明確ナラシムルコト

内容は高等専門諸学校卒業程度とされ、上巻は四三年一月、下巻は三月に内閣印刷局から刊行された。初版は二万五千部発行され、普及版は二〇万部に及んだ（久保義三『昭和 교육史』上巻）。官吏任用試験である「高等試験」に四二年度から「国史」が加えられたため、これは格好の参考書とされた。「緒論」は「我が国体」という項で、「大日本帝国は、万世一系の天皇が皇祖天照大神の神勅のまにまに、永遠にこれを統治あらせられる。これ我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ即ち我が国体である」から始まる。本論は上世・中世・近世・最近世の区分で叙述され、最近世の第三章「現代の情勢」には、「今や皇国は、皇国の国力伸張を嫉視し、多年に亘り事毎に不遜なる掣肘を我に加へ来り、終に皇国を死地に陥らしめんとした米・英二国に対して、国家の自存自衛のために決戦を挑むと共に、その東亜隷属化・世界制覇の野望を破摧して東亜の安定を確保し、以て世界の平和に寄与せんとする明治以来の我が国是の実現を期して、こゝに顛正の利劔を揮ふこととなり、皇国興廢の運命をこの一戦にかけて光荣ある勝利に邁往することとなつた」とある。

文部省のなかでこの編纂の中心的な役割をになったと思われる小沼洋夫は、「皇国史観の確立と「国史概説」」（『文部時報』第七八九号、四三年五月一〇日）のなかで、「大東亜の諸民族は勿論世界の各国民各民族の凡てが我が肇国の精神や八紘為宇の宏謨について曇りなき理解を持ち、道義国家の真姿を皇国に仰ぐに至るまで、思想的文化的闘ひが遂行されねばならぬ」と論じている。

「国史概説」編纂の目処が立った四二年九月の大政翼賛会国民総常会で、橋田文相は「昌んなる大御世を象徴すべき大規模なる国史編纂」（大政翼賛会『国民総常会誌』）計画に言及している。これは四三年八月二七日の閣議で「皇国の正史」編纂の決定となり、「勅

許」を得て公表された。一五年計画で、「肇国の大精神の具体的顕現たる我が国歴史の迹を詳かにして以て皇国の歴史的使命の識得に資することが刻下の急務」として、国家事業として「正史編纂」（『帝国大学新聞』第九九五号、四三年八月三〇日）に取り組むのである。「在来の武門中心の武門史ではなく、「国体中心の武門史」とでもいふべきわが史学界空前の史書の完成が、こゝに期待される」（森清人「皇国文運興隆の精華」『日本読書新聞』第二六八号、四三年九月二五日）とされた。まず「国史編纂準備委員会」の設置となるが、その審議や「国史編修院」設置に至る経緯は次節の範囲となる。

四三年夏前後、教学局では『国体の本義』『臣民の道』につづく「家の本義」の編纂に着手している。「未曾有の決戦下に於いて国家の要請に応へ、戦意の昂揚、生産力の増強に当りその基盤たるべき家のもつ意義を闡明しこれが護持発展に尽すべきことを強調せんとするもの」（日本諸学振興委員会『日本諸学』第四号、四三年一〇月）で、四四年三月の刊行がめざされた。そこでは「家の意義」とは、「我が国は一大家族国家にして家はかかる家族国家の一枝なり。即ち家の生活は畢竟肇国の精神の顕現に他ならず、且つ 天皇帰一の生活実践の基盤にして報本反始の道場なり。されば国と家とはもと相即不離の関係にあるものにして国家隆昌の基は偏へに臣民がこの伝統的精神に依りて家を斉へ以つて 大御心に応へ奉るに在りと謂はざるべからず」（「『家の本義』（仮称）編纂ニ関スル要項」、『総力戦体制と錬成』所収）と説明されていた。中等学校上級程度の内容とされる。

『総力戦体制と錬成』（「家」と家庭教育）や久保『昭和教育史』上巻で論及されているように、教学局では『臣民の道』編纂と並行して、四〇年一〇月ころから「我が国ノ家ノ意義」という詳細な要項などを作成していた。その後、中断した事情や、四四年三月の刊行をめざしつつ、ほぼ原稿はまとまりながら未完に終わった理由は不明である。さらに教学局では四三年中に「勤労の本義」の編纂も進め、未定稿の謄写刷までできている（「志水義暉文庫」所収、国立教育政策研究所所蔵）。「家の本義」も「勤労の本義」も、『臣民の道』に盛込めなかった家や職場における「皇国臣民としての修練」を主題とするものであった。

それにしても内局移行後の教学局の編纂作業は活発である。上記の事業に加えて、四三年五月には「古典編修部」を新設している。部長に近藤局長、主事に小沼教学官をあて、吉田熊次・辻善之助・久松潜一・平泉澄・西田直二郎・村岡典嗣・紀平正美らに調査嘱託を委嘱する。「詔勅を謹輯すると共に、先づ古事記・日本書紀等の我が国古典について一般国民の信憑すべき基本的定本を審定し、更に総合的基本的調査研究に及び、以つて惟神の大道を仰いで国民精神の伝統を体認し得るやう皇国の道を闡明せんとするもの」という趣旨である。九月一〇日に、調査・編修嘱託らを集めた全体協議会が開かれた（以上、『日本諸学』第四号）。その後の進捗状況は不明である。

こうした旺盛な編纂作業の一方で、紀元二六〇〇奉祝記念事業の一つとして計画が練られていた国史館の造営が、四三年四月、中断されることになった。その造営に関する重要事項の審議のために委員会（会長は文部次官）が設置され、四二年一二月までに四回の総会が開かれたものの、「造営敷地ノ未確定、資材ノ入手困難等ノ為工事着手ノ見込」（文部省「直轄各部 官制及定員」 国立公文書館所蔵）が立たなくなり、委員会が廃止となったのである。

この項の最後に日本諸学振興委員会についてみておく。三六年九月に創設以来、国体明徴・日本精神闡明を旗印に、まず人文系「諸学」の統制を進めてきた教学局では、四一年度から「自然科学」部門を加えるとともに、隔年ごとなどに実施されていた学会・公開講演会を八部門すべて毎年開催することにした。また、地方での開催、小範囲の専門家による特別学会の開催（学会と毎年交互に実施）、機関誌『日本諸学』の刊行、「日本諸学講演集」の刊行という積極策も打ち出した。それらの「諸学振興」の背景には、次のような現状認識があった。藤野教学局長官による『日本諸学』創刊号（四二年三月）の「発刊の辞」である。

幸ひ近時教学刷新の実は、教育、学問文化の各分野に互つて大に見るべきものあるをいたしつゝあるは邦家のため慶賀に堪へないところであるが、大東亜戦争の目的完遂の爲めには益々国体の本義に基づく教学の刷新を図り国体の明徴、教学一体の具現、日本諸学の創造発展に更に一段の力を尽さねばならぬのである。而して世界の耳目を聳動せしめつゝある皇軍の赫々たる大戦果が決して一朝一夕の努力によるものではなく、一に御稜威の下皇国教育の本義に徹し日本精神に基づく日頃の実戦さながらの不断の猛訓練と学問の研鑽とが一体となつて発現したものに他ならぬのであり、従つて国体、日本精神の本義に基づく教学の刷新振興が今次征戦の遂行上絶対の要件たるのみならず、更に又叙上の新東亜文化建設の先達としての資質涵養上欠くべからざることと謂はねばならぬ。

橋田文相も「科学は学として窮極に於て日本的自覚を基礎とするもの」、「真に日本人の学、日本の学、皇国の学として皇運を扶翼し奉らねばならぬ」（「日本諸学の発刊に際して」、同前）と強調する。四二年一月には、穂積重遠・高田保馬・和辻哲郎らの常任委員を集めた会議を開き、四二年度の事業として「大東亜共栄圏の建設を目標として学問報国に邁進すること」を決めた（『興亜教育』第一卷第二号、四二年二月）。

教学局では、振興委員会創設当初は「全体として謂はゞ出足の揃はぬ感があつた」ものの、回を重ねるにつれ、「各学会共に本委員会の趣旨に向つて漸次統合帰一の道を進み、実際問題に即して国体、日本精神の本義を具現せんとする建設的努力が見られ、同時に学的、原理的にも精深な掘り下げが見られるやうになつた」（『日本諸学』創刊号）と評価する。これに照応するように、橋本増吉は歴史学会の推移を「講者聴者共になほ軌道に乗らざるものあるが如き」（第一回、三八年六月）から、「主催者参加者共に一般に真面目となり、学会の指導的動向漸く確立せしが如き」（第三回、四一年六月）へと、捉えている（「日本世界観と歴史学会」『日本諸学』第二号、四二年一〇月）。

「日本諸学の創造発展」を「真に日本人の学、日本の学、皇国の学」として樹立するために教学局の積極策が展開されるが、それへの異議も少なくなかった。『日本諸学』創刊号に巻頭論文「戦時教学の根本方針」を寄せた和辻哲郎は、振興委員会の常任委員という立場から「教学の刷新」の必要性を強調しつつ、「焦燥熱狂の傾向」を戒め、「現時教学の指導者」中の「たゞ一身の保全を思うて付和雷同を事とする如き者がいないかどうか」と問いたす。その和辻は、四二年七月一七日の研究座談会「日本世界観と日本諸学」に出席し、異彩を放つ（『日本諸学』第二号）。司会の近藤寿治教学局指導部長から「一体国家観と世界観とはどういふ風に考へて宜いものでありませうか」と発言を求められた和辻が沈黙したため、紀平正美が「ある」と「なる」という持論を述べる。これに対して、

和辻は「題目の「日本世界観」といふことが分らない訳でありますから考へのまとめ様がありません」としたうえで、次のように述べる。

日本人さへ成程と思はせなければならぬ。日本人さへ成程と思はないもので以て世界の学者を成程と思はせることはそれは難かしいかと思ふ。さういふ点で日本哲学とか日本経済学とかと「日本」といふ限定ばかりが先に出て、後その哲学や経済学が一向実現されないといふのでは、大東亜建設にも世界新秩序建設にも何も貢献しない。…学問の上でも日本の学問が本当に優れて居れば自から世界を従へることが出来るのであります。さういふものを作つて行くことを文部省でも希望して遣られるのではないかと思ひます。さういふ努力に対して初めから「日本諸学」と限定されて居るところに何か間違があつたのではないかと思ひます。尤も「日本諸学」であつて「日本学」でないことは、せめてもの慰めになる。人に依ると日本学と云ふ呼び方を好む。これは甚だ困る。

「日本諸学」という限定に「何か間違があつた」といい、「日本学」について「甚だ困る」という和辻の発言に紀平と司会の近藤が反論する。「呑まれて居るのだからして先づ世界を呑むといふ覚悟よりも自分が呑まれないやうにすることが肝要である」という近藤の発言に、和辻は「俺達が呑まれて居るのだ」と云ふ言葉、それは聴捨にならない。そんなケチな気構へで日本の学問は作り出せない」と反発する。近藤は司会として、「究極に於ては「日本諸学」といふよりも「諸学」であつて宜しいのです」とまとめざるをえない。

『日本諸学』第四号（四三年一〇月）掲載の研究座談会「学問と錬成」でも、率直な錬成批判が飛び出す。出席者は末広巖太郎、安倍能成（一高校長）、安岡正篤（金鶏学院長）らで、司会は近藤局長である。安岡は「今日の世上に行はれてゐる錬成といふものは多分に又本来あるべき道から外れてゐますね。何かかうむやみに従来のものから離れた目新しい或る特定の行をやるのがそれが錬成だといふ風になつてゐますね。非常に癖のある、一般人に喜ばれない、何か不自然を感じしめるやうな錬成が行はれ過ぎて居るのではないかと思ふ」と述べ、末広や安倍の賛同を誘う。末広も「人生観或ひは世界観の押し売りといふやうなことが可也り行はれて居りはしないか、それはそれで或目的があつて結構ですけども、私はその結果個性を必要以上に殺して、そのために学問の発達に害が有る方面もありはしないか」という。

こうした座談会全体の空気のなかで、司会者の近藤局長自身も「錬成を非常に狭義に解して、却つて教育の性格を錬成であると定めたその趣旨に反するやうなものが出来て来た。そこで今度は逆に錬成と云つてゐるものを、錬成しなければならぬといふやうなものも出て来てゐるのでありまして、洵に社会情勢は錬成を正しく理解することに於て十分とはいへぬと思ふ」と発言する。近藤は、あるべき錬成の姿を「つまり純粋な日本人になる、これ迄の西歐的な人生観や世界観を払拭して人間本来の姿に還ること」とするが、その観点からみて、現実の錬成教育はかなり逸脱していると映っている。

第五回教育学会公開講演会（四三年五月一五日）における長田新「錬成の本義」も痛烈な錬成教育批判となっている（木村元「自由教育派の教育学と国民学校論」『日本の教育史学』第三三集、一九九〇年 久保義三『昭和教育史』上巻）。「私は国民学校その他の学校において教科に依る教育よりは教科外の施設の方が錬成に上に深い意味を有つもの

と考へ、教科そのものの有つ行的意味の発展をおろそかにして、錬成を専ら教科外に付加された若干の副次的施設に依つてやつて行かうとするのは、学校教育の本道を見失つた外道と申す外ありません」（『日本諸学講演集』第九輯「教育学編」、一九四四年）と公言したのである。この講演に反発した師範学校教諭が長田を攻撃した際、司会者の近藤がとりあわなかったというエピソードは、先の座談会の近藤の姿勢からすると、意味が解ける。

こうした異議や批判がなされるとはいえ、全体的には各学会において「国体、日本精神の本義を具現せんとする建設的努力」がつづけられた。四二年五月の第三回国語国文学特別学会についての久松潜一の総評——「国語学国文学もまた日本諸学の一部門として国体の本義に徹することによつて揺ぎなき自主的な学問の確立に向つて進まなければならないし、また邁進して居るのである。国体の本義に基づいて我が国独自の学問を確立することこそ東亜新秩序建設にそふ国語国文学であることを確信せしめられた」（『日本諸学』第二号）——が、この段階の建前的見解として、各学会を統制し、誘導するものであったろう。

6 「東亜教育」の収束

対米英開戦とともに、「東亜教育」「興亜教育」の気運はさらに高まった。ちょうど『興亜教育』創刊（四二年一月）も重なった。前述したように、四二年二月一二日の衆議院本会議では「東亜教育体制確立ニ関スル建議」も成立する。

四一年十一月に文部省教育調査部から刊行された『大東亜新秩序建設の意義』は、四二年九月に増補されるが、本文においては「聊かもその内容に訂正の必要を認めない」とされ、「後記」に「世界に於ける欧米の地位の低下により、真の世界平和の確立及び世界新文化の創造による新しい世界史の展開は、東亜の推進力なくしては考へられぬことゝなつた。かくて吾人の責務は益々重且大を加へるに至つた」が付された。この自覚にもとづき、また省外からの「東亜教育」推進の要望に応じて、文部省・教学局は新たな施策を展開する。

とはいえ、すでに三〇年代末には文部省の関わる「東亜教育」は収斂し、東亜新秩序建設という事業の遂行にふさわしい「東亜の指導者たるべき大国民」の養成という方向に向かつていたが、それは対米英開戦後も踏襲される。『興亜教育』掲載の文章でいえば、藤野教学局長官は「我が国に於ける東亜教育の目標は、国体の明徴、教学一体の具現、日本的諸学の樹立と相俟つて、よく興亜の経綸を実践し新東亜文化の建設を指導するに足るべき大国民を育成するにある」（「東亜に於ける教育の問題」、創刊号）と論じ、橋田文相は「皇国の大使命を体得し、挺身して聖業を翼賛し奉るに足る、果敢なる気象、雄大なる気宇、高邁なる識見、優秀なる技能、旺盛なる体力を兼ね具へ、大東亜に於ける指導者として恥しからざる後継者を訓育錬成することが現下我邦教育の目標である」（「大東亜戦争と青年教育」、第一巻第四号、四二年四月）とする。

文部省の四二年度追加予算に計上された「教学刷新」経費一八万円のうち、五万円が振り向けられた「大東亜史編纂」からみよう（奈須恵子「戦時下日本における大東亜史」構想—『大東亜史概説』編纂の試みに着目して—）〔『東京大学大学院教育学研究科紀要』第三五巻、一九九五年〕参照）。これは、総額一〇万円、二か年継続事業とされ、四二年

五月、教学局内に「東亜史概説編纂部」が設置され、部長には近藤寿治、主事には志水義暉（のち志水の栃木師範学校長転出にともない、藤野靖教学官に交代）が就く。調査嘱託には池内宏・羽田亨・梅原末治・石田幹之助・橋本増吉・辻善之助らが、編纂嘱託には鈴木俊・山本達郎・安倍健夫・宮崎市定が委嘱された。「編纂趣旨」は「大東亜戦争ノ意義ニ鑑ミ日本世界観ニ基ク大東亜一体観ノ立場ヨリ大東亜ノ歴史ト其意義トヲ明カニシ、ソノ文化ノ特質ト諸民族隆替ノ様相ヲ探ネ特ニ我国トノ関係及欧米諸国ノアジア経略ノ実情ヲ明確ニシ以テ我國民ノ自覚トアジア諸民族ノ奮起トヲ促シ大東亜新秩序建設ニ資センガ為大東亜史ヲ編纂セントス」となっている（「志水義暉文庫」所収、国立教育政策研究所図書館所蔵）。

七月二日の編纂会議で要項・要目が決定した。「日本世界観に基く大東亜一体観の立場から大東亜の歴史および文化の特質を闡明し、わが国の大東亜における歴史的使命を明確ならしむる」などを方針とする。編纂要目は、「序説」「前編 アジア諸民族の文化の形成とその推移 前期 アジア諸文化の成立とその発展 後期 アジア諸民族の活躍とその推移」「後編 アジア諸民族の世界史的展開 前期 ヨーロッパ勢力の東漸とその影響 後期 アジア諸民族の自覚と大東亜新秩序の展開」「結語 大東亜に於ける日本の指導的地位」という構成である。内容は中等学校卒業以上とされた（以上、『読売新聞』四二年七月二二日）。編纂嘱託が各期の主任となり、四九名（内五名は教学局関係者）が執筆分担し、四三年五月までに草稿が集まった。その後、編纂主任が原稿を整理し、四三年末には前編の原稿が完成し、後編も進行していたが、ついに刊行には至らなかった。

序論や第一章の草稿が「志水文庫」に残されている。「序論 大東亜史の構想 第一節 大東亜史の理念」は先の要目から少し変更された。次のような一節がある。

蓋し真の東亜的世界は、現世に就いても未来に於いても、最高神聖なるものに帰一すると共に、その最高神聖なるものが、個々に対して限りなき愛護を垂れて、諸民族・諸国家が悉く一心同体となる所に始めて成立するのである。換言すれば、政治的・道徳的型態としては一国一民族一家の如くであり、更に東亜世界一家となると共に、宗教的型態に於いても、神と人との間柄が親子の如くでなければならぬ。そして此の如き理念を、□に太古以来自覚して漸次顕現したものは、実にわが日本であつた。乃ちわが国は、神勅に基く万世一系の皇室を中心に、八紘為宇なる肇国の大理想を、着々その歴史を通じて実現拡充して来た。上古に於ける帰化人の愛撫や朝鮮半島の経営などは、そのよき実例である。特に明治維新以後、日本の国力が進展すると共に、皇化は次第に対岸の半島より大陸にのび、更に広く全東亜諸民族に覚醒の気運を促し、以て大東亜戦争に及んだ。是に於いて肇国の大理想は、愈々大東亜共栄圏建設といふ現実的使命を帯びるに至り、東亜十億の民衆は遂にこの共同の理想に向つて団結邁進することゝなつた。されば大東亜史はかかる意味に於いて、東亜民族の自覚及び大東亜共栄への歴史であり、それはまた実に八紘為宇の大精神顕現の歴史であるといふことが出来るのである。

「序論 第六節 日本の使命」では、「単に物の文化体系でなく、魂の文化体系が創造されなければならない」とする。また、第一章第五節「古代日本の国家とその比鄰」には、「日本内地人と朝鮮半島人とは、世界の諸民族の中で最も血縁深く、また文化的に見ても古来極めて交渉深く、言語の上でも両者の構造は頗る近いから、両者の合同が歴史的必然

の結果であるといつても過言ではない」という一節もある。

第一章の原稿をもとに、戦後、宮崎市定『アジア史概説』（一九四七年）が刊行されていくように（安部・鈴木らと並んで、近藤寿治・藤野靖にも謝意が表されている）、本論部分においては新たな方法論による実証的研究の成果が盛り込まれたものの、上記引用部分などには、「大東亜新秩序建設ニ資センガ為」の大東亜史編纂の意図が直截に読みとれる。その意味で、奈須氏の「歴史の説明への風土的類型の導入に代表されるように、「大東亜」に含まれる地域とその人々を序列化し、そこでの支配—被支配関係を”正当化”する、”学問的”でもっともらしい方法に他ならなかった」という指摘は首肯される。

四二年一月に決定をみた四二年度追加予算中には、新たに民族研究所の設置経費約三六万円が計上されていた。そして二月の「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」中には「民族研究所ノ拡大強化」が含まれていた。実は、四一年四月、内閣直属の「東亜民族研究所」設置の構想がまとまりかけていた。大政翼賛会東亜局との提携を念頭に、「東亜諸民族大同団結の指導理念の確立」と「東亜諸民族共同の政策」樹立を掲げ、所長に永井柳太郎鉄相の就任が予定されたが（『読売新聞』四一年四月三日）、理由は不明ながら立ち消えになってしまった。

その後、文部省の主導により調査研究に力点を移した構想が練られた模様で、四二年一月二七日の帝国議会において橋田文相から「南方各地に民族研究所」設置（支所の設置）が言明された（同 四二年一月二八日）。四月からの開所が予定されていたが、五月九日になって、まず設立準備委員会が発足した。菊池文部次官を委員長とし、永井専門学務局長・羽田亨京大総長・高田保馬京大教授・岡正雄・古野清人・小山栄三ら二九名を委員とする。江上波夫・岩村忍・八幡一郎ら九名が幹事となった。六月一〇日に開かれた第一回の設立準備会では、委員から早くも拡充が要望され、「民族研は学問的総合的な調査研究と共に直接民族政策の推進に寄与することに重点を置く」「民族問題には血液、文化の二観点からの見方があり総合的であるべきだがさしあたり文化の方向から見て行く」（『帝国大学新聞』第九〇五号、四二年六月一五日）などの意見が出された。

八月には、外郭団体的性格を有する民族学協会（会長新村出）が設立されたが、研究所の創設はさらに遅れて、四三年一月一九日、官制の成立となる。「現下ノ世界情勢ハ民族政治的性格ヲ顕著ニシ此ノ傾向ハ将来益々複雑化シ且激化スルコト必然ナリ」という認識に立ち、「民族政策ト緊密ナル聯絡ヲ保持シツツ重点ヲ我ガ国策上重要関係アル諸民族ニ関スル基本的研究調査ニ置キ其ノ民族的構造及性格ヲ明確ニスル」ことを目的に掲げる。

「事業内容」は、アジアを中心とする「民族誌的、民族史的、民族政策的調査研究」に加えて、「東亜共栄圏内ノ民族秩序体制ノ研究」「東亜共栄圏内ノ民族問題、人口問題及民族配置ノ総合的研究」とされ、これにもとづき、研究所の機構も、総務部（企画、連絡）・第一部（民族理論、民族政策、民族教育）・第二部（北部及東部亜細亜）・第三部（中部及西南亜細亜）・第四部（「支那」、西藏）・第五部（東南亜細亜、印度、太平洋圏）とされた。定員は所員・助手とも八名、書記二名で、主な「職員候補者」は、総務部・第三部（兼任）岡正雄、第一部小山栄三、第二部江上波夫、第四部牧野巽、第五部古野清人・八幡一郎らとなっていた。所長には、準備委員でもあった京都帝国大学教授の高田保馬が兼任で就任する。また、「民族研究要綱」も作成され、その「民族誌的調査研究」では「可及的ニ現地ニ於テ「ジェネラル・サーヴエイ」ヲ行フ」とされている（以上、「公文類聚」

第六七編・一九四三年・卷一六)。

研究所は東京市赤坂区霊南坂に置かれた。「当代一流の民族学者」や社会学者が揃い、「各部門にわかれての個別研究会の他に月一回乃至二回の全体研究会も持たれていた。何れも学問を此上なく愛する人々ばかりだったから、研究会の殆どは戦争という当面する険悪な状況を忘却させるほどお互いの研究交流の熱意は熾烈なものであった」(中野清一「民研所長時代の先生」『高田保馬博士の生涯と学説』所収、一九八一年)という。研究所では、一般向けに「民族研究講座」を開いている。四三年一二月の第二回講座は七日間で、岡「民族秩序論」、江上「北方諸民族問題及民族運動」、高田「民族政策論」などが予定されていた(『読売新聞』四三年十一月二七日)。

研究所創設から一年以上経って、四四年八月、『民族研究所紀要』が発刊された。「戦時に際し資材の甚しき不足の為に万端の準備容易に整はず、正常なる運営の活動に入るまでに意外の時日を費さざるを得なかつた」としつつ、高田所長は「いまや共栄圏の中心勢力として亜細亜の安定を確保し、ひいて世界に正義を布かんとするに当り、軍事・政治・外交・経済・文化の各方面に互つて民族の調査研究に俟つもの愈々多きを加へつつある」(「創刊の辞」)と述べる。また、高田は巻頭論文「民族政策の基調」のなかで、後進民族に対するイギリスやオランダの「距離強化政策」とは異なり、日本は「自らを東亜の後進民族と一体をなすものとして見るが故に、相手を対等のものとして取扱ふ」という「接近政策」をとるものとする。ただし、「各民族が機能の一の互助を意味する限り、又東亜の解放が絶対の使命である限り、日本民族のみが担当すべき分野の存すること、従つて特殊の役目を営むことはいふまでもない」と、現実の「大東亜新秩序」政策・構想との齟齬が生じないように配慮されている。

前後するが、民族研究所は早くも四三年六月、所員・助手の各三名を増員する。所長を専任の勅任とすることのほか(高田保馬が就任)、「民族理論、民族事情、民族政策等基本的事項ヲ掌ル第一部、各地域中東南部亜細亜、印度、太平洋圏、阿弗利加等最モ広範囲ニ渉リ且ツ民族的ニ複雑多岐ヲ極ムル地区ヲ分担スル第五部」に所員・助手各一名が配置される(ほかに総務部に助手一名と書記一名、「公文類聚」第六七編・一九四三年・卷一八)。

さらに四四年九月には所員・助手各五名を増員し、さらに四五年一月にも所員・助手各七名を増員する。前者の場合、第一部の「民族統治ノ問題 民族主義及民族運動ノ問題 民族経済ノ問題」、第四部の「支那民族ノ研究」、第五部の「印度民族ノ研究」にそれぞれ従事させる計画である(「公文類聚」第六八編・一九四四年・卷一二)。四五年一月の大増員は、決戦段階において「敵米英並ニ蘇聯等ノ大東亜共栄圏内及其ノ周辺諸民族ニ及ボス謀略活動ハ愈々深刻、熾烈トナリツツアリ、速カニ彼等ヲ敵性謀略ヨリ防衛シテ決戦ニ一大結集セシメル」という危機感を背景にして、諸民族に対する「急速ナル実態的調査ヲ敢行シ、其ノ成果ヲ以テ決戦政治及軍方略ニ直接、迅速ナル寄与ヲ為サントス」という要請にもとづく。そのため、「朝鮮人問題ノ討究ト対策」「大東亜共同宣言ノ民族政策的具体化」「米国ニ於ケル諸民族問題ト民族統一化ノ実態把握並ニ其ノ対策」(以上、第一部)など、七項目の新たな調査研究が設定された。「朝鮮人問題ノ討究ト対策」は、次のような内容である(文部省「大臣官房総務課記録班分類文書」、国立公文書館所蔵)。

特ニ急激ナル人口増加ノ趨勢ヲ基盤トシテ経済力ノ上昇、民族資本ノ蓄積、文化教養ノ向上、智識階級ノ拡大等ヲ拜啓トシ近時著シク民族的自覚ヲ促シ、政治的ニ問題ヲ

惹起スルモノアリ、加之最近ニ於テハ敵国アメリカ及重慶政府並ニ蘇聯等ノ朝鮮人ニ
対スル謀略活動ハ愈々尖鋭熾烈トナリ、其ノ民族的動向ニ及ボス影響ニハ戒心ヲ要ス
ルモノアリ。……朝鮮人二千数百万人ガ皇国ノ発展並ニ戦争遂行上プラストナルカマ
イナストナルカハ皇国ノ運命ニトリ至大ナル問題タルノミナラズ同地在住民ノ政治
上ノ処遇ニ関シ深甚ノ考慮ヲ要スルモノアリ、依ツテ之等ノ事態ニ備ヘ急速ニ之等ノ
諸問題ノ徹底的究明ト之ガ根本的対策樹立ノ為メ之ニ要スル職員所員一人、助手一名
ヲ増員セントス

これらがどこまで充足されていくのか不明だが（四四年九月の増員分は充足）、定員は
創立時の三倍近い急増であり、民族研究所に課せられた期待の大きさがうかがえる。ただ
し、実際には「民族誌的、民族史的、民族政策的調査研究」という総合的研究機関として
の性格が強く、「民族政策」に直結するような具体的な提言をなすには至らなかったと推
測される。

なお、前述した大東亜建設審議会第二部会の答申に含まれていた「大東亜博物館」構想
も動き出していた。四二年二月に日本博物館協会（会長荒木貞夫前文相）内に設置された
「大東亜博物館建設調査委員会」には、文部省からも社会教育局長の額満弥三や専門学務
局学芸課長の本田弘人らが加わり、「大東亜博物館建設案」が協議された。これは七月、
文部省に引き継がれるとともに、「戦争中と戦後との二段階に分れ本館を大東亜の首都た
る東京に分館を内地では大阪、南方では昭南港、バタビヤ等の代表的都市に設け館内には
天産、人文、政治経済等一切に関する各種資料を陳列するほか学者、専門家を囑託とし
て時々講習会や巡回博物館をも開催する」（『朝日新聞』四二年七月二九日）ことが明らか
にされた。

九月に作成された文部省試案「大東亜博物館建設要項案」では、「東亜ニ於ケル天産資
源政治経済文化及民族等各般ニ関スル資料ヲ調査研究シ其ノ成果ヲ綜合展示スベキ世界ニ
冠タル大博物館ヲ設立シ東亜ニ関スル教育及學術研究ノ機関タラシメ大東亜文化ノ伸展ニ
資シ以テ大東亜共栄圏建設ニ寄与セントス」とされた。計画は、「差当り三年間ヲ以テ緊
急不可欠ノ事業」執行をめざす「応急計画」と将来の「恒久計画」に分けられた（以上、
『昭和社会経済史料集成』第一七巻所収）。一〇月に企画院がまとめた「昭和十八年度重
要政策予算先議画定各庁要求案」の「大東亜博物館創設ニ関スル件」では、「十ヶ年継続
事業」で、その「創設準備諸費」三一九万円余が計上された。これは一一月に新設された
科学局の所管するところとなり、まず四三年度予算として創設準備経費六万五千円が認め
られた。一二月には、「満洲国」国立中央博物館学芸員木場一夫が文部省入りし、この構
想の中心となった（金子淳『博物館の政治学』参照、二〇〇一年）。

四三年五月、文部省から請議されたものの停滞していた「大東亜博物館建設委員会」官
制は、一一月の大東亜会議・「大東亜共同宣言」を期に動き始め、四四年一月、「大東亜
博物館設立準備委員会官制」（会長は文相）が制定された。「我が国策タル大東亜ノ建設
上国民ノ大東亜ニ関スル理解ヲ深メ大東亜ノ指導者タルノ資質ヲ育成スルコトハ極メテ緊
要ニシテ、之ガ為ニハ大東亜諸地域ニ於ケル天然、資源、政治、経済、文化、民族等各般
ノ事項ニ関スル資料ヲ調査研究シ其ノ成果ヲ綜合展観スベキ大東亜博物館（仮称）ヲ設立
経営スルヲ以テ最モ有効適切ナル方途ナリトス」（「公文類聚」第六八編・一九四四年・
巻一二）と説明された。委員には荒木貞夫・岡田武松・高田保馬・内田祥三らが就任し、

文部省から総務・教学・科学各局長らが加わった。

これを報じた『読売新聞』（四四年一月五日）によれば、「初年度予算六百万円、三ヶ年継続事業」で、「博物館の使命は資料の展観、専門的な研究調査、啓蒙の三つ」であり、「まづ資料の蒐集に学術調査隊を大東亜の全域に派遣する一方、現地軍をはじめ大東亜官民の協力を得て細大漏らさず一切の資料を集め」という。しかし、その後、この委員会がどのように活動したのか、また博物館構想の実現に向けてどのような準備が進んだのか不明である。

「東亜教育」が第一義的には「大東亜ニ於ケル指導的国民タルノ資質」錬成にあったとしても、「大東亜諸民族ノ化育方策」について文部省も関与していこうとした。しかし、「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」の第三の「行政機構整備ニ関スル事項」について実質的な内容が何も盛り込まなかったように、留学生の拡充や教職員・司政官派遣程度にとどまり、文部省の関わりには大きな壁があった。

『帝国大学新聞』第九〇四号（四二年六月八日）は「大東亜共栄圏の教学指導に関し内外地一体の強力な推進態勢を確立するため、文部省専門学務局を中軸とする大東亜文教政策の具体案樹立、並にその実現に万全を期する鞏固な機関設置要望の声に呼応、急激な実現気運が醸成されてゐる」と報じる。その少し前の『教育週報』第八八八号（四二年五月二三日）は「南方教育に手の出せぬ文部省」という現状を伝え、「内外を一貫した教育方策」を樹立するためには、文部省の主体性が検討されなくてはならぬ」と、その奮起を求めていた。

教育学者海後宗臣は「先づ米英主義による学校の桎梏より速かに解放せられることが、今日に於ける大東亜教育体制の基本問題である」（「大東亜の教育体制」『興亜教育』第一巻第四号、四二年四月）と論じる。その海後は二年半後の「大東亜への文教政策」（『教育維新』〔『興亜教育』改題〕四四年一〇月）でも同論旨を展開するが、ここでは「従来この部門の指導方針として、何々は当分着手せざること、何々には触れざること等すべて消極的な傾向はこれを一新すべきであり、今日積極的にその方策を樹立し、緊急及び永遠の建設方針を明示しなければならない」と苛立ちを隠さない。そして、この「大東亜文教政策の確立と推進とに底力が認められないことの原因」は、「国内教育の皇国の本姿への復帰が未だ不徹底なること」に求められ、「国内教育の刷新なくして大東亜文教指導の徹底化のあり得ない」ことが強調されるのである。

石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』や近年の植民地教育史研究が明らかにしているように、植民地・占領地における皇民化教育はアジア太平洋戦争下でさらに徹底されるものの、そこには文部省の直接的関与の余地は少なく、文部省主導の明確な理念・構想にもとづく「内外を一貫した教育方策」の樹立はなされなかったといえる。日中戦争本格化とともに着目した「興亜教育」は、ほぼ国内教育に収斂しており、「皇国民」錬成教育の推進力になりながらも、アジア太平洋戦争下においては、未刊の「大東亜史」、整備途上の民族研究所、構想にとどまった大東亜博物館、実質的に未着手の「大東亜への文教政策」というように、戦局の悪化とともに収束せざるをえなかった。

前章四で一九三〇年代後半の「華北占領地域における文教工作」についてみたが、その後の状況について一瞥しよう。とはいっても、文部省関係の史料は乏しく、外務省の『帝国議会関係雑件 説明資料関係（在北京、大使館事務所関係）』（一九四三年、外交史料

館所蔵「茗荷谷記録」)に拠る。その「第十章 文教」の「一般概況」には次のようである。

北支ニ於ケル文化工作ハ我国肇国ノ精神ヲ基調トスル中国在来思想ノ匡正抗日教育ノ徹底的払拭ト親日教育ノ進展ヲ目標ニ各般ノ施策ヲ進メ来レルカ本年度ニ於テハ大東亜共同宣言ノ本旨ニ則シ華北文教必勝体制ヲ確立シ思想、教育、宗教ヲ挙ケテ戦争完遂ニ直結セシムル目標ノ下ニ食糧増産協力運動、学生集団統一訓練、戦力資源増産部面ヘノ学徒動員、教職員ノ生活確保並ニ清貧学生ノ救済及之カ思想肅正、厚生運動ノ展開等ヲ重点的ニ実施セシメタリ

これらのうち当初から文部官僚が出向していた「教科書編纂」については継続して出向がなされており（四三年三月には、文部省教学官加藤恂二郎と図書監修官森下真男が「華北政務委員会教育総署直轄編審会」の一年間契約で招聘されている〔「公文雑纂」四三年、卷八九〕）、四二年度までに編纂を完了した小中学生用の教科書の改訂に着手するとともに、「思想指導並ニ防空知識ニ関スル副読本ノ編纂」もおこないつつあるという。また、日本人教員は大学一五四名、専科学校五四名、中小学校二八九名の計四九五名が派遣されている。

すでに日本人錬成の「興亜訓練所」は新民会に移管されており、総じて文部省の華北文教工作における関与は縮小され、限定されたものになったと推測される。それでも、『有光次郎日記』には、四二年一月の有光の秘書課長就任に際しての引継ぎ（前任の田中義男〔かつて思想局思想課長・教学局庶務課長を歴任〕は在満教務部長に転出〔四三年三月まで〕）にあたり、「外地派遣者 北支 久保田、内田 蒙疆 蘇我（北海道大学予科） 中支 野村 二年交代ヲ確實ニ実行ノ要アリ。……中支 林則友（元秘書課）ヲカエシ、伝研ノ野間書記推薦済……南洋方面派遣 軍務課加藤中佐ニ話済、次ノ class ニハ考慮ノ筈」という記述がある。

台湾における「青年特別錬成制度」は、四四年四月から実施されていく。これは、前章末で述べた「台湾総督府勤行報国青年隊」（四〇年三月創設）を発展させたもので、「台湾青年特別錬成令」制定の説明書には、次のようである（「公文類聚」第六八編・一九四四年・卷七四）。

台湾青年ニ対シ其ノ青年期ヲ通ジ日常生活ノ間ニ於テ之ガ教育訓練ヲ持続強化スルノ方途ト共ニ徴兵適齢期ニ膚接スル最モ重要ナル時期ニ於テ之ヲ整備セル錬成環境ニ移シ之ニ徹底的ナル最終仕上ノ修練ヲ施シ以テ軍隊教育ニ連繋スベキ青年錬成ノ精到ヲ期スベク而モ右ノ特別錬成ノ徹底ハ国民学校義務教育及青年学校教育ノ漸ク其ノ緒ニ著キタル台湾ノ現情ニ於テハ徴兵制実施ニ対処シ刻下喫緊ノ要務トスル所ナリ……特ニ軍人精神ノ透徹、軍事基礎能力ノ修練、国語生活及起居容儀ノ躰ヲ眼目ト為ス青年訓練ノ精到ヲ図リ以テ皇軍要員タルニ須要ナル資質ノ錬成ヲ期セン

計画では、一九歳に達した男子青年を、一八か所に新設する官立青年錬成所で三か月間錬成するもので、初年度は徴兵適齢者の六三%にあたる三六〇〇〇名を対象とする。錬成の方針は「皇軍ノ要員タルニ須要ナル資質ノ錬成ヲ徹底セシムルヲ根本トナシ特ニ精神力、持久力、責任観念ノ陶冶ニ重点ヲ置」くとされた。錬成科目は、訓育、普通学科（国語、国史、国勢、理数）、教練及勤勞作業であり、国民学校修了者の場合、半分近くが勤勞作業に割当てられる計画である。この実施のために、錬成官（所長）と錬成官補各一八名、

嘱託（教官・嘱託医）一五〇名などの配置が計画された（同前）。青年層の根こそぎの錬成動員を図ったわけだが、実施状況については不明である。

なお、朝鮮においてはこれに先立ち、四二年一〇月から「朝鮮青年特別錬成制度」が実施され、それに要する「企画運営、統轄、法令ノ運用、錬成所ノ指導監督等ノ事務及直接指導ニ当ル」嘱託三四二名の増員がおこなわれていた（「公文類聚」第六六編・一九四二年・卷三一）。その実施状況については、宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』（一九八五年）に詳しい。宮田氏の「朝鮮青年を「天皇のために生れ、天皇のために働き、天皇のために死」ねる人間に作り上げるための錬成を強要し、「全き日本人」を、朝鮮人に求めれば求めるほど、支配者は日本人との異質性を、強靱なる朝鮮人の民族性を意識せざるを得なかった」、「皇民化運動は、その内部から空洞化し、形骸化しはじめて行った」という指摘は鋭い。

二 「皇国民」錬成教育の末期段階

1 「文教維新」

「今次の大東亜戦争は武力の戦争であると共に生産食糧の戦争であり、科学技術の戦争であり、将又教育・思想の戦争である。謂はば国民総力の戦争であり、国民一人一人の自覚と認識の戦争であり、精神の戦争である」という書出しの岡部長景文相の「序」を掲げた文政研究会『文教維新の綱領』が刊行されたのは、一九四四年四月一日である（その後、同書は版を重ね、四五年八月一〇日付で四版が刊行されている）。四三年二月のガダルカナル島撤退、五月のアッツ島守備隊玉砕などの戦局悪化の事態に、「教育・思想の戦争」が強く意識され、四一年の国民学校制度を契機に進められた「学制の基本構造の大改革」に加え、「教育の容器たる学校の新編成」が断行されると、それは「文教維新」と位置づけられた。「文部省にあつて直接この教育維新の大業に参画しかつその実施指導に当りつつある第一線の課長および教学官等」（以上、「自序」）が解説をしたものが、『文教維新の綱領』である。たとえば、総論の「文教維新の指導理念」「文教維新の課題」は教学官小沼洋夫、「大学改革」は教学官前田隆一が執筆している。

四三年九月二日、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が閣議決定された。その内、「国内態勢強化方策」として「特ニ執ルベキ方途」の第一には、「今次聖戦ニ対スル思想ヲ確立シ、民心ノ作興ヲ期シ、国内言論ノ指導ヲ強化スルト共ニ、国内諸般ノ取締ヲ強化シ、苟モ国論分裂ノ虞アル者ニ対シテハ徹底的ノ措置ヲ講ズ」を掲げていた。また、「国内動員ノ徹底」の具体策として、一般学生の徴集猶予の停止や「法文科系統ノ大学、専門学校ノ統整合理」にも言及していた（以上、「公文別録」内閣六、一九四三年 国立公文書館所蔵）。この閣議決定を受けて、各省は具体策を立案・実施する。たとえば、陸軍省では「聖戦ニ対スル思想確立」の一つとして、「学校教練ヲ通シ青少年学徒ノ指導ヲ強化」することをあげる。

文部省では「国内態勢強化方策措置」を立案する。その第一は「戦時国民思想指導強化方策」であり、思想指導が最優先課題であることがわかるが、これは次項で述べる。勤労働員の強化・国防訓練などの学校軍事教練の強化・高等学校や大学などにおける理科系の拡充と文化系の整理縮小（学生への一般徴集猶予措置の停止）・国民学校八年義務制実施の延期などの「教育ニ関スル戦時非常措置方策」については、第四番目に登場する。この「戦時非常措置方策」は一〇月一二日に閣議決定され、実施となる。

立案過程における文書（「学校非常体制確立要綱」、九月二五日付）の「方針」に掲げられ、閣議決定では削除された部分——「特ニ学校教育ト軍務及勤労働員ノ要請ノ調整ヲ図リ以テ綜合国力ヲ最高度ニ發揮スルモノトス」——に、この「戦時非常措置方策」の意図がよくでている。「学校教育ト軍務及勤労働員ノ要請ノ調整」といいつつ、実際には教育の「軍務及勤労働員」の従属化にはかならなかった。したがって、この実施にあたり、第一に一般国民に「教育軽視ニ陥ラシメザルヨウ留意スルコト」が、第二に「国民思想ニ及ボス影響ノ絶大ナル」ことを予想し、「衝撃ヲ努メテ緩和シ漸次整備ノ手段ヲ講ズル」という方針を立てていた（以上、前掲「公文別録」）。

『文教維新の綱領』でも、この点は「単なる教育の部面からだけの見地では、とかく批

判の余地のある措置も可なりあるではあらう」と認めざるをえないが、「すべてを挙げて戦争完遂の一点に集中すべき国内態勢強化の施策の一部である」として当然視し、批判を封じ込める。さらに、「学徒の徴集猶予の停止」について、「愈々学徒の赤誠の迸り出る途を与へられることとなつたのは、二千万学徒として光荣と歓喜の外の何ものでもないであらう」と強弁する。実施の影響として文部当局が懸念するのは、学生や生徒ではなく、「教職員が銃後に於ける修練を怠ることに依り、万一教育者としての権威と信望を失墜するが如きこと」である。そのうえで、「国防訓練、勤労働員に於て率先垂範するは勿論、大学高等専門学校の法文系統教職員各位は大東亜各地に自ら進出し、或ひは国内の直接戦力増強に関する諸事業に自ら携つてそこから真の日本的なるもの、大東亜固有のものを見出し、これを学問として、或ひは教育実践の源泉として培つてゆくことに努めなければならぬ」とさえ注文をつけるのである。

さて、『文教維新の綱領』の「総論」を担当した小沼洋夫は、この維新を導いた直接的な契機を「消極的には所謂思想問題の発生であり積極的には満洲事変の勃発」に求め、一九三六年一〇月の教育刷新評議会の答申に「今日の文教維新の根本的指導理念を闡明したもの」を見出す。そして、「文教維新の課題」として、第一に明らかにすべきものとして「皇国の道に則る錬成」をあげる。その解説のなかで印象に残るのは、「時には児童の能力や心理を無視しても或ひはその個人的納得如何を無視しても日本人錬成のための厳しい修練が施されねばならぬ」、「実に家こそが国民錬成の根本的場であつて、この場を外にしては錬成教育は根本の地盤を欠くものと言はねばならない」などである。校正中の「付言」として「教育ニ関スル戦時非常措置方策」について触れるなかで、次のように論じることにも注目される。

事変以来われわれが痛感することは、我が国文化の諸相は今次の聖戦を契機として嘗てわれわれが想像もしなかつた速度と程度に於いて本来の日本的姿を恢復したといふことであるが、このことは教育に於ても同様である。教育も亦国家生命の生き生きとした躍動に直接することによつて、真に国家的主体性を獲得するものである以上、かかる国家の情勢下に於てこそおのづから我が国教学の本姿が顕現せられるのであつて、単なる制度・組織の整備や理念の研究に於てそれが実現されるといふことはできない。例へば学生生徒が生産力増強の一翼を担ひ、又軍陣生活に挺身することに於て真の学問がなされること尠くないといふことも言へるのであつて、既述の我が国教学の理念はかかる今日の情勢下に於てこそ固く把持せられ以てそれが国家活動のあらゆる場に生きて来なければならない。かくて皇国の教育学問の本領がおのづから自らを証してゆくであらう。

「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定を受けて、矢継ぎ早にその具体化が図られる。まず、一二月二〇日付の各地方長官宛文部次官通牒「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク中等学校教育内容措置要綱ニ関スル件」を手始めに、国民学校・高等商業学校・師範学校の各教育内容についての刷新要綱が示された。

また、四四年二月八日付の「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ伴フ学徒ノ軍事教育強化要綱」では、「徴兵年齢低下ニ即応セシムル為学校ニ於テ軍事教育ヲ強化シ一層基礎訓練ノ徹底ヲ図」（福間敏矩『学徒動員・学徒出陣—制度と背景—』、一九八〇年）るとして、軍事教育の時数の増加などの指示を与えた。この措置について、小笠原道生体育局長は「今

や学徒は名実ともに第二の国軍であり、今日の学徒は明日の強兵である」（『朝日新聞』四四年二月九日）と述べる。『教育』誌上では、「学校教練制度が布かれてからまさに二十星霜、こゝに軍教体系は確立されたといつてよい」としたうえで、「今日の学徒には兵・労・学の三者が負荷されてゐるといはねばならぬ」と論評した（第一二巻第三号、四四年三月）。

四三年一二月二日には、理科系統の専門学校への転換や整理を定めた「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」を閣議決定した。これを受けて、四四年二月一六日に「国民学校令等戦時特例」が施行されていくが、この勅令案の枢密院審査委員会における岡部文相の「今後ノ戦争ハ精神カト共ニ科学力ヤ生産力ノ戦デアリマシテ生産力ノ歴大ヲ誇ル敵英米ヲ徹底的ニ撃摧スル為ニハ、コノ方面〔理科系ノ教育——引用者注〕ノ教育ヲ思ヒ切ツテ拡充向上セシメ所謂物心一如トナツテ国家ノ総力ヲ最高度ニ發揮スルコトガ急務デアリマス」（福間前掲書所収）という説明に、これら一連の「戦時非常措置方策」の意図がよくあらわれている。

学徒動員については、すでに四三年六月二五日に「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定され、「有事即応態勢ノ確立」と「勤労働員ノ強化」が図られることになっていた。これらは「教育錬成内容ノ一環」として実施されるもので、「単ナル労力提供」に終わってはならないとされたが、一〇月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」においては「在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間」の実施が規定された（以上、『近代日本教育制度史料』第七巻）。

四四年一月一八日には「緊急学徒勤労働員方策要綱」が閣議決定され、勤労働員の可能期間を「一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且継続シテ之ヲ行フ」と上げた。また、学校に工場ができることになった。さらに、二月二五日には「決戦非常措置要綱」が、三月七日には「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」がそれぞれ閣議決定され、学生生徒の通年動員の態勢がとられるようになった。四四年七月八日付の通牒「学徒勤労働員ニ伴フ軍事教育ノ実施ニ関スル件」では、「勤労要請ノ現況」により、軍事教練の時間数を減免してもよいとされた（福間前掲書）。学生生徒に負荷されていた「兵・労・学」は、「労」が最優先されるようになっていく。それは、四四年七月一九日付の「学徒勤労ノ徹底強化ニ関スル件」にも明記されている。すなわち、一日六時間労働を一〇時間労働に引上げ、さらに深夜就業も可能とする「全面生産一本の体制へ」（『大学新聞』〔『帝国大学新聞』を改題〕第四号、四四年八月一日）となるのである。授業時間は撤廃され、わずかに工場の「休日、始業前、終業後、手待時間等」（『近代日本教育制度史料』第七巻）の自学自習に限られる。

そして、これらの実施にともない、改めて各学校の教育内容の見直しがおこなわれた。四月二〇日付の「決戦非常措置要綱ニ基ク高等学校教育ニ関スル措置要綱ノ件」を例にとると、次のような「方針」が掲げられているが、それすら実施は困難になっていた（同前）。

- 一 勤労働員ヲシテ教育ノ一環タラシメ生産トノ一体化ニカメ学行一体ノ錬成ヲ期スルコト
- 二 休暇、日曜日等ノ休業ハ原則トシテ之ヲ廃止シ勤労働員ト共ニ学力ノ充実向上ニ充ツルヲ建前トスルモ生徒心身ノ休養並ニ厚生施設ニ付適切ナル配意ヲナスコト
- 三 学業ニ付テハ生徒ノ負担過重ニ陥ルヲ戒メ教材ヲ選択シ教授ノ方法ニ工夫ヲ加

フル等教授ノ能率化ヲ図ルト共ニ自発的学習態度ノ育成振起ニカムルコト

四 教職員ハ学徒ノ勤労働員ガ実践教育タルノ本義ニ徹シ生徒ト共ニ率先垂範勤勞ニ従事シ以テ生徒ノ学行一体ノ鍊成ニカムルコト

四四年二月に開かれた帝国大学学生主事訓育研究協議会では、「戦時学生指導、外地学生及留学生の指導、軍事教練強化、勤労働員」（『帝国大学新聞』第九七五号、四四年二月二一日）が議題に上っている。

『文教維新の綱領』の「総論」で「かかる国家の情勢下に於てこそおのづから我が国教学の本姿が顕現せられる」と論じていた小沼洋夫は、それを発展させ、学徒勤労働員が常態化した四四年秋の時点で「この措置に於て文部省は、先年来急速に実現し来つた学制改革・教学刷新の謂はば終局的と言つていい成果を覬つてゐる」とする。すなわち、「教育真体制の具現遂行のためには学徒勤労働員の貌が絶対に必要であつた」とするのである。それにとどまらず、「学徒勤勞こそ、歪められてゐる生産場を、真に道に志し、道を実現する場としての皇国民鍊成の道場たらしむる重き国家的使命を担つてゐる」という期待を負わせる（「皇国教育と学徒勤勞」『文部時報』第八一九号、四四年十一月一〇日）。

国民精神文化研究所員から文部省教学官に転じていた志田義暉も同じく、「現時局に於ける勤労働員は教育の真使命に徹する過程である」とする。「過去十数年来教学の刷新が叫ばれ、国体の本義に帰へれと絶叫されても根強く染み込んだ思想から脱却することは不可能であるかにさへ見えた。今や大東亜戦争は偉大な力を以て教育のあり方行き方を改めさせつゝある」という観測は、教学刷新の先頭に立っていた志田の実感がこもる（「皇国鍊成と学徒勤勞」『文部時報』第八二一号、四五年一月一〇日）。それは「皇国民」教育の究極化というべき段階への到達であるが、同時に自壊までもう一步のところまで来ていたことになる。

文部省では、四四年四月一七日、「学徒勤労働員ニ関スル業務ヲ強力ニ運営セシムル為」、学徒勤労働員本部を設置し、関係局課長らが兼務することになった。総務部長となった総務局長藤野恵は、勤労働員先の生産指導者に向けて「勤労働員学徒の心理を掴め」と呼びかける。藤野は学徒の精神的特質として、「純情無垢」「鞏固な結合意識」「熾烈な向学求道心」を挙げ、これらを「認識し巧みに学徒の精神的指導を全うしてゆく」（『生産指導者要報』四四年九月二一日）ことが、勤労働業績や生産効率を高めるとする。

学徒勤労働員の概要については福間『学徒勤労働員・学徒出陣』、逸見勝亮「ファシズム教育の崩壊」（『講座 日本教育史』第四卷所収、一九八四年）が詳しい。行論上、いくつかの事例を掲げる。

学徒勤労働員が通年化した四四年七月、その状況を視察した文部省総務局の中根秀雄総務課長は、「勤労働意欲、勤労働度、熟練度、創意工夫等については満点といへる、学徒の高い教養訓練によつて職場の空気を一新させてゐると云ふ風であつた」と高評価を与える。「九五%の出勤率」という。指導の教官については「陣頭指揮をすることが未だ足りぬ」、受入側の工場については「学徒の熟練度を生かせ」と注文を付す（『大学新聞』第四号）。

しかし、先の小沼や志田の立論が机上のものにすぎず、実際に勤労働員の現場でさまざまな破綻を示していることは、労働科学研究所の調査（四四年十一月以前）にある「現下ノ勤労働員学徒ノ職場配置ノ状況ハ扨ツテ準扨スルニ足ル方針ヲ欠如シ、従ツテ配置ノ適正ヲ欠キ、学徒ノ勤労働意欲ノ低下ヲ来シ、生産能率上頗ル遺憾ナキモノアリト認メラル」という観測

にうかがえる。また、文部省の学徒動員本部が議会対策に準備した想定質問（四四年一二月前後か）のなかにも、その一端を示すように、「学徒勤労ノ恒久化ニ即応シ学徒ノ心身ノ健全ヲ保持向上シ学カノ低下ヲ防止シ遺憾ナカラシムル要アリ」「工場事業場ニ於テハ動員スル仕事少キニ拘ラズ定着セシムルコト、シタル関係上徒ラニ動員ヲ誘発シ居ルモ児童ノ思想上ノ影響深刻ナルモノアリ」などが含まれていた。当局もある程度は問題点を認識していたのである。

「学徒ノ勤労意欲ノ低下」ないし勤労意欲の未充足は、各学校からの配置転換の要請となる。四五年一月一二日、東京第二師範学校長は文部省の動員第二部長宛に「出勤学徒一部配置転換又ハ引揚ゲ」を求める文書を提出した。内外製鋼船堀工場に出勤しているこの学校の生徒は、「不急閑散ナル作業ニ従事中ニシテ生徒自身モ彼等ノ旺盛ナル勤労意欲ヨリ発シタル真情ヲ以テ速カニ他ニ転換シテ真ニ出勤ノ意義アル積極的生産作業ニ従事致シ度キ希望ヲ披瀝シ来リ」という。もう一つ、農業科女子部二年生を群馬県の古河鑄造大間々工場に派遣している山形青年師範学校では、「労力過剰 燃料不足（コークス）ノ為メ公休日又ハ手持時間頓ニ多クナリ、直接生産ニ関係ナキ雑役 例へバガラス窓拭キ、内外掃除等ノ奉仕ヲ以テ時間ヲ費ス」状況として、帰県して「援農食糧増産」にあたりたいと要望する。そこには、「工場側幹部ノ態度ノ冷却化ヨリ推シテ遠隔ノ山形ヨリ女子学徒ヲ受入ルルノ熱意必要必ズシモナシトスル会社側ノ意向ガ憶測サル」という事情も加わっていた（以上、「学校報国隊」、国立公文書館所蔵）。

学業の実質的放棄とあってよい状況に、文部省は「現場ニ於ケル余暇ヲ活用シテ教科教授ト勤労作業トノ関係ニ留意シ生徒ノ指導ヲナスコト 尚情況ニ応ジ夜間授業ヲ行フヲ得ルコト」（「決戦非常措置要綱ニ基ク高等学校教育ニ関スル措置要綱ノ件」）などを指示するほかなかった。かつて「思想善導」方策の一つであった「日本文化講義」については、「勤労働員中学徒ノ要望ハ教養識見ノ長養ニ資スベキ文化的施設ノ開設方極メテ熾烈ナルモノ有之ニ鑑ミ極力本講義ヲ活用実施シ之ニ応ヘラレ度キコト」として、「動員先現場宿泊寮等」において実施し、「本講義実施ニ依リ授業不足ヲ補フニ努ムルコト」などを指示している（帝国大学総長ら宛教学局長通牒、四四年一二月四日 『文部時報』第八二二一、四五年一月一〇日）。

こうした破綻の顕在化にもかかわらず、文部省は「青少年学徒の総武装総蹶起」を慫慂する。「在学学徒に対しては挙げて直接戦力増強の根柢たる航空機其の他重要兵器の増産をはじめ農山村に於ける生産増強に精魂を打込んで挺身寄与せしむることが当面の第一任務となつた」ことは、「学校教育の停止」ではないとして、「工場や農場を教場とする新たなる教材によつてより具体的な、より実践的な教育が展開されたのであつて寧ろ学校教育の拡大強化であり、本来の教育の姿に立ち返つたと見るべき」と述べるのである。疎開学童についても「体錬上から見れば寧ろ絶好の機会」であり、「団体生活を通して規律節制を厳にし、困苦欠乏に耐へつゝ烈々たる攻撃精神を涵養する」べきとする（以上、体育局長柴沼直「青少年学徒の総武装総蹶起」『文部時報』第八二二二、四五年二月二〇日）。逸見氏の指摘を借りれば、「労働力としての配置が文字どおり教育政策として実現しているところにファシズム教育の頂点たる勤労働員の位置をみるができる」（「ファシズム教育の崩壊」）。もはや、そこには「本来の教育の姿」はない。

2 思想対策の最終段階

国立公文書館所蔵の「返還文書」中に、「我国に於ける思想対策の概況」という文書がある（『昭和社会経済史料集成』第二七巻にも収録）。「赤化防止の意義」の一つに特高警察や治安維持法などの「思想取締及之に随伴する施策」を挙げつつ、「根本的の思想対策」は「思想指導により国体の本義日本精神を体得せしむること」にあるとして、それは「専ら文部省の主管する所にして殊に教学局設置以来之が目的達成に力めつつあり」とする。明らかに文部省教学局の作成になるもので、四四年四月の学徒動員本部設置への言及があることから、作成の時期は四四年半ばころと思われる。作成の意図は不明であるが、教学局の存在と施策が「根本的の思想対策」であることを十分に自覚していることは疑いがない。

「国体・日本精神の体得」を思想対策の根幹とし、教学局をその「中枢的機関」と自負するように、この「思想対策の概況」は教学刷新評議会・教育審議会の答申を原点に置く。そして、「大東亜戦争の進展に伴ひ愈々国内思想指導の重要性に鑑み昭和十八年十二月十日「戦時国民思想確立に関する基本方策要綱」並に「戦時国民思想確立に関する文教措置要綱」の閣議決定を見ると共に之に基き思想、学説、社会事象の思想源流を究明し之に対する文教方策審議の為文部省思想審議委員を設けたり」という。これら三つのことについては、すぐ後で論じる。もう少し「思想対策の概況」をみると、「教学局の沿革並に其の間に置ける施策」として専門学務局学生課以来の概況がたどられる。ついで、「根本的対策」と「当面的対策」が列挙される。それらの項目だけを引く。

根本的対策

- (一) 国体・日本精神に基く学問文化の体系確立
- (二) 学問研究の刷新、施設の強化
- (三) 一般地方思想指導網の確立と都道府県思想対策研究会

当面的対策

- (一) 日本精神の昂揚と内外情勢の推移並日本の世界的地位に対する認識の確立
- (二) 修練に依る日本精神の透徹具現

「当面的対策」の（一）の第一には、大学・高等専門学校教員の講義内容・著書などを調査し、「妥当ならざるものに付ては之を注意、戒告或は退職等の措置を行ひ之が是正をなしつつあり」とある。第七は「学徒の懲集延期停止並に勤労働員に関する思想対策の強化」である。こうした施策が四三年後半以降に展開されていた。

四四年三月一日付で海軍省調査課が作成した「思想懇談会研究成果」では、「学徒ノ最近ノ思想動向如何」が掲げられている。「総括的ニハ極メテ良好ニシテ学徒動員等ノ問題ニ対シテハ指導者ヨリ余程積極的ナリ」としつつ、「現政府ノ政治ニ対スル反感、不信等ガソノ儘反国家的気分ニナル傾向アリ」「従来綜合雑誌ヲ愛読セル者ノ中現下ノ觀念右翼ニ支配サレ居ル諸評論ヲ納得出来ズ、古典的ナモノニ読書ノ方向ヲ向ケ居ル傾向多シ」などに注目している（『昭和社会経済史料集成』第二三巻所収）。

さて、一九四三年九月二一日の「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」を受けて、文部省の立案した「国内態勢強化方策措置」の第一に「戦時国民思想指導強化方策」をもってくることに、「思想指導」重視の姿勢がうかがえる。そこには、戦局の緊迫化にともない、「此

ノ際教育界学界等思想ノ枢軸部ヲ中心トシテ広く国民各層ニ対シ積極且適切ナル思想指導ヲ強力ニ推進スルニ非レバ啻ニ国民思想ノ昏迷、戦意ノ弛緩、道義ノ頹廢等ヲ招来スルノミナラズ反ツテ敵思想謀略ノ乗ズル処トナリ巧妙ナル仮装ノ下ニ於ケル自由主義共產主義思想ノ跳梁、国論ノ分裂ヲ来シ治安ヲ紊ルガ如キ矯激ナル思想行動ノ跋扈等ニ憂慮スベキ事態ノ発生ヲモ保シ難シ」という危機感がある。「措置」として検討されているのは、「教学刷新ニ関スル委員会ノ設置」や日本諸学振興委員会の拡充、思想問題に対する「権威アル審議機関」設置などのほか、各種の指導錬成機関の整備、そして「文部省ニ於ケル思想指導機構ヲ拡充スルト共ニ地方ニ於ケル思想指導行政ニ関スル体制ノ整備ヲ図ル」であった（以上、「公文別録」内閣六、一九四三年）。

これと連動して、「国内態勢強化方策措置」中の「人員ノ配置整理」では、本省においてまず「思想指導ノ強化」のための事務陣容の強化が上っていた。また、前述したように、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の実施にあたり、その「国民思想ニ及ボス影響ノ絶大ナル」が予想されていた（同前）。

思想対策は内閣を挙げて重要視され、四三年一月一〇日の「戦時国民思想確立ニ関スル基本方策要綱」と「戦時国民思想確立ニ関スル文教措置要綱」の閣議決定となる。前者の「要領」の第一は「国体ノ本義ノ透徹ト教学ノ刷新振興」という文部省が直接関わるものであり、「学問、思想ニ於ケル自由主義、個人主義又ハ社会主義的思想ヲ払拭シ真ノ日本精神ニ基ク諸学ノ確立徹底ヲ図リ之ヲ教育教化ノ實際ニ参透セシムルコト」などの四項目が列挙されている。さらに文部省に関わってくるものとしては、「戦意ノ昂揚ト必勝信念ノ強化」や「大東亜建設ノ重責ヲ荷フ国民タルノ識見ノ涵養」などもある（『昭和社會經濟史料集成』第二二卷所収）。

同時に「戦時国民思想確立ニ関スル文教措置要綱」が決定されたことは、文字どおり「戦時国民思想確立」に対する「文教措置」が重視されているからである。「国民思想ヲ国策遂行ニ凝集セシメ戦力増強ヲ阻碍スル一切ノ思想的原因ヲ根絶シテ必勝ノ信念尽忠報国精神ノ昂揚、戦時国民道義ノ確立ヲ図ル為全面的ニ教学ノ刷新振作ヲ行フト共ニ国民ノ思想指導ヲ強力ニ実施スルモノトス」という方針のもとに、次のような「措置」が掲げられる。前半三つを引く（同前）。

- 一 国体・日本精神ニ基ク学問、思想ノ創造發展ヲ図リ教学ノ全面ニ之ヲ浸透セシメ戦意ノ昂揚、戦力増強ノ根本ニ培フ為教育内容ノ検討刷新、訓育体制ノ強化、日本諸学振興委員会ノ拡充等ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- 二 国民思想ヲ混乱セシメ戦力増強ヲ阻碍スル虞アル学者ノ思想、学説ヲ究明是正シ及国民ノ思想、生活ヲ紊ル社会事象ニ付思想的究明ヲ行フ為文部省ニ所要ノ機関ヲ設クル等ノ措置ヲ講ズ
- 三 学徒並ニ勤労青年ニ対シテ戦時思想指導ヲ強化スル為地方思想対策研究会ノ機能拡充、学校ニ於ケル思想指導体制ノ整備等必要ナル措置ヲ講ズ

実際には、これらは、先の九月ころの文部省「国内態勢強化方策措置」をほとんど踏襲している。変更点の一つは、思想的究明のための「文部省ニ所要ノ機関」設置について、「国内態勢強化方策措置」では「権威アル審議機関」となっていた。これは、かつての教育刷新評議会のような審議機関の設置は、戦時下においては悠長であり、即効的・実効的な方向が求められたからだろう。後述する四四年三月の思想審議員の設置が、おそらくこ

れに該当する。地方思想対策委員会の機能拡充は、四四年八月の通牒「都道府県思想指導委員会設置ニ関スル件」（後述）で実行される。「学校ニ於ケル思想指導体制ノ整備等必要ナル措置」については不明であるが、通年動員の確立と学校教育の停止という事態を迎えると、動員先での欠勤や怠業などへの新たな対応を迫られることになった。

「戦時思想指導」強化の前提として、思想調査がおこなわれた。先の「我国に於ける思想対策の概況」に、福島県の高等女学校と女子師範学校で実施された調査が付されている（『昭和社會經濟史料集成』第二七卷所収）。「大東亜戦争の目的は何ですか」「時局下の生徒として心掛くべきことを三つ挙げなさい」「新聞を読む時どんな記事に関心を持ちますか」など七つの質問が並ぶ（解答の結果は不明）。

さらに、四三年一月一〇日の閣議では「戦時各庁思想対策ノ綜合連繫ニ関スル件」も決定された。「内閣官房、情報局及内務、陸海軍、文部、司法各省ノ主任部課長級」を会合参加者とし、「概ネ毎週又ハ隔週一回開催」の予定だった（『昭和社會經濟史料集成』第二二卷）。ただし、この実態は不明である。

このような四三年後半の「思想指導」「思想対策」重視の方策は、それらのための陣容の強化の実現をうながす。「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」決定後の九月二三日の文部省の省議では第二次の行政整理としての「機構改革」が議題に上り、二五日の協議では「教化局ヲ教学局ニ統合ス」「精研ト国民錬成所トヲ統合ス」などの方向が固まった。教学局と総務局との統合も検討されることもあったが、一〇月八日の閣議では「教化局ト教学局ノ統合」などが了解された（以上、『有光次郎日記』）。

これは、十一月一日の官制改革によって実行されていく。文部省は八局から六局体制となり、教学局は教化局を統合した。局長は近藤が留任し、教化局長だった阿原謙蔵（かつての思想局長）は国民教育局長となる。一年前の四二年十一月の行政整理で内局となった教学局は、企画・思想・指導の三課体制だったが、教化局の実質的吸収により新たに教学課・思想課・国語課・宗教課・文化課の五課体制となった。企画・指導課が統合されて、新たに筆頭課の教学課となった。この第二次の行政簡素化について、立案と実行の一体化を確立するもので「極めて合理的なもの」（『読売新聞』四三年十一月一日）、「今日文化といひ、宗教といふも、何れも道義に立脚し、国体、日本精神の透徹具現せんがための実践面である以上、これを教学局のもとにおくことは、その理念と実践とが一体化されるわけで、戦時国民道義の確立、国民士気の昂揚に一段の推進力を加へる道理である」（『教育』第一一卷第一二号、四三年一月）と評された。人員的にも教学局は省内で最も大きくなり、存在感は増したのである。

四四年二月、文部部内臨時職員設置制中改正により、教学官と教学官補の各五名と属一名と調査囑託四名の増員を実現する。これは前年一二月の「戦時国民思想確立ニ関スル文教措置要綱」を受けたもので、「思想学説並ニ社会事象ニ現ハレタル思想源流ノ調査究明ニ従事スル」ための増員とされ、次のような理由が付された（「公文類集」第六八編・一九四四年・卷八）。

我が国ノ現状ハ經濟問題、労働問題、食糧問題等戦争ニ随伴スル諸問題ニ關聯シ戦力増強ヲ阻碍スル虞アル各種ノ社会事象ノ生起ヲ見ルノミナラズ一般国民ノ思想上ノ指導的地位ニアル学者、思想家ニシテ過去ノ誤リタル思想ノ影響ヲ脱シ得ズシテ国民思想ヲ昏迷ナラシムルガ如キ言説行動ヲ敢テナシ或ハ末節ニ拘シテ徒ラニ国内ニ論敵ヲ

作り誹謗排撃之事トスル者絶無ナラズ、斯クノ如キ現状ハ畜ニ国民思想ノ統一ヲ阻碍スルノミナラズ戦力ノ低下ヲ来シ大東亞諸国民ニ対スル威信失墜ノ誘因タル虞ナシトセズ。

それまで思想課は、課長（書記官）のほか、属一名・教学官補二名・嘱託四名という陣容だったが、そこに一挙に一〇名以上が増員されたのである（ただし、文部省の当初の要求では教学官は一名を、教学官補・属は合せて三〇名を要求しており、大蔵省の予算案査定により四分の一程度に抑えられた）。「思想、学説ノ調査究明並ニ是正指導ニ関スル事務」に教学官・教学官補各三名が、「社会事象ニ現ハレタル各種思想源流ノ調査ニ関スル事務」に教学官・教学官補各二名が割当てられる計画である（同前）。前者は「法律政治 財政経済」「哲学 教育」「史学 文学芸術」の各領域に分担され、後者は「自由主義思想 全体主義思想 唯物思想」「功利思想 猶太思想 東亞諸民族思想」の各領域に分担される予定だった。大学・高等専門学校的人文・社会科学系の教職員は約七八〇〇名、出版物納本数は約一二〇〇〇冊におよび、これらの悉皆調査に本格的に乗出す態勢を整えたのである（「文部々内臨時職員設置制（官制及定員）」、国立公文書館所蔵）。同時に「言論、出版、映画、演劇等国民思想ニ影響アル諸施設ノ調査ニ関スル事務」については、新たに嘱託四名に担当させ、教学官らも関与することになっていた。

これらの増員は、三月時点で「一部任命手續ノ者ヲ除キ他ハ概ネ発令セラレ」た。また、「目下図書館ニ於ケル不良図書取扱状況、利用者等ニ付」、内務省と協力して東京、大阪、名古屋などに係員を派遣中という（「戦時思想指導ニ関スル各種施策概況」、『昭和社會經濟史料集成』第二三卷所収）。実際に予定されていたような各種の調査や指導がどこまで実施されたのかを知る史料は、今のところ見当たらない。教学局から発刊されている『思想情報』は、第五九号（四四年五月一五日、「佐野学の最近に於ける手記（上）」）まで確認しうが、まだ「思想学説並ニ社会事象ニ現ハレタル思想源流ノ調査究明」の成果はあらわれていない。

この教学官増員に先立つ四四年一月の「大日本育英会法案」などの帝国議会審議で「思想問題」が集中的に取り上げられた。委員会審議において、「文部省ガ其ノ管下ヲ、部下ヲモウ少シ総動員シテ思想善導、戦意昂揚ニ積極的ニ乗出シテハドウデアラウカ」という質問に対して、岡部文相は「戦意昂揚、思想ノ問題、是ハ戦争ノ最後ヲ決スル鍵ヲ握ツテ居ルヤウナ風ニモ考ヘラレマスノデ、我々トシテハ此ノ点ニ付テハ非常ニ重要性ヲ認メテ居ル」などと答えている。近藤教学局長は「戦争ガ段々ト苛烈ニナリマスルニ従ツテ一層此ノ方面ノ施設ヲ十分ニヤツテ行クコトガ必要」として、「積極面ト消極面」を述べる。「積極的ノ方面ニハ我ガ国体、日本精神ニ基ク学問、思想ノ創造、発展ヲ図リ、教学全面ニ互ツテ之ヲ浸透セシメテ、其ノ結果戦意ノ昂揚戦力増強ノ根本ニ培フ為ニ色々ナ各般ノ教育内容ノ検討刷新ヲ致シ、或ハ又訓育態勢ヲ強化スル」ことのほか、日本諸学振興委員会の拡充や助成金の増加などを挙げる。「消極的ノ部面」としては、前述の教学官拡充による学説・思想・文化の調査のほか、宗教家の動員、「報国勤労観」の涵養、芸能方面からの戦意昂揚などの具体策を披露する（以上、『帝国議会衆議院委員会会議録』、第八四回帝国議会）。

これらとほぼ同様なことは、四四年三月の都道府県内政部長事務打合せ（一九四二年に学務部は内政部に統合）における岡部文相の訓示のなかでも論及されている。「思想の国

内情勢は決して楽観を許さざる許りでなく、兎角思想戦に経験の尠なき我國民はその精神は如何に剛健であつても思想の点に至ると彼に乗ぜられ易い弱点がないではありません」と注意を喚起し、「真に不撓不屈確固不動の思想態制」の確立を「聖戦完勝に不可欠の要件」と断じるのである（『文部時報』第八一〇号、四四年三月二五日）。

四四年三月、文部省は「思想・学説ノ検討、社会事象ノ思想源流ノ究明ヲ行ヒ之ニ対スル文教方策ヲ審議スル為」、思想審議員を置いた（文部省「戦時思想指導ニ関スル各種施策概況」、『昭和社会経済史料集成』第二三卷所収）。三月二九日開催の第一回総会で、文相は「今ヤ我ガ国ハ隆替ノ岐路ニ立チ苛烈ナル戦ヲナシツツアルモ思想情況ハ必ズシモ健全トハ言ヒ難シ」という認識を示し、近藤教学局長は「思想、学説、教育、文化芸能ノ四ツノ専門部会ニ分チ、現下ノ情勢ト睨ミ合セ緊急ヲ要スルモノヨリ審議シ審議ノ結果ハ直チニコレヲ行政上ノ実施ニ移ス方法ヲ取り度シ」（文部省「思想審議会第一回総会議事要旨」、同前）と述べた。審議員には、文部省の次官・局長・教学官のほか、池田克司法省刑事局長、町村金五内務省警保局長、佐藤賢了陸軍省軍務局長、高木惣吉海軍省教育局長、橋田邦彦教学錬成所長、大串兎代夫同錬成官ら、三八名が発令された。幹事は小関紹夫教学局思想課長らである。第一回につづき、第二回総会（四月二二日）でも、審議員の持論が展開された。一つずつ引く。

池田委員

言論、集会結社等臨時取締法違反ガ逐年急激ニ増加シツツアリ、其ノ内容ハ反戦的言辭ヨリモ厭戦的言辭ガ圧倒的ニ多ク、其ノ由来スルトコロハ敵ノ物量ニ対スル過大評価ト生活ノ窮迫化ニアルモノノ如ク之ガ発生ハ農村、都会ニ於ケル庶民層、工場ノ下部労働者ニ多シ、コレガ対策ハ取締ヲ愈々強化スルト共ニ国体ニ対スル觀念理解ヲ庶民層ニ徹底セシムルニアリト思料セラル（同前）

池崎〔忠孝〕委員

決戦下教育ノ非常措置ニ伴ヒ教育軽視ノ疑惑ヲ生ジツツアルハ憂慮スベシ。斯カル印象ヲ一般ニ与ヘヌ様万全ヲ講ゼラレ度、又勤労即教育、教育ノ一環トシテ勤労作業ヲ文部省ハ主張スルモ、コノコトガ学徒ノ頭ヲ強ク支配シテ当面ノ仕事ニ却ツテ能率低下ヲ来ス虞アリ一考ヲ要ス（文部省「思想審議会第二回総会議事要旨」、『昭和社会経済史料集成』第二四卷所収）

審議の経過は不明だが、「文化芸能部会」では四四年一二月に「戦時下ニ於ケル文化芸能指導強化要項」をまとめている。その基調にあるのは、「戦時国民生活ノ動向ニ至大ノ関聯ヲ有スル文化芸能ヲシテ畜ニ思想謀略ノ余地ナカラシムルノミナラズ、国民ノ道義心ヲ昂揚シ心情ヲ醇化シ、戦力増強、戦時国民生活堅持ノ基盤ヲ鞏固ナラシムル上ニ其ノ全機能ヲ發揮セシムルヤウ、コレガ指導育成ヲ強化スルハ、正ニ国家当面ノ急務ナリ」という現状認識である。具体的に提言されるのは、「祭祀神事」の尊重や「伝統芸能ノ後継者ノ養成」などにとどまる（『昭和社会経済史料集成』第二七卷）。

東条内閣が崩壊し、小磯内閣ができた直後の四四年七月三〇日の文部省省議で「今後実施スベキ重要案件」とされたのは、「宗教対策 教員動員 工場員不良化防止策 出動学徒ノ思想対策 教化方策ノ強化 空襲下ノ思想対策」（『有光次郎日記』）などであった。そして、『有光日記』八月一八日の条には、「閣議決定ノ報告」として、次の記事

が載っている。

国内ノ全力ヲ傾中シテ一度ハブツタタク事。之ヲ中心ニ思想指導、教学振興ヲナス。ヤッタ後ガドウナルカハ、前以テ不明。自信ハアルベシ。ソノ結果ノ如何ニ拘ラズ、又世界状勢ノ如何ニ拘ラズ、日本ハアク迄モヤリ通ス。国本保持ヲ決定シ、敵愾心ヲ高メ、必勝ノ一念ニモエテ一億一心デ戦フ。従テ総武装モ精神的ガ根本ナレド、アル程度ニハ可能ノ範囲デハ、組織トカ施設等ニ於テモ、コノ意味デ態勢ヲ整ヘル事。内務省中心トナリ、軍部及文部省ト連絡シテ形成スルコト。

『有光日記』の記述は飛ぶが、四四年一二月三日の省議でも「戦時思想対策ニ関スル件」が議題に上っている。

この間の文部省の思想対策として、確認しうるのは、四四年八月七日付の地方長官宛の文部次官通牒「都道府県思想指導委員会設置ニ関スル件」である。これは、都道府県の思想対策研究会と戦時社会教育対策委員会を「苛烈化スベキ戦局ニ即応シ愈々国民思想ヲ確固不拔ナラシメ国民ヲシテ征戦完遂ニ邁往セシムル為」統合させるというもので、詳細な「要項」が提示された。主なねらいは「国民各層ノ生活ノ現状、思想動向ニ付検覈考察ヲ加ヘ生活自体ノ指導ニ依ルベキコト」、および「地方ノ思想指導網ノ充実」にあった。したがって、事業は「3、思想指導者ノ育成 4、思想指導網ノ確立並ニ指導」のほか、「5、家庭教育 6、勤労者教育 7、同和教育 8、読書指導 9、芸能文化ノ指導並ニ発揚」など広範囲におよぶ（以上、『文部時報』第八一七号、四四年九月一〇日）。

これを受けて、島根・長野県では四四年一〇月に、秋田県では四五年一月に、思想指導委員会を設置している。長野県では、その発足の会合で「1、戦時国民道義ノ思想動向 2、士気昂揚、必勝信念ニ関スル思想動向 3、食糧事情、生産増強ニ関スル思想動向 4、工場労務者ノ思想動向 5、勤労学徒及其ノ父兄ノ思想動向 6、集団疎開学童並ニ付添職員ト受入市町村民トノ思想動向」について協議懇談している。それらは、戦時下の地方におけるすべての領域が、「思想問題及社会事象ノ究明並ニ之ガ対策樹立」という観点から観察対象になっていることを示している（以上、『長野県教育史』第一五巻）。

文部省では、四四年一二月二六日、思想指導委員長宛に教学局長から「緊急事態ニ際シテノ都道府県思想指導委員会運営ニ関スル件」を通牒する。「国内モ今ヤ戦場ト化スルニ至レリ」という現状の下、思想指導委員会の「機能ヲ最高度ニ發揮セシムルハ喫緊ノ要務」として、「緊急事態ニ対処シ得ベキ機動性ヲ強化スルヲ要ス」とする。その具体策のなかには、次のようなものもある（『文部時報』第八二二号、四五年二月一〇日）。

- 一、緊急事態ニ際シテ思想指導ノ第一線ニ活動スベキ教職員網ヲ強化シ置クコト
- 一、国民ニ対シ政府ノ指示情報ヲ徹底セシメテ流言蜚語ヲ閉塞シ思想不安ヲ除去スルニカムルト共ニ罹災者等ノ慰安ト鼓舞激励ニ当リ国民ヲシテ愈々必勝ノ信念ヲ堅持シ闘魂ヲ振起シ士気ヲ昂揚セシムルコト
- 一、宣伝、激励、慰安ノ為ニハ明朗闊達ニシテ士気ヲ策励スルガ如キ積極的内容ニ於テ各種文化活動、標語、壁新聞、放送、紙芝居等ヲ利用スベク、各種美談佳話等ヲ適切ニ紹介スル等ノコトモ亦考慮スルコト

これらへの道府県の対応も不明であるが、島根県では先の思想指導委員会に加えて、四五年三月一〇日、勤労学徒青少年思想指導本部を設置している。思想指導網をより緻密化

し、「戦意ノ昂揚ヲ因リ人心ノ動揺ヲ防止シテ必勝不敗ノ態勢ヲ強化シ以テ戦力ノ飛躍的増強ニ努メ皇国護持ノ大任ヲ全ウセムコトヲ目的」とした。本部長は知事で、「事業ノ企画立案並ニ指導」にあたる理事には、教学課長・特高課長・思想検事らが就く（『島根県近代教育史』第六卷）。ただし、この具体的な活動状況も不明である。

前節でみたように、『国史概説』編纂後の大規模な国史編纂については、四三年八月二七日の「国史編修準備委員会」設置の閣議決定となった。一〇月二日にその官制が公布され、会長は岡部文相、委員には内閣書記官長や各省次官ら（文部省からは菊池豊三郎次官）、特別委員として西田直二郎・平泉澄・辻善之助ら、幹事として近藤寿治教学局長らが任命された。一二月一三日の第一回総会で、文相から「国史編修ニ関シ之ガ実施準備上留意スベキ重要事項如何」という諮問が発せられ、総会二回と特別委員会三回の開催を経て、四四年三月二九日、答申が出された。「編修ノ方針」は、「宏遠ナル肇国ニ淵源シ無窮ノ皇統ノ下ニ顕現セル国史ノ神髓ヲ明カニシ、歴代天皇ノ御鴻業ヲ謹記シ、且ツ皇謨ヲ翼賛シ奉レル臣民ノ事蹟ヲ叙述シ、以テ君臣ノ大義ヲ顕揚ス」などとされ、「六国史」以降は特に詳述することなどが提言された（「公文類集」第六九編・一九四五年・巻一九）。

これを受けて、四四年一二月一五日、「国史編修調査会」が設置されると同時に、「国史編修ニ関スル企画並ニ史料ノ調査及蒐集ニ関スル事務」にあたる国史編修官七名と国史編修官補六名などが配置された。編修調査会の会長は文相で、委員はほぼ「準備委員会」の顔ぶれである。一二月二八日に開かれた調査会の第一回総会では、近藤幹事から一五年計画で「神代ノ分カラー冊宛出シテ行カウト云フノデナク、一遍ニ全部出シテ行カウト云ウ風ナ案」が示された。近藤はさらに「編修スル其ノ事ガーツノ大キナ国体ノ明徴デアリ、皇国ノ活キタ歴史的ナ教育事業デアル」という意図にも触れる（同前）。その後、具体的な編纂事業のために「国史編修院」が設置されたのは、四五年八月一七日であった（閣議に請議されたのは四月一九日）。院長のほか、国史編修員一九名、同編修官補一五名という規模が予定された（同前）。

この項の最後に、日本学術振興会についてみておく。日本学術振興会は三二年一二月に創立され、天皇からの下賜金と政府の補助金をもとに重点を「一般科学研究者ノ奨励援助及養成ト学理及之ガ応用并国家重要問題ノ総合研究」に置いてきていた。三七年の日中戦争全面化以降は「陸海軍商工各省其ノ他ノ官庁ヨリ緊急解決ヲ要スル問題」を、対米英戦開戦後は「特ニ南方共栄圏ノ資源開発其ノ他ニ関スル重要問題」の研究助成にあたった。「陸海軍ノ委託ニ依ル個人研究」は、三八年度以降四一件、「国家重要問題及戦時緊急問題其他ノ総合研究」は一〇二件におよぶ。

四三年六月（日不明）、日本学術振興会会長近衛文麿から岡部文相宛の「政府補助金増額交付ニ関スル件稟請」では、以上の経緯に触れたあと、「来ル昭和十九年度ニ於テハ八紘為宇ノ肇国大精神ヲ具現セントスル大東亜共栄圏建設ノ目的ニ副フ様、益々一般科学研究者ノ奨励援助并之ガ養成ニ努ムルト共ニ、国家重要問題及戦時緊急事項ノ総合研究ヲ強化促進シ、更ニ、兵器、艦船ノ優良化、生産ノ拡充、輸出ノ振興、国民生活ノ安定、大東亜共栄圏ニ関スル重要諸問題ノ解決ヲ目的トスル総合研究ニ着手スルノ必要ニ迫ラレツツアリ」と述べて、決定済みの補助金二〇〇万円に加えて、さらに補助金三〇七万円の増額を求めた（以上、日本学術振興会「政府補助稟請書」、早稲田大学中央図書館所蔵）。

3 教学鍊成所の創立

一九四三年一月一日、国民鍊成所と国民精神文化研究所は統合されて教学鍊成所となった。統合後の所長には国民精神文化研究所長の伊東延吉が就任するが、組織としては、国民精神文化研究所が実質的に吸収されたといえる。教学鍊成所の設置場所は、国民鍊成所のある小金井であり、研究所のあった上大崎は分室という扱いとなった。

一九三〇年代後半には教学局と対抗競合関係にあった国民精神文化研究所は、対米英戦以降、次第に存在感を薄めていた。四三年五月には中心的機関誌『国民精神文化』を『教学』に改題するように研究機関としての性格を弱め、「皇国の発展の為、日本国民を鍊り成す」（伊東「現下教学の諸問題」『教学』第九卷第四号、四三年五月）という方向に転じつつあった。文部省のなかでも、第二次行政機構の簡素化に向けて、国民精神文化研究所の国民鍊成所への統合は早くから既定路線となっていた。そして、研究所側でもそれに抵抗する余地はなかった。

教学鍊成所の定員は所長のほか、鍊成官二七名・鍊成官補二二名という体制で、これは国民鍊成所の指導官一〇名・指導官補六名、国民精神文化研究所の所員二二名・助手二〇名の合計よりも行政簡素化にともない減少している。組織は、総務部（総務課・図書課）・研究部（研究課・編纂課）・指導部（鍊成課・農場課）と庶務課から成る。また、学科別の編成があり、研究所研究部を引継いで古典・哲学・歴史・教育・芸術・法政・経済・自然、そして厚生各科に分れた。最後の「厚生科」は高岡潔・柴田道賢らの国民鍊成所指導官らが所属するために設けられたものである。「古典科」をみると、主事は志田延義鍊成官で、研究嘱託に久松潜一・山田孝雄・橋本進吉がいる。各科や個人の研究目標などは設定されたかどうか不明である。

研究課の分掌はまず「国体ノ本義ニ基ク教学ノ研究ニ関スルコト」を掲げつつも、つづくのは「鍊成ニ関スル研究及調査ニ関スルコト」や「教育ノ刷新振興ニ関スル研究及調査ニ関スルコト」であり、研究所時代のような「独立ノ研究機関」あるいは「思想戦ノ参謀本部」というような研究への積極的な意味づけはほとんどみられなくなった。しかも「本所における研究と鍊成とは、一に光華殿を中心として行はる。本所の学理の研鑽と人物の鍊成とが高御座への奉仕として行はる」（「教学鍊成所研究並に鍊成の精神」、四三年一月一日決定 国立教育政策研究所図書館所蔵）とあるように、研究は鍊成に従属するものへと変容している。

教学鍊成所の機関誌は、国民精神文化研究所の『教学』をそのまま引継ぐが、統合後の第九卷第一号（四三年一二月）の「編輯後記」には次のような一節がある。

顧みれば国民精神文化研究所の設立以来十年余、思想国難のさ中に誕生して当時の支配的潮流たりし個人主義・自由主義を克服し、国体の宣揚、日本精神の闡明のために少なからぬ貢献をなし来つた。……従来兎角自由主義・個人主義的色調に就いて批判せられて居た大学専門学校の学徒が今や進んで雄々しき出陣の準備成り、大君の醜の御盾たる榮譽に勇み立つて居る。時代は正に歴史的轉換をなしたのである。茲に国民精神文化研究所も歴史的役割を果して廃止せられたが、その業績は永遠に生き、その精神は新なる発展を期待せられるであらう。

不思議なことに、もともとの国民精神文化研究所の趣旨であった共産主義に対抗する理

念の創出については言及がない。それはともかく、「個人主義・自由主義を克服し、国体の宣揚、日本精神の闡明のために少なからぬ貢献」をしたことに、「歴史的使命」の達成を自負し、機関としての消滅にも満足している。その一方で、「実践から遊離した抽象的理論が無意義なものであること勿論であるが、内容なき錬成は断じて真の錬成たり得ない。教学錬成所の錬成を理論的に裏付けるため、更に広くは日本世界光被のための思想戦上の戦士として本誌は愈々力戦奮闘するであらう」と意気込むが、実際には錬成の理論的裏づけという下請け的研究に甘んじるほかない。

時期は不明だが、研究部という名称も「教学部」に変更される。月一回程度の全体研究会や古典研究会・読書会などは四四年から四五年にかけて実施されているが、その頻度は研究所時代からは少なくなっていた。研究所の中心的人物であり、教学錬成所に移っていた紀平正美・井上孚麿・杉靖三郎らも、そうした錬成中心の運営に嫌気が指したのか、次第に教学錬成所から去っていった。

初代の教学錬成所長の伊東が四四年二月七日に急死すると、後任の所長には前文相の橋田邦彦が起用され、「決戦下行学一体の必要性が強調される際橋田氏の就任は各方面から期待されてゐる」（『読売新聞』四四年三月八日）と報じられた。その橋田が、「就任の辞」において「日本教学は錬成と一如に於て行せられることによつて始めて其の具現を見る」として、教学錬成所を「真の皇国民を錬成することを目的とする根本の道場たならなければならない」と強調するように、実際的にも教学錬成所は「錬成の道場」として運用された。創立一年後、四四年一月一日に制定された「教学錬成所綱領」は、「皇道ニ随順シ承認必謹、背私公向、一致協心、日本教学錬成ヲ昂揚シ以テ皇国使命ノ達成ニ産ズル国民ヲ錬成ス」というもので、研究機能については捨象されてしまっていた。

それでは、教学錬成所ではどのような「錬成」がおこなわれたのだろうか。『教学』第一巻第一号掲載の「指導部彙報」などによると、四五年二月までに、中等教員対象の長期錬成二回、高等教員対象の中期錬成四回、高等専門学校教授錬成会一回、農村中堅青年錬成会六回、青年学校長錬成会一回など、三〇回前後におよぶと推測される。四五年における錬成の回数は、戦局の窮迫化にともなう減少したと思われる。

中等教員錬成の目的は「現下逼迫せる国状の下に於て益々深く皇国の道の信念に培ひ、健全なる教学の本旨に透徹し適確なる思想指導の力を養成せしめん」であり、高等教員錬成の場合は「国体ノ本義ニ基キ私心ヲ去リ決戦下一死殉国ノ気魂ニ培ヒ、行動労即教育ノ精神ニ徹シ以テ皇国教学ノ本旨ヲ体现センメントス」であった。後者の「錬成科目」は「生活修錬、武道、礼法、禅道、古典ノ味読、学修講義、農道作業、工場勤労等」となっており、二週間の日程中、農事作業・防空訓練・多摩御陵参拝などが半分を占めている。学修は橋田所長「学行」、志水義暉錬成官「錬成の本義」、大串兎代夫錬成官「国家論」などである（以上、教学錬成所「錬成会要項綴」、国立教育政策研究所図書館所蔵）。女子戦時生活錬成会は「光華殿の高御座への奉仕を通じて戦時下国民生活（特に食生活を主とす）に必須なる諸問題につき研修し皇国女子としての錬成をなす」（五十嵐佑宏『錬成提要』、一九四四年）ことを目的とする。

これらは、国民精神文化研究所における講習や国民錬成所における錬成をさらに一段と徹底させたといえよう。あらゆる生活・言動が厳しい制約の下に置かれたことは、「錬成要項草案」（「錬成会要項綴」）にうかがえる。たとえば、起床については「起床ハ単ナ

ル生理的動作タルモノニ非ラズ。魂ノ新タナル蹶起ヲ体現スベキ枢要ナル錬成ノ契機ナリ」とされ、「行修」は「皇国ニ於テハ勤勞アリテ労働ナシ、事務ノ遂行、生産技術スベテコレ大御心ニ帰一シ奉ル勤勞アリテ労働ナシ」とされるという具合である。

教学錬成所錬成官の五十嵐佑宏（前国民精神文化研究所所員）は、四四年九月、『錬成提要』を刊行する。「錬成指導上の諸注意」や「錬成企画参考資料」があるように、さまざまな機関・場所で実施する際の「錬成」の実践的なマニュアルという性格の書である。まず「錬成とは何か」として、前節でみた『日本諸学』第四号の座談会「学問と錬成」に触れ、「結局今日「錬成とは何か」といふことがはつきりつかまれてゐない、錬成の本義とその方法が明らかに自覚されてゐない、そこに誤解、行き過ぎや独善的な又は奇矯な中道を外れたものが錬成の名で行はれることとなつて来る」と現状に憂慮を示す。「兎角錬成に対する世評が香しからず、錬成といふ語をきいたゞけでも嫌悪の情を催すなどといふものがある」と認めざるをえない。

五十嵐にとって「錬成の本義」とは、「日本的世界観、人生観、生活信念を確立して、まじめで信念信仰のある実行力を伴つた人間、一見でいへばしつかり肚の据つた心身共に健全な人間をつくること」ということになる。そこから導かれる「錬成の方法」は、「家庭的な温かみをもち、休養や營養の点にも十分に注意を払ひ、而も全体を通じてこれまで乱雑になつてゐた日常生活、混濁して清明でなかつた精神生活の筋目を正し、各自の習癖を矯正して、結局身心共に立派な皇国民として生活し、御奉公の出来るやうに鍛へ上げてゆくのでなくてはならぬ」というものである。それは、やはり錬成官の志水義暉が「道の体得・体現（錬成の終局目標について）」（『教学』第一一巻第一号）と題する文章のなかで、「我が国の道は本来国体に具有せられてゐる惟神の大道、皇国の道と呼ばるるもの、それが我国の道の本体である。この皇国の道は吾々日本人の拠るべき根本道で吾々はこの道に順つて生活を営む」と述べるのと軌を一にしている。さらに、志水は「錬成は理論よりも実践である」として、「大東亜戦争下青年将兵の一死奉公の特攻精神は理論を超越した皇国の道の実践である」と称揚する。

ただし、教学錬成所も含め、実際の錬成は「宿泊錬成」が大半であるだけに、画一的で鍛錬一辺倒に傾きがちだった。五十嵐の書自体が、具体的な「受講者心得」や「錬成指導上の諸注意」を提示するものだったし、八例が紹介される「錬成企画参考資料」をみても、「家庭的な温かみをもち、休養や營養の点にも十分に注意を払ひ」などとはほど遠い。たとえば、厚生省職業官吏錬成の「毎日行事ノ栞」には、「神拝行」「食作法」などの詳細な規程が付されており、それらにそつた一か月の厳格な錬成生活の一端がうかがえる。

教学錬成所における四五年の具体的な運営状況を示す史料は見当たらない。機関誌『教学』の刊行も月刊体制を維持できなくなり、四五年四月の第一一巻第一号が最終号になつたと思われる。戦局の最終段階ゆえに、交通事情や食糧事情の逼迫化も加わり、実施される錬成講習も少なくなつたと推測される。また、紀平や井上らも去り、人材不足は否めなくなつたはずである。より本質的には「錬成」概念自体が、敗戦への急傾斜のなかで崩壊したといえる。橋田所長の「光華殿の前庭で一人でよく草をとる「悲壯な精進な姿」（杉靖三郎「正法眼蔵と橋田邦彦先生」『正法眼蔵の側面観』所収、一九七〇年）は、教学錬成所未期の閑散とした状況を象徴するように思える。

4 「皇国民」錬成教育の崩壊

学徒動員の通年化とともに、「学徒ノ勤勞意欲ノ低下」あるいは勤勞意欲の未充足が動員現場での軋轢を発生させる事態に、文部・学校当局は憂慮を深めていたが、特高警察的観点からも「其の思想動向は輕視を許さざるものあり」とみなされていた。四五年一月から五月末までの「学徒紛争議」の件数は二七件におよび（前年四月から一二月までは五〇件）、漸増・「漸次悪質化の傾向」にあるとされた。「学徒の学徒勤勞に対する認識欠如就中誤れる思ひ上りに起因するもの」が一〇件で一番多く、態様別では「集团的暴行を伴ふもの」七件、「罷怠業を伴ふもの」・「集团的交渉を伴ふもの」各四件などとなっている。そして、「顕著なる傾向」として次のように要約されている（内務省警保局『特高月報』原稿、一九四五年 「戦略爆撃調査団資料」マイクロ・フィルムF2）。

- 紛争議の内容手段が直接行動性を伴ふ等漸次悪質化の趨勢にあること
- 青少年特有の付和雷同性を持つこと
- 学徒は特別待遇を受くべきものなりとの恣意感に基因するもの漸増の傾向にあること
- 一面受入側の反省により受入体制乃至処遇問題を繞る紛争議減少したること

また、高学年学徒中には「企業の私的性格」に「学的思索と真理追求慾」から「其の態度極めて批判的且懷疑的」となり、「勤勞意欲の希薄化、厭戰的敗戰的感情の萌芽」がみられるともいう。こうした特高の警戒感、文教当局に指摘され、対策が求められたはずである。しかし、有効な対応策もとられないまま、さらに動員の徹底だけが懲遷された。

一九四五年三月一八日、政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定した。これにより、「学徒ヲシテ国民防衛ノ一翼タラシムルト共ニ真摯生産ノ中核タラシムル為」、学校における授業は四月から一年間停止されることになった（国民学校初等科を除く）。児玉秀雄文相は、「今や皇国学徒総蹶起総進軍の秋は来た」（『読売新聞』四五年三月一九日）と談話を発表する。

五月二日、この「要綱」を法令化した戦時教育令が、「今や戦局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ」という天皇の「上諭」を付して公布される。五月二四日には、これに関する通牒を発し、「戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ組織」＝学徒隊の編成を急がせた。各学校の報国隊、大日本青少年団は解散となった（「学徒勤勞令 戦時教育及同施行規則」、国立公文書館所蔵）。島根県では、学徒隊編成により「若キ学徒ノ総力ヲ茲ニ結集シテ皇国体ノ絶対護持ニ挺身スベキナリ」（六月一八日、『島根県近代教育史』第六卷所収）と県民に告知した。『大学新聞』第三〇号（四五年六月一日）は「優握なる上諭を拝して」と題する社説を掲げ、「教職員学徒諸君の一九となつてたゞとゞ全身全霊を祖国に捧げ尽し、以て大御心に副ひ奉るべく一大奮起を望んで止まない」と論じる（もっとも、「文部当局、各学校当局も学徒隊組織を徒らに形骸的組織たらしめてはならないのである。学校報国団、報国隊組織の轍を踏むが如き事は断じて許されぬ」と述べていることは、注目される）。

同号で東京帝大学生課長の太室貞一郎は、報国隊と学徒隊のちがいについて、「学内教育を本則とし必要るとき動員するといふよりは広義の勤勞を教育の本旨とし特に必要ある場合は学内教育をもなし得るといふ、謂はゞ教育理念上の転移が、今まで多数の措置要

綱の締括りとして明示せられた」と説明する。さらに、教職員を念頭に「戦時教育における戦線離脱の退却者は嚴重に非難されねばならぬ」ともいう。学生主事の役割は、勤労意欲をかきたて、監督統制することにあつた。もはやここには「教育」は存在しない。まさに、「営々と築きあげてきた戦争のための教育を戦争のために自己否定するという破綻と混乱のもとで日本は敗戦を迎えたのである」（国立教育研究所『日本近代教育百年史』一「教育政策（一）」）。

敗戦までの数か月、文部省はいくつかの思想対策を遂行しようとする。三月上旬には、各地で学生主事・生徒主事関係の会議が開かれたが、そこでも学徒動員とともに思想対策に焦点があつた。一日・二日の都下大学高専学生生徒主事会議では、小関紹夫思想課長から「思想防諜対策」について指示がなされた。九日の帝大学生主事訓育研究協議会でも、「（一）決戦下学徒の訓育指導（二）動員学徒の気宇識見の長養（三）戦時思想指導（四）学徒動員」が協議された（以上、『大学新聞』第二三号、四五年三月一日）。四月一九日・二〇日に京城帝大で開かれた全鮮大学高専学生主事会議でも「思想教導策」が討議されている（同第二七号、四五年五月一日）。

四五年六月、教学局では地方教学官の増員と地方教学官補の新設をおこなう。これは「内地在住外地人特ニ朝鮮人ニ対スル皇民化教育ノ指導監督強化ノ必要性」にもとづき、「近時朝鮮人激増シ」た山口県に地方教学官一名を増員し、地方教学官を設置済の北海道・東京など六県には地方教学官補を新たに配置するというものである（「公文類集」第六九編・一九四五年・卷三四）。強制連行・強制労働の結果、国内においても「皇民化教育」＝「協和教育」の実施を迫られた結果が、この措置となつたのである。どのような「指導監督強化」の方策が計画され、実行されたのかは不明である。

この直後の六月一二日、文部省請議の「戦局ニ対処スル本庁行政ノ簡素強化ニ関スル件」が閣議決定される。本省機構の改革と所管行政全般の「運営ノ決戦化」を図るといい、その重点を「全学徒ノ勤労及防空防衛動員、国体護持ノ信念透徹並ニ戦時国民道義ノ昂揚及科学研究動員」に置くとする。もはや、ここでは「教育」は消滅し、文部省の機能の大部分は「国体護持ノ信念透徹並ニ戦時国民道義ノ昂揚」という思想指導にあてられる。措置の大要は、学徒隊の企画運営のために学徒動員局を新設すること（総務局と体育局は廃止）、地方への権限・要員の委譲である。

これにもとづく文部省官制改正が七月一日に実施され、教学局では四三年一月の教化局統合以来の五課（教学・思想・国語・宗教・文化課）体制から、四課（教学・宗教・教化・思想課）体制へ変更された。国語課と文化課がなくなり、新たに教化課が設置される（教学課には官房にあつた史料編修課が統合される）。思想課はそのままである。人事面では、この官制改正に先立ち、六月一三日付で近藤寿治が局長を退き（広島文理大学長に就任）、新局長にはかつて教学局企画部長だった朝比奈策太郎（四一年一月以来、大日本青少年団副団長兼事務局長）が就いていた。学徒動員局長には、総務局長であつた永井浩が就任する。教学局の教学課長には原元助、思想課長には小沼洋夫、教化課長には犬丸秀雄（一高教授）が任命された。

一九四三年から行政査察の徹底が図られ、内閣・各省から査察使が派遣されていたが、四五年六月三〇日の日付のある「文部省関係民意昂揚査察項目」という史料がある（「有光次郎関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。次のような項目であり、それらは、

この段階の文部省の関心がどこに向いていたかを示す（この史料には、全学徒二千万のうち「中等以上学徒数四、四八五、〇〇〇人 動員数三、一〇六、〇〇〇人」などの、おそらく有光とみられる書込みもある）。

- 一、勤労学徒ノ行学業ノ現状及将来
- 二、教職員指導ノ現状及効果
- 三、勤労学徒並ニ其父兄ノ思想感情ノ動向
- 四、宗教家ノ職域ニ於ケル活動ノ状況並ニ之レガ指導ノ方針現状
- 五、学童ノ教育問題ノ現状

これと関連すると思われるが、行政査察要員に任命されていた穂積重遠らは七月末に東京都下の「中島某工場」などを視察し、欠勤率が高いことや、教職員の指導について「一般に不十分」であり、「学徒と起居を共にする底の努力と熱意に於て欠ける」ことなどを問題視している（『大学新聞』第三五号、四五年八月一日）。

その学徒隊の指導監督が最大の役割となった文部省では、七月一日、「学徒隊ノ指導ニ関シ本省ノ指導力ヲ結集シ挙省的組織ニ依リ其ノ遺憾ナキヲ期セントス」として「学徒指導班」を設置する。地方総監府の地域にほぼ対応して、全国に八班を置き、一部は地方に常駐させる計画だった。省内の教学官や事務官・理事官ら七〇名近くを動員する。同時に、文部次官を座長とする「学徒隊運営協議会」が設置され、その幹事会では学徒隊の動員計画のほか、「学校ニ於ケル教育、科学研究、思想指導等ト学徒隊運営トノ關聯事項」などを審議することになっていた（以上、「有光次郎関係文書」）。学徒隊の編成を急ぎ、「国防衛ノ一翼」と「生産ノ中核」の役割を担わせれば担わせるほど、「勤労学徒並ニ其父兄ノ思想感情ノ動向」を注視し、思想指導を一段と徹底せざるをえないところまで、追い込まれていたのである。

これに関連して、八月六日の『有光次郎日記』には「学徒隊指導班員研究協議会」の記事がある。永井学徒動員局長は「学徒動員ニ関シ文部省トシテ施策スベキ事ハ概ネ修了」としたうえで、「中央ノ方針ガ地方へ浸透、具現シ居ラズ」、「現地デ活キテ働イテオラヌ。教職員ノ指導力ガ弱イ」などを指摘し、工場側への指導強化や「指導力アル人」の発見活用を指示する。それは、先の穂積ら行政査察要員の視察報告と同質のものである。

しかし、こうした懸命な文部省の勤労働員駆り立て策にもかかわらず、「勤労働員が全面展開したのとほとんど同時に、動員されても仕事がなく、かつ動員先すら失われるという事態が一方で進行したのである」。さらに、「勤労働員がその意義を急速に失う過程で、多くの生命を失うという代価を支払わねばならなかった」。爆撃・艦砲射撃・機銃掃射による勤労働員中の学生・生徒の死者は、二万名以上におよぶという（以上、逸見「ファシズム教育の崩壊」）。

東京帝大の『帝国大学新聞』は、四四年七月に「全国一本建の学徒新聞」＝『大学新聞』と轉身していたが、四五年七月、文部省の外郭団体となった動員学徒援護会と「相提携」し、「動員学徒の教養指導に当り緊急生産を負ふ学徒の戦力増強はもとより戦時教育令に基き学徒の教育訓練を積極的に行はんとする事」（『大学新聞』第三三三号、四五年七月一日）になった。その「教養」欄の編集には、文部省専門教育課長小関紹夫や思想課長小沼洋夫らがあたる。なお、動員学徒援護会の会長は藤野前次官、常務理事は阿原謙蔵前教化局長であった。

八月七日には「文部省地方駐在官設置要綱」が決定される。先の「戦局ニ対処スル本庁行政ノ簡素強化ニ関スル件」にもとづく地方への権限・人員の委譲で、地方総監府区域内における「文教施策ノ連絡指導」にあたる。その業務の第一は「学徒隊ノ運営ニ関スル事項」であり、駐在官の事務所は「区域内ノ大学」に置くという計画である（「有光次郎関係文書」）。もちろん、これを実施に移す間もなく敗戦を迎えたはずである。

『有光次郎日記』の七月二五日の条には、「学研・人文関係研究動員委員会（穂積委員長）」の記載があり、「戦時思想対策委員会ノ設置決定ノ際ハ 一五、〇〇〇」という箇所について、次のようなやり取りが記録されている。

南原 思想対策委員会ニ関スル動員委員会ニ於ケル議ハ……法文合併会的ノ案ニシテ、一〇〇、〇〇〇円程度ノモノナリシニアラズヤ。

末広 ソレガ変更サレタルニ非ズヤ。

森田 委員ハ学研会員ニ限定致度。教学局、思想審議室ト重複セザル事ヲ希望ス。文部省内ニテ円滑ニ実現サセル為ノ条件。

南原 思想審議会トハ別ノ趣旨ナレバ……

末広 キメツパナシニナリオリ、戸田委員長ガ推進スレバ可。

学者ノ立場デ建言スル事ハ意味アル事ナレバ、動員委員会デ決定シ、教学局長ニハ学研トシテ話シテモ可ナラズヤ。

南原 前回、動員会トシテハ、委員長及戸田氏ニテ大臣、時間、教学局長、思想課長ト懇談シ、教学局ノ会ト別個ノモノガ出テモ可トノ了解ヲ得タル筈。

まず、「学研」とは学術研究会議を指す。すでに四三年一月に人文科学分野を加えて拡充されていたものを、四五年一月にさらに拡充した（会員三百名を七百名に増員）。三月五日の第一回研究動員委員会により、「科学技術の総力をあげて急速に戦力化し研究報国の実」（『学生新聞』第二七号）をあげる方向がめざされ、自然科学分野には研究費の配分もおこなわれていた。『有光日記』によれば、六月二六日、七月四日に「研究動員会議」などがあり、人文科学分野では「現代支那研究委員会」とともに「戦時思想対策委員会」の設置の方向が固まりつつあった、という状況である。「穂積委員長」は穂積重遠、「南原」は南原繁、「末広」は末広巖太郎、「戸田」は戸田貞三（東京帝大文学部長）であるが、「森田」は不明である（文部省関係者か）。

南原繁の積極性が目につくが、そこでは「思想審議会トハ別」「教学局ノ会ト別個ノモノ」という性格づけがなされようとしている。「思想審議会」「教学局ノ会」とは、前述した文相を議長とする思想審議員を指すと思われる。末広の「学者ノ立場デ建言スル」という発言も加味すると、ここで意図されている「戦時思想対策委員会」とは、文部省の思想統制・取締とは一線を画する、「法文合併」の研究者を主体とする組織だろう。その方向性については、教学局長らとの間で了解が成立しているとのことであり、国体明徴・日本精神闡明化という官製の思想対策からの大幅な逸脱は無理としても、戦局悪化のなかで国民思想のやや別角度からの立直しが模索されようとしたのではないだろうか。ともあれ、こうした研究者主体の「戦時思想対策」を許容せざるをえないところまで、文部省は追込まれていた。

一方で、文部省による思想指導の一翼を担うものとして、日本諸学振興委員会の活動がつづいていた。研究助成金の交付のほか、四五年度には九学会の開催が予定されていた。

そのうち、国語国文学会は六月に教学錬成所を会場に開催されている。志田延義教官はその概要を報告したあと、「学徒を援護しその智能の練磨を支持するために古典その他の資料書並に教養の書をこれら学徒隊に送り、またこれらの書を活用する方法を工夫することが、今日の学会の急務とするところである」（『大学新聞』第三二号）と論じる。一方、六月下旬に京都帝大で開かれた哲学会について、高坂正顕は「体系的研究よりも遙かに歴史的研究が多かつた」と印象を述べる。その高坂が「学問の日本の創造性は、その対象が日本的であることによつて獲られるのではなし」として、「日本的なら総て真理、外国的なら総て誤謬と決定する訳にも行くまい」とするのは、「抽象的、普遍的真理」（同、第三五号、四五年八月一日）を一方的に断罪する「日本諸学」の官製的傾向に違和感を表明せざるをえないからであろう。

法学者木村亀二は「空襲下の文化政策について」を論じるなかで、「将来の日本文化の強力なる発展と連続といふことも亦捷ち抜くための文化政策において根本的に考慮せらるべき」とする。それは、「出陣学徒の問題、勤労働員、授業停止の問題等」が、「将来の我が文化の負担者であり創造者たるべき青少年学徒の教育」（同、第三二号）に、大きな障害となるという強い危機感を覚えているからである。こうした木村や高坂らの違和感は、先の南原らの「戦時思想対策委員会」構想に通底するものがあるように思える。ここにも、「皇国民」錬成教育と連動する戦時思想指導の破綻が目前に迫っていることをうかがえる。

戦時思想指導の破綻を象徴するのは、勤労働員下の軍需工場の学生寮における社会科学書籍の読書会という、驚嘆すべき事実である。かつて人民戦線に連座し、一年拘留されたあと、三光造船（河本敏夫社長）に勤務し、動員中の龍谷大学の学生寮の寮長を務めていた河合徹は、四五年三月から五月にかけて、部屋に遊びに来る学生三名と読書会を始める。河合『回想録 十五年戦争の中の青春』（一九八八年）のなかで、「戦争・国家・宗教・哲学等に就いて対話が始まる。僕は彼らの輝く眼をみている中に、この学生たちに真実を語らないわけにはいかなかった。僕は特高の眼を警戒しながらも、岩波文庫の『フォイエルバッハ論』『空想より科学へ』を家から送らせ、これを教科書として読書会を始めた。僕自身も今何をすべきかの判断はつかない。また戦後の構想なども五里霧中である。しかしこの戦争はかならず敗北に終ること。新しい社会主義の時代はかならず到来するにちがいないことを説いた」と語られる。

この学生のうちの一人、加藤西郷氏は次のように回想する（『戦争末期における反体制思想学習の記録』「野間教育研究所 戦時下教育資料」一、一九九七年）。

これがぼくがそういうものに触れる最初なんです。実はこのとき、この人は要注意人物になっていた。だから特高が付きまどっている。この人が寮に帰ってくると、寮の入口と裏口に終始特高が立っている。この人とつき合っていると、つき合った学生も問題にされる。最初は何人か集まって宗教の話をしたり、哲学一般の話をしたりした。そのなかで三人ほど残った。三人だけは夜中の一時過ぎから明け方まで茶室に集まった。特高が外から見ているので、自分の部屋は明かりをつけておいて、外から見たら起きているかのように見えるようにしておいた。そしてその茶室は外側から釘付けして、物置のようにしていた。防空壕があって、その防空壕を通して地下から茶室に入るようにしてあった。外側から出入りしないようにして、そのときに『フォイエルバ

ッハ論』『空想より科学へ』『資本論』を初めて読んだ。

ドイツが降伏すると、河合はその新聞を広げて、「この行間に穴があくほど読みなさい」とも言ったという。河合が岡山に去ったあとも、後任の寮長となった真殿久治（姫路高校・京大卒業、運動経験があり、入獄もしている）から、加藤氏是一对一で「さらに徹底して教えを受けた」。「真殿さんとは『資本論』『自然弁証法』を読んだ。それからシュライエルマッヘルの『モノローゲン』という薄い本、『独白録』と訳されている本にすごく魅かれた」。実際行動として大阪市内でレポ的活動やビラ撒きもおこなったという。

一九二七年生まれで、「十五年戦争の時期に成長し、中等・高等教育機関に入ってもマルクス主義や自由主義の名残りにさえ触れることができなかつた」（清水康幸『戦争末期における反体制思想学習の記録』「解説」）という世代に属する加藤氏が、特高の監視をかいくぐり、さらに特高に引っ張られることも経験するなかで、こうした社会科学の読書会をおこなっていたという事実には、驚嘆するほかない。

四三年夏ころ、教学局は「学生生徒ガ表面ニ於テハ最モ時局ノ先端ヲ行き国家ノ要望ニ応ヘテ国民思想ノ最モ堅実ナル部分ヲ構成スル外観ヲ呈スルニモ拘ラズ、其ノ底流トシテ依然拊拭シ切レザル唯物的乃至世界主義的自由思想ヲ包蔵スルコトヲ示スノミナラズソレガ決シテ樂觀ヲ許サナイモノタルコトヲ示ス」（『現下ノ思想動向』）と警戒感をもってたと指摘したが、それが現実化していたのである。河合・加藤氏も特高の監視には触れるが、学校当局の監視については何も言及していない。動員下においては、学校内部よりも監視の眼が届かなかつたという事情もあろう。それゆえに文部省は「決戦下学徒の訓育指導」を強調するわけだが、にもかかわらず「唯物的乃至世界主義的自由思想」探求を阻止することはできなかつた。

加藤氏は「ぼくらのようなグループも各地にあったと思う」とも推測されている。それは、十分にありうることである。あまりにも非合理的で強権的な思想指導が徹底されれば徹底されるほど、それへの反発・批判は自然に惹起する。加藤氏らの場合、河合・真殿という運動経験者の刺激が身近かにあったことで、戦後につながる、こうした発火が可能となつたわけだが、そこに至らなかつた事例は決して少なくなかつたと推測される。戦後の急激な学生自身の社会変革への立上がりは、それを間接的に示すものであろう。

VII 文部省治安機能の復活

一戦後教育への連続と断絶（一九四五年以後）

一 「教学錬成」体制の「解体」

1 「国体護持」教育への固執

一九四五年八月一五日、文部省のおこなったことは「詔書ノ聖旨奉体方」という太田耕造文相名の訓令第五号を発することであった。前段では「遂ニ未曾有ノ国難ヲ結果シ国歩ノ蹉跌ヲ招来スル」に至ったのは、「皇国教学ノ神髓ヲ発揚スルニ未ダシキモノ有リシニ由ル」と「反省」し、「此ノ痛恨ヲ心肝ニ刻」め、とする。後段では「教学ヲ荆棘ノ裡ニ再建シ国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ランコト」（文部大臣官房文書課『終戦教育事務処理提要』第一輯、四五年一一月）を求めている。敗戦を「痛恨」とし、「聖慮ニ応ヘ」られなかったことを詫びるものの、「教学錬成」教育の遂行継続には微塵の疑いももっていない。

東久邇内閣の文相となった前田多門は就任にあたり、「教育の大本は勿論教育勅語をはじめ戦争終結の際に賜うた詔勅を具体化していく以外にない」（『大学新聞』第三七号、四五年九月一日）と述べる。また、「戦後教育の建設 国民学校教師諸君に懇ふ」（『日本教育』第五卷第一号、四五年一〇月）のなかでも、「真の自由、真の個人主義精神を理解し、我等の社会生活を改善し、国際的親善を図ることに努力する」と述べる一方で、「戦前戦後に拘らず、悠久に我が教育の根本使命は云ふまでもなく国体護持の精神を涵養することである。之は我国教育の淵源であり又帰趨である」とする。この点については、「当時、文政の衝に当たった人たちは、一応平和国家の建設を標榜しながら、符節を合するごとく、教育上「承詔必謹」「国体護持」の皇道思想を中核としていた」（長田三男・尾形利雄『占領下における我が国教育改革の研究』、一九六三年）などの指摘がある。

八・一五を単なる通過点ともみるような、こうした文部省の姿勢を象徴するのは、「国史編修院官制」の八月一七日に至っての公布施行である。国史編修準備委員会、国史編修調査会という段階を経て、四五年四月一七日に「国史編修院」設置が閣議に請議されていたが、そのまま持ち越されていた。断念という選択肢もありえたはずだが、四月の時点で付された「現下ノ世局ニ鑑ミ歴代天皇ノ皇謨ヲ仰ギ奉リ国体ノ本義ニ徹シ君臣ノ名分ヲ正シ臣民忠誠ノ遺風ヲ顕彰シテ現代施策ノ鑑ト為シ以テ国運隆昌ノ基礎ニ培フ」（「公文類集」第六九編・一九四五年・卷一九）という理由は、むしろ敗戦によってより強まったと判断され、敗戦直後の設置に踏み切るのである。その後、総裁には佐佐木行忠、院長には山田孝雄、編修官には時野谷勝・下村富士雄・坂本太郎ら、事務官には教学局の北浦静彦が任命されていく。かつて国民精神文化研究所があり、教学錬成所の分室とされていた品川区上大崎長者丸に事務所が置かれた。設置をみたものの、おそらく実質的な編修作業もないまま、四六年一月二六日に廃止となる。

八月二六日の『朝日新聞』に、「まずわれわれはしつかりした国体護持といふ筋金をもつた教育計画を樹立しなければならぬ。五年でも十年でもある期限をつけてそれに邁進するのである」という文部官僚の談話が載る。「かつて興亜院にあつて大陸の文教政策を遂行、現在文部省の要職にある某氏」という、この人物は教学局長の朝比奈策太郎の可能性が強く、被占領下の教育という類推での登場である。朝比奈とすれば、大日本青少年団を率いた経験をもとにした、「地方においては神社を中心とする国体護持のための郷土教育

もとり上げられる」という発言も首肯される。

ついで、八月二八日、文部省から「当面ノ緊切ナル問題」について、「時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」が通牒された。学校授業は九月中旬までに「平常ノ教科教授ニ復原スル」こととされた。「教科用図書、教材等ノ取扱」では戦争終結の詔書の「御趣旨ヲ奉戴」するとしつつ、「其ノ一部ノ授業ノ省略等適宜措置スルコト」とあり、軍事教材の排除も示唆された（『戦後日本教育史料集成』第一巻）。「平常ノ教科教授」とは、対米英開戦以前が想定されていると思われる。

そして、九月一五日、前田文相の主導の下に「新日本建設ノ教育方針」が打ち出される。ここでも「戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体」し、「益々国体ノ護持ニ努ムル」ことが強調される。有光次郎によれば「国体援護、平和国家建設、科学的思考力養成ヲ強調」（『有光次郎日記』、四五年九月一五日）となる。「教職員ニ対スル措置」もこの新方針にもとづく再教育の計画にとどまり、「教学錬成」教育に対する自発的な責任追及は考慮されていない。同時に「軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途」とするという方向も示される。すでに九月四日の文部省官制改正により学徒動員局の廃止と体育局の設置、科学局を科学教育局とするという措置をとっており、さらに「第二次改革」への言及もあるが、教学局の廃止は想定されていなかった。

科学局長から体育局長となった有光の「日記」によれば、九月一日の省議では「民族研究所、教学錬成所等ノ改組ヲ行フコト。教学錬成所ニハ差当たり帰還学生等ノ再教育施設ヲ付置スルコト」が話し合われているほか、「教育ノ理念ハ「皇国ノ道」ヲ撤回スルコト至難ナレバ、新理念ヲ示スコトガ可」とされた。そして、一八日の省議では「新教育ノ指標、教学局ニテ立案」が取り上げられている。「新教育ノ指標」については不明であるが、教学局がその作成の主体となっていることからすれば、「益々国体ノ護持ニ努ムル」という先の「新日本建設ノ教育方針」を踏襲したものであることは疑いがない。

九月一七日の東久邇内閣の次官会議に、文部省から「青少年団体設置ニ関スル件」が報告されている（「次官会議事項綴」、国立公文書館所蔵）。敗戦にともなう大日本学徒隊の解散により、「全国男女青少年ヲ無組織ノ儘多難ヲ予想セラルル社会ニ放置スルコトトナリ彼等ヲシテ遂ニ帰趨ニ迷ハシムル結果ニ立到ラシメ新日本建設上憂慮スベキ事態ヲ発生スルヤモ保シ難シ」として、地域に基盤を置き、「郷土愛ノ至情ヲ基調トスル社会生活訓練機関」の設置を構想している。「純然タル民間団体」として「青少年ノ自発活動、共励切磋」による運営をうたう一方で、「文部省ニ於テ之ガ指揮ノ一元化ニ努ムルコト」にも固執している。九月二日に閣議に報告し、二五日付で各県に通牒された「青少年団体設置要領」では、「全国一体的且統一的組織ヲ庶幾スルモノニハ無之」としながらも、「運営上ノ留意事項」の第一には、「国体護持ノ精神ノ昂揚ヲ図ルコト」が掲げられた。この「要領」とその解説は、かつての大日本青少年団副団長の朝比奈策太郎（現教学局長）の手になるものであった（以上、『大日本青少年団史』）。こうした「青少年団体設置」を急ぐところに、敗戦の打撃を最小限に抑え、社会教育においても戦前的な再現を図ろうとする文部省の焦慮がうかがえる。せつかく一元化し、統制下に置いた学校外の青少年組織が雲散霧消することを恐れたのである。

このような戦時下の「教学錬成」教育の一部修正で事足りると考える文部省の姿勢をよく示すのが、九月三日の「敗因」についての省議中のやりとりである。『有光次郎日記』

には、次のようにある（〔 〕は引用者の注）。

次官〔大村清一〕 立身出世主義ノ教育 詰込主義、抽象教育。

永井〔学徒動員局長〕 科学者ノ戦争協力不足。……基礎研究ノ実用化ノ研究不振、
施設不備。国民道義ノ低下、社会教育ノ抛棄。

中根〔参事官〕 合理性ノ教育、個人完成ノ点ガ昭和十六年国民学校以来失ハレタリ。

有光〔科学局長〕 人文科学ノ不振、科学ガ功利的ニノミ扱ハレタリ。社会科学。

関口〔専門教育局長〕 文部省トシテハ詰込主義、立身主義等ノ打破ヲ標榜シテ来タ
ガ、実効アガラザリキ。

朝比奈〔教学局長〕 先生ヲツクラズ、サキニ実行セントセリ。

次官 教審等ノ方針モ不可ナリシニハアラズヤ。科学、道義、文部行政ノ行政力不足。

全体として省議の共通認識になっているのは、「科学教育」についての反省である。阿部信行内閣下で短期間ながら文部次官をつとめ、再度の就任となった大村清一は内務官僚の眼で「立身出世主義ノ教育」に偏重したことを指摘するが、文部官僚の側からは「合理性ノ教育、個人完成ノ点」の失敗が「敗因」の一つと捉えられている。一種の「詰込主義、抽象教育」を強要し、「合理性ノ教育、個人完成」を圧殺してきたのが文部省自身であることを無視し、あれほどの猛威を振るった「文部行政」を「力不足」とさえいう。また、多くの新聞論調も偏知教育・鵜呑み教育や科学教育の欠如などを指摘するが、それらと比較して「精神教育或は人文教育に就いての批判をなしたものは極めて少い」（「終戦に際しての教育反省」『日本教育』第五卷第二号、四五年一一月）状況だった。このように「皇国民」育成の「錬成教育」への反省は、文部省の内外を通じて微弱である。

一〇月二日の省議で大村次官から紹介された「高松宮御話」も、同様な認識である。「教育ト学問トヲ区別セヨ」や「国体ノ護持ハ国民ノ心ニアリ、教育ガソレヲスル」、「democracyニハ米、英、蘇式アリ。日本式モアリテ可」（『有光次郎日記』、四五年一〇月二日）などという趣旨の発言だったという。

こうした「国体護持」教育への固執は、中央の文部官僚に限るものではなかった。鳥取県警察部の「マツクアーサー司令部ノ対日政策ニ対スル輿論ニ関スル件」（四五年一〇月三日）によれば、「教育ニ関シテハ教育者ハ殆ド異口同音ニ平和教育ノ陰ニ於テ国家主義教育ヲ施スニ腐心シ、神学其他隠密研究ニ従事スベキ決意ヲ表明セリ」（『資料日本現代史』2「敗戦直後の政治と社会①」）という。鳥取第一中学校長は「敗戦ト云フ事実ニヨツテ民主々義的教育ヲ余儀ナクサレテモ実質ハ剛健ナル日本精神ノ涵養デアラネバナラナイ」と述べ、高農校長も「デモクラシー」教育に随従するより仕方がないが、「教員自身ガ国体護持ノ観念ヲ堅持シ陰ニ陽ニ啓発スルコト」と語る（鳥取県警察部長「日本管理政策発表ニ対スル部民ノ動向ニ関スル件」、四五年一〇月二日 同前）。

愛媛県でも「全般的ニ精神的武装解除ヲ目的トスル自由主義、民主々義ノ注入ハ伝統ノ日本精神消磨ヲ招来スベシト憂慮シ居リ」と観測されていた。たとえば、ある高等女学校長は「敵ノ教育監視下ニ於テ表面テハ生徒ニ民主々義的ナ教育ヲ実施セネバナラヌト思フガ、然シ裏面テハ密ニ皇国民教育ヲシナケレバ将来陛下ノ為国家ノ為ニ従容トシテ死ヌト云フ人物ノ再現ハ不可能デアル」などと述べていた（「戦後教育方針ニ対スル関係方面ノ言動ニ関スル件」、四五年九月一九日 「旧陸海軍関係文書」R220）。

さて、前田多門は、後日、文相を「八月一八日拜命以来、九月一五日までは、完全に自

発自律的に、省務を処理した。まず軍国主義的訓育及び施設の撤廃、公民教育の着手、科学局の改組拡充、それに何よりの急務の教科書の削除訂正等である」（前田『山荘静思』、一九四七年）と回想する。九月六日の省内の会議では、前田から「文政上ニモ先手ヲウチ、ポツダム宣言ノ遵守ニ努メタシトノ発言」（『有光次郎日記』、四五年九月六日）があったという。九月一三日の省議でも「制度ノ如キモ、ドチラニナロウト当然解決スベキモノハ速カニ解決スルコト。聯合國側ヨリハ、教育ニ関シテハ何等申入レナキモ、突然クルカモシレズ、故ニ自ラノ見識ニヨリ処理スル事ガ必要」（同前、九月一三日）などと話し合われていた。その「自ラノ見識」が、九月一五日の「新日本建設ノ教育方針」であった。改革が必至であれば、占領軍による全面的教育改革の前に、日本側の「処理」によって方向性を固めておこうという意図が共有されていたと思われる。

GHQの占領政策が始動すると、文部省でもその動向を注視する。九月一八日の省議では「新日本建設ノ教育方針」について、「新聞、ラジオ、教育ヲ担当スルヘンダーソン氏及ソノ上司検討シテ very good トイヘリト」（同前、九月一八日）などと報告された。一九日には「文部省の教育方針の報告書」（神谷美恵子「文部省日記」『遍歴』所収）が英訳して提出された。「自ラノ見識ニヨリ処理スル事」を急ぎつつ、文部省がGHQの出方に神経を尖らせていたことは、外務省作成の文書（一〇月五日付）「国体及共産主義ニ関スル米国ノ方針」の冒頭部分——「現在ノ帝国政府首脳者及政府当局（就中、内務省、司法省、文部省等）ノ重大関心ハ所謂国体護持及共産主義ニ関スル米国ノ方針如何ノ問題ニ寄セラレアリ」——にうかがえる。その外務省が「降伏後における米国の初期の対日方針」の分析から導きだしたところによれば、「個人ノ自由及民主主義過程ヘノ希求ノ奨励」については、「日本ニ於ケル現在ノ神話的、封建的、非合理的迷夢ノ打破及啓蒙ニ依リ民主主義及合理主義ノ根底タル個人ノ人格ノ意識ヲ日本国民ニ植付ケルコトヲ以テ日本民主主義化ノ第一歩ト為ストノ米側見解ヲ表明スルモノト言フヘシ」という判断だった。そして、「本項方針ハ日本ノ教育制度改善ニ関シテモ強ク要請セラルヘシ」（以上、『資料日本現代史』2「敗戦直後の政治と社会②」）とも予想されていた。

この外務省の観測はおそらく文部省にも知らされており、先の「新日本建設ノ教育方針」程度では、GHQの求める「教育制度改善」には不十分という認識があったと推測される。前田の「九月一五日までは、完全に自発自律的に、省務を処理した」にもとづけば、それ以降はGHQの意向を忖度せざるをえなかった、ということになる。

GHQの「人権指令」発令以前の、九月末ころに作成された「当面ノ各省緊急施策要綱」（国立公文書館所蔵）の文部省分は、先の「新日本建設ノ教育方針」を一歩押し進めたものとなった。まず、「第一部 現ニ立案実施セル事項」で列挙されたのは、戦時教育令廃止（手続き中）や「学校報国団ノ解消並ニ校友会ノ設置」（九月二六日通牒）、「学校教練ノ廃止」、「既刊教科書中削除、修正教材」などの「軍国主義的訓育及び施設ノ撤廃」（九月二〇日通牒）である。岐阜県では各国民学校などへの一〇月九日付の通牒において、「国防軍備等ヲ強調セル教材」や「戦意昂揚ニ関スル教材」などの「戦争終結ニ関スル詔書ノ御精神ニ鑑ミ適当ナラザル教材」を「省略削除又ハ取扱上注意スベキ」と指示している。一方で、「教材省略ノ為補充ヲ必要スル場合」には、「国体護持、道義確立ニ関スル教材」などを適宜採取補充するようにと付け加えられていた（岐阜県教育委員会編『岐阜県教育史』「史料編 現代一」）。

「第二部 今後立案実施セントスル事項」では、「重点ヲ学校教育並ニ社会教育ノ振興、教科書ノ改修ニ指向シ文部省官制ヲ改正セントス」として「第二次改革」とみられる方向が示されるものの、ここでもまだ教学局廃止は含まれていない。この「第二部」には「健全ナル思想指導ノ為ニスル思想、思潮ノ調査」という項目があり、教学局の関与が想定されている可能性がある（文部省が「健全ナル思想指導」をおこなうという発想も持続している）。また、「「国体ノ本義」ニ付テハ改訂ニ必要ナル措置ニ着手シ「臣民ノ道」ハ絶版シ「国史概説」ニ付テハ改訂再版セントス」とあり、教学局の存続が前提になっていることをうかがわせる（「当面ノ各省緊急施策要綱」）。四一年七月刊の『臣民の道』は否定されるが、三七年四月の『国体の本義』は改訂版で存続可能という判断がなされるのは、「新日本建設ノ教育方針」にある「益々国体ノ護持ニ努ムル」ことと照応する。もっとも、岐阜県では、一〇月二三日付の各国民学校長などへの通牒で、これら三書は「ソノ内容上終戦ノ事態ニ於テ必ズシモ適切ナラザル部分アルニ鑑ミ其ノ改訂等ニ関シ目下考慮中ニツキ」として、当面の使用停止が指示されている（「日本精神叢書」「教学叢書」なども同様措置、『岐阜県教育史』「史料編 現代一」）。

その一方で、「新日本建設ノ教育方針」の「軍国的思想及施策ヲ払拭」から一步進めて、より明確に「従来ノ過激ナル国家主義、軍国主義」が排除すべきものとされるようになった（「第二部」の「中等学校ノ教授要項並ニ要目改正」中）。また、「教学錬成所、民族研究所、航空評議会、大東亜博物館設置準備委員会官制ヲ廃止セントス」という方針が立てられ、「都道府県思想指導委員会ノ廃止」が打ち出された。これらは「学校教育ニ於ケル公民教育ノ強化実施」について「ポツダム宣言ノ趣旨ニモ照シ」とあるように、自らのGHQとの折衝開始や、先の外務省からの示唆などを踏まえて、戦時下の教育行政の本格的是正に踏み込まざるをえないという判断から導きだされたものであろう。と同時に、戦時下の「教学錬成」教育から「過激ナル国家主義、軍国主義」を排除すれば、今後も「国体の本義」に依拠することは許容されると考えている。

ただし、教学錬成所や民族研究所のあつかいについては、まだ廃止が確定していたわけではないようである。『有光次郎日記』の一〇月四日の省議の記事に次のようにある。

民研ノ廃止及教学錬成所ノ改正案

存置スル原案ニ対シ、法制局ノ討論ハ次ノ如シ。

- 1 民族研究所ハ戦争終結ト共ニ終止ヲ所員一同自覚サルベキナリ。且、彼等ハ他処ニ就職可能ナルベキヲ以テ、予算ノ有無ニ不拘廃スベシ。
- 2 教学錬成所員ハ終戦ト共ニヤメサセルノハ残酷。且、ブラックリスト的^{ワタ}ニ人間ニナリテ、転職ハ困難カ。∴経過ヲ見テ考慮ノ余地アルモ、予算ヲ伴フベシト。大蔵省ハ錬成所ノ方ガ困難、振替ガアル故ニ。

民族研究所や教学錬成所を「存置スル原案」を作ったのは文部省と思われ、それには内閣法制局から異論が出されている。教学錬成所も「廃止」すべきところだが、所員の「転職ハ困難」という見通しに立って、「改正」＝改組の方向がめざされているらしい。ここでは、「過激ナル国家主義」を鼓吹し、「ブラックリスト」に載るような教学錬成所の性格の問題性について、文部省も法制局も認識は一致している。

まもなく学校教育局長に迎えられる田中耕太郎は、九月中に作成していた「教育改革私見」のなかで、文部省の活動を「原則として教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面

に限局す」べきとし、「教学局及び国民精神文化研究所の廃止」に言及していた。これは、やはり九月中と思われる前田文相との会談でも冒頭の話題となっていた（鈴木英一編『教育基本法三〇年』所収）。それと比べると、教学局廃止に踏み切れない文部官僚の鈍感ぶりが際立つ。

したがって、前田文相のもとで「過激ナル国家主義、軍国主義」の排除の方向に踏みだしつつも、一〇月四日のGHQの「人権指令」発令は予想を超える大きな衝撃をあたえた。有光の当日の日記にはこの「人権指令」についての記述はない。

2 GHQ教育指令への消極的対応

「人権指令」遂行を拒む東久邇内閣は倒壊の道を選ぶが、その最後となった一〇月八日の次官会議で、外務次官は「人権指令」に関連して「ポツダム宣言等ヲ徹底的ニ研究中ナリ」として、「今後ノ米国ノ出方」を予想した。そのなかに、文部省関係では「思想文化ニ関シ神社、神道ニ付問題トナルベシ、学閥ノ打破モ問題トナルベシ、学校ノ再編成モ然リ、又思想文化ニ関スル統制団体モ当然問題トナルベシ」とされた（「東久邇宮内閣次官会議記録」、国立公文書館所蔵）。教育・学問・文化全般の改革が予想されたのである。

それが戦前教育を全面的に否定し、大胆な刷新を求めるものであることを、「人権指令」発令の翌五日、アメリカ国務省は「日本の戦後教育政策」で公表した。そこでは「戦時中の表現や集会の自由に対する厳しい制限が廃止されるということが明らかにされたけれども、意見・表現の自由そして治安維持法に含まれている研究の自由に対してさえも広範な制限が、撤廃されていないし、文部省教学局思想課も廃止されていない」と、敗戦後一か月余りの文部省の施策全般をきびしく裁断し、さらに次のように強い改革の姿勢を示すのである（久保義三『昭和教育史』下より重引）。

現在の日本の政策立案者は、国体の擁護ということは戦闘的国家主義哲学の永続を含むということを多分考え続けるのであろう。そのような政策は、日本神話の狂信的な国家主義的解釈や軍国主義の称賛を教育課程から排除したり、教育や表現の完全な自由を達成したりすることによって、恐るべき障害となるであろう。日本の教育政策が、政治指導者によって、外部的圧力によって、あるいは学生一教員の連合した要求の力によって、自由の方向に改められなければ、戦後世代の若い日本人の精神によって受けとられる国家主義的教化の形態は、戦前の教化と基本的に異なるものになるであろう。

アメリカが早くから対日占領教育政策を検討していたことは、久保義三氏らの研究によって詳細に明らかにされている。たとえば、一九四四年七月一五日の国務省「日本・軍政下の教育制度」では、「嫌悪すべき法規（治安維持法）とともに、文部省教学局は廃止されるべきであり、また思想と教授法を担当する日本人の視学官は解雇すべきである」（前掲書より重引）とあった。アメリカ側にとって教学局の廃止が自明であるのに対して、日本側が教学局廃止の意思をもたないことは許容すべからざることであった。さらに、「こうした国務省の文部省に対する批判は、それを許容しているC I E教育課の方針をも厳しく戒めたものと解せられた」（久保『昭和教育史』下）。まもなくGHQの四大教育指令と呼ばれるものが、文部省の「新日本建設の教育方針」からつづく路線の大幅な変更を迫

っていくことになる。

郷土教育協会編の一九四八年版『日本教育年鑑』では、東久邇内閣における前田文相期を「消極的政策のみを行つたのみで、新教育の上にこれという積極的な施策はみられなかつた」としている。また、長田・尾形『占領下における我が国教育改革の研究』も、「政府が約三か月間に、教育面において成し得たことといえば、わずかに戦時教育体制の一掃と、文部省機構の一部改廃、教科書、社会教育面における軍国主義的要素の除去等、甚だ微温的なものに過ぎなかつた」というきびしい評価を下している。

GHQ「人権指令」の衝撃により東久邇内閣が倒れて幣原喜重郎内閣となるが、文相は前田多門が留任する。一〇月九日の文部省省議で、前田文相は「軍国主義的画一教育ニ代ヘルニ、個性ノ完成ト国家社会ヘノ奉仕ヲ目標トスル進歩的教育制度ヲ確立」することを改めて強調し、「人権指令」への対応として次のように述べた（『有光次郎日記』四五年一〇月九日）。

教学局関係者中ヨリ軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向ヲ排除スルコトニツイテ前田大臣ノ希望

- 1 democracy ハ可ナルモ訳語ハヨクナイ。民主主義ヲ振りマハサヌコト。文部省ハ「民意ノ暢達」デ行き度。
- 2 専制、寡頭、貴族主義ニ対スル意味デノ democracy ナレバ立憲君主主義等ハ十分包含スルモノト考フ。

冒頭の「前田大臣ノ希望」を、教学局のなかにあった「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」の排除のように読むと、教学局そのものの廃止はまだ想定されていない可能性が高い。デモクラシー＝「民主主義」を限定的に捉え、天皇制と折り合いをつけようと努めるのは、先の「高松宮御話」の「democracy ニハ米、英、蘇式アリ。日本式モアリテ可」という発想と同じである。前田は幣原内閣に留任となった際の記者会見でも、「日本民主主義」を理念とすることを強調する（『朝日新聞』一〇月一日）。

後述する教学局廃止直後の一〇月一六日に開催された「新教育方針中央講習会」（教員養成諸学校長・地方視学官）における文相訓示でも、「正しい民意の暢達」は責任観念にもとづかねばならぬとしたうえで、「畏くも皇室を上には戴き民衆が政治に関与し、その政府は「権力」と云ふよりはむしろ「奉仕」に重きを置くこれ日本的なる民主主義政治の特長」と述べる。同講習会では大村次官も、「デモクラシー即ち所謂民主主義は我が国民が謂はゞ一大家族制の宗家に当らせらるゝ皇室への奉本反始的赤誠とは毫も矛盾撞着するものではありません。……デモクラシーは民意暢達の政治と云ふ様に意識した方がよい」と、躍起となって「民主主義」を「民意の暢達」に押しとどめようとする（『戦後日本教育史料集成』第一巻）。このように「人権指令」の衝撃にもかかわらず、「国体護持」のための教育理念の維持に努める。

一〇月一日、マッカーサーから幣原首相に五大改革が要求され、その第三に「学校ヨリ自由主義的ナル教育ノ為開放スルコト」（鈴木英一編『資料教育基本法三〇年』所収）が含まれていた。これに対する幣原首相の返答は、「学校ニ於テ自由主義的教育ヲ施ス様ニシタシトノ御希望ノ点ニ付テハ之亦閣議ニ於テ決定ヲ見政府ハ其方針ヲ昨日発表シタル次第ナリ主義トシテ政府ニ於テ何等異議ナキ問題ナリ」（「総理「マクアーサー」会談要旨」、「外交記録」マイクロ・フィルムA55）というものであった。「昨日発表」とは

新内閣の施政方針であり、前述の前田文相の「軍国主義的画一教育ニ代ヘルニ、個性ノ完成ト国家社会ヘノ奉仕ヲ目標トスル進歩的教育制度ヲ確立」すること、そのままであった。

同日の文部省省議でこれへの対応が協議されるが、先のアメリカ国務省「日本の戦後教育政策」の強硬姿勢がその背後にあることはまだ感知されておらず、文部省側では当面の施策、すなわち日本流の「進歩的教育制度」確立で対応可能と考えていた。「日本ハ協力シツツアルト認ム」（『有光次郎日記』）という評価をアメリカ側から取りつけている、と判断していたのである（それは同日の次官会議で外務省政務局長から報告されたものであった。一〇月一五日の幣原内閣の次官会議〔文部省からは山崎匡輔科学教育局長が代理出席〕で「人権指令」への各省の対応が議題になったとき、法制局長官が「文部省ハ非常ニ巧クアル、事前ニ了解ヲ求ム」〔「幣原内閣次官会議書類」、国立公文書館所蔵〕と述べるのも、CIE教育課と文部省の関係が良好と見られているからだろう）。一一日の省議で「小沢思想課長」（小沼思想課長の誤りと思われる）が次のような発言をするのは、そのような樂觀論にもとづく（『有光次郎日記』、傍線は原文）。

精神的武装—国体観念（思想ノ自由ヲ拘束スル形ヲトッテ、天皇ニ帰—スル事ニナレバ可）

個人ノ自由ヲ重ンズル puritan 的ナ考へ

〔中略〕

特高、憲兵ハ廢シテモ、信仰的ナ神秘的ナ歴史教育ガ行ハレテ居ル限り、天皇制擁護ヲ希望シテモ、個人ノ自由ナ意志ノ表現トミラレナイカモシレズ。故ニ合理的ナ歴史的教育ヲ施シ、然ル上デ日本人ガ反省シテ天皇制ヲ支持スルナラバ、ハジメテ問題トサレウベシ。

教学局の思想課長が教育の自由主義化という肝心な問題で、依然として「精神的武装—国体観念」の存続について述べていることにも驚くが、それは文部官僚の共通認識でもあった。その背後には、戦前的教育理念に固執する大方の教育関係者の支持があった。

それでも、「人権指令」やマッカーサーの五大指令にそって、「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」を体現する教学局の廃止の方向を打ち出さすことを余儀なくされた。一一日の省議で文部省官制の第二次改正が内定し、閣議に請議されていく。有光の一一日の日記では「社会教育局ノ復活（教学局ノ廃止）」、「民族研究所ノ廃止、教学錬成所ヲ教育研修所ヘノ改組」と表現されている。前田「終戦直後五箇月在任の記録」（『文部時報』第八二四号、四六年一月）にも、「教学局を廢して、社会教育局に換へ」とある。一五日の公布施行となる。

しかし、不承不承の廃止であり、「精神的武装—国体観念」の存続については暗黙の了解があるとみなされていたから、この教学局の地下茎は注意深く温存されようとした。社会教育局は社会教育課・文化課・調査課・宗務課の四課体制となるが、『有光日記』では「調査課（思想）」と表記されており、調査課に教学局思想課を実質的に継承させようとする意図があったと推測される。調査課の分掌は、社会教育局の第一に掲げられる「国民道義ノ昂揚及国民教養ノ啓培ニ関スル事項」である。さらに文化課は教学局の教化課（四五年六月の官制改正前は文化課）を、宗教課は宗務課を引き継いでおり、社会教育局全体が教学局を色濃く継承しているといえる。前述の「国史編修院」の管轄も社会教育局となった。当面、大村次官が社会教育局長事務取扱となる（一〇月二六日に関口泰が就任）。

宗務課長に就任した吉田孝一は、かつて思想課長を務めたことのある人物である。また、教学官・教学官補は条文から「教学ノ刷新振興及」を削るだけで、そのまま残った。

一〇月一五日には同時に教育研修所官制が公布施行となる。「戦争ノ終結ニ伴ヒ教学錬成所ヲ廃止シ新ニ教育研修所ヲ設置スル為」という理由が付されるだけで、職員はそのまま引き継がれた。前述した「教学錬成所員ハ終戦ト共ニヤメサセルノハ残酷」という判断に立って、「教職員及ビ社会教育ニ従事スル者」（以上、「公文類集」第六九編・一九四五年・巻一九）への研修施設に衣替えしたのである。教育研修所の事務は学校教育局師範教育課が所掌するところとなり、当初、学校教育局長となった田中耕太郎が所長事務取扱となった。

したがって、教育研修所の「当初の職員構成は、廃止された教学錬成所の旧「錬成官」が、研修所員ならびに事務官に任命替えになったに過ぎなかった」。一〇月二日にGHQの教育指令「日本ノ教育制度ニ対スル管理政策」が出ると、「新任所員たちに相当の衝撃を与え」、「教育研修所の新しい事業を創造する意欲は阻害された」。一〇月二六日付で新たに関口泰が所長となり、社会教育局長を兼任するのを機に、「暗い空気よどんだ発足当時の教育研修所が、新しい息をふき返し、戦後の新しい教師の研修機関らしい胎動を開始した」。そして、「元錬成官で研修所員に任命替えされたものは、大部分が二十年度内に転退職をした」（以上、国立教育研究所『国立教育研究所十年の歩み』、一九六一年）。

教学局や教学錬成所の廃止に連動するように、文部省では次のような「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」排除の方向も明確化せざるをえなくなった。前述の一〇月一六日の講習会における前田文相の訓示である（『戦後日本教育史料集成』第一巻）。

仮令戦争のため已むなくされたにもせよ、これまで教育界に於て兎もすれば真理や事実を其儘教へると云ふ事よりも、軍国主義に都合良き様に粉飾せられたる宣伝的教育が行はれた事はなかつたか、或は夜郎自大徒らに自国の特長を過大評価し、これに陶醉するの余りみだりに他国を軽侮蔑視するが如き弊はなかつたか、或は誇大妄想的膨張を夢みて、一種の美名の名の下に露骨なる霸道的鼓吹が行はれなかつたかを、十分謙虚な気持を以て検討し、過去の誤りを根本的に是正せねばならぬのであります。而して教育者のうちにも甚しき軍国主義者、極端偏狭なる国家主義者は、精査の上罷免せられねばならぬ時が来たのであります。又過去に於て正しい見地より軍国主義等を批判したが故にその職を去らしめられた如き人ありとすれば、斯の如き人は今日もなほ教師として適格者である限り再び迎へられて教職につきむべきものと思ひます。

前半部は文相としての責任から逃げてはいるが（大村次官は敗戦の要因の一つに「為政者の秘密政策、専断政策」をあげつつ、「それは今更兎や角言うても始らぬ話であります」と述べ、無反省さを露呈している）、戦時下の「皇国民」錬成教育の実相を正確に突いている。後半では初めて「甚しき軍国主義者、極端偏狭なる国家主義者」の罷免と思想統制ゆえに教壇から追われた者の復職に言及する。

そして、この「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」排除の方向を決定的とし、教育理念の基調を「国体護持」から「民主主義」へと転換させることとなったのは、一〇月から一二月にかけて発せられたGHQの四つの教育指令だった。その第一にして、決定的な意味をもったのが、一〇月二二日付の覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策」（『資料

教育基本法三〇年』所収)である。「日本新内閣ニ対シ教育ニ関スル占領ノ目的及政策ヲ充分ニ理解セシムル」とあるように、「進歩的教育制度」なるものの旧態依然さと緩慢さに業を煮やしたGHQが問答無用の措置を打ち出したのである。まず、「軍国主義的及極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト」とされ、これにそって「アラユル職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者」らの罷免、「自由主義的或ハ反軍的言論乃至行動ノ為解職又ハ休職トナリ或ハ辞職ヲ強要セラレタル教師及ビ教育関係官公吏」の復職、また教科書などの「軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的」により作成された箇所削除などが指示された。それはアメリカ国務省が一〇月五日に公表した「日本の戦後教育政策」の具体化であり、文部省「教学錬成」体制の解体を迫るものであった。

一〇月二二日の指令に対して、翌二三日の省議で、前田文相が「マ元帥ノ指令ガ出タガ、コチラデヤリツツアル事ガ多イ。促進スルノミ。指令ハ今後モ出ルランモ、ソレヲ待ツマデモナク、一刻千金デヤルコト」と述べ、大村次官も「日本人ノ教育ハ日本側デヤルトイフ事ヲ印象ヅケル要アリ。故ニ積極面ヲ出シ度」（『有光次郎日記』）と述べるように、当初、文部省は「覚書」の重大性に気づかず、それまでの「進歩的教育制度」確立で対応しようとして判断していた。前田は文相退任まで、九月一五日に発した「新日本建設ノ教育方針」を「重要な画期点」とみなし、「その以前に決定せる諸方策と、以後に於けるそれとの間に大体に於て矛盾杆格がなかつた」とするように、教育指令の重大性を理解していなかった（「終戦直後五箇月在任の記録」）。

それゆえ、文部省の怠慢ぶりに業を煮やしたGHQは、さらに一〇月三〇日に「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」、一二月一五日に「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、一二月三十一日に「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」を矢継ぎ早に指令するのである。

前田文相の認識にみられるように、GHQの発した四つの教育指令に対する文部省の取組は消極的で、緩慢だった。まず「アラユル職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者」らの罷免の取扱をみると、すでに前田文相は一〇月一〇日の留任会見で「軍国主義教育者の一掃のため積極的に人事異動を行ふ」（『朝日新聞』一〇月一日）と言明していたものの、遅々として進んでいなかった。さらにその消極ぶりは、一〇月二二日の指令を受けて、文部省が一〇月二七日に地方長官・学校長宛に発した「近ク具体的基準取扱細目等正式決定ノ上、通牒相成ルベキ」という通牒にあらわれている。このため、GHQは一〇月三〇日の指令で、それらの「凡テ直ニ之ヲ解職」することを指示したのである。

教職員適格審査委員会のあり方についても、文部省が「問題ノ人ノミヲ校長ヨリ提案スル建前」をとろうとするのに対して、「司令部ハ全教員ヲ洗へ」という意向であり、「democracyノ訓練トシテ、混乱ヲ生ジテモ已ムヲ得ズ」という立場だった。十一月三日の終戦連絡各省委員会で、文部省の担当者は「司令部側意向トノ間ニ未タ相当ノ開キアリ」として、「先方ハ遥カ民主主義的ニシテ例ヘハ学生代表ヲ加フヘシト言フ」と言明している。この問題に関しては、「一応文部省ヲ信ジテマカセラレ度」（『有光次郎日記』、四五年十一月三日）という日本側の主張が通った。この教職適格審査委員会が発足するのは四六年五月である。

このような「軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者」の即時解職という指令にもかかわらず、文部省自身は身内のそれらの処分をサボタージュしたとあってよい。一〇月一五日の第二次官制改正にともなう人事異動の全貌は不明だが、朝比奈策太郎教学局長官は静岡高校長（四六年二月二三日免官、朝比奈の後任の静岡高校長は東京帝大学生部長〔学生主事〕の大室貞一郎）へ、小沼洋夫思想課長は教学官となる。『小沼洋夫遺稿集』（一九六八年）の年譜には「8・15 日本ポツダム宣言受諾無条件降伏。旬日を出ざるに辞表を提出し進退を伺う」とある（四六年二月に「依頼免本官」として、文部省を辞職する）。この前後の小沼について、関口隆克（当時教学官）は「敗戦の直後国民錬成所在任の小沼君は私を文部省に訪ねて、直ちに辞表を提出して謹慎したいがどうかと相談されたが、すでに覚悟は固い模様であったので、私も賛成した」（『小沼洋夫遺稿集』）と回想する。この真義は確かめる術もないが、少なくとも九月以降、小沼は教学局思想課長として在職し、「新教育ノ指標」作成などの中心であったはずである。

思想局や教学局の思想課長の経験者の場合、一〇月一五日の異動で、田中義男は新設の学校教育局次長、剣木亨弘は同局大学教育課長、小関紹夫は同局専門教育課長、原元助は同局中等教育課長となるなど、文部省の中樞を構成している。四六年二月一五日現在（『文部時報』第八二五号、四六年二月）でも、原元助が科学教育局科学教育課長となるほかは、上述のポストは変更がない。さらに、これまでのおなじみの顔ぶれでいえば、小川義章・長屋喜一・志田延義らが社会教育局付となっている（小沼は大臣官房総務室付）。また、教学局思想課長・企画課長などを歴任した石井勲は、敗戦直前に東大事務監となり、その後事務局長を五〇年まで勤めている。

こうした人事状況にもかかわらず、四六年一月二五日時点で前田のものした「終戦直後五箇月在任の記録」には、「審査機関に付議せずとも該当の事が歴然たる人々に就ては速かに、罷免の手續を執るべきは勿論であつて、事実には既に自発的勇退の形を執つて、教育界各方面に於て自粛が行はれて居る」とある。その「自粛」とは、帝国大学総長や直轄学校長らの更迭を念頭に置いているが、それがもっとも遅れていたのは、文部省自身だった。

一二月一五日付の指令では「国体の本義」、「臣民の道」乃至同種類ノ官発行ノ書籍が禁止されるとともに、「大東亜戦争」「八紘一宇」の用語の停止が指示される。『国体の本義』禁止は、九月末に文部省がその改定に言及しながらも、一〇月以降の事態の推移のなかで存在を否定する措置をとらなかつたために招いたものである（すでに『臣民の道』については、一二月三〇日に衆議院〔第八九議会〕で前田文相の絶版廃棄という答弁がなされていた）。「八紘一宇」の用語の停止も、幣原内閣が一二月末時点で、「八紘一宇ノ思想ハ列国ガ相互ニ同胞トシテ相和シ相親シミ宛然一家ヲ為スト云フ我ガ国古来ノ平和思想デアルト信シマスガ、之ガ一部ノ者ノ乱用ニ依リ宛モ侵略的思想ノ如ク誤解セラレマシタノハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス」（「第八十九回帝国議会 内閣総理大臣答弁資料」、国立公文書館所蔵）という見解を保持し、自ら使用を停止する意思がなかつたために断行された措置であった。また、一二月二二日付の通牒で文部省は地方長官・各学校長宛に『国体の本義』『臣民の道』の頒布を禁止しながらも、「之ト類似スル官発行ノ書籍、論評等ノ頒布禁止ニ関シテハ、別途指示ノ見込ナルコト」という方針を示す（「大東亜戦争」「八紘一宇」と「類似スル用語」についても「追テ指示」）。

神道教育の排除についても不徹底さを残していた。たとえば、「伊勢ノ神宮、明治神宮ニ対スル遥拝ハ之ヲ取止ムベキコト」としながらも「宮城遥拝ハ差支ナシ」とされた（一月二二日付通牒）。

GHQの教育指令に対するサボタージュや消極性の背後にあるのは、「国体護持」教育への固執である。それは、一月二七日開会の第八九帝国議会に向けて、学校教育局が作成した「予想質疑事項並答弁資料」（「大田周夫関係文書」、国立教育政策研究所図書館所蔵）に明らかである。「国体護持ト民主々義トノ関係如何」という問いに用意された回答は、次のようなものである。

民主々義的政治ノ内容ヲナシテ居リマス自由ノ尊重、人権ノ擁護、平和ノ愛好、人民ノ福祉ト云フヤウナコトハ従来我が皇室ニ於カセラレマシテ不断ニ御軫念遊バサレテ参リマシタコトデアリ、此ノ意味ニ於キマシテ民主々義ノ理想ハ我が国体ト決シテ矛盾スルコトハナイト考ヘマス……

尚公民教育ノ振興ニヨリ道德ト秩序ヲ尊重スル精神ヲ徹底セシメ又歪曲サレナイ真実ニ基イタ国史ノ教育ニ依リ、更ニ従来ノヤウナ偏狭デナイ健全ナ国家意識ヲ涵養スルコトニヨリ国体護持ノ目的ヲ達スルコトガ出来ルノデハナイカト存ジマス

「肇国ノ精神（八紘為宇）ト民主主義トノ関係如何」についても、それは「日本ノ世界制覇ノ意味」ではなく、「国際協調及び世界平和ノ理想ニ適シテ居ルモノ」として、「民主主義ノ理想ト背馳スルモノデハナイ」という詭弁を弄するのである。

こうした文部省の姿勢は、GHQのさらなる強硬姿勢を招くだけでなく、世論の批判を受けるようになっていた。『臣民の道』が「絶版廃棄」という行政処分が付された際、『朝日新聞』社説（一月四日付）は「重要なものは「臣民ノ道」に盛られた思想そのものにつき、文相が厳正なる批判を国民の前に示すべきであるということ」として、「批判なき廃棄は、単なる焚書であつて、民主主義日本の建設に当り、思想的になんら積極的貢献を果し得ぬのみならず、少くとも学校教師の立場からのみいつても、文相への信頼感を無にするであろう」と論じた。『占領下における我が国教育改革の研究』では「この評語は、「臣民ノ道」の処分問題を契機として、露呈された教育民主化に対する文部当局の認識の浅さと、気魄の欠如とを如実に指摘している」とする。

一九四六年一月一日の、天皇のいわゆる「人間宣言」について出された一月四日付の文部省訓令第一号（各地方長官・直轄学校長宛）でも、依然として「国体護持」に固執する。

「新日本建設ノ嚮フベキ方途」を示したとするこの詔書を「今後我が国教育ノ由ッテ以テ則ル大本タルベキ」とし、「斯ノ如キ聖旨ヲ奉戴シテ之ガ徹底ヲ期スルハ、教育ニ在リ」と断じるのである。詔書の出される背景の一つに「詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アル」ことへの「深憂」があったが、それは後述するように文部省でも共有されていた（以上、『文部時報』第八二四号、四六年一月）。この訓令の精神は、「教育勅語」擁護と直結している。

これに対して、四六年一月一〇日付『民報』は「承諾必謹の反動性 天皇制維持の伏線 文教府・マ元帥声明の真意反映せず」という見出しで、「天皇の自己宣言に等しい詔勅を教育施策とすることは絶対に間違ひだ」ときびしく批判した。さらに、一月一七日付の『民報』は「勅語捧読や御真影……封建教育類冠り」という国民学校の現状を報じ、学校教育局の意向を質し、「現在国民学校では教育勅語の趣旨に基づいて教育してをり各校長にも

さう指示してゐる、だから式日の捧読は今後も実施させる」、(「御真影拝辞」について)「認めない、文部省といふより政府の方針が国体護持であるから新しい御真影が出来次第当然全部の学校へ下布する」などの回答を引き出している。

天皇の「人間宣言」を「今後我ガ国教育ノ由ッテ以テ則ル大本」とし、「国体護持」教育の存続を図ることからすれば、国民学校が依然として「教育勅語」の精神で運営されていることは驚くにあたらない。したがって、「教育勅語」について前田文相が「アレハ我々が国民デアルト共ニ、人タルノ道ヲ示シ、国民タルコトモ大切デアルガ、人タルノ道ガ大切デアルト云フコトヲ御示シニナツテ居ル」(衆議院、四五年一月三〇日、『近代日本教育制度史料』第三一巻所収)と述べ、田中耕太郎学校教育局長が「今後の我が精神生活の建て直しは自然法思想の興隆に俟つ以外に道はない。国民道徳の再建は自然法の原理に依つて行はれなければならない。此の意味に於て教育勅語が今後にも引続いて道徳的権威を保持してゐる」(「国民道徳の頽廢と其の再建」『文部時報』第八二四号、四六年一月)と述べるのは、突然でも突出したものでもない(田中は一方で「国体明徴運動こそは思想的に日本を破滅へ導いた過激国家主義の先駆であつた」と論じるが、そのとき田中自身も関わった東京帝大法学部の河合栄治郎事件前後の「大学肅学」をめぐる文部省との苦闘が想起されていただろう)。

田中は、四六年二月二一日の地方教学課長会議の訓示でも「教育勅語」擁護論を展開する。「年頭の詔書も決して教育勅語の権威を否定するものではない」と明言したうえで、「従来教育勅語が一般に無視されて居たからこそ今日の無秩序、混乱が生じた」と論じるのである(「教育行政官及教育者の性格その他」『文部時報』第八二七号、四六年四月)。さらに「二一・四・一」という日付の田中のメモ「教育勅語」がある(「田中耕太郎関係文書」、国立教育政策研究所図書館所蔵)。「国民教育の民主化が叫ばれるやうになつて教育勅語の改廢が問題になつてゐる」という書出しで、「あま下りの」「内容が封建思想」などの批判に答えたものである。天皇は「現御神」ではなくなったが「我々国民の大御神」であるから、「勅語を指針として智徳を磨くことは家族国家である我国にふさわしいありかた」などと述べたうえで、次のように展開する。

抑も親子一体観夫婦一体観から家族一体観に及ぶ我国大和民族固有の道徳思想は上古から伝統された良風美俗で遂に君臣一体観を成したものである。封建時代の所産であつた主従観念もかやうな思想的根基から芽生へたもので我国特有の武士道が大衆の心を把握して参つた所以もまた茲にあると思ふ。かかる美風をば封建時代の遺風だから民主化の邪魔になるといふ理由で犠牲にしてしまつては角を矯めて牛を殺すの愚を免れないばかりでなく国民の道義をその根底から壊してしまふ虞がある。

以上の理由で私は教育勅語の改廢に反対であるばかりでなく我々国民はこれを日常生活の中に取り入れねばならぬと痛感してゐる。

しかし、このような「封建教育類冠り」=「錬成教育」体制は、一部残存しつつも、GHQの強硬姿勢のため、すぐ後述する文部省自身の「民主主義」教育取組の本格化により、さらに教育現場の教員自身によって、打破されていく。

四六年一月四日にGHQは、政府に対して極端な国家主義的および軍国主義的な団体の解散と日本を戦争に駆り立てた人物の公職追放を指示した。戦前に翼賛政治支部長を務めていた前田文相は追放該当者となり、幣原内閣の改造で安倍能成と交代したが、これによ

っても文部省の「教学錬成」を主導した面々の居座りはまだつづいた。二月二一日付の『朝日新聞』社説「文部自らの粛清」では、粛清されるべき人物が「なほ省内外の枢要な椅子を占めてゐる」として、次のように論難した。

文部省の学生部、思想部、思想局及び教学局は、日本の軍国主義化に関して、特高警察、憲兵隊及思想検察機関と相並ぶ有力な国家機関であつたのである。従つてこれら関係者の戦争責任は、他の行政機関で戦争遂行にはゞ技術的に協力した官僚と、同列に論ぜられべきではない。しかも彼等の仕事は、新日本を建設すべき、青少年層を相手として行はれたのであることを思へば、民主主義と全く背馳する極端な国家主義思想をこれらに強制した者達の責任は、断じてそのまゝに放置するわけに行かぬはずである。

今度再建される教育政策の主要課題が、民主化にあるとき、これ等の人物が、その儘この重要事業に携ふことは、到底許さるべくもない。安倍文相は断乎文部省内外の人事粛清を断行すべきである。

ここでは、はっきりと「戦争責任」の問題として教育における「極端な国家主義思想」の強制が迫られている。また、三月二六日付の『民報』は「"教学刷新"に名を藉り 思想弾圧に協力 徹底粛正は未だし」という見出しで、「図書館にゐて国語、倫理、歴史等の教科書の編纂に当つて神話的独善的思想の策定に従事した文部官僚特に教学官、図書監修官等は責任も軽からずとして省内にも粛正要望の声があり、小沼洋夫教学官、竹下直之監修官等何れも辞表を提出して粛正に待機してゐるが地方学校、官衙にまで手を延ばして徹底的に行ふべしの声が高い」と報じている。

文部省中枢に罷免指令を発することはなかったが、文部省の消極姿勢に対してGHQでは、四月から五月にかけて「軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者」を直接名指しし、罷免と教育界からの追放を指示している。たとえば、京大経済学部の石川興二（五月二日）の場合は、「軍国主義及び極端な国家主義の活発な代弁者」という理由である。また、高知県の教学課長の場合は、四五年八月二八日の通牒で「国体の擁護、もろもろの思想の混乱に臆せず皇道に従つた教育」を指示するほか、一一月一日付の軍国主義者・超国家主義者の即時罷免・自由主義者の復職という文部省通牒を、県内には該当者はいないという判断で各学校宛に通達しなかったという理由での罷免である。GHQ指令による数は罷免九件、停職四件などにおよぶ（以上、山本礼子『占領下における教職追放』、一九九四年）。

文部省がようやく教職員適格審査委員会を設置した直後の五月九日付『民報』は、「まづ文部省内部から粛清して着手せよ」と迫った。そして、五月一六日付で、教学局に二年以上勤務した者が無条件に追放令に該当することになったとして、現大臣官房宗務課長吉田孝一（元企画課長）、二高教授小出孝三（元教学官、国民精神文化研究所所員）、東京高師教授長屋喜一（元教学官）、文部省嘱託高木覚（元指導課長、興南練成院部長）、大臣官房勤務中根秀雄（元庶務課長）、八高教授坂井喚三（督学官兼教学官）、岡崎高師校長水野敏雄（元指導課長）、学習院教授小川義章（元調査課長）が「退官」することになったと報じた。それでも、四七年二月時点で、学校教育局の次長には劔木亨弘が座っていた。教学局思想課長経験者だが、追放規準の二年に満たなかったからと思われる。

3 「教育に於ける民主主義」の実施

GHQが一〇月から一二月末にかけて相ついで教育指令を発するのは、文部省の取組が総じて消極的で緩慢だったためだが、一方で積極的に呼応する動きがあらわれてきたのも事実である。それを促したのは、前田文相による人材の積極的な登用である。田中耕太郎が学校教育局長に、社会教育局長に関口泰が、科学教育局長に山崎匡輔が起用される。のちの戸塚一郎・木屋敏和編『文部省』（一九五六年）では、「講壇派」と位置づける。

なかでも、一〇月一五日に新設の学校教育局長に就任した田中耕太郎の存在は大きい。すでに就任前の九月段階で、文部省の活動を「原則として教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面に限局す」（「教育改革私見」、『資料 教育基本法三〇年』所収）べきという意見を有していた田中は、学校教育局長としてGHQの教育指令を「我が教育制度及び教育の実際の状態の根本的改革を企図す」と受けとめ、文部省は「教育の本義に照して従来の教育方針に根本的再検討を加へ……教育が本来然かあるべきものとする信念に基づき」進むべきものと考えた。そして、「文教に関する根本的方針」をまとめ、「軍国主義的、過激国家的要素の払拭」とともに「教育に於ける民主主義」を提唱する。後者は「（1）教育の独立、其の権威の維持即ち教育を政治の手段とせず其れ自体価値あるものとする思想に立つこと、教育の尊重、我が国教育系統の面の再反省、中央と地方（2）教育関係即ち教育者と被教育者との間に於けるデモクラシー——権力主義の排斥」などの内容をともなっている（以上、メモ「ポツダム宣言履行の為めの緊急勅令事後承諾に関する貴族院委員会」、同前所収）。

田中の積極性に呼応するように、前田文相も「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」排除の方向を強める。文相が指示し、一一月二〇日付で官房総務室が作成した「画一教育改革要綱（案）」（『資料 教育基本法三〇年』所収）の「趣旨」には、「我カ国教育カ封建的形式主義、權威主義ノ惰性、殘滓ト欧米諸国ニ対スル後進性ノ急速ナル挽回トノ為高度ナル国家的統制ト画一化トヲ要請セラレタル歴史的基盤ヲ検討確認シ新タナル時代ノ性格ト之ニ基ク要請ニ即応シテ其ノ改革ヲ図ラントス」とあった。「要領」で注目されるのは、「画一的ナラザル教育実施ノ必須的基盤」の第一に「教育ノ自主性ヲ確保シ教権ノ独立ヲ明示ス」を置き、「1 学問研究ノ自由ヲ明示ス 2 文部省ノ政治力ヲ強化ス」とする部分である。文部省の「政治力」強化とは、敗戦前の内務省による人事進出、軍による教育内容への容喙などの苦い経験を踏まえたものであろう。

「公民教育」への取組も前田文相の強い意向に沿っている。前述の一〇月二三日の省議で、前田は「女子教育」の振興とともに、「公民教育 学校、社会、教科書ニ関係ス。機構ヲツクルコト。新聞発表シウル程度ノ具体案ヲ作成ノコト」という具体的な指示をおこなっていた（『有光次郎日記』、一〇月二三日）。「学校の内外を問はず、我国に公民道の顧みられなかつたのが、今日の惨状を持ち来した主要原因」という認識を有するからであり、GHQ関係者との会談でも「先方はこれを力説し、その完成に対しては十分の援助をなすべき旨を述べられた」（前田「終戦直後五箇月在任の記録」）。

さっそく東大教授戸田貞三を委員長とする「公民教育刷新委員会」が組織され、「公民教育ニ関スル調査」（総務室）や審議を経て、一二月二日には「公民教育刷新ニ関スル答申」が出された。答申第一号の「公民教育ノ目標」の前半で「我ガ国ニ於テハ、従来官

尊民卑ノ風、或ハ封建的傾向強ク、国民一般モ上カラノ命令ニヨツテ動クコトニ慣レ、「公民」トシテノ自発的積極的活動ハ政治的、経済的、社会的ニ永ク阻止サレテキタ」とされ、なかでも「満洲事変以後ハ公民教育ノ内容モ軍国主義的思潮ヤ極端ナル国家主義的傾向ニ歪曲サレタモノ」となった、と回顧される。その「歪曲」の過半の部分を文部省自身がになったという自覚が欠如し、他人事とするものの、これを克服するために「公民教育刷新」を不可欠とする（以上、『資料 教育基本法三〇年』）。

第二号の「学校教育に於ける公民教育の具体的方策」では、「普遍的一般的原理に基づく理解の徹底」「共同生活に於ける個人の能動性の自覚」「社会生活に対する客観的具体的認識とそれに基づく行為の要請」などが列挙される（『資料 教育基本法三〇年』）。文部省では、翌四六年五月七日付で地方長官ら宛に「公民教育実施に関する件」（「公民科教育案」）を通牒する。そこでは、「公民教育は、人が家族生活・社会生活・国家生活・国際生活に於て行つてゐる共同生活のよい構成者となる為に必要な知識技能の啓発と性格の育成とを目的する」と規定された（「有光次郎関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

おそらく前田文相の指示にもとづいてであろう、総務室では一一月末から「日本的民主主義ニ関スル資料」を第三輯までまとめている。臘山政道・美濃部達吉らの著書から「民主主義」の叙述を抜粋している。

教科書問題は、有光次郎を局長とする新設の教科書局で取組まれた。一〇月二二日のGHQ覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策」でも「出来得ル限り速カニ検討セラルベキ」とされ、一一月一〇日にはCIEのホール課員から「教師用参考書ヲツクリテ、国民学校、青年学校及中学校ニ新教育ニ関スル方針及方法ヲ詳細ニ指示スルコト」（『有光次郎日記』一一月一〇日）などの「口頭指令」を受けていた。そして、この「教師用参考書」＝「マニユエル編修計画」について「第二編修課全員ノ会議ヲ開クコト5回ニテ、編修方針及内容ノ構成ヲ討議」という作業を経てまとまったものが、次の「新教育綱領」である（同前、一二月八日）。

- 1 標題ハ「新教育綱領」トスルコト。
- 2 編修方針
 - ① 新時代ニ処スベキ方向轉換ノ態様ヲ明示スルコト。
 - ② 日本ノ特殊性ノミヲ強調セズシテ、普遍的立場ニ立チテ、祖国ノ現実ト将来ノ理想トヲ具体的ニ取扱フコト。
 - ③ 国内ノ教育者ニ対シテ適切デアルト共ニ、広ク諸外国ノ識者ニモ理解セラレ易キ内容ト表現トヲ具フベキコト。
- 3 構成ハ総論ト各論トノ二部ヨリ成ル。総論ハ新日本教育ノ根本方向ヲ示スモノニシテ、ソノ主要項目トシテ予定セラレタルモノ次ノ如シ。
 - ① 新日本建設ト教育者ノ使命
 - ② 軍国主義ノ排除
 - ③ 極端ナル国家主義ノ排除
 - ④ 人類文化ヘノ貢献
 - ⑤ 個性ノ完成ト社会ヘノ奉仕
 - ⑥ 民主主義的傾向ノ昂揚

4 各論ハ各科目ニ於ケル新育方針ノ要点ヲ述ブルコト。

この「教師用参考書」は「現行歴史教科書ノ使用」禁止にともなう暫定的措置として想定され、GHQから「コレニテ democracy、進駐軍ノ進駐ノ意義目的ヲ明確ニスルコト」が求められた（同前、一二月一三日）。その第一部の執筆者には岡義武・大河内一男・海後宗臣らが予定された（同前、四六年一月七日）。四六年一月一五日にGHQに提出された「教師用指導書作成計画」では、「趣旨」は「教師達ニ日常ノ現状ヲ認識セシメ、新事態ニ即応スル事実ノ根本方針ヲ理解セシムル為」とされ、三〇万部発行の計画だった（同前、四六年一月一五日）。「教学錬成」体制から訣別して、文部省として「民主主義」を理念とする新教育への第一歩を踏み出そうとしていることがうかがえる。もっとも最後の「民主主義的傾向ノ昂揚」のなかには、まだ「日本の民主主義」がある。

その後、刊行は遅れた。省外の「権威者数名」執筆の草案はできたものの、GHQとの協議で「できるだけ、やさしくわかりやすいものとする」ことになり、省内で書き改めることになったためである。これは、四六年五月二日、『新教育指針』と題して刊行された（四七年二月まで、四分冊に分けて刊行）。「第一部 前へん 新日本建設の根本問題」は、「第1章 序論—日本の現状と国民の反省」「第2章 軍国主義及び極端な国家主義の除去」「第3章 人間性・人格・個性の尊重」「第4章 科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」「第5章 民主主義の徹底」「第6章 結論—平和的文化国家の建設と教育者の使命」という構成となっている。四五年一二月に準備された「新教育綱領」の構成と比較すると、大幅な変更はあるものの、その盛られる内容は踏襲されているといつてよい。当初の「現行歴史教科書ノ使用」禁止にともなう暫定的な「教師用参考書」という内容は、「新教育の目あて」という普遍的な内容をもつものとなった。

GHQの四つの教育指令を「日本の新教育のありかたをきめる上に、きはめて大切なもの」と位置づけ、『新教育指針』の内容は「これらの指令と深い結びつき」をもつとする。第2章には「教学錬成」体制への言及がある。「教育においても「国体明徴」とか、「教学刷新」とか、「皇国の道に則る国民錬成」とかがさかんに説かれて、制度も教科書も方法もあらためられ、また教学局や国民精神文化研究所といふやうな機関がつくられたり、「国体の本義」、「臣民の道」、「国史概説」などの書物が出されたりした」とあるほか、「学徒勤労の例をみても、学徒の向学心や芸術的情操などはほとんどのばされず、自由な思考や判断は許されずして、各人の個性に合はない仕事を一様に課せられる場合が多かったのである」、「「八紘一宇」の言葉の如き、日本の指導のもとに全世界が一家になることが人類の思想であると教へられるに至った。かうした高ぶった心が戦争をひき起こし、また敗戦を招いた原因である」という具体的な言及もある。こうしたほぼ客観的な評価は、文部省内で「教学錬成」体制の「解体」が規定の事実として認められていることを示そう。もちろん、それはGHQの教育指令で指示され、さらにアメリカ教育視察団の『報告書』によって念押しされたものであったが、ともかく敗戦後九か月を経て、ここに到達したのである。

結論となる第6章の末尾では向うべき教育の姿が、「今日の教育がつちかひ育てる青少年の心の若芽が、5年、10年、30年の年月を経て、りっぱにのびてゆくとき、軍国主義や極端な国家主義はあとかたもなくぬぐひ去られ、人間性・人格・個性にふくまれるほんとうの力が、科学的な確かさと哲学的な広さと宗教的な深さとをもってあまねく行はれ

て、平和的文化国家が建設せられ、世界人類は永遠の平和と幸福とを楽しむであらう」と描かれる。ここに理念としては「教育に於ける民主主義」が確立し、「教学錬成」体制が「解体」されたとみてよいだろう。

ただし、「教学錬成」体制が無条件で解体となったわけではない。先の「教育においても「国体明徴」とか……「臣民の道」、「国史概説」などの書物が出されたりした」につづく文章は、「これらは、日本国民がいつまでも西洋のまねをすることをやめて、自主的態度をもって、国体を自覚し国史を尊重し、国民性の長所を生かして、特色ある文化を発展させ、世界人類のためにつくさうとするかぎり、正しい運動であった」というものであり、それが「軍国主義者及び極端な国家主義者によって誤り導かれた」とするのである。この『新教育指針』には各章ごとに「研究協議題目」が付されているが、上記に関連して「極端な国家主義と正しい愛国心とは、どのやうな点で区別せられるかを論議しよう」という設問がある。すなわち、「軍国主義者及び極端な国家主義者」を排除しさえすれば、「正しい愛国心」の発揮＝「国体を自覚し国史を尊重し、国民性の長所」を生かすことは「正しい運動」とされるのである。

ここには、一九三〇年代から敗戦までの文部省自身が「軍国主義者及び極端な国家主義者」の集合体であり、「日本固有の精神をもって大東亜諸民族を指導し支配することが、皇国の道を実現することであると主張」する誤りを率先して導いたことに対する、自覚と自責の念が依然としてきわめて希薄であることが読みとれる。四六年一月のGHQの公職追放指令により、省内中枢に居座っていた旧教学局幹部らの「軍国主義者及び極端な国家主義者」をともかくも一掃したとはいえ、「正しい愛国心」に固執する文部省の体質は残存していたのである。それは、「教育勅語」擁護論などと通底する。「教学錬成」体制の「解体」とするのも、そうした理由による。

ところで、戦前「教学錬成」体制の一角を占めていた文部省の教学官、および大学の学生主事も一九四六年になってようやく消滅する。一月三〇日の行政整理にともなう文部省官制改正により、教学官・教学官補は減員されたうえで、視学官・視学官補となった。また、三月一四日の各帝国大学官制改正により、学生主事・学生主事補の職名はなくなった。ただし、学生に対する「厚生」活動として、それらの機能の一部は残存し、学生主事の名称もそのまま使われたようである。早稲田大学の場合、「約三十年間終始一貫その特高的本領を発揮し、ひたすら反動勢力の走くとして当時の進歩的學生をしいたげ、軍部の教育面への制ちうの拠点としての役割を演じて来た」学生課は、四七年一月一日の機構改革で「学生生活課」と改められた（『早稲田大学新聞』第三七号、四七年一月一日）。

このような文部省の動きと並行ないし先行するものとして、地方の教育関係者・教員においても「民主主義」教育への流れが生れた。前述した敗戦直後の「全般的ニ精神的武装解除ヲ目的トスル自由主義、民主主義ノ注入ハ伝統ノ日本精神消磨ヲ招来スベシト憂慮シ居リ」（愛媛県）という受け止め方は、明らかに変化をみせてきた。四五年一月一八日付で岐阜県揖斐地方事務所が管下の国民学校長らに通牒した「戦後教育ニ関スル件」では、「新日本教育ノ永遠ノ方策モ緊急方策モ冷厳ナル敗戦ノ事実ヲ凝視シツヽナサレタル反省ヲ基盤トシテコソ始メテ適正且ツ強力ナルモノガ確立サレル」として、第一に「敗戦ト教育ノ反省」についての各自の意見を求めている。また、「指導方向ニ関スル件」では「模倣的経営ヨリ 創造的経営へ」「集団対象主義ヨリ 個人対象主義へ 個人完成主義へ

個性尊重主義へ」などが提示されている（『岐阜県教育史』「史料編 現代一」）。これらの回答は一括して、県に提出されるとする。敗戦後二か月余りして、おそらく地方の自発的な動きとして、こうした「戦後教育」のあり方についての検討がなされはじめたのである。

それと通底するのが、城戸幡太郎の実施した調査である。教育研修所の所員となっていた城戸（四五年一二月一十九日所員主任、四六年三月からは所長）は、「終戦直後の教師の教育思想がどのように変化しつつあるかの実態調査に基づいて再教育の方法が講ぜられねばならぬ」と考え、四六年一月下旬から三月下旬にかけて、全国の国民学校・青年学校・中等学校・高専校の教員九八四名を対象とした調査をおこなっている。「一、戦時中の教育を反省してみていかなる感想を持たれますか。二、新日本建設のための教育にとって最も重要であるとお考えになっていること」など四つの質問であり、「思想の抽出数と人員との比率」によって集計している。第一問に対して、「戦時中の教育を否定した態度をあらわしたものが二四〇・五件あったのに対して肯定した態度をあらわしたものが二五・二件あった」。否定的態度の内実は、次のようである。

a 教育政策に関するもの	九八・〇
1 形式主義、画一主義の誤謬	四三・六
2 軍国主義、超国家主義の誤謬	三八・二
3 官僚主義の誤謬	一六・一
b 教育態度に関するもの	六二・〇
1 個性の無視	二六・六
2 自発性、自主性の欠如	一二・七
3 批判力の欠如	七・七
4 錬成主義の弊、其他教育方法の非合理性	七・七
5 自由の束縛	五・七
6 明朗性の欠如、その他	一・五
c 教育内容に関するもの	四九・八
(以下、略)	

第二問について、城戸は「官僚主義に対しては民主主義、軍国主義に対しては平和主義、個性の無視に対しては個性の尊重、自由の束縛に対しては教育の自由というのがごとき反対あるいは矛盾の対立が認められるのであって、かような対立が時局を転回せしむる契機となる」と概括する。そこには「国体護持の教育」や「正しき国家意識の涵養」もみられた。この調査結果から、城戸は「教員の再教育ということも、彼等の自由な意志を拘束し抑圧していた国家的権力さえ除去されたならば、教育の本道に立返って自由な進歩的教育をなしうる素養は十分にあったのであるから、それを自由に啓蒙させて行く方法を講ずればよかった」という方向性を導きだした（「戦後における教師の思想傾向」、城戸『日本の教育計画』所収）。

この調査主体となった教育研修所では四五年一二月四日制定の「教育研修所規則」第一条で、その目的を「教職員及び社会教育に従事する者をして、教育に関する研究修練を為さしめ且之に必要な事業をおこなう」とした。これは、官制第一条の「研修」を「研究修練」と言い直したもので、関口泰所長の意向にそって、研究調査活動に比重をかけよう

とするものであった（『国立教育研究所十年の歩み』）。四六年三月、関口所長が病気で退き、城戸幡太郎が専任の所長に就任し、民主化に拍車がかかる。城戸は新たな所員として宗像誠也らを迎える。城戸は、「自由な立場から教育を研究することのできる教員の自主的研究団体を組織させて、教師自ら、郷土の生活、時代の推移に応じて新しき教材を選定し、学科課程の編成を行なわしめる」（城戸『民主教育のあり方』、一九四七年）などの方針を立てて、全国を歩き回った。

四六年四月九日付の『民報』は、「錬成所の殻を破つて 自由の研究殿堂へ 出直す ”教育研究所” 」と報じた。その記事によれば、「文部省事務当局の望んでゐる教職員再教育機関より脱却し、阿部文相の諒解も得て実質的に教育研究機関として方向転換」という。それは、七月の「教育研修所方針書」において、「教育研修所は科学的方法を以て根本的に教育の研究調査をなす機関」であり、「研究の自主性と独創性とを保障されるべき」と規定される（『国立教育研究所十年の歩み』）。

4 学園民主化の抑制へ

一九四六年三月二五日、小樽経済専門学校（戦時中に高等商業学校から転換）編集部による復刊『緑丘』（第一九八号）は「学生運動小史」を特集し、「本校の現実」を次のように写し出している。

終戦以後、学生は、歴史的な大変動に茫然とし、精神的憑拠を失つて、大きな虚脱状態にあつた。

戦場より、工場より、或は農村より、学生はノアの箱舟の如くあてもなく漂ふ、学園に還つて来た。

其処には、彼等を抱擁する何等の愛情もなく、古き藁の臭気のみがあつた。

情熱も、新しい意気も、誠意もない講義と、其の機械的筆記を事とする人々。

学園と、学生の向ふべき方向を指示する筈の人は、学園への献身を怠つて、対外的奉仕に寧日がなかつた。

全国的に、日本民主化の動きに先んじて、活発に起つたものは各学校の民主化運動であつた。我々はその一種、流行的な刺戟に浮足立つ事なく自己内面の改革を誓ひつつ、或は表面、荏然と見える日を送つた。遂に学校当局は三ヶ月の間、貴重なる時間を完全なる無為に送り、何等の民主化に依る再建の意欲も見られなかつた。

一月中旬、学生たちは学生大会を開き「学園民主化具体案」を決定して苫米地英俊校長と交渉するが、「吾輩は真個の自由主義者、民主主義者である」とする校長は「決議とは多数の意志を頼んで学校当局を強要する、破壊的行為の意志表示である。大体学生大会なる語句を嫌悪する」などと対決する。学生は再び学生大会で校長辞職勧告を決議するが、校長は突如「冬季休暇」を宣言し、盛り上がった運動を分断してしまい、自らは政界進出を図って退職する。記事は「多年の専制政治下の軍国主義的、超国家主義的訓練が、過半の学生の批判力と若さを如何に歪めたか」と指摘し、「学園が、自己を含めた世の迷妄に対する批判、啓蒙、行動は、日本民主化の強力尖鋭なる前衛となるべきである」と論じた。

おそらくこうした状況は、全国の大学・高校・高等専門学校、中学校・高等女学校などで同時多発的にあらわれた。その先駆となるのが、水戸高校と私立上野高等女学校の事件

である。文部省では、一九四四年四月、かつて教学局企画部長を務めたこともある安井章一（内務官僚、前高松高商校長）を水戸高校の校長に送り込んだ。安井は、まもなく高松高商教授（前教学局嘱託）だった小池正行を水戸に呼びよせ、寮務課長・生徒主事に任じた。この安井・小池の強権支配に対する憤激が、一〇月六日の校長退任要求のストライキとなった。卒業生も加わって起草した「宣言」は、「現校長就任以来、其ノ軍国主義的教育理念ノ下ニ行ハレタル革新ナルモノ、一二形式ニ趨リテ内実ヲ思ハズ、他ニ示スニ急ニシテ、ソノ本質ニ至リテハ恬トシテ関セザルモノ、如シ。得々トシテ従来ノ非ヲ責メ自己ノ功ヲ挙示セントスルモ、改革漸ク改悪ノ相ヲ呈スルニ至ルヤ、巧ミナル官僚的轉身ヲ以テ偏ニ生徒ノ非ヲ責メ、終戦ノ今日ニ至ルモ更ニ省ミルコトナシ」と指摘し、「事務的教育ノ実施」「厳格教育ト恐喝教育トノ混同」「人格ノ無視ト自主性ノ蹂躪」などの具体的事例を列挙した。学生らは、文部省を訪ねて校長らの更迭を陳情した。

この事態に驚いた文部省では教学官を水戸に派遣し、学生たちと折衝させるが、その官僚的態度が学生を硬化させた。一〇月一日付の「再び声明す」には、「当局より数回に亘り教学官を派遣し、我等も亦交渉を継続せり。その際全く吾等の真意を解せず徒らに局面の糊塗に汲々たる当局者の官僚的事勿れ主義は吾等をして憤激憶く能はざらしめ遂に事は最悪の事態にまで発展せざりき。 / 教学官は、その根底に於て、水戸高等学校への不信を持し、吾等生徒に対し嘲笑的態度を撰りつゝ而も猶局面糊塗のため校長及び小池教授の罷免を匂し、吾等を懐柔せんとす」とある（以上、水戸高等学校同窓会『水戸高等学校史』、一九九二年）。学生らの非難は、その「旧日本ヲ毒シ、遂ニ敗戦ニマデ到ラシメ以テ民衆ヲ塗炭ノ苦シミニオトシ入レシ罪ハ、正ニコノ実質的モラルノ廢類ニアリシコト」に集中する（「水戸高校闘争日誌」『資料戦後学生運動』一所収）。水戸高校のストに対する文部省側の記述は、「本省ハ学校当局並ニ生徒側ニ就キ事情ヲ調査シ校長寮務課長ノ退職ノ止ムナキヲ認ム。校長又自発的ニ退職ヲ決意シ辞表ヲ提出セリ」（「第八十九回帝国議会予想質疑事項並答弁資料」というに止まる。一〇月一五日の安井校長の辞職により、騒擾は沈静化した。

上野高女事件は、学園作物の不正処分に端を発した事件だったが、これら「学校騒動」の頻発を報じた一〇月一〇日付の『朝日新聞』は、「この原因の大きな一つは校長および教職員のいはゆる学校指導者の終戦後においてもなほ軍国主義を捨てず、旧態依然たる軍国教育を施行したり、或は高圧的手段を弄して学生、生徒の激昂を買ったものと見てよい」として、文部省の「近く官立諸学校々長の大異動を断行する」という意向を報じている。

さて、文部省では九月二六日付の地方長官宛の文部次官通牒「校友会新発足ニ関スル件」で、それまでの学校報国団の校友会への改組を指示した。「学生生徒ノ自発的活動ヲ活カシテ創意工夫ノカヲ啓培シ道義並ニ情操ノ涵養ニ努メテ自活ノ訓練ニ資スル如ク運営スルモノトス」（文部大臣官房文書課『終戦教育事務処理提要』第一輯、四五年一一月）としつつも、会長は校長、部長は教職員とするように、この校友会は報国団設立以前のものに戻そうとしたにすぎない。また、一律的な勤労働員はなくなったものの、食糧増産などのために、学生生徒の労働力への期待があった。文部省では九月二二日に「学徒勤労教育懇談会」を開いて、敗戦後の「勤労教育」のあり方について協議しているが、そこに参加していた東京帝大学生部長大室貞一郎の「実社会ニ接スルト、ソノ欠陥ヲ身近ニ感ジ、考ヘ方モカヘル。勤労ト思想問題ガ結ビツク。コレ等、予メ準備シオク要アルベシ」（『有

光次郎日記』九月二二日) という発言は注目に値する。長い学生主事の経歴をもつこの人物は、学生の「思想問題」再燃に懸念をもっているのである。

水戸高校事件などが頻発する事態に、十一月一日付で文部省は各学校長に「紛擾事件ニ関スル件」を通牒し、「斯ル事件惹起シタル場合ニハ原因、経過等逐次電信又ハ速達ヲ以テ遅滞ナク御報告相成度」(『終戦教育事務処理提要』第一輯) と指示した。十一月五日現在で文部省に報告されたのは、大学・高等専門学校四件(すべて「解決」、その後三校で紛擾)、中等学校では秋田県九件や千葉県八件など全国で四五件を数えたが、実際にはもっと多かったはずである。大学などは「軍国主義反対、自治学園の要求」などが、中等学校では「農産物の配給の問題」「軍国主義教員の排斥」などが主な騒擾の理由となった。これらに対する文部省の方針は、次のようなものであった(以上、「第八十九回帝国議会予想質疑事項並答弁資料」)。

最近頻発シツヽアル学校騒擾ハ従来専ラ戦争遂行ノ線ニ副ツテ居タ学校当局ノ教育方針カラ解放サレ自由ナル学園生活ヲ希望スルノガ大体ノ傾向ノ様デアリマスガ之ニ関聯シ一部教員ノ言動ニ対スル不満モ往々付加ヘラレテ居ル様デアリマス。従ツテ多クノ場合特別ノ思想的背景ハナイ様デアリマス。

元々学校ノ紛擾ハ其ノ学校ニ於テ修業中ノ学生生徒ノ身分カラ申シマシテモ好マシカラザル事柄デアリマスガソレゾレノ事情ノ存スル問題デモアリ師弟ノ間ニ於テ双方十分ナ理解ト愛情ヲ持ツテ穩便ニ且教育的ニ解決サルベキデアリマス。

然シ不幸ニシテ当事者ノ間ニ於テ解決出来ヌ紛擾ヲ起シマシタ場合ハ徒ラニ弾圧スルガ如キコトナク学生生徒ノ要求スル処、学校当局ノ意堵スル処等事件ノ内容ヲ詳細ニ調査シ誤解アラバ之ヲ解キ矛盾スル処アラバ之ヲ矯正シ以テ公正ナル処置ヲ致シテ参ル考ヘデアリマス。

この時点での文部省の騒擾への対応は、かつてのような強権的なものではなく、「穩便ニ且教育的ニ解決」することを優先し、「軍国主義」排斥や「農産物分配」の不正の是正などの学生生徒側の要求を受入れる方向で「解決」を図っているといえる。それは、GHQの教育指令にそった「軍国主義的又ハ極端ナル国家主義的傾向」の排除をともかくも進める方向にあること、そして「特別ノ思想的背景ハナイ様」という現状認識にもとづいている。

十一月下旬ころまでに作成された「第八十九回帝国議会予想質疑事項並答弁資料」には、「教員及学生々徒ノ政治結社ヘノ加入ニ関スル方針」という想定質問がある。これに対して、治安警察法廃止(十一月二一日)により教員・学生らの加入は自由になったので、「文部省ハ之ニ対シ何等制限ヲ加ヘル意図ハアリマセン」としつつ、「教員及学生々徒ガ学園内ニ於テ實際運動ヲナスコトハ充分之ヲ戒メ教育ノ使命ヲ逸脱シナイ様努メナケレバナラヌ」という回答を準備している。このスタンスはその後も維持され、後述するように四六年一月にはこの方針を通牒として各学校長に指示するようになるが、まだこの時点では騒擾の背景に「特別ノ思想的背景ハナイ様」という判断から公式に表明されなかったと思われる。また、「教員組合」についても、「教員自身ノ福利ヲ目的トスルモノガ設立サレルコトモコノ際望マシイ」(同前)という対応だった。

しかし、こうした学生運動が頻発し、教育をめぐる「秩序」が混乱する事態を苦々しくみる見方もあった。四五年十一月三〇日の貴族院において、長岡隆一郎は「民主主義ノ真

意ヲ誤解シ、学生ノ本分ヲ逸脱スルモノニ非ザルカヲ疑フ」と質問して、前田文相から「自由ト放恣ト履違ヘテ色々好マシカラザル行動ヲ致シマスルヤウナコトニ付キマシテハ、断乎トシテサウ云フ非違ヲ論シ改メシナケレバナラナイ」という答弁を引き出している（『近代日本教育制度史料』第三一巻所収）。また、同じころ、GHQへの申し入れを意図して作成された外務省の資料では「治安及社会秩序ノ紊乱漸ク著シカラントスル傾向」を問題視し、その一例として「同盟休校」を取りあげる。「最近学校ノ同盟休校頻発シ居ル処此ノ中ニハ教員ノ態度宜シカラザルモノモアルモ、学生一般ニハ日本古来ノ美風ヲ顧ミス上長ヲ蔑ニシ勝手ナル放言ヲナスコトヲ得意トスル風潮生シツヽアリ。明ニ「デモクラシイ」ノハキ違ヒナリ」（「外交記録文書」、外交史料館所蔵）というもので、おそらく為政者層の本音というべきであろう。「日本的民主主義」遂行に固執する文部省にもそうした危機感は共有されているが、GHQの発する教育指令に追いまくられているこの時点では有効な対応策は取られなかった。四六年になって、田中耕太郎学校教育局長が口火を切って教育「秩序」の確立がめざされていく。

「農産物の配給の問題」「軍国主義教員の排斥」などの問題では一定の成果を得たものの、学生たちのもう一つの要求である学園の自治化や民主主義化の要求は遅々として進まなかった。その要因の一つに、一九二〇年代後半以降の各学校の思想統制面の要であった学生主事・生徒主事がまだそのまま残っていたことがある。彼らはもはや「学校騒擾」を強権的に押しつぶす能力をもっていなかったとはいえ、学生たちを引続き指導統制しようとしていた。一〇月二一日付の『学生新聞』（第四二号）社説「同盟休校の意味するもの」は、「橋田文相以来、軍に圧倒されて一年の小計も樹つる能はず、一切の理想は地平線の彼方に窒息せしめられた。そして教育界の「特高」や「憲兵」が幅を利かすやうな事態さへ生れた。警察の「特高」は消滅した。教育界の「特高」や「憲兵」も直ちに消滅すべきである」と主張した。一一月七日、CIEの求めで会談した東京学生有志は、「戦時中学生に対して秘密警察的な役割をはたした学生課生徒課が今なほ学生の行動を監視してゐる」（『学生新聞』第四五号、一一月二一日）と暴露している。一二月五日の東京産業大学における学園民主化学生大会の決議中には、「思想取締機関としての学生課は廃止さるべきこと」があった（同前、第四七号、一二月一一日）。しかし、学生主事・学生主事補の職名の消滅は、四六年三月一四日の各帝国大学官制改正を待たねばならなかった。

学園民主化の象徴の一つが、戦前に大学を追われた教師たちの復帰だった。すでに前田文相も留任の際の談話や一〇月一五日の「新教育方針中央講習会」の訓示で言及し、さらにGHQの一〇月二二日付の覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策」（『資料 教育基本法三〇年』）でも「自由主義的或ハ反軍的言論乃至行動ノ為解職又ハ休職トナリ或ハ辞職ヲ強要セラレタル教師及ビ教育関係官公吏」の復職が指示されていた。一〇月二〇日付の『朝日新聞』は「講壇を追はれた教授達 神話と専制の束縛 冬眠した進歩の足 苦境と闘ふ真理の擁護者」という記事を掲げた。「真理の花園は近し」とする一方で、「教壇への復帰を懇請する声明を發した」文部省に対して、「己れを「追放した者」のかうした寛大と好意は果して何と聞かれたらろうか」と皮肉を飛ばしている。

文部省では一一月二日、自由主義者として教壇から追放されていた教師の優先的復帰を各大学などに通達した。これを受けて、一一月四日、東大経済学部は大内兵衛・矢内原忠雄ら七名の復帰とともに、軍国主義的とされた二名の退職が決定した。京大法学部では四

六年一月九日、滝川幸辰と恒藤恭の復帰が決定する。GHQの発表によれば、四六年五月までに、三九名が教壇に復帰し（大学二二名、高等専門学校三名、師範学校一二名、国民学校二名）、六〇九名が「軍国主義的超国家主義的傾向を有する」として追放された（『民報』四六年五月二六日）。

学園民主化と関連して、授業科目の見直しも図られた。「かつての日本につひに確立をみることのできなかつた大学の独立がいまや獲得されんとしてある、真理探究のための学の自由、真摯な教授や学生たちは烈しい希望の火が胸中に燃えたつてゐるのを感じてゐる」と、四五年一〇月二二日付の『朝日新聞』は報じた。「東大早慶の諸計画 春とともに開く 取返す戦時中の衰微」として、たとえば早稲田大学の場合、「戦時経済法、国防法、大東亜法制学等の諸講座はとりあへず廃止された」。また、法学部では「新設講座に社会法、労働法を設け時代の動きを反映させ、法律専門とせず政治学の講座を増して政治知識の涵養に資する」ほか、「従来の講義本位制を講義時間の減少、学生の自主的研究時間増大に改め」という。東大では「政治の普及に 千名の成人講座」を実施する。

帝国大学では授業科目の改廃は各官制改正によるが、四六年三月、東大経済学部では「殖民政策」が「国際経済論」に、京大経済学部では「東亜経済政策言論」が「経済政策」に変更される。同時に、東大「南方自然科学研究所」は「立地自然科学研究所」に名称が改められ、京大人文科学研究所では「国家ニ須要ナル東亜」の部分が「世界文化」に改められた（「公文類聚」第七〇編・一九四六年・卷一九）。

東大や京大などでは社会科学研究会が復活するほか、校友会の自治化の動きも急速に進んだ。東大経済学部の学生井出洋は「学問の自由がよみがへり、講壇を追はれてゐた進歩的教授は復帰し、学生の自主的な研究会も活発な活動を開始した。……学生のための学生による学生生活の再建を目指して、自治委員会も生れつつある」と述べ、「学内に於ける特高的役割を果して来た学生課も、少くともその名前だけは厚生部と改めなければならなくなつてゐる」とする。もっとも、井出の憂慮は「終戦後急速に勃興した学生運動は、ごく少数の学生をとらへただけで、それらの学生は学生全体から浮き上り、カラまはりしてゐた偏向が確かに見られた」（以上、井出「学生と政治」『学生評論』再刊第一号、四六年一〇月）という点にあった。

「学生は政治に干与すべからず」という「禁札」（同前）が貼られつつあるという井出の観測に照応するように、おおよそ四五年中は教員や学生の政治関与に「何等制限ヲ加ヘル意図ハアリマセン」という姿勢をとっていた文部省が、四六年になると「学園内ニ於テ實際運動ヲナスコトハ充分之ヲ戒メ教育ノ使命ヲ逸脱シナイ様」に規制を加えるようになっていく。その端緒となるのが、四六年一月一七日付の地方長官・学校長宛の文部次官通牒である。「教職員及学生生徒ノ政治運動及選挙運動」について、次のような「趣旨徹底」と「御配慮」を指示した（文部省大学学術局学生生活課『学生問題に関する資料』、一九五〇年）。

治安警察法ノ廃止ニ伴ヒ教職員及学生生徒ノ政治上ノ結社加入ハ差支ナキコトト相成タルモ之ニ伴フ政治運動ハ其ノ本務ヲ逸脱セザルベキハ固ヨリ各々其ノ処分ニ鑑ミ公正清純タルベキコト

特ニ校内ニ於ケル教職員及学生生徒ノ政談演説若ハ特定政党、特定者ノ支持乃至推薦行為等（文書ニ依ルモノヲ含ム）ハ厳ニ之ヲ禁止スルコト

但シ右ハ学校内ニ於ケル学生生徒等ノ政治ニ関スル自由討議ヲ禁ズルモノニ非ザル（以下略）

岐阜県ではこれを県下の国民学校長らに通牒し（二月二〇日付）、さらに「選挙罰則法令遵守懇談会ニ於テ疑義ヲ生ジタ」として三月二五日付で再通牒している。「学校内ニ於ケル演芸会等ノ途中若クハ終了後学校教職員ガ或特定人ノタメノ政治運動モシクハ選挙運動ヲナスハ如何」について、「ナスコトヲ得ズ」とするなど、教職員の政治運動・選挙運動がきびしく制限された（『岐阜県教育史』「史料編 現代一」）。

この政治運動規制の通牒は、新選挙法による四六年四月一〇日の総選挙を控えてということに加えて、とくに学生運動が新たな進展をみせてきたことへの対応であった。『大学新聞』第五〇号（四六年二月一日）は、「学生運動新段階へ 民主革命の最先頭に 政治へも積極的に参加」「鞏固な学生統一組織へ」という見出しの記事のなかで、「学生は敗戦後顕著な三段階を経て来た、即ち一は昨年ポツダム宣言受諾から九月末日までの敗戦に伴ふ虚脱期、十月の解放から生ずるヒステリカルな反射主観的な政治運動、民主化運動、十一月から冬休にかけての真摯な批判と自己批判がそれである、かゝる止揚を経た学生はやうやく休暇を終へて学園に帰らんとする」と論じるような状況が現出したのである。

なお、この記事には「学生の政治運動かつてたるべしとの文部省の通牒はこの動きをさらに民主主義へおし進めるであらう」と一節があるが、「文部省の通牒」とは、一月一七日付の通牒の、GHQ教育指令に沿った「学校内ニ於ケル学生生徒等ノ政治ニ関スル自由討議ヲ禁ズルモノニ非ザル」という部分であろう。もちろん、文部省の通牒の意図はそこではなく学内の政治運動規制にあったが、学生らには「政治運動かつてたるべし」と受けとめられた節がある。『朝日新聞』（一月二二日）でも「授業中だけ政談禁止 「その他は澁刺に」と文部省通牒」と報じている。

文部省のなかにも学生運動が新段階を迎えつつあるという認識があった。後年（一九五四年八月）、文部省学術局がまとめた「教育の問題としての学生運動」（「有光次郎関係文書」）という文書では、「運動の発展経過」の第一期を四五年から四七年までを「学生運動が大学単位の組織から次第に地域連合体に発展した時期」として、「占領後の言論集会結社の自由、政治犯釈放などの情勢下に、各大学、旧制高校に自治会、社会科学研究会などが急速に生まれ」た、とする。

一月一七日付の通牒が、教職員・学生の共産党への関与・傾斜を警戒し、抑制させる目的をもっていたことは、二つの補足史料が裏づける。一つは、内閣書記官長「閣議書類」（四六年一月、国立公文書館所蔵）に、「九時半 幹長室ニテ 文部大臣、幹事長、石黒長官会同シ 思想対策問題ニ付キ十時迄協議セリ」という「思想対策問題」という表題のメモが存在することである。おそらく一月三〇日前後の会合で、文相は安倍能成（一月一三日就任）、幹事長は榎橋渡、石黒とは石黒武重内閣法制局長官を指す。協議の内容は不明だが、「思想対策問題」が文部省を巻き込む問題として幣原内閣の下で認識されていたことは重要であろう。

そして、もう一つは教科書局長であった有光次郎の日記中の記載である。二月六日の省議において、「教授ガ校外デ共産党ノ宣伝スルコトヲ禁ズルコトハ困難、校内ニテハ嚴重ニ取締ルコト。校内ノ政治教育討論会奨励ハ公民教育ガ主眼ニシテ、具体的ナ政党ノ政策、候補者ノ批判ヲ指向スルモノニ非ズ」とされた。民主主義教育を進めるなかで、あからさ

まな抑圧策をとることはできなかつたものの、注視は始まっていたのである。

二月五日から開催された帝大総長会議では、「学生主事制度廃止に代る厚生関係書記、事務官の設置」（『大学新聞』第五一号、四六年二月一日）が協議された（三月の各帝大官制改正で実施）。

二月二日の地方教学課長会議における田中学校教育局長の「教育勅語」擁護の訓示はよく知られるが、そこでは次のような発言もなされていた（『文部時報』第八二七号、四六年四月）。

現在我が国に於てはあらゆる方面に於て著しい混乱が見られるのでありますが特に思想的方面に於て此の点は顕著であり、いはゞ現下の日本は思想の混乱時代に直面して居るとも云へるのであります。戦時中の軍国主義や極端なる国家主義はたとへそれが間違ひであるにもせよ其処にはそれなりに秩序があつたと思はれるのであります。然るに今日におきましてはそれがないのでありまして思想的政治的社会的の混乱を来し無政府主義的の混乱を見るに至つて居るのであります。私は軍国主義乃至は極端なる国家主義自体を日本人の欠陥とは考へないのであります。かゝる主義に長い間乗ぜられ引きずられて居た我々日本人の無自覚、我が国民性の欠陥こそ恐ろしいと考へて居るのであります。現下の思想的危機、思想的アナーキーに対し穩健中正にして国家の根幹たるべき国民の養成の任にあたり、国民性の陶冶に専念すべき教育者の任務こそ極めて重いといはねばならないと思ふのであります。

学校教育局長としての「軍国主義乃至は極端なる国家主義自体を日本人の欠陥とは考へない」という発言や、「思想的アナーキー」を嫌悪して「道徳的秩序の確立」を最優先する考えの表明は、「民主主義」に対するもう一つの把握というメッセージを第一線の教育関係者に与えることになつただろう。「民主主義教育の実施」といいつつ、その内実は「日本的民主主義」であるという軌道修正が再びなされはじめたのである。したがって、田中の訓示は「教育は政治の埒外に厳然として立つて居らなければならない」とつづき、頻発する「学校騒動又は盟休」については「共同体的、家族的な解決をなすべき」とする。

この前後と推測される田中の草稿（「田中耕太郎関係文書」、国立教育政策研究所所蔵）には、（学校で）「何か問題が生じた場合には家族的自治的に解決すべきで、内部の紛擾を外部へさらけ出すのは家族たる学校の恥辱であります。特に学生生徒諸君は自由主義をはきちがへて我がままになつてはなりません」とある。また、茨城県の土浦高等女学校などで学校管理をめぐる紛糾が頻発する事態に、田中局長は「学園には不動の秩序があり、教育者には厳たる使命がある、被教育者たる生徒が学校経営に参加するやうな形は学校の本分を逸脱するのみならず、学園が労働争議を模倣してゆく根本的な考へ方が間違つてゐると思ふ」（『朝日新聞』四六年四月一九日）と、学校管理禁止の強硬姿勢を示した。

こうした教育観をもつ田中は、四六年五月、安倍能成に代わり、文相に就任する。そして六月一四日の地方長官会議の場でも、同様な発言をする。「既往の軍国主義や極端な国家主義が誤謬であり不正であり、罪悪であることを忌憚なく勇敢に承認し、改心した放蕩息子の謙遜さを以て過去の罪業を悔ひ、新なる生活に精進する決意をすることが必要」と述べる一方で、「道徳や秩序を無視して、自由主義も、民主主義も、平和国家も文化国家も考へ得られない」とする。そして、「学校管理」と言ふやうな病理的現象などについて、「荊除」という強い表現で封じ込めを求めるのである（「戦後教育資料」、国立教

育政策研究所図書館所蔵)。

さらに九月六日の貴族院予算委員会(第三分科会)で、田中文相は、学園の「秩序ヲ紊ル」学生・生徒に対する処分において「学校当局ハ今日矢張り確信ヲ失ツテ居ル向モアル」として、「学校当局ハ道德及ビ秩序ノ維持、斯ウ云フ方面ニ於テ儼然トシテ学生、生徒ニ臨ンデ貰ヒタイ」と述べている(『貴族院委員会議事録』)。一二月七日の帝大総長・官大学長会議でも、学生の「一部の者は往々自己の本分を逸脱し、この自由を濫用し学園—学園を政治闘争の舞台化し学園の秩序をびん乱しつゝある」として、大学当局が「今後とも一層学生がその本分を逸脱し学園内の秩序を乱ることのないように適当に指導せられることを切望して止まない」と発言している(『文部時報』第八三六号、四七年一月)。

なお、教員組合についての文部省の姿勢もこれと同様である。四六年四月一日付の地方長官・学校長宛の文部次官通牒では、地方長官会議における安倍文相の訓示(二月二五日)——「其ノ過激ニ流レタリ一派ノ政治運動ニ利用サレタリスル悪弊ヲ深ク戒メツ、其ノ健全ナル発達ヲ望ム」——を示し、「教員各自ニ対シテハ個人トシテ自己ノ所信ニ従ツテ政党政派ヲ選ブコトハ随意ナルモ其ノ本職タル教育ヲ困却シ校内ニ党争ノ種ヲ蒔キ青少年ノ教育ヲ乱スガ如キコトハ絶対ニ之ヲ禁止スル様致度」という指示を与えている。この指示を管下の各学校に通牒するにあたり(五月二日付)、岐阜県恵那地方事務所では「組合ヲ結成シ自主的ナル活動」をなすことを「当ヲ得タル」としつつ、「動々モスレバソノ言動ニ於テソノ志向スル所ニ於テ大イニ反省ヲ要スルモノナキニシモアラズ」という現状認識を加えている(以上、『岐阜県教育史』「史料編 現代一」)。

この岐阜県の事例をみると、文部省が組合の「健全ナル発達」という認識を示すだけで、地方は即座にその現状の「大イニ反省ヲ要スルモノ」=不「健全」性を正そうとする行動に出ることがわかる。こうして暗黙裡に教員組合に対する抑制が強められていったわけだが、おそらくそれは戦前の中央と地方・学校との関係そのままであろう。

二 新たな教育統制へ

1 学生運動抑圧の再開

郷土教育協会編『日本教育年鑑』一九四八年版は、「新日本教育の展開」の第一期を「終戦より米国使節団渡来まで」とし、「この期間は旧日本教育改造の応急処置がとられた時期で、混沌の時代であつた」と位置づけた。前節では、「教育錬成」体制が「民主主義」教育体制に移行していく過程におけるほぼこの時期の、主に文部省の守旧ふりと革新性の混在と交錯をみてきた。前田多門文相・安倍能成文相、田中耕太郎学校教育局長ら文部省トップのなかにも、この守旧と革新の要素は矛盾することなく同居していた。

ついで『日本教育年鑑』は第二期を「新日本教育体系の形成された準備段階」、第三期を「新日本教育展開の第一歩の時期」とするが、その一九四六年四月以降については、アメリカ教育施設団の報告書、「教育基本法」制定と「教育勅語」失効、教育刷新委員会（審議会）、初等・中等・高等の各教育の再出発、女子教育や社会教育の本格的展開、「民主主義」教育の転回など、膨大な教育史の先行研究の蓄積がある。これらすべてのなかに本書の主題とする「思想統制」との関連を見いだすことができるはずであるが、その抽出は私の手にあまるどころであり、本節では「文部省の治安機能」という観点に立ち戻って、おおよそ一九五〇年代前半までの学生運動の抑圧統制の問題に焦点を絞ることとする。

一九六八年一月一八日の中央教育審議会に、灘尾弘吉文相は「最近、相当数の大学において紛争が生じ、学の内外的における過激な学生の行動はしだいに深刻な様相を呈しております」という現状認識を示して、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」を諮問した（「文部大臣の諮問理由説明要旨」「中央教育審議会 運営委員会配布資料」第一五冊、国立公文書館所蔵）。同年一二月一六日の第二四特別委員会に配布された「戦後の学生運動の動向」では、次のような時期区分をおこなっている。

- 第一期（二〇年～二四年） 終戦から第一次全学連結成初期
- 第二期（二五年～三〇年） 第一次全学連の反帝→暴力→日常闘争期
- 第三期（三一年～三五年） 第二次全学連の運動再建→路線転換→安保闘争期
- 第四期（三五年～三九年） 全学連の分裂混乱期
- 第五期（四〇年～現在） 学園紛争を中心とする活動上昇期

この第一期と第二期の前半について、五四年六月二五日付で文部省大学学術局の作成した「学生の政治運動に関する教育行政上の観点とその対策」（「戦後教育資料」所収、国立教育政策研究所図書館所蔵）は、「組織発展期（昭和20-22年）」、「活動第一期（昭和23-25年）」、「活動第二期（昭和26-現在）」と細分している。「組織発展期」の主な活動は「学内における教官追放運動、学生による生活支援運動、在外同胞救出運動など」で、「大学単位による活動が中心であった」。「活動第一期」は四八年の「国立大学地方移譲反対、授業料値上反対など」を掲げた教育復興闘争を契機とし、「主として大学の学生教官に直接関係のある目標をかかげて、全国的な規模の反対闘争を発展させる方向」をとり、「次第に占領政策反対の政治的色彩が濃厚になってきた」とする。「活動第二期」は「明瞭に政治的目的を持った組織的活動により全国的に統一戦線を形成しようとしている」。文部省「教育の問題としての学生運動」（一九五二年七月、「有光次郎

関係文書」所収)でも、ほぼ同様な把握がなされている。

このような文部省的観点からの時期区分では、一九四八年と一九五〇年ないし五一年を戦後前半期の学生運動の画期とみなしていることがわかる。四八年を画期とする一つの指標は、九月の全日本学生自治会総連合(全学連)の結成であり、文部省の学生運動への抑圧統制本格化の契機となるのが、七月の森戸辰男文相の「教育復興と学生運動」というラジオ放送と一〇月一八日付の文部次官通達「学生の政治運動について」である。それらについてはすぐに後述するとして、前史をみておく。

前史の起点となるのは、前述した四六年一月一七日付の文部次官通牒「教職員及学生生徒ノ政治運動及選挙運動」である。直接的には総選挙実施を控えて、「特ニ校内ニ於ケル教職員及学生生徒ノ政談演説若ハ特定政党、特定者ノ支持乃至推薦行為等(文書ニ依ルモノヲ含ム)ハ厳ニ之ヲ禁止スルコト」を目的とし、政治運動規制一般へ広げるという意図を含んでいたが、実際の運用は抑制的だった。その後の田中耕太郎学校教育局長・文相の発言は前述した。

四七年二月、文相が田中から森戸辰男に交代する際の「文部大臣引継事項」(「森戸辰男関係文書」所収、広島大学図書館所蔵)には、各局から提出された五四項目が並ぶが、そこには学生運動関係の事項はなく、まだ文部省の懸案事項に上っていなかったことを推測させる。一月三日、「学園の民主化」「学園の復興」をスローガンに「宮城前広場」で開かれた関東大学高専連合学生大会には約三万人が参加し、官庁街でデモ行進も実施され、「二・一ストの前せう戦」的な盛り上がりを見せたが(『早稲田大学新聞』第三八号、四七年一二月一日)、文部省は静観したようである。

四七年四月の総選挙を前に、三月一九日付の『帝国大学新聞』(第一〇一九号)は、「学内に於て政談演説、特定政党を支持、候補者の推せん行為は禁止する旨」の四六年一月一七日付の通牒は「まだ効力をもっている」という、有光次郎文部次官の談話を掲載する。その一方で、四七年二月、東大では田中文相の更迭と「諸情勢の推移」を考慮して、「政党支部の学内支部を認める方針」を決定し、日本共産党東大細胞を学内団体として公認するということがあった(『帝国大学新聞』第一〇一七号、四七年三月五日)。文部省では、四六年一月一七日付通牒の具体的運用は各学校管理者に任せるという方針をとっていた。

四六年一月一七日付通牒の考え方は、四七年三月に公布された教育基本法第八条(政治教育)第二項に、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定された。調査局「第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書」(鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』)では、これに関連して「学生の政治運動について如何に考へるか」という問を想定し、「学生の政治運動については本条は関係しない。学生が政治上の自由討議をなし、それに伴うある程度の政治運動をすることはみとめなければならぬと思う。たゞそこには自ら教育の目的の達成を著しく妨げるような、又学園の秩序を乱すような政治運動は許されないという制限が存する」という答を用意しているが、それは実際の運用にならった抑制的なものであった。ここまでの前史といえる。

四八年になると、学生運動が活発化し、六月二六日、国立校の授業料値上げの決定に対して、全国大学高専学生代表者会議の決議に応じた全国一斉の同盟休校に一一三校が参加した。九月には全学連(全日本学生自治会総連合)が結成された。

ストに先立ち、「盟休は不穩当」（日高第四郎学校教育局長談話、『読売新聞』四八年六月二二日）と警告を発していた文部省では、これを契機に明確に学生運動抑制の方向を明らかにする。それを端的に示すのが、六月三〇日の衆議院での学生ストに関する緊急質問への森戸文相の答弁である。より詳細な「学生ストに関する国会答弁要旨」という草稿メモ（「森戸辰男関係文書」所収）を参照する。そこでは、教育基本法第八条第二項について一步踏み込んだ解釈がなされている。すなわち、「学生が学園内において自主的になす政治的活動について本法は触れていない」としつつ、「学園の秩序をみだし学園を政争の渦中に投ずるような行動は当然抑制せらるべきもの」とするのである。さらに、校舎の使用などにおいて「特定の政党を支持し学校を政治的紛乱に導く傾向のある場合」は、それらの使用を禁ずることができる、という新たな「抑制」の手法を示す。また、東大の共産党細胞公認については、憲法上「政党の支部的存在を禁止することは出来ない」としていたが、文部省の対応として「この種運動の限界を明確にして学生運動の画然とした限界線」の提示を予告する。

文部省では、七月一三日、大学高専に同盟休校の状況と学校内の政治的団体についての調査報告を求める（『帝国大学新聞』第一〇八九号、四八年九月一六日）とともに、七月一六日、森戸文相が「教育復興と学生運動」と題するラジオ放送をおこなう。「学園を政治的な闘争と混乱の巷と化することは、教育と研究の場としての学校の存在を脅かすことになる」として、学校当局は「学生の本分から生ずる限界を明らかにし、その逸脱にたいしては明確な処理を講ずべき」と述べた（「学生問題に関する資料」所収）。

そして、先の「学生運動の画然とした限界線」の提示が、一〇月八日付の国公立大学長ら宛の文部次官通達「学生の政治運動について」であった（「学生問題に関する資料」所収）。ここに戦後文部省の学生運動抑圧は再開されたといつてよい。「学生の政治運動の限界」について、「学校は政治的中立性を確保しうる学園の秩序を維持しなければならない、かかる秩序を乱す様な学校内の政治的活動は許さるべきでない」とする。注目すべきは、先の「学生ストに関する国会答弁要旨」および「教育復興と学生運動」の放送から、さらに踏み込んだ内容を盛り込んでいることである。「特定の政党の支部又はこれに類する学外団体の支部を、学校内に持つことは極力回避さるべきである」とし、全学連を念頭において「学外の横断的組織」が「個々の学校の意志を外部より拘束する様なことは学生自治運動の性格からも許さるべきでない」とし、さらに「学生運動が労働運動に範をとり又これと協同することは適当でない」ともするのである。それらの強硬姿勢を示しつつ、「如何なる限度で学校内の政治的活動を容認すべきかは……それぞれの学校において決定せらるべき教育行政上の問題」として、文部省の関与を表向き回避しようとしている。

この通達は新聞で「学園の政治活動にワク」と報じられたが、当時の論調は「学生政治運動抑圧は当然」（『読売新聞』一〇月一三日付「社説」）、「学生運動を誤るな」（『東京新聞』一〇月二六日付「社説」）などであるように、これにほぼ肯定的で、学生運動に批判的だった。そのなかで『東京大学新聞』第一〇九三号（一〇月一八日）の、「文部官僚はかかるあいまいな形式で一応責任を回避しながら、実質的には通牒の宣伝的效果により、各学校当局者にバックをあたえ、学生運動を全面的に禁止することを意図している」という観測が的中する。

『東京大学新聞』から該当記事をひろえば、すでに次官通牒に先立ち、学生運動抑圧が

はじまっていた。東大経済学部では、九月の全学連全国大会の会場として教室使用を拒否した（第一〇九〇号、九月二三日）。秋田師範では、一〇月四日、「学校の許可なく学生大会を開いたという理由だけで」、自治会委員長ら四名を退学処分になっている（第一〇九四号、一〇月二一日）。そして、次官通牒が発せられたのを受けて、「各地で弾圧しきり」となり、「全学連書記局に入れた情報によれば法政大学では共産党細胞の次官通牒反対声明を学生課長が引裂いており、東京文理大では通牒の出た翌日同校の細胞事務所が閉鎖され、更に第二師範では自治会委員長に対し校長が細胞の政治活動禁止もしくは制限すると言明、東京女高師では党員の一生徒に対し寄宿舎の退寮を命じた等々伝えられ学校側では通牒適用を先ず共産党員の弾圧として現れて来ている」（第一〇九五号、一〇月二八日）という事態が現出する。また、文部省に生れていた職員組合が「教学局化を防げ」として、次官通牒の検討に乗りだしたという点も注目される（第一〇九六号、一一月四日）。

『早稲田大学新聞』第五三号（四八年一一月二二日）にも「学生・弾圧と闘う」という見出しで、各地の情報が掲載される。一つだけあげれば、一一月五日、明治大学では、「学生は政治実践の面においてはおのずから限界がある」として、「学内における政治活動は秩序を乱すと否とに拘らず一切これをしてはならない」などの「弾圧四項目」を表明したという。

大阪大学では、一〇月二〇日の評議会で、学内における「政党的政治活動は認めない。従って今後政党支部の設置などは認めない」と決定した。また、「学内集会は届出認可制度、学内諸団体は届出制度、学内掲示は届出認可制度」とすることも決まった（「学生問題に関する資料」）。

文部省では、「本通牒をもって学生運動を不当に断圧する意志はないのみならず学校長がこれを断圧の手段に利用しているなどは考えていない」という姿勢をとった（「学校教育局における国会答弁資料」、「大田周夫関係文書」所収、一九四九年一二月か）が、実際にはこの通牒を契機に学生運動への抑圧は強まった。そして、文部省ではそれらを把握するために、各府県や大学などに「教員、学生等の政治的活動の現況報告」を指示している。四九年二月二五日付の集計によれば、過半は小学校や新制高校の教員に関するものだが、山形高校・秋田師範・長野師範の学生運動の事例が報告されており、さらに「相当数の教員並びに学生の共産主義化の事実があると推定できる」として、「対策上の問題」を次のように列挙する（「戦後教育資料」所収）。

- 1 根本的対策としては、健全な民主主義精神の教育及び教養を徹底させて、十分な批判力と思想的抵抗力を国民一般に与えることが必要であるが、これには時をかさねばできない。
- 2 教育基本法第八条第二項を、学校教育の政治的中立性と、教育的自主性とを十分確保しうる様、修正することを研究しなければなるまい。
- 3 教育公務員特例法中、教員の政治的活動について、適当な制限を設けることが必要であろう。

早くも教育基本法第八条第二項の「修正」などが検討課題に上っているが、実際にはこの時点では先の文部次官通達「学生の政治運動について」にそった態勢の整備が図られた。まず、四九年二月一日、「学校施設の確保に関する政令」を発して、「学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止」することを規定した。学生らの集会などの

ための教室使用を封じるもので、学校施設に対する管理が強められた。さらに、四月二八日、「ビラ、ポスター類の掲出に関する件」を閣議決定した。「国の庁舎又は施設の管理者は、当然管理権に基いて必要な規制をすべき」として、ビラ・ポスター類の事前許可制、「管理者はその内容を審査して政治的目的を有するもの或は官職の信用を傷つけるようなものは許可しないこと」などを規定している（「大学問題に関する資料」所収）。

四九年三月時点で、文部省の「学生の政治運動」についての認識は、「昨年六月の授業料値上げ反対運動乃至授業料不払運動以来特に著しい動きは見られない」（文部省「第五回国会における答弁資料」、東京大学教育学部図書室所蔵）というものだったが、ちょうどこのころから学生運動は再び活性化していく。大学法案反対をスローガンに、全学連のスト決定を受けて、ピークとなる五月二日にはスト参加校は全国で一〇五、学生一〇万人に達した（郷土教育連盟編『日本教育年鑑』一九五〇年版）。のちに文部省の作成する「教育の問題としての学生運動」（五二年七月）では、「全学連は二月教育防衛闘争を決議し、大学管理法案反対一日ストが続発し、その処分反対の闘争が展開せられ」とされる。六月三日、京大では全学連の学生が学長を学長室に長時間閉じ込め、警官隊と衝突する事件がおこった。

これに対して、六月一九日、高瀬荘太郎文相の談話として「学生ストに警告」が発せられた。「その運動が、多数の学生の意思を無視する一部少数学生による独裁的傾向を示していること、また外部の学生あるいは、その他多くの外部団体等の勢力によつて支配される兆候がみとめられる」として、「暴力の行使は学園の秩序も否定し、学園の權威を破壊し、その自主性を無視するものである」と断じたのである（「大学問題に関する資料」所収）。

五月三十一日付で文部省の機構改革がおこなわれ、学校教育局は初等中等教育局と大学学術局（局長劔木亨弘）に分離され、後者の「学生生活課」が主に学生運動を担当した。その学生生活課が作成したものに「昭和二十四年度 学内学生団体に関する資料」（東京大学教育学部図書室所蔵）がある。「学内の学生団体」「最近学校当局と学内学生自治団体との間に催された会合」のほか、次のような項目で報告が求められているように、学生運動の現状と学校当局の対応策の把握に焦点が絞られている。函館水産専門学校の場合を例に引く。

三、学生運動の現段階における傾向特徴特記すべき事項

学生運動の現段階は低調

四、学校当局の学生自治団体に対する指導方策

学生の本分に悖らぬ範囲に於て学生の自治活動はできる限り助長する方針をとる、しかし自治の名をかりて勝手な行動は断固として許さず。

五、学校当局のもつ四のための連絡機関

厚生補導課—厚生係・生徒係

教官—課長・参与

六、校内における学生団体の掲示の扱い方

届出によつて許可を与える

七、学生の一日の平均出席率

平均 九〇%

八、最近学生大会の出席者数

七〇%

他の学校の「指導方策」の項をみると、「教授会により、教官中より対策委員を選び生徒課委員（教官）と一体になつて積極的に教職員生徒協議会を開きそれを通して指導している、効果が全生徒に及ぶように特に配慮している」（第二高等学校）、「次官通達による学生運動に対する指示範囲による」（奈良女子大学女子高等師範学校）などのように態勢の整備が進められる一方で、私立大学のなかには「独立自尊の精神に基き学生の自治を重んず」（慶応義塾大学）、「特になし」（法政大学〔法政工業専門学校〕）というところもあった。

この調査は四九年夏ころまでになされたと推測されるが、学生生活課では一〇月にも「学生政治運動に関する学校側の処置」をまとめている（「学生問題に関する資料」所収）。各大学からは、学長・学生部長名のほか、「厚生補導部長」「補導部長」名で報告が寄せられており、「厚生補導」が新たな学生運動対策として整備されつつあることをうかがわせる（新制大学の発足にともない、文部省では各大学の事務機構の基準として「厚生補導部」の設置を求めていた。事務局とは別に、補導・厚生の一課から成る厚生補導部を設けるほか、各学部の事務部にも厚生補導係を設けるとされた〔『東京大学学生新聞』第一五・一六号、四九年六月二八日・七月八日合併号〕）。いずれも内容は「政党的政治活動は認めない、従つて今後共、政党支部の設置など認めない」（大阪学芸大学）という前年一〇月八日付の文部次官通達「学生の政治運動について」にそつたものだが、一部では「研究団体或は文化団体であつても特定の政党と連絡を保つ活動は認めない」（和歌山大学）という拡張的運用もなされている。具体的な「学生補導」は、補導部を中心とする「補導協議会」などによる自治会統制として実施されているが、早くも九州工業大学のようにかつての「指導教官制度」を採用しているところもある。

また、東北大学では四月に就任した高橋学長のもと、「共産主義教員及び学生について注意を払」い、「教員中には、共産党に入党している者が、いかどうか検察庁警察について問合せている」という警戒ぶりである（「東北大事件について」「戦後教育資料」所収）。東大では学生大会を強行（教室の不当使用・授業の妨害）したことを理由に、六月一日、戦後初めて二〇名の学生を停学処分にした（『東京大学学生新聞』第一三三号、四九年六月八日）。総じて各大学では学生運動抑圧の態勢を急速に整備し、文部省の示す抑圧方針を忠実に、時にはそれ以上の熱心さで実施しようとしているといえる。

先の六月一九日の大臣談話「学生ストに警告」後の、文部省のとつた新たな抑圧策は、九月二二日付の学校教育法施行規則第一三条の「懲戒」に関する規定の改正である。「従来学校の秩序を乱しその他学生又は生徒としての本分に反した者」については、その第一項の「性行不良で改善の見込がないと認められる者」を拡張解釈して運用してきたが、「明確を欠くきらいがある」として（京大における学生の放校処分に批判が高まっていた）、文部省令を改正して、「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」という規定を付け加えた（次官通達「学校教育法施行規則第十三条の改正について」、「学生問題に関する資料」所収）。新聞はこれを「学内乱す政治活動 学校長に処分権」と報じた（『読売新聞』四九年一〇月六日）。

ここまで文部省の学生運動に対する抑圧の再開についてみてきたが、実は文部省の治安

機能の復活は教職員組合運動への抑圧により顕著にみられた。教育基本法第八条第二項の解釈も、主に教員の政治活動の限界に焦点があたっていた。文部省では、四九年六月一日付の東京都教育長宛の回答（同年二月一二日付照会に対する）「教育基本法第八条の解釈について」で、学校外においても「教員が学校教育活動として、または学校を代表してなす等の行為は、学校の活動と考えられる」などの見解を示した。宗像誠也は「厳格にこの趣旨が守られる限りにおいて」、「法八条の具体的解釈としては、殊更に歪めた解釈であるとは言えない」としつつ、この前後に地方でなされた対応には「多くの場合教師の自由がかなり狭められるような傾向があらわれている」と指摘する（『政治教育と政治活動』『教育』四九年九月号）。

宗像が具体的に指摘するのは、埼玉県や茨城県の事例である。六月一日決定の茨城県教育委員会「公立学校における政治活動に関する政策」をみると、「教職員は個人的な政治的自由を与えられてはいるが、教師自身の道徳律に従って行動すべきである。即ち父母やその他の人々に、教職員はその本来の義務と地位からして政党の活動者であるよりはむしろ教育者であることをよく認識していることを実際の行動の上に示すべきである」とある。また、六月三〇日付の埼玉県教育委員会「学校内における政治活動について」にも、「学校の教職員はすべて国民の奉仕者であるから、政治的の行為についても、社会の非難をうけぬように努めなければならない。教職員は個人的には政治に関連をもつ自由が与えられているが、一方では自らの職務上の義務と地位とにかんがみ、政党のために奔走する前にまず教育者であることを認識し、それを実際の行為で示すべきである」とある（以上、「学生問題に関する資料」所収）。宗像は、「政治教育の中立性の要求が、教員の政治的活動一般の禁止的制限の口実にされることは嚴重に警戒されねばならぬのであつて、いわんや現に教組に対する全面的禁圧が始つている如くであることは、明らかに不当であると断ぜざるを得ない」（『政治教育と政治活動』）ときびしく批判する。

公立学校などの教職員の政治運動制限や組合運動の抑圧に文部省・地方文教当局の治安機能は発揮されはじめたわけだが、それは学生運動抑圧とも連動する。何よりも、上記の通牒類が大学学術局学生生活課の作成した「学生問題に関する資料」に収録されていることが、それを示そう。すなわち、教育基本法第八条第二項を拡張解釈して、学校内外の政治運動を禁圧することは、学生においても該当し、適用しうるという扱いである。

さらに、社会教育局においても「勤労青年の左翼化の著しい傾向」に対して対応を迫られていた。次項の範囲となるが、五〇年七月の「第八臨時国会における答弁資料」（東京大学教育学部図書所蔵）中の社会教育局の作成した想定問答では、この問いに対して、「戦後の社会の変動の大きな流れの中にあつて、感受性のつよい青年が思想的に動揺することは一応無理からぬこと」としつつ、「一日も早く青年が確乎たる中正な思想を持つ」ための社会教育的な対策を列举する。職場における「労働文化講座」の拡充、「青年学級」の設置、地域職場における青年団活動などである。また、「反社会的行為は、最近に至つて思想問題ともからんで、憂慮すべき事件を頻発せしめて」として、「家庭教育の振興」（公民館への「家庭教育相談所」の設置など）にも言及している。

ところで、この前後から、文部省とは別に学生運動への抑圧がはじまりつつあった。戦後の治安体制の一翼をなす法務府特別審査局の活動とGHQの直接的な関与である。すでに、特審局が四八年九月に部内資料として作成した「学生運動の動向」では、四七年末以

来の「教育復興闘争」に触れ、全学連の結成について「かくて赤い学園をねらう極左派の動きは全国学生戦線統一近しの声と共に益々その企図を逞しくしてゆくであろう」と観測していた（拙著『戦後治安体制の確立』参照）。

そして、四九年八月一三日付で各都道府県知事宛の特審局長名の通牒「全学連等の団体等規正令による届出について」を發する。「近時国立学校設置法、教育職員免許法等我国文教政策の一に対する反対運動に止まらず、諸般の基本的国策に対しその改廢、撤回、変更等を要求し、或は批判論議を加えるなど政府の政策に根本的に影響を与える事を目的又は行為としており」という判断に立って、団体規正令にもとづく「都道府県学連以上」の届出を義務づけたのである。この通牒は「参考の為」として文部次官・各直轄学校長にも通報された。そこでは、「学校内の単一自治会」についても「今後その動向につき常時当局と厳密な連絡を保持」することが要望された（「学生問題に関する資料」所収）。八月下旬からは、北海道地方学連、宮城、東京などの各都県学連に対して届出の勧告がなされたほか、「東京都千代田区に於て政治的、思想的活動をなす学生の団体に対して内密に調査が行われている」という（『東京大学学生新聞』第二三号、四九年九月二六日）。

一九五〇年六月、教育刷新審議会は『教育改革の現状と問題』を編集刊行した。その「第九章 学生生徒の生活」において、学生運動の高まりと抑圧統制を述べたあと、「しかも学生運動は平静になる模様がなく、そのおもむくところ遂には学園を無秩序と混乱に陥らしめ、学校当局の自主的解決によることが極めて困難な状態に陥ろうとしている」と予測している（日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第一三卷所収）。実はこれが刊行される時点で、学生運動はレッド・パージ反対闘争と交錯して展開しつつあった。それに対する文部省・学校当局のさらなる抑圧統制については、項を改めて論じることとする。そこで、GHQの学生運動への直接的関与についても触れる。

2 「学生補導体制」の確立

「東北大学におけるイールズ講演妨害事件、五・四運動記念デモ、北大学生の講演不法占拠事件等いわゆる全学連の指令下にその傘下の学生団体の手による学園内の政治活動がとみに活発となった」として、一九五〇年五月一七日付の『読売新聞』の社説「学生運動とその限界」は、次のように論じた。

学園内の秩序を維持し最高学府としての權威を保つためには、文部省当局も大学当局も、この際学園内における破壊的な左翼学生の政治的諸活動について抜本的な対策と処置を講ずる必要がある。いたずらに法規の末端にとらわれて明確な大学の自主的な管理行政をさえ行いえず、少数学生の政治的な圧力によって、その行動が左右され、動揺するようでは、一般学生の動向に及ぼす影響も少くないだろう。

六月五日付の『朝日新聞』社説「人民大会事件と学生運動」でも、「一般の極左的労働運動の方向に沿うというよりも、むしろその前衛をかつて出ているかの印象をさえ与えている。寒心にたえないことである」という。こうした学生運動を非難し、「抜本的対策」を求める論調は、当時一般的であった。それを追い風に、文部省・学校当局は抑圧統制を本格化する。

五月三〇日の民主民族戦線東京準備会によるデモのなかで五名の米軍人に対する暴行

事件が起こると、六月二日、警視庁では都内の集会・デモを禁止する「都条令」を発した。『東京大学学生新聞』第四九号（五〇年六月一五日）は「学園襲う都条令旋風」の状況を報じるとともに、「映画の試写会すら官憲が禁止を指令し、学校側がこれに従うとするならば、自由な学園は一変して支配階級の下請機関と非難されてもやむをえないという外はない」と批判する。

文部省でも対応を急いだ。六月一三日には、「最近学生の一部において外部勢力と提携して政治運動社会運動の渦中に投げ学生の本分にもとり、国家社会の期待に反すること甚だしいものがあるから一方には不当な行動にさいし嚴重な処置をとると共に他方には斯かる事態を生む原因の除去に最善の努力をしたい」という天野貞祐文相の談話を発表する（同前）。ついで、一七日付で劔木次官名の通達「学生運動について」を発する。これは、一三日の国立大学長会議小委員会で協議されたもので、次のような内容である（「学生問題に関する資料」所収）。

- I 文部大臣から大学に対して要望し、学長において了承せられたこと。
 - 1 各大学は、中正なる学生生活の助成に努め、教授、学生が一体となつて、学生の本分を逸脱することのないよう正しく且つ強力に推進されたいこと。
 - 2 学内の集会等は、学校が自主的に十分に指導監督し、学校の秩序維持のため厳格なる態度をもつて臨み、且つ、学外の政治的集会、デモ等にも学生を参加させないように指導すること。
- II 各学長から文部大臣に要望し、文部大臣が善処を約されたこと。
 - 1 教育基本法第八条の改正について文部省において早急具体的に考究すること。
 - 2 学生のための厚生指導の組織及び諸施設を整備強化し、学生生活の改善をはかることのできるような予算的措置を講ずること。

また、この前後、地域ごとに開かれた厚生補導課長会議の場で文部省の係官が「地方大学をオルグ」し、「反共の学生組織要請の基盤を作る思想善導」を試みているという（『東京大学学生新聞』第五〇号、五〇年六月二二日）。こうした通達やオルグにもとづき、各大学では学外運動をおこなった学生の処分などを断行した。「東大では六・三スト以後の平和集会、請願集会などを強行し、学生の本分にもとつて学内秩序を乱した理由により、七名の学生を退学、無期・有期の停学処分に付し、ついで早大でも同様な理由から七名を退学或はけん責処分に付した」。朝鮮戦争惹起にともない、反米的ピラが各地で配布されると、「勅令三一一号違反容疑として、全国五十数カ所の学連拠点が、七月十三日午前六時に国警、自治体警察による一せい搜索されるに至つた」（以上、郷土教育連盟編『日本教育年鑑』一九五一年版）。

学生運動は九月から一〇月にかけてレッド・ページ反対闘争として再び高揚するが、ここでも文部省の強硬姿勢は貫かれた。九月二九日、劔木文部次官は南原東大総長に対して、「今次学生運動の行き過ぎに対して断固たる処置をとるよう要望した」（『読売新聞』五〇年九月三〇日）。一〇月一七日、早大での「平和と大学擁護全学生大会」に参加した学生が、一〇・五ストの責任者二六名の処分に反対して大学側に抗議するなかで、警官隊が導入され、一四三名の検挙者を出した。この事件を機に文部省では全学連の解散を求めていくが（『読売新聞』一〇月一九日）、大橋武夫法務総裁が「全学連の頽勢必至とみて解散は時期尚早」と判断したため、天野文相は「教育基本法を改正して学生の政治活動を一

切禁止する」という方針に転じた（同、一〇月二〇日）。「二十日には全学連の指示下に全国ストが行われる予定で、東京では警視庁が予備隊二千五百二十名と管下七十三署全員を待機させ、各大学を厳重に警戒するというものものしきであつた」（『日本教育年鑑』一九五一年版）。

一月二五日、衆議院で学生の政治活動について問われた天野は、「学生の政治運動に対処する法律を考えることが必要」と答弁している（『近代日本教育制度史料』第三四巻所収）。これは教育基本法の改正ではなく、学校教育法の総則第一条に「学生、生徒は特定の政治目的をもつ行為をしてはならない」という項目を加え、「学園の内外を問わず学生の一切の政治活動を禁止する」という骨子で、一二月の通常国会提出に向けて準備されたが（『読売新聞』一月二七日付）、提出には至らなかった。

年末には、「熱のさめた学生運動 “肅学”の薬が効く」と報じられるようになった（『朝日新聞』、一二月二九日）。のちに文部省の作成した「戦後の学生運動の動向」では、一九五〇年以降を「第二期」とし、その序盤を「コミンフォルムによる日共批判の影響を受け、全学連は目標を反帝反米に転じたが、これとともに内部分裂が深刻になり、以後一時活動が低調化した」とみている（「中央教育審議会 運営委員会配布資料」第一五冊）。それでも、「十一月までに五〇年度には学生運動によつて処分された学生は六千九名に達したといわれる」（『日本教育年鑑』一九五一年版）。

先の六月一七日付の文部次官通達「学生運動について」にあった、学長側の「厚生指導の組織及び諸施設」整備強化の要望は、「国立大学厚生補導協議会」の設立となって実現する。一月九日・一〇日、お茶の水女子大学で開催されたその設立総会における各大学からの提出議案には、「学生運動の現状並びに対策について」（秋田大学）や「学園秩序破壊者処置について（レッド・パージ）」（宮崎大学）などの「学生運動等について」という項目があり、この協議会がかつての学生生徒主事会議の復活であることがわかる（「戦後教育資料」所収）。新制大学としての発足に際して「厚生補導部」の設置が勧められており、すでにかんりの大学で学生政治活動への対応機関となっていた。たとえば、大阪学芸大学の場合、「本学学生の厚生補導に関する根本方針は本部に補導部、各分校に補導室を設けその責に任せしめる。補導部に補導協議会（本部補導部長、補導課長、各分校補導委員二名宛を以つて構成）を開設し問題につき審議し学長決済、或は評議会の確認の上之が実践に当たっている」（「学生問題に関する資料」所収）。

さて、学生運動が沈静化していた一九五一年に、文部省では大学に対する管理統制の強化に努める。その一つ、「大学問題対策（案）」では教育基本法改正は見送られたものの、学校教育法の改正、教育公務員特例法の改正、「大学管理法案」の準備がとりあげられた。このうち、学校教育法改正では前年に検討されていた「学生、生徒は特定の政治目的をもつ行為をしてはならない」という項目以外に、懲戒処分、文部大臣による学長への「指示又は勧告」などの条項を加える。すでに学校教育法施行規則に「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」という懲戒の規定を付け加えていたが、それを本法中に規定して、より威力を強めようとするのである。教育公務員特例法でも、学長の任免などに文部省の監督権を加えようとする改正をねらう。また、国立大学設置法や同法施行規則の改正も検討された。施行規則の改正案の場合、第二条を「学長は、文部大臣の指揮監督を受け、校務を掌り、所属職員を統督する」とする部分に、管理強化の意図は明

らかである（以上、「戦後教育資料」所収）。

のちに「26年末から27年にかけて、日共の方針（いわゆる極左冒険主義）もあり、過激暴力化の傾向を強めた」（前掲「戦後の学生運動の動向」）と概括される状況に対応して、文部省の学生運動抑圧は本格化していった。五二年半ばごろの作成と推測される「学生運動に対する措置」（「戦後教育資料」所収）は、その全体像を示す。三部構成で、まず「文部省においてとるべき措置」では、前述の「立法的措置」、「国公立大学間の連絡提携」、「関係官庁より得たる資料」の提供、「社会各方面の理解と協力」、警察との「協定」締結、そして「将来各大学の補導部機構の充実をはじめ学生の補導構成に必要な予算措置」が列挙される。警察との「協定」については後述する。

「大学側においてとるべき措置」では、「補導機構の充実」、「学生の自治活動の健全化」、「監督の徹底」、「不法行為に対する処分」の明確化、そして「警察等と常に連絡し学外団体の不当なる影響を排除すると共に情勢に応じて躊躇なく警察の協力を求めること」である。さらに「外部関係」として、警察に対する注文——「事態の收拾に当り万一にも逆効果の生ぜざるよう慎重に配慮すること」——がある。これらを貫くのは、第一に「厚生補導」の整備拡充、第二に警察との協調・協力関係である。それらの具体的な内容は、五二年三月一〇日作成と推定される「学生補導體制の確立について」という文書にうかがうことができる。次のような構成である（「戦後教育資料」所収）。

- 一 教授方法の改善
- 二 補導機構の確立 1 補導委員会 2 補導教官制度 3 厚生補導部
- 三 補導関係職員の研修及び協議会の開催
- 四 学園の政治的中立性の確保
- 五 学内秩序の維持確保
- 六 学生のための厚生援護事業の強化
 - 1 育英資金（奨学金） 2 アルバイト斡旋 3 消費の節減 4 健康管理
 - 5 リクリエーション等 6 厚生施設、設備

「教授方法の改善」では、「従来やゝもすれば陥りがちであつたような教室授業に興味がないために一部の学生が学問研究以外の諸活動に走るといつたことのないようようにつとめること」とあるほか、「課外活動」も教職員が関わって「健全な助長発達につとめること」とする。学生の関心を政治や社会からそらせようと懸命である。

「補導機構の確立」中にある「補導教官制度」は、「学生約一〇名—二〇名に対して一人の教授を補導教官として割当て、学生の相談に応じ指導に当らせる」というもので、戦前の「指導教官制度」そのままの復活である。すでに京大・茨城大・山梨大など国立数大学では、「指導教官制をとり全教官あげて学生の就職、思想、恋愛問題にまで相談相手となり効果をあげている」という（『読売新聞』五〇年九月三日）。

学生補導の「窓口」となる厚生補導部では、「個々の学生の学生指導要録（累加記録）の作成、情報の蒐集等」もおこなうとされる。「累加記録」とは「思想調査手帳」と推測される（この作成のために、五〇年度予算で「自治活動実態調査費」一九万円を計上、『東京大学学生新聞』第五〇号）。また、この文書では厚生補導部の人員の増加や地位の確立などにも言及されている。

「補導関係職員の研修及び協議会の開催」の第一にある「研究会」は、アメリカから派

遣されてきた講師により、京大・九大・東大で各三か月ずつ「補導の任に当る教職員に専門的な知識と技能を授け、もつて補導の適切を期そうとするもの」であり、すでに研修がはじまっていた。四九年七月二〇日付の『読売新聞』では「大学に「^{ガイダレン}厚生補導」 来年から開講 教授が学生の相談相手」と報じられた。そこでは、「変動する社会環境の圧力に学生が動揺して例えば過激な学生運動が起きればその收拾がつかず大学の存立さへ揺ぐという事態が起きた」という、現状の不備への対応策であることが示されている。

五〇年十一月の「国立大学厚生補導協議会」設立については前述したが、それとは別に地区別研究会・補導部課長連絡協議会という「自主的」な場が設けられており、文部省は「後援」にあたる。また、国・公・私立の各大学協会も補導関係委員会をもっており、文部省の積極的援助が言及されている。

五二年二月二六日、文部省主催の国立大学学生補導部長会議で、稲田清助大学学術局長は「厚生補導については従来のように補導部職員だけにまかせる事なく全教官が関心と責任をもつてあたる事が必要である、とくに最近のように外部勢力との連繋が活発のときには事態を正しく認識し断固たる措置が望ましい」と述べている（『読売新聞』五二年二月二七日）。

さらに九月三日から六日にかけて、私立大学を含め「問題を学生補導だけに限った戦後初の」全国学生補導部長会議が開かれている。文部省では「①学生の政治活動、学生補導につき②補導のための有効な教育方法③懲戒処分の目的と適用範囲④大学と治安関係当局との協調問題」という議案を提出した。「会議は全期を通じて討論、質問が低調で、結局文部省の意向にそつて」、「指導教官制」の設置（「指導教官を補導する教官」も必要とされる）、「高校との連絡会を設け、学生の動向をさぐり、補導を完全にすること」などの方向が打ち出された。注目すべきは、私大も含めた分科会で「学生処分は教育的に行い、学生を処分することで教育者の責任を回避してはならない」「特高的警察をやめない限り、そのような治安当局と協力することはできない」などの私大側の抵抗がみられたことである（以上、『東京大学学生新聞』第一三一号、五二年九月一八日）。総じて、この段階の「厚生補導」の重点は学生の政治活動の抑制にあった。

「学生補導體制の確立について」に戻ると、「学園の政治的中立性の確保」の項では、「政治的色彩を帯びるおそれのある」集会・行事、文化団体・学内新聞などにも十分に注意し、慎重な対応を求めている。社会科学研究会や学生新聞の発行などに警戒の眼が向けられるようになったのである。つづく「学内秩序の維持確保」の第一には、「学内新聞、学生の自治団体（文化、運動団体）等」についても「指導教授」を付すことが指示される。

「学内秩序の維持確保」の最後では、警察との協力・協調が次のように明記される。

- 4 学内における非合法団体の活動、不当なビラ撒布、貼紙、無許可の集会、行事等については、学校当局はこれが防止及び禁止を励行し、責任者の取締、処罰は厳に行い、必要があるときは時宜を失せず警察当局に連絡し、来援をもとめること。
- 5 学校内の秩序と雖ども一般社会全体の秩序の一環として考えらるべきことは当然である。而かも警察は治安維持の最終責任者である。従つて学校内と雖も学校内における学問の自由、教育の自由を害はない限りにおいて学校の治安維持の任に警察も当るのである。学内の治安維持のため、学校と警察との両者は、相互に理解と信頼と協力精神をもつて連絡を密にするようにつとめること。

やや執拗と思えるほど学校と警察の間の「理解と信頼と協力精神」を強調する背景には、五二年二月の東大ポポロ事件での紛糾があると推測される。その直後の国立大学学生補導部長会議で、稲田大学学術局長は「学校が秩序維持の実力がないとすれば警察の介入もやむを得ない場合もあり得る」と述べていた（『読売新聞』五二年二月二七日）。

五二年五月一日のメーデー事件に多数の学生が参加したことに対して、文部省では都下の大学学長と対策を協議し、「各学長から健全な学生自治運動を逸脱し、学問の中立性を裏切るものは十分な措置をとる強い決意が表明された」という（同、五月八日）。五月二六日の国立大学学長会議の場で、文部省は「一部少数の過激学生の行動に対しては断固たる態度で臨むこと、大学の社会秩序に対する責任を明かにすること、したがって警察その他の外部勢力による治安維持については十分理解をもち学生にも徹底させてほしいと要望」していた（同、五月二六日）。

大学学術局が五二年六月二五日付で作成した「学生の政治運動に関する教育行政上の観点とその対策」（「戦後教育資料」所収）の「6 学校当局者の指導方法 C 紛争防止の措置」では、「事前に警察と諒解をつけ、紛争を回避している」大学として、広島大・岡山大・東北大・早大・阪大・宇都宮大をあげている。そして、文部省の「7 教育行政上の対策 A 当面の措置」の第一にあげられるのは、「「集団示威運動等の秩序保持に関する法律案」「破壊活動防止法案」制定後の全般的な学内秩序維持上の問題について、治安当局と協議連絡する準備を行つている」ことである（「集団示威運動等の秩序保持に関する法律案」は成立せず）。

この「準備」の一つとみられるのが、「学校内の秩序の維持について」という通達案の草案である（「戦後教育資料」所収）。「学校と警察の両当局」が「相互に理解と信頼と協力の精神をもって連絡を密」にするためとして、七項目にわたる「具体的事例の処理」を規定しようとする。両当局の協議がどこまで煮詰まっているのか不明だが、文部省側の要望をまとめている。とくに警察権の学校内での行使をできるだけ「緊急止むを得ない事態」に抑制しようとして、「学問研究活動、教室内の授業その他学校の指導の下に行われる教育活動に対しては警察取締を行わないこと」「学校構内のパトロール等に関する治安警備の方法については、警察当局は学校当局と協議了解の上実施すること」のほかに、最後に「警察当局は、学校構内において警察活動を行う場合においても、思想取締の疑を起させるような活動を行はないう厳に注意すること」を加える。おそらく警察活動を制約するこうした処理規定を警察側は同意しなかったはずで、この通達は日の目を見なかったと思われる。文部省も各大学当局も「学内秩序」維持のための実力をもたないため、警察力に依存しなければならず、一方で「学問の自由及び教育の自主性の確保」を取り下げることができず、そのジレンマの所産がこの通達案の起草だったと推測される。

先の「学生の政治運動に関する教育行政上の観点とその対策」と内容的に重複しつつ、公表を目的に作成された「教育の問題としての学生運動」（五二年七月、「戦後教育資料」所収）では、「学内秩序の維持確保」のための警察との協力・協調はほかされるが、「厚生補導」について「制度的な欠陥」があると指摘する。そこで、戦前の「学生補導制度」が「全般としては戦争指導に利用せられ、その本来の姿が失われていつたため、元来補導そのものを非民主的な危害者であるかのように考える風潮を生じた」として、その「過誤をおかした原因に対する痛烈な反省とともに、本来の教育的な補導の立場を確立する責任

を有している」という。この「痛烈な反省」がまっとうなものであれば、「非民主的な危害者」となったのが文部省と各学校であることは自明であるにもかかわらず、「風潮を生じた」という他人事のような認識になるわけがない。それゆえにとすべきだが、「本来の教育的な補導の立場」も、実際には高揚する学生運動を抑え込むための「思想善導」方策の再現にしかならなかった。

この「教育の問題としての学生運動」は、新聞では「過激な学生運動が相つぎ、それだけに学生に対する社会の批判もきびしく最近では卒業生の受入側である日経連はじめ産業界で“赤い学生おことわり”を声明、就職対策ともからんで問題となっている」現状に対する、「社会の理解と受入れ」を求めた文部省の「学生運動白書」として報じられた。すなわち、「学生の行過ぎた行動はほんの一部の極左学生に限られたもので学生運動そのものを非難追及するよりむしろその健全な成熟をはかるべき」という点が注目された（『読売新聞』五二年八月四日）。思想問題と就職がつながることに関して、岡野清豪文相は財界関係者との懇談の場で、「財界人が金を出し合って、学生専門の興信所のようなものを作り、学生側の思想調査を行えばよい」と述べたという（同前、五二年九月一四日）。

さて、一九五三年二月二日作成の大臣官房総務課『第十五回国会予想質問に対する答弁資料』（東大教育学部図書室所蔵）中にある「学生政治運動に対する文部省の措置」について用意された答は、「学生補導の効果を確保するため」として、厚生補導関係の拡充と「治安関係当局との間の十分な諒解」というものであり、ここでは学校教育法改正などの「立法的措置」は言及されていない。「立法的措置」が見送られたことは、当面する事態に「学生補導体制」を早急に確立することで対応可能という見通しをもっていた、ということであろう。学生運動も「27年秋ころから日常闘争（選挙、就職、平和擁護等）へ移行していった。これとともに学内活動は沈滞し、全国的組織活動もほとんどみられなくなった」（「戦後の学生運動の動向」）という現状認識が、その背景にあったと思われる。

最後にGHQの直接的関与について簡単に触れる。四九年七月一九日の新潟大学開学式を手始めとする民間情報局顧問イールズによる「赤い教授追放」のキャンペーンについては、レッド・ページ研究のなかで研究が蓄積されてきているので、ここでは省く。大学学術局学生生活課作成の「学生問題に関する資料」（五〇年）には、イールズの新潟大・金沢大での講演に先立ち、四九年六月一〇日付の東北大学長宛の宮城県軍政部覚書「学校教育における政治活動について」を収録している。「学生生徒自治会や学校教科外活動はいつでも学校教育の主要な一部であり、常に学校長から委任された教員の監督を受けねばならない」「学校内に政党の支部や所謂「細胞」等の組織は、条件にある他の政党のものといえども法規に違反するものである」など、すでに文部省・各学校当局が実施しつつある内容であったが、地方軍政部とはいえ、GHQから大学当局に直接こうした政治活動抑制の方針が指示された意味は大きい。

もう一つだけGHQの関与をみる。五一年六月、民間情報局より「高等教育の改善に対する勧告」がなされ、全国各国立大学に配布された。そこには、「大学の自由および自治についてこの一般に承認された通念と一致するすべての方法によつて大学職員組織および学生団体から共産主義的および他の全体主義的影響を除去すること」「すべての高等教育機関内の学生自治の適当な型についてより効果的なよりよく統制された計画を發展させること」という事項が含まれていた。これに対する文部省の稲田大学学術局長の談話は、

「この内容は現在の方針とほぼ一致するから、これによって従来の方針に変化をきたすことはないだろう」というものだった。民間情報局の勧告は占領終結後の「大学行政に全般的示唆」（以上、『東京大学学生新聞』第九〇号、五一年九月一三日）をあたえるものと受けとめられるように、学生運動に対する抑圧統制の恒久化が意図されており、それは文部省への最後のエールとなった。

3 旧教学局官僚の延命と復活

文部省記者会（戸塚一郎・木屋敏和共編）『文部省』（一九五六年）は、戦後の「文部省の大学教育行政の歴史は、新制大学の創世記物語からはじまる」として、次のように記している。

ポツダム宣言にもとづく教職追放の嵐が、文部省教学局の「特高」的な教育行政官を一掃し、「八紘一字」や「聖戦」や「大東亜共栄圏」の勇ましい理論家たちを象牙の塔から吹き飛ばしたあと、戦争中の風雪に耐えてきた進歩的諸教授が一せいに復学、それぞれの学園で民主化運動の中心勢力となるとともに、当時の東大長南原繁を委員長とする教育刷新委員会（のち教育刷新審議会と改称）が高い調子で建議した理想主義的な文教改革の青写真もつぎつぎに発表され、南原のいう「精神革命」を基調とした大学教育行政の転回は一見はなほだ快速調であつた。

——しかしながら、のちに起つた大学側と文部省当局との間の冷い気流、求心的に大学を手もとにたぐり寄せようとする文部省の意向と、遠心的に文部省から離れようとする大学側の意向との反発、ことにレッドパーズ（赤い教授追放）の風評や、学生と警官との間の「対立」に近い感情など、すべてこの当時の空気の中からすでにそのかすかな芽生えが育つてきたことも忘れてはならない——

この叙述は大きな見取図としては有効とはいえ、いくつかの留保が必要である。とくに、前節でみたように「教学局の「特高」的な教育行政官」の一掃は文部省のサボタージュにより遅延し、GHQの懲罰により、ようやく四六年五月ころまでに公職追放・教職追放となったものだった。国民精神文化研究所・国民錬成所から教学錬成所に移り、教育研修所に転換後もしばらく在籍していた「八紘一字」や「聖戦」の「勇ましい理論家たち」も、教育研修所の民主化とともに去っていった。それでも文部省の「思想統制」に関わった、主に旧教学局官僚の一掃は不徹底・不十分におわった。それは、特高警察関係者の約半数が「罷免」されながらも、残りが警察の他部局あるいは他省庁に転籍・雌伏して延命するほか、占領期の「逆コース」開始とともに、「罷免」警察官とともに警備公安警察関係の部署に復帰していくのと同じ道筋を、旧教学局官僚もたどったからである。その全体像を提示することは難しく、いくつかの事例で類推するほかないが、そのままの延命と、追放後の復帰という二つの型・官僚群として示そう。

まず延命、つまり追放とならず、そのまま文部省・大学に残り、戦後も「思想統制」復活・学生運動抑圧に関わりつづけた型・官僚群である。文部省でこれを代表するのが、剣木亨弘である。戦前、応召をはさんで二度、教学局思想課長を歴任したが、追放基準の在籍二年に満たなかったためか、戦後は学校教育局大学教育課長・官房秘書課長を経て、四七年二月に学校教育局次長、四九年六月に大学学術局長、そして五〇年五月から五一年三

月まで文部次官を務める。福岡県知事選で落選後、吉田内閣の官房副長官に就任、五二年八月から五三年二月まで、再び文部次官となる（その後、参議院議員となり、六六年一月から六七年十一月まで佐藤内閣の文相に就任）。この経歴に明らかなように、戦後初期の文部行政の中枢に位置し、とくに大学行政をリードする立場から、高揚する学生運動の抑圧に直接関わった官僚である。前述の五〇年六月一七日付の通達「学生運動について」は、剣木次官名で発せられたものであった。また、同年一〇月の早大での全学連と警官隊の衝突について、「学園の秩序が乱された場合警察力が学園内部におよんでもこれは致し方がない、これまで学園内部の問題は学校当局の自主解決にまかせてきたがこんどのように空前の検挙者を出しては根本的に問題を考え直さなければならない」という次官談話を発表する（『読売新聞』五〇年一〇月一八日）。二度目の次官就任直後には、日教組に政治活動の取止めを申し入れている。

大学における「思想統制」の連続・継承を象徴するのが、東大事務局長の石井勲である。雑誌『真相』特集版第一七集「大学の内幕」（一九五〇年三月）は、「君臨する弾圧専門家」として石井をとりあげる。東大の学生主事を経て教学局勤務となり、「思想運動の弾圧と圧迫」に有能ぶりを発揮、それを軍部に買われて興亜院調査官となり、「中国人民の圧迫と隷属化に縦横の活動振りを見せ」、一九四一年、九大の学生課長として日本に戻り、四二年に東大に復帰、「庶務課長から現在の事務局長に据えられて、そのまま終戦を迎えた」という経歴の記述は正確である。追放を免れ、「最近のフアショ再興の風潮に乗って再び活動を開始した」とする。

この石井事務局長の下に、「厚生部長斯波義慧、庶務課長伊藤亀吉、学生課長加藤橋夫、厚生課長今哲朗」らが学生運動の抑圧監視の中心となり、とくに加藤を責任者とする学内防犯組織は「窃盗その他の犯罪防止のためと称して」、「本富士署の刑事を公然学内に入りさせ」、「共産党細胞その他学内民主団体の動向調査」をおこなっているという。石井が隠然とした力をもつのは、事務局長として「予算と人事問題」の権限を握っているからとされる。

その石井の著書『東大とともに五十年』（一九七八年）で披瀝された教育観・大学観は、戦前から戦後にかけての生き方と見事に照応するように思える。「大学は学問を取扱うところであり、高等学校以下の学校は、学問にまでは手の届かない範囲の、即ち教育だけを取扱うところである」として、「教育の自由」などとは全く笑止の限り」と断言する。「教育は、社会人としての適性、能力を涵養することを目的とするものであるから、社会的、時代的の制約が根本にある」と考えるゆえに、である。ここからは、教育される存在としての学生生徒の政治的・社会的関心や行動は抑制されて然るべき、という判断が下されるであろう。

また、「警察力と大学」の関係について、「大学内の治安が、大学自体の力で完全に維持されえない場合には、大学当局はむしろいち早く警察を招致し、これを学内へ導入する義務がある。「大学の自治」の名において、学内の秩序紊乱、または不法者の潜伏を、そのままにし、警察権の立入りを拒むが如き態度は、権利の濫用であり、大学と国家との関係を知らない行動というべきである」と述べる。この見解は、自らが東大の事務局長として「学内の秩序」維持に腐心し、そして躊躇なく警察力の学内導入を図った体験と固い信念にもとづくものといえよう。

先の高橋学生課長は、一九四四年に東大学生主事となり、四七年に学生課長に就任していた。五〇年八月三十一日付で加藤は厚生部長補佐に昇進し、千葉医科大学の学生主事を六年務めていた長谷川修一が後任の学生課長となる。しかも長谷川は、四一年に教学局嘱託となり、興亜勤労学生報国隊を「満洲国」に引率する、という経歴ももっている（以上、『東京大学学生新聞』第五五号、五〇年九月一四日）。戦後東大の学生運動の抑圧統制態勢は、石井に代表される戦前からの学生主事経験者によって再構築されていくのである。

前掲『真相』では、早大でも厚生部学生生活課が「そつくり戦前の左翼学生弾圧機関学生課の再版」であり、「最近は大塚警察と組み、防犯組織の名目で警備情報係（旧特高）を教室まで出入させ」ていると暴露している。

次に、一度追放されたあと、レッド・パーズや「愛国心教育」の推進などの流れに乗って、一九五〇年代前半から文部省中枢に復活してくる型・官僚群である。その代表格が田中義男である。田中は、群馬・長崎県の特高課長を経て、一九三五年に思想局思想課長、三七年に教学局庶務課長などを歴任し、戦後直後には学校教育局次長であったが、四六年九月から五一年八月まで公職追放となっていた。その田中が、五二年二月、初等中等教育局長として復活するのである。この抜擢の理由の一つに日教組対策があった。『文部省』は、これを「内務官僚の台頭」と呼び、さらに五三年五月、大達茂雄が文相に就任し、「画期的な破天荒人事」が断行されたという。初等中等局長であった田中を次官とし、その後任に緒方信一を据えるのである（緒方は、青森・三重県特高課長、警視庁特高部外事課長、^{シンガポール}昭南市で大達市長のもと警察部長を務め、戦後は追放解除後、宮崎県総務部長となっていた）。緒方の場合、初めての文部省入りだったが、大達―田中―緒方ラインによる日教組対策といわれ、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」などいわゆる「教育二法」を実現させていく。緒方は、六〇年一月に文部次官となる（『読売新聞』「時の人」〔六〇年一月二三日〕では、「昔特高一今文部次官」という毛色の変わったコースを歩んだ人」と評された）。

やや時代は下るが、五五年二月に調査局長となった吉田孝一の場合は、旧教学局官僚の復活といえる。安藤正純文相は、吉田を阪大事務局長から引き抜いて秘書官とし、すぐに調査局長に抜擢した（まもなく死去）。

一九五五年三月二五日付の『読売新聞』に「新しい文教政策の行方」と題して、「安藤文相がこの二月に断行した“抜打ち人事”は文相秘書官だった吉田孝一氏を調査局長に、中教審委員に学校図書株式会社重役の近藤寿治氏を補充、これに社会科改定をやった視学官の小沼洋夫氏をあわせて特定の教科書会社の文部省進出と一部では非難された。教科書問題が中教審にかかれば近藤氏が専門委員長としてリードし中教審主管の調査局長には吉田氏が当たっているというわけだ」という記事が載る。「特定の教科書会社」とは、小沼も公職追放後に勤め、教科書の編纂をおこなっていた学校図書（元専門学務局長の永井浩も同社の重役）を指す。ここに教学局長官であった近藤と、思想課長であった小沼が、公職追放解除とともに、「新しい文教政策」の担い手として再登場してきたことになる。ただし、批判をあびた近藤は五か月ほどで中教審委員を辞している。

小沼は五三年一月に文部省視学官に復帰し、初等中等教育局勤務となり、「社会科改訂」をになっていた。

追加 小沼の「社会科」観

その後、小沼は調査局を経て、国立教育研究所に移り、長く道徳教育に関わる。

劔木に先立ち文部次官を務めた有光次郎（戦前は専門学務局学務課長・官房文書課長・秘書課長、戦後は科学局長・体育局長・教科書局長を歴任）が、一貫して文部省中枢の一員として、戦前戦中は思想動員から「教学錬成」へ、戦後は「国体護持」教育の維持と「民主主義」教育の実施にあたっていたことは、これまで有光の『日記』を用いて述べてきたことである。こうした存在は有光一人に限らない。『文部省』は、「官僚陣の生態、人的構成」を次のように示す。

文部官僚といったものが、やゝ形をなしてきたのは太平洋戦争突入前後の昭和十五年とみていい。すなわち科学する心で有名だった元第一高等学校校長橋田邦彦が文相となり、菊池豊三郎が事務次官になった頃からとみていい。当時の首脳部をみると、専門学務局長に永井浩、実業学務局長に関口勲、図書局長に近藤寿治、教学局長官に藤野恵、宗教局長に阿原謙蔵、会計課長に柴沼直、秘書課長に田中義男らがまず顔を出し、一角を形成した。（略）

これが十六年になると、文書課長に有光次郎、社会局長に額綱弥三が顔を出す。勿論、これらの中には内務官僚系の人々も沢山入りまじっているが。十七年になつて、これに科学局長生悦住求馬、十八年に文書課長伊藤日出登、十九年に総務課長に西崎恵。さて終戦時の二十年に、事務次官が菊池豊三郎から藤野恵、名次官といわれた河原春作にバトンがつかれ、文部官僚陣も相当はつきりした色彩をおびてきた。すなわち秘書課長に有光次郎、稲田清助、文書課長西崎恵、会計課長伊藤日出登、史料編修課長久保田藤麿、国民教育局長柴沼直らがズラリと顔を出す盛観さとなる。

これらの顔ぶれのうち、おおよそ局長級は戦後には引退ないし公職追放となり、課長級は有光の体育局長・教科書局長と柴沼の体育局長就任とを除いて、まず各局次長となる（学校教育局次長には田中義男、のち劔木が就く）。前田文相が「国体護持」教育に固執する一方で、「民主主義」教育を推し進めるために、田中耕太郎を学校教育局長に、山崎匡輔を科学教育局長に、関口泰を社会教育局長に、というように、省外から人材を登用したからである。

局長級はもとより、各教育領域の第一線の実質的な推進者ともいふべき課長級にも、戦時下の「教学錬成」教育の責任は大いにあるといふべきだろう。たとえば、「決戦下行学一体の文教新理念」を示すものとされた『文教維新の綱領』（一九四四年）の編纂刊行である。その執筆は「文部省にあつて直接この教育維新の大業に参画しかつその実施指導の衝に当りつつある第一線の課長および教学官等」が分担している。戦後も引続いて文部省の要職を占めることになる顔ぶれを、その執筆者のなかから拾うと、「文教維新の指導理念、文教維新の課題（教学官小沼洋夫）」「高等学校の改革（教学官佐藤得二）」「学徒戦時動員体制（総務局総務課長伊藤日出登）」「大東亜文教政策、戦時教育非常措置方策（総務局総務課事務官森田孝）」らを挙げうる。佐藤得二は関口の後任の社会教育局長を務め、森田孝は教科書局庶務課長、中等教育課長、文書課長、総務課長などを歴任する。教学局の消滅後、教学局官僚の一部は公職追放となったものの、大部分はそのまま省内の他局に移っていった。『文教維新の綱領』に代表されるように、文部省全体が全力で「皇国民」錬成教育に邁進したわけだが、それを自省することなく、なし崩し的に「戦後教育」

の遂行にあたったことは、前節でみた。「国体護持」教育への固執を経て、学生運動抑圧をはじめとする新たな教育統制を志向していくことは、その人脈や教育観の継承において、必然であったというべきであろう。

戦前教育からの断絶と戦後「民主教育」推進のための清新な試みとみられた文部省外部からの大学人の文相や局長起用（『文部省』では田中・山崎、さらに日高第四郎〔学校教育局長、のち文部次官〕を「講壇派」と呼ぶ）も、一定の成果をあげつつも、半面で期待を裏切るものであった。前田文相の「国体護持」教育への固執、田中学校教育局長・文相の「教育勅語」擁護論、森戸文相のラジオ放送「教育復興と学生運動」はずでにみた。そして、「教育勅語」の戦後版と評された天野貞祐文相の「国民実践要領」草案（一九五一年一月）に、一つの到達点を見ることができよう。田中・森戸・天野はそれぞれ戦前の大学抑圧や学問侵害を身をもって経験していながらも、自らが教育行政のトップに立つと、それらは教訓とはならなかった。それゆえに、『読売新聞』五三年二月一日付の社説「文相の錯迷」の冒頭の部分——「終戦後、日本の不幸のひとつは、歴代の文部大臣が、反省力を持たない旧思想人だけであったということである。大臣個人の感覚に救われないものがあることは仕方がないとして、このような大臣だけが就任する政界の環境には慢性的な病根があり、この点絶望を感じる」——に集約されるような、幻滅と不信を残す結果となった。

しかも、為政者層（吉田内閣）ではそうした田中・森戸・天野文相流の施策でも物足らなくなり、五二年以降は文人文相から党人文相へと転換する。岡野清豪、そして大達茂雄文相の登場である。とくに大達文相は教職員の政治活動を制限し、日教組の力をそぐことに力を注いだ。その後、党人文相でも生ぬるいとして、五六年以降、内務官僚出の灘尾弘吉が文相（四度）となり（ただし、灘尾には警察関係の経験なし）、勤評闘争で日教組と全面的に対決する。

なお、戦後の教育のあり方は、その重要性ゆえに政権中枢の関心事でもあった。吉田内閣では、四九年五月、文教審議会の設置を閣議決定する（五一年四月に文教懇話会と名称を変更）。そこでは、「国民道徳の確立について」「教育と政治について」（以上、四九年）、「大学に於ける共産党の活動対策について」「全学連の動向について」「国家について」「道徳綱領について」（以上、五〇年）、「レッドパージについて」「国民実践要領について」「道徳教育について」（以上、五一年）、「大学に於ける学生事件について」（五二年）などが懇談事項となっている。出席者は、鈴木大拙・長谷川如是閑・和辻哲郎・小泉信三らのほか、安倍能成・天野貞祐らの文相経験者であった（以上、「石川二郎関係文書」所収、国立教育政策研究所図書館所蔵）。こうした審議会・懇談会の設置は政権中枢の教育問題への関心の所在を社会的に示すものではあったが、懇談の場以上の役割をもつことはなかったようである。

表1 文部省思想関係予算表

年度	人員	費目	計上額	備考	学生主事・主事補関係経	訓育費	特別講義費
1928	6(6)	思想調査臨時施設費	35,114	28年10月、学生課設置	152,605	32,100	
1929	18(18)	本省一般経費	32,228	29年7月、学生部設置	327,410	62,400	
1930	21(18)	本省一般経費	32,228		342,506	62,600	12,500
1931	30(36)	本省一般経費	32,228				
		臨時思想調査費	29,000	学生思想問題調査委員会設置			
		計	61,228		353,810	64,400	25,000
1932	47(55)	本省一般経費	41,998	督学官増員			
		思想指導訓練費	117,426	臨時思想調査費29,000円は思想指導訓練費に組替えのため、減	353,810	64,600	
		計	159,424				
1933	50(55)	本省一般経費	41,998				
		思想指導訓練費	154,720	平年度予算増			
		計	196,718		333,060	65,000	
1934	58(59)	本省一般経費	42,238				
		思想指導訓練費	153,596				
		思想指導臨時施設費	47,000	講習施設			
		計	242,834		333,060	65,200	

『思想局要項』による。人員欄の()内は予算定員

表1 文部省思想関係予算表

年度	人員	費目	計上額	備考	学生主事・主事補関係経	訓育費	特別講義費
1928	6(6)	思想調査臨時施設費	35,114	28年10月、学生課設置	152,605	32,100	
1929	18(18)	本省一般経費	32,228	29年7月、学生部設置	327,410	62,400	
1930	21(18)	本省一般経費	32,228		342,506	62,600	12,500
1931	30(36)	本省一般経費	32,228				
		臨時思想調査費	29,000	学生思想問題調査委員会設置			
		計	61,228		353,810	64,400	25,000
1932	47(55)	本省一般経費	41,998	督学官増員			
		思想指導訓練費	117,426	臨時思想調査費29,000円は思想指導訓練費に組替えのため、減	353,810	64,600	
		計	159,424				
1933	50(55)	本省一般経費	41,998				
		思想指導訓練費	154,720	平年度予算増			
		計	196,718		333,060	65,000	
1934	58(59)	本省一般経費	42,238				
		思想指導訓練費	153,596				
		思想指導臨時施設費	47,000	講習施設			
		計	242,834		333,060	65,200	

『思想局要項』による。人員欄の()内は予算定員

表2 学生運動の展開 I

年度	事件数				検挙者数				起訴者数				処分者数			
	大学	高校	専門学校	計	大学	高校	専門学校	計	大学	高校	専門学校	計	大学	高校	専門学校	計
1925	9	1	4	14	40	-	5	45	28	-	5	33	-	4	2	6
1926	5	1	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	3	26
1927	6	5	-	11	22	7	-	29	1	-	-	1	9	3	-	12
1928	18	28	16	62	48	53	6	107	21	7	-	28	77	140	38	255
1929	55	26	15	96	142	97	31	270	23	1	1	25	80	166	20	266
1930	87	54	33	174	458	336	110	904	49	23	3	75	227	426	108	761
1931	193	98	60	351	540	295	191	1026	24	6	1	31	278	456	189	923
1932	145	64	53	262	632	277	198	1107	48	3	7	58	364	253	235	852
1933	97	15	24	136	443	128	56	627	67	14	9	90	320	155	80	555

『思想局要項』より作成

表3 学生運動の展開Ⅱ

年度	ストライキ				騒擾			
	大学	高校	専門学校	計	大学	高校	専門学校	計
1929	2	7	-	9	4	3	-	7
1930	5	7	2	14	6	4	2	12
1931	3	4	1	8	10	7	1	18
1932	1	-	2	3	-	2	-	2
1933	-	-	-	-	3	-	-	3
1934	-	1	-	1	-	-	-	-

『思想局要項』より作成

表5 在籍・除籍別処分表

年度	1928	1929	1930	1931	1932	1933
在籍	40.1%	49.4	44.7	63.7	54.5	59.9
除籍	59.9%	50.6	55.3	36.3	45.5	40.1

『思想局要項』より作成

表4 被処分学生生徒の事後状況調査(1931年5月10日現在)

	被処分者総数	改悛者数	%	不改悛者数	%	不明者数	%
在籍	896人	511人	57.0	118	13.2	267	29.8
除籍	816人	133人	16.3	187	22.9	496	60.8

学生部『第六十四帝国説明材料』

表6 中学生徒に関する統計

年度	事件数	検挙者数	起訴者数	処分者数
1925	1	-	-	2
1926	1	-	-	2
1927	2	-	-	-
1928	13	13	-	29
1929	21	22	3	46
1930	36	34	2	96
1931	37	88	1	60
1932	36	41	-	44
1933	17	29	2	44

『思想局要項』より作成

表7 小学校教員に関する統計

年度	事件数	関係者数	検挙者数	司法処分者数				行政処分者数								
				起訴	起訴猶予	留保処分	計	免許状剥奪	懲戒免職	命退職論旨退職	依願退職	休職	譴責訓戒転任など	計		
1926	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1
1927	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1928	3	27	26	1	-	-	1	1	5	-	1	1	3	-	5	16
1929	3	32	31	1	-	-	1	-	-	-	12	3	1	-	-	16
1930	15	57	53	7	30	-	37	2	18	-	1	25	4	-	7	57
1931	23	191	157	2	25	2	29	5	24	-	31	38	2	-	76	176
1932	33	363	348	43	29	57	129	6	39	-	44	62	84	-	44	279
1933	25	127	127	20	20	10	50	9	9	-	10	39	18	-	27	112

『思想局要項』より作成

表8 青少年団体に関する統計

年度	青年団体							少年団体	
	事件数	関係者数	検挙者数	司法処分				事件数	関係者数
				起訴	起訴猶予	留保処分	計		
1925	1							-	-
1926	-	-	-	-	-	-	-	1	
1928	2	808						1	17
1929	1							9	183
1930	8	385	122	-	-	-	-	17	546
1931	18	192	36	-	9	-	-	9	195
1932	14	289	282	1	34	1	36	5	191
1933	3	83	6	-	2	1	3	2	134

『思想局要項』より作成

表9 創立年による右翼学生学内団体

年度	大学	高校	専門学校	計
1927	2	-	-	2
1928	1	-	2	3
1929	1	1	-	2
1930	3	-	3	6
1931	5	-	4	9
1932	13	3	4	19
1933	14	1	11	26
1934	12	2	3	17
1935	4	1	4	9

藤島利郎「最近に於る右翼学生運動に付て」